

2022年度

大韓帝国期統監府の植民地化教育における教科書研究

—学部編纂普通学校教科書と私立学校教科書を中心に—

千葉大学大学院

人文公共学府

博士後期課程

野村 淳一

目 次

序章	1
1. 研究主題の設定	1
2. 先行研究と課題	2
3. 研究目的と方法	4
4. 論文構成	5
5. 研究対象主要教科書	6
第1章 甲午改革期の学部編纂教科書の主体性	10
はじめに	10
第1節 甲午改革と小学校教育	11
1. 教育立国詔書と小学校令の公布	11
2. 小学校の設立	18
3. 地方公立小学校の状況と教員の赴任	21
第2節 甲午改革と朝鮮初の教科書—学部編纂『国民小学読本』—	30
1. 甲午改革と『国民小学読本』の編纂	30
2. 『国民小学読本』と日本の教科書との関連	32
3. 『国民小学読本』と学部編輯局	35
4. 『国民小学読本』の教材内容	36
5. 甲午改革期の教科書としての主体性の堅持	42
第3節 官公立小学校の標準国語読本教科書—学部編纂『新訂尋常小学』—	43
1. 『新訂尋常小学』の編纂と日本人補佐員の存在	43
2. 『新訂尋常小学』と日本の教科書との関連	44
3. 『新訂尋常小学』の挿絵と日本の教科書との関連	47
4. 『新訂尋常小学』の教材内容と愛国心教材	49
5. 甲午改革期の標準教科書としての『新訂尋常小学』	50
小 括	50
第2章 統監府期の学部編纂普通学校学徒用教科書の特性	59
はじめに	59
第1節 学部日本人官僚による普通学校教科書の編纂	60
1. 学政参与官幣原坦と日語教育	60
2. 三土忠造と普通学校学徒用教科書の編纂事業	64
第2節 日本による朝鮮の文明化—『普通学校学徒用国語読本』—	68
1. 『普通学校学徒用国語読本』について	68
2. 教科書比較分析のための引用と分類項目の観点	72
3. 『普通学校学徒用国語読本』の教材内容	74
4. 『普通学校学徒用国語読本』の特性	78
第3節 「懶惰」の強調と愛国心の希薄化—『普通学校学徒用修身書』—	79

1. 『普通学校学徒用修身書』について	79
2. 『普通学校学徒用修身書』と日本の修身教科書との関連	80
3. 『普通学校学徒用修身書』の教材構成・内容の特性	85
4. 『普通学校学徒用修身書』の特性	90
第4節 日本語の必修教科化と強制－『普通学校学徒用日語読本』－	91
1. 『普通学校学徒用日語読本』について	91
2. 日本の『尋常小学読本』との比較	94
3. 教材の分類と構成	98
4. 『普通学校学徒日語読本』の特性	104
第5節 朝鮮社会の要求と対策－『普通学校学徒用理科書』と『普通教育唱歌集』－	105
1. 理科教科書の要望と学部編纂『普通学校学徒用理科書』	105
2. 愛国唱歌教育運動と学部編纂『普通教育唱歌集第一輯』	109
小 括	113
第3章 統監府による私立学校教科書の検閲と排除	120
はじめに	120
第1節 「排日」教科書の根絶－私立学校教科書の検定・検閲制度の構築－	121
1. 私立学校用教科書の検定	121
2. 検定における不認可要因とその影響	129
第2節 愛国心の検閲－検定『普通教科修身書』と検定不許可『高等小学修身書』－	135
1. 『普通教科修身書』と『高等小学修身書』	135
2. 検定教科書『普通教科修身書』の教材構成	138
3. 学部が警戒する検定不許可教科書の教材	144
第3節 自主独立意識の高揚と愛国心鼓吹－国民教育会編纂『初等小学』－	145
1. 『初等小学』とその評価	145
2. 国民教育会と教科書編纂事業	147
3. 『初等小学』の教材構成と特性	149
4. 『初等小学』の独自教材と学部不認可要因	151
5. 大韓帝国の教科書としての『初等小学』	155
第4節 学部検定教科書の妥協と抵抗－玄采著『新纂初等小学』－	156
1. 玄采と『新纂初等小学』	156
2. 教科書存続のための自主規制	158
3. 『新纂初等小学』の抵抗姿勢	163
4. 朝鮮人編纂の国語教科書の存続と対日妥協	166
小 括	167
第4章 「韓国併合」後の教科書編纂の連続性と不連続性	173
はじめに	173
第1節 「併合」直後の総督府学務局の教科書対応	173
1. 「併合」直後の教科書への緊急的措置対応	173

2. 総督府学務局と訂正普通学校学徒用教科書	179
第2節 朝鮮の痕跡の根絶－『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』－	182
1. 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』編纂の実際	182
2. 朝鮮の痕跡の削除と天皇の可視化	186
3. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』の位置づけ	189
第3節 天皇の恩沢と不明瞭な教育勅語の位置づけ－『訂正普通学校学徒用修身書』	189
1. 『訂正普通学校学徒用修身書』編纂の実際	189
2. 「勤儉ノ美風」の涵養と「併合」の事実の徹底化	192
3. 天皇の恩沢の強調と教育勅語への対応	194
4. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用修身書』の位置づけ	196
第4節 「日語」から「国語」へ－『訂正普通学校学徒用国語読本』－	197
1. 『訂正普通学校学徒用国語読本』編纂の実際	197
2. 『訂正普通学校学徒用国語読本』の問題と学務局編輯課の対応	201
3. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用国語読本』の位置づけ	202
第5節 朝鮮教育令公布後の最初の総督府編纂教科書－『普通学校国語補充教材』－	202
1. 『普通学校国語補充教材』編纂の背景とその運用	202
2. 教科書編集上の新たな試み	204
3. 天皇の「恩沢」の強調と実用・勤勉を主とした教材化の視点	206
4. 「韓国併合」後の『普通学校国語補充教材』の位置づけ	208
小 括	208
終章	215
1. 甲午改革期の学部編輯局教科書の主体性とその影響	215
2. 大韓帝国の教科書としての私立学校教科書	216
3. 教科書編纂における天皇の恩沢の強調と教育勅語の曖昧性	218
4. 遅れた朝鮮・懶惰な朝鮮人の表象化と教科書の役割	220
5. 実用・処世のための日語教育から同化のための国語（日本語）教育へ	222
6. 今後の課題	224
参考文献	228

凡 例

- 年号は基本的に西暦で表記した。引用文中はこの限りではない。大韓帝国の年号「光武」「隆熙」などは必要に応じて使用する。
- 引用文の漢字は旧字体は新字体にしたが、仮名遣いは原文のままとした。
- 引用文中の傍線は、特に断りのない場合、引用者によるものである。引用を略した部分については（略）（中略）で示した。
- 参考文献については、以下の順番で各項を明記した。
 - 著者名／訳者名／編者名／『書名』／出版社／出版年／頁数。
 - 著者名／訳者名／「論文名」『書名・誌名』巻号／出版社／出版年／頁数。
- 韓国で出版された論文名や書籍名は、日本語に訳して記載するが、その場合は文頭に*（アスタリスク）を付けて表記する。
- 括弧の使い方は以下に準じる
 - 『 』 書名・新聞名・雑誌名
 - 「 」 論文名・記事名・引用文
- 人名表記に関して
 - 漢字名の場合はそのまま表記する。ハングルで表記されている人名は、初出のみハングル名で表記して括弧（ ）内にカタカナで人名を表記する。以後はカタカナ表記のみで記述する。
- 「韓国」「朝鮮」の名称に関して
 - 大韓帝国期は韓国、韓国人、韓国政府などと表記し、朝鮮王朝期や「併合」後は朝鮮、朝鮮人と表記する。全体的な表現や概念上の説明、地形などの場合は、朝鮮文化、朝鮮の歴史、朝鮮半島などと表記する。ただし、当時の史料からの引用の場合は、原文まま表記する。韓国併合は歴史的意味から「韓国併合」「併合」と括弧を付けて表記する。
- 教科書名の表記に関して
 - 日本や大韓帝国期に編纂された教科書名は、名称が長くても省略せずに正式名称で表記する。

序 章

1. 研究主題の設定

日本は第二次日韓協約（1905年）締結後に大韓帝国を保護国とし、日本政府の機関である統監府を設置して韓国政府を統制し、植民地化のための政策を実行していった。これに対して、朝鮮社会では義兵による抗日武装闘争と教育と実業の振興による実力養成を行い、国権回復を目指した愛国啓蒙運動が高まった。後者は特に学校教育に力点を置き、そのために愛国的知識人や団体などにより多くの私立学校が朝鮮全道に設立された。このような状況下において、統監府は甲午改革（1894年）以降の学校教育制度を廃止して植民地化に向けた「模範教育」体制を構築した。「模範教育」とはこれまでの朝鮮の学校教育を否定して、統監府が着実・勤勉で善良な国民を育成するための学校教育の模範を示すという意味である。実際は朝鮮の学校教育を簡易な普通学校と職業学校に限定し、統監府の「是正改善」政策による朝鮮の文明化に感謝の念を抱き、日本語を理解して規律正しく勤勉に労働する朝鮮人の育成を目的とした植民地化のための教育体制の再構築であった。そのために、普通学校令（1906年）によって甲午改革期から存続していた官公立小学校を廃止して、新たに日本語を必修科目とする4年制の普通学校を創設した。

このように教育方針と教育施策が決定されても、それを効果あるものにするためには実際の学校教育の効果如何にかかっている。統監府の教育政策を実際の教育現場・学校にどのように浸透させていくのか。その学校教育の基盤となるのが、教育内容を伝授する教師と教育内容を具現化した教科書である。つまり、統監府学部官僚が植民地化教育政策を決定して法令を制定し、その教育施策を効果的に遂行していくためには、教師の存在とともに生徒に働きかける媒体として教科書が存在していなくてはならないのである。そのため統監府は教育施策を確実に浸透させるために、文部省国定教科書を参考にした普通学校用教科書を編纂して植民地化に向けた「模範教育」を展開した。また、統監府の教育政策に反対している抗日的な私立学校を統制するため、私立学校令（1908年）や教科用図書検定規程（1908年）などを制定し、愛国心や自主独立意識を高める教科書を検閲して「排日教科書」と見なして排除していった。

本論文は統監府統治下の大韓帝国学部が編纂した教科書や知識人、教育団体などが編纂した私立学校用教科書の分析を通して、その教育理念を明らかにすることをねらいとしている。教科書は教育施策や実態と必ずしも一致するものではないが、駒込武が「教科書は公的性格を持つ意見表明とみなすことができる!」と指摘しているように、支配者側の意図が公的に示されたものとして重要なものである。統監府は学部編纂教科書に「文明国日本」「近代化が進んだ日本」の姿を強調し、朝鮮の「停滞」や「他律性」に立脚した教材により朝鮮人は自らの国を統治する能力に欠けるとする朝鮮像を巧みに示すことによって、朝鮮の保護国化を受容させるようにした。また、朝鮮の文明化を名目にして日本の支配・植民地化を正当化する論理を浸透させようとした。これに対して国権回復を目指す運動を担った知識人や教育団体は、大韓帝国皇帝への忠誠と始祖檀君に繋がる民族への「愛国心」、自主独立のための「自強」の浸透を強く意識して私立学校用教科書を編纂した。

このように保護国期の大韓帝国の教科書は、統監府支配下の韓国学部と国権回復を目指し自主独立の教育を実践した私立学校や教育団体のそれぞれの教育理念を投影するものであった。それ故、教科書を総合的に分析することによって、統監府の植民地化教育の意図が何であるのか、朝鮮人生徒をどのような人間に形成していくのかを明確にすることができると考える。このような観点から、統監府下の学部編纂普通学校用教科書の編纂趣意を明らかにし、また、学部が実施した知識人や教育団体などが編纂した私立学校用教科書に対する検閲・排除要因を検証することにより、植民地化に向けた統監府の教育政策とその

支配の構造の一端を照射し得ると考え、本研究の主題設定をした。

研究対象の時期は保護国となった第二次日韓協約（1905年）から「韓国併合」（1910年）の統監府期までが主になるが、扱う教科書は編纂時期の関係から甲午改革後の大韓帝国初期から「韓国併合」後の朝鮮教育令（1911年）制定前後の時期まで扱う。朝鮮総督府初期まで研究の幅を広げるのは、統監府の植民地化教育政策と総督府の植民地教育政策の接続の問題を重視するためである。

2. 先行研究と課題

(1) 統監府期の植民地化教育

韓国での統監府期の教育に関するこれまでの先行研究の概略は、次のようなものである。1980年代までの統監府期の教育研究として、呉天錫は統監府時期の教育を「異邦人」によって操縦された教育であると規定し²、韓基彦は「教育侵略予備時代³」であるとして、統監府の教育理念を「偽装された実用主義⁴」と概念化した。その後、孫仁銖は統監府の教育政策を「愚民化教育政策」と規定し、日本語普及を重点とした同化政策であるとしている⁵。1980年以降、鄭在哲は学政参与官幣原坦が配置された1905年2月から統監府が設置され普通学校令など学制の改革があった1906年8月までの1年半を学政参与官が実施した「教育干渉期」と規定した⁶。それ以降、1911年8月朝鮮総督府による朝鮮教育令公布前までを「諸学校令施行期」として区分した。

このように、韓国では統監府の教育政策を主に「愚民化教育」と見なし、「韓国併合」後の同化政策につながるものであると見なされてきたが、最近の研究では統監府の強制的な日本語教育をもって皮相的に同化教育と規定することは問題であり、大韓帝国を完全に支配できていない状況で、同化教育を推進する段階ではなかったと指摘されている⁷。

統監府期の植民地化教育に関する日本の先行研究は、尹健次や本間千景、佐藤由美、久保田優子、稲葉継雄、井上薫、駒込武、阿部洋、金泰勲らによる関連領域からの実証的研究がなされている。尹健次は教育救国運動の展開と挫折の過程をふまえながら、教育運動の歴史的展開を考察している。教育改革の挫折の背景として、旧教育機関の放置と封建的思惟の持続をあげ、その要因として新学問導入の不振、留学生派遣事業の失敗、財政的保障の困難、不公平な官吏人用制度の運営、書堂などの旧教育機関の転用問題、事大主義的教育政策などを指摘している⁸。

稲葉継雄は、旧韓末日語学校の研究を通して日清戦争前後、日本の侵略教育団体や日本の有志、韓国政府、朝鮮人団体などが設立した日本語学校の歴史的な性格を解明した。甲午改革以後、日本人が朝鮮近代教育に関与した事項などを通して、日本の干渉と韓国の主体的な相関関係における力学関係を追跡した。特に伊藤博文の教育的関与、幣原坦、俵孫一、三土忠造、増戸鶴吉、隈本繁吉、小田省吾などの学部の実務官僚、日本語学校の教師及び官公立学校の日本の教員に対する教員人事教育活動を中心に大韓帝国時期の教育問題を浮き彫りにしようとした⁹。佐藤由美も日本の統監府期から「併合」後の朝鮮教育令制定期にかけて植民地教育政策を推進した参与官や学務官僚（幣原坦、俵孫一、三土忠造、増戸鶴吉、隈本繁吉、小田省吾、関屋貞三郎）に研究の焦点を合わせて実態を究明した¹⁰。

金泰勲は大韓帝国期の教育政策への日本の関与と、それに対抗する愛国啓蒙運動における教育思想および教育活動の実態を明らかにした。大韓帝国学部と統監府の教育政策、教育救国運動に対する統監府の弾圧政策、併合後の朝鮮教育令の実態をまとめている¹¹。久保田優子は統監府期から総督府初期にかけての日本語による「同化」教育に重点を置いて、「併合」前後の時期の日本語教育について考察している¹²。本間千景も「併合」前後期に注目して、保護国期における植民地化の過程と「併合」後の過渡的状況に焦点を絞り、教科書統制、教員養成制度改編、日本人教員配置を主な研究対象として検討を行った¹³。

駒込武は1895年から1945年にかけての植民地帝国日本の異民族支配を「文化統合」に焦点を当て、保護国期から「併合」を経て第一次朝鮮教育令制定にいたるまでの過程を論じている。1900年から1910年までの大韓帝国の状況を扱った研究では、統監府政治期の教育政策と教育令の構造に関して教育勅語の朝鮮教育導入と「忠良ナル臣民」の問題点を指摘している¹⁴。井上薫は「保護国」期の日本語普及政策および日本人官僚の配置に着目し分析している。また、帝国教育会による朝鮮教育令成立過程への影響を究明した¹⁵。阿部洋は朝鮮教育令策定の過程で学務局官僚が寺内正毅総督に提出した『教化意見書』の内容から総督府と「内地」との植民地教育における教育勅語の位置づけの違いを論考している¹⁶。

総じて、「併合」前後の時期の朝鮮教育令で示されている「忠良ナル国民ノ育成」と総督府官僚の内部文書である『教化意見書』で示されている「順良ナル国民ノ育成」の問題から、植民地朝鮮における教育勅語の位置づけに研究の視点が置かれている。

(2) 統監府期の教科書研究

統監府期の学部編纂教科書や私立学校教科書に関しては、各章で個別的に先行研究の整理を行っているので、ここでは、概略と全体的な傾向の整理にとどめる。日本の植民地朝鮮の教科書研究は、「併合」後の朝鮮総督府編纂の教科書研究が中心で、これまでに日本植民地教育史研究会やアジア教育史学会などに所属する研究者の論文が発表されている¹⁷。それに対して統監府期の教科書研究は少なく、甲午改革期から解放後までの初等教育用教科書の概説の中で統監府期の一部教科書を紹介した李淑子¹⁸や保護国期の私立学校徽文義塾編纂の修身教科書などを考察した澤田哲¹⁹、「併合」前後の時期の学部と民間で発行された修身教科書の教育理念を考察した本間千景²⁰、大韓帝国学部の教科書政策を論じた佐藤由美²¹、『日語教科書』の言語的特性を明らかにした上田崇仁²²、李笑利²³、大韓帝国の愛国唱歌教育運動下での唱歌教科書を取り上げた朴成泰²⁴らの研究が主なものである。

韓国の教科書研究に関しては、開化期から「併合」までの教科書全般を紹介した康允浩²⁵や開化期の復刻版教科書を解説した白淳在²⁶、国語教育との関連で国語読本教科書を考察した박봉배²⁷（パクブンペ）、総督府期も含めた韓国の教科書を概観した이종규²⁸（イチョング）などの研究がある。また、「併合」後の総督府編纂教科書を総合的に分析した研究として、김순진（キムスンジョン）を中心とした普通学校修身書や師範学校修身書、女子高等学校修身書などの研究²⁹、장미경（チャンミギョン）、박경수（パクキョンス）、김스런（キムスンジョン）らによる普通学校国語読本教科書研究³⁰、허재영（ホジェヨン）を中心とした朝鮮語教科書研究³¹などがある。統監府期の教科書研究は該当の各章で説明するが、ホジェヨンが統監府期の主に学部と私立学校の国語読本教科書の教材構成やその特色を解説している³²。また、강진호（カンジンホ）が統監府支配下の学部編纂教科書の特性や私立学校教科書の主体性を考察している³³。

統監府期の教科書研究は、普通学校用の国語読本や修身、「日語」教科書の教材内容の分析がなされているが、朝鮮総督府編纂の教科書の実証研究と比較すると、研究の視点や蓄積の面で大きな隔たりがあるのが実状である。韓国での学部編纂教科書に関する研究は、統監府の日本人と親日的であった学部によって編纂された教科書として、「日帝」の植民地化教育の先兵と見なされて論考されている。その研究分析も、完全に植民地化された朝鮮総督府編纂教科書と同じ視点で論考されているものが多い。確かに統監府期と総督府期の両者の教科書の教材選択や内容が重なる部分も多いが、統監府期の教科書は日本の「保護国」ではあったが、あくまでも大韓帝国学部教科書として編纂されたものである。統監府の政策に対して朝鮮社会が示した抵抗の影響を教材構成の中に見出し、総督府編纂教科書とは異なる学部教科書の特性を多面的に見ていく必要がある。また、教材分析において日本の文部省や検定教科書からの引用教材の検証が不足して、個別研究に終止している点に

も課題がある。統監府が意図した植民地化教育の本質を照射するためには、全ての学部編纂教科書の教材構成や内容を分析して、それらを統合して全体として論考する必要があると考える。

一方、私立学校教科書の研究は、統監府日本人官僚の私立学校統制政策との関連で実証的に研究されている。統監府から「排日」教科書として指定された不認可教科書は、自主独立と愛国心高揚を編纂趣旨としていたため、抗日姿勢の面から韓末の教科書として高く評価され個別研究は充実している。反面、検定許可や学部認定を受けた教科書は、親日的と断定される傾向があり積極的に考察されていない。統監府による教科書検閲のねらいや基準をより具体的に明確にするためには、不認可教科書と学部教科書との比較、不認可教科書と検定合格教科書との比較分析が重要である。また、検定・認可教科書を親日的教科書とし断罪するだけではなく、「韓国併合」直前の時期に朝鮮人編纂による教科書を存続させるための検定対策や抵抗姿勢について注視していくことも必要であると考えられる。

最後に保護国期の統監府の植民地化教育政策と朝鮮総督府初期の植民地教育政策は、どこがどのように連続し、あるいは断絶したのかという「連続性と不連続性」の課題³⁴がある。「韓国併合」直後から朝鮮教育令制定による総督府編纂の新教科書が整備されるまでの空白期間、統監府の植民地化教育から総督府の植民地教育への移行期の問題である。この期間における初代朝鮮総督寺内正毅と日本政府との朝鮮教育方針の議論や帝国教育会による審議などに関しては、朝鮮教育令における教育勅語の位置づけの視点から実証的研究がなされているが、教育課程や教科書の現実的な問題に関してはあまり深く論考されていない。朝鮮教育令の公布は「併合」から一年後であり、趣旨に沿った新しい総督府編纂教科書が完備したのは1915年末であった。また、教育勅語の教科書上での解釈は『普通学校修身書』では見送られた。この朝鮮教育令制定と総督府編纂の新教科書が整備されるまでの極めて不安定で不明瞭な期間に対応したのが、暫定的な訂正普通学校用教科書であり、その教材構成や内容を分析³⁵することによって統監府から総督府に移行する植民地教育の連続性と不連続性の問題点を照射して検証することができると考える。

3. 研究目的と方法

本研究の目的と方法は以下の4点に集約できる。

(1) 統監府が否定した甲午改革期の学部編纂教科書の主体性を明らかにする。

統監府は甲午改革以降の大韓帝国の教育を全否定して、漢城府と全道に設立されていた官公立小学校を廃止し、「模範教育」による普通学校を新たに設置した。そして、官公立小学校で使用されていた甲午改革期の学部編纂教科書に対して、教科書として価値のないものとしてその存在を無視し、新たに学部日本人に普通学校用教科書を編纂させた。

しかし、甲午改革期の学部編纂教科書は「教育立国」を志向した大韓帝国の教育改革によって編纂された教科書であり、学部編輯局の朝鮮人が主体となって編纂したものである。そして、これらの教科書は、大韓帝国期の私立学校教科書の編纂に影響を及ぼしている。統監府が無視した甲午改革期の学部編纂教科書の主体性とその後の影響を明らかにする必要がある。そのために、統監府が否定した甲午改革以降の大韓帝国の官公立小学校の実態を詳らかにした上で、実際に使用された教科書の教材構成や内容を丹念に分析し、日本の検定・国定教科書との比較を通して、甲午改革期の学部編纂教科書の特性を明らかにする。

(2) 統監府期の学部編纂普通学校教科書の編纂方針を明らかにする。

学部編纂普通学校学徒用教科書は、大韓帝国の教科書であるにもかかわらず編纂者は日本人であり使用する生徒は朝鮮人という構図の教科書である。そして、朝鮮語を理解できない日本人教師が日本語で授業をして、それを朝鮮人副教員が通訳して生徒に伝えるという特異な授業で使用する教科書でもあった。表面上は大韓帝国の教科書を装っているが、

実質は統監府の植民地化教育である「模範教育」のねらいに沿って編纂されていた。また、教科書編纂統括者の学政参与官三土忠造は、担当するまで韓国での教育経験が皆無であり、他の学部日本人は教科書編纂業務の経験がなかった。そのような状況の中で、文部省国定教科書などを底本として、短期間で各教科の普通学校教科書が編纂され発行された。

文部省国定教科書や「併合」後の総督府編纂教科書には、教科書編纂方針を示した『教科書編纂趣意書』が作成されているが、学部編纂普通学校学徒用教科書は、現在のところその作成の有無や存在が確認されていない。統監府による普通学校での植民地化教育の実態を明確にするためには、三土忠造ら日本人官僚がどのような意図をもって普通学校学徒用教科書を編纂したのかを明らかにする必要がある。そのために、学部が重視した国語読本、修身書、日語読本や必要に迫られて編纂した理科教科書、唱歌集などの全教材を精査し、その教材構成・内容の分析を通して学部編纂教科書の編纂方針を明らかにしていく。

(3)教科書検定と不認可要因を明確にして、「排日」教科書とされた私立学校教科書の主体性を明らかにする。

統監府は私立学校の多様な教科書を検定の名で検閲して、教科書として粗雑であり「排日」教材で構成されている劣悪な教科書と見なして排除した。しかし、私立学校教科書は大韓帝国の国権回復と自主独立、愛国心の高揚を主眼として編纂された教科書である。統監府の教科書検閲体制の実態を明らかにするためには、教科用図書検定規程による検閲や恣意的な検定着眼点、不認可要因などを詳らかにする必要がある。

そのために、統監府が参考とした日本の教科用図書検定規則と統監府の教科用図書検定規程の検定内容を比較検討し、また、検定教科書と不認可教科書の教材内容を比較分析して不認可要因の恣意性を照射し、統監府による私立学校教科書の検閲と排除の実態を明らかにしていく。そして、統監府によって意図的に「排日」と歪曲視された私立学校教科書の教材構成や内容を分析して、「教育立国詔書」を基盤とする大韓帝国の教科書としての私立学校教科書の主体性を明らかにする。

(4)「韓国併合」後の植民地教育の連続性と不連続性の接続の問題を明らかにする。

「韓国併合」の結果、これまで統監府が強制してきた保護国下での植民地化教育を大日本帝国の領土となった朝鮮の植民地教育に、急遽変換しなければならなかった。そのために植民地教育の指針となる朝鮮教育令(1911年)が制定され、教育勅語とその天皇の朝鮮での位置づけに関しては、教育勅語の旨趣に基づき「忠良ナル国民ヲ育成スルコト」と整理されて公布された。しかし、政策方針や法令として表面上は整理されたとしても、教科書編纂は植民地朝鮮の現実に否応なく対処しなければならず、天皇に関連する教育勅語の教科書での扱いは、国定教科書の編纂趣意と同様に扱うことは難しかった。

これらの点から、「併合」直後の統監府から総督府への植民地教育の接続の問題を解明する必要がある。そのために、統監府期の学部編纂普通学校学徒用教科書と「併合」直後に総督府で編纂された暫定的な訂正普通学校学徒用教科書を比較検討して、朝鮮教育令制定以前の段階での植民地教育の連続性と不連続性を整理する。そして、朝鮮教育令制定後の総督府による新教科書のための教科書一般方針をもとに、同化のための国語重視や教科書編纂における教育勅語の問題を照射して植民地教育の接続の問題を考察する。

4. 論文構成

第1章は統監府の学部日本人官僚によって否定的に認識されていた甲午改革期の官公立小学校で使用された学部編纂教科書の主体性を明らかにすることをねらいとしている。日本人官僚は甲午改革の教育改革に対して、何の成果も上げず「殆んど有名無実」のものであったと酷評した。しかし、教育立国を志向した大韓帝国の教育改革によって編纂された教科書は、詔勅「教育立国詔書」に提示された教育理念や教育方針を具現化したものであ

り教育改革のための啓蒙書でもあった。「小学校令」によって設置された官公立小学校の設置状況や漢城師範学校を卒業した教員の赴任状況などを照射して、統監府が否定した甲午改革以降の学校状況を明確にする。そして、最初の国語読本教科書である『国民小学読本』（1895年）や小学校教育課程に準拠して編纂された『新訂尋常小学』などの分析を通して、甲午改革期の教科書の主体性を明らかにしていく。

第2章は統監府支配下の大韓帝国学部の日本人官僚三土忠造ら日本人が編纂した普通学校学徒用教科書を取り上げ、その編纂背景や教材内容の比較分析を通して、統監府支配下の大韓帝国の教科書の特性を明らかにすることをねらいとしている。大韓帝国の教科書であったので、「保護国」ではあっても外見上は大韓帝国の国権を尊重しなければならないという矛盾した状況に置かれていた。また、抗日姿勢を鮮明にした私立学校の増加や愛国的色彩の濃い私立学校教科書の存在も無視できず、官公立学校で使用される普通学校学徒用教科書は、朝鮮人が編纂した教科書と競合的な位置に立たされていた。普通学校のために急遽編纂した関係で明確な教科書編纂趣意書もなく、日本の教科書から引用した教材も多い。そして、停滞している朝鮮の姿や近代化した強国日本を印象づける教材で構成された。本章では国語（朝鮮語）読本や修身書、日語読本だけでなく、理科書や唱歌集などの教科書も含めて学部編纂教科書の全体像と編纂方針を考察する。

第3章は統監府による私立学校教科書の検閲体制とそれによる検定許可・不認可となった私立学校教科書の特性を明らかにすることをねらいとしている。1905年の第二次日韓協約締結後、学会や各種団体、私立学校は国権回復のために教育振興と殖産興業を重視する運動を展開し、実力を養成することによって保護国からの独立を目指していた。そのため私立学校では愛国心と独立意識を高める教材で構成された教科書が使用されていた。統監府はこれらの教科書を「排日」教科書と見なし、抗日運動の拡大を警戒して私立学校令や教科用図書検定規程などの法令によって教科書を検閲し排除しようとした。検定着眼点と認可要因は恣意的で、愛国心や独立意識の高揚に関連している教科書は確実に排除されていた。統監府から不認可・検定認可とされた教科書の不認可要因を分析するとともに、大韓帝国の教科書としての私立学校教科書の特性を考察する。

第4章では「韓国併合」直後から朝鮮教育令の制定によって総督府の新しい普通学校教科書が編纂されるまでの期間に焦点に合わせ、総督府学務局の「併合」直後の教科書対応や編輯課の小田省吾らによる暫定的な訂正普通学校学徒用教科書の編纂過程と各教科書の特性を明らかにすることをねらいとしている。朝鮮教育令制定前後の時期は、旧学部教科書と訂正版教科書、朝鮮教育令の趣旨に沿った試行的教科書が教育現場で錯綜していた。これらの実態を踏まえ、訂正普通学校学徒用教科書の教材構成と内容分析を通して、「併合」による統監府から朝鮮総督府への植民地教育の接続の問題を考える。

5. 研究対象主要教科書

本研究では以下の教科書を対象とした。甲午改革期に編纂され大韓帝国の官公立小学校で使用された二種類の国語読本教科書。保護国期に大韓帝国学部によって編纂され、普通学校で使用された国語読本、修身書、日語読本、理科書、唱歌教科書。国権回復を目指した愛国啓蒙運動期、教育団体や個人が編纂して私立学校で使用された二種類の国語読本と修身教科書。そして、「併合」後の朝鮮教育令制定前の時期に、朝鮮総督府が暫定的に編纂した訂正国語読本、訂正修身書、訂正朝鮮語読本と朝鮮教育令公布直後に編纂された国語補充本などである。

甲午改革期から「併合」までの国語教科書は、朝鮮語教科書であり、「併合」後の国語教科書は日本語教科書を意味している。また、保護国期から「併合」後の朝鮮教育令公布前までに編纂された教科書は、日語読本を除いて全てハングルと漢字の国漢文で記述されて

いたが、朝鮮教育令公布後に編纂された教科書は、朝鮮語読本を除いて全て日本語で教科書が記述されるようになる。

これらの教科書の編纂趣旨や編集方針を明確にするために、教材構成や内容、挿絵などの分析を行った。その際、甲午改革期の教科書や統監府期の普通学校教科書、私立学校教科書に対する日本の教科書の影響を究明するために、尋常小学校や高等小学校で使用された検定・国定の国語読本、修身教科書、理科教科書などの教材や挿絵などを比較検討した。各章で扱った研究対象主要教科書と日本の教科書は、以下の各教科書である。発行年は初版本の発行年を示す。

第1章

甲午改革期の官公立小学校教科書

学部編輯局『国民小学読本』(全1巻) 開国504年(1985年) 発行

学部編輯局『新訂尋常小学』(全3巻) 建陽元年(1896年) 発行

第2章

大韓帝国学部編纂教科書

学部編纂『普通学校学徒用国語読本』巻1～巻4	光武11年(1907年)2月発行
学部編纂『普通学校学徒用国語読本』巻5～巻6	隆熙2年(1908年)3月発行
学部編纂『普通学校学徒用国語読本』巻7	原本未入手により不明
学部編纂『普通学校学徒用国語読本』巻8	隆熙2年(1908年)3月発行
学部編纂『普通学校学徒用修身書』巻1～巻2	光武11年(1907年)2月発行
学部編纂『普通学校学徒用修身書』巻3	光武11年(1907年)3月発行
学部編纂『普通学校学徒用修身書』巻4	隆熙2年(1908年)3月発行
学部編纂『日語読本』(全2巻)	発行年不明(奥付に発行年・印刷年の記述なし)
学部編纂『普通学校学徒用日語読本』巻1～巻4	光武11年(1907年)2月発行
学部編纂『普通学校学徒用日語読本』巻5～巻8	隆熙2年(1908年)3月発行
学部編纂『普通学校学徒用理科書』(全2巻)	隆熙2年(1908年)3月発行
学部編纂『普通教育唱歌集第一輯』(全1巻)	隆熙4年(1910年)5月発行

第3章

私立学校教科書

徽文館『普通教科修身書』(全1巻)	隆熙4年(1910年)4月発行
徽文義塾編輯部編纂『高等小学修身書』(全1巻)	隆熙元年(1907年)8月発行
国民教育会編纂『初等小学』(全8巻)	光武10年(1906年)12月発行
玄采著『新纂初等小学』巻1～巻5	隆熙3年(1909年)9月発行
玄采著『新纂初等小学』巻6	隆熙3年(1909年)10月発行
玄采著『新纂初等小学』再刊巻1～巻3	大正2年(1913年)4月発行

第4章

朝鮮総督府編纂教科書

総督府編纂『訂正普通学校学徒用国語読本』(全8巻) 明治44年(1911年)3月発行

総督府編纂『訂正普通学校学徒用修身書』(全4巻) 明治44年(1911年)3月発行

総督府編纂『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻1、巻3、巻5、巻7 明治44年(1911年)3月発行

総督府編纂『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻2、巻4、巻6、巻8 明治44年

(1911年)6月発行
総督府編纂『普通学校国語補充教材』(全1巻) 明治44年(1911年)12月発行

日本の検定・国定教科書

検定普及舎版『尋常小学読書教本』全8巻	明治27年(1894年)発行
検定金港堂版『尋常国語読本』全8巻	明治33年(1900年)発行
検定金港堂版『高等国語読本』全8巻	明治33年(1900年)発行
検定坪内雄蔵著『国語読本尋常小学校用』全8巻	明治33年(1900年)発行
検定坪内雄蔵著『国語読本高等小学校用』全8巻	明治33年(1900年)発行
文部省編輯局『高等小学読本』巻1～巻3	明治21年(1888年)発行
文部省編輯局『高等小学読本』巻4～巻8	明治22年(1889年)発行
文部省編輯局『尋常小学読本』(全7巻)	明治20年(1887年)発行
国定『尋常小学読本』巻1～巻7	明治36年(1903年)発行
国定『尋常小学読本』巻8	明治37年(1904年)発行
国定『高等小学読本』巻1、巻3、巻5、巻7	明治36年(1903年)発行
国定『高等小学読本』巻2、巻4、巻6、巻8	明治37年(1904年)発行
国定『尋常小学修身掛図』	明治36年(1903年)発行
国定『尋常小学修身書』第2学年用～第4学年用	明治36年(1903年)発行
国定『高等小学修身書』第1学年用～第4学年用	明治36年(1903年)発行
検定普及社版『小学理科』巻1、巻2	明治33年(1900年)発行
検定金港堂版『小学理科教科書』巻1～巻4	明治33年(1900年)発行

-
- 1 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、27頁。
 - 2 * 吳天錫『韓国新教育史』現代教育叢書出版、1964年。渡辺学・阿部洋共訳『韓国近代教育史』高麗書林、1979年。(*印は韓国語文献・論文であることを示す。)
 - 3 * 韓基彦「日帝の同化政策と韓民族の教育的抵抗」『日帝下の韓国研究叢書巻1 日帝の文化侵略史』民衆書館、1970年。
 - 4 * 韓基彦『韓国教育史』博英社、1963年。井上義巳共訳、平塚益徳監修『韓国教育史』広池学園出版部、1965年。
 - 5 * 孫仁鉄『韓国近代教育史－韓末・日帝治下の私学史研究』延世大学校出版部、1975年。
 - 6 * 鄭在哲『日帝の対韓国植民地教育政策史』一志社、1985年。鄭在哲・佐野通夫訳『日帝時代の韓国教育史』皓星社、2014年。
 - 7 * 李桂炯「大韓帝国期統監府の植民地教育政策」国民大学校大学院博士論文、2007年。
 - 8 尹健次『朝鮮近代期の思想と運動』東京大学出版会、1982年。
 - 9 稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年。
 - 10 佐藤由美『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』龍溪書舎、2000年。
 - 11 金泰勲『近代日韓教育関係史研究序説』雄山閣、1996年。
 - 12 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育－日本語による「同化」教育の成立過程－』九州大学出版会、2005年。
 - 13 本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』思文閣出版、2010年。
 - 14 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。
 - 15 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育改革－第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育

-
- 会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第 62 集、1994 年。
- 16 渡辺学「隅本繁吉文書『教化意見書』解題」『韓』第 3 巻第 10 号、1974 年。
- 17 日本植民地教育史研究会は、発足当初から植民地教科書の分析を重視しており、これまで会員の共同研究として、『国定教科書と植民地・占領地教科書の総合研究』（2008 年）、『日本植民地・占領地教科書と「新教育」に関する総合的研究』（2012 年）、『日本植民地・占領地教科書にみる植民地形成の「近代化」と産業化に関する総合的研究』（2015 年）の科研報告書が出されている。
- 18 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版、1985 年。
- 19 澤田哲「徴文義塾編纂の二修身教科書について－『中等修身教科書』（1906）・『高等小学修身書』（1907）への日本の影響－」『日本の教育史学』第 41 集、1998 年。澤田哲「朝鮮の教育救国運動期における教科書の研究－徴文義塾『高等小学読本』を事例として」『比較教育学研究』第 23 集、1997 年。
- 20 本間千景「韓国「併合」前後の修身教科書にみる教育理念の変遷」『朝鮮史研究会論文集』第 40 集、2002 年。
- 21 佐藤由美「保護政治下における韓国学部の教科書政策－日本人学務官僚による編纂・普及活動を中心にして－」研究代表阿部洋編『戦前日本の植民地政策に関する総合的研究－平成 4・5 年度科学研究費補助金（総合 A）研究成果報告書－』1994 年。
- 22 上田崇仁「日本語読本に関する一考察」『アジア社会文化研究』1-37 集、2000 年。
- 23 李笑利「幣原坦の日本語教育政策と日語読本」『久留米大学大学院比較文化研究論集』第 12 集、2002 年。
- 24 朴成泰「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策－小出雷吉による『普通教育唱歌集』の編纂をめぐる」『音楽教育学』第 29-2 号、1999 年。
- 25 * 康允浩『開化期の教科用図書』教育出版、1975 年。
- 26 * 韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書』亜細亜文化社、1977 年。
- 27 * バクブンベ『国語教育全史 上』大韓教科書株式会社、1987 年。
- 28 * イチョング『韓国の教科書－近代教科用図書の設立と発行－』大韓教科書株式会社、1992 年。
- 29 * キムスンジョン他『帝国の植民地修身』ジェイアンドシー、2008 年。
- 30 * チャンミギョン他『植民地朝鮮の作成－日帝強占期日語教科書国語読本を通して－』ジェイアンドシー、2012 年。
- 31 * ホジェヨン他『日帝強占期 教科書政策と朝鮮語教科書』図書出版、2009 年。
- 32 * ホジェヨン『統監時代の語文教育と教科書侵奪の歴史』図書出版、2010 年。
- 33 * カンジンホ「近代国語教科書と民間読本の誕生－初等小学（1906）を中心に－」『現代文学理論研究』第 6 号、2015 年。* カンジンホ「近代国語教科書の検定と検閲－国語読本（1907）と朝鮮語読本（1911）－」『돈암어문학』第 39 集、2021 年。
- 34 稲葉継雄は統監府期と「併合」後の総督府期との植民地教育の連続と不連続について考察している。教科書に関しても言及しているが、概略的な指摘にとどまっている。稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』九州大学出版会、2010 年、27～32 頁。
- 35 本間千景は学部編纂修身教科書と「併合」後の総督府編纂『訂正普通学校学徒用修身書』巻 3・巻 4 の教材を比較分析しているが、国語読本教科書や朝鮮語読本教科書は未分析である。（本間千景「韓国「併合」前後の修身教科書にみる教育理念の変遷」『朝鮮史研究会論文集』第 40 集、2002 年。）

第1章 甲午改革期の学部編纂教科書の主体性

はじめに

1894年の甲午改革は李朝末期における近代化に向けての内政改革であったが、改革推進過程における日本の干渉や日清戦争への協力などにより、改革を実行した開化派政権は親日派と見なされて孤立化し、政権は2年たらずで崩壊し改革は挫折した¹。しかし、内政改革で実施された科挙制度の廃止と学校教育制度導入は、政権崩壊後も無視できない状況であり大韓帝国期の政権に引き継がれていった。教育改革に対して日本の教育制度の模倣性や旧体制の再編強化の一環としての性格が指摘²されているが、科挙の及第を目的に漢籍の講読を中心に行なわれてきた旧教育体系を否定し、近代的学校制度を実施する方向で動きだしたのであり、そのことの歴史的意義を過小評価することはできない。

この甲午改革における教育改革に対して、統監府下の学部日本人官僚はその教育改革の失敗を強調していた。学部学政参与官であった幣原坦は、甲午改革で導入された学校教育について「審に其内容を観察する時は、基礎猶薄弱にして、未だ真箇の教育の了解せられざる、寧ろ憐れむべきものありて存せり³」と評価した。同じく統監府の官僚俵孫一も、「明治二十八年ニ至リ、小学校令ヲ發布シテ文明的教育ヲ普及セシメントシタルモ、爾来十年間未ダ其ノ実果ヲ挙グルニ至ラズ、小学校ト称スルモノモ内容ハ依然トシテ書房ノ観ヲ改ムルコトナシ⁴」と、明治二十八年の改革（甲午改革）で小学校令を制定して新式教育を普及させようとしたが、成果を上げられず小学校も旧式の書堂と変わりがないと指摘した。

また、統監府の報告書である『統監府施政一斑』では、その教科内容についても「漢籍ノ素読ニ全力ヲ注キ、傍ラ習字ヲ教授スルニ止マリ、歴史地理理科等ハ全ク素読暗論ノ一科ニ過キナイ⁵」と酷評している。そして、隆熙2年(1908年)9月に刊行された統監府による報告書「韓国教育」には、当時の大韓帝国の教育に対する日本人学務官僚の考え方が極めて明瞭に浮き彫りにされている。

開国五百四年政庶ノ改革ト共ニ意ヲ教育ノ改善ニ用ヒ小学校令ヲ始メ教育ニ関スル諸般ノ法規ヲ頒布シ京城ニ官立ノ師範学校、中学校、各種外国語学校、医学校、農商工学校、高等及尋常小学校ヲ置キ各道公立小学校ヲ新設シタリ。然レトモ其制度ハ外国法令ノ参酌其度ニ過キテ当時ノ国情ニ適セス且施設宜シキヲ得ザルノミナラズ之ヲ運用スベキ教師其人ナキ等ノ理由ニヨリ殆ンド有名無実ニ終リ全国各道ニ散在スル書堂ハ依然トシテ唯一ノ児童教育機関タリキ⁶

つまり、開国504年(1894年)甲午改革で教育に意を用いて各種の教育関係法規を發布し、各種の近代的学校を新設したけれど、外国の法令制度を模倣したので国情に合わず、施設設備も貧弱で、教員も適切に養成されなかったので「殆ンド有名無実」に終わり、書堂のみが依然唯一の児童教育機関であるという指摘である。統監府の日本人学務官僚が認識していた大韓帝国の姿、つまり、教育改革を推進する政府の力量が不足し、朝鮮人の意識水準も低く依然として旧習に染まり、一言で「実」のない教育だけが朝鮮社会を支配していたという視点である。当然、教科書に関しても書堂で使用していた『千字文』や『童蒙先習』などの旧態依然の漢籍教材しか存在せず、普通学校用教科書を学部の日本人が編纂するまでは、朝鮮には教科書らしきものはなかったという認識であった。

しかし、甲午改革によって教育行政を担当する学務衙門(後の学部)に、国文(ハングル)の綴字と各国文の翻訳、教科書編集を業務とする編輯局が設置され、官公立小学校で使用する目的で正式に教科書が刊行されていたのである。しかし、統監府日本人学部官僚は、官公立小学校で使用されていた学部編輯局が編纂した教科書を価値のないものとして

その存在を無視していた。しかし、これら学部編纂教科書は「教育立国」を志向した大韓帝国の教育改革によって発行された教科書であり、学部編輯局の朝鮮人が主体となって編纂したものである。そして、これらの教科書を使用していた官公立小学校教師や学部構成員は、保護国期には愛国啓蒙団体構成員や私立学校教員となって私立学校教科書を手がけることになるのである。

本章では統監府が否定した甲午改革期の学部編纂教科書の自立性とその後の影響を明らかにするために、第1節では学部教科書の編纂方針の背景となる教育立国詔書や小学校令、小学校教則大綱などの内容を確認する。そして、学部日本人官僚が否定した甲午改革期に設立された官公立小学校の実態や漢城師範学校卒業の教師の活動などを照射して、学部官僚が指摘する「殆んど有名無実」ではなかった甲午改革期の小学校教育について考察する。

第2節では学部日本人官僚が無視した官公立小学校で実際に使用されていた国語読本教科書の教材構成や内容を分析して、甲午改革期の学部編纂教科書の自立性を明らかにする。そのために、『国民小学読本』（1985年）の先行研究を整理して課題を明確にし、当時の学部が置かれていた状況や教材選択の観点から朝鮮最初の教科書である学部編纂国語読本教科書の主体性を考察する。また、教科書の編纂時期の学部大臣や日本との勢力関係を注目するとともに、『国民小学読本』の全教材と文部省教科書の教材との関係と比較精査して、教科書の独自性を表出させ、統監府期の学部編纂教科書と状況が異なる甲午改革期の学部編纂教科書の自立性を明確にする。

第3節では官公立小学校の尋常科の教育課程に合わせて編纂され、甲午改革以降も官公立小学校で使用された『新訂尋常小学』（1986年）の教材構成や挿絵活用などを分析して、保護国期以降の国語読本教科書に与えた影響を照射する。そして、全体として甲午改革期の学部編纂教科書は、当時の朝鮮が抱える課題に正対すべく、自国の教育目的を達成するために編纂されたものであることを明らかにしていく。

第1節 甲午改革と小学校教育

1. 教育立国詔書と小学校令の公布

(1) 教育立国詔書の公布

1894年からの甲午改革における教育改革の基本方針は、科举制度の廃止と学校教育制度導入であり、旧教育体系を否定し近代的学校制度の導入を試みたことである。西欧諸国の発展の基盤を国民の教育程度と捉え、当時の朝鮮の富国と自強のために教育の重要性を強調したもので、甲午改革の挫折後も大韓帝国期まで継続された。甲午改革の教育改革の指針として1895年2月26日に示されたものが、教育は国家保全の根本であり、新教育は学問や技術を実用することのなかにあるとする教育立国詔書である。駒込武は教育立国詔書は、明治政府の学制序文と教育勅語を混交させたような内容部分もあると指摘⁷しているが、この教育立国詔書は、その後の大韓帝国の教育改革の支柱となったという意味で重要なものである。

教育立国詔書は人民の開明化と国家保全を関連づけて、国家との関係の中から人民にどのような教育を実施しなければならないかということを論じている。教育立国詔書の下線①の「宇内の形勢を環顧するに克く富に克く強に独立雄視の諸国は皆其の人民の知識開明せり。知識の開明は教育の善美を以てす。則ち教育は実に国家保存の根本たり」の文言は、兪吉濬⁸や尹致昊⁹、徐載弼¹⁰ら甲午改革を推進した改革者たちの主張してきた内容である。西欧諸国の発展の基盤は、教育による国民の開明化であること、つまり、「国力とは民力であり、民力とは即ち教育力である」という視点である。

また、下線②の文言、「教育も又其の道あれば虚名実用を先つ分別すべく、読書、習字、掇拾は古人の糟粕たり、時勢大局に矚き者は其の文章、古今を凌駕すと雖も一の無用なる

書生に過ぎず。虚名は是れ祛り実用は是れ用ふへし」の部分、儒学を「虚学」として批判し実用の学問の必要性を唱えてきたことである。甲午改革を推進していた兪吉濬が『西遊見聞』¹¹の中で繰り返し述べてきた「理を究めずして文字だけを是れ尚び、青春から白髪に至るまで詩文はたのしむが、利用する策略と厚生する方法が無い」という「虚学」批判を取り入れたものであり¹²、「事物の理を窮格して其の性を尽し、昼夜を問わず勤攻して百千万条の実用に其の意を専ら」にする「実学」を採用することの宣言である。そして、下線③「爾臣民は忠君愛国の心を以て爾の徳、爾の体、爾の智を養ふへし。王室の安全は爾臣民の教育に在り。国家の富強も爾臣民の教育に在り」で、大韓帝国臣民として必要な「忠君愛国」を強調する。つまり、教育の普及と発展こそが、大韓帝国と皇室を支える基盤であり、その核となるのが「忠君愛国」であるという指摘である。

教育立国詔書¹³—政府を飭して学校を設け人才を養ふ

詔に曰く。朕惟ふに祖宗の創業、統を垂れ茲に歴して五百四年を有せり。実に我が列朝の教化、徳沢、人心に狹洽せるは亦我が臣民の克く厥の忠愛を殫したるに由る。是を以て朕無窮なる大歴服を嗣き、夙夜祇懼して祖宗の遺訓を是れ承く。爾臣民其れ朕の衷を体せむ。惟ふに爾臣民の祖先は即ち我祖宗の保育せられたる良臣民たり。爾臣民も亦克く爾祖先の忠愛を招き即ち朕の保育する良臣民たり。朕は爾臣民と与に祖宗の丕甚を守り億万年の休命を迓続せむ。嗚呼惟ふに我が教へすして国家の鞏固甚だ難し。宇内の形勢を環顧するに克く富に克く強に独立雄視の諸国は皆其の人民の知識開明せり。知識の開明は教育の善美を以てす。則ち教育は実に国家保存の根本たり^①。是を以て朕君師の位に在り自ら教育の責を担う。教育も又其の道あれば虚名実用を先つ分別すへく、読書、習字、掇拾は古人の糟粕たり、時勢大局に矇き者は其の文章、古今を凌駕すと雖も一の無用なる書生に過ぎず。今朕は教育の綱領を示す。虚名は是れ祛り実用は是れ用ふへし^②。曰く徳養なり。五倫行実を修め俗綱を紊乱せず、風教を扶植し人世の秩序を維持し、社会の幸福を増進すへし。曰く体養なり。動作は常あり、勤励を以て主とし、惰逸を貪るなく苦難を避くるなく、爾の筋を固め爾の骨を健にし、康壯無病の樂を享受せよ。曰く智養なり。物に格り知を致し理を窮め性を尽し好悪、是非、長短、自他の区域を立てず、詳しく究めて博く通し、一己の私を営むことなく、公衆の益を企図すへし。曰く此三者は教育の綱紀なり朕、政府に命して学校を広く設けて人才を養成し爾臣民の学識を以て国家中興の大功に賛成せしめむとす。爾臣民は忠君愛国の心を以て爾の徳、爾の体、爾の智を養ふへし。王室の安全は爾臣民の教育に在り。国家の富強も爾臣民の教育に在り^③。爾臣民、善美の境に抵らされは、朕は豈、朕か朕の治を成せりと曰はむ。政府豈、敢て其の責を尽せりと曰はむ。爾臣民亦豈敢て教育の道に尽心協力せりと曰はむや。父は是を以て其の子を提誘し、兄は是を以て其の弟を勸勉し、朋友は是を以て輔翼し導きて奮発已まさるへし。国家の敵愾も惟れ爾臣民なり。国家の禦侮も惟れ爾臣民なり。国家の政治制度を修述するも亦爾臣民なり。此れ皆爾臣民当然の職分なり。学識の等級を以て其の功效の高下を奏する、此等の事為にして上に総い些少の欠端あるも、爾臣民は亦唯曰く爾等教育不明の故を以てせよ。其れ上下同心を務めよ。爾臣民の心、亦朕の心たり。勗めよ。若し茲に允へば朕は祖宗の徳光を四表に揚げ、爾臣民亦惟れ爾祖先の肖子孝孫たるへし¹⁴。

ここにみられるように、当時の朝鮮にとって教育改革は国家保全上焦眉の急であった。すなわち、列強の侵出を前にして朝鮮が存立を保っていくには、科挙に象徴される旧教育制度を廃止して、広く人材を養成するための教育体制を敷くことが必要だったのである。従来の儒教經典中心の伝統的教育を抑えて、世界情勢に目を向けられる新しい教育の重要

性を強調する。近代的な国家を立てる際に教育を国家中興に欠かせない基本的な手段として考え、新しい教育実施に対する強い意志をこの教育詔書に込めたのである。教育は国家保全の根本であり、新教育は学問や技術を実用することのなかにあるとしている。教育立国の精神を挙げ、新しい学校を広設して人材を教育することが、すなわち民族中興と国家保全に繋がっていることを力説している。教育立国詔書は、教育改革の大方針として徳養・体養・智養の三位一体の教育を明らかにしている。

この詔勅は日本にも伝えられ、『教育時報』は「朝鮮国王の教育に関する詔勅」の記事名で「大君主陛下は頃日国民教育に関する詔勅を下し給へり。朝鮮国の諸官吏を始め庶民に至る迄、克く此の意を体せんか、朝鮮国の独立富強は期して待つべし¹⁵」として、詔勅を翻訳して全文を掲載している。また、『教育報知』も「朝鮮国王の教育勅語」として、「朝鮮国大君主陛下は去月廿六日を以て国民教育の基礎となるへき勅語を発せられたり¹⁶」として、原文を翻訳して掲載している。記事で詔勅を「勅語」と表現していることから、教育勅語と同一視していることがわかる。

(2) 小学校令と小学校教則大綱の公布

① 小学校令の内容

教育立国詔書の公布後、1895年7月19日、勅令第145号として初等教育の基本方針である小学校令が公布¹⁷された。第1章「小学校の本旨と種類及び経費」、第2章「小学校の編制及び男女児童の就学」、第3章「小学校の設置及び監督」、第4章「小学校長及び教員」に分かれ全29条から構成されていた。小学校の目的は「児童身体の発達に鑑みて国民教育の基礎と其の生活上必要なる普通知識及技能を授くること」（第1条）を本旨として、小学校の種類（第2条、第4条）は「官立、公立及私立の三種」とされ、編制及修業年限（第6条、第7条）に関しては「尋常科、高等科の二科に分け、修業年限は尋常科三箇年、高等科二箇年又は三年とする」と決められた。

この小学校令の内容項目は、「大韓帝国小学校令と日本小学校令」関連条項(表1-1)からもわかるように、当時の朝鮮の教育状況を考慮しながら1886年と1890年の日本の「小学校令」の条項を参考にして作成されている。日本の『教育時論』は、「韓国教育勅語及小学校令」の記事名で、「同国諸学校規則及同国教育勅語謄本を見たるに、その小学校令の主旨が我国のその模倣なるは今更らにははず¹⁸」と日本の小学校令と同一視していることがわかる。この内容項目から、当時の政府が目指した初等教育の方針を見取することができる。第1条の「国民教育の基礎と生活上必要なる普通知識及技能を授くる」の叙述からわかるように虚名教育でなく実用教育を目指したことである。また、小学校教育の目的が少数の人材養成でなく、国民養成に関わる全ての人を対象にする普通教育の概念が導入されている。そのため、第16条では、男女の性別や身分に関わらず、7歳から15歳までの児童生徒を就学させる教育を目指している。そして、第17条「各府郡では其管内の学齢児童の就学のために公立小学校を設置する」や第28条「公立小学校の経費は現今間、国庫から支弁する」とあるように、地方における初等教育の拡充を目指している。そのため、地方の公立学校不足を補充するために、「各府観察使は其管内に公立小学校を設置する前に私立小学校を代用するを得る」（第18条）と私立小学校の活用を指向していることである。

小学校尋常科では、修身・読書・作文・習字・算術・体操を基本教科として、地理・歴史・図画・外国語を随意に教科に付加できた。高等科では本国地理と本国歴史・外国地理と外国歴史・理科・図画などが基本教科に追加され、外国地理・外国歴史・図画などが時宜によって教科制定することができた。外国語は時宜によって付加出来る教科に規定された。尋常科を中心に教科課程を分析してみれば、小学校教科課程は地域と学校によって多様に運営出来た。基本教科として規定された教科は、修身と国漢文の読書、作文、習字、

【表 1-1】 大韓帝国「小学校令」と日本「小学校令」関連条項抜粋

大韓帝国「小学校令」 勅令第145号1895年(開国504年)	大日本帝国「小学校令」 勅令第215号1890年(明治23年) 他
第一章 小学校の本旨と種類及経費 第一条 小学校は児童身体の発達に鑑みて国民教育の基礎と其生活上必要な普通智識と技能を授けることを本旨とする。	第一章 小学校ノ本旨及種類 第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
第二条 小学校は官立小学校公立小学校及私立小学校の三種とする官立小学校は政府が設立し公立小学校は府或郡が設立し私立小学校は私人が設立したものとする。	第十九条（「教育令」（明治13年太政官布告第59号引用） 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス
第三条 官立小学校に要する経費は国庫から支弁し公立小学校に要する経費は府或郡が負担する。	第五章 小学校ニ関スル府県都市町村ノ負担及授業料 第四十四条 市町村立小学校ニ就学スル児童ヲ保護スヘキ者ハ授業料規則ニ依リ授業料ヲ納ムヘシ 授業料ハ市町村ニ属スル収入トス
第四条 私立小学校は各該観察使の認可を経て設置し私立小学校認可に関する規程は学部大臣が定める。 第五条 私立小学校経費は地方理財或国庫から幾許か補助を得る。	第十四条（勅令第14号1886年(明治19年)「小学校令」引用） 私立学校ニ於テ小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ予メ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ
第二章 小学校の編制及男女児童の就学 第六条 小学校を分けて尋常高等二科とする。 第七条 小学校修業年限は尋常科は三箇年高等科は二箇年または三箇年とする。	第二条 小学校ハ之ヲ分テ尋常小学校及高等小学校トス 第八条 尋常小学校ノ修業年限ハ三箇年又ハ四箇年トシ高等小学校ノ修業年限ハ二箇年三箇年又ハ四箇年トス
第八条 小学校の尋常科教科目は修身読書作文習字算術体操をする時宜に依っては体操を除く本国地理本国歴史図画外国語の一科或教科を加へ女兒の爲には裁縫を加えることを得る。	第三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術体操ト土地ノ情況ニ依リ体操ヲ欠クコトヲ得又日本地理日本歴史図画唱歌手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加ヘ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得
第九条 小学校高等科の教科目は修身読書作文習字算術本国地理本国歴史外国地理外国歴史理科図画体操とする女兒の爲に裁縫を加へ時宜に依っては外国語一科を加へ外国地理外国歴史図画一科或教科を除くことを得る。	第四条 高等小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地理日本歴史外国地理理科図画唱歌体操トス女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス土地ノ情況ニ依リ外国地理唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得又幾何ノ初歩外国語農業商業手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得
第十六条 児童の満七歳から満十五歳までの八箇年を学齢として定める。	二十条 児童満六歳ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス学齢児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齢児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス
第三章 小学校の設置及監督 第十七条 各府郡では其管内の学齢児童の就学のために公立小学校を設置する。	第四章 小学校ノ設置 第二十五条 各市町村ニ於テ其市町村内ノ学齢児童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置ス
第二十八条 公立小学校の経費は現今、国庫から支弁する (以下、省略)	

出典：大韓帝国『官報』開国 504 年（1895 年）7 月 22 日と大日本帝国『官報』第 2183 号、1890 年（明治 23 年）10 月 7 日より作成。

注：韓国の「小学令」の原文は国漢文、筆者による訳。

算術、体操等に過ぎなかった。大部分の小学校で教員は修身と国漢文作文、習字、算術などの基本教科を主に教えたものと見られる。算術の内容は、主に加減乗除とその適用問題

であった。歴史と地理教科は尋常の場合必須教科ではなかったけれども多くの小学校で教えたものと見られる。算術と歴史・地理は所謂「新式学科」の代表格だった。そして、新しい教科と一緒に漢文教育が持続した。

国民教育の視点から大韓帝国と日本の「小学校令」を比較すると、明治23年(1890年)時期の日本の「小学校令」¹⁹⁾においては、児童の就学を徹底させるために保護者に対しては、「児童満六歳ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス」(第20条)と就学義務を課している。朝鮮では、1895年の学務大臣徐光範の学部告示²⁰⁾の段階では小学校就学義務を国家が強制する段階ではなかった。しかし、このことをもって大韓帝国の「小学校令」を低く評価することは早計である。何故ならば、日本の教育改革においても、義務教育を兵役と納税と並ぶ臣民の義務の一つとして定着させ、法令化するまでに20年近い年月を要しているからである。1872年の「学制序文」(被仰出書)において「幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事」と述べ、1879年の「教育令」では、「学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ」(第14条)と責任を明らかにし、1886年の第一次「小学校令」では、「父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ」(第3条)と責任を強調し、そして、ようやく1890年の第二次「小学校令」において「其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス」(第20条)と、就学を義務として法令化できたのである。それを可能にしたのは、教育に関する地方行財政の確立である。各市町村に対しては小学校の設置を確実にするために「各市町村ニ於テ其市町村内ノ学齡児童ヲ就学セシムルニ足ルヘキ尋常小学校ヲ設置」(第25条)するものと規定した。そして、学校設置とその維持のために「小学校ニ関スル府県郡市町村ノ負担及授業料」を明確に条文化(第43条・第44条)し財政的裏付けを確保したことである。そして、1900年の第三次「小学校令」において、これまで父母から徴収していた市町村立尋常小学校の授業料は廃止されて、義務教育制度は一応の確立をみたのである。

当時の大韓帝国の財政的な問題も背景にあったが、甲午改革以降も地方制度が未整備だったことも「小学校令」の内容構成に大きく影響を与えていると考えられる。当時の大韓帝国の「小学校令」をはじめとする新教育制度のための法令は、その教育理念や教科内容などは条例化されているが、日本の教育法令と比較した場合、就学規定や学校建設の継続実施のための教育行政、教育財政に関する条例が非常に不鮮明であるといえる。そのことが、漢城府の官立小学校と地方観察府公立小学校、郡公立小学校との教育財政の差を生み出し、後者の学校拡大を阻害する一要因でもあった。これら義務教育化に向けた小学校制度の改善を大韓帝国学部が主体的に遂行する前に、日本の朝鮮植民地化に向けた統監府による「普通学校令」や「普通学校令施行規則」などが公布されていくことになるのである。

②小学校教則大綱の内容

小学校令公布後、小学校の教育課程を規定した小学校教則大綱が開国504年(1895年)8月15日学部令第3号として公布²¹⁾された。小学校教育のための教則として、第1条では、「小学校に於ては小学校令第一条の旨趣を遵奉して児童の教育をおこなう。徳性の涵養と人道の實踐に勉めることは教育上の第一の主眼である。故に何れの教科目に於てもこれらに関連する事項は殊に留意して教授せんことを要す。知識技能は確実にして実用に適せんことを要す。故に日常生活に必要な事項を撰び教授し、反覆練習して応用自在ならしめんことを務むべし。各教科目の教授は其経営と方法を互に相連絡して補益せんことを要す」と徳性の涵養を基本にして日常生活における実用的な実践力を養うために、基礎的な知識を確実に定着させることをねらっている。

【表1-2】大韓帝国学部「小学校教則大綱」と日本文部省「小学校教則大綱」の一部対比

<p>学部令第三号 小学校教則大綱 勅令第一百四十五号小学校令第十条に依り小学校教則大綱を左に定める。 開国五百四年八月十二日 学部大臣 李完用 『官報』開国504年（1895年）8月15日</p>	<p>文部省令第十一号 小学校教則大綱 明治二十三年十月勅令第二百十五号小学校令第十二条ニ基キ小学校教則ノ大綱ヲ定ムルコト左ノ如シ 明治二十四年十一月十七日 文部大臣 伯爵大木喬任 『官報』第2516号、1891年（明治24年）11月17日</p>
<p>第一条 小学校は小学校令第一条の旨趣を遵奉して児童を教育する。徳性の涵養と人道の實踐に勉めることは教育上の第一の主眼である。故に何れの教科目においても此に關連している事項は特別に別留して教授することを要する。智識と技能は確實にして実用に適することを要する。故に日常生活に必要な事項を撰び教授し反復練習して応用自在になることに務めること。各教科日の教授は其經營と方法を互いに相連絡して補益することを要する。</p>	<p>第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシ徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ關連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス知識技能ハ確實ニシテ実用ニ適センコトヲ要ス故ニ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反復練習シテ応用自在ナラシメンコトヲ努ムヘシ各教科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス</p>
<p>第二条 修身は教育に関する詔勅の旨趣に基き児童の良心を啓導して其徳性を涵養し人道實踐の方法を授けることを以て要旨とする。 尋常科では孝悌友愛礼敬仁慈信実義勇恭儉等の実践の方法を授け、特別に尊王愛国の士氣を養うことに務め臣民として国家に対する責務の概要を指示して兼ねて廉恥を重んじること知らせ児童を誘掖して風俗と品位の純正に趨くことに注意すること。 高等科では前項の旨趣を拡めて陶冶の功を牢固することに務めること。女学生は別に貞淑美德を養うことに注意すること。 修身を授ける時には近易の俚諺や嘉言や善行等を例証にして勸戒を示して教員が児童の模範となり児童をして浸潤薫染になるようにする。</p>	<p>第二条 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道實踐ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス 尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬義勇、恭儉等實踐ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハシムコトヲ努メ又國家ニ對スル責務ノ概要ヲ指示シ兼テ社會ノ制裁廉恥ノ重んずヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カシムコトニ注意スヘシ 高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ女児ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ 修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシムコトヲ要ス</p>
<p>第六条 本国地理及外国地理は本国地理及外国地理の概要を授けて其生活に関する重要事項を理解させ、兼ねて愛國の精神を養うことを要旨とする。 尋常科の教科に本国地理を加える時は郷土の地形方位など児童が日常目撃する事物に就いて端緒を開き漸進してから本邦の地形氣候と著名な都会と人民の生業等の概略を授ける。地球形状と水陸の分別と其他児童の理解しやすい重要事項を知らせること。 高等科の本国地理は前項に準じて稍詳に授けて更に地球の運動と昼夜四季の原由を理解させ、外国地理は大洋大洲五帶の分別と各大洲の地形氣候と産物人種及び日本支那と本邦の關係に重要な諸國地理の概略を授けること。 地理を授けるには實地の觀察に基きまた地球儀と地図写真等を示して児童の熟知している事と比較させて確實に智識を得られるようにする。常に歴史事實に連絡させることが必要である。</p>	<p>第六条 日本地理及外国地理ハ日本ノ地理及外国地理ノ概要ヲ授ケテ人民ノ生活ニ關スル重要ナル事項ヲ理會セシメ兼テ愛國ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス 尋常小学校ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷土ノ地形方位等児童ノ日常目撃セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ漸ク進ミテ本邦ノ地形、氣候、著名ノ都會、人民ノ生業等ノ概略ヲ授ケ更ニ地球ノ形状、水陸ノ別其他重要ニシテ児童ノ理會シ易キ事項ヲ知ラシムヘシ 高等小学校ニ於テハ日本地理ハ前項ニ準シテ稍詳ニ之ヲ授ケ更ニ地球ノ運動、昼夜、四季ノ原由ヲ理會セシメ外国地理ハ大洋大洲五帶ノ別、各大洲ノ地形、氣候、産物、人種及支那朝鮮其他本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ概略ヲ授ケ又學校ノ修業年限ニ應ジ既ニ授ケタル日本地理ヲ復習シテ稍詳ニ人民ノ生活ニ關スル重要ナル事項ヲ授ケ兼テ簡易ナル經濟上ノ關係ヲ理會セシムヘシ 地理ヲ授クルニハ實地ノ觀察ニ基キ又地球儀地圖写真等ヲ示シ児童ノ熟知セル事物ニ依リ比較類推セシメテ確實ナル知識ヲ得シメ又常ニ歷史上ノ事實ニ連絡セシメンコトヲ要ス</p>

<p>第七条 本国歴史は国体の大要を知らしめて国民としての志操を養うことを要旨とする。 尋常科の教科に本国歴史を加える時には郷土に関する史談から始めて漸漸して建国の体制と賢君の盛業と忠良賢哲の事蹟と開国由来の概略を授けて国初から現時に至るまでの事歴の大要を知らせること。 高等科では前項に準じて稍詳に国初から現時に至るまでの事歴を授ける。 本国歴史を授けるには、児童をして當時の実状を想像しやすい方法を探り人物の言行等に就いては是れを修身で授けた格言等に照らして正邪是非を分弁させる。</p> <p>(他の教科目は省略)</p>	<p>第七条 日本歴史ハ本邦国体ノ大要ヲ知ラシメテ国民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス 尋常小学校ノ教材ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ関スル史談ヨリ始メ漸ク建国ノ体制皇統ノ無窮歴代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、国民ノ武勇、文化ノ由来等ノ概略ヲ授ケテ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ノ大要ヲ知ラシムヘシ 高等小学校ニ於テハ前項ニ準シ之ヲ括メテ稍詳ニ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ授クヘシ 日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク図画等ヲ示シ児童ヲシテ當時ノ実状ヲ想像シ易カラシメ人物ノ言行等ニ就キテハ之ヲ修身ニ於テ授ケタル格言等ニ照ラシテ正邪是非ヲ弁別セシメンコトヲ要ス</p> <p>(他の教科目は省略)</p>
--	--

出典：大韓帝国『官報』開国 504 年（1895 年）8 月 15 日と大日本帝国『官報』第 2516 号、1891 年（明治 24 年）11 月 17 日より作成。

注：韓国の「小学校教則大綱」の原文は国漢文、筆者による訳。

そして、教授する各教科の指導内容をそれぞれ説明している。第 2 条の修身では、「修身は教育に関する詔勅の旨趣に基き児童の良心を啓導して其徳性を涵養し人道実践の方法を授けることを以て要旨とする。孝悌、友愛、礼敬、仁慈、信実、義勇、恭儉等の実践の方法を授けて殊に尊王愛国の志気を養うことに務め、臣民として国家に対する責務の大要を指示し、兼ねて廉恥を重ずることを知らしめて、児童を誘ひいて風俗品位の純正に趨することに注意すること」と、修身の授業での特性を述べている。ここで述べられている「教育に関する詔勅」とは、教育は国家保全の根本であり、新教育は学問や技術を実用することのなかにあるとする「教育立国詔書」のことを指している。以下、読書(第 3 条)、習字(第 4 条)、算術(第 5 条)、地理(第 6 条)、歴史(第 7 条)、理科(第 8 条)、図画(第 9 条)、体操(第 10 条)、裁縫(第 11 条)の特性が説明されている。

小学校教則大綱で示された修身による「尊王愛国」の臣民教育の強化は、大韓帝国と皇帝への「尊王愛国」に繋がる修身でもあり、日本の侵略に対抗する論理として大韓帝国皇室と大韓帝国に対する朝鮮臣民の本務としてこの修身教育が徹底されることは、日本にとっては極めて危険なものになる可能性があった。地理と歴史の要旨として記されている「愛国の精神を養うことを要旨とする」「国体の大要を知らしめて国民としての志操を養うことを要旨とする」の内容も同様である。甲午改革期の教育課程は文部省の小学校教則大綱に準じていたため、日本の教科目の要旨と類似することは当然であった。それ故、統監府設置後は甲午改革で公布された小学校教則大綱を廃止して、新たに普通学校令施行規則が公布されることになる。

小学校教則大綱で示された教科目の実施状況は、1899 年の官立小学校期末試験科目として、読書、習字、作文、算術、歴史、地誌が課せられているので、少なくともこれらの教科の授業は実施されていたことがわかる²²。甲午改革の小学校教則大綱は【表 1-2】からわかるように、1891 年（明治 24 年）11 月 17 日に公布された日本の小学校教則大綱と内容が近く、小学校における教科目やその指導内容は、日本の教育課程を参考にしたと言える。教科書に関しては出版事業が未整備な状況のため学部発行の教科書だけでは、学校の需要に十分供給することができなかつたのが当時の実態であった²³。

2. 小学校の設立

(1) 官立小学校の状況

初等教育の基本方針について小学校令公布後、1895年9月28日、小学校開設と入学を奨励する学部告示第4号が告示²⁴された。小学校令による最初の学校として、漢城内に壯洞、貞洞、廟洞、桂洞に4校が設立された。その後、翌年建陽元年(1896年)8月15日に官立銅峴小学校が、同年8月25日には官立安洞小学校が設立されている²⁵。官立学校は小規模であったが、漢城府内ではある程度定着し児童数や学校数も増加していつていることが、『独立新聞』の論説から推察できる。そこでは、国民教育の基礎としての小学校教育の拡充を次のように主張している。

開明進歩するためには、宮闕を華麗にし陸海軍を多くするよりも、第一に小学校を多く設けることである。当分の間は高等学校や大学校には金を使わないで、先ず小学校を多く設けて童蒙を教育すべきである。漢城内には、9ヶ所の官立小学校に合計838名の学徒がいる。一年の経費が支払われているというが、まだ極めて小額である²⁶。

この論説によれば、1898年7月現在で漢城府内に九つの小学校があり、学徒数は838名が在籍していた。それらの学校は齋洞、安洞、養士洞、養賢洞、梅洞、貞洞、水下洞、鎔洞の八つの官立小学校と、一つの公立小学校であり、そのうち校洞だけが高等小学校で、他は尋常小学校であった。これらの官立小学校の校名や規模に関しては、日本の『教育時報』にも記述されている。

朝鮮京城小学校は、其始め師範学校設置の際付属として設立したるものにて、明治廿八年(開国五百四年)八九月頃より、京城内に六校を設け、昨年八月又更に二校を新設し、現今にては、之を合計すれば総て九校ありといへるが、其状況なりといふを聞くに左の如し。校名中部漢城師範学校附属校洞小学校、東部養士洞小学校、養賢洞小学校、西部貞洞小学校、南部水下小学校、銅峴小学校、北部梅洞小学校、安洞小学校、齊洞小学校。現在生徒数総数五百三四十名、一校平均六十人位にて、卒業期限は、尋常科三年、高等科三年と定り。現今高等科は、師範学校附属附小学校にあるのみにて他は皆尋常科生徒なり²⁷。

各官立小学校は開校の直後8月に学生数を発表した。それによると、壯洞小学校23名、貞洞小学校76名、桂洞小学校40名、廟洞小学校48名、1897年の発表では、師範学校附属小学校(校洞小学校)99名、水下洞小学校93名、公洞小学校99名、齊洞小学校90名、梅洞小学校87名、養士洞小学校40名、養賢洞小学校46名、安洞小学校57名であった²⁸。そして、「学部官立小学校で、先月23日に、尋常科で授業した1年級、2年級、3年級学徒に学期試験を行なったが、試験に応じて1年級より2年級に進み、2年級より3年級に進んだ者は236人であり、3年級を卒業した者は31人であった。今月5日に卒業証書と進級証書を与え、尋常科3年級を卒業した者は高等科1年級で授業する²⁹」と、試験による進級や卒業生が出現していることが窺うことができる。このように首都の漢城府では各官立小学校に一定の生徒は在籍していたが、就学生徒数が不明で就学強制もなかったので就学率は確認できていない。

官立小学校では、【表1-3】のように1896年第1回尋常科卒業生から1906年までに全体として約900人程度の卒業生を出している。官立小学校の第1回尋常科卒業生は、1896年4月23日の卒業試験後31名が認定された。しかし、官立小学校では教員の勤務状況・賞罰に見られるように、試験が実施されそれによる評価や成績によって進級や卒業が

許可されたわけである。それ故、落第や退学者を含めると卒業生よりも多くの生徒が官立小学校に在籍していたことになる。また、漢城府内に学校が存在していたため、教員は地方公立小学校と比較すると安定的に供給されており、漢城師範学校卒業生の半数以上は官立小学校に赴任している。官立小学校卒業生は、進学や留学、任官も含めて多様な進路を歩み始めており、学部予算が増大して学校設備や教材等が充実していけば、大韓帝国の初等教育機関として拡大していく可能性をもっていたと言える。

【表 1-3】官立小学校・漢城府公立小学校・漢城師範学校附属小学校卒業生数

1896年4月23日	官立小学校第1回尋常科卒業	31人
1897年5月 5日	官立小学校第2回尋常科卒業	111人
1897年5月 5日	漢城府公立小学校卒業	19人
1898年7月 19日	官立小学校第3回尋常科卒業	72人
1898年7月 19日	漢城府公立小学校卒業	5人
1898年7月 19日	官立漢城師範学校附属小学校高等科卒業	14人
1899年6月 15日	官立小学校第4回尋常科卒業	30人
1900年7月 10日	官立小学校第5回尋常科卒業	55人
1900年7月 10日	官立小学校第1回高等科卒業	5人
1901年10月22日	官立小学校第6回尋常科卒業	71人
1901年10月26日	官立小学校第2回高等科卒業	15人
1902年7月 16日	官立小学校第7回尋常科卒業	80人
1902年7月 18日	官立小学校第3回高等科卒業	16人
1903年7月 23日	官立小学校第8回尋常科卒業	86人
1903年7月 23日	官立小学校第4回高等科卒業	16人
1904年7月 19日	官立小学校第9回尋常科卒業	129人
1904年7月 19日	官立小学校第5回高等科卒業	16人
1905年7月 12日	官立小学校第10回尋常科卒業	171人
1905年7月 12日	官立小学校第6回高等科卒業	26人
1906年7月 17日	官立小学校第11回尋常科卒業	114人

出典：大韓帝国『官報』より作成。

(2) 地方公立小学校の設立

地方の公立小学校の設置状況は不明な部分が多いが、建陽元年(1896年)9月に学部令第5号「地方公立小学校の位置を定める件」が公布された。これによると、以下の地方で公立小学校を設置することとなっている。³⁰

京畿觀察府－水原	忠清北道觀察府－忠州	忠清南道觀察府－公州
全羅北道觀察府－全州	全羅南道觀察府－光州	慶尚北道觀察府－大邱
慶尚南道觀察府－晋州	黄海道觀察府－海州	平安南道觀察府－平壤
平安北道觀察府－定州	江原道觀察府－春川	咸鏡南道觀察府－咸興
咸鏡北道觀察府－鏡城		

これらの公立小学校は、各觀察府所在地に一校ずつ設立され、「觀察府小学校」と称されるものである。その他以下の郡にも公立小学校が設置されることになっていた。

開城府、江華府、仁川港、釜山港、元山港、慶興港、濟州牧、楊州郡、坡州郡、清州郡、洪州郡、林川郡、南原郡、順天郡、靈光郡、慶州郡、安東郡、安岳郡、義州郡、江界郡、成川郡、原州郡、江陵郡、北青郡

以後公立小学校は 1898 年 3 月に三和港と務安港の 2 ヶ所にも設立され³¹、1900 年初には公立小学校は全て 50 校であった³²。

公立小学校は、「小学校令」第 3 条において、「公立小学校に要する経費は府或郡が負担する」と規定されていた。ただし、地方の府郡の公立小学校は、法令上では政府からの補助を受けられる仕組みになっていた。建陽元年（1896 年）2 月 20 日学部令第 1 号として「補助公立小学校規則」が制定され、この規則によって公立小学校に国庫補助金が支弁されることになった。補助金支給の請願時には、認定のために学校の場所や教室数、校舎構造の概要、生徒数、教材教具（教室ごとの漆板・坐床・石版・硯石・教科書など）、学校維持方法、学校経費予算表、学校教則等を明記した申請書を提出して、学部から許可を得なければならなかった。補助金支給が認可されると学部から教員一名が派遣され、当該地で副教員一名の任用が認められるようになる。補助金額は学校規模によって勘案されるが、50 元以内の支給であった³³。監督者である各府観察使や郡守は、前年度の経費支出決算を学部に報告することになっており、資格不備がある場合には補助金の廃止や還納しなければならなかった。

このように官立小学校と異なり、地方公立小学校はその開校に対して政府からの援助はなく、府郡が自力で学校開設の諸準備をしなければならなかった。つまり、観察使・郡守の尽力や府郡有力者の経済的支援と理解がなければ開校すらできなかったのである。地方公立小学校は施設を整えることが難しく、資格のある教師も少なく、その規模と教育内容において厳しい状況に追い込まれていた。当時の学校状況を視察した日本人官僚は、次の様に語っている。

地方に於て、公立小学校五十校あるも、孰れも法令所定の事項を励行するものは、殆んど一として見ることを得ず、而して小学校の如きは、毎月僅々三十円づつの学部補金に依りて維持し居れるとて、教員は師範学校卒業の正教員一名と、単に国語即ち韓語を教授する副教員一名のみにて、其学課目の如きも、国語、作文、習字算術、地理等に過ぎず、甚しきに至りては、算術を教授せざる学校さへ少なからざる有様なり³⁴。

日本人官僚の朝鮮の教育状況に対する偏見を含んだ指摘であるが、地方公立小学校が多くの課題を抱えていた事は事実でもある。地域での公立学校設立は、旧来の伝統的書堂や書院、私塾と摩擦を生じることになる。学校設立がこれまでの既得権を侵害すると見做す地方儒生層の抵抗も大きかった。この状況を『皇城新聞』は「地方儒生勿自暴棄」として、「地方に公立学校が設立されると、該郡の儒生が学部から派遣された教員を放逐して、学費用に充てられる田土を争奪したり、小学校の教科目を異端であると攻撃している³⁵」と、その儒生の行動を批判している。

このような地方公立小学校の実態や現状から、甲午改革後から光武年間にかけての大韓帝国期の公立小学校は、教育改革において何ら成果も挙げられなかったという統監府学部官僚のような見方がなされてきた。民族系私立学校やキリスト教系学校と比較して、地方の公立小学校の存在やその意義は重視されず、統監府が「模範教育」として普通学校を設置する背景にもなっていた。しかし、地方は甲午改革で提起された新しい学校教育に対して、否定的で旧態依然の状態ではなかった。

3. 地方公立小学校の状況と教員の赴任

従来は地方公立小学校への教員派遣は少なく学校設立地域も観察府所在地が中心とされているが、実際は多くの教員が地方公立小学校への赴任を発令されている。表1-4は『官報』の辞令記事からまとめた1896年から1906年までに公立小学校所在地に発令された赴任者名と在職期間、異動関係表である。延べ人数337名、学校所在地の府郡は70箇所である。※印の府郡は1896年9月に学部が公布した「地方公立小学校の位置を定める件」で設置が示された所在地であるが、それ以外の郡にも小学校が設立され教員が派遣されていることがわかる。

教員の在職期間であるが、数ヶ月間の短期間の教員も存在しているが、数年間にわたり同一校に勤務している教員も多く存在していることが判明した。特に、各道の中心地に設置された観察府小学校においては、教員の異動や喪期間によって教員不在の期間が生じないよう配慮されている。教員数も郡公立小学校では1名校が多いが、観察府小学校では複数の教員が在籍している場合も見られる。また、官立小学校と地方公立小学校間の教員異動もあり、広範囲な教員の人事異動が存在している。

全体的な赴任地の配属を個々の教員ごとにその赴任先と期間を概観すると異動状況が広域であることがわかる。地方公立小学校に派遣された教員の赴任経歴であるが、継続的に地方の公立小学校で勤務しており、衰退した状況であると指摘されつつも地域の公立小学校として存続していたと言える。

これらのことから地方公立小学校は、漢城府の官立小学校や師範学校附属小学校のような状況ではないが、小規模ではあるが継続して存続していることがわかる。また、漢城師範学校出身の教員だけでなく、教員を補助して校務を支援するための副教員の人事異動も実施されるようになった³⁶。漢城師範学校卒業の教員だけでなく、該郡で任用される副教員の増大は、課題も存在するが教育面では公立小学校への支援でもある。学校によっては新科目の学習が定着し、教員の創意工夫によって学習成果をあげていた。教育課程においても官立小学校と同様に定期試験や卒業試験を実施して、卒業・進級認定を行っている。

光州府公立小学校では、夏期試験時に観察使李根滯氏が、学徒を面接して優等生を選出し紙筆墨を施賞した³⁷。慶州郡公立小学校では、夏期試験を経て優等卒業生として金柄喆等4人、学年進級生として金徳出等5人を認めた³⁸。龍仁郡学校の夏期試験では、優等生李迥植等3人が施賞し、該郡守金寧漢氏も参席して勸学した。また、北青郡公立学校夏期試験では、優等生として張道翰など10人を認めた³⁹。海州公立小学校では、学年試験を実施して尋常科卒業生6人、三年級生5人、二年級生7人、一年級生16人が進級した。卒業式挙行時に観察使尹吉求氏が来賓として卒業証を授与し、特別賞を優等生金斗燁及第生柳夏榮等5人に与えた⁴⁰。また、東萊府小学校では試験を経て修業証書授与式を行い、東萊府監理や内外紳士が参席する中で優等生8人が表彰された⁴¹。

地方公立小学校において、熱心に教育に取り組みその成果を上げている教員の活躍事例も多い。以下は、地方公立小学校での教員の活躍や成果を伝える記事である。

全羅北道観察府公立小学校教員宋淳鎔氏は英材で教育に熱心で、現今では學員は日に増しており五十名に至っている。高等學員中の韓大錫、韓芝蓉、蔡錫默、權圭善らの四人は、年は十五六歳にして算術の四則以上に精通し、地文万国方便を博渉している。湖南の文明は漸次進歩している⁴²。

鏡城郡守池鳳翎氏が学部に報告したによると、本郡公立小学校教員金昌崙は昼宵開学して勤勉に教育している。そのため邑村の冠童は負笈裹糧して争って越入学して、算術と地理と時務方便を学び効果を上げている⁴³。

【表1-4】地方公立小学校教員赴任状況（1896年～1906年）

道	府・郡	教員名 在職期間 異動先		副教員数
		凡例 □は異動先小学校を示す 父憂—父親の喪に服す意味 依願免—依願免職を要請		
京畿道	觀察府 水原※	黃漢東 1896/9/19～1897/4/10依願免 李弼求 不明～1898/6/10(→全羅南道觀察府小学校異動) 尹輔榮 1897/4/21～1899/7/14(→三和郡小学校異動) 申秉均 1900/7/14～1904/4/23依願免 嚴觀變 1901/6/14～1902/8/14(→金浦郡小学校異動) 李東鉉 1902/8/15～不明 金慶淵 1903/12/18～1904/2/2(→慶尚南道觀察府小学校異動) 南相舜 1904/4/21～1904/11/24免本官 申鉉鼎 1904/11/24～1905/10/23(→官立小学校) 朴治勲 1905/10/23～1906/9/28	1901年から 1904年まで 副教員赴任数 6人	
京畿道	開城※	李鍾浹 1896/3/14～1897/5/18依願免 閔泰亨 1897/5/18～1899/9/6(→咸鏡南道觀察府小学校異動) 尹輔榮 1899/9/6～1900/8/25(→官立小学校異動) 金奎元 1900/8/25～不明 朴基滢 1900/10/10～1902/6/5 柳德春 1905/4/20～1905/10/23依願免 李承均 1905/10/23～不明 閔觀鉉 1906/12/8～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 2人 馬文圭1899年 朴載鉉1900年	
京畿道	江華※	金鳳鎮 1899/9/6～1900/1/2(→官立小学校異動) 鄭芝錫 1896/2/4～1899/9/6(→三和郡小学校異動) 鄭芝錫 1900/1/2～1902/1/21(官立小学校異動) 金教熙 1902/1/21～1902/2/27(依願免本官) 崔鍾溍 1902/2/27～1906/1/2(→官立小学校異動) 金演培 1906/1/2～1906/8/18依願免 鄭重根 1906/8/18～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 2人 朴承台1899年 李錫候 1903年	
京畿道	仁川※	卞榮大 1896/1/24～1899/9/6(→平安南道觀察府小学校異動) 趙寬增 1899/9/6～1900/8/25(→官立小学校異動) 卞榮大 1900/8/25～不明 朱定均 1901/6/4～1903/5/9(→官立小学校異動) 鄭泰桓 1903/5/9～不明 金洪秀 1903/10～不明 趙寬增 1905/10/23～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 14人	
京畿道	廣州	沈承憲 1901/1/17～1903/11/26 徐廷徽 1904/8～1905/6/7	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 4人	
京畿道	楊州※	金龜演 1896/6/13～1901/3/5(→金海郡小学校異動) 尹泰榮 1901/3/5～不明 許煥 不明～1906/1/2(→官立)小学校異動 黃台性 1906/1/2～	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 14人	
京畿道	坡州※	李漢應 1896/3/24～1898/6/10(→平安北道觀察府小学校異動) 尹泰榮 1900/12/6～1901/3/5(→楊州郡小学校異動) ※1901年以降、後任未発令	1901年から 1904年まで 副教員赴任数2 2人	
京畿道	富平	朴熙命 1900/2/27～1902/8/20(→慶尚北道觀察府小学校異動) 洪淳瑩 1902/8/20～	1900年から 1904年まで	

		崔用集 1903/9/28～1905/10/23(→官立) 李戴敬 1905/10/23～1905/12/19依願免 徐廷徽 1905/12/19～1906/1/13依願免	副教員赴任数 9人
京畿道	南陽	朴齊賢 1899/10/24～1900/5/23(→甑山郡小学校異動) 崔正植 1900/6/6～1901/3/5(→洪州府小学校異動) 具滋弘 1901/3/5 李弼求 1904/8/18～1904/11/30(→洪州府小学校異動) 金仁衡 1904/8/22～不明 鄭雲好 1902/10/15～1904/8/18依願免(→陽川郡小学校異動) 朴齊賢 1904/11/30～1906/1/2(→官立小学校異動) 張容復 1906/1/2～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 13人
京畿道	豊徳	鄭奎鍾 1899/12/30～1900/1/2～ 具滋弘 1902/10/15～ 金象東 1904/1/30～ 朱定均 1905/10/10～ 鄭芝錫 1905/1/17～	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 9人
京畿道	安山 (始興郡)	金光植 1899/11/6～1901/3/5(→定平郡小学校異動) 金光植 1901/4/8～不明 崔鼎夏 1901/3/5～1901/4/8(→平壤郡小学校異動) 金建植 1901/12/24～不明 李能相 1901/4/18～不明 朴之陽 1903/8/28 朴潤亨 1903/10/16～不明 金建植 1904/1/30～ 鄭源錫 1905/10/23～不明 李仁雨 1906/12/8～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
京畿道	安城	李茂季 1906/1/25～不明	副教員赴任数 4人
京畿道	金浦	趙寬增 1897/9/8～1899/9/6(→仁川郡小学校異動) 柳学秀 1899/9/6～1900/8/25(→咸鏡南道觀察府小学校異動) 尹貞圭 1900/8/22～1902/8/14(→鐵原郡小学校異動) 嚴親變 1902/8/14～1904/8/18(→三和港小学校異動) 金奎元 1902/10/9～不明 金顯龜 1904/9/23叙任3等～1906/1/2(→官立小学校異動) 南宮燮 1906/1/2～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
京畿道	振威	李教鴻 1899/4/11～1901/4/8(→甑山郡小学校異動) 金顯龜 1901/4/8～1904/8/(→金浦郡小学校異動) 尹大善 1904/8/23～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 13人
京畿道	陽川	金奎元 1900/2/27～1900/8/25(→開城府小学校異動) 李東鉉 1900/8/25～不明 朴齊賢 1902/8/13～1904/8/18(→洪州郡小学校異動) 鄭雲好 1904/8/18～	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 12人
京畿道	果川	朱定均 不明～1901/6/4(→仁川郡小学校異動) ※1901年以降、後任未発令	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 23人
京畿道	通津	崔麟植 1897/11/16～不明 ※後任未発令	
忠清北道	觀察府 忠州※	黃漢東 1896/1/31～1896/9/16(→京畿道觀察府小学校異動) 梁柱星 1896/9/16/～1897/5/18依願免 朴齊賢 1897/5/18～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数

		徐廷達 1897/6/6~1900/3/7免懲戒 尹貞圭 1899/6/29~1900/8/22(→金浦郡小学校異動) 李康浩 1900/8/22~1900/9/28(→德源郡小学校異動) 宋淳鑿 1900/9/26~1901/3/5(→官立小学校異動) 宋元燮 1901/3/5~1902/8/20(→務安郡小学校異動) 丁奎寅 1902/8/20~1905/10/23(→官立)小学校異動 金炳天 1905/10/23~不明 趙漢高 1905/12/29 金元祐 不明~1906/1/2(→官立小学校異動)	7人
忠清北道	清州※	金啓明 1896/10/30~1897/4/10依願免 柳学秀 1897/4/23~1898/3/16(→咸鏡南道觀察府小学校異動) ※1898年以降、後任未発令	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
忠清北道	黄澗	崔秉喜 1906/1/25~不明	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
忠清南道	觀察府 公州※	李東鉉 1896/6/2~1898/3/16依願免 尹貞圭 1898/3/17~1899/6/29(→忠清北道觀察府小学校異動) 南明植 1899/6/29~1904/6/30(→官立小学校異動) 宋始顯 1904/6/30~不明 徐廷徵 1905/6/2~1905/10/16(→官立小学校異動) 尹泰震 1905/10/23~不明 沈驥燮 1906/9/28~不明	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 2人
忠清南道	洪州※	沈承弼 1896/11/18~不明 宋元燮 1896/11/18~1901/3/5(→忠清北道觀察府小学校異動) 金寧濟 1896/7/8~1896/10/15(→慶尚北道觀察府小学校異動) 崔正植 1901/3/5~1903/4/20(免本官) 金仁衡 1903/4/22~1904/8/18(→郭山郡小学校異動) 朴齊賢 1904/8/18~1904/11/30依願免(→南陽郡小学校異動) 李弼求 1904/11/30~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 9人
忠清南道	林川※	柳喆秀 1896/11/9~1897/5/18依願免 尹貞圭 1897/5/18~1898/3/17(→忠清南道觀察府小学校異動) ※1899年以降、後任未発令	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 41人
全羅北道	觀察府 全州※	張聖和 1896/11/9~1897/4/23依願免 趙夏燮 1896/9/18~不明 宋淳鑿 1897/4/23~1900/9/28(→忠清北道觀察府小学校異動) 柳学秀 1900/9/26~1905/10/23(→官立小学校異動) 柳春熙 1905/10/23~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 4人
全羅北道	南原※	朴稚祥 1896/11/9~1897/4/23依願免 朴晶東 1897/4/23~1898/11/5(→官立小学校異動) ※1899年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 21人
全羅北道	沃溝	韓弼洙 1899/9/6~1900/2/27(→定平) 李英植 1900/3/1~1900/10/1母喪 沈驥燮 1900/9/28~不明 李匡來 1904/11/24~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
全羅南道	濟州牧※	田錫圭 1896/11/18~ ※1899年以降、後任未発令	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 5人

全羅南道	觀察府 光州※	趙漢高 1896/11/6~1897/4/23(→官立小学校異動) 李 憲 1897/4/23~1898/3/17依願免 李弼求 1898/6/10~1900/2/27(→昌原港小学校異動) 張聖和 1898/3/17~1898/6/10依願免 卞志学 1900/3/1~不明 李能相 不明~1901/4/8(→安山郡小学校異動) 洪炳夏 1903/7/14 李鍾珪 1906/12/8~不明	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 8人
全羅南道	靈光※	李鍾珪 1896/11/9~1900/1/27(→金城郡小学校異動) ※1901年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
全羅南道	順天※	李康浩 1896/11/9~1899/4/11(→慶州郡小学校異動) ※1900年以降、後任未発令	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 41人
全羅南道	務安	卞志学 1898/3/23~1900/3/1 李康浩 1900/3/1~1900/8/22(→忠清北道觀察府小学校異動) 馬義律 1900/8/22~1900/9/26(→咸鏡南道觀察府小学校異動) 李喜幸 1900/9/28~不明 李喜幸 1902/8/14免職本官 宋元燮 1902/8/20~1906/8/18依願免 李愚定 1906/8/18~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 7人
慶尚北道	觀察府 大邱※	李恒善 1896/1/24~不明 金寧濟 1896/6/11~不明 張聖和 1896/6/25~1896/11/9依願免 (→全羅北道觀察府小学校異動) 朴容觀 1899/5/26~1902/8/20(→東萊郡小学校異動) 朴容觀 1902/9/1~1903/2/20(→昌原港小学校異動) 朴熙命 1902/8/20~1902/9/1(官立小学校異動) 金慶淵 1903/2/20~不明 李東鉉 1903/12/18~1905/10/16(→官立小学校異動) 嚴星九 1905/10/23~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 9人
慶尚北道	慶州※	尹弼求 1896/11/18~不明 李康浩 1899/4/11~1900/2/27(→務安港小学校異動) 李漢豊 1900/3/5~1902/5/21(→官立小学校異動) 趙炳善 1902/5/21~不明 徐廷徽 1904/8/6~不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 4人
慶尚北道	安東※	尹輔榮 1896/11/18~1897/4/23(→京畿道觀察府小学校異動) 申泰圭 1897/4/23~1897/5/18依願免 宋始顯 1897/5/18~不明 ※1900年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 33人
慶尚南道	觀察府 晋州※	尹大善 1896/11/9~1903/1/17(→郭山郡小学校異動) 申秉均 1903/1/17~不明 金慶淵 1904/2/3~1905/4/15(→東萊郡小学校異動) 申秉均 不明~1904/2/2(→京畿道觀察府小学校異動) 尹弼求 1905/4/15~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
慶尚南道	釜山港※ (東萊)	金炳天 1896/11/9~不明 李英植 不明~1900/2/27(→沃溝郡小学校異動) 金鍾瑾 1900/3/7~1902/3/7免懲戒 朴容觀 1902/8/20~1902/9/1(慶尚北道觀察府小学校異動)	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 6人

		尹弼求 1902/9/1~1905/4/15(→慶尚南道觀察府小学校異動) 洪淳達 1901/12/23~1902/6/3 卞志学 1902/6/9父喪 李英植 不明~1903/6/2(→官立小学校異動) 金慶淵 1905/4/15~1905/10/16(→官立小学校異動) 李漢豊 1905/10/23~1905/12/19依願免 尹秉哲 1905/12/19~1906/2/24依願免 閔觀鉉 1906/2/24~1906/4/21依願免 朴熙命 1906/4/21~不明	
慶尚南道	金海	尹容求 不明~1900/3/28 崔鼎夏 1900/5/23~1901/3/5(→安山郡小学校異動) 韓炳洙 1900/3/13~1900/3/23(→徳源郡小学校異動) 金龜演 1901/3/5~1902/5/9依願免本官 金奎元 1902/10/9~不明 安廷燮 不明~1902/10/9依願免本官(→三和郡小学校異動) 趙炳善 1902/5/9~不明 金寧濟 1902/5/21~不明 李濬鎬1905/3/29~	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 4人
慶尚南道	昌原港	李弼求 1900/2/27~不明 許煥 不明~1901/7/13~1902/1/16(→楊州郡小学校異動) 金慶淵 1902/1/16~1903/2/20(→慶尚北道觀察府小学校異動) 朴容觀 1903/2/20~1903/12/18	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 9人
黄海道	觀察府 海州※	金寅煥 1896/11/9~1899/5/9父喪復歸~1902/1/9 具滋弘 不明~1901/3/5(→南陽郡小学校異動) 金鎮世 1903/1/8~1905/10/23(→官立小学校異動) 沈承弼 1905/10/23~ 韓觀植 1906/10/5~	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 13人
黄海道	安岳※	尹相洪 1896/11/18~ ※1899年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 14人
平安南道	觀察府 平壤※	金鳳鎮 1896/6/25~1899/9/6依願免 安榮商 1896/6/2~1896/6/20(→官立小学校異動) 田徳龍 1899/6/16~1901/3/15免本官、1901/5/18免懲戒、 卞榮大 1899/9/6~1900/8/25(→仁川) 柳学秀 1900/8/25~不明 崔鼎夏 1901/4/8~不明 金基宗 1901/7/13~不明 崔聖澤 1902/5/6~1905/10/16(→官立小学校異動) 朴熙命 1905/10/23~1906/4/6依願免(→東萊郡小学校異動) 姜達駿 1905/10/23~不明 安東洙 1905/11~不明 田徳龍 1906/4/10~不明 閔觀燮 1906/6/13~	1897年から 1904年まで 副教員赴任数 10人
平安南道	成川※	金昌有 1896/11/18~不明 ※1899年以降、後任未発令	1901年から 1904年まで副 教員赴任数 23人
平安南道	三和	申秉均 1898/3/16~1899/7/14依願免 尹輔榮 1899/7/14~1899/9/6依願免 鄭芝錫 1899/9/6~1900/1/2(→江華府小学校異動) 崔聖澤 1900/2/27~1900/8/22(→平安南道觀察府小学校異動)	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 5人

		金奎元 1900/1/27~1900/2/27(→陽川郡小学校異動) 朴齊賢 1900/8/22~1902/8/14(→文川郡小学校異動) 黃台性 1902/8/14~1902/10/9(→淮陽郡小学校異動) 安廷燮 1902/10/9~不明 李弼求 1903/9/28~1904/8/18(→南陽郡小学校異動) 李英植 1903~不明 嚴觀燮 1904/8/18~不明 李英植 1906/3/17~	
平安南道	江西	鄭海觀 1900/3/5~1900/8/22(→甌山郡小学校異動) 金象鍾 1900/10/6~1902/2/27 朴潤亨 1904/1/31~1906/8/18依願免 金商学 1906/8/18~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 1人
平安南道	甌山	崔聖澤 1899/5/16~1900/2/27(→三和港小学校異動) 鄭海觀 1900/8/22~1901/4/8(→江原道監察府小学校異動) 崔正植 1900/3/5~1900/5/23 崔正植 不明~1900/5/23(→安邊郡小学校異動) 齊賢 1900/5/23~1900/8/22(→三和港小学校異動) 李教鴻 1901/4/8~不明 姜翼修 1903/7/14~不明 朴基滢 1905/10/23依願免 吳裕善 1905/10/23~不明 朴榮龍 1905/11/3~不明	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 3人
平安北道	觀察府 寧邊 (定州)	鄭雲好 1896/11/9~1898/6/10依願免 李漢應 1898/7/5依願免 崔正植 1898/7/5~1900/3/5(→甌山郡小学校異動) 安廷燮 1900/3/5~1900/10/23母喪 姜翼修~1900/10/19~1901/4/1免本官 田徳龍 1901/7/16~不明 李範璇 1905/8/14~1906/1/2免本官 李道載 1905/12/29~1906/1/2	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
平安北道	義州※	鄭奎鍾 1896/11/18~不明 李教鴻 1897/6/16~1899/4/11(→振威郡小学校異動) ※1900年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 35人
平安北道	江界※	林致亨 1896/11/18~不明 ※1899年以降、後任未発令	1902年から 1904年まで 副教員赴任数 21人
平安北道	郭山	姜翼修 1899/6/16~1900/10/19(平安北道觀察府小学校異動) 金昌倫 1900/11/16~1903/1/17(咸鏡北道觀察府小学校異動) 尹大善 1903/1/17~1904/8/18依願免(→振威郡小学校異動) 金仁衡 1904/8/18~1904/10/11父喪 李濬鎬 1904/12/6~ 嚴觀燮 1904/8/22~不明 李錫範 1905/3/14~ 朴基滢 1906/10/5~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
平安北道	雲山	朴致雲 1899/6/16~1901/5/2父喪 宋始顯 1901/6/4~1904/6/30依願免(→忠清南道觀察府小学校) 崔秉喜 1904/6/30~1904/10/11依願免 尹貞圭 1904/10/11~1906/1/2(→官立小学校異動) 李相鳳 1906/1/2~1906/8/18依願免	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 3人

江原道	觀察府 春川※	具滋弘 1896/11/9~1900/8/22 韓明教 1901/3/5~1901/4/8(→咸鏡北道觀察府小学校異動) 鄭海觀 1901/4/8~不明 金顯龜 不明~1901/4/8(→振威郡小学校異動) 金寅煥 1902/9/8~1904/11/2母喪~1906/10/5 金敬明 1905/10/10~1906/4/21(依願免)	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
江原道	原州※	李昇儀 1896/11/18~不明 ※1899年以降、後任未発令	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 4人
江原道	江陵※	朴熙命 1896/11/18~不明 朴在衡 1899/11/15~1902/6/5免職本官 金復卿 1902/6/5~1903/11/4(→文川郡小学校異動) 鄭海觀 1903/11/4~不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
江原道	淮陽	尹弼求 1899/4/11~ 李載星 1900/3/13~1901/4/30(免本官) 黃台性 1902/10/9~1906/1/2(→官立小学校異動) 金奎元 1901/6/4~1902/10/9(→金海郡小学校異動) 李喆周 1906/1/19~不明 李始厚 1906/1/2~1906/1/19依願免	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
江原道	鐵原	黃台性 1899/11/6~1902/8/14(→三和郡小学校異動) 尹貞圭 1902/8/14~、1903/10/16(免本官) 朴之陽 1903/10/16~不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 4人
江原道	金城	李鍾珏 1900/1/27~1904/4/20母喪 韓百元 1904/4/20~不明 劉漢烈 1905/12/19~1906/1/2(→官立小学校異動) 鄭洙英 1906/1/2~不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
咸鏡南道	觀察府 咸興※	申秉均 1896/6/11~1898/3/18(→三和郡小学校異動) 柳学秀 1898/3/16~1899/9/6(→金浦郡小学校異動) 柳学秀 不明~1900/9/26(→全羅北道觀察府小学校異動) 閔泰享 1899/9/6~1900/8/6 李東鉉 1900/7/14~1900/8/25(→陽川郡小学校異動) 馬羲律 1900/9/26~不明 趙炳善 1902/5~不明	1897年から 1904年まで 副教員赴任数 9人
咸鏡南道	徳源府	金鳳秀 1896/11/9~1897/5/18依願免 金允鼎 1897/5/18~1900/3/13→咸鏡北道觀察府小学校異動 康基夏 1899/10/24~1901/3/5(→城津港) 尹容求 1900/3/28~不明 韓炳洙 1900/9/28~1901/3/25免本官(請願) 李康浩 1900/9/28~1902/3/20免職本官 康基夏 1901/4/8~1902/1/25母喪 李鍾殷 1902/2/2~1905/10/23依願免 金鶴菘 1902/3/20~不明 閔觀鉉 1905/10/23~不明 洪在明 1905/12~不明 韓東爽 1906/12~不明	1898年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
咸鏡南道	永興	韓鍊沫 1899/6/29~不明 趙瑾河 1905/4/20依願免 韓炳洙 1905/4/18~1906/10/5(→文川郡小学校異動) 劉漢烈 1906/10/5~不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 5人

咸鏡南道	北青※	李相元 1896/11/18～1897/4/23(→官立) 趙瑾河 1897/4/23～1900/8/22(→咸鏡北道觀察府小学校異動) 韓炳洙 不明～1901/3/5(→徳源郡小学校異動) 韓鍊洙 1905/2/27～	1897年から 1904年まで 副教員赴任数 5人
咸鏡南道	安邊	崔正植 1900/5/23～1900/6/6(→南陽郡小学校異動) ※1901年以降、後任未発令	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 6人
咸鏡南道	定平	韓弼洙 1900/2/27～1901/3/5(→咸鏡北道觀察府小学校異動) 韓弼洙 1901/4/8～1905/4/20(→洪原郡小学校異動) 朴熙命 1899/11/15～1900/2/27(→富平郡小学校異動) 金光植 1901/3/5～1901/4/8(→安山郡小学校異動) 金建植 1901～不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 8人
咸鏡南道	長津	李錫榮 1899/6/29～1902/10/25依願免本官(→洪原) 韓炳洙 1902/10/25～1905/4/20(→永興郡小学校異動) 趙漢高 1905/10/23～1906/1/2(→忠清北道觀察府小学校異動) 朴榮龍 1905/4/20～不明 楊大録 1905/10/23依願免 鄭範時 1906/1/2～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 7人
咸鏡南道	文川	馬羲律 1899/6/29～1900/5/23(→咸鏡北道觀察府小学校異動) 金允鼎 1900/6/6～不明 鄭海觀 1902/11/30～1903/8/28(免本官) 金復卿 1903/11/4～不明 鄭海觀 1903/11/6～不明 韓觀植 1905/11/7～1906/10/5(→海州郡小学校異動) 韓炳洙 1906/10/5～不明	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 7人
咸鏡南道	洪原	金顯龜 1899/7/22～1900/8/6 金允鼎 不明～1900/6/6(→文川郡小学校異動) 韓炳洙 1901/6/4～1902/10/25(→長津郡小学校異動) 李錫榮 1902/10/25～不明 韓弼洙 1905/4/18～	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 7人
咸鏡北道	觀察府 鏡城※	鄭煥教 1896/11/9～1897/4/23依願免 嚴觀變 1897/4/23～1897/5/13依願免 金昌侖 1897/5/1～1900/3/13(→吉城郡小学校異動) 金允鼎 1900/3/13～1900/5/23(→高原郡小学校異動) 趙瑾河 1900/8/22～1901/3/5 馬羲律 1900/5/23～1900/8/22(→務安郡小学校異動) 姜翼修 不明～1901/4/3免本官、1901/5/18免懲戒 韓弼洙 1901/3/5～1901/4/8(→定平郡小学校異動) 韓明教 1901/4/8～不明 金允鼎 1903/1/17～不明 金昶濟 1903/4/1～	1899年から 1904年まで 副教員赴任数 8人
咸鏡北道	慶興府※	趙在赫 1896/11/9～1897/4/23依願免 李教元 1897/4/23～1897/5/13依願免 韓明洙 1897/5/13～不明	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 3人
咸鏡北道	城津 (吉城)	韓炳洙 1899/4/11～1900/3/13(→金海郡小学校異動) 金昌侖 1900/3/13～1903 康基夏 1901/3/2～1901/4/8 金鍾鳴 1903/1/26～1904/7/22母憂 朴在衡 1904/7/23～1906/1/13 鄭泰憲 1906/1/13～	1900年から 1904年まで 副教員赴任数 6人

出典：大韓帝国『官報』より作成 注：教員は全て漢城師範学校卒業生。

また、赴任先小学校が充実してきたため、尋常科だけでなく地方公立小学校では珍しい高等科を設立する動きもあった。李康浩は1900年徳源港公立小学校に異動して、小学校を拡張して運営体制を整備した。この結果、1902年徳源港公立小学校は当時としては非常に稀に地方小学校で高等科を設立して学部に変更した。学部は予算上の理由に高等科設置を留保する処置をしたため、李康浩は徳源港公立小学校を離任して沃溝港で私立進明義塾教師になって地域の教育力を高めている⁴⁴。

教育熱心な教員の異動に関しては、小学校生徒が異動に抗議する場合もあった。公州府公立小学校教員尹貞圭は、忠清北道觀察府小学校に異動することになった。この措置に対して、尹貞圭教員は非常に教育熱心であるので転任させないよう請願し、「尹貞圭教員が戻らないようであれば、一斉に退学する⁴⁵」と生徒が学部に変更している。熱心な副教員に対しても同様で、平壤公立小学校副教員黄錫圭が免職になった時、生徒たちは黄錫圭の免職を解くよう学部に変更している⁴⁶。また、煩雑に教員を転出させることへの官衙への抗議も見られる。北青郡公立小学校では、教員が赴任して数ヶ月たちようやく校具や学科組織も整ってきたのに、本道觀察使は請願していないにも関わらず故無く転出させてしまった。このような状況に対して生徒の金正翰等50余名が、学部に変更している⁴⁷。

教員に関する事項から、地方公立小学校の存在を認識できるが、卒業生数など具体的な状況が不明であるので、官立小学校のような実態を把握することが難しい状況である。しかし、地方公立小学校の存在は、経済的社会的に不利な状況の中でも地方府郡において、公立小学校の意義を認めそれを設立維持しようとする意識拡大の可能性を内包しているのである。統監府学部官僚が指摘した「唯一ノ児童教育機関」として「全国各道ニ散在スル書堂」ではなく、官公立小学校は地域に存在しており大韓帝国の将来に関わる人材を育成していたのである。

第2節 甲午改革と朝鮮初の教科書—学部編纂『国民小学読本』—

1. 甲午改革と『国民小学読本』の編纂

甲午改革における教育改革の基本方針は、科举制度の廃止と学校教育制度導入であり、これまでの科举の及第を目的に漢籍の講読を中心に行なわれてきた旧教育体系を否定し、近代的学校制度の導入を試みたことである。従来の伝統的初等教育機関である書堂で使用されてきた『千字文』や五倫、儒学総論から構成された『童蒙先習』⁴⁸などの漢籍教材では、朝鮮王朝期を通して影響を受けてきた事大主義を払拭することは難しい。そのため、甲午改革期から近代的学校で使用する目的で正式に教科書が刊行されるようになった。自主独立精神の注入のためには、新教科目・教育内容の新たな教材が必要だったからである。また、教科書は啓蒙書の役割も果たしており、当時発行された教科書は甲午改革期に提示された教育改革の具現化でもあった。

1894年7月27日「軍国機務処」が設置され、教育に関わる議案が立案された。議案42「科文取士 係是朝家定制 而難以虚文 収用実才 科举之法 奏蒙上裁変通後 另定選挙條例事」、議案48「凡国内外公私文字 遇有外国国名地名人名之當用欧文者 俱以国文繙翻譯施行事」、議案104「小学校教科等書 令学務衙門 先行編纂事」⁴⁹

科举制度の実質的廃止を規定する議案42は、科举制廃止による官吏登用の方法の変更だけでなく、官吏が備えるべき資質をも変えるということの意味した。外国文の国文翻訳及び国文使用を決定する議案48は、政府が公布する主要な公文及び『官報』などは、国漢文混用体ないしハンゲル体文章を使用するものであった。そして、教科書の編纂を促す議案104が提議され、小学校を設立するとともに教科書を編纂する事業が推進されるようになった。

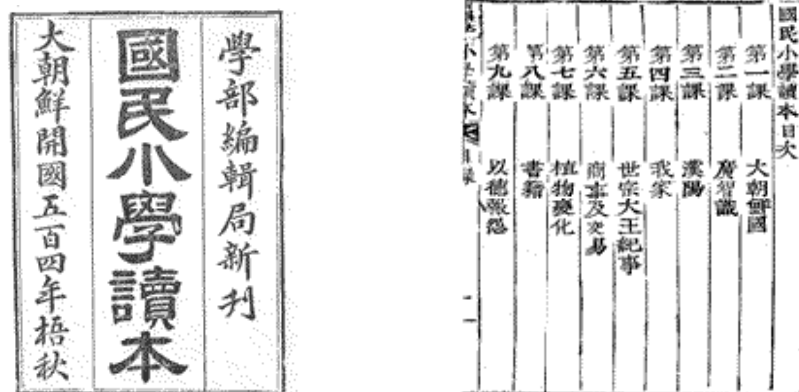
また、中央政府機関の官制改編が実施され外交・教育・文化事業の多くの部門を担当し

ていた従来の「礼曹」が改編された。そして、教育行政事業を専門とする学務衙門を独立させて、伝統的な儒教教育を払拭して新たな教育を実施するための学校を設立する体制を揃えた。その教育行政を担当する学務衙門（後の学部）に編輯局が設置され、国文（ハングル文字）の綴字と各国文の翻訳、教科書の編集がなされた⁵⁰。1895年11月15日付で公布された政府予算では、学部所管費として126752元が配当され、その内の5000元が教科書印刷費として確保された⁵¹。教科書作成においては、本国史と本国文を教えること、明・清を尊崇せず太祖大王の「開国紀元」を使用することが強調された。小学校教科用図書は、「小学校令」第15条に「小学校の教科用図書は、学部の編集したもの或は、学部大臣の検定を経たるものをを用うべきこと」⁵²とあり、官立小学校の教科書は当初から検定を原則とされていた。その後、教科書の編纂発行は、学部だけではなく全知識人が参与する形で発展していった。

学部編輯局は朝鮮で最初の初等教育用教科書『国民小学読本』⁵³（図1-1）を編纂し、1895年（開国504年）陰暦7月、陽暦8月中から9月中旬に学部から刊行した。表題は『国民小学読本』であるが国語読本であり、学部作製木刻活字に依る旧式印刷及び製本で、国漢文混用の31課144頁の体裁である。比較的長文型で、漢字語は難易度の高い漢字が用いられている。この『国民小学読本』の後に続いて『小学読本』と『新訂尋常小学』が学部から刊行された。『新訂尋常小学』は国語読本であるが、『小学読本』⁵⁴は内容的には修身の教科書の内容に近かった。この国語読本刊行以降、漸次国民意識形成のために学部編輯局から「国史」「地誌」などの教科書や開化啓蒙書が編纂刊行されていった⁵⁵。

甲午改革期は、近代教育と関連した制度的整備はなされたが、教科書刊行のための経験やそのための準備期間は不足していた。官立小学校での教育実施をひかえていた時期でもあり、教科書作成は学部編輯局にとっては急務であった。そのため、日本の学校で使用されている教科書類を参考にするために、1895年5月に駐日公使館事務宛に「日師範学校等の教科書及び教師参考書の購送」の訓令を出して、参照可能な日本の教科書を送付するよう命じている⁵⁶。教科書編纂と日本との関連はこれだけではなく、さらに『国民小学読本』の翌年に新たに刊行された『新訂尋常小学』⁵⁷では、日本人補佐員が編纂に関与するようになる。そして、その後の1906年に刊行された学部編纂『普通学校学徒用国語読本』⁵⁸では、統監府の日本人学部官僚が直接編纂に従事した。その意味では、教科書内容の分析は、大韓帝国学部の教育改革の自立性とそれに対する日本の侵食との度合いを示す基準にもなりえるものである。本節では甲午改革前期に学部編輯局が最初に編纂した『国民小学読本』の内容分析を通して、その特性を考察していく。

【図1-1】『国民小学読本』表紙と目次



2. 『国民小学読本』と日本の教科書との関連

(1) 先行研究と文部省編集『高等小学読本』との関連

『国民小学読本』は、開化期の最初の国語読本教科書であるため、国語教育の側面で読本の特性と意味が分析され、また、社会や文化史の脈絡でこの教科書がもつ意義が考察された。その結果、『国民小学読本』の国語教育史的意味と特性、構成と内容などが明らかにされた。김희정(キムフェジョン)は、国語教育の視点から近代的テキストの構造的特性について言及し、『国民小学読本』は歴史上初めての国文教科書として国漢混用文体で作成され、内容においては民族意識や独立精神、主権意識に応えた時代的使命を内在した教科書であると論じている⁵⁹。윤치부(ユンチブ)も同様に国語教科書の構成に関連して言及している⁶⁰。

송명진(ソミョンジン)は、『国民小学読本』は「教育詔書」と「小学校令」によって発表された一連の教育の目的を反映した教科書であり、国民としての義務を強調してこれを通して究極的に華夷意識から逃れて、強力な近代国家を建設するという意図を表現していたと論じている⁶¹。このような研究の中で特に重視されたのが、『国民小学読本』編纂過程で参考にした日本の教科書との関連性や当時の学部編輯局の主体性に関するものである。김소영(キムソヨン)は『国民小学読本』が、日本文部省が1888年に出版した『高等小学読本』を参考にして編纂されたことを指摘した⁶²。参考にした日本の教科書名を明確にしたが、比較精査してその「参考」の意味を明確にするまでには至らなかった。日本の『高等小学読本』との関係を単元内容の比較から明確にしたのが、강진호(カンジンホ)の論文である⁶³。『国民小学読本』と日本の『高等小学読本』の教材項目を比較検討して、『国民小学読本』は日本の教科書を参考にはしているが、民族主義的な視点を基にして単元を取捨選択することによって、終始一貫民族主義的視角を堅持していると論じている。

박승배(パクスンベ)は、学部編輯局の編纂者が活用した文献として、『高等小学読本』の他に当時のアメリカの教科書も参考していると述べている⁶⁴。編輯局に関しては、전용호(チョンヨンホ)は『国民小学読本』は朴定陽が学部大臣在任期に企画されて、李完用が学部大臣の時期に刊行されたとし、編纂の主体を学務参議李商在であると言及している⁶⁵。そして、朴定陽の著書である『美俗拾遺』の文章が、教科書に引用されていると指摘している。パクスンベやカンジンホも『美俗拾遺』からの引用に関しては同意見である。

『高等小学読本』との関連に関して澤田哲は、『国民小学読本』は41課中17課が、日本文部省の『高等小学読本』のそのままの翻訳であると指摘している⁶⁶。同様に、全淑美も『国民小学読本』は全41課中、日本の『高等小学読本』からそのまま翻訳されたもの27課、朝鮮の環境・風俗に修正したもの14課、新しく作られたもの9課であると指摘している⁶⁷。結論的には、【表1-5】に見られるように『美俗拾遺』の関連も一部あるが、『国民小学読本』のほとんどの題材項目が、当時の日本の文部省の検定教科書である『高等小学読本』からの引用翻訳で構成されている。

しかし、日本の教科書からの引用が多いという事実をもって、朝鮮で最初の教科書である『国民小学読本』の教科書としての主体性までも否定することはできない。旧教育から新教育へ移行する時期において、これまでに「教科書」という教科用図書を作成を経験していない場合、何らかの先行「モデル」を参考にすることは、日本や清末の中国でも見られたことである。清末の蒙学堂や初等小学堂で使用された教科書で1902年に文明書局より出版された『蒙学読本全』は、西欧や日本の教科書の形式や題材を模倣して編纂されている⁶⁸。また、1903年から編集され始め、1906年にかけて出版された商務印書館の『最新国文教科書』は、日本の教科書出版社金港堂と合併していたため、金港堂から派遣された日本人顧問が編集に参加している。そのため、金港堂から出版されていた『小学尋常科読本』の影響を受けていると指摘されている⁶⁹。

【表1-5】学部編纂『国民小学読本』と文部省編輯『高等小学読本』との関連表⁷⁰

朝鮮教科書名	巻	課	題名	日本教科書名	巻	課	題名
国民小学読本	1	第1課	「大朝鮮」	高等小学読本	1	第1課	「吾国」
国民小学読本	1	第2課	「廣知識」	高等小学読本	1	第2課	「知識ヲ得ルノ方法」
国民小学読本	1	第3課	「漢陽」	高等小学読本	1	第5課	「東京」
国民小学読本	1	第4課	「我家」	高等小学読本	1	第7課	「吾家」
国民小学読本	1	第5課	「世宗大王紀事」				
国民小学読本	1	第6課	「商事及交易」	高等小学読本	1	第16課	「商売及交易」
国民小学読本	1	第7課	「植物変化」	高等小学読本	3	第5課	「植物ノ変化」
国民小学読本	1	第8課	「書籍」	高等小学読本	1	第35課	「書籍」
国民小学読本	1	第9課	「以德報怨」	高等小学読本	2	第7課	「怨ニ報ユルニ徳ヲ以テス」
国民小学読本	1	第10課	「時計」	高等小学読本	1	第26課	「時計」
国民小学読本	1	第11課	「駱駝」	高等小学読本	3	第19課	「駱駝」 ⁷¹
国民小学読本	1	第12課	「条約国」	高等小学読本	4	第7課	「条約国」
国民小学読本	1	第13課	「知識一話」	高等小学読本	4	第10課	「知識ノ話」
国民小学読本	1	第14課	「倫敦(一)」	高等小学読本	6	第8課	「倫敦」
国民小学読本	1	第15課	「倫敦(二)」	高等小学読本	6	第8課	「倫敦」
国民小学読本	1	第16課	「風」	高等小学読本	4	第20課	「風ノ原因」
国民小学読本	1	第17課	「勤学」	高等小学読本	4	第2課	「勉強」
国民小学読本	1	第18課	「蜂房」	高等小学読本	5	第14課	「蜂房」
国民小学読本	1	第19課	「支那国(一)」				
国民小学読本	1	第20課	「錢」				
国民小学読本	1	第21課	「紐約」	高等小学読本	4	第29課	「紐約克」
国民小学読本	1	第22課	「乙支文徳」				
国民小学読本	1	第23課	「鯨獵」	高等小学読本	3	第10課	「鯨獵」
国民小学読本	1	第24課	「老農夕話」	高等小学読本	3	第32課	「老農ノ談話」
国民小学読本	1	第25課	「時間恪守」	高等小学読本	5	第34課	「時間ヲ守ルベシ」
国民小学読本	1	第26課	「支那国(二)」				
国民小学読本	1	第27課	「ガ-フィールド(一)」	高等小学読本	5	第11課	「苦学ノ結果(一)」
国民小学読本	1	第28課	「ガ-フィールド(二)」	高等小学読本	5	第12課	「苦学ノ結果(二)」
国民小学読本	1	第29課	「氣息(一)」	高等小学読本	2	第32課	「二ツノ息(一)」
国民小学読本	1	第30課	「氣息(二)」	高等小学読本	2	第33課	「二ツノ息(二)」
国民小学読本	1	第31課	「亜米利加発見(一)」	高等小学読本	4	第12課	「亜米利加発見(一)」 ⁷²
国民小学読本	1	第32課	「亜米利加発見(二)」	高等小学読本	4	第13課	「亜米利加発見(二)」
国民小学読本	1	第33課	「亜米利加独立(一)」	朴定陽『美俗拾遺』の「開国事跡」「独立事情」「民主並歴史」からの引用			
国民小学読本	1	第34課	「亜米利加独立(二)」				
国民小学読本	1	第35課	「亜米利加独立(三)」				
国民小学読本	1	第36課	「鱈魚」	高等小学読本	4	第9課	「鱈魚」
国民小学読本	1	第37課	「動物天性」	高等小学読本	4	第32課	「動物ノ天性」
国民小学読本	1	第38課	「合衆国礦業」	高等小学読本	5	第29課	「合衆国鉱業」
国民小学読本	1	第39課	「元素」	高等小学読本	5	第31課	「元素」
国民小学読本	1	第40課	「成吉思汗(一)」				
国民小学読本	1	第41課	「成吉思汗(二)」				

『高等小学読本』のような標準的な検定教科書ができるまで、日本も外国の教科書を翻訳引用して作成していた。教科書作成における外国教科書の引用・参考に関しては、明治初期の日本の教科書作成状況も同様であった。欧米の先進技術・思想を国民に普及させるために教科書は重要な役割を果たしていたが、日本の教育制度の学制期(1872年～1879年)には、国内には使用できる適切な教科書がなかった。そのため、欧米から輸入された教科

書を底本にして日本語の教科書が作られた。アメリカ人フランシス・ウェーランド (Francis Wayland) が著した「Elements of Moral Science」簡約版の訳書『修身論』⁷³ (阿部泰蔵訳、文部省編纂、明治7年刊) やボンヌ (Bonnet, Louis Charles) 著・箕作麟祥訳「泰西観善訓蒙」等の修身教科書である⁷⁴。この当時の文部省は文明開化のために欧米道徳書からその教材内容を取り入れていたため、挿絵も西洋人の風俗で日本の実状と合わない翻訳調の文面になっていた。このような欧米翻訳の教科書から脱却して、ようやく自国の教育状況に適した教科書として作成されたのが、文部省編纂の読本教科書である。

(2) 文部省検定教科書『高等小学読本』の特性

日本においては1886年の学校令により、富国強兵の教育政策による国家統轄の体制下の教科書についても「教科用図書検定規則」が制定された。検定制度の実施とともに、文部省では標準教科書を編集して民間の教科書に一つの基準を示し、教科書の改善をはかろうとした。そこで、文部省編輯局で積極的に教科書の編集刊行にあたり、その結果『高等小学読本』が明治21(1888年)・22年(1889年)に刊行された。この教科書は、当時の日本の高等小学校で使用された標準教科書で、その後の検定教科書の内容項目に大きな影響を与えた教科書である。『国民小学読本』の特性を検討する前に、学部編輯局が編纂過程で引用・参考にしたとされる『高等小学読本』の形成過程やその教材特性を明らかにする必要がある。

『高等小学読本』は、巻一から巻三までは明治21年(1888年)中に、巻4以下は明治22年中に出版された。「緒言」において「此書中ニハ、修身、地理、歴史、理科及ビ農工商ノ常識ニ要相ナル事項ヲ其趣意ノ難易ニ從ヒ、交互ニ錯出セリ」とあり、教科書の内容は修身、地理、理科、歴史、実業の教材と結びつき、生活に役立つものを選定したと述べている。修身は「從順、貞淑、友愛ノ情ヲ感發シ、兒童ヲシテ其身ヲ愛重シ、其志ヲ高尚ナラシメンコト」が期待され、「農工商ノ常識ニ要用ナル事項等」は、「他日国家ニ對シテ盡スベキノ本分ヲ知ラシメンコト期シタリ」と、その目的を説明している⁷⁵。地理は国内の都府の紹介や「支那、欧米諸国ノ、我邦ト親密ナル關係ヲ有スル大都ノ狀況ヲ略説」すると説明しているが、「欧米諸国」の都市と比較すると巻4第8課「北京」では「道路、極テ不潔ニシテ、街巷ノ隅角ニハ、塵芥、汚物、積ミテ丘ヲ爲セリ。且地下ニ溝ヲ鑿チテ、河ニ通ジテ汚水ノ漏泄ニ備フト雖モ、近年、是ヲ修理セザルガ爲ニ、溝渠、概ネ、壅塞セリ。此故ニ汚水、蒸發シテ、臭氣ヲ飛散シ、人ヲシテ嘔吐ヲ催サシム。」と、その不衛生な環境を強調している。

歴史に関しては、「兒童ヲシテ、帝室ヲ尊ビ国家ヲ愛スルノ志氣ヲ涵養セシメンコト」を目的として特に皇国としての視点が重視された。巻2第1課「皇統一系」では、「天皇ノ御血統ハ、神代ヨリ、連綿トシテ、数千年ノ今日ニ至ルマデ、万人ノ能ク知ル所ナリ。」と万世一系の皇統を説明した後、「然ルニ、支那、其他ノ外国ニテハ、今日、臣タル者モ、明日ハ、其主人ヲ弑シテ、王トナル者アリ。(中略) 我国ニハ、古来、此ノ如キ者、一人モ無ク、殊ニ君臣ノ分ハ、確立シテ動カス可カラザルモノト定レリ」とその忠臣の姿勢を高く評価している。次に第2課「神器国旗」において、「八咫鏡・八尺瓊勾玉・草薙劍」の三種の神器が伝わる「すめら御国は、大君の、千世万世も治しめす国」と皇国の神聖性を示す。そして、巻4第28課「皇国の民」では、「皇国の民よ、わがはらからよ。国のために盡せ、きみのため盡せ、家のため、身のためにつくせ。銃丸ふる中も、おそれずすすめ、太刀打つ下も、ひるまずすすめ。」と皇国の民としての忠君愛国を示して、屍積む山も血汗の川も躍り進み、氷つく海も砂漠の中も厭はず進んで、「旭日の旗の翻るところは、是れ吾国ぞ、皆わが国ぞ。」と、日本の国威発揚を強調する。教授用図書としての叙述面では、「此書ニ於テハ、文章ノ、華美ニシテ雅馴ナランヨリハ、寧ロ其記述スル事

項ノ価値ヲ重ズルニ由リ、其文體ハ、成ルベク簡單明瞭ニシテ、理解シ易カラントヲ主トセリ。」として、華麗な文章表現でなく簡潔な文章で記述して内容を重視したことを説いている⁷⁶。

このように、『高等小学読本』は当時の森有礼文部大臣の下、日本を世界列強と並ぶ第一等国の地位に高めるため、富国強兵の教育政策を反映して編纂された文部省の検定標準教科書であった。修身、地理、歴史、理科、農工商などの教材の多様性や文章の特性を考慮すると、甲午改革期の学部編輯局が『国民小学読本』の編纂過程において、『高等小学読本』の項目を参考に当時の朝鮮の実状に照らして取捨選択して導入したとも言える。

3. 『国民小学読本』と学部編輯局

(1) 甲午改革期の学部編輯局

『国民小学読本』の教材には、日本人や日本を事例とした題材がほとんど収録されていない。この理由について、『国民小学読本』は親日的な編纂者によるものではなく、駐米体験のある「親美派」⁷⁷官僚が主体となって編纂したからであると指摘されている⁷⁸。チョンヨンホは『国民小学読本』が朴定陽が学部大臣であった時期(1894年7月27日～1895年5月31日)に企画されて、李完用が学部大臣であった時期 1895年6月から10月に刊行されたとしている。教科書の表紙に明記された刊行時期が「開国504年梧秋」、1895年陰暦7月(陽暦では8月20日から9月18日)であり、その時期は李完用が学部大臣に就任していた時期であったとしている。そして、『国民小学読本』編集を主導した官僚は、朴定陽や李完用が学部大臣であった時期に常に学部で実務を担当していた学部参議官李商在であると分析している。これに関してはカンジンホも同意見で、李商在はアメリカからの帰国後、学務衙門参議兼学務局長・法務参事官を歴任しながら、漢城師範学校や官立小学校、官立外国語学校の創設に関わり、『国民小学読本』の刊行を主導したとしている⁷⁹。

このように『国民小学読本』は、李商在らを中心にした学部官僚によって刊行されたものと見なされ、その関係で教科書には朴定陽や李商在などの「親美派」官僚の世界観が投影されているとしている。その根拠として、『国民小学読本』の教材に、朴定陽が著した『美俗拾遺』(1888年)の内容の一部が挿入されていることを指摘している。カンジンホは、「西米利加独立」(33課～35課)が、朴定陽の『美俗拾遺』の「開国事跡」と「独立事情」と類似した形式になっていて、部分的にはほとんど一致する内容が見られると指摘している。第34課「西米利加独立二」のフィラデルフィアに集まった州代表が独立を宣言し、ワシントンが軍隊と民衆に檄文を公表したことや檄文の内容が、『美俗拾遺』と一致するとしている⁸⁰。これらの点から、学部編輯局が『国民小学読本』の一部の単元に『美俗拾遺』の内容を引用したことは事実であるが、李商在ら学部官僚がどの程度、教科書編纂に関わったかについては、序文や趣意書がないので不明な点が多いのは確かである。

(2) 朴定陽と『美俗拾遺』

学務大臣朴定陽や学務参議李商在らは、日本及びアメリカを訪問した経験があり、1880年代の「開化政策」に参与した漸進的改革官僚で、近代的な教育制度に対して理解を示している。朴定陽は、1881年1月に「東萊府暗行御使」に任命され「朝士日本視察団」や「紳士遊覧団」と後に称される使節の一員として随員の李商在とともに訪日し、内務省や文部省などを視察して状況を報告している⁸¹。また、1887年初代駐米全権公使としてワシントンに駐在し、条約締結で圧力を加える清に対して自主外交を展開している⁸²。

朴定陽は初代駐米全権公使としてワシントン駐在時、アメリカの国情を丹念に視察して、その見聞を『美俗拾遺』に著した。『美俗拾遺』は、開化期最初の西欧見聞記であり、ワシントンに赴任した1888年1月から11月まで見聞きしたことを記録したものである。報告書的な著述で、米国の地理、歴史、制度、文物が詳細に紹介されている。兪吉濬の『西

遊見聞』は出版されたが、『美俗拾遺』は高宗と高位官僚官間でのみ読まれたものと推定される。『美俗拾遺』に叙述されている項目は、美国地理、歴史概要、地勢、開国事蹟、独立事情、民主并歴代、土地開拓、州郡、人種、政府機関の体制と事務分掌、国憲、民選院、元老院、裁審院、國務省、戸部、陸軍部、海軍部、内務部、通信部、農務部、交渉、経済及び財政制度、奉教、教育、華盛頓、農業、工業、商務、物産、地租、錢幣、銀行、会社、財貨、社会教育施設・文化、選挙、引水機、救火機、道路、車両、鉄道、新聞紙、製造、曆法、尺度、秤衡などの事項で構成されている⁸³。

朴定陽の対米認識は好意的で米国を「世界第一の富国」と評価し、その原因が「内修の実務」にあるとしている。政府が産業保護政策を実行し、官と民が職務を忠実に遂行しているため米国は繁栄すると指摘している。教育制度にも強い関心を示し、アメリカの学校制度と教育内容を次のように記している。

教育は政府が最も重要視しているもので、都府から州郡に至るまで学校を大中小に分けて設立している。男女は生まれて6, 7歳、やっと言葉を理解するようになればすぐに小学校に入る。3年期限で卒業して教師から証書を受領した後、中学校入学が許可される。また3年を期限で卒業証書を受領して大学に入り、4年期限で卒業して終える。その学業には全課目があり天文・地理・物理・師範・政治・医業・測算・農商工・機械鉦務・光学・化学・海陸軍兵学・各国語学など揃えない学問がない。才芸によって各自従事し、工商と雖も大chool卒業証書がなければ人はこれを信用せず、世に受け入れられない⁸⁴。

ここで朴定陽が注目している部分は、「美国」では男女平等に小学校教育を実施しているという点と大学で多くの専門科目を教えているという点である。貴賤に関係なく小学校で教育を受けさせ、その中から英才を大choolで学ばせて中堅官吏、または社会を指導して行く知識人を養成するようにして、教育内容にはアメリカの大学のように専門的な知識技術を含めようとしたものと推察できる。

また、学校教育のための教育財政に関しては、「各地方には学田があり、それによって学校費用や教師の月俸を支払い、予算が不足したり欠乏したりした場合は、該当の州の地租から補填する」⁸⁵ことになっていると指摘し、教育費の財政基盤に強い関心を示している。また、私立・義立中学校数・大chool・教師・生徒数や政府が設立する小学校費の額についても詳細に記述している⁸⁶。特に国民の教育程度に関して「統計人民男女之不学無識者不過為二十分之一」と、その就学率の高さを記している。朴定陽はアメリカの学校教育制度に対して、学校経営上の財政確保や基礎的就学率の高さに注目していることがわかる。

朴定陽は初代学務大臣として1894年8月、変化する時代に対応できる内治外交を担当する新しい人材を育てるために、小学校と師範学校の設立に関する告示文を発表した⁸⁷。朴定陽はアメリカで見た教育制度を念頭に置きつつ、人材を育成するために師範学校で教師を養成して小学校で教育を実施し、その後、大choolを設立して専門的な教育を実施しようという計画を構想していた。朴定陽は甲午改革の「学務衙門告示」(1894年9月29日)から「漢城師範学校官制」(1895年4月16日)まで、初代学務大臣として多くの教育行政を担当した。このような時期に、学部編輯局が官立小学校で使用するための教科書の編纂に取りかかり始めたのである。

4. 『国民小学読本』の教材内容

教育の普及と発展こそが国家を支える基盤であるとする「教育詔書」⁸⁸が、1895年に詔勅として宣布された。教科書にはその核となる朝鮮への「愛国心」と「虚名」を捨てて実

用を重視する理念を反映させなければならなかった。そのためには、儒教教義中心の「書堂」での教育内容から脱却し、実利的で科学的な知識が教育内容に含まれるとともに、自国語や自国の歴史を強化する必要があった。『国民小学読本』には地理や歴史、理科等の内容の題材が加えられた。「書堂」での教育内容と異なった自主独立意識と科学的知識の内容を含んでいる地理、歴史、理科と結びつかなくては、初等教育教材としての意味が認められなかったのである。また、『千字文』や『童蒙先習』のように漢文中心の教科書でなく、国文を尊重した教科書を使用する必要があった。従来の旧教育が漢文の書籍を基本にしており、それが事大主義の温床となっていたので、国文による朝鮮本位の教育の強調と教材作成の意味は極めて重要であった。国文を使用した読本教科書は、事大意識の払拭のみならず近代国家形成のために必要な知識を広めるための開化啓蒙書でもあったのである。『国民小学読本』の最初の単元である第1課「大朝鮮国」では、朝鮮が独立国であり国の富強はいかに学業を修得するかにかかっていると、以下のように記述されている。

我が大朝鮮は、亜細亞洲の中の一王国である。（略）土地は肥沃で物産は豊かである。世界には独立国が多くあるが、我大朝鮮国もその中の一つである。壇・箕・衛三韓新羅・高句麗・百濟・高麗のあった古い国であり、太祖大王が開国してから五百年も王統が続いてきた。我等はこの国に生まれた、ところが今日に至って世界万国と修好通商をして富強を争う時代になったので、我国に住む臣民の最急務は、ただ学業に全力を尽くすことである。一国の富強貧困は、其の国の臣民の学業如何による。それ故、汝等学童はぼんやりしてはならない。そして学業は、ただ読書習字、算術などを修めるだけではなく、両親、教師、目上の人の訓えに従って、言行を正しくすることが最も重要である。

愛国心や独立心に関する項目として第3課「漢陽」、第5課「世宗大王」、第12課「条約国」、第22課「乙支文徳」などがある。これまでの漢籍教材では必須であった儒教倫理の五倫の項目がなく、第19課「支那国」では、「中華として自大視し他国を外夷として蔑視してきた。今では、世界からは嗤笑され陵辱を甘受している。憐れむべし」と否定的な内容で記述している。それとは反対に、ワシントン大統領やコロンブス等西欧の偉人の業績に関する内容は多く、特にアメリカに対しては好意的で独立戦争やニューヨーク、合衆国大統領ガーフィールド（J. A. Garfield 1831年～1881年）の生涯、「合衆国鉱業」など、多くの教材が掲載されている。『国民小学読本』には上記内容以外にも、自然科学に関する新知識や時間厳守、勤労の重要性などの社会規範に関連した内容も紹介されている。

『国民小学読本』に叙述されている教育内容を外国事例、学部編輯局の独自教材事例、日本の『高等小学読本』からの引用教材事例に関して、「愛国心」「歴史」「地理」「修身・教育」「科学・生物・産業」などの項目⁸⁹⁾にみられる特性を明確にしていく。

(1) 『国民小学読本』の外国教材事例

『国民小学読本』の教材項目における外国事例をまとめると【表1-6】となる。歴史的な人物逸話は、第27課・第28課「ガーフィールド」（アメリカ大統領）、第33課・第34課・第35課「西米利加独立」のワシントン、第25課「時間恪守」のワシントンのアメリカ人、第31課・第32課の「西米利加発見」のイタリア人コロンブスなど西欧人が取り上げられている。当時の中国「清」に対する自主独立意識の強調と「清国」に対する批判的な内容の第19課・26課「支那国」は、日本の『高等小学読本』の引用翻訳でなく、当時の学部編纂局の独自単元である。また、「支那国」の内容に見られるように清国の民族性や歴史事象に対する批判的観点が存在している。中国との関連で第40課・41課「成吉思汗」

【表1-6】『国民小学読本』の「外国事例教材」

朝鮮教科書名	課	国籍	題目	朝鮮教科書名	課	国籍	題目
国民小学読本	第14課	英国	倫敦一	国民小学読本	第21課	米国	紐約
国民小学読本	第15課	英国	倫敦二	国民小学読本	第27課	米国	ガーフィールド 一
国民小学読本	第19課	中国	支那国一	国民小学読本	第28課	米国	ガーフィールド 二
国民小学読本	第26課	中国	支那国二	国民小学読本	第31課	米国	西米利加発見一
国民小学読本	第40課	中国	成吉思汗一	国民小学読本	第32課	米国	西米利加発見二
国民小学読本	第41課	中国	成吉思汗二	国民小学読本	第33課	米国	西米利加独立一
国民小学読本	第25課	米国	時間恪守	国民小学読本	第34課	米国	西米利加独立二
国民小学読本	第38課	米国	合衆国礦業	国民小学読本	第35課	米国	西米利加独立三

が配置されている。不可解な記述は第41課「成吉思汗二」の最後の部分で、東洋人のジンギスカンが西欧諸国まで攻め入った偉業を説明した後、源義経が北海道から満州に到りジンギスカンとなったという、『義経再興記』をある西洋人が著していると紹介していることである。これまで、東洋に位置する中国に対して批判的視線で扱っていたのが、この課では同じ東洋人としての連帯感を示して、ヨーロッパに響かせた「威名」を強調している。清国に対する扱い方と比較して日本の扱い方は不均衡であると言える。このように『国民小学読本』では、清国に対する批判的姿勢と比較するとアメリカの事例が多いことは確かであり、カンジンホやチョンヨホなどが指摘するように「親美派」官僚の視点が『国民小学読本』の内容に影響していることがうかがえる。

(2) 学部編輯局作成の独自教材

①愛国心

第1課「大朝鮮国」に見られるように、朝鮮の自主独立意識と愛国心に関わる教材は非常に重要視され、大韓帝国と皇帝陛下に対して忠誠心を持つことの重要性を論ずる内容である。第12課「条約国」では、現在大韓帝国が締結している日本や西欧諸国の条約国を説明しているが、清に対しては丙子胡乱(1636年の清の朝鮮侵攻)による敗北で屈辱的な条約を数百年間結んでいたが、現在では世界万国との関係と同様であることを強調している⁹⁰。

そして、国の富強は国土の大小でなく人民の開化と尊王愛国心にかかっており、尊王愛国心を忘れず国民として一団となって勤労に専心するよう論じている。また、第22課「乙支文徳」では、隋の煬帝率いる130万の大軍を多様な戦略と戦術で打ち負かした高句麗の将軍であることを説明している。その当時、高句麗は隋と比較すると小国であったが、乙支文徳の気力、愛国心で勝利することができたことを強調し、乙支文徳は、我国四千年以来の文武兼備した第一の見習うべき人物であると締めくくっている⁹¹。

第3課「漢陽」の形式は、『高等小学読本』の巻1第5課「東京」を参考にしているが、叙述内容は独自のもので、首府の街並みを次のように叙述している。「我が国の首府で大君主陛下の皇居があり、政府が全国の政事を執り行っている地であり、宮殿や邸宅、商店が櫛のごとく建ち並び繁栄している。都城は周囲9975歩の城郭が整然と囲み、城門が8ヶ所ある。皇居は景福宮にあり光化門は莊嚴無比である」と首府の繁栄を説明するが、最後の部分で「外国の首府と比較すると学芸や商工業交通、その他百般事業が具備できていない」と述べて、漢陽が文明開化されるように経営するのは生徒の将来の事業であるとして、専心修学するよう訓示している。その目指すべき都市は『高等小学読本』から引用されている第21課「紐約」と第14課・第15課「倫敦」である。

日本の『高等小学読本』には、「忠君愛国」を目的とした巻2第1課「皇統一系」や第2課「神器国旗」、巻4第28課「皇国ノ民」、第27課「楠正成ノ忠誠」、第33課「楠正

成ノ遺戒」など天皇に対する「忠君」の単元が存在しているが、『国民小学読本』では大君主陛下である高宗に対する直接的な内容の教材は見当たらない。『国民小学読本』以降の教科書に扱われている高宗の誕生日の祝賀日の「萬壽聖節」や朝鮮王朝太祖大王の即位記念の「紀元節」などは、まだ、教材化されていない。

②歴史

「愛国心」の教材と同様に、歴史教材は朝鮮王朝期の英明な国王や外敵を撃破した將軍への賞賛、外国を事例とした自主独立の尊さを強調する内容である。第5課「世宗大王紀事」では、我国の世宗大王は万古の大聖人であると説明する。人民に農事の為の農事集をつくらせて頒布したり、倫理の綱領を定め三綱行実の冊子をつくらせて頒布した。また、「竜飛御天歌」を選定して祖宗の徳を賞賛した。世宗大王は外国にはその国の文字があるのに、我国にはなかったので「訓民正音」の文字をつくられた。また、木冊板の印刷は不便なので銅活字を鋳造された。大聖人の開物成務の文明の徳は、古代の堯舜禹と並び称されるほどであると位置づけ、最後に愛国心をもって勉学に励み、富国文明化につとめ、大聖人の自主独立国の活発勤勉な良き民にならなければならないと訓示している。第22課「乙支文徳」は、「愛国心」の項目でも説明したように隋の煬帝の大軍を撃破した勇猛心溢れる將軍として紹介し、生徒が乙支文徳のような人になるよう努めなければならないとしている。

日本の『高等小学読本』には、巻1第8課「日本古代ノ略説」から巻7第35課「近代ノ文明」まで、歴史教材が全7巻81課で扱われているが、『国民小学読本』では当然であるが、これらの日本の歴史教材を一切引用していない。自国の歴史教材に関しては、学部編纂の最初の国史教科書『朝鮮歴史』が1895年に刊行されているからである。学部で発刊した最初の初等用国史教科書では、国漢文混用体が用いられ、年紀は干支で表示し中国中心の年代記式から脱却して、朝鮮王朝開国年を紀元と定める「開国紀元」で表示されている。乙支文徳將軍だけでなく、契丹との戦いで活躍した姜邯贊將軍、朝鮮王朝太祖李成桂の偉業も叙述され、朝鮮民族の独立意識の高揚が意図された。

第19課「支那国(一)」では、「支那国はかくの如く大国で、古国の時は文化の先進国であった。それが漸次衰残していき、人を侮り自尊して漫然と外国と端を鬻いた。アヘンの事変で英国に敗北したのに、それでも蠢蠢として醒めず、英仏同盟軍に敗北して北京城が占拠され円明園は灰燼となり、歴代の宝物が奪われた。講和して莫大な賠償金を支払い、満洲の一部はロシアに割譲され香港は英国に占領され、安南等の南方地域は西洋人に蹂躪された。それでも今に至っても自国を中華であると自大視して他国を外夷として蔑視している。世界の嗤笑と凌辱を甘受している。憐れむべし笑うべし」と衰退し外国から侮られている清国の現状を叙述して、これまでの華夷意識からの脱却を図っている。第26課「支那国(二)」でも、「支那国は様々な皇統を経て儒教が綿々と続き絶えることがなかった。ついに虚文でもって本と見做し皇室・社稷をその次にした。尊主愛国の心がないことは自然の成り行きである。これは、すべて文教の失宜である。よい鑑であり戒めることだ」と、中国の停滞と儒教の問題点を批判している。「文教の失宜」とは、「教育の衰退」であり中国と同様に国家の衰退を招いてはいけないとしている。これらの内容は、事大意識の払拭と自主独立を達成するためにも、教科書の教材内容として不可欠のものであった。

第33課「西米利加独立(一)」、第34課「西米利加独立(二)」では多くの分量を割いて、合衆国が華盛頓を中心に国民が一致団結して、如何にして英国の植民地から独立を勝ち取ったか詳述している。この教材項目では、自国の歴史に自信を持つとともにアメリカ独立の歴史事象を通して、自主独立の尊さを教え諭そうとしている。内容的には甲午改革の基本的精神である自主独立と歴史的主体性を、教育を通して実現させようとした強い意志が込められている。この単元は日本の『高等小学読本』にはないもので、朴定陽や李商在などの開化派官僚の関わりを示す根拠となっている教材である。

(3) 『高等小学読本』からの引用教材

日本の『高等小学読本』を底本としているため、独自単元の教材以外は引用単元が多いのは事実である。しかし、引用のための取舍選択の主体は学部編輯局であり、その基準は朝鮮のために必要な教育内容である。『高等小学読本』からの引用に関して、カンジンホは内容を朝鮮の現実に適応するように調整する「模倣と調整」、内容を簡潔に要約して核心を伝達する「要約と縮小」、必要な部分を抜粋して整理する「抜粋と整理」の三種類の方法で引用していると論考している⁹²。例えば、『国民小学読本』の第20課「錢」は、『高等小学読本』の巻5第1課「貨幣ノ必要」、第2課「貨幣ヲ論ズ」、第20「貨幣ノ商品タルベキ価格」、第21課「貨幣ノ鑄造」のそれぞれの部分から抜粋して整理して要約されている。教科書編纂のための経験や準備不足のため、日本の教科書をモデルとして引用しているが、そのまま模倣したものではなく、朝鮮の状況に適応するように単元を選別し内容を調整した。主体的に教材事例を選択引用して編纂することによって、『国民小学読本』は『高等小学読本』の単なるコピー教科書ではない「朝鮮」の教科書となるのである。

①地理

この教材では、西欧の都会の先進性と繁栄を紹介し視野を広げ、世界観を変えようとする意図している。日本の『高等小学読本』では、外国都市として米国と英国の都市の他に巻4第8課「北京」、巻6第21課「巴黎」、第31課「伯林」、巻7第6課「維也納」、第12課・13課「羅馬」、第18課「聖彼得堡」などの単元があるが、引用したのは「ニューヨーク」と「ロンドン」のみである。第21課「紐育」では、アメリカ合衆国ニューヨーク州の貿易都府で合衆国第一の都会であると説明して、河川やセントラルパーク公園の様子、二百万人以上の人口で世界中の一二を争うべき商業繁盛の地で、鉄道は全国から蜘蛛の網のごとく集まっていること。市街や道路の上の空中を走行する高架鉄道など、その繁栄と先進性を説明している。第14課「倫敦一」も同様にイギリスロンドンは、世界第一の大都会で人口は四百万を超える。ロンドン世界の商業の首府で、万国の城鎮と市港の商務を連絡するために、汽船帆船が万国を往来し、鉄道と電線がロンドンの東西南北を縦横していることなどの記述である。このように、この教材項目では、西欧諸国の大都市の具体的な姿とその繁栄を叙述して、富国自強を通して朝鮮が目標としている豊かな国家像を示している。しかし、国際都市としての「倫敦」の繁栄に対する憧憬と羨望の視線のみであり、インドを含めて植民地を獲得してきた強大な帝国としてのイギリスの様相は言及されていない。

地理的発見に関しては、『高等小学読本』では、巻4第12課・13課「亜米利加発見」、巻7第21課・22課「世界ノ周航」、第27課・28課「世界ノ周航続」において、それぞれコロンブスとマゼラン、バスコ・ダ・ガマの業績を紹介している。『国民小学読本』では、アメリカに関わる第31課・32課「西米利加発見」で新大陸発見までのコロンブスの苦労や新大陸の様子を取り上げて、これまでの中国・朝鮮を中心とした狭い小中華意識の世界から脱却を図り、世界的視野を広げようとしている。

②修身・教育

修身に関する単元は、従来の『童蒙先習』に見られるような伝統的な倫理観に関わる教材項目は引用されていない。『国民小学読本』では、怠惰の戒めや労働の意義を論している第24課「老農夕話」、時間を守ることの大切さを教えている第25課「時間恪守」に見られるように、「勤勉」や「時間厳守」など一般的な道徳的特性を教え諭す事例が引用されている。苦労しながらも偉業を打ち立てた偉人として、アメリカ合衆国第27代大統領ガーフィールドを事例にした第27・28課「ガーフィールド」がある。『高等小学読本』の単元名は巻5第11課・12課の「苦学ノ結果」であり、苦学と立身出世を意図している教材である。『国民小学読本』でも同じ扱いで、ガーフィールドは丸太小屋で、5人兄弟の末っ子

として生まれ、父親は幼くして亡くし、様々な仕事や苦勞をしながら一生懸命勉強して大学に進学し、最後には大統領にまでなった。勉学に努力して不撓不屈の精神で人生を歩んだことと大統領としての業績を記述している。従来の漢籍教材の中国の偉人の逸話でなく、西欧人の偉人を取り上げている点に新教科書の編纂方針の特色が現れている。

このように修身的な側面よりは、教育こそ国家富強の基礎であり、教育の重要性を教科書で強調している。特にこれまでの中国の古典を暗記して、機械的に多くを覚えるという読書や学習方法を批判するとともに、書籍上の知識だけでなく実際に観察したり応用したりすることの大切さを論ずる教材内容になっている。第13課「知識一話」では、そのような視点で教材化している。「知識の貴きは、これを応用することの如何にある。只、書籍上で種々のことを知っていることが貴いことではない。その知っていることを実際に良いことに応用して、初めて貴いことになる」と、知識を応用することの意義を論じている。また、第8課「書籍」では、「古今の人の言行や思想、知識を集めたものであり、自己を益し人を利するものである。書籍は万里の波濤を超える為の羅針盤と同じである」と、書籍の活用と重要性について指摘している。第17課「勤学」では、生涯勉強していくことの大切さを強調して、「十分に知識を得たからといって、勉強をしないのは良くない。学校を卒業しても読書に集中すること。事を為すには、一意専心して心を他に移さないことである。勉強する者は、怠惰な者に比べてその進歩の著しいことは明白である」と論じている。

教育に関する単元では、旧来の書堂での漢籍を暗記する学習方法を批判して、書物を暗記するだけの勉学でなく、知識内容を理解して実際に活用することの大切さを強調している。これまでの儒学の伝統では、事物の実質を観察して究明するよりは理念と名分を重要視してきたが、事物を精密に観察してそれを現実で応用することを主張している。

③自然科学・理科・産業・技術

これまでの書堂での教育内容やそこで使用された『童蒙先習』などの漢籍教材で、最も不足していたのは、自然科学に関する学習内容であった。基礎的な自然科学に関する知識を習得することは、その後の富国自強のための技術や実用的な学問に結びつくとともに、迷信や旧来の弊習から脱却させるための教育内容であった。それだけに、理科に関する教材項目として『高等小学読本』から引用して記述されている。生物関連の題材では、第7課「植物変化」や第18科「蜂房」、第11課「駱駝」、第36課「鱒魚」、第37課「動物天性」などである。動物の特性、植物の生育に関して説明しながら、生物全般に関する知識や見聞を広げる教材内容になっている。

また、化学・物理関連の題材は特に重要視された。第16課「風」では、空気の熱による膨張や気圧の変化等を説明し、第29課・30課「氣息」では酸素と二酸化炭素の事例を示して、日常生活や実験を例示しながら物理や化学知識を広げていく項目もある。第39課「元素」は高度な内容であるが、身近な金属の特性を例示しながら説明して、最後に化学者の発明による物質的恩恵を述べている。「自然科学・理科」の単元は、日本の『高等小学読本』の記述内容と同一である。

一方、道路や交通網の大切さや社会資本の重要性を第6課「商事及交易」等で説明している。「漢陽と各府都会は地方で産出製造する物品を集散する場所である。その物品の集散が速いと繁盛するが、その集散が遅いと漸く衰残していく。集散の遅速は道路、橋梁、舟、車の便不便とによる。このように、人は孤立して生業を営むことはできない、互いに相寄り相親みて世に立つことができる。」と物流の重要性を説明し、外国との貿易は国家富強に相関しているので注意すべきことであると強調している。

産業関連の題材では、漁業で西欧諸国の捕鯨などの特色を記述している。第23課「鯨獵」では、捕鯨は大変危険な業であるが、その利が莫大なので欧州やアメリカから多くの捕鯨船を出していることを説明している。「危険を冒して従事する水夫の剛気は、戦場で

身を捨て国に報いる兵士と異ならない。水夫は国を利するために危うきを忘れ、兵士は国を護るためにその身を捨てる。」と、国益のために危険な仕事にも従事することの重要性を論じている。第38課「合衆国鉱業」では、合衆国は建国されてから100余年に過ぎないけれど、各地の資源を発見開発して今日の富国になったとしている。このように『国民小学読本』は朝鮮の富強のための「実事求是」と「利用厚生」することの重要性を強調している。

5. 甲午改革期の教科書としての主体性の堅持

『国民小学読本』は、日本の国語教科書『高等小学読本』を参考にして、引用翻訳したり朝鮮の現状・慣習に適合するよう書き換えたりして編集作成された。引用翻訳された教材項目は、「自然科学・理科」分野や欧米の大都市の繁栄や産業関係の項目で、それらは、当時の朝鮮社会に適応する題材に改良されている。特に愛国心や歴史に関わる項目では、「乙支文徳」のような朝鮮の英雄や「世宗大王」の英明な君主を中心に展開し、自主独立と愛国心の高揚を目指した教科書にしている。「支那」という名称から清国の民族性や歴史事象に対する批判的視点や中国の侵略を撃破した乙支文徳を紹介しながら、秀吉の軍を打ち破った水軍将李舜臣が取り上げられてないなど、当時の日本の影響を否定することはできない。しかし、『国民小学読本』は、甲午改革期朝鮮での初めての教科書として、経験不足ながら学部が主体となって独自教材を開発し、日本の教科書から朝鮮に適応できる教材項目を取捨選択して編纂作成した教科書であると言える。

一方、初等教育用の教授用図書として評価すると、識字学習や教材配列の難易度の面では改善が要求される教科書であり、翌年刊行された『新訂尋常小学』や1906年以降に刊行された国民教育会編纂『初等小学』⁹³、徽文義塾編纂『高等小学読本』⁹⁴、玄采著『幼年必読』⁹⁵などの読本教科書と比較すると、挿絵の使用や教材配列の適宜性の面でその差が大きいのは事実である。『国民小学読本』は学習者への教授過程の配慮よりも、学部編輯局として朝鮮の教育改革のための理念とその指向を強烈に反映させた開化啓蒙のための教科書であった。日本が、欧米から輸入した教科書を底本とした翻訳調の初期の教科書から脱却し、自国の教育目的や社会状況に合わせた教科書を作り上げたように、大韓帝国学部もまた自国教科書を創り出せる力を内在していたと言える。

学部編輯局が刊行した教科書は、政治的外的な影響を受けながらも新しい学校教育のための具体的な教育内容を提示した。教材項目は、自然科学や社会生活に必要な新知識や教育の大切さを説く内容も重視された。また、自国に対する正しい認識をもつための「歴史」教材や愛国心を高める内容項目も含まれていた。日本の教科書の翻訳引用の多さから教科書編纂の主体性を疑問視する先行研究もあるが、内容項目の分類整理や日本の教科書との教材比較などから、学部編輯局が教材選択権を持ち主体的に編纂した教科書であるといえる。『国民小学読本』は、日本の教科書を翻訳し模倣しただけのものではなく、当時の朝鮮が抱える課題に正対すべく、自国の教育目的を達成するために編纂されたものである。

啓蒙書でもあった教科書は、学校教育の拡大とともにその内容や役割も変化していった。甲午改革期の教科書の役割は、主に中国に対する事大意識の払拭と開化意識の鼓吹であったが、1905年の乙巳条約（第二次日韓協約）以降の愛国啓蒙運動の広がりとともに、日本の国権侵害に対する抵抗と「愛国心」と「独立」意識を高める教科書が編纂された。統監府の普通学校令により官公立小学校は廃止されたため『国民小学読本』のその後の状況は不明であるが、「併合」後に発行された『教科用図書一覧』の中の「発売頒布禁止図書」の欄に1910年11月19日付で禁止となった『国民小学読本』の書名が記されている⁹⁶。発行者不明、発行年不明となっているため、この教科書が甲午改革期の『国民小学読本』であると確定できないが、学部編輯局の『国民小学読本』であれば「朝鮮」の教科書として、その使命を果たしていたことがわかる。

第3節 官公立小学校の標準国語読本教科書—学部編纂『新訂尋常小学』—

1. 『新訂尋常小学』の編纂と日本人補佐員の存在

『新訂尋常小学』⁹⁷は小学校令（1895年）によって設立された官公立小学校の教科書として、建陽元年（1896年）陽暦2月上旬に学部から発行された。この建陽は陽暦を使用した新しい年号で1896年1月1日（陰暦1895年11月17日）から使用されたものである。小学校は尋常科（修業年限3年）と高等科（就業年限3年）に分けられていて、『新訂尋常小学』は尋常科用として3巻3冊で編纂されていた。『国民小学読本』と同様に国漢文混用体が用いられていて、文章は比較的短文型で国家及び歴史的関連教材だけでなく生活や家庭、社会的内容の教材も多く取り上げられている。また、理解を深め興味関心を高めるために挿絵も挿入され、1巻は15面、2巻は20面、3巻は26面の挿絵が使用されている。『新訂尋常小学』は甲午改革期から統監府の普通学校令（1906年）によって官公立小学校が廃止されるまでの間、教育現場で実際に使用され⁹⁸、また、教材構成や挿絵の挿入など後の教科書編纂に影響を与えた教科書である。

『新訂尋常小学』には序文があり、当時の大韓帝国学部の初等教育に対する基本方針が述べられている。「学をなす者は、ただに漢文だけを崇んで古を学ぶだけでなく、時世をわきまえて国文をも勉強し、また今も学び知識を広めるべきである。わが国の世宗大王の仰せられるには、世界各国にはすべて国文があり人民を開曉しているのに、我が国ひとり国文がないとて特別に訓民正音を作られ民間に広布された。これは女や子ども、また社会的身分の低いものでも分かり、覚えやすくするためである」と記している。

この序文から漢文崇拜の風潮を否定して、子どもにも理解しやすい朝鮮独自の国文を重視して教育を展開していくことがわかる。そして、「我が国の子どもは、国家の中心である。自ら恪勤勉励し材器を速成して、各国の形勢をよく知って各国と並び進む自主国となり、我が国の基礎を泰山磐石のようにすることを日に日に望む次第である」と初等教育を充実させて、朝鮮の自主性と国家富強を推進していくことを強調している。問題点は教科書編纂の為に「日本人補佐員高見亀と麻川松次郎と一緒に小学の教科書を編集した」と日本人を雇用した事実が序文に記されていることである。実際、『新訂尋常小学』の教材に「小野道風の話」第2巻第12課（以後、2-12の形式で表示する）や江戸時代の失明した国学者「塙保己一の話」（3-3）など日本人に関する内容が一部に編まれている。そのため、当時の大韓帝国学部の教科書編纂の主体性を認めつつ「教科書内容の挿絵に日本式をそのまま導入使用した点や日本の風俗、衣服などが掲載されたことは、既に日本の政治的な侵略の蚕食が教科書にまで及び始めたことを証明するよい見本である⁹⁹」という批判的な評価がなされている。

この日本人補佐員高見亀と麻川松次郎に関しては、稲葉継雄が『旧韓国の教育と日本人』の中で言及しており、以下は稲葉の研究によるものである。稲葉によれば高見亀は『時事新報』の記者であり、日清戦争開戦前に朝鮮に渡っていて清軍の動きを『時事新報』で報じていたとされている。朝鮮政府雇傭の補佐員となった時期は定かでないが、1895年9月5日付の『教育時論』の記事から高見亀が学部に関わっていたことが指摘されている。また、1896年7月に学部と結んだ雇用契約書によると、「師範学校教育の休暇時は、教科書翻訳も幫助する」という条項があり教科書業務に関わっていたことが判明している。麻川松次郎は学部雇傭以前は、京城の日本人居留民小学校の教員で、1896年3月に学部と結んだ雇傭継続契約によると1898年3月まで学部に関与していたと指摘されている¹⁰⁰。

これらのことから、高見亀らは学部雇傭日本人として教科書編纂に関わったことは確実であり、その当時に日本で使用していた標準的な国語読本教科書を参考にして、大韓帝国学部編纂局の朝鮮人とともに作成したことになる。ただし、韓国のクジャファンがこの問題に対して「高見亀は1897年6月頃には学部を辞めており、実際活動期間はそれほど長

くなかった。したがって彼らの参与を拡大解釈する必要はない。統監府設置の前後学政参与官幣原坦や普通学校用教科書の編纂を主導した三土忠造とは性格と位相が異なる¹⁰¹と指摘しているように、高見亀らの編纂関与の事実をもって、学部の編纂の主体性までも否定することはできない。

しかし、日本人輔佐員の存在と親日性の関連は、『新訂尋常小学』の研究において避けられない問題でもあり、ソンミョンゼンは『新訂尋常小学』が閔妃殺害事件「乙未事変」の親日内閣の成立時期に出版されたこと、個人生活姿勢に関連した修身を強調する傾向があること、日本に関する逸話や日本の軍事力の優越性が直接的に表現されていることなどを述べて、日本人輔佐員の参与の中で編纂されたという限界を克復できていないと指摘している¹⁰²。チェヒョンソブは『新訂尋常小学』を親日化過程の脈絡で分析している¹⁰³。その他に『新訂尋常小学』に関しては、パクプンペやイチョング、ユヨタク、カンジンホなどの研究¹⁰⁴がある。

本稿ではこれらの先行研究を参考にして、『新訂尋常小学』の教材分析を通して学部日本人官僚が無視した甲午改革期の国語読本教科書の特性を明らかにしていく。

2. 『新訂尋常小学』と日本の教科書との関連

クジャファンは、『新訂尋常小学』の全3巻97課の内35課程度、全体の約30%が日本文部省編纂の『尋常小学読本』（全7巻、1887年）から引用されていると指摘している¹⁰⁵。また、澤田哲の研究によれば、『新訂尋常小学』97項目中34項目は、『尋常小学読本』そのままの翻訳であると指摘されている¹⁰⁶。筆者の調査では【表1-7】から分かるように、『尋常小学読本』だけでなく『尋常小学読書教本』¹⁰⁷からも引用翻訳されて構成されている。『尋常小学読本』は当時の日本の尋常小学校で使用された標準教科書である。

日本人の高見亀らが編纂に関わった『新訂尋常小学』に引用された『尋常小学読本』と『尋常小学読書教本』は、どのような特色を持っていたのだろうか。『尋常小学読本』の「緒言」からその編集方針の概略を知ることができる。「此書ニ選択セル材料ハ、児童ノ心情ニ恰當シテ、解シ易ク学ビ易ク、且快味ヲ有スルモノニシテ、知ラズ識ラズ、其品性ヲ涵養陶造スルニ適スベキモノヲ取レリ¹⁰⁸」とし、児童の心情を重視した内容構成になっている。更に、教材構成も「遊戯ノ話ニ雑フルニ、諺、考へ物、庶物ノ話、其他養気ニ資スベキ古人ノ行実等ヲ以テシ、地理・歴史ノ事実ヲ加へ、第六巻、第七巻ニ至リテハ、学術上ノ事項ヨリ農工商ノ職業ニ関スル事項ヲモ加ヘタリ¹⁰⁹」としている。巻一は児童の遊びや昔話、巻二、三は遊戯の話と諺、考へ物、巻四、五には地理や歴史の事実、巻六、七には農工商の職業に関する教材等を挿入して、多様な分野から教材を選定して編集されている。また、挿絵や絵図を多く掲載されているので教科書としてはわかりやすくなっている。『新訂尋常小学』に引用するにあたっては、挿絵を取り入れながら、理科的内容や修身の「小野道風」と「塙保己一」を除いては、朝鮮の歴史、風俗習慣に適合するよう『尋常小学読本』の内容項目を描き直して使用したと言える。

しかし学部編輯局は『尋常小学読本』をそのまま移植して直訳した訳ではない。当時学制上小学校3年の尋常科を運営する朝鮮では、4年課程の日本教科書を3年課程に圧縮する必要があった。また、朝鮮の現状に合うように教科書を規範化(内容、体制、構成、文体)しなければならない課題があった。そのため底本の第1巻から第4巻が主に生かされた反面、第5巻から第7巻の内容は、相対的に多くは活かされなかった。

一部に引用された『尋常小学読書教本』¹¹⁰は、1884年(明治27年)に出版された教科書である。編集刊行された時は、日清戦争中で日本の国家意識が高まっている時期であるため、富国強兵の国家政策の現われと見られる愛国的教材、天皇に対して忠誠を養うもの、武勇の精神を養うものが多く見られる。教材項目として「天長節」「紀元節」「国旗」「三

【表1-7】 『新訂尋常小学』と日本の教科書『尋常小学読本』との関連表¹¹⁾

朝鮮教科書名	巻	課	題名	日本教科書名	巻	課	題名
新訂尋常小学	1	第1課	「学校」	尋常小学読本	2	第1課	「学校」
新訂尋常小学	1	第2課	「勉勵」	尋常小学読本	1	第31課	「学べ、学べ勉めて学べ」
新訂尋常小学	1	第3課	「蟻」	尋常小学読本	7	第14課	「蟻」
新訂尋常小学	1	第4課	「東西南北」	尋常小学読書教本	3	第2課	「四方」と近似
新訂尋常小学	1	第5課	「四大門と四小門」				
新訂尋常小学	1	第6課	「時」				
新訂尋常小学	1	第7課	「馬と牛」				
新訂尋常小学	1	第8課	「農工商」				
新訂尋常小学	1	第9課	「曉」				
新訂尋常小学	1	第10課	「虹」	尋常小学読本	1	第11課	「にじ」と近似
新訂尋常小学	1	第11課	「苦は楽の種」				
新訂尋常小学	1	第12課	「雀」				
新訂尋常小学	1	第13課	「口はひとつ」				
新訂尋常小学	1	第14課	「金志学」				
新訂尋常小学	1	第15課	「ふくろうと鳩」				
新訂尋常小学	1	第16課	「食物」	尋常小学読本	2	第15課	「食物」
新訂尋常小学	1	第17課	「鼠」	尋常小学読本	1	第16課	「子ねずみとわな」
新訂尋常小学	1	第18課	「道理」				
新訂尋常小学	1	第19課	「正直」				
新訂尋常小学	1	第20課	「貪心なる犬」	尋常小学読本	2	第19課	「欲ふかき犬の話」
新訂尋常小学	1	第21課	「和睦なる家眷一」				
新訂尋常小学	1	第22課	「和睦なる家眷二」				
新訂尋常小学	1	第23課	「食欲は身を減ぼす」				
新訂尋常小学	1	第24課	「手の指先」				
新訂尋常小学	1	第25課	「清潔にしなさい」				
新訂尋常小学	1	第26課	「蠅と飛蛾」				
新訂尋常小学	1	第27課	「小さな羊」				
新訂尋常小学	1	第28課	「我国」	尋常小学読本	7	第1課	「我が国」
新訂尋常小学	1	第29課	「鴉と狐の話」	通俗伊蘇普物語	3	巻3	「烏と狐の話」
新訂尋常小学	1	第30課	「葡萄田 一」	童蒙教草	1		「葡萄田」
新訂尋常小学	1	第31課	「葡萄田 二」	童蒙教草	1		「葡萄田」
新訂尋常小学	2	第1課	「兵士」	尋常小学読本	2	第20課	「兵士」
新訂尋常小学	2	第2課	「運動」				
新訂尋常小学	2	第3課	「智成の智慧」				
新訂尋常小学	2	第4課	「張維の話」				
新訂尋常小学	2	第5課	「蚕」	尋常小学読本	3	第3課	「かひこ」
新訂尋常小学	2	第6課	「きつね」	師範学校編纂小学読本	2		「狐」の内容と近似
新訂尋常小学	2	第7課	「木理」				
新訂尋常小学	2	第8課	「油」				
新訂尋常小学	2	第9課	「禮と信と仁」				
新訂尋常小学	2	第10課	「友だち 親友」	尋常小学読本	4	第5課	「友のえらび方」
新訂尋常小学	2	第11課	「塩」				
新訂尋常小学	2	第12課	「小野道風の話」	尋常小学読本	1	第30課	「小野のたうふう」
新訂尋常小学	2	第13課	「習字」				
新訂尋常小学	2	第14課	「炭」				
新訂尋常小学	2	第15課	「杜鵑」	尋常小学読本	4	第11課	「杜鵑」
新訂尋常小学	2	第16課	「雪」				
新訂尋常小学	2	第17課	「訓練」	尋常小学読本	1	第5課	文章と挿絵は同じ。軍歌のみ朝鮮版

新訂尋常小学	2	第18課	「司馬温公の幼い時				
新訂尋常小学	2	第19課	「狐と犬の話」	尋常小学読本	1	第9課	「狐と猫」と内容が近似
新訂尋常小学	2	第20課	「かたつむり」	尋常小学読本	2	第8課	「かたつむり」
新訂尋常小学	2	第21課	「回水」				
新訂尋常小学	2	第22課	「時計を見る法」一	尋常小学読本	2	第9課	「時計 一」
新訂尋常小学	2	第23課	「時計を見る法」二	尋常小学読本	2	第10課	「時計 二」
新訂尋常小学	2	第24課	「職業と貴賤」	尋常小学読書教本	6	第6課	「職業ニ貴賤ナシ」
新訂尋常小学	2	第25課	「鴉が貝を食べる話」	尋常小学読本	4	第12課	「鴉蛤を食う」
新訂尋常小学	2	第26課	「無職 一」				
新訂尋常小学	2	第27課	「無職 二」				
新訂尋常小学	2	第28課	「老人」				
新訂尋常小学	2	第29課	「山應聲 一」	尋常小学読本	2	第29課	「やまびこ」
新訂尋常小学	2	第30課	「山應聲 二」	尋常小学読本	2	第29課	「やまびこ」
新訂尋常小学	2	第31課	「鹿の水鏡」	尋常小学読本	4	第23課	「鹿の水鏡」
新訂尋常小学	2	第32課	「生覚」				
新訂尋常小学	3	第1課	「萬壽聖節」	尋常小学読本	4	第29課	「神武天皇」
新訂尋常小学	3	第2課	「学びの勧め」				
新訂尋常小学	3	第3課	「塙保己一の話」	尋常小学読本		第11課	「塙保己一の話」
新訂尋常小学	3	第4課	「盲人」				
新訂尋常小学	3	第5課	「警察」				
新訂尋常小学	3	第6課	「虎と狐の話」	尋常小学読本	3	第28課	「虎と狐の話」
新訂尋常小学	3	第7課	「華盛頓の話」				
新訂尋常小学	3	第8課	「心の秤」				
新訂尋常小学	3	第9課	「孝鼠の話」	尋常小学読本	4	第18課	「子鼠とおや鼠」
新訂尋常小学	3	第10課	「英祖朝が禱を還給」				
新訂尋常小学	3	第11課	「李時白が花あげなかつた話」				
新訂尋常小学	3	第12課	「宿癌の話」	尋常小学読本	3	第24課	「桑つみ女」
新訂尋常小学	3	第13課	「鳥に願う問答」	尋常小学読書教本	4	第8課	「鳥につきての問答」
新訂尋常小学	3	第14課	「菊花」	尋常小学読本	4	第16課	「菊」
新訂尋常小学	3	第15課	「紀元節」	尋常小学読書教本	4	第19課	「紀元節」
新訂尋常小学	3	第16課	「燕」	尋常小学読本	3	第29課	「燕」
新訂尋常小学	3	第17課	「雀が燕の巣を奪う」	尋常小学読本	3	第30課	「燕の巣を奪ひし雀の話」
新訂尋常小学	3	第18課	「書冊を読む法」	尋常小学読本	4	第14課	「書物の読み方」
新訂尋常小学	3	第19課	「絵と図」	尋常小学読本	4	第25課	「絵と図」
新訂尋常小学	3	第20課	「日本居留地の地図」	尋常小学読本	4	第26課	「公園の地図」
新訂尋常小学	3	第21課	「山と河」	尋常小学読書教本	4	第21課	「ヤマ ト カハ」
新訂尋常小学	3	第22課	「密蜂」				
新訂尋常小学	3	第23課	「狡猾なる馬」	尋常小学読本	3	第16課	「ほねをしみせし馬の話」
新訂尋常小学	3	第24課	「地球の回転」				
新訂尋常小学	3	第25課	「四節」	尋常小学読本	3	第20課	「四季」
新訂尋常小学	3	第26課	「一年の月日」				
新訂尋常小学	3	第27課	「人の一生」				
新訂尋常小学	3	第28課	「誠意であれ」				
新訂尋常小学	3	第29課	「獣の王」	尋常小学読書教本	4	第9課	「ケモノ オウ」
新訂尋常小学	3	第30課	「養生」	尋常小学読書教本	6	第16課	「養生」
新訂尋常小学	3	第31課	「順明なる鳩」	尋常小学読本	3	第22課	「作太郎の鳩」
新訂尋常小学	3	第32課	「船」	尋常小学読書教本	4	第22課	「船」
新訂尋常小学	3	第33課	「武器」	尋常小学読書教本	4	第17課	「武器」
新訂尋常小学	3	第34課	「軍士」	尋常小学読書教本	6	第17課	「軍人」

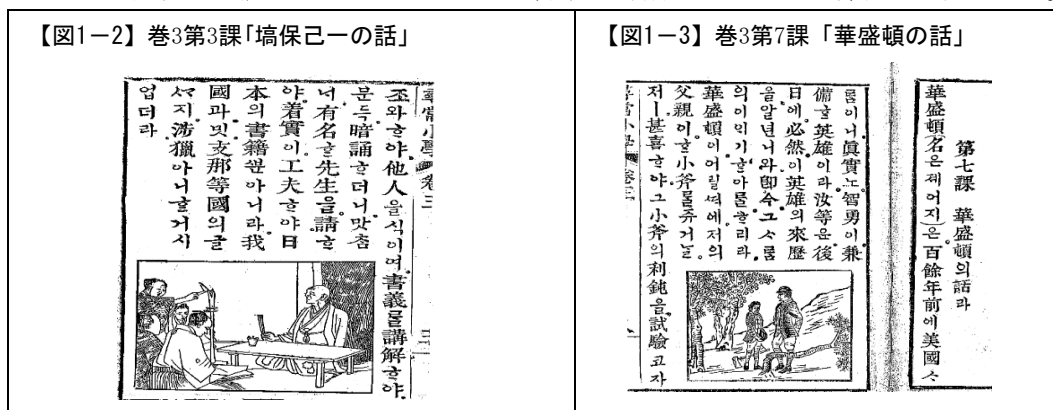
種の神器」「神嘗祭」「勅語奉答の歌」「伊勢大廟」「我が国の国体」「明治の御代」などが掲載されている。また、軍事に関する項目として「征清軍歌」「成歎の役の喇叭卒」「玄武門の先登者」「志摩海軍大尉の手紙」「黄海の戦」など日清戦争に関するものも教材化された。このような教材特性をもっている『尋常小学読書教本』であるが、『新訂尋常小学』の編集過程では、理科的内容と修身的項目を中心に選択されている。総じて日本人の編集関与の観点から『新訂尋常小学』は、日本の影響力の強さのみを強調されることが多いが、内容項目を精査する限りにおいて、第3巻第19課「日本居留地の地図」以外は、「科学・自然」「修身」「社会生活」の教材項目が中心で、日本の天皇に関係する伝統や記念日の項目等は、大韓帝国皇帝に置き換えて愛国的教材に再編集されている。

3. 『新訂尋常小学』の挿絵と日本の教科書との関連

『新訂尋常小学』は、朝鮮で最初に挿絵が使用された教科書である。この教科書以降、保護国期前後に作成された修身教科書や国史教科書には、挿絵が多く使用されるようになった。挿絵は日本の教科書から移植したものが多いため、教科書としての主体性を疑問視する見方もあるが、教材本文との関連や日本の教科書の挿絵との対比などから新訂尋常小学読本の独自性を読み取ることができる。

①日本人を紹介した挿絵

教科書の内容に江戸時代の失明した国学者の「塙保己一の話」(図1-2)、「小野道風の話」など日本人に関する教材が一部に編まれている。この二つの日本人の逸話と挿絵から、『新訂尋常小学』の内容に対して「日本の挿絵が使用され、日本の風俗、衣服などが掲載されている」として批判されることがある。教材内容は日本の教科書の翻訳であり、挿絵も同一のものである。しかし、内容的には日本の学者と書芸家の逸話で忍耐と努力の大切さを語っているだけで、ことさら日本人の優秀さを強調している訳ではない。さらに、全96編中で日本人が登場する教材はこの2編だけであり、他の歴史的人物の逸話は、アメリカ人の華盛頓(ワシントン)、中国人の司馬温公と宿瘤、朝鮮人の李時白と張維、英祖大王などである。人物の選択基準は、国籍ではなくその偉人の逸話の徳目、すなわち教訓的内容である。華盛頓の話は、洋服を着た人物の挿絵(図1-3)が挿入されているが、アメリカ人の風俗を強調したものではないので、和服の塙保己一や弟子の挿絵も同様である。



②人物を朝鮮人に描き直している挿絵

教材としての内容は似ているが、挿絵を日本人でなく朝鮮人に描き直して工夫しているものが見られる。第1課「学校」では、教室での授業風景の挿絵(図1-4)を日本の教科書の挿絵(図1-5)と比較するとよくわかる。朝鮮の教科書では教師が韓服をきて授業を

している様子が描かれている。明治後期の日本の小学校教員は、挿絵のような洋服（制服）着用するよう指示されていたが、経済的に豊かでない教員や地方にまで浸透していなかった。その意味では韓服の教師を描いた朝鮮の教科書の方が真実味がある。他にも朝鮮人に描き直されている教材がある。日本の「子鼠とおや鼠」で描かれている挿絵（図1-7）の女の子は、朝鮮の「孝鼠の話」（図1-6）では、順姫という朝鮮の女の子になっていることがわかる。

【図1-4】 巻1第1課「学校」『新訂尋常小学』



【図1-5】 巻2第1課「学校」『尋常小学読本』



【図1-6】 巻3第9課「孝鼠の話」『新訂尋常小学』



【図1-7】 巻4第18課「子鼠と親鼠」『尋常小学読本』



③大韓帝国の国旗を強調した挿絵

高宗の誕生日を祝賀する日「萬壽聖節」（図1-8）の教材では、挿絵に太極旗を多数描いている。「9月8日は上大君主陛下が誕生された日だから、慶を祝い門前に国旗を掲げて奉祝する」意味を教示している。日本の教科書の挿絵（図1-9）とレイアウトは同一であるが、大韓帝国の国旗を初めて教科書で紹介している。日韓併合後の「天長節」での日章旗強要を暗示する指摘¹¹²もあるが、この場合は学部編輯局が教科書に示した自国「国旗」への忠誠心の現れと解釈した方が自然である。

【図1-8】 巻3第1課「萬壽聖節」『新訂尋常小学』



【図1-9】 巻4第29課「神武天皇」『尋常小学読本』



4. 『新訂尋常小学』の教材内容と愛国心教材

国語読本教科書は国語教材だけでなく社会・理科・修身といった内容の教材も含まれているが、『国民小学読本』と比較して『新訂尋常小学』には寓話がたくさん収録されている。「貪心なる犬」(1-20)、「鴉と狐の話」(1-29)、「葡萄田一」(1-30)、「葡萄田二」(1-31)、「鴉が貝を食べる話」(2-25)、「鹿の水鏡」(2-31)、「虎と狐の話」(3-6)、「狡猾なる馬」(3-23)などである。『新訂尋常小学』に収録された寓話は、底本の『尋常小学読本』の他に福沢諭吉の『童蒙教草』(1872年)や渡辺温の『通俗伊蘇普物語』(1875年)などを参考にしたものも見られる。その他、朝鮮の独自の観点から同じ教材名でもその視点と表現が異なっているものもある。『新訂尋常小学』の「学校」(1-1)と日本の『尋常小学読本』「学校」(2-1)は共に学校を扱っていて、挿絵は両教科書とも同じ構図である。ただし、教材内容で『新訂尋常小学』の内容は相当に比喩的で、学校を学ぶ所であると明示しながらも学校を苗床に、そして生徒を苗木に喩えて生徒の成就と未来を強調している。これに対して『尋常小学読本』の「学校」では、学校は勉強する所でありそのための規則があるが、楽しく生活する空間であるとしている。成長と修養を強調する伝統的な学問観が反映されている朝鮮の教科書と生活を強調して、実用主義的な教育観が現れた日本の教科書が対比される教材である。

「我国」(1-28)では「私たちの朝鮮は真に良い国です。人口は1500万人で風俗は純朴です。首都は漢陽と称して大君主陛下がいらっしゃる所で、大きくて華やかさは朝鮮国中で第一です。朝鮮は気候が良く土地も良いから、各種穀物がたくさん採れ鉱物もたくさん産出します。朝鮮には昔から善良な人、賢明な人、勇猛な人、有名な人が多いです。だから生徒の皆さんは、学校で各自勉強して才芸を磨き身体を丈夫にして、社会が求める人となり国家のために心と力を尽くさなければなりません」としている。自分たちが暮らしている祖国朝鮮の良さを示して、将来、国家に貢献する気持ちを諭す教材である。

『新訂尋常小学』は日本人補佐員の存在から親日的と批判されがちであるが、甲午改革期の教科書として愛国心関連の教材は充実していて、大韓帝国や皇帝への忠義心に関わる内容の教材が比較的多く収録されている。挿絵の項でも説明したが「萬壽聖節」(3-1)では、「9月8日は萬壽聖節である。上大君主陛下がお生まれになった日で、国民は生業を休んでこぞって慶賀し、門前に国旗を立ててこの日を奉祝する。大君主陛下は建陽元年44年前、壬子開国461年に誕生され、建陽元年32年前、甲子開国472年に即位された」と説明している。また、「紀元節」(3-15)では、「李朝太祖大王の即位を記念する日である。太祖大王が高麗朝に出仕していた頃、国政は紊乱していたが、太祖大王は将帥として外寇を防ぎ内乱を戡定して大勲をはたした。推戴されて大位に即位し、ここに億万年宗社が創世された」と、太極旗を鮮明に描いて、8月24日を紀元節と定め毎年この日を奉祝する意味を教示している。

愛国心に関連する教材は多く包括されていて、「兵士」(2-1)では「世の中に兵士のようには勇気ある人はいません。万一敵兵が攻めてきたら、大砲や小銃を持って砲煙中を押し切って負けないように抵抗します。そうして国家と大君主陛下のために死をも怖れずに刃が激しくてもいささかも怯えず無人の境地になります。私たちは常に兵士を恭敬しなければなりません。そして、私たち今は子どもですが、後日にはみんな兵士になって、勇猛に我らの国を守るのです」と将来は大韓帝国と皇帝陛下のために祖国を守る兵士となることを教示している。「軍士」(3-34)では陸軍に従事する者と海軍に従事する者がいて、陸軍は陸戦で海軍は海戦に従事する。これらの軍士は一朝国家が戦争になったら、命を惜しまず国と君の為に忠誠を尽くすことを職務としていると叙述して、国を守る軍隊を教材化してその重要性を指摘している。これらの外国からの侵略に対して国を守る気概を強調する教材内容は、軍人の勇猛性と忠誠心が忠君愛国と関連されて強調されている。

その他に子どもたちの兵隊ごっこ遊びを教材化した「訓練」(2-17)では唱歌を挿入して愛国意識を鼓吹している。子どもたちの兵隊ごっこ遊びを描写して唱歌を挿入している教材である。「ここに子供が6人いて、大きな子供は軍刀を持って将帥となり、3人の子どもは棒を担いで軍人になって整列し、2番目の子どもはラッパを吹いて、3番目の子供は太鼓を叩きます。この軍人達はみんな強くて将帥の号令で行進して軍歌を大声で歌う」と兵隊ごっこを叙述している。そして、その軍歌として「朝鮮の国民たる者、我君我国のために胆気、雄略、奮発して、もし敵兵がいるときには、命を惜しまず忠義の力で、弾丸が激しい中でも鬼神のごとく、鉄製の城門を敵兵を砲弾の響きで吹き飛ばせ」と歌詞を挿入している。

同じ題材で日本の『尋常小学読本』の巻1第15課(課名なし)にも兵隊ごっこ遊びの教材があり同じ様に唱歌が挿入されているが、その歌詞は「まずぐに たてよ、正しくむけよ、左を見るなよ、右をも見るなよ。かしらを まげず、むねをば いだし、ちかより すぎず、ほどよく ならべ。ゆだんを するな、がうれい まもれ、足なみ そろへ、しづかに あゆめ」と言う内容で『新訂尋常小学』の唱歌と異なっていることは明白である。このように教材内容から『新訂尋常小学』は、皇帝や国家に対する忠君愛国を強く意識して編纂されていると言える。

5. 甲午改革期の標準教科書としての『新訂尋常小学』

『新訂尋常小学』は日本人輔佐員の存在や『尋常小学読本』など日本の教科書の翻訳引用の多さから教科書編纂の主体性に疑問視する傾向も見られたが、教材内容や日本の教科書との教材比較などから、『国民小学読本』と同様に甲午改革期の学部編輯局が教材選択権を持ち主体的に編纂した教科書であるといえる。『国民小学読本』と異なる点は、『新訂尋常小学』が実際の官公立小学校の教育課程に準じて学年に対応した巻構成で編纂され、生徒の興味関心を高める教材を収録し、理解を深めるための挿絵を最初に導入していることである。『新訂尋常小学』は漢城内の官立小学校や各地方に設立された公立小学校の国語読本教科書として使用された。また、公立小学校の教育課程に準じた小規模な私立学校から教科書を学部へ請求してくることもあった¹¹³。

『新訂尋常小学』に対してクジャファンは、「近代的初等教育のための学部及び改革派の産物であり、公立普通学校体制が成立する1905年まで甲午教育改革の理想を現場で具現した近代啓蒙期国語教科書の原形だった¹¹⁴」と位置づけて評価している。確かに『新訂尋常小学』は標準的教科書としての体裁や教材構成を示し、甲午改革以降も使用されたが、大韓帝国学部は『新訂尋常小学』に続く新たな国語読本教科書を発行することはできなかった。『新訂尋常小学』と断絶した状態で、統監府下の学部日本人が学部編纂教科書として『普通学校学徒用国語読本』を発行した。しかし、甲午改革の理念を内在した『新訂尋常小学』を継承したのは、統監府期の学部ではなく国権回復を目指した教育団体や私立学校、個人が編纂した『初等小学』(1906年)や『高等小学読本』(1906年)、『最新初等小学』(1908年)、『新纂初等小学』(1909年)などの私立学校教科書であった。特に第3章で扱う『新纂初等小学』は、『新訂尋常小学』の教材を多く引用して国語読本教科書を編纂している。これらのことから、『新訂尋常小学』は甲午改革期の標準的教科書として、その後の朝鮮人編纂の教科書に影響を与えたと言える。

小 括

甲午改革期、国家の教育方針である教育立国詔書が発せられ、小学校令によって漢城府には官立小学校、地方には公立小学校が設立された。また、小学校の教育課程の指針として日本の文部省の教育課程に準じた小学校教則大綱が作成され、そして、学部編輯局によ

って学部編纂教科書が発行された。しかし、統監府学部官僚は甲午改革以降の大韓帝国の教育改革を「殆ど有名無実」として一切無視して、甲午改革期からの教育法規や官公立小学校を全て廃止して、「模範教育」のための普通学校を設立した。そして、大韓帝国には教科書らしきものはないとして、学部の日本人によって初等教育用教科書が新たに編纂された。

しかし、学部編輯局によって編纂された大韓帝国初の教科書である『国民小学読本』や小学校の標準教科書となった『新訂尋常小学』などの教科書には、新しい学校教育のための具体的な教育内容が提示され、社会生活に必要な新知識や教育の大切さを説く教材や自国に対する正しい認識をもつための歴史教材、愛国心を高める内容項目が含まれていた。日本人協力者や日本の教科書の翻訳引用の多さから教科書編纂の主体性を疑問視する論考もあるが、内容項目の分類整理や日本の教科書との教材比較などから、学部編輯局の朝鮮人編纂者が教材選択権を持ち主体的に編纂した教科書であるといえる。

学部編輯局は国語読本教科書以外に国史教科書や地誌教科書なども編纂して新しい教科目の学習に対応していた。これまでの中国史中心から脱皮し国史教育に重点をおくことで民族を主体とする基本方向を確立しようとした。甲午改革とその後の大韓帝国にふさわしい歴史教科書が強く求められ、学部編纂の最初の国史教科書として『朝鮮歴史』¹¹⁵ (1895年)と『朝鮮歴代史略』¹¹⁶ (1895年)が刊行された。歴史教科書の基本的な編纂方針は、これまでの朝鮮史籍をもとに「壇君」から続く四千年の悠久の朝鮮の歴史と太祖大王から繋がる開国500有余年の大韓帝国の正当性、そして外敵からの侵入を常に撃破してきた朝鮮の自主独立の姿の強調であった。事大意識克服のために「壇君」を起源にその独自性を強調した。統監府期の学部は国史教科書を刊行しなかったことを考慮すると、国史教育を重視した甲午改革期の学部の自立性を示す教科書であると言える。

その他、世界を広く認識するための地誌教科書として、日本の地誌教科書を参考にしてアジア、ヨーロッパ、アフリカ、南北アメリカ地域の各国事情を紹介した『万国地誌』(1895年)が編纂された。同じく朝鮮全地域の地勢や物産、地域歴史、地域人物などを網羅した『朝鮮地誌』(1895年)も編纂されて編輯局から発行された。

甲午改革期の学部編纂教科書は、日本の教科書を国漢文に翻訳しただけのものではなく、当時の朝鮮が抱える課題に正対すべく、自国の教育目的を達成するために編纂されたものである。そして、これらの学部編纂教科書は、後に私立学校で使用された『大韓地誌』(1905年)や『初等大韓地誌』(1907年)、『初等大韓歴史』(1908年)などの発行に繋がっていくものであった。統監府の学部日本人編纂による普通学校教科書発行の前に、甲午改革期の学部編輯局によって主体的に教科書は編纂・発行されていたのである。

1 本論文は甲午改革を扱うものではないが、政権構想や改革内容、改革推進派官僚の実態などについては、以下の文献から示唆を受けた。

- ・月脚彦彦『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、2009年。
 - ・柳永益(秋月望・広瀬貞三訳)『日清戦争期の韓国改革運動—甲午更張研究—』法政大学出版局、2000年。
 - ・*慎鏞廈『甲午改革と独立協会運動の社会史』ソウル大学校出版部、2001年。
- 2 甲午改革における教育制度改革に対して、以下のような評価がなされている。
- ・「科挙の廃止は、教育史上重要な意味を持っている。これは人材登用上での身分制度が打破され、教育の機会均等が開かれるようになり、それを機に学校教育の整備が着々と発展していった。」金泰勲『近代日韓教育関係史研究序説』雄山閣、1996年、46頁。

- ・「国家レベルの近代教育導入の出発点がこの時期にあったことは間違いない。」
佐藤由美『植民地教育政策の研究－朝鮮 1905～1911－』龍溪書舎、2000年、15頁。
- ・「甲午～光武改革期の教育は、たとえ目覚ましい成果はなかったにせよ、基本的に朝鮮側の主体的な営みとして把握されるべきであり、そこに日本的な要素が散見されていたとはいえ、それは朝鮮側による自主的採択の結果とみるべきである。」
稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年、38頁。
- ・「親日派官僚のイニシアティブのもとで推進された甲午改革は、科挙制度を廃止したうえで、日本モデルの近代教育を模倣するという性格が強かった。」
駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、79頁。
- ・「日本の朝鮮に対する武力干渉が日清戦争に拡張され、その中で金弘集政権がつくられ、甲午改革がなされた。これは一面、封建的制約を取り除く近代化であったが、この時点の朝鮮における支配関係を考えれば、それはあくまでも日本の利益のための改革であった。」
佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社、2006年、40頁。
- ・「甲午改革の第一および第二段階においては、日清戦争における日本の勝利と、それを背景にした日本公使（大鳥圭介および井上馨）の干渉にもかかわらず、その中で日本側と不即不離を保ちながら、基本的には自主性を貫徹したものと考える。」
姜在彦『姜在彦著作集Ⅴ 近代朝鮮の思想』明石書店、190頁。
- ・「甲午改革は自律的でなく、侵略的な日本帝国主義の強要によって他律的で試みられた内政改革だったが、朝鮮社会の近代化過程で画時代的な歴史的事件として認識されている。このような改革過程で政府は新しい制度の施行と共に新官制による近代学校を設立運営することで教育面においても大きな改革が成された。さらに大韓帝国政府は、「教育立国」の精神で改革の推進過程で、『教育国家保存之根本』として教育の重要性をどの部門よりも強調した。」
- * 金興洙「甲午改革期の近代学校研究」『素軒南都泳博士華甲記念史学論叢』太学社、ソウル、1984年、533頁。
- ・「甲午改革は、本質的に近代化を指向する朝鮮民族の力強い意志の具現だったが、日本の干渉によって失敗してしまった。また具体的な内容の改善よりは制度の改編に重視したため内実がない改革になってしまった。このような甲午改革の歴史的特性は、甲午の教育改革の成敗にも直接的な影響を及ぼしている。すなわち、甲午更張が結局は、日本の植民地体制確立の手段であったため政治・経済・法律・行政制度の改変を優先的に遂行されたし、教育制度の改編は、相対的に比重が弱かった。したがって、教育制度の改編に政府が十分な財政的行政的支援をできなかつたし、結局、教育改革は、形式にとどまってしまった。また、甲午更張が具体的な内容の改善よりは制度を備えるためだったので、教育改革でも内容より制度の改編が優先されたから教育に対する識者層の反発や無関心を惹起させた。」
- * 李海明『開化期教育改革研究』（韓国文化叢書第24）乙酉文化社、ソウル、1991年、150頁。
- 3 幣原坦「韓国の教育に就きて」『教育界』第1巻第3号、1902年1月、10頁。
- 4 「佻学部次官指示要項」『第二回官立普通学校教監会議要録』、1908年7月、付録、6頁。（渡辺学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成 朝鮮篇 第63巻』龍溪書舎、1991年、所収。以後、『史料集成』と省略）
- 5 統監府『統監府施政一斑』1907年、140頁－141頁。
- 6 大韓帝国学部編『韓国教育』「第1章第1節韓国教育ノ沿革大要」、1頁。（『史料集成』第63巻所収）
- 7 「宇内の形勢を環顧するに、克く富に克く強に独立雄視の諸国は、皆其の人民の知識開明せり王室の安全は爾臣民の教育に在り、国家の富強も爾臣民の教育に在る」などの文言について、西洋列強に互するための知識開明の必要という点では「学制序文」、「王室」＝「国家」のための教育という点では「教育勅語」の影響を認めることができる。また、「祖宗の遺訓を継承」すべしとの文言で詔書の内容を権威づけている点も、教育勅語の踏襲ともみなせる。（駒込武『植民地帝国日本の文

化統合』、岩波書店、79 頁。)

8 兪吉濬 (1856 年-1914 年)

朝鮮王朝末期の開化思想家、政治家。1856年に兪鎮寿の次男として生まれ、早くより漢学を学んで両班としての基本的教養を積んでいるが科挙に応じた事実はない。朴珪壽の門人。1881年、紳士遊覧団が日本に派遣される時、魚允中の随員として選抜された。視察後も日本に残留して、福沢諭吉の慶應義塾に入学して朝鮮開国最初の留学生となった。その後1883年、報聘使の閔泳翊の随員としてアメリカへ渡り、米国に留学することになった。甲申政変後の1885年帰国するが、開化派関係者として拘禁され1892年まで幽閉生活をおくることになる。この軟禁生活中に自身の海外での見聞や福沢諭吉の『西洋事情』をもとにして執筆されたのが『西遊見聞』である。

甲午改革時、金弘集内閣において参議交渉通商事務、議政府都憲を務め、その後も内部協弁・内部大臣などを歴任し、金弘集政権の存続期間中は改革を主導する立場にあった。「断髮令」を実施したことにより、義兵運動の指弾の対象となり、1896年ロシア館播遷で内閣が崩壊するや、兪吉濬は日本へ亡命した。1907年10余年ぶりに亡命生活を終えて帰国し、以後幅広く社会・経済・教育活動を展開した。晩年には社会活動と著述に専念した。

(木村誠、吉田光男編『朝鮮人物事典』大和書房、1995年、169頁参照。)

9 尹致昊 (1865 年-1945 年)

朝鮮王朝末期、大韓帝国期の啓蒙活動家。1865年に尹雄列の長男として生まれた。1881年に17歳で紳士遊覧団の魚允中の随員として日本に渡り、兪吉濬と同様朝鮮初の日本留学生となり中村正直の同人社に入学した。甲申政変後の1885年、上海に渡り米国宣教師が立てた中西学院に入学し、1887年に洗礼を受けてキリスト教信者になった。1888年渡米して大学で学び、卒業後は上海に戻って中西学院の教師となり、甲午改革時に帰国して外部協弁などに就任した。その後、1898年に独立協会会長、1906年には大自強会の会長に推されて国権回復運動を展開した。『尹致昊日記』には、日本留学時期から上海、米国滞在時の彼の考えや思いが綴られている。

(同上書 『朝鮮人物事典』182頁参照。)

10 徐載弼 (1866 年-1951 年)

朝鮮王朝末期、大韓帝国期の啓蒙活動家。1883年に日本へ留学し慶應義塾で日本語を学んだ後、陸軍戸山学校で学ぶ。1884年甲申政変失敗後、日本へ亡命するがさらにアメリカへ移る。キリスト教に入信し苦学をしながら医学を学び、コロンビア医科大学に進学、在学中にアメリカの市民権を得て1893年に卒業した。甲午改革で1895年に帰国して1896年にハンブルと英語の「独立新聞」を創刊し、同年独立協会を結成して顧問に就任した。

(同上書 『朝鮮人物事典』180頁参照。)

11 『西遊見聞』は1889年に脱稿、1895年東京の交詢社より出版された。総編20篇、71項目からなるものである。人民の権利や国家の権利など開化に関する啓蒙論と欧米諸国の社会制度、風俗及び各国の歴史などが記されており、兪吉濬の開化啓蒙論の内容が著されている。

12 兪吉濬『西遊見聞』一朝閣、1971年、231～237頁。

13 飭政府設学校養人才

「詔曰朕惟祖宗之創業 垂統茲歷有五百四年矣 實我列朝教化德澤浹洽人心亦由我臣民 克殫厥忠愛 是以朕嗣無疆大歷服 夙夜祇懼祖宗之遺訓是承 爾臣民其體朕衷哉 惟爾臣民祖先即我祖宗之保育 良臣民 爾臣民亦克紹爾祖先忠愛即朕之保育良臣民 朕與爾臣民守祖宗丕甚迓續億萬年休命 嗚呼惟 我不教国家鞏固甚難 環顧宇內形勢 克富克強獨立雄視之諸国 皆其人民知識開明 知識之開明以教育之善美 則教育實国家保存之根本 是以朕在君師位自擔教育之責 教育又有其道虛名實用可先分別 讀書習字掇拾古人糟粕 矇時勢大局者其文集 雖凌駕古今 不過一無用書生 今朕示教育綱領 虛名 是祛實用是用 曰德養 修五倫行實勿紊亂俗綱 扶植風教維持人世之秩序 增進社會之幸福 曰體養 動作有常 主以勤勵 勿貪惰逸勿避苦難 固爾筋健爾骨 享受康壯無病之樂 曰智養 格物致知窮理 盡性 好惡是非長短不立自他區域 詳究博

通 勿營一己之私 跂圖公衆之益 曰此三者 教育之綱紀 朕命政府廣設學校養成人才 以爾臣民學識爲贊成國家中興大功 爾臣民以忠君愛國之心性 養爾德爾 體爾智哉 王室安全在爾臣民之教育 國家富強在爾臣民之教育 爾臣民未抵善美之境 朕豈日朕成朕 治 政府豈敢日盡其責 爾臣民亦豈敢日盡心協力于教育之道 父以是提誘其子 兄以是勸勉其弟 朋友以是行輔翼 之道奮發不已 國家之敵愾惟爾臣民 國家之禦侮惟爾臣民 修述國家政治制度亦惟爾 臣民 此皆爾臣民常然之職分 以學識之等級 奏其功效之高下 此等事爲上縱有些少欠端 爾臣民亦 唯日爾等教育不明之故 其務上下同心 爾臣民之心亦朕心 勗哉 允若茲朕揚祖宗之德光于四表 爾臣民亦惟爾祖先之肖子孝孫 勗哉」

- 14 『高宗純宗実録 中』探求堂、1970年、536～537頁。日本語訳は吳天錫『韓国近代教育史』高麗書林、1979年、82～83頁を参照した。
- 15 「朝鮮国王の教育に関する詔勅」『教育時報』明治28年（1895年）3月15日。
- 16 「朝鮮国王の教育勅語」『教育報知』明治28年（1895年）3月26日。
- 17 大韓帝国『官報』開国504年（1895年）7月22日。
- 18 「韓国教育勅語及小学校令」『教育時論』明治38年（1905年）6月5日。
- 19 明治23年の「小学校令」は、地方制度の整備と関連し、その多くの条文において、地方自治体との関係および府県知事・郡長・市町村長の職務権限等を明確に定め、教育が国の事務であることについても明らかにしている。また府県・郡・市町村の財政的負担区分等を定めさらに小学校の管理・監督について郡視学および学務委員の設置、その職務権限等を定めている。小学校教育の主要な事項について条文を整備し、その後の小学校制度の基本となった。
- 20 「学部告示第4号 学部大臣徐光範」大韓帝国『官報』開国504年（1895年）9月30日。
「教育は開化の根本である。愛国の心と富強の術はすべて学文から生まれる。惟れ国の文明は学校の盛衰と係わる。いまだ二三府に学校の設立が始まらないが、先ず京城内の壯洞、貞洞、廟洞、桂洞四ヶ処に小学校を設立して児童を教育しているが、貞洞のほかの三ヶ処は校舎が狭隘なために、壯洞は梅洞の前観象監に、廟洞は恵洞の前惠民署に、桂洞は齋洞にそれぞれ移設し、八歳から十五歳までの学徒を増募している。其の科程は五倫礼儀から小学、本国の歴史と地誌、国文、算術、其の他外国の歴史と地志等、時宜に適した書冊の一切を教授して、虚文を祛り実用を尚ぶ教育に務めている。それ外国の学校規程を念うに、学校に入学しない児童がある場合、其の父兄を罰する例も或いは有る。本国ではこのような規程をまだ設けていないが、児童の父兄たる者は、子弟を帯同して本部に來り、入学許可状を受けてから学校に赴き、学業を修むるに懈惰または間斷する弊無きを望む。」
- 21 大韓帝国『官報』開国504年（1895年）8月15日。
- 22 「各官立小学校において学期試験を経て學員の応募する者一百六十八人を選抜」「課程は読書と習字と作文と算術と歴史と地誌で学務局長と校長が試取した」『皇城新聞』1899年7月5日。
- 23 「書籍出版会社の設立」『独立新聞』1896年6月2日。
- 24 注20参照。
- 25 大韓帝国『官報』建陽元年（1896年）8月5日号。
- 26 『独立新聞』1898年7月6日論説。
- 27 『教育時報』明治30年（1897年）1月25日。
- 28 『協成会会報』1897年1月8日。（韓国学文献研究所『韓国開化期學術誌』亜細亜文化社、所収）
- 29 『独立新聞』1896年5月7日。
- 30 大韓帝国『官報』建陽元年（1896年）9月21日。
- 31 大韓帝国『官報』光武2年（1898年）3月18日、23日。
- 32 『皇城新聞』1900年2月17日。日本の雑誌記事にも漢城に「官立高等小学校一、尋常小学校四、其他の地方に於いて、公立小学校五十校ある」として報じている。「野尻氏の韓国教育談」『教育時論』明治38年（1905年）5月15日。
- 33 学部令第1号「補助公立小学校規則」第1条から第10条に規定された。（宋炳基・朴容玉編『韓末近代法令集Ⅱ』書景文化社 1991年、47頁）『皇城新聞』1900年1月26日「各学校及其經費」

-
- 34 「野尻氏の韓国教育談」 「教育時論」 明治38年（1905年）5月15日。
- 35 「地方儒生勿自暴棄」 『皇城新聞』1901年2月4日。
- 36 「徳源府公立小学校副教員文采善を解任して韓宗鉉を任用、豊徳郡公立小学校副教員は沈宜軾を任用事」（「学事官報」 『皇城新聞』1900年1月16日） このような副教員に関する学事の彙報が『官報』紙上で多く掲載されている。例えば1903年7月の『官報』では、7月18日付17人、22日付19人、25日付20人、29日付20人の副教員の学事(人事)についての彙報が掲載されている。
- 37 雑報「優等施賞」 『皇城新聞』 1902年7月26日。
- 38 雑報「慶校夏試」 『皇城新聞』 1902年6月30日。
- 39 雑報「両校優等」 『皇城新聞』 1901年8月3日。
- 40 雑報「海州試学」 『皇城新聞』 1900年11月16日。
- 41 雑報「萊校試験」 『皇城新聞』 1902年5月23日。
- 42 『皇城新聞』 1899年1月17日。
- 43 『皇城新聞』 1900年1月12日。
- 44 「進明義塾を私設して塾長には該港監理 朴勝鳳氏を選定し、教師には前教員李康浩氏を選定する。」 『皇城新聞』1903年1月6日。
- 45 「俱不穩富」 『皇城新聞』 1899年7月25日。
- 46 「請復副教」 『皇城新聞』 1901年2月7日。
- 47 「遞甚於轉輪」 『皇城新聞』 1901年3月21日。
- 48 初学者のための入門的な教科書で、朴世茂(1487年 - 1564年)の編著にかかるものとされている。16世紀中葉に成立し、17世紀の前半期にはすでに刊行されて広く用いられた。「千字文」に続く学習用教科書としての地歩を確立したとされている。分量は17帳226行。内容構成としては、初めに封建倫理道徳の五倫を説き、次に儒教理説の原理的骨子を「総説」として述べ、「歴代要義」歴史で中国史を中心に朝鮮史についても叙述している。(渡辺学「童蒙先習の転進相」 『思想』1972年5月号、76頁。)
- 49 『高宗実録』 高宗 31年(1894年) 7月3日、8日、28日。『官報』 開国 503年(1894年) 7月3日、8日、28日。
- 50 勅令第46号「学部官制」第7条、大韓帝国『官報』 開国 504年(1895年) 3月25日。
- 51 大韓帝国『官報』 建陽元年(1896年) 1月20日、第226号。
- 52 宋炳基・朴容玉・朴漢禹編『韓末近代法令資料集Ⅰ』 大韓民国国会図書館、1970年、515頁。
- 53 韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書 1 国語篇Ⅰ』 亜細亜文化社、復刻版参照。
- 54 『小学読本』は学部が発行した二番目の教科書である。この『小学読本』は、単巻5大単元の編制で、「立志」「勤誠」「務実」「修徳」「応世」などの項目で構成されている。『国民小学読本』と対照的なのは、儒教的な修養訓に基盤を置いて道徳的価値を重視したところにある。(金淑美「朝鮮甲午改革期の教科書『小学読本』に描かれた儒教道徳」 『アジア教育史研究』 第9集、2000年、35～47頁参照。)
- 55 「学部編纂局開刊書書籍定価表」に、『朝鮮歴史』 『朝鮮略史』 『朝鮮地誌』 『小学読本』 『夙恵記略』 『簡易四則算』 などが紹介されている。
- 56 「日師範学校等の教科書及び教師参考書の購送訓令」 1895年5月24日『旧韓国外交文書3(日案)』
- 57 韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書 1 国語篇Ⅰ』 亜細亜文化社 1977年 復刻版を参照。1896年(建陽元年)陽暦2月上旬に発行された。
- 58 1906年に統監府の影響下にあった大韓帝国学部によって編纂発行され、4年間の普通学校教育課程に対応して、1年に2巻ずつ使用するために全8巻132課で構成されていた。印刷は日本の大日本図書株式会社が担当した。1905年発行の文部省『尋常小学読本』が底本とされた。
- 59 *キムフェジョン「近代啓蒙期国語教科書の内的構成原理の探索」 『国語教育研究』 第11集、2002年。同「近代的テキストの構造的特性と合意—国民小学読本を中心に—」 『国語教育』 第113号、2004年。他に、*李爽周「開化期国語表記研究—西遊見聞と国民小学読本を中心に—」 『漢城大学論文集』、*許炯「韓国開化基礎の教科書(国民小学読本)に現れる主題分析」 『中央大学校中央文化院学術研究』 1989年などの論文。
- 60 *ユンチブ「国民小学読本の国語教科書的構成様相とその意味」 『新国語教育』 第64号。
- 61 *ソンミョンゼン「国家と修身 1890年代読本の二種類の様相」 『韓国言語文化』 第39集、2009

- 年。
- 62 *キムソヨン「甲午改革期教科書内の国民」『韓国史学報』第29号、2007年、196～197頁。
- 63 *カンジンホ「国語教科書の誕生と近代民族主義—国民小学読本(1895)を中心として—」『サンホ学報』第36集、2012年。「国語科教科書と近代的主体性の形成—国民小学読本(1895)を中心として」『国際語文』第58集、2013年。
- 64 パクスンベは『国民小学読本』の第11課「駱駝」と第31課「亜米利加発見(一)」の教材内容は、日本の教科書の引用ではなく、それぞれ『New National Readers』3巻38課「CAMEL」と『New National Readers』5巻77課-78課「DISCOVERY OF AMERICA」から引用であると指摘して、『国民小学読本』はアメリカの教科書の影響も考慮すべきであるとしている。「甲午改革期学部編纂教科書の編纂者が活用した文献 考証Ⅰ」『教育課程研究』30巻第3号、2012年、157～159頁。
- 65 *チョンヨンホ「近代知識概念形成と国民小学読本」『韓国語文研究』、第25集、2005年。
- 66 澤田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』第109号、韓国研究院、1988年、205頁。
- 67 全淑美「朝鮮甲午改革期の教科書『小学読本』に描かれた儒教道徳」『アジア教育史学研究』第9号、2000年、47頁。
- 68 汪家焯『民族魂—教科書変遷』商務印書館、2008年、40～43頁。『蒙学読本全書』の第1冊から第4冊は日本の教科書の構成を参考にし、第5冊は西欧の教科書の構成を模倣しているとしている。また光緒23年(1897年)の『蒙学読本』の一部は、英国の教科書『New Orient First Reader』から翻訳引用していると指摘している。
- 69 商務印書館の『最新国文教科書』と日本の編集者や教科書の影響に関しては、班婷「中国の国語科近代過程における日本の影響—清末民国前期を中心に—」広島大学大学院学位論文2016年。呉倩「20世紀初頭における商務印書館の教科書と日本」『国際基督教大学学報亜細亜文化研究別冊』(20)、2015年。樽本照雄「初期商務印書館における教科書の系譜」『大阪経済大学論集』第53巻第4号、2002年などに論考されている。
- 70 『国民小学読本』は復刻版(韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書 1国語篇Ⅰ』亜細亜文化社)を使用し、『高等小学読本』は1巻から4巻までは、復刻版(『日本教科書体系近代編第5巻 国語(二)』講談社)を5巻から7巻までは、国立国会図書館所蔵本を使用して関連表を作成した。ただし、8巻は欠本により参照できなかったため関連表は完全なものではない。
- 71 『New National Readers』3巻38課「CAMEL」からの引用と指摘。*パクスンベ「甲午改革期学部の教科書編纂者が活用した文献考証Ⅰ」『教育課程研究』30巻3集、2012年、157頁。
- 72 『New National Readers』5巻77課-78課「DISCOVERY OF AMERICA」からの引用と指摘。パクスンベ前掲論文「甲午改革期学部の教科書編纂者が活用した文献考証Ⅰ」、158頁。
- 73 アルベルト・ミヤン・マルティン「F・ウェーランドと阿部泰蔵訳『修身論』 明治初期の翻訳教科書をめぐって」『大阪大学大学院言語文化研究』、2011年。
- 74 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第3巻 修身(三)』講談社、1962年、568頁。
- 75 「緒言」『高等小学読本』海後宗臣編『日本教科書体系近代編第5巻 国語(二)』169頁。
- 76 同上書、170頁。
- 77 親美開化派官僚の形成過程に関しては、*韓哲昊「朝美修交後、親美開化派台頭と美国観形成」『親美開化派研究』国学資料院、1998年、39～71頁。
- 78 *チョンヨンホ「近代知識概念の形成と国民小学読本」『韓国語文研究』第25集、2005年、250頁。
- 79 *カンジンホ「国語教科書の誕生と近代民族主義—国民小学読本(1895)を中心として—」『サンホ学報』36集、2012年。「国語科教科書と近代的主体性の形成—国民小学読本(1895)を中心として」『国際語文』第58集、2013年、19頁。
- 80 チョンヨンホは、その他に老婆が息子に鈍刀を渡して話す場面や一人の老いた農夫が息子に話した内容の引用が同一であるとしている。韓国学文献研究所編『韓国近代思想叢書 朴定陽全集巻6』亜細亜文化社、1984年、564頁の記述部分。チョンヨンホ「近代知識概念の形成国民小学読本」『韓国語文研究』第25集、2005年、251頁。
- 81 朝士視察団は、日本の物情を見聞探索すること、及び各省や重要部門を視察することを任務としており、「視察記」類と「聞見事件」類に大別される結果報告書、視察活動に関する日記・紀行録などを残している。文部省の機能を把握して報告では、明治日本が導入した西欧式近代教育制度に関する情報が網羅されている「文部省(所轄目録)」と「日本文部省記」を記した。『朝士視察団関係資料集』国学資料院、ソウル、2000年。
- 82 駐米全権大臣としてクリーブランド大統領に謁見して、信任状を捧呈することに対して清国側か

- ら干渉を受けることになる。森万佑子「朝鮮政治・外交の変容と朴定陽」『朝鮮外交の近代』名古屋大学出版会、2017年、229～236頁。
- 83 朴定陽の『美俗拾遺』に叙述されているこれらの項目内容に関しては、*韓哲昊「親美開化派の美國觀形成－朴定陽の美俗拾遺を中心に－」『親美開化派研究』国学資料院、1998年、39～71頁参照。
- 84 「美俗拾遺」『朴定陽全集 卷6』亜細亜文化社、1984年、612～613頁。
「教育一事政府最爲用力 上自都府下至州郡閭巷 設立学校分大中小三等 男女始生六七歳 纔解方言便 入小学校 限三年卒業受教師證書然後許入中学校 又三年受卒業證書始入大学校 限四年卒業第 其学業 均有課目 曰天文曰地理曰物理曰師範曰政治曰醫業曰測算曰農曰商曰工曰機械曰鑛務曰光曰化及海陸軍兵学 各国語学無学不備 隨才藝各遵其願 雖商小枝若非大学校卒業證書人不信之而不得行于世」
- 85 「各地方均有学田 以為学校費款教師月俸等用備 若有欠缺不足則必以該州地租中捐補 此皆政府所設也」同上書、612頁。
- 86 「全国内私立義立等中学校為一千五百八十八處 大学校三百七十處而官立者不在此額每校教師或十人 或數十人生徒或數百人 不齊按一千八百八十四年政府設立小学校費 款為一億六百六十一万四千九百圓」、同上書、612頁。
- 87 「茲由本衙門立小学校師範学校先行京内 上自公卿大夫之子下至凡民俊秀皆入」「告示文」『朴定陽全集 卷4』亜細亜文化社、1984年、373頁。
- 88 この詔書は、大韓帝国期の教育改革の支柱であり教科書編纂の基本指針でもあった。西欧諸国の発展の基盤は、教育による国民の開明化であること、つまり「国力とは民力であり、民力とは即ち教育力である」という視点である。そして、旧学を「虚学」として批判し実用の学問の必要性を唱えている。
- 89 *李海明『開化期教育改革研究』乙酉文化社、1991年、224～226頁。第3章の教科書内容項目を参照して分類を行った。
- 90 清国の教科書では、朝鮮を属国として記述した。宣統3年(1910年)刊行の清国学部編纂『初等小学国文教科書』では、朝鮮が清国の属国であることを第38課「中日之戦 光緒二十年日本侵我属国朝鮮之権 遂開鬻 我国陸軍敗於平壤」と強調している。この教科書は「抬頭」の書式が守られて「太祖」「太宗」は三文字、「皇上」は二文字、「朝」(清朝の意)「監国摂政王」は一文字持ち上げられている。
- 91 乙支文徳は国難に対峙した将軍として、その後に編纂刊行された『初等小学』や『最新初等小学』『幼年必読』などの多くの教科書に掲載されているが、日本人が編纂に関わった『新訂尋常小学』では取り上げられていない。
- 92 *カンゼンホ「国語教科書の誕生と近代民族主義－国民小学読本(1895)を中心として－」『サンホ学報』36集、2012年、270～277頁。
- 93 1906年10月に民間教育団体である「国民教育会」によって編纂発行された。統監府設置後、日本人学部学政参与官による教科書日本語化計画への反発、その後の親日的内容の学部編纂国語読本への対抗から作成された民間編纂教科書。1909年統監府の教科書統制によって不認可教科書となった。
- 94 1906年11月から1907年1月に刊行され、編纂から印刷刊行まで、全てを徹文義塾で行った。主に私立学校で使用されたが、1908年8月の教科用図書検定規定より不認可となり、1910年11月には発売頒布禁止図書にも指定された。朝鮮の国権回復のための張志淵らの考えを生徒にわかりやすく学ばせるための「論説集」的な内容になっている。事大主義、依頼性、党派性など朝鮮の社会に根強くある弊習の打破と愛国心の高揚、自主独立精神の確立を目指している。張志淵が『皇城新聞』や『大韓自強会月報』に掲載した記事や論説が多く取り入れられている。
- 95 学部編輯局に所属していた玄采によって、1907年に出版された初学用の歴史・地理を中心にした読本教科書である。序文に「我が韓人、尚を旧習に泥し愛国の誠に味なるが故に、此の書専ら国家思想を喚起するを以て主と為す。歴史を以て総括と為し、傍らに地誌と世界事状に及ぶ。」と記し、驕傲頑固な旧習を捨て学問に励んで国を救えと主張している。統監府により不認可、発売頒布禁止とされた。
- 96 1910年11月9日付で発売頒布禁止。朝鮮総督府編『教科用図書一覧』1912年改定第6版。
- 97 韓国学文獻研究所編『韓国開化期教科書叢書 1国語篇 I』の『新訂尋常小学』を参照した。
- 98 1897年学部が発行した『泰西新史覽要』の巻末の書目録広告によると、学部は1897年24種の教科書や書籍を発刊した。このなかで国語科教科書に分類されるものに『新訂尋常小学』が記載されている。この後に学部編纂の国語読本教科書を開発した痕跡がないので、『新訂尋常小学』は大体10余年間使用されたと推定される。また、1904年に土地農産調査のために慶尚南道の晋州

-
- 公立小学校を訪れた技師の報告書に、使用教科書として『新訂尋常小学』が記されている。（日本農商務省編『韓国土地農産調査報告 慶尚道 全羅道』、1906年、280頁。）
- 99 *白淳在「解題」『韓国開化期教科書叢書 1 国語篇 I』亜細亜文化社、v 頁～VII 頁。
- 100 稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』、22～23 頁。
- 101 *クジャファン「近代啓蒙期教科書の生産と流れ－『新訂尋常小学』（1896）の場合－」『韓民族語文学』第 65 輯、513 頁。
- 102 *ソンミョンジン「国家と修身、1890 年代読本の二つの『朝鮮様相－『国民小学読本』と『新訂尋常小学』を中心に－」『韓国言語文化』第 39 輯、2009 年、50 頁、52 頁。
- 103 *チェヒョンソ「開化期学部発行の国語教科書の編纂意図－親日化過程を中心に－」『論文集』、京仁教育大学校、1985 年。
- 104 *パクプンペ『韓国国語教育全書 上巻』大韓教科書株式会社、1987 年。*イチョングン『韓国の教科書』大韓教科書株式会社、1991 年。*イチョングン『国語教育 100 年』ソウル大学校出版部、2006 年。*チャンジンホ「韓日国語教科書と叙事の受容－新訂尋常小学（1896）を中心に－」『日本学』第 39 輯、2014 年。
- 105 *クジャファン前掲「近代啓蒙期教科書の生産と流れ－『新訂尋常小学』（1896）の場合－」519 頁。
- 106 『新訂尋常小』は、澤田の調べによれば、それぞれ 97 項目中 34 項目が日本の『尋常小学読本』のそのままの翻訳である。（澤田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』第 109 号、韓国研究院、1988 年 2 月、205 頁。）
- 107 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第 5 巻国語（二）』（講談社、1964 年）に掲載されている復刻版の『高等小学読本』『尋常小学読本』『尋常小学読書教本』を参考にして確認作業を行った。
- 108 『尋常小学読本』の「緒言」『日本教科書大系 近代編 第 5 巻 国語（二）』23 頁。
- 109 同上書、27 頁。
- 110 同上書、67 頁。
- 111 『国民小学読本』は復刻版（韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書 1 国語篇 I』所収）を使用した。『尋常小学読本』と『尋常小学読書教本』は、復刻版（『日本教科書体系近代編 第 5 巻 国語（二）』所収）を使用して関連表を作成した。
- 112 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぶ出版、1985 年、148 頁。
- 113 「廣州居住の崔鼎燮氏等三人は私立学校を本郡東部温泉里に設け、陰曆十一月二十日に開学した。學員は冠童の四十五人で学部は歴史と地誌と算術と尋常小学本冊子を請求している。』『皇城新聞』1899 年 1 月 25 日。
- 114 *クジャファン前掲「近代啓蒙期教科書の生産と流れ－『新訂尋常小学』（1896）の場合－」534 頁。
- 115 1895 年学部で発刊した最初の初等用国史教科書で国漢文混用体で記述された。王朝ごとに重要事件を従来の編年体形式で簡略に羅列しており、従来の歴史叙述方式をそのまま踏襲している。壇君、箕子、馬韓、新羅で繋がる正統性を認めており三国紀では、新羅統一という立場で新羅を中心に高句麗、百済を叙述している。年紀は干支で表示し中国中心の年代記式から抜け出そうという意図から、上段空白に開国紀元で表示している。第一巻は「壇君紀」「箕子紀」「三韓紀」「衛満・四郡二府」「三国紀」、第二巻は「高麗記」、第三巻が「本朝記」の体裁である。
- 116 『朝鮮歴史』と異なり国漢文混用体でなく漢文表記で中国暦と朝鮮暦を同時に使用している。第一巻は「壇君紀」「箕子紀」「三韓紀」「衛満朝鮮紀」「四郡二府」「三国紀」、第二巻が「高麗記」、第三巻が「本朝紀」である。朝鮮王朝の国王が代わるときには、中国の王朝名及び皇帝の名がともに記されているが、「朝鮮歴代史略」では中国王朝の皇帝が代わるときにも、朝鮮王朝暦とともに同様の記述が見られる。朝鮮王朝開国年を紀元と定める「開国紀元」が制定されたために、両教科書とも「本朝開国五百年」の歴史的権威が強調されている。

第2章 統監府期の学部編纂普通学校学徒用教科書の特性

はじめに

第二次日韓協約締結後、大韓帝国を保護国化した日本は統監府を設置した。大韓帝国政府は存在していたが、統監府は韓国の政務監督、軍隊出動権、統監府令の公布、刑罰権など主要な権限を持つ実質的な統治機関であった。そして韓国の教育行政を担う学部も統監府の支配下に入り、統監府は甲午改革後の大韓帝国の教育制度を全否定して植民地化のための模範教育を強行し、1906年8月に小学校令を廃止して普通学校令及び同施行規則を公布し、従来の官公立小学校を改編して普通学校を設立した。

模範教育とは、「教育ノ模範ヲ事実ニ於テ示スノ謂ニシテ、着実勤勉他日善良ナル国民トシテ其本分ヲ誤ラザル青年子弟ヲ養成スルト共ニ、他ノ諸学校ヲシテ之ニ務式スル所、折アラシメ、遊惰輕薄徒ラニ時事ヲ論議スルガ如キ古来ノ弊習ヲ矯正¹⁾」することにあり、その目的は統監府の統治に従順で勤勉、善良なる朝鮮人の養成と「遊惰輕薄徒ラニ時事ヲ論議」するような旧弊の矯正であるとしている。そして、その教育内容や教科は「処世ニ必須ナルモノヲ選ビ、国語、漢文、日語ハ勿論、算数、地歴、理科等實際ノ生活ニ適応近切」なもので智識技能を授け、重視すべき德育に関しては「儒道ノ基本タル五倫五常ノ道ヲ主眼トシ、且現時ノ社会ニ必要ナル公德心、義務心ノ涵養ニカメ、勤勉、着実、紀律、信用等ノ徳目²⁾」によって、実際の生活に適応した人物を養成することを目的としている。

このような教育内容から普通学校用の教科書に関しても、従来の教科書は使用に適するものはないとして、新たに修身書、国語読本、日語読本、漢文読本、理科書、算術書などが学部の日本人によって編纂されることになった³⁾。これら名目上は大韓帝国の教科書として発行されたので、保護国ではあっても外見上は大韓帝国の国権を尊重しなければならないという矛盾した状況に置かれていた。また、抗日姿勢を鮮明にした私立学校の増加や愛国的色彩の濃い私立学校用教科書の存在も無視できず、普通学校教科書は朝鮮人が編纂した教科書と競合的な位置に立たされていた。このように大韓帝国という国家の存在を無視できず、実際には朝鮮人の抵抗や朝鮮社会の反応を窺いながら教科書編纂事業が実施されたと考えられる。これは「保護国」ではあったが、当時の朝鮮社会が統監府の「模範教育」に抵抗することによって、一定の対応と譲歩、妥協を導き出すような影響力を持っていたということである。これらの点を考慮すると、従来の統監府日本人学務官僚による一元的な教科書統制や強権的な親日的教科書編纂の視点だけでなく、普通学校教科書の特性を多面的に見ていく必要があると考える。

このように学部編纂普通学校教科書は、「併合」後の朝鮮総督府編纂の教科書とは異なり保護国期の植民地化教育の特性を反映した教科書であった。しかし、表面上は大韓帝国の教科書であるという立場上の問題や普通学校の授業に間に合わせるために急遽編纂した関係から、日本の国定教科書や総督府編纂教科書に備わっている『教科書編纂趣意書』が存在していない。それ故、学部が編纂した各教科書の編纂方針を明らかにする必要がある。

第2章ではこれらの観点を踏まえて、普通学校学徒用教科書の編纂背景や教材構成・内容の比較分析を通して統監府支配下の大韓帝国学部編纂教科書の特性を明らかにして、統監府の植民地化教育の意図が何であるのか、朝鮮人生徒をどのような人間に形成していくのかを照射していく。そのために、第1節では学政参与官として保護国化に向けて大韓帝国の「教育改良案」を作成した幣原坦の日語教育政策と日語教科書編纂を整理するとともに、幣原坦の日語教育政策に対して批判を展開した国権回復を目指す朝鮮側の国語（朝鮮語）教育重視の背景を検討する。そして、幣原坦の後任として普通学校教科書の編纂を統轄した三土忠造の日語教育と修身に対する姿勢を検討し、学部での教科書編纂事業内容を明らかにしていく。第2節では朝鮮語に否定的な学部日本人官僚が編纂した朝鮮語の教科

書『普通学校学徒用国語読本』の教材分析から、日本の「先進性」と朝鮮の「後進性」を強調し文明国日本に帰属することの利益に目を向かせる編纂方針を明らかにする。第3節の『普通学校学徒用修身書』では日本や文明国との対比から朝鮮人の「懈怠」性を強調し、旧来の孝悌などの儒教倫理を温存しながら勤勉、規律、儉約、清潔、謙虚などの個人や社会における徳目の教材構成から、日本の保護国支配を受け入れる従順な朝鮮人に教化するための編纂方針を明確にする。第4節の『普通学校学徒用日語読本』では、統監府の重点である日本語普及のための簡易と実用を重視した日本語習得に関わる教材や実務教材、日本関連教材などの教材構成から、植民地化に向けた朝鮮人の育成と統監府の朝鮮支配を正当化するための編纂方針を明示する。第5節の『普通学校学徒用理科書』と『普通教育唱歌集』では、朝鮮社会からの要求や反日意識の対応のために編纂せざるを得なかった教科書の教材構成や内容から、これまで学部日本人が等閑視していた理科と唱歌に対する姿勢を照射するとともに、「併合」後の両教科書の編纂方針の転換について言及する。

第1節 学部日本人官僚による普通学校教科書の編纂

1. 学政参与官幣原坦と日語教育

(1) 日語教育強行と日語教科書の編纂

大韓帝国の教育行政に対する日本の積極介入は、1904年8月の日韓議定書(第1次日韓協約)によって日本が韓国財政と外交、警察を実質的に掌握することによって始まった。幣原坦は大韓帝国政府の学部顧問として議政府会議への参与と提議権を有する学部で強大な権限を持つ学政参与官に就任した⁴。幣原坦が学政参与官として韓国教育政策に関与した期間は、1905年2月から1906年6月までの1年4ヶ月であったが、日本の対韓教育政策の基本路線を作ったという点で幣原坦が遂行した役割は小さくはなかった。駒込は幣原坦に与えられた課題は「甲午改革を契機として形成された近代的教育制度を保護国化という政治情勢に合わせて再編成すること⁵」にあったと指摘している。教育方針と内容、幣原坦の経歴などに関しては、佐藤由美、崔惠珠、馬越徹、李笑利、久保田優子、井上薫、稲葉継雄などによる先行研究⁶で考察されている。ここでは、幣原坦の保護国に向けた基本方針である「韓国教育改良案」において展開されている日本語教育と日語教科書編纂について確認する。

「韓国教育改良案」の冒頭の「方針」で、「韓国ハ勢ヒ日本帝国ノ保護国タルノ運命ヲ有セリ苟モ帝国政府ガ此方針ヲ変改セザル以上ハ韓国教育改良ノ方針モ亦素ヨリ之ニ基カサル可カラズ而シテ将来韓国ニ於ケル各般ノ事業ハ日本帝国ノ官民ヲ以テ主動者トスヘキ」時代状況において、「互ニ言語風俗ヲ了解シテ感情ノ衝突ヲ避ケ」るため日本語の普及を図ることが重要であると指摘している。そのため方針の第3に「日本語ヲ普及」することを記している。また、教育改革基本方針として「古今東西ノ文明ヲ同化シテ打テ一丸トナシタル日本ノ開化ヲ輸入スルヲ最便法」であり、「諸事簡易ト利用トヲ要求セラル、韓国ニアリテ国民ノ教育的向上心ヲ助長センニハ成ルヘク速成ノ行路ヲ取ル」べきであると提案している。大韓帝国の保護国・植民地化に向けた教育を如何に効率よく運営していくかを念頭に置いてまとめられたものということができる。そして、韓国教育改良の方法として初等教育である普通学校の設立が提議され、「在来ノ有名無実ナル尋常小学校(約五十校)高等小学校(一校)ヲ根底ヨリ改メ之ヲ合併シテ普通学校トシ各府郡ニ漸次一個以上ヲ設置ス普通学校ノ修業年限ハ四年ニシテ已ニ書房ニ於テ幾分ノ学習ヲ成シタル子弟ヨリ取り初学年ヨリ必日本語ヲ習ハシム」と、4年制の学校設立と初学年からの日本語の必修化が図られた。このように幣原坦は日本語学習を重視しており、朝鮮人の日本語学習の利便性について朝鮮の現状と関連づけて次のように語っている。

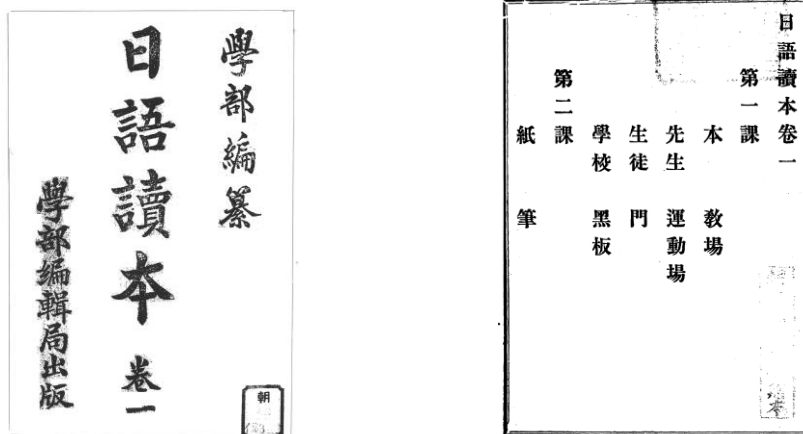
現在半島国民の利益から申しても、日本語を知らない者は職業にありつくことが非常に難しい、日本語を知って居ればマア直ぐ月給を貰って職業にあり付いて安心にやつて往けると云う風になつて来るのであります、ですからさう云う現実の眼の前の半島国民の利益といふ所から申しても、この日本語の学習と云うことが利益なことでありますので、今度小学教育の改善といふことに於きましても、先ず日本語を学習せしめるといふことは朝鮮の国から申しても非常に利益なことであります⁷。

つまり、朝鮮人が漢字を共有する日本語を学び日本語を通して「新智識」を取得すれば、就職にも有利だという点で大韓帝国の国民には最善策であると指摘している。そして、普通学校で使用する教科書については、「従来教科書ノ不便ヲ感シツヽアルハ韓人間ニアリテモ久シキ問題トナレリ殊ニ新学制ノ普通学校各学年ニ配給スヘキモノヽ編纂ハ実ニ刻下ノ急務也」と、早急に教科書を編纂することを提案している。

このように幣原坦は日本語の普及と教科書編纂を重視して、学政参与官就任直後から「学部編輯局ニハ韓人中学識アリト称セラルル者数人ヲ用フト雖所謂新学問ニ至リテハ彼等ノ与リ知ラサル所ナルノミナラス授業時数ニ鑑ミテ適當ノ教科書ヲ創作スルカ如キ精緻ノ注意力ナキカ故ニ6月21日新ニ日本人二名(官立中学校教師高橋亨及私立京城学堂長渡瀬常吉)ニ学部臨時編修ヲ囑託セリ此二名ハ目下小学校程度ノ日語読本ヲ編纂シツツアリ⁸」と、日本人2名の教科書編纂者による日本語教科書の編纂作業について報告している。日語教科書の編纂作業については、「学部に於ける教科書の編纂は、高橋文学士及び渡瀬京城学堂長担任して従事し居れるが、日韓会話読本並に普通読本とも、昨今殆んど脱稿し居り、幣原参与官の帰朝を待ち協議の上検定すべき答なり⁹」と日本国内の教育雑誌にも紹介されている。しかし、幣原坦が推進する日語教科書編纂は、学部内の朝鮮人職員からは賛同を得られなかったようで、「幣原氏が日文中で韓国幼年の教科書を編輯することに対して、学部の大官人で同意する者は一人もいなかった。それで同氏は日文教科書編輯のために日本人を多数募集して編輯に従事させた¹⁰」と、学部内の朝鮮人の非協力的な態度が伝えられている。

このような状況ではあったが、幣原坦主導による日語教科書は編纂され、学部編纂『日語読本』(図2-1)として巻1・巻2が完成した。ただし、教科書の奥付がないために実際の発行年月日は不明である。上田崇仁は幣原坦の在職期間や『朝鮮教育論』の記述などが

【図2-1】『日語読本』表紙と第1課教材



※韓国国立中央図書館所蔵本

ら発行年は1906年と推定している¹¹。また、李笑利は『大韓毎日申報』や『皇城新聞』に掲載された幣原坦による蒙学教科書に対する批判記事の日付から、1906年4月までに発行されたと指摘している¹²。幣原坦が編纂した学部編纂『日語読本』の教材構成や内容に関しては、第2節で述べるが、巻1と巻2のみの刊行で学校における実際の使用状況は明確ではない。しかし、幣原坦による日語教育の推進のための日語教科書の編纂と初学年からの日語教科必修化は、当時の朝鮮社会に大きな反発と批判を引き起こすことになり、日語教育に対する不信感は非常に大きなものであったことが明らかになる。

(2) 日語教科書編纂に対する朝鮮社会の反発と批判

幣原坦の日語教科書の編纂事業が伝わると『大韓毎日申報』は、日語教科書の問題点や日本人に従う学部大臣への批判記事を掲載した。学部大臣の李完用に対しては、「幣原坦参与官の指図に従っているだけの木偶であり、今、日語と日文を小学校で初めから教科として教えようとする主意がどこにあるかは未だ知らないが、韓国の児童が日語と日文を最初に先に学べば自国の精神は消滅してしまう。そうなれば韓国の前途は将にポーランドの状況に帰してしまう」と、統監府によって実質支配されている学部と主体性を喪失している学部大臣を批判するとともに、ロシア支配下でポーランド語を禁止されロシア語を強要された史実から危険性を指摘した¹³。さらに「児童が先に他国の言文を学べば脳髄には他国の精神が専らとなり自国の精神は消滅する境遇に至る」と、児童に対する日本語強要は韓国の精神を消滅させることであると批判した¹⁴。

そして、日語教科書の編纂が確実となると「学部参与官幣原坦氏が韓国児童の初学教科に日語・日文とすることに対して我々は幾度も論難してきたが、最新情報によると既に脱稿して(教科書を)出版するという。(略)人類として其の言文を保有できなければ禽獣と同様である。幼児児童に自国の言文を学ばせず、先に他国の言文を習わせれば自国の思想は存在せず自国の精神も消滅し、その国家と民族は永久に滅するのは火を見るまでもないことである。今の韓国学部の所謂大臣や協弁、局長、参与などの多くの官僚は、皆幣原坦氏の指揮下に屈伏して、敢えて一辞の抗論もない。韓国無窮の惨禍は実に学部原因があり、この痛みはどうして耐えられようか¹⁵」と、日語教科書による日本語強制は韓国精神を消滅させる危険性があり、そのような幣原坦の施策に何ら抗議や抵抗をしない学部の無能さを批判した。

このような新聞紙上での幣原坦の日語教科書への批判記事は、愛国啓蒙団体の学会である大韓自強会においても問題視されて、会員の尹孝定によって総会の議案に提出された。「新聞記事が指摘しているように日語教科書の編纂が事実であれば、韓国精神を教育によって開発養成することは絶望となる。現に存在している自国思想もこの教科書によって雲散霧消して余地もなくなる。人として自国の精神がない者は国民ということができない。他国の精神を有する者はすなわち叛民というべきである。教育興廃と国家存亡は大きく関係している」との意見が出され、学部大臣李完用に日語教科書編纂の事実関係を質問するために総代として尹孝定と張志淵、金相範の3名の選出が決定された¹⁶。この会談の結果、全ての教科書を日本語で編纂することはしないが、日語教科書の編纂と日語が初学年から必修科目となる事実が判明すると「日語・日文」の学校教育に対して猛烈な批判が沸き上がった。幣原坦の「日語」教科書編纂に対して、「日本が今我邦の政治権を掌中に握りしめたかもしれないが、我韓二千萬同胞の独立精神をどうして奪い去ることができようか。しかし、今、学部参与官幣原坦氏が我韓国小学校教科書を日文日語で著作して実施するという。嗚呼痛哉。どうして日本の奸猾政策に堪え忍ぶことが出来ようか¹⁷」などの批判がなされ、学部教科書問題の論説が新聞に多数掲載された¹⁸。

特に『大韓毎日申報』は三回に亘り日語教科書の批判の論説を掲載してその危険性を指

摘している。「各国には国民の特殊な品性気風を現す国性をもっていて、英国には英国国性、米国には米国国性、日本には日本魂の国性があり、国民教育はその国性を興起発達させるためである。自国の国性を有しているので外国からの侵略侮辱を防禦して自己の国家を愛する。有事の時は強固に団結して国家の為に危険で困難なことでも辞さない。国性が無くなれば国が有っても国は無いのである。かのポーランド国のように以前の土地と以前の人民が依然として存在していても亡国と称されるのである」と教育による国性育成の重要性を指摘している。ここで述べられている国性とは、各国の民族が有している固有の国魂のことで、当時「朝鮮魂」とか「韓国魂」と呼称されていたものである¹⁹。

論説では国語はその国性を表示する符号であり、国語は国民の思想を相互に伝えるもので、民族の言語が同じであるから心が相通じ合うものなので「民族の特色は言語が同一であることであり、民族の発展はその国の国性にあり、国性の維持は国語にあることがわかる」として国語、すなわち学校教育における朝鮮語の重要性を訴えている。今回、教科書を改正して国性の要素である国語（朝鮮語）を廃止して日本語を学校で教えることになれば、これは大韓帝国国民の自由思想と独立精神を侵奪する手段であると指摘する。

そして、「物質上の侵略は畏れるに足りないが、精神上的の侵略は真に畏るべきものである。物質上の侵略は有形的なもので国の領土を強占し国の政権を横奪して、侵略国の統治権を扶植していくが、その状況によって侵略された国の人民は覚醒して独立思想が発展して失われた国権を回復しようとする」として、ギリシャはトルコに制圧され非常に虐待を受けたが、国民は自国の国性を失わず青年諸士が文明諸国に留学して諸般の学問を研究して帰国し、本国の教育制度を改革して自国の国性を発揮させてついに独立を達成させることができたと説明している。

しかし、ポーランドは亡国時に愛国性を発揮して愛国志士が抵抗したが、ロシアは猛毒の手段をもってポーランドの国性を滅亡させるためポーランド語での論説を禁止し、学校において使用する教科書にポーランド語を使用することを禁止した。この結果、「ポーランド国民の多数は知らず知らずの間にロシア国民化して自国の国性を忘却して、ロシアによる虐政を免れる渴望が止められ国権回復の念も無くなった」として物質上の征服は回復の日が有るが、精神上的の征服は回復の日は無くなってしまうと警告した。さらに、「我韓政府はこの国家存亡の関わる教科書事件に対して一言も抗議・拒否せずに、外人の命令をただ聴いて従っている」ことに対して批判をした²⁰。

そして、今より以後、日語教科書で児童が教育されれば、韓国児童は世界に日本国があることを知っても大韓帝国が存在していることを知ることはない。そして、神武天皇が聖叡であることを知っても檀君が聖叡であることを知らないことになると危惧して、最後に「保護条約に尽力した者は物質的売国者であり、日語教科書編纂とその使用に同意した者は精神的売国者」とであると鋭く批判した²¹。

韓国の植民地化教育の政策を実施している幣原坦が、日語教育の必修化や日語教科書編纂は朝鮮の文明化と利益のためであると主張しても、朝鮮の知識人たちは初等教育における日語教育必修化や日語教科書編纂が「朝鮮民族」と「国家」の存亡に影響を与える問題であるとして批判しているわけであり、そのような教育政策を受け入れられるものではなかった。このように日語教育や日語教科書編纂に対する批判が渦巻く中、幣原坦は統監伊藤博文によって更迭され、1906年6月に文部省視学官として大韓帝国学部から去っていくことになった。更迭の理由は示されていないが先行研究では幣原坦の教育行政手腕や教科書編纂の遅滞の問題があったと指摘されている²²。

2. 三土忠造と普通学校学徒用教科書の編纂事業

(1) 日語教育と修身に対する三土忠造の考え

更迭された幣原坦の代わりに普通学校用教科書の編纂を統轄することになったのが、1906年6月に第2代学政参与官に就任した三土忠造である。三土忠造は衆議院選挙に出馬するために1908年4月25日に帰国するときまで、およそ2年間、学政参与官(1907年12月学部官制の発布を経て1908年からは学部書記官)として、学部編輯局の普通学校用教科書編纂事業を統轄した人物である。三土忠造の経歴や教科書編纂などに関しては、佐藤由美、久保田優子、井上薫、稲葉継雄などによる研究が多くあり詳細に論考されている²³。

これらの先行研究によると、三土忠造は東京高等師範学校に進学して首席で卒業した後、附属中学校助教諭兼訓導に就任した。そして『茗溪会雑誌』に「小学読本編纂法」論文を寄稿するとともに、『中等国文典』²⁴をはじめ、『女子国文典』『中学国語読本』『新漢文読本』などの教科書を編纂した。その後、1902年に旧小倉藩主長男の小笠原長幹の洋行の監督者として西欧留学の機会を得て、ケンブリッジ大学で学び、その後ドイツに渡ってベルリン大学で教育学や歴史学などを学んだ後、1906年帰国した。そして、東京高等師範学校校長嘉納治五郎の推薦により、伊藤統監の命に従って大韓帝国学部の学政参与官として渡韓した²⁵。

学政参与官として三土忠造が学部編纂局に赴任した時期は、前述のように幣原坦の教育施策、特に日語教育や日語教科書に対して猛烈な批判が継続していた時期であった。三土忠造は学部や日本人学政参与官に対する批判や不信が充満する朝鮮社会の中で、普通学校用の大韓帝国の教科書を編纂しなければならなかった。三土忠造の学部編纂教科書には、普通学校の開設に間に合わせるために短期間で急造して編纂した関係から『編纂趣意書』が存在していない。三土忠造自身も大韓帝国の教科書編纂についての記録や文献を著していないこともあり、普通学校教科書編纂の方針や目的に関して不明な部分が多い。それ故、第2節以降は各教科書の具体的な教材構成や内容の分析から編纂趣意を表出させることになるが、ここでは三土忠造の言辞や談話内容から日語教育に対する考えや教科書編纂方針を探っていくことにする。

教科書編纂関連の文書としては、高橋濱吉が著した『朝鮮教育史考』の中の「教科用図書編纂方針」が存在している。これに関して高橋自身が「三土学部書記官が隆熙二年(1908年)六月二十日²⁶官立普通学校職員会に於て試みたる学科課程及教科書編纂趣旨に関する説明的演説により之を知ることができる。三土忠造氏は初めに学政参与官として後には学部書記官として教科書編纂の主任となり更に学科課程制定の議にも参与したのであるから、此の趣旨に関する説明者としては最も適任であると信じ得る。而して此の問題は外国人あたりには非常に誤解を招いて居るので三土氏の言に修飾を加へず其の儘を述べて見たい。」と記しているので、三土忠造の発言として理解してよいと考えられる²⁷。また、「同氏の述べてある意見は単に同氏の個人としての意見ではなく当時の閣議に於ても決定した方針である」と追記されているので、統監府としての教科書方針でもあると言える。

この高橋濱吉の『朝鮮教育史考』からの引用は、これまでの研究でも教科書関連で取り上げられているが、内容としては日語教育を初学年から必修化したことに対する批判や理科・歴史教科書発行要求に対する反論と朝鮮人に必要な修身徳目の説明などが主なものであり、教科書編纂趣旨を説明したものではない。当時の統監府が強行した模範教育における教科書関連について、朝鮮人教員や学校関係者から理解を得るための表向きの説明であるが、ある程度は三土忠造の日語教育と修身に関する考えも反映していると考えられる。

①朝鮮人に対する修身教育について

三土忠造は1908年6月20日の官立普通学校職員会の答弁において、修身教科書を編纂

しなくとも良いのではないかという意見に対して、修身教科書の必要性とその内容に関して次の様に説明している。「実際他国にては修身書を別に作らざる處多く、特に韓国にては漢文を教へ其内容は孔孟遺言及嘉言善行が大部分を占め、漢文読本は即ち修身書なりと謂ふを得べく国語及日語読本も修身に関する材料が頗る多ければ修身書を別に編纂する必要は無きやもしるべからず」と、漢文読本の教材は修身書と同様であり、国語読本や日語読本にも修身教材が含まれていることを認めている。しかし、漢文所載の修身の内容は現在の時代状況の適応に問題があるとして、「今日は孔孟の時代を距ること二千有餘年にして社会事情も顯著に変易したるが故に若し漢文のままにて修身に関する諸事項を教へんとせば、或は其真意を敷衍し難く、今日社会に適切ならしむるを得ざるの虞が有る」と指摘している。

そして、孔孟時代には重要視されなかった清潔や衛生、公德心などは、今日の社会において最も必要な道徳であると主張した後、「然るに現に韓国の人々は此等道徳が甚しく欠乏せり。是を以て孔孟の道徳が今日社会に適切なる様に祖述すると同時に韓国人の欠点たる諸道徳を教授する必要有る」ので、『普通学校学徒用修身書』を編纂して毎週一時間を教授することにしたと説明している²⁸。つまり、従来の朝鮮の漢文教科書で教えられていた孔孟の道徳では、今日の社会生活に適応するために不十分であるので、新たな道徳を教授する必要があると指摘し、特に清潔、衛生、公德などは「韓国人の欠点たる諸道徳」であるので新たに修身教科書を編纂する必要があるとしている。三土忠造は修身教科書を編纂する必要性については語っているが、大韓帝国の修身教科書として何を修身の核とするのかは示していない。

結局、三土忠造が朝鮮人に必要な徳目として、「朝鮮人に殊に欠けて居る徳性に重きを置きいて道徳教育をすと云うことが最も急務中の急務だらうと思ふ、朝鮮人には勤勉力行責任及び義務の觀念、廉潔方正、公共心などの法性が著しく欠けて居る、朝鮮人の如く遊惰な人民は多く其の例を見えない位みである（略）今申すような勤勉力行とか廉潔方正と云うやうな道徳に最も重きを措いて教育しなければならぬ²⁹」と指摘しているように、朝鮮人を「懶怠」視する観点から、勤勉力行を中心として責任・義務の觀念、清潔、公共心などを重点化して修身教科書を編纂したと考えられる。

②日語教育の必要性について

普通学校の初学年から日語を必修科目にしたことに対して三土忠造は次のように語っている。「今日の如く日韓両国の交通往来が頻繁になり両国人が互に提携して公私事業に従事する時代には韓国人として日語を解すると否とは生存競争上に顕に利害關係がある状況であるので、日本語を修得していれば「官界及民間諸会社即官民間に職業を得るに至大の便益」が有り、日本語を知らないで通訳などに依存して交渉すると意思疎通が十分でなく、場合によっては「詐術に陥り畢竟韓国人の損失不利益」になるので「韓国児童将来の幸福を計るに日語教授が最も必要」であると説明している。また、日語教育に対する批判や反対意見として、「韓国人を日本化する目的にて日語を教ふる」という考えや「児童の時より外国語を学ばしむるは児童の脳底に外国魂を注入する」ためであると疑っている者もいるが、それらは誤解であり「児童に外国語を教授するも本国の特性を失ひたるの例は未だ曾て聞かざる所」であると反論している。

このように朝鮮社会の日語教育に対する批判や反発を認識していたので、日語教育と日語教科書編纂の理由として、日本語の「実利」を強調して朝鮮人にとって「実用」「処世」に必要な教科であると前任者の幣原坦と同様に説明している。実際に普通学校令施行規則（1906年）の日語教授要旨においても「近易ナ会話ト簡易ナ文法ヲ理会サセナガラ作文サセ実用ノ資ヲ要スベシ近易ナ会話カラ始メ簡易ナ口語文ノ読法ト書法ト作法ヲ併セテ授ク

ベシ実用ヲ主ト為シ学徒ノ知識程度ニ随ッテ日常須知ノ事項ヲ選ビ教ヘ発音ニ注意シ正当ナリ日語ヲ熟習サセルニ務ムベシ国語ト連絡スルコトニ務メ時々国文ニ翻訳サスペシ³⁰」と記されていて、日常的会話と文法を中心として正確で実用的な日本語を使えることをねらいとしている。

ただし、三土忠造自身は「或人類が相集リテ一國ヲナス所以ノ主要ナルモノハ言語ノ統一ナリ言語ノ統一ナキ所ニハ一國ノ結合ヲ全ウスルコト能ハズ」と国家に於ける言語の統一と国語の重要性を認識していた。そして、「千島ノ奥モ台湾モ同シ言語ヲ用フルニ至ルコトノ願ハシキハ今更喋々スルノ要ナシ」と、帝国日本内での同一言語・日本語の使用を主張している³¹。それ故、三土忠造は大韓帝国の知識人が「日語・日文」の強制に反対し、国家独立や民族の主体性のために国語（朝鮮語）の重要性を指摘して、民族精神鼓吹の一環として朝鮮語の使用を主張していることを認識していたので、保護国としての大韓帝国の朝鮮語が国家の主体性と結びつくことに危惧していた。そのため普通学校における「日語教育」は最優先されるべきものであった。それについて三土忠造は日本語教育を朝鮮人同化の手段・方法として、「併合」後に次のように語っている。

違つた国民が合して一の国民を他の国民に同化すると云ふ場合に最も必要なものは国語である、それで朝鮮が日本の領土になり、朝鮮人が日本帝国の臣民になつた以上は之を一日も早く同化しなければならぬ、同化する方法手段としては日本語を成るべく広くなるべき早く、普及させる方法を講じなければならぬ、それには学校で教へるものを総て日本語で教へる³²。

このように三土忠造が考えていた日本語教育と教科書編纂のねらいがわかるが、学政参与官として三土忠造が学部編纂局に赴任した時期は、前述のように幣原坦の教育施策、特に日語教育や日語教科書に対して猛烈な批判が継続していた時期であった。三土忠造は学部や日本人学政参与官に対する批判や不信が充満する朝鮮社会の中で、普通学校用の大韓帝国の教科書を編纂しなければならなかったのである。

(2) 三土忠造と学部編纂局

三土忠造が赴任した頃の学部編纂局の局長は魚允迪³³であった。魚允迪は慶応義塾に留学して日本語に精通した官僚で、1907年学部「国文研究所」が開設された際には中心的な役割を担った。「併合」後には親日的歴史観に従属せず、檀君の古朝鮮を歴史の出発点と認めて記述した歴史書『東史年表』を刊行している。国語学と歴史学分野に造詣が深い魚允迪であるが、学部は日本の実質的支配下にあり、編修局長として魚允迪の役割は相対的に制限的であったと推定される。

そして、学部編纂局の日本人は、学務参与官三土忠造と日本人事務官上村正巳、田中玄黄、松宮春一郎、小杉彦治、広田直三郎らで構成されていた。上村正巳は、1905年7月から参与官室の通訳官として在職していた。田中玄黄は1904年7月千葉県立成東中学校長に在職中に大韓帝国政府に招聘されて朝鮮に渡り、官立日本語学校教師として勤務後に事務官に抜擢された³⁴。松宮春一郎は『韓国見聞録』³⁵を著述していて、朝鮮の情勢に精通している事務官である。小杉彦治は1890年栃木県師範学校卒業して日本の小学校で教鞭を取った後、群馬県郡視学を経て1898年東京府視学となり、1906年4月大韓帝国政府の招聘を受けて学部事務官となった³⁶。広田直三郎は東京帝国大学史学科出身で日本の中学校在職時、日露戦争予備士官で召集を受けて1904年5月韓国へ渡り、韓国駐劄軍司令部に所属した。長谷川軍司令官及び大谷軍参謀長部下で軍法会議判事を兼職し、1906年に統監府教育事務嘱託となった³⁷。このように学部の教科書編纂局の日本人は、日本で初・中等学校

で教鞭を取った者や校長・視学官等を経験した人物が選抜された。

三土忠造は朝鮮語に対して、その存在が日本語普及と植民地化に向けた模範教育にとって障害をもたらすとして朝鮮語を危険視するとともに、「所謂諺文なるものは、日本の藤原時代に仮名を女文字と言った如く、学問が無い人が用いる方であって、相当に学問のある人は寧ろ用いることを恥じた情態であった³⁸」と、朝鮮語の価値も認めていなかった。中学校の国文典教科書である『中等国文典』を編纂した三土忠造にとって、模範教育での中心となるのは、日本語普及のための日語読本教科書であり、その優先順位も高かったはずである。日語読本教科書の内容は日常須知の事項であるとされたが、「地理歴史ハ特別ナ時間定メズニ国語読本及ビ日語読本ニ所載シタコトヲ以テ教授スル³⁹」と規定されていたので地理歴史教材も本文に挿入することができた。このように普通学校で使用する「日語読本」は、「模範教育」のための中心的な教科書ではあるが、親日的要素の浸透を考慮すると、朝鮮語で編纂されている「国語読本」の教材内容も重要であった。「読本」という性質から題材に修身や歴史、理科、地理的内容を挿入することができたので、全8巻の編纂には多くの種類の題材を収集整理して教材化する必要があった。また、「懶惰」な朝鮮人を勤勉、規律、清潔などの徳目で教化して、日本人に従う従順な朝鮮人育成のために修身教科書の編纂も重要であった。

学部での教科書編纂作業は、三土忠造が赴任した1906年6月から開始され、早くも1907年2月には、朝鮮語の『普通学校学徒用国語読本』(全8巻)、『普通学校学徒用修身書』(全4巻中3巻)と日本語の『普通学校学徒用日語読本』(全8巻)が発行された。普通学校の授業に間に合わせるためであるが、学部編纂局はその他に『漢文読本』(全4巻)、『習字帖』(全4巻)、『図画臨本』(全4巻)、『算術書(教員用)』(全4巻)、『理科書(日本語)』(全2巻)の教科書も編纂しなければならなかった。

三土忠造の伝記には、この頃の編纂の仕事を「突貫作業で編集した⁴⁰」と記されているが、相当の短期間での集中的な編纂作業であったことがわかる。日本の第一期国定教科書である『尋常小学読本』も急遽作成された経緯があり、1903年(明治36年)からの1年間で尋常小学用全8巻と高等小学用全8巻の編纂作業を行った。ただ、この時の編纂者の人数は国語担当の編纂委員だけでも6名であったので⁴¹、編纂期間と編纂担当者の人数を比較すると大韓帝国学部編纂局の教科書編纂事業は、驚異的な速度であったことがわかる。新規に教科書に使用する題材や教材の開発・編纂作業には、労力と時間を要するものであるため、学部編纂局は既存の日本の教科書の教材を活用したものと考えられる。後述するように、『普通学校学徒用国語読本』や『普通学校学徒用日語読本』『普通学校学徒用修身書』などには、当時の日本の検定教科書や国定教科書からの教材が引用されている。

各教科書の編纂作業は学部で行なわれたが、多量の教科書の印刷製本に関しては日本に発注された。『普通学校学徒用国語読本』巻1の初版は韓国政府印刷局で印刷されたが、巻2から巻8までは日本の大日本図書株式会社で印刷された。『普通学校学徒用修身書』は三省堂書店で、『普通学校学徒用日語読本』は大倉書店でそれぞれ印刷された。その他、『理科書』は三省堂書店、『普通学校学徒用漢文読本』は博文館印刷所、『習字帖』は三省堂書店、『算術書(教師用)』は韓日印刷株式会社で、それぞれ印刷製本を担当している。

教科書の印刷製本を日本の印刷会社に依頼したことに関して、三土忠造は韓国での印刷料が高価なため東京で印刷したと述べているが、教科書を日本で印刷製本することによって、結果的に日本の国力を誇示する効果があったと指摘されている⁴²。そして、教科書完成後、三土忠造は1908年5月の第10回総選挙に立候補するため同年4月25日に学部を辞職し、選挙では首位当選で政界入りした。そして、帝国教育会でも活動をして「韓国併合」後は朝鮮教育調査委員となり朝鮮教育令に関わっていくことになる。

第2節 日本による朝鮮の文明化－『普通学校学徒用国語読本』－

1. 『普通学校学徒用国語読本』について

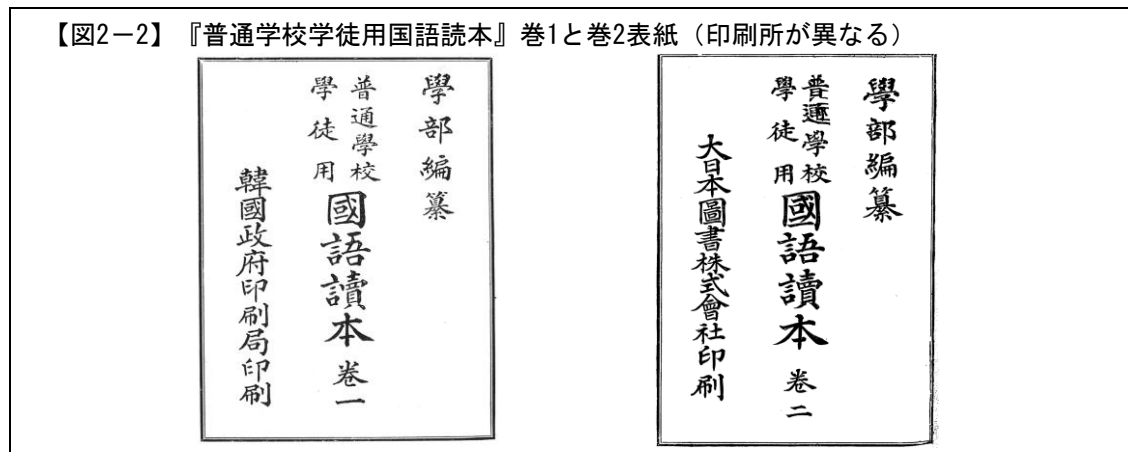
(1) 『普通学校学徒用国語読本』の概要

『普通学校学徒用国語読本』は、大韓帝国学部が1907年に刊行した教科書で、甲午改革期に編纂された『国民小学読本』や『新訂尋常小学』の系譜を継いだ国語（朝鮮語）読本である。4年間の普通学校教育課程に対応した全8巻構成で、第1巻は大韓帝国政府印刷局が印刷したが、他の巻は全て「大日本図書株式会社」で印刷刊行された。表紙に併記されている大韓帝国の「学部編纂」と「大日本図書株式会社印刷」の語句(図2-2)は、この教科書の性格を象徴的に表している。この教科書に対しては、「純粋な民族教育用教科書でなく日帝の侵略的政治性の底意が込められている⁴³⁾」という論評が一般的で、「併合」後の総督府編纂の朝鮮語読本につながる親日的教科書であると評価される傾向にある。

確かにこの教科書は、前任の幣原坦の職務を引き継いだ学政参与官三土忠造の主導で作られたという点や、文部省編纂国定教科書の単元構成や内容、挿絵等で類似した教材が引用されているという点から、統監府統治下での親日的傾向を否定できない。ただし、その編纂方法は、「修身、算術、理科などの教科書を編纂したがその内容は日本のそれぞれの小学教科書を朝鮮字に訳したのである⁴⁴⁾」と後に語られているような、文部省教科書を朝鮮語に翻訳して日本の教材を移植しただけの教科書ではない。当時の朝鮮社会は、保護条約後の抗日姿勢が強い時期であり、日本語授業や「日語」教科書に対する朝鮮人の抗議・反発は激しく、そのような朝鮮語に翻訳しただけの親日的教科書を何の抵抗も受けずに、簡単に刊行できる状況ではなかった。また、統監府が強制する模範教育のための教科書であっても、大韓帝国の教科書である以上は、露骨な親日的内容や朝鮮に対する否定的内容を教科書に直接反映させることは難しかった。保護国ではあっても、大韓帝国の国権を尊重しなければならないという立場に置かれていたからである⁴⁵⁾。

さらに、私立学校の増加や私立学校で使用された民間の国語(朝鮮語)教科書の存在も無視できなかった。例えば、学部編纂教科書と同時期に編纂された大韓国民教育会⁴⁶⁾編纂の『初等小学』(1906年)は、「小学校用教科書として大変有益であり、国家独立の原動力である⁴⁷⁾」と新聞紙上で賞賛され、多くの支持を得て私立学校で使用されていた。官公立学校で使用される『普通学校学徒用国語読本』は、私立学校で使用される民間教科書と競争的対立的な位置に立たされていた。これらの点を考慮すると、従来の統監府日本人学務官僚による教科書統制や「親日的教科書」編纂の視点だけでなく、学部の日本人によって編纂された国語(朝鮮語)教科書の特性を多面的に見ていく必要があると考える。

【図2-2】『普通学校学徒用国語読本』巻1と巻2表紙（印刷所が異なる）



(2) 先行研究と課題

韓国の김혜련(キムヘリョン)は底本と見なされた文部省国定教科書『尋常小学読本』(1904年)と比較し、その引用教材の内容分析を通して『普通学校学徒用国語読本』の親日的特性を考察している⁴⁸。石松慶子は国語読本だけでなく修身書を含めて同時期の日本の教科書と比較し、日本人学務官僚の特性を論考している⁴⁹。김성기(キムソンキ)は親日的要素と関連した内容が多くて、日本の侵略意図が現れている教科書であるけれども、朝鮮人生徒に母語の朝鮮語を「国語」として教育した教科書であって、植民地に刊行された総督府編纂朝鮮語教科書とは同様の教科書ではないと論述している。また、これまで所在が不明で、先行研究で参照されなかった「巻7」⁵⁰を初めて利用して全8巻の内容を分析している⁵¹。박치범(パクチビョン)は甲午改革期の『新訂尋常小学』との関連や民間私撰教科書である『初等小学』と比較しながら、『普通学校学徒用国語読本』は大韓帝国の教育掌握のための日帝の意図で編纂された教科書であると論じている⁵²。ただし、「反切表」⁵³を活用した指導などハングル学習の面では評価を与えている。장영미(チャンヨンミ)は玄采著『幼年必読』と比較から、統監府は朝鮮を保護国化して日鮮同祖論の視点で教科書を通して「韓国併合」の前哨的な準備段階として間接的に『普通学校学徒用国語読本』を積極的に活用したと論じている⁵⁴。カンジンホは大韓帝国の公式教科書であるが、一方では日本の侵略的意図によって編纂された親日的教科書という二重性を持っていると指摘し、また、併合後の総督府編纂朝鮮語読本の教材内容と比較して『普通学校学徒用国語読本』の特性を考察している。全体的な評価としては、朝鮮社会の反発を配慮して客観的な記述をしている教材も一部に認められるが、総じて日本による文明化の「恩恵」や朝鮮の後進

【表2-1】学部編纂『普通学校学徒用国語読本』題目・引用一覧表(巻2～巻6、巻8)

巻	課	分類	題目	引用	引用・参考にした日本教科書名と題材名・内容
巻2	1	言語	童子一		貧しく学校へ通えないが読書に励む子
	2	言語	童子二		裕福で学校へ通っている隣家の子
	3	理科	四時	参考	『尋常小学』(7-2)「四季」
	4	理科	鶏		鶏の生態
	5	理科	牛と馬	類似	『尋常小学』(4-2)「うまとうし」
	6	修身	懶者(一)	類似	『尋常小学』(7-3)「なまけもの」内容、挿絵同様
	7	修身	懶者(二)	類似	『尋常小学』(7-3)「なまけもの」内容、挿絵同様
	8	修身	家		家庭での衛生
	9	理科	園圃		園芸栽培の様子
	10	言語	我家(一)	参考	『尋常小学』(5-1)「わたくしの家」
	11	言語	我家(二)		家族の仕事
	12	寓話	馬	同様	『尋常小学読書教本』(3-16)「骨惜しみ馬の話」
	13	言語	葉書と封筒	参考	『金港堂尋常国語』(7-21)「郵便・電信」一部引用
	14	国民	郵便局	参考	『坪内尋常小学』(5-11)「郵便箱の歌」挿絵利用 郵便局配達
	15	理科	晝夜		太陽の公転時間
	16	理科	汽車		汽車の説明
	17	言語	停車場		切符の種類 停車場の様子
	18	寓話	慾心なる犬	同様	『検定尋常小学読本』(2-19)「欲ふかき犬の話」同じ
	19	理科	太陽力		太陽のはたらき
	20	地理	山上眺望	類似	『坪内尋常小学』(6-3)「山上のながめ」挿絵構成同じ
	21	理科	水	類似	『尋常小学』(5-3)「水のたび」構成同じ
	22	理科	米と麦		米と麦の比較
	23	修身	母心	類似	『坪内尋常小学』(5-4)「母ごころ」
	24	地理	我郷	類似	『尋常小学』(4-1)「こたろ一のむら」学校、警察署の強調
	25	修身	獵夫と猿	同様	『坪内尋常小学』(4-2)「かりうととさる」
	1	理科	草木生長	同様	『坪内尋常小学』(5-5)「草木の成長」
	2	理科	桃花		花卉、雌蕊、雄蕊の働き
	3	実業	汽車発着	参考	『尋常小学』(7-14)「停車場」一部抜粋引用

卷 3	4	言語	病者慰問		書簡文	
	5	言語	慰問回謝		書簡文	
	6	理科	海底	類似	『坪内尋常小学』(5-23)「海の底」	
	7	実業	衣服	参考	『尋常小学』(6-2)「織物」一部引用	
	8	歴史	英祖大王		英祖大王の聖徳	
	9	理科	空気	参考	『坪内尋常小学』(7-8)「空気」内容を簡略化	
	10	理科	鳥類	類似	『坪内尋常小学』(5-2)「鳥」内容同じ、挿絵も近似	
	11	理科	時計	参考	『尋常小学』(3-20)「とけい」内容、挿絵近似	
	12	言語	有事探聞		書簡文用例	
	13	修身	練習功効	同様	『坪内尋常小学』(7-14)「修練の巧」挿絵服装のみ韓服	
	14	修身	順序	同様	『坪内尋常小学』(7-7)「何事も順序」	
	15	修身	蝙蝠	類似	『尋常小学』(5-14)「カウモリ」	
	16	言語	蓮花		作文	
	17	言語	海濱	参考	『尋常小学』(5-13)「ウミバタ」引用	
	18	寓話	蚌鶴之争	参考	『坪内尋常小学』巻1「しぎとはまぐり」挿絵類似「イソップ寓話」	
	19	実業	職業		職業の選択	
	20	地理	汽車窓	参考	『尋常小学』(5-12)「汽車のたび(二)」引用	
	21	修身	開国紀元節	参考	『尋常小学』(4-15)「紀元節」構成同じ 内容は大韓帝国建国	
	22	修身	牝鷄及家鴨		分別意識の涵養	
	23	理科	鯨	類似	『金港堂高等国語』(1-19)「鯨」	
	卷 4	1	修身	正直之利	類似	『坪内尋常小学』(5-22)「正直の徳」
		2	理科	洪水	類似	『尋常小学』(5-12)「大水」
		3	言語	洪水寒暄		書簡文
4		地理	韓国地勢		朝鮮半島の地形	
5		地理	韓国海岸		朝鮮半島の海岸線	
6		言語	運動会への請邀		運動会への招待状	
7		言語	運動会(一)		運動会の様子	
8		言語	運動会(二)		私立学校の威嚇運動会批判	
9		理科	雁	類似	『尋常小学』(4-8)「がん」挿絵類似	
10		理科	水鳥		水鳥の種類と習性	
11		実業	材木	参考	『尋常小学』(5-23)「材木」引用	
12		実業	植物の功効	同様	『坪内尋常小学』(6-9)「有用なる植物」	
13		歴史	文徳大勝	類似	『国民小学読本』(1-22)	
14		地理	我国の北境		大韓帝国の国境線	
15		地理	漢城		漢城の様子	
16		修身	乾元節		大韓帝国皇室の尊厳	
17		理科	新鮮な空気		新鮮な空気と健康衛生	
18		修身	公園	参考	『尋常小学』(7-8)「公園」一部引用	
19		実業	石炭と石油	類似	『尋常小学』(6-6)「石炭と石油」	
20		地理	平壤		平壤の様子	
21		修身	玉姫の慈善	同様	『尋常小学』(8-3)「おふみの慈善」内容、挿絵構成同	
22		歴史	金統命の歎息		高麗末の金統命の剛毅正直	
卷 5	1	歴史	古代朝鮮		檀君の智徳と漢四郡	
	2	理科	象の重量	同様	『坪内尋常小学』(6-11)「象の目方」	
	3	地理	五大江		朝鮮半島の鴨緑江等の大河	
	4	理科	皮膚の養生	参考	『坪内高等小学』(4-5)「皮膚の養生」	
	5	理科	気侯		朝鮮半島の気候区分	
	6	言語	紙鳶と独楽		韻文	
	7	歴史	三韓		三韓の背景と実態	
	8	修身	他人の悪事		自己への誠実	
	9	国民	政治の機関		大韓帝国の政府機構	
	10	言語	母親に写真を送呈		書簡文	
	11	言語	回答書		書簡文	
	12	歴史	三国の始起		百濟・新羅・高句麗	
	13	理科	蜜蜂	同様	『高等小学』(3-3)「蜜蜂」、挿絵同じ	
	14	理科	驟雨		各草木の生長	
	15	地理	平安道		平安道の地勢	

	16	理科	蚕	類似	『尋常小学』(5-7)「蚕」
	17	実業	養蚕		蛹蚕
	18	地理	咸鏡道		咸鏡道の地勢
	19	言語	時計		韻文 時間の重要性和活用
	20	実業	麻		麻の利用と衣服
	21	実業	廃物利用	参考	『高等小学』(2-13)「廃物利用」抜粋引用
	22	歴史	支那の関係		支那と高句麗との関係史
	23	寓話	井蛙の所見		『イソップ寓話』「井の中の蛙」
巻 6	1	歴史	明君の英断		世宗の学識 成均館儒生の巫女放逐を称賛
	2	歴史	三国と日本		三国と日本との交流、神功皇后の朝鮮救援
	3	国民	軍艦	類似	『金港堂尋常国語』(5-17)挿絵の軍艦旗は旭日旗
	4	理科	燈火	参考	『尋常小学』(6-7)「ろうそくの話」
	5	地理	江原道		江原道の地勢
	6	修身	無益なる劳心		無用な仕事は心身を疲労させる
	7	言語	蝶		韻文
	8	理科	牛	類似	『坪内高等小学』(1-13)「牛」
	9	歴史	孔子と孟子		孔子と孟子の生涯と儒教
	10	歴史	儒教と仏教		儒教と仏教の伝来
	11	修身	埋 語		諺 生活上の教訓
	12	地理	黄海道		黄海道の地勢
	13	実業	鉄の談話(一)	類似	『坪内尋常小学』(8-14)「鉄の物語上」
	14	修身	鉄の談話(二)	類似	『坪内尋常小学』(8-15)「鉄の物語下」
	15	言語	鉄歌		韻文
	16	地理	京畿道		京畿道の地勢
	17	歴史	隋唐の来侵		隋唐の侵略と抗戦
	18	言語	林擒を贈与眷札		書簡文
	19	言語	同答書		書簡文
	20	地理	忠清道		忠清道の地勢
	21	理科	水の蒸発	参考	『高等小学』(4-13)「水の変態」
	22	理科	雨露	参考	『高等小学』(4-13)「水の変態」
	23	言語	雨		韻文
	24	歴史	百済・高句麗の衰亡		百済・高句麗の滅亡と新羅の統一
	25	地理	全羅道		全羅道の地勢
	26	実業	鹽と砂糖	類似	『坪内尋常小学』(7-19)「鹽と砂糖」同様
巻 8	1	歴史	美術工芸の発達		高麗の美術工芸
	2	言語	漂衣		韻文
	3	地理	清国		清国の国状と道路不潔
	4	地理	満州		満洲と日本
	5	言語	与妹弟書		書簡文
	6	実業	勸業模範場		勸業模範場の優秀性
	7	歴史	学術の盛衰		高麗時代の学術の盛衰
	8	修身	俚諺		諺 生活上の教訓
	9	理科	バクテリア	類似	『高等小学』(7-10)「バクテリア」
	10	地理	地球上の人種		世界の人種説明
	11	理科	種子の選択		種子の選択方法
	12	言語	善友		韻文 良い友達の重要性
	13	歴史	高麗滅亡		高麗の滅亡
	14	実業	会社	類似	『坪内尋常小学』(8-13)「会社」
	15	言語	友人の親葬への弔慰		書簡文
	16	言語	同答状		書簡文
	17	国民	統監府		朝鮮を文明化させる統監府の役割
	18	理科	害虫	類似	『高等小学』(4-3)「害虫」
	19	理科	益虫	参考	『坪内高等小学』(2-10)「益虫と保護鳥」一部引用
	20	言語	郊外散歩への勧誘		書簡文
	21	言語	同答書		書簡文
	22	地理	陸地と海洋		世界地図、六大陸説明
	23	地理	世界の強国	参考	『尋常小学』(8-20)「地球(2)」一部引用 アジア唯一の列強国日本

注1：巻1は文字入門構成のため省略、巻7は入手できなかったため未見により一覧表に挿入せず。

注2：日本教科書名とその省略名称

- ・国定『尋常小学読本』⇒『尋常小学』
- ・国定『高等小学読本』⇒『高等小学』
- ・検定金港堂版『尋常国語読本』⇒『金港堂尋常国語』
- ・検定金港堂版『高等国語読本』⇒『金港堂高等国語』
- ・検定坪内雄蔵著『国語読本尋常小学校用』⇒『坪内尋常小学』
- ・検定坪内雄蔵著『国語読本高等小学校用』⇒『坪内高等小学』

性と日本の先進性を教示する構成、朝鮮民族としての愛国心を鼓舞する忠義や日本の朝鮮侵略の歴史に関する記述の排除などの面から、『普通学校学徒用国語読本』は日本の侵略意図が現れた教科書であると論じられている⁵⁵。

先行研究での課題として、『普通学校学徒用国語読本』との関連性が言及されている文部省国語読本教科書に関する問題がある。どの先行研究も底本と見なされている文部省『尋常小学読本』（1904年）からの引用のみで、その影響を考察していることである。キムヘリョンは『尋常小学読本』からの引用教材が、『普通学校学徒用国語読本』全課の20%程度を占めていると指摘⁵⁶しているが、筆者の調査では実際には『尋常小学読本』だけでなく、【表2-1】から判明するように『高等小学読本』（1904）や『国語読本尋常小学校用』（1900）、『尋常国語読本』（1900）など他の国語読本からも多く教材が引用されている。それ故『尋常小学読本』だけでなく、他の日本の教科書からの引用教材も比較・分析する必要がある。更に『普通学校学徒用国語読本』には編纂の目的やねらいを示す「編纂趣意書」が存在しないので、その趣意を明確にするためには、引用された全ての教科書の教材の分類・整理と学部の独自教材の内容を分析する必要がある。これによって、文部省の国語読本ではない、統監府の模範教育強制下での大韓帝国の国語読本教科書の特性を明らかにすることができると思う。

2. 教科書比較分析のための引用と分類項目の観点

(1) 引用教材の比較の観点

文部省国語読本教科書からの教材引用に関しては、文章から挿絵まで同一の内容のものもあれば、文章や挿絵の構図は同一であっても、登場人物の名前を日本名でなく朝鮮名に変更したり、挿絵も朝鮮の風景に変更されたりしている教材もある。その引用の程度に差や違いがあることは事実である。そこで、文部省教科書を出所とする引用教材に関しては、「課名」「文章」「挿絵」の三点について注目し、その程度を「同様」「類似」「参考」の3種類に分類して比較検討した。

「同様」とは、語彙や文章において朝鮮名への変更程度の違いがあるが文章の内容は同じであるもの。「挿絵」も朝鮮人や朝鮮の風景に変更されていても構図が同じであれば、「同様」に分類した。例えば、「玉姫の慈善」巻4の21課（以下4-21として示す）は、『尋常小学読本』の「おふみの慈善」（8-3）から引用されているが、当然「おふみ」が「玉姫」となり挿絵（図2-3・図2-4）も朝鮮の母子に変えられているが、文章や内容は同様の教材である。「類似」とは文章の一部が短縮されていたり、一部が朝鮮の環境に改変・追加されたりしているが、内容に大きな違いがないもの。類似の度合いに程度の差があるが一括して「類似」として扱った。挿絵は似た構図で描かれていれば「類似」とした。「参考」は教材作成時に素材や内容を参考にしたもので必要な部分を抜粋して構成されているもの。文章は異なるが、挿絵が同一であれば「参考」教材とした。以後、各章各節で扱う教科書の比較検討においてもこの分類の観点を使用する。

『普通学校学徒用国語読本』の単元構成は、文字指導入門の言語教材中心の巻一を除く、巻2から巻8まで全142課で構成されている。その内、文部省の国語読本からの引用教材

【図2-3】 巻4第21課「玉姫の慈善」挿絵



【図2-4】 巻8第3課「おふみの慈善」挿絵



は、「同様」が10課、「類似」が25課、「参考」が21課の計56課である。また、教科書ではないが『通俗伊蘇普物語』からのイソップ寓話の教材も存在している。引用した文部省教科書は、石松慶子やキムヘリョンらが指摘している『尋常小学読本』（1904）から25課、それ以外に『高等小学読本』（1904）から6課、文部省検定坪内雄蔵著『国語読本尋常小学校用』（1900）から19課、同『国語読本高等小学校用』（1900）から3課、文部省検定金港堂版『尋常国語読本』（1900）から1課、同『高等国語読本』（1900）から1課、また、一部であるが、甲午改革期の学部編纂教科書の『国民小学読本』（1895）からも1課引用されている⁵⁷。このように、『普通学校学徒用国語読本』は、既存の文部省教科書からの引用教材が、全体の約39%を占めていた。

(2) 国語教材の分類項目の設定

『普通学校学徒用国語読本』には『編纂趣意書』は存在しないが、文部省編纂国語読本を底本としているので、分類の目安としてそれらの『編纂趣意書』を参考にすることが可能である。ここでは、『普通学校学徒用国語読本』の底本と見なされている国定一期『尋常小学読本』（1904年）の『尋常小学読本編纂趣意書』第3章材料の第1項「材料ノ選択」⁵⁸を中心にして、朝鮮総督府『普通学校国語読本』（1916年）の『編纂趣意書』第3章記述事項⁵⁹などを参考にして、分類項目を「修身ニ関スル教材」「理科ニ関スル教材」「地理ニ関スル教材」「歴史ニ関スル教材」「実業ニ関スル教材」「国民教科ニ関スル教材」に分類整理した。「国民教科ニ関スル」教材とは、「主トシテ軍事及一般制度ヨリ採リ軍事ヨリハ軍艦、軍人、入営、赤十字社等ニ関スル事項ヲ選択シ、制度ヨリハ郵便、電信、選挙、議会、行政機関等ニ関スル事項ヲ選択セリ⁶⁰」と示されているので、これらに関連する教材を選択・整理するようにした。また、昔話などは「寓話・昔話教材」に、語彙学習や韻文、書簡例文などは「言語教材」とした。具体的な教材の分類にあたっては、大正7年（1918年）版『尋常小学国語読本編纂趣意書』の教材分類事例⁶¹も参考にして設定をおこなった。

この分類の結果、『普通学校学徒用国語読本』の単元は、文字指導入門の巻1と未見の巻7を除いた巻2から巻8まで全142課中、「理科ニ関スル教材」が34課、「言語教材」が31課、「地理ニ関スル教材」が21課、「修身ニ関スル教材」が19課、「歴史ニ関スル教材」が16課、「実業ニ関スル教材」が13課、「国民教科ニ関スル教材」が4課、「寓話・昔話教材」が4課で構成されている。国語読本としての言語関連教材を除くと、理科や地理、修身関係の教材の割合が半分近く占めているのが特徴的である。

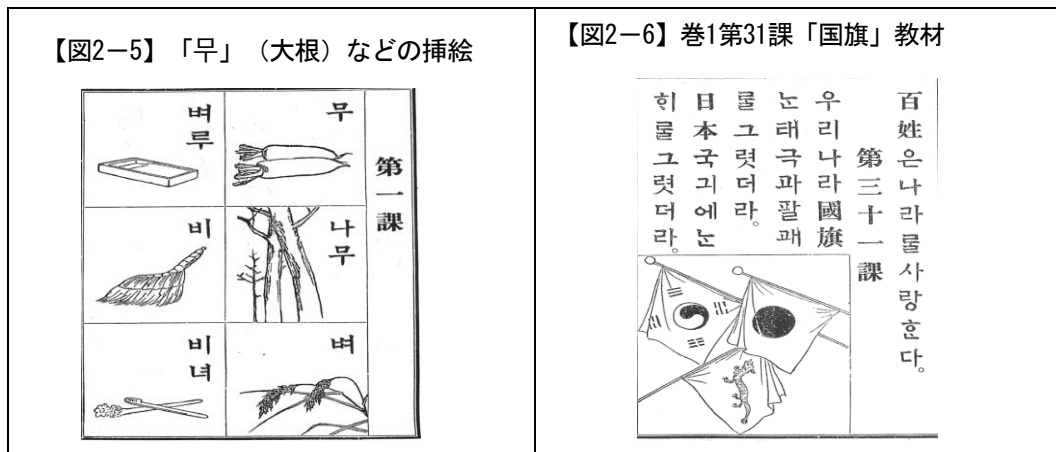
3. 『普通学校学徒用国語読本』の教材内容

(1) 国語入門教科書としての構成

甲午改革期の国語読本教科書は国字（ハングル）の言語指導がなく、巻1から国漢文で教材が記述されていて、わずかに『新訂尋常小学』の表紙の後に「反切表」が附加されているだけであった。これに対して『普通学校学徒用国語読本』は、巻1から全てハングル学習のための構成となっていて、単語から単文、複文、重文へと発展する指導過程で編纂されていた。『普通学校学徒用国語読本』の巻1（全45課）の第1課から第7課までは単語（名詞）とその挿絵で構成されていて、例えば第1課では「무」（大根）、「나무」（木）、「벼」（稲）、「벼루」（硯）、「비」（ほうき）、「비녀」（かんざし）の単語とその挿絵（図2-5）で記述されている。第8課から第11課までは挿絵なしの単語のみ、第12課以降は主語と述語のみの単文学習、それ以降の課ではより複雑な文章構造へと発展する構成で編纂されている。

漢字に関しては、巻1の第20課までは教示されず、第21課の「空」と「日」、「学校」が初出の漢字である。検定教科書の坪内雄蔵著『国語読本尋常小学校用』巻1や国定教科書『尋常小学読本』巻1の構成に準じているが、日本の教科書はこの段階では片仮名と平仮名の使用のみで漢字は出現しない。『尋常小学読本』での初出の漢字は、巻3になってからで第13課「シホー」での「日」と「子」が最初の漢字である。日本の教科書と比較して『普通学校学徒用国語読本』の漢字学習は、国語（ハングル）入門期から開始されていることがわかる。ただし、入門期の巻1での漢字は、『普通学校学徒用日語読本』の方が多く教示されている。『普通学校学徒用日語読本』では、巻1の第1課から「本、教場、先生、運動場」などの漢字が示されている。入門期からの漢字学習は、普通学校の生徒が入学前に「書堂」で漢字を学習していることと関連があると指摘されている。

両教科書とも国字を中心とした国文学習の入門期の国語読本教科書として、若干の構成の違いはあるが学習者の興味関心や習熟度を考慮して編纂されている。国字中心の単元構成であることを考えると『普通学校学徒用国語読本』の巻1の編纂に関しては、学部編纂局の日本人以外に国語学に造詣が深い魚允迪や他の朝鮮人編纂者が何らかの形で関与している可能性もある。この巻1には他の巻に見られる朝鮮の否定的な表現や教材が見当たらないが、第31課の国旗教材（図2-6）では「我が国の国旗は太極と八卦が描かれている。日本の国旗には太陽が描かれている。中国の国旗は龍を描いている」という文章に、太極旗と日章旗、清国旗の挿絵が挿入されている⁶²。大韓帝国の国旗の説明でなく、日本を含めて各国にはそれぞれの国の旗があるという一般的な「国旗」の説明の文章になっていることである。



(2) 引用教材の内容とその特色

『普通学校学徒用国語読本』の親日的傾向を示す指標として、日本の教科書からの引用が指摘されるが、そのためには学部編纂者が選択した引用教材の分類やその内容を検討する必要がある。引用された教材の種類を整理すると、理科教材が22課、修身と寓話教材が13課、実業教材が9課であるのに対して、歴史・地理教材は極めて少数である。引用の扱いと傾向をまとめると次の三種類に分けることができる。

第一の引用教材のタイプは、文部省国語読本と内容もねらいも同じもので、分類として「同様」や「類似」の引用教材が多い。前述した「玉姫の慈善」(4-21)は、『尋常小学読本』の「おふみの慈善」と同じ内容の教材である。この形式のものは、遅くなった子どもの帰宅を心配する「母心」(2-23)や親孝行の子猿の「獵夫と猿」(2-25)、諦めずに練習に励むことの大切さを教える「練習効効」(3-8)、学校の怠学を戒めた「懶者」(2-6)、正直な行為の「正直の利」(4-1)などで、「孝行」や「修練」「勤勉」などの徳目に関係する修身に関連する題名の教材である。また、「馬」(2-12)や「慾心なる犬」(2-18)などの「食欲」を戒める寓話も同様である。日本の国定教科書と同様の修身的徳目を朝鮮の生徒に適応させるための教材である。理科・自然関係の教材のものも多い。「水」(2-21)や「草木生長」(3-1)、「空気」(3-4)、「蜜蜂」(5-13)、「バクテリア」(8-9)、「害虫」(8-18)などの引用教材で、朝鮮の環境に変更して教材化したものもあるが、内容もねらいも日本の教科書と同様である。

第二の引用教材のタイプは、扱う題材は同じであるが、朝鮮の社会や現状を否定的に表現している朝鮮教材である。朝鮮の民度や現状を低く評価した視点で教材化され、日本の教科書では一般的に描き出している事象を否定的に叙述しているものである。「皮膚の養生」(5-4)では、「朝鮮人は服はよく洗濯をするが、沐浴はあまりしない。」「文明国では冷浴が盛んに行われている。」といった文章が追加されている。また、「公園」(4-18)では、日本の教科書では花を折ることの注意だけであるが、それに対して「糞尿等汚物を放散」しないことが追加されたり、「上等文明国」ではゴミが落ちていないなどが記述されていて朝鮮の公衆道徳の低さを暗に指摘している。その他に資源に関しても、「材木」(4-11)では、杉木は役にたつ材木であり日本国に多く産出するが、我が国では稀少であること。「石炭と石油」(4-19)では、我国も石炭は産出するが、その品質は良好ではないなど否定的に表現されている。

第三の引用教材のタイプは、統監府の政策を評価する内容を追加している教材である。朝鮮の社会の姿を紹介する場合には、統監府の統治以前と以後を区分して、統治以後を肯定的に叙述しているものである。『尋常小学読本』の「こたろ一の村」(4-1)から引用している「我郷」(2-24)では、新設された学校の教師や運動場の素晴らしさや巡査による治安の良さが記述され、普通学校・警察制度の評価と総監府統治後の村の環境変化を説明している。統監府統治による朝鮮社会への影響の指摘は、引用教材ではないが「勸業模範場」(8-6)や「統監府」(8-17)などの教材にも多く含まれている。このように、第二や第三の引用教材例に見られるように、統監府の「模範教育」の内容に適応させるために、朝鮮の民度を低い位置に貶めて叙述したり、「日本と比較して」「統監府の統治になってから」という視点を巧妙に追加して編纂されていることがわかる。

しかしながら、全体的に日本の教科書から引用した教材の扱いを見ると、表面的には朝鮮の存在を否定して日本化を目指す内容構成にまでには至っていない。また、文部省教科書に掲載されている日本人の偉人を一人も教材化していない。甲午改革期に日本人が編集補佐に関わった『新訂尋常小学』では、小野道風や塙保己一らを題材にして教科書に登場させていたが、『普通学校学徒用国語読本』では敢えて日本人を教材化せずに「英祖」や「世宗」「乙未文徳」など朝鮮人のみで教材化している。このような編纂方針は、明らか

に朝鮮社会の反発に対する配慮であり、民間教科書の内容を意識した対応であると考えられる。

(3) 独自教材の内容とその特色

学部の教育施策と教科書に対して強烈的な反発と抵抗を示す朝鮮社会の状況中で、学部の教科書編纂者は、朝鮮の反日的意識を希薄化させて「親日的」意識を高める教材を教科書に反映させる必要があった。しかし、そのような教材は引用教材では目的を果たすことが難しいので、新たに独自教材が作成された。これらの教材が『普通学校学徒用国語読本』の本来のねらいを具現化したものであり、歴史教材や総督府関連事業、地理教材などがその役割を担うこととなり、特に歴史教材の大部分が独自教材で構成されている。

①歴史教材

文部省『尋常小学読本』の歴史教材では、神功皇后の三韓征伐、元寇、豊臣秀吉の朝鮮侵攻、北白川宮の台湾出兵、黄海海戦、日清戦争などの内容で大部分が国威伸張の戦いを中心にした構成となっている。「豊臣秀吉(二)」(6-10)では、朝鮮侵攻に対して「ヘイタイヲ、タクサン、ヤッテ、マズ朝鮮トイウ国ヲセメサセタ。ヘイタイハ、ナンノクモナク、朝鮮ノミヤコニセメイッタ。」のように叙述されている。しかし、学部日本人編纂者は、『尋常小学読本』に見られる歴史事象の記述方法を『普通学校学徒用国語読本』には適用せず、また、秀吉の朝鮮侵攻は引用することもできなかった。任那日本府や古代からの朝鮮半島との交流を中心に展開して、檀君、箕子、三韓、新羅、高句麗、百濟、高麗など人物や王朝の変遷の歴史を中心に叙述している。『普通学校学徒用国語読本』の歴史教材の構成と内容は、「普通学校令施行規則」の歴史要旨「事跡ノ大要ヲ教エ国民ノ発達ト文化ノ由来ト隣邦ノ関係等ヲ知得サセルヲ以テ要旨トスベシ⁶³」に見られるように「隣邦ノ関係」、つまり日本との関係を中心に編纂されている。甲午改革期の教科書では、朝鮮は檀君から始まる独自の歴史的起源と文化を持っていた国で、中国と日本の侵略を克服して永らく独立を守ってきた国として記述されていたが、統監府は保護政治の正当性を確保するために、朝鮮の歴史の独自性を否定して「隣邦との関係」に焦点を当てた歴史教材で構成する必要があったからである。

そのため、古代からの日本との親密性が強調され、『尋常小学読本』での神功皇后の三韓征伐の内容も、『普通学校学徒用国語読本』の「三国と日本」(6-2)では、あくまでも新羅の侵略を受けた「任那」からの助けを求める要請によって神功皇后が出陣したことになり、新羅王の平伏と和約により百済も含めて朝鮮三国と日本との関係は「愈往愈深」と友好関係が深まったと叙述されている。

朝鮮社会への配慮や民間教科書との対抗上、始祖檀君に関して「古代朝鮮」(5-1)では、「太白山の檀樹下に降生した檀君が平壤に定都して国号を朝鮮とした」と朝鮮の歴史起源が記述されている。また、「文徳大勝」(4-10)での乙支文徳將軍の勇猛果敢な活躍、「隋唐の来侵」(6-17)での高句麗の奮戦も教材化されているが、あくまでも中国に対する抵抗の観点での扱いである。一方、学部日本人編纂者は、民間教科書で教材化されている秀吉の軍と戦った郭再祐や宗象賢のような人物の歴史的な事象は教材化しなかった。そのよう

【表2-1】『普通学校学徒用国語読本』歴史教材一覧

巻3	巻4	巻5	巻6	巻7	巻8
英祖大王仁徳 開国紀元節	文徳大勝 金統命の歎息	古代朝鮮 三韓 三国の始起 支那の関係	明君の英断 三国と日本 孔子と孟子 儒教と仏教 隋唐の来侵 百済高句麗の衰亡	新羅の滅亡 学術の進歩 仏教の全盛 元と日本	美術工芸の発達 学術の盛衰 高麗滅亡

な人物の提示は、日本に対する抵抗と愛国心の高揚につながり、統監府にとっては危険な教科書となるからである。それ故、学部日本人編纂者は、朝鮮民族としての愛国心を鼓舞する大韓帝国皇室への忠義や始祖檀君に繋がる民族の歴史に関する教材を希薄化させ、「任那日本府」などを中心に「日鮮同祖論」を反映させ、現在日本が朝鮮を統治するのは古代から朝鮮半島を統治した過去の歴史を継承するという事実を示唆しようとした。

朝鮮王朝の歴代明君の業績に関しても、「明君の決断」(6-1)において、成均館儒生が巫女を放逐した行為を称賛した世宗大王と成宗大王の逸話を紹介している程度である。但し、大韓帝国の教科書であるので、大韓帝国皇室へ敬意は示さなくてはならならず、現皇帝である高宗の生誕を祝う「乾元節」(4-13)や朝鮮王朝開国を敬う「開国紀元節」(6-1)が教材化され、教科書上では皇帝に対する敬意を表す意味で「闕字」が用いられている。「乾元節」で皇帝陛下の文字の前に、「開国紀元節」においても、太祖高皇帝の文字の前を闕字にして敬意を表現している。学部日本人編纂者は、独立意識と愛国心の高揚を恐れて朝鮮の歴史記述や大韓帝国皇室に対して細心の注意を払わなければならなかった。

また、日本の保護国下での朝鮮の文明化を強調するために、統監府の産業育成の成果を称賛する「勸業模範場」(8-6)や「統監府」(8-17)が教材化された。「花卉栽培の模範を教示していて百花が絶えず、勸業模範場は私の屈指の遊覧場でもある」「統監は韓国の政治を改善して教育を普及させて、農商工業を発達させて、韓国人民の安寧幸福を計るものである。(略)統監府が設置されて日も浅いが、韓国の政治、教育、農商工業は漸次改進している。数十年経過すれば、韓国の面目は一新するだろう」と統監府統治下の日本の「善政」を強調している点などが、『普通学校学徒用国語読本』の親日的特性を表出させている部分である。

②地理教材

地理教材では、朝鮮半島の地理と自然に対する説明は、客観的に記述されていて国土の地理的独自性を焦点化させている。「韓国地勢」(4-4)、「韓国海岸」(4-5)、「漢城」(4-15)や「咸鏡道」(5-18)、「平安道」(5-15)、「京畿道」(6-16)などの朝鮮八道に関する教材である。これらの教材に対する評価は分かれており、カンジンホは大韓帝国の領域を具体的に示し、日本と区別される韓国の権力範囲を教示していると評価している⁶⁴。反対にキムヘリョンは、朝鮮全域の資源の分布様相と地理的特性、交通、産業等を一目瞭然するように整理した植民化のための基礎資料であると批判的である⁶⁵。筆者は、普通学校の教監として配置されている日本人教師ではなく、官公立小学校から継続して勤務している朝鮮人教師が、民族の正体性と国土愛を鼓吹しようという意図をもって授業を行えば、国土の地理的独自性を浮上させて自国に対する認識と民族的誇りを植えつけることが可能な教材であると考えている。

しかし、他の地理教材では、日本の先進性・文明性を強調した内容のものとなっている。「世界の強国」(8-23)では、米国や英国・仏国・独国・露国の西欧諸国の先進性を記述し、植民地となったインドと中国の衰退を記述した後、日清・日露戦争に勝利した「強国」日本の姿を強調している。日本がアジアで唯一西欧文化を受け入れて強大な国になったことを叙述して、文明国である帝国日本に帰属することの利益に目を向けさせようとした。「地

【表 2-3】『普通学校学徒用国語読本』地理教材一覧

巻4	巻5	巻6	巻7	巻8
韓国地勢 韓国海岸 我国の北境 漢城 平壤	五大江 平安道 咸鏡道	江原道 黄海道 京畿道	慶尚南北道 一 慶尚南北道 二	交通機関 満洲 地球上の人種 陸地と海洋 世界の強国

球上の人種」(8-10)では、「韓日清三国は漢文の通用で漢字を使っているが、諺文と仮名で交用させている我韓と日本は相同である。」と、朝鮮と日本との同一性を強調している。「清国」(8-3)では、北京の道路の不潔さや法律が壊し政令が紊乱して、国力が甚だしく不振になったことなどが強調され、文明国の視点で清国の姿の印象化が図られた。「満洲」(8-4)では、日露戦争時の日本軍の活躍や鉄道網などの充実が強調されている。このように独自教材は、朝鮮は古代から日本と親密で援助を受けていたこと。文明化が遅れている朝鮮は、世界から強国として認められている日本の保護国となってからは、産業や文化、教育も進みはじめて生活も豊かになってきたことを教科書で示す役割を担っていた。

4. 『普通学校学徒用国語読本』の特性

普通学校における国語科の教授要旨は、普通学校令施行規則(1906年)で「日常須知ノ文字ト文体ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スル能力ヲ養イ兼テ徳性ヲ涵養シ普通知識ヲ教授スルヲ以テ要旨トスベシ⁶⁶⁾」と規定されている。朝鮮語の基本的な知識とその運用能力を養い、徳性を涵養し普通知識を教授することをねらいとしている。

『普通学校学徒用国語読本』は、国字(ハングル)を中心とした国文学習の初等国語読本教科書として、日本の『尋常小学読本』と若干の構成の違いはあるが学習者の興味関心や習熟度を考慮して編纂されている。国字中心の単元構成であることを考えると、この教科書の巻1の編纂に関しては、学部編纂局の日本人以外に国語学に造詣が深い学部編纂局長の魚允迪や他の朝鮮人学部員が何らかの形で関与している可能性もある。同時期に私立学校で使用されていた国民教育会編纂の『初等小学』巻1でも、『普通学校学徒用国語読本』と同様に国文重視と既習漢字知識を活用した教材構成となっている。朝鮮語に対して否定的な考えを持つ三土忠造にとっては重要視すべき教科書ではないが、大韓帝国の国語読本教科書という建前や民間の『初等小学』などの私立学校教科書との競合もあり教授要旨に沿って編纂されている。

収録する国語教材に対しては、新たに朝鮮の国語教科書として相応しい教材の開発はせず、既刊の日本の教科書や書籍から引用する方針をとっていて、一般教材と朝鮮教材に分けて編纂している。理科教材や実業教材などは一般教材として日本の教科書の教材のねらいや構成を大きく変更せずに収録している。朝鮮教材は日本人編纂者の朝鮮人に対する懶惰観や朝鮮への蔑視観によって日本の教材を修正・変更したもので、勤儉や規律、公衆衛生関連などの朝鮮の「民度」の低さを強調した否定的な修身関連の教材である。そして、日本の教科書からの引用教材の編纂に際しては、大韓帝国皇帝への忠義や国権回復、愛国心鼓吹を喚起させる可能性のある教育勅語の旨趣を反映した教材は避けられた。

学部日本人編纂者の独自教材としては、保護国日本の統治の積極的評価や親日的な内容の統治教材が編纂された。地理教材では日本の先進性・文明性を強調して、日清・日露戦争に勝利した「強国」日本の姿を教示し、文明国である帝国日本に帰属することの利益に目を向けさせる方針をとっている。歴史教材では朝鮮の歴史を装いながら保護政治の正当性を確保するために、古代からの日本との親密性を強調して「隣邦との関係」に焦点を当てた歴史教材で構成している。そして、朝鮮の歴史の独自性を否定して朝鮮民族としての意識を希薄化させ、朝鮮人の反日姿勢を緩和させ親日化につながる方針をとっている。

国語教科書とは母語としての自国語の言語能力の養成だけでなく、国語を通した自国文化や伝統の涵養に資するものであるが、『普通学校学徒用国語読本』では言語機能の習得のみに止めている。『普通学校学徒用国語読本』の編纂方針は、国語(朝鮮語)の学習は表面的なものに止め、習得した国語(朝鮮語)の授業を通して勤勉・規律性を浸透させて「懶惰」な朝鮮人を教化し、労働や日常生活に必要な実用知識を注入して、文明国日本の統治支配に従順な朝鮮人を育成することをねらいとしたものである。

第3節 「懶惰」の強調と愛国心の希薄化－『普通学校学徒用修身書』－

1. 『普通学校学徒用修身書』について

(1) 『普通学校学徒用修身書』の概要

『普通学校学徒用修身書』は全4巻の構成で巻1から巻3までは1907年2月に、巻4は1908年3月にそれぞれ初版が大韓帝国学部によって刊行された。「韓国併合」直前の1910年8月に巻1は第6版が、巻4は第4版がそれぞれ刊行され、「併合」後も総督府によって急遽編纂された『訂正普通学校学徒用修身書』が発行される1911年4月頃まで使用された。4年間の普通学校教育課程（修身の授業時数は週1時間）に対応していて、巻1が15課、巻2が14課、巻3が13課、巻4が13課でそれぞれ構成されていた。『普通学校学徒用修身書』も他の学部編纂教科書と同様に編纂趣意書の類いのものはない。普通学校令施行規則の教授要旨の修身の項目では、第9条に「学徒ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導スルヲ要旨トスベシ実践ニ適合シタ近易事項ニ依ツテ品格ヲ高メ志操ヲ固クシ徳義ヲ重ンジル習慣ヲ養フコトヲ務ムベシ⁶⁷」と記されているが、一般的な内容で大韓帝国としての修身の中核となる徳目が不明確である。

修身教科書の編纂期間が非常に短かったため学部の日本人編纂者は、日本の修身教科書を底本にして『普通学校学徒用修身書』を編纂した。「併合」後に発行された総督府の『教科書編纂彙報第二輯』によると「学部時代の修身書と雖も、その体裁組織は既に我が文部省編纂の小学修身書に拠つたもので、唯初級のものに現れ来る人物や環境を朝鮮化し、記述上諺文を使用したといふに過ぎない。原案執筆者は人も知る通り三土忠造氏であった⁶⁸」と述べられているように、文部省編纂の国定修身教科書が参考にされていることがわかる。実際、『普通学校学徒用修身書』の構成は文部省の修身教科書と同様で、修身徳目とそれに関連した人物を基本にして各課は例話と訓示、格言、挿絵で構成されていた。このように編纂方法や教材構成などは文部省の修身教科書と類似していたが、編纂者は大韓帝国の修身教科書でありながら、朝鮮人ではなく学部の日本人が担当しているという点に違いがあり、この教科書の持つ二面性の要因でもある。

(2) 先行研究と課題

『普通学校学徒用修身書』に対して先行研究では次のような指摘や評価がなされている。復刻本を解説した白淳在は、「徹底した個人処身、家庭生活、社会生活を主題とした単元構成になっていて、その編纂の目的が個人中心の修身、社会生活の遵法精神だけを強要する日本の統治目標に副応した植民地人間養成に底意があることは明確だ」と教材構成・内容から鋭く指摘している⁶⁹。李淑子は教材内容の面で朝鮮の風土と日本の風土差を考慮せずに日本的な価値観で朝鮮の慣習などを否定的に記述しているとして、「この修身書には朝鮮に関して否定的なことが書かれている例が多い」と指摘している⁷⁰。佐藤由美も朝鮮人の風習や生活習慣を否定的に扱った教材が多い点を指摘して、教科書は朝鮮生徒に遅れた朝鮮のイメージを植え付けながら親日化を目標としたこと。また、日本語の普及だけでなく、日本文化を普及して日本的な精神を普及したものだ」と論考している⁷¹。

本間千景は『普通学校学徒用修身書』の特徴として「愛国心という言葉こそみられないものの、社会、国家、人類といった概念が組み込まれていることである」と述べて「独立や自助努力のような近代的モラルを説いた教材も見られる」と指摘している。そして「愛国心」という言葉は『普通学校学徒用修身書』では排除されているが、「韓国人が愛国心を養成し「独立」を煽る結果となりかねない記述も含まれていた」と当時の大韓帝国学部が置かれていた政治状況を背景として内容を分析している⁷²。

『普通学校学徒用修身書』が参考とした文部省編纂『尋常小学修身書』、同『高等小学修身書』の教材を対比して論述したものとして朴濟供と石松慶子の研究がある。朴濟供は

両教科書に登場する人物を比較検討して、文部省編纂の修身教科書は日本人の歴史上の偉人を多く教材化していることに対して、『普通学校学徒用修身書』は大韓帝国の教科書でありながら、朝鮮人は高麗の光宗と賢臣徐弼、無名の農夫と商人だけで他は西洋人や中国人、日本人を教材化していることを指摘している。そして、朝鮮人を公衆衛生に無知で秩序を守らない非文明国の民族として扱い、「日帝は学部編纂『普通学校学徒用修身書』を通して徹底的に朝鮮人を軽視している」と批判した⁷³。石松慶子も同様に文部省の修身教科書から引用した教材を抽出して両教科書の重複した題材を検討するとともに、『普通学校学徒用修身書』の教材分析から、西洋的価値観と儒教的観念が並存している教科書であると論じている。そして、文部省編纂『尋常小学修身書』などと比較すると形式的な愛国的内容の教材で構成されているとその違いを指摘している⁷⁴。姜正求と金鍾会は、統監府の植民地化教育の背景にある日本の「文明」と朝鮮の「未開」の論議に注目して『普通学校学徒用修身書』の教材内容を分析している⁷⁵。

以上が先行研究における『普通学校学徒用修身書』に対する主な論考であるが、教材構成や内容分析、文部省の『尋常小学修身書』『高等小学修身書』との比較において不十分な面が見られる。第一は教科書本文の文言や記述内容の比較分析だけで、修身の徳目内容配列とその割合の比較による分析がなされていないこと。第二は文部省『尋常小学修身書』との比較において、授業で使用された尋常小学校第1学年用の『尋常小学修身掛図』とその『教師用尋常小学修身書』が参照されていないため、引用教材の見落としや教材内容への影響が看過されていること。第三は三土忠造や統監府日本人官僚の朝鮮社会、朝鮮人への偏向的認識と植民地化を背景とした修身教育論の分析が不足していることである。本節ではこれらの点を明らかにして『普通学校学徒用修身書』の編纂方針を明確にする。

2. 『普通学校学徒用修身書』と日本の修身教科書との関連

(1) 国定教科書『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』

『普通学校学徒用修身書』の編纂過程で参考にされたと指摘されている文部省の修身教科書とは、第一期の国定修身教科書である『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』である。日本国内では1890年代末頃から検定修身教科書の内容上の問題に関する意見が高まり、国会においても論議がなされ貴族院では国定制への建議がなされた。そして教科書疑獄事件を契機にして1902年教科書国定制が実施されることとなった。

文部省編纂『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』は、1903年に発行された最初の国定修身教科書である。尋常小学校第1学年では掛図を教材として使用したため、『第一学年教師用尋常小学修身書』は編纂されたが児童用教科書はなく、その代わりに『尋常小学修身掛図』（全26課）が発行された。先行研究ではこの掛図と教師用教科書は、『普通学校学徒用修身書』との教材比較において参照されず児童用教科書だけの分析となっている。児童用教科書は第2学年から第4学年用までの3巻構成で、各巻27課ずつ全81課で構成されていた。『高等小学修身書』は高等第1学年用から第4学年用まで各28課で構成されているが、高等第2学年用（通算6学年間）までで教材編成上では終結するようになっていた。学部編纂『普通学校学徒用修身書』の教材は、文部省編纂『尋常小学修身書』を主に参考としているが、一部教材は『高等小学修身書』（第1・2学年用）からも引用されている。

編纂方針は1904年の『小学修身書編纂趣意報告』の「編纂要旨」において、「本書ハ小学校修身科用教科書ニ充ツルタメニ編纂セシモノニシテ明治二十三年十月三十日ノ勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導シ健全ナル日本国民タルニ必須ナル道德ノ要旨ヲ授クルヲ目的トセリ」と記されている。明確に教育勅語を根幹とした内容で編纂されていることがわかる。この背景には検定教科書が人物伝記や童話、寓話による教材が

多く、教育勅語との関連が密接でないという批判がなされていた状況があった⁷⁶。また「編纂趣意書」では、この修身書に対し「四学年間ニ国民義務教育トシテ必要ナル心得ト徳目トヲ授ケ必スシモ毎学年同一徳目ヲ繰返サス第一学年用書ニテハ学校ニ於ケル心得ヲ多クシ又其他ノ心得中簡易ナルモノヲ挙ケ学年ノ進ムニ從ヒ家庭及社会ニ於ケル心得等ノ稍複雑ニシテ高尚ナルモノヲ授ケ第四学年用書ニ至リ国民トシテ他日世ニ立ツニ当ルテ必要ナル心得ヲモ授ケンコトヲ務メ又常ニ児童ノ徳性ノ涵養ニ注意シタリ⁷⁷」としている。すなわち、学年が高まるほど学校、家庭及び社会における心得の程度を高くして、最終学年では社会に出て必要な国民としての心得を重視したとしている。

この国定修身教科書に対する評価として、「人間関係と個人の道徳を主題としたものがおおよそ四割近くずつで八割を占め、残る二割が国家に対する道徳を主題としているのである。この国家に対する道徳の比率は、国定教科書直前に使われた各検定教科書と比較しても、また以後の各国定教科書と比較しても非常に少ない比率である（略）第一期国定教科書においては、天皇・国体についての道徳は一割に過ぎない⁷⁸」と指摘されている。しかし、第2期国定以降の修身教科書との相対的な比較であり、天皇と教育勅語を主体とした教科書編纂の趣意に変わりはないと言える。後述する「国民としての心得」の徳目を中心とした天皇や国家、愛国、国威発揚に関連する教材が多く収録されている。例えば「大日本帝国」（尋常小学校第4学年用第1課、以後、4-1と表記）や「へいえき」（4-20）、天皇陛下（高等小学校第2学年用第17課、以後、高2-17と表記）「国民の務」（高2-27）などの教材で、これらの内容は十分に天皇と教育勅語を主体とした編纂趣意を反映したものとなっている。

そして、『尋常小学修身書』の最後の課において育成したい日本人生徒像を示した教材が配置されていて、「ふくしゅー（復習）」（3-27）、「よい日本人」（4-27）は、教育勅語の内容を説明したもので「われらも、よい日本人となって、皇室をうやまひ、わが大日本帝国をまもらねばなりません」と述べ、これまで学習してきた教育勅語に関連する徳目を説明して後に「つねに、これらのこころえを守ると、明治23年10月30日に、くださった勅語のごしゅいに、したがひたてまつることになります」と教材文を結んでいる。同様に『高等小学修身書』の「よき日本人」（高2-28）の課では、教育勅語の内容に沿った文章の最後に「これ等は、みな、わが国の発達進歩をはかる基にして、また、天皇陛下の大御心にそひたてまつるの道なり」と述べて教科書を終わらせている。そして、尋常小学校のまとめとなる第4学年用『尋常小学修身書』と高等小学校のまとめとなる第2学年用『高等小学修身書』のそれぞれの最終頁には、教育勅語全文が掲載されていることから、国定修身教科書としてのねらいを明確に示していることがわかる。

(2) 徳目分類の比較による『普通学校学徒用修身書』の特異性

文部省の修身教科書に対する『小学修身書編纂趣意報告』には、教材徳目とその配列に関して、第1学年用掛図の徳目は「学校に於ける心得」を中心としているが、「第二学年用書ニテハ学校ニ於ケル心得ヲ一課ニ減シ個人トシテノ心得ニテニ課ヲ加ヘ社会ニ於ケル心得及国民トシテノ心得ニテ各三課ヲ増セリ 第三学年用書ニテハ個人トシテノ心得ヲ増シ第四学年用書ニ至リ大ニ国民トシテノ心得ヲ増シ實際生活ニ必要ナル教訓ヲ授ケタリ」と記されている。徳目は段階的に「学校に於ける心得」「家庭に於ける心得」「社会に於ける心得」「個人としての心得」「国民としての心得」の五つに分類されている。そして、『小学修身書編纂趣意報告』の「尋常小学修身書徳目分類及課数表」と「高等小学修身書徳目分類及課数表」には、それぞれ、各課教材名と該当する徳目が示されており、例えば、「よい学徒」（2-2）は「学校に於ける心得」、「兄弟」（3-7）は「家庭に於ける心得」、「隣人は四寸」（3-2）や「度量」（高2-5）は「社会に於ける心得」、「きんべん」（4-9）や

【表2-4】『尋常小学修身掛図』『尋常小学修身書』『高等小学修身書』徳目別一覧

徳目	尋1掛図	尋2年	尋3年	尋4年	合計	割合	高1	高2	割合
学校における心得	8	1	0	0	9	9%	0	0	0%
家庭に於ける心得	4	4	3	2	13	12%	1	2	5%
社会における心得	7	10	10	5	32	31%	6	9	27%
個人としての心得	5	7	11	9	32	31%	16	11	50%
国民としての心得	1	4	2	10	17	17%	4	5	18%

注：尋1掛図は『尋常小学掛図』、尋2から尋4は『尋常小学修身書』の第2学年用から第4学年用、高1高2は『高等小学修身書』第1学年・第2学年用をそれぞれ示す。

【表2-5】『普通学校学徒用修身書』の各巻各課の教材名と主な内容

巻	課	教材名	心得	主な内容
巻1	1	学校	学校	我らは学校入学した。怠けないで学校へ通う。
	2	よい学徒	学校	授業ではよく学びきちんと先生に対応すること。
	3	活発な気性	学校	運動場で活発に運動する。
	4	情に厚い朋友	社会	困っている友だちを見たら助けてあげる。
	5	司馬温公	社会	大瓶に落ちた子を瓶を壊して助けた温公の智恵。
	6	けんかをするな	社会	犬や牛馬のようにけんかをするのは下等である
	7	うそつきな児童	社会	嘘つきな子どもは虎に襲われても誰も信じない。
	8	華盛頓(一)	社会	父の大切な桜を切ったワシントンは正直に話した。
	9	華盛頓(二)	社会	正直を貫いたワシントンは米国の大統領になった。
	10	父母の楽	家庭	父母のためにも毎日元気に学校に行って勉学に励む。
	11	身体	個人	健康に気をつけて生活を送る。
	12	自己の物他人の物	社会	他家の木に実った桃を取った子を母親が諭して謝りに行く
	13	物をよく見守ること	個人	時分のもものは自分で整理整頓して準備しておく。
	14	物を大切にすること	個人	物を大切にすることも信用されて立派な商人になった
	15	約束	社会	約束をまもることの大切さ 挿絵は朝鮮児童で描写。
巻2	1	生物	個人	親鳥の居ない巣から雀のヒナ鳥を捕らえた弟を兄が諭す。
	2	隣人は四寸	社会	隣り近時とは互いに助け合って仲良くする。
	3	他人に迷惑をかけるな	社会	他人に迷惑になることや危険を及ぼすことはしない。
	4	礼容	社会	父母や先生、賓客に端正に礼儀正しくする。
	5	朋友	社会	苟巨伯の病にかかった親友への自己の生命も顧みない友情。
	6	他人の過失	社会	他人の過失を責めないことの大切さ。
	7	兄弟	家庭	5本の矢を束ねると折れない、兄弟は力をあわせる。
	8	一家和睦	家庭	家庭内の家族は互いに仲良くする。
	9	忍之為徳	家庭	大家族和合の秘訣は「忍」以外のなにものでもない。
	10	婢僕	家庭	家庭の婢僕に対して慈悲の心をもち優しく労ること。
	11	正直	社会	正直は信用につながり商店商業は繁盛していく。
	12	清潔	個人	身体は常に清潔にし沐浴や頭髪も清潔にする。

	13	尊徳一	個人	貧しい家庭の尊徳は幼い頃から働き者であった。
	14	尊徳二	個人	母の死後、親戚に預けられた尊徳は儉約して勉強した。
巻 3	1	規則	社会	進入禁止の規則に従う、規則は衆人の公益を保全のため。
	2	礼儀	社会	言葉遣いや年長者への敬意、手紙の返事など礼儀正しく
	3	身分と衣服	個人	身分相応の衣服や持ち物に気をつけること。
	4	程よく学び程よく遊ぶ	個人	時間を大切に仕事と休息をきちんと区切って生活する。
	5	フランクリン	個人	フランクリンは自己に厳しく良い習慣を身につけた。
	6	他人の名誉	社会	他人の名誉を傷つけるような悪口や態度を示さない
	7	真正な勇者	社会	真の勇者は自己の私憤を抑制して国家ノ爲に尽くす。
	8	君子の競争	個人	競争では卑怯な行為をしないで公明正大に行うこと。
	9	寛大	社会	宋の呂蒙正の他人に対する寛大な態度。
	10	愚人の迷信(一)	個人	自然現象や物事の道理を知っていれば妖怪など怖れない。
	11	愚人の迷信(二)	個人	学問をして知識を身につければ迷信など信じない。
	12	慈善	社会	鈴木家とその娘の貧民救済の慈善行為。
	13	節制	個人	身体健康の根本は暴飲暴食をせず運動を心がけること。
巻 4	1	独立自営	個人	貧家の子は勤勉で財をなし富家の子は怠惰で没落。
	2	職業	社会	職業に貴賤はないのでどの職業でも勤勉努力すること。
	3	共同	社会	物事を成就させるために孤立独行でなく共同であること。
	4	公衆	社会	公共物を大切にして公衆道徳を守ること。
	5	衛生	個人	伝染病に注意して衛生に気をつけ発生時は警察に連絡する。
	6	皇室	国民	皇室の恩に奉答する道は臣民として修身齊家に努めること。
	7	良吏	国民	奸臣や私利を貪る官職は国家の綱紀を乱す者で良吏でない。
	8	租税	国民	国家にとって必要な租税の役割と納税の義務。
	9	公私の区別	社会	唐の張鎰は官僚として公私の区別をつけた高潔な賢臣。
	10	博愛	社会	ナイチンゲールは博愛の精神で戦病者を看護した。
	11	動物の待遇	個人	ナイチンゲールの動物看護や弱者への援助。
	12	赤十字社	社会	ナイチンゲールの赤十字社活動。
	13	朋友	社会	友が過失は忠告して善導し友からの忠告は良く聴くこと。

【表2-6】『普通学校学徒用修身書』心得別一覧

徳目	巻1	巻2	巻3	巻4	合計	割合
学校における心得	3	0	0	0	3	5%
家庭に於ける心得	1	4	0	0	5	9%
社会における心得	8	6	6	7	27	50%
個人としての心得	3	4	7	3	17	31%
国民としての心得	0	0	0	3	3	5%

「勇気」(高2-7)は「個人としての心得」、「ヒノマルノハタ」(2-21)や「へいえき」(4-20)、「天皇陛下」(高1-1)は「国民としての心得」などのように示されている。その他に巻末には全体の修身徳目のまとめとして、「よい日本人」(4-27)のような教材が「総

括」として指定されている。この心得の各徳目の割合を各巻ごとに整理したものが【表 2-4】である。表からわかるように、低学年用の巻には「学校に於ける心得」「家庭に於ける心得」などの徳目が多く、高学年や高等小学校用の巻になるほど「国民としての心得」が増えてくることがわかる。

この『尋常小学修身掛図』と『尋常小学修身書』の徳目別教材の割合は、「学校に於ける心得」が9%、「家庭に於ける心得」が12%、「社会に於ける心得」が31%、「個人としての心得」が31%、「国民としての心得」が17%で構成されている。『高等小学修身書』第1学年・2学年用の徳目別割合は、「学校に於ける心得」が0%、「家庭に於ける心得」が5%、「社会に於ける心得」が27%、「個人としての心得」が50%、「国民としての心得」が18%である。

学部の『普通学校学徒用修身書』には「尋常小学修身書徳目分類及課数表」のようなものが存在しないが、『尋常小学修身書』で示された教材と徳目を参考にして分類することは可能である。『普通学校学徒用修身書』の各教材の修身内容を分析して、それぞれの徳目を「学校に於ける心得」「家庭に於ける心得」「社会に於ける心得」「個人としての心得」「国民としての心得」に分類した。【表 2-5】は『普通学校学徒用修身書』全4巻の各課名、内容と心得を整理して一覧にしたものである。これをもとに各心得ごとの数値と割合をまとめたものが【表 2-6】である。『普通学校学徒用修身書』の徳目別教材の割合は、「社会に於ける心得」は28教材で51%、「個人としての心得」は16教材で30%、「国民としての心得」の教材は3教材で5%である。『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』の徳目別教材の割合と比較すると「国民としての心得」の教材の違いが瞭然である。両教科書合を求めると「学校に於ける心得」は3教材で5%、「家庭に於ける心得」は5教材で9%、ともに「国民としての心得」の教材の占める割合は、17%前後の数値であり、総括の教材も内容的には教育勅語の内容を示したものであることから、総括教材も含めれば「国民としての心得」は20%近くの数値となる。

『尋常小学修身書』と『普通学校学徒用修身書』の「国民としての心得」の教材名を整理して示したものが【表 2-7】である。『尋常小学読本』では、天皇や国家、忠君愛国、国威発揚に関連する内容の教材である。具体的な内容として、戦争での犠牲的精神を称賛した教材として、戦死した喇叭手の木口小平の行為を讃えた「ユーキ」(2-24)や日清戦争時の水雷艇による旅順口夜襲を扱った「ユーキ(ツヅキ)」(2-25)、天皇のために身を捧げた楠正成・正成親子の忠義を述べた「ちゅーくん」(4-4)、「ちゅーくん(つづき)」(4-5)、元寇での勇猛果敢な武将の姿を示した「あいこく」(4-3)などである。万世一系の天皇の尊厳や功績に関しては、「テンノーヘイカ」(掛図)、「テンノーヘイカ」(2-23)、「こーごーへいか」(3-1)、紀元節や天長節を説明している「祝日祭日」(1-27)などが編纂されている。

【表 2-7】「国民としての心得」関連教材一覧

『尋常小学修身書』			『普通学校学徒用修身書』
「テンノーヘイカ」 (掛図1-14)	「ちゅーぎ」(3-2) 「大日本帝国」(4-1)	「のーぜい」(4-21) 「きよーいく」(4-22)	「皇室」(4-6) 「良吏」(4-7)
「ヒノマルノハタ」(2-21)	「大日本帝国つづき」(4-2)	「ぎいんせんきよ」(4-23)	「租税」(4-8)
「テンノーヘイカ」(2-23)	「あいこく」(4-3)	「ほーれいを重んぜよ」 (4-24)	
「ユーキ」(2-24)	「ちゅーくん」(4-4)	「よい日本人」(4-27)	
「ユーキ(ツヅキ)」(2-25)	「ちゅーくん(つづき)」 (4-5)		
「こーごーへいか」(3-1)	「へいえき」(4-20)		

これに対して『普通学校学徒用修身書』の「国民としての心得」に該当する課は、「皇室」(4-6)、「良吏」(4-7)、「租税」(4-8)の3教材のみである。「良吏」(4-7)では君主を輔佐して庶民を愛撫する官吏は忠誠、公平、勤儉、廉直でなければならず、権勢を誇張して驕り高ぶり官職を濫用して私利を貪るような者は、人民の仇敵である。このような官吏が国家の要職に就けば綱紀は紊乱して人民は塗炭に苦しみ、国家は衰亡するのは明らかであるとしている。朝鮮王朝や大韓帝国の官僚が腐敗していることを暗に示している内容で、当時の統監府や学部日本人官僚の認識が反映している教材である。「皇室」(4-6)は大韓帝国の修身教科書として当然収録しなければならない教材であるが、国家の祝祭日である「開国紀元節」や「萬壽聖節」などの皇室関連教材は収録されず唯一の皇室教材である。内容は朝鮮王朝の太祖高皇帝から500年継承された皇室を敬い、皇室の恩沢に臣民は感謝して遵奉しなければならないとしている。そして、皇室の「鴻恩大徳」に奉答して忠良なる臣民としての道は、「修身齊家」の外にないと述べている。それ故、「志士仁人」と称して不正な行為をして四方に奔走しているような者は乱臣であり賊であるとして、日本に抵抗していた義兵を批判する内容となっている。この教材は韓国皇室に対する忠君愛国を「修身齊家」に限定したい統監府の意向が反映しており、日本の『尋常小学修身書』『高等小学修身書』の天皇や皇室関連教材のねらいや内容と大きく異なる部分である。

このように『普通学校学徒用修身書』は、日本の国定修身教科書の教材構成や徳目に関連する題材を中心とした編纂方法は似ているが、修身徳目の種類に関しては、極端に「国民としての心得」に関連する教材の割合が少ないことがわかる。これに比べて私立学校用の朝鮮人が編纂した修身教科書では、このような教材構成ではなく、例えば徽文義塾編纂『中等修身教科書』の巻2では、「国家に対する注意」の徳目で第18課「国体」、第19課「忠君」、第20課「遵法」、第21課「乱時の注意」などの教材が収録されている。私立学校用修身教科書には、『尋常小学読本』と同様に「国民における心得」関連の徳目が多く教材化されている。

3. 『普通学校学徒用修身書』の教材構成・内容の特性

(1) 日本の修身教科書からの引用・参考教材

学部日本人編纂者は、文部省の修身教科書の編纂趣意を意識していたようで、『尋常小学修身書』は教材化する例話の題材に関して、これまでの検定修身書で扱われていた昔話や寓話を採用していない。その理由に関して、「昔話ハ想像的ニシテ児童ニ興味ヲ与フルコト多ク道徳的判斷ヲ鼓舞シ又人生并ニ自然ニ対スル教訓ニ富メル等ノ長所ナキニアラサレトモ又空想ヲ鼓舞シ道徳上不純粋ナル教訓ヲ含ミ虚偽ト事実トヲ混セシムル等ノ欠点」があるからだと指摘している。それ故、低学年教材では昔話ではなく、「例話トシテ特ニ仮設的人物ヲ出シ以テ徳目ヲ具体的ニ説明」するとしている⁷⁹。その影響を受けて『普通学校学徒用修身書』では、他の学部編纂『普通学校学徒用国語読本』や『普通学校学徒用日語読本』では教材化されている昔話や寓話教材は採用されず、「身分と衣服」(3-3)の孔雀のイソップ寓話の教材を除いて歴史上の人物や「仮説的人物」で編纂されている。

『普通学校学徒用修身書』全55課中、『尋常小学修身掛図』とその教師用修身教科書から引用したり参考にしたりした教材は11課、『尋常小学修身書』からは15課、『高等小学修身書』からは4課、その他の検定教科書や古典からは6課で、合計36課を引用したこととなり約65%を占めている。内容やねらいは類似しているが、一般的に引用された文章の長さや漢字難易度、文法的には違いがある。教師用修身教科書の文章や『高等小学修身書』の教材が引用されていることからわかるように、『尋常小学修身書』の引用教材の文章と比較すると『普通学校学徒用修身書』の教材文は長文である。また、日本人編纂者によって内容も修正されたり追加されたりしているものが多い。挿絵に関しても『尋常小

学修身掛図』や『尋常小学修身書』『高等小学修身書』などから引用されているが、朝鮮の環境や風俗、服装に修正して描かれているものも多い。【表2-8】が『普通学校学徒用修身書』が引用・参考にした修身教科書名と課、教材名である。

(2) 引用・参考教材の内容とその特色

『普通学校学徒用修身書』は、【表2-8】からわかるように約65%の教材が日本の『尋常小学修身掛図』や『尋常小学読本』『高等小学修身書』、その他の検定教科書の教材を参考にして編纂されていることがわかる。ただし、引用した教材の文章や挿絵が同一というものは少なく、『普通学校学徒用修身書』の教材化にあたっては、より詳細に叙述したり学部編纂局で手を加えたり修正しているものが多い。『尋常小学修身掛図』からの教材引用に関しては、教師用の指導書である『尋常小学修身書 第一学年教師用』の「説話要領」を参考にして文章化されている。挿絵に関しても、【図2-7】のように落としたランプのガラス破片を他人が怪我をしないように拾い集めている構図で、和服の子どもと祖母を韓服の母親と子どもに代えて描かれている。このように『尋常小学修身掛図』や『尋常小学読本』挿絵の日本人を朝鮮人に変えたりして朝鮮の環境風俗に修正して描かれているものが多い。教材内容に関しては、徳目のねらいや内容がほぼ同一のものと修正や内容が追加され学部日本人の編纂意図や考えが反映しているものに分けることができる。

徳目のねらいや内容がほぼ同一のものとして、「尊徳(一)」(2-13)、「尊徳(二)」(2-14)がある。『尋常小学修身書』の「こーこー」(3-4)、「きんべん(勤勉)」(3-5)、「がくもん」(3-6)の内容をあわせたものになっていて、ほぼ、同一の内容となっている。課末に格言「艱難は汝を玉にする」も同様で、挿絵は似た構図であるが他の検定本の挿絵を参考にしたと考えられる。「他人の名誉」(3-6)も村の人の名誉を傷つけた少年が村から放逐され放浪せざるを得ない内容で、『尋常小学修身書』の「人のめいよを重んぜよ」(4-17)と同一で挿絵の構図も同じである。他人の名誉を傷つけた事の顛末を詳細に記述しているが、徳目のねらいは同一の教材である。その他、「共同」(4-8)も『尋常小学修身書』の「きよーどー(共同)」(4-8)の挿絵の日本人の子どもを朝鮮人の子どもに替えた以外は、内容もねらいも同じである。「愚人の迷信(一)」(3-10)、「愚人の迷信(二)」(4-15)は、『尋常小学修身書』「めいしん(迷信)をさけよ」(4-15)と挿絵の構図は同じで、迷信の指摘だけでなく祈祷や非科学的現象への畏怖についても文章化されている。「併合」後の修身教科書にもこの「愚人の迷信」は教材化され、先行研究では迷信を信じることは「朝鮮固有の弊風」のごとく表現されていると指摘⁸⁰されているが、『普通学校学徒用修身書』の教材はそこまで記述されていない。

修正や内容が追加され日本人編纂者の考えが反映している教材として、「租税」(4-8)がある。『尋常小学修身書』「の一ぜい」(4-21)と比較して租税について詳細に説明して、納税の虚偽申請や納期遅れがないように警告している。また、『尋常小学修身書』にはない官吏の恣意的徴税の問題を言及している。「他人妨害をあたえないこと」(2-3)は、ランプを落として道に散らばったガラス破片を拾いながら母親が子どもに他人に迷惑になることや危険を及ぼすことをしないよう注意する内容である。『尋常小学修身掛図25』「人に迷惑をかけるな」では祖母と子どもの挿絵であるが構成は同じである。『尋常小学修身掛図』の教師用の指導書『尋常小学修身書 第一学年教師用』「人に迷惑をかけるな」の「説話要領」の文章を引用して、他人の庭の樹木を折ったり、田畑の作物を荒らしたり、橋や郵便箱、電柱に悪戯をしないことが記述されているが、『普通学校学徒用修身書』には『尋常小学修身掛図』の教師用指導書に記述されていない道路への大小便の行為を咎める文章が追加されている。同様に「清潔」(2-12)も『尋常小学修身書』(2-9)「セイケツ(清潔)」の教師用指導書『尋常小学修身書 第二学年教師用』「説話要領」の文章に「道路

【表2-8】『普通学校学徒用修身書』が引用・参考にした教材一覧

巻	課	教材名	分類	引用・参考にした教科書名と教材
巻1	1	学校	参考	『掛図』1「学校」普通学校の宣伝、新式学校の強調。
	2	よい学徒	類似	『掛図』2「教師」挿絵内容同じ、書堂や私塾と異なる授業風景。
	3	活発な気性	参考	『掛図』7「教室と運動場」
	4	情に厚い朋友	類似	『掛図』13「友だち」挿絵同じ、内容も同じ。
	5	司馬温公	同一	「司馬温公の甕割り」として知られている逸話。
	7	うそつきな児童	参考	『掛図19』「うそをいふな」日本は火事、朝鮮は虎の事例。
	8	華盛頓(一)	参考	『尋小修身書』「しょーじき」(3-12)挿絵同じ。
	9	華盛頓(二)	参考	『尋小修身書』「しょーじき」(3-12)
	11	身体	同一	『掛図』15「からだ」挿絵構図、内容同じ。
	12	自己の物他人の物	類似	『掛図』22「自分の物と人の物」黙って他家から取ってきたもの梅の枝と桃の実の違い、内容は類似、挿絵構図異なる。
15	約束	類似	『尋小修身書』「約束」(2-13)より長文、挿絵は朝鮮人児童。	
巻2	1	生物	同一	『掛図』23「生き物」、『小学修身書四』「愛物」から引用。
	2	隣人は四寸	類似	『掛図』24「近所の人」挿絵は異なるが教師用の内容と同じ。
	3	他人に妨害をあたえないこと	類似	『掛図』25「人に迷惑をかけるな」前半部分と挿絵構図同じ、後半部分に朝鮮人の行為の否定的文章を追加。
	4	礼容	同一	『掛図』17「行儀」挿絵構図は類似、内容は同じ。
	5	朋友	同一	古典『世説新語』と検定『幼学綱要巻之二』「晋ノ荀巨伯」から引用、挿絵同じ。
	9	忍之為徳	同一	古典『旧唐書』「張公芸伝」からの引用。
	11	正直	類似	『尋小修身書』「ショージキ」(2-10)よりも長文、正直な商人としての成長したことを追加、挿絵は朝鮮人の姿で描写。
	12	清潔	類似	『尋小修身書』(2-9)「セイケツ(清潔)」の教師用「説話要領」に類似、後半部分に朝鮮人の行為の否定的文章を追加。
13	尊徳(一)	類似	『尋小修身書』「こーこー」(3-4)、「きんべん」(3-5)を合わせて長文化、内容と類似、挿絵構図も類似。	
14	尊徳(二)	類似	『尋小修身書』「がくもん」(3-6)よりも長文、文末の「艱難辛苦は人を玉にする」の格言も同じ。	
巻3	1	規則	参考	『尋小修身書』「きそく」(2-22)に文章を追加して詳細に記述。
	2	礼儀	類似	『尋小修身書』「れいぎ」(4-16)よりも詳細に記述、文末に孔子が称賛した晏平仲の事例紹介。
	3	身分と衣服	同一	イソップ寓話と高麗の徐弼の話を混合。前者は普及舎『新編修身經典尋常小学校用』巻2第22課と検定『小学修身書二』「衣服」から引用、後者は『高麗史 巻93 列傳6 徐弼』から引用。
	6	他人の名誉	類似	『尋小修身書』「人のめいよを重んぜよ」(4-17)より長文。
	7	真正な勇者	同一	『高小修身書』「度量」(2-5)、前半は『史記』「廉頗・藺相如列伝」を参照。

	9	寛大	類似	検定『普通小学修身談卷之二上』「呂蒙正の徳量」に内容同じ。
	10	愚人の迷信(一)	同一	『尋小修身書』「めいしんをさげよ」(4-15)
	11	愚人の迷信(二)	同一	『尋小修身書』「めいしんをさげよ」(4-15)挿絵は朝鮮化同一。
	12	慈善	同一	『尋小修身書』「じぜん(慈善)」(3-18)と『新編修身經典尋常小学校用』「鈴木今右衛門氏夫婦(二)」(4-17)と同様。
卷 4	2	職業	類似	『新編修身經典尋常小学校用』(4-5)「職業のたふときこと」
	3	共同	同一	『尋小修身書』「きょどー(共同)」(4-8)挿絵、内容同じ。
	8	租税	類似	『尋小修身書』「のーぜい」(4-21)と比較して詳細に説明。
	10	博愛	参考	『高小修身書』「博愛」(1-26)ナイチンゲールの博愛行為。
	11	動物の待遇	類似	『高小修身書』「生き物をあはれめ」(1-24)
	12	赤十字社	類似	『尋常小学読本』「赤十字社」(8-9)から引用、挿絵構図同じ。
	13	朋友	同一	『高小修身書』「朋友」(2-4)と同じ、文末の「水は方円の器に従い、人は善悪の友による」の格言も同じ。

注1：省略した教科書名

『尋常小学修身掛図』→『掛図』 『尋常小学修身書』→『尋小修身書』

『高等小学修身書』→『高小修身書』

注2：学年と課の表記例-第2学年用第1課→(2-1)と表記した。掛図の番号は表示と同じ。

【図2-7】『普通学校学徒用修身書』と『尋常小学修身掛図』の挿絵



卷2第3課「他人に妨碍をあたえないこと」

『尋常小学修身掛図 25』「人に迷惑をかけるな」

上に大小便をすることは不潔で悪臭を放ち文明国では決してありえないことである」を追加して大小便の行為を咎める文章が記載されている。

日本人編纂者の朝鮮人に対する視線が濃厚に反映している記述になっている。扱う題材は同じであるが、朝鮮の社会や現状を否定的に表現している教材である。朝鮮の民度や現状を低く評価した視点で教材化され、日本の教科書では一般的に描き出している事象を否定的に叙述していることがわかる。

(3)教科書に収録されている人物の特色

国定修身教科書の各課の教材は、徳目に関連する人物を取り上げて逸話と訓示、格言で構成されている。尋常1・2学年では適切な歴史的人物の逸話が少ないので、主に仮説物語の仮名的人物で展開され、尋常3・4学年や高等小学向けでは歴史的人物の偉業や逸話が取り上げられている。『普通学校学徒用修身書』も基本的に『尋常小学修身書』の編纂方針を参考にしているため、仮名的人物と歴史的人物で構成されている。仮名的人物の教材は太郎という日本人名を福童という朝鮮人名に変更しただけで徳目や内容に大きな差は見られないが、歴史的人物や偉人は国籍や徳目との関連で『尋常小学修身書』と『普通学校学徒用修身書』と私立学校教科書『初等修身』では大きな違いがある。どのような歴史上の人物が教材化されているのかを示したものが【表2-9】である。

『尋常小学修身書』では、神武天皇、天照大神、後光明天皇、明治天皇、徳川吉宗、二宮金次郎、楠正成・正行、八幡太郎義家、貝原益軒、徳川光国、角倉了以などの日本人が23名、外国人はワシントン（米国）、ネルソン（英国）、ジェンナー（英国）などの西洋人が5名。これに対して『普通学校学徒用修身書』では、日本人は二宮尊徳のみで、朝鮮人は高麗の徐弼と光宗の2名、中国人は司馬温公や張公芸、荀巨伯、廉頗、藺相如などの6名、西洋人はワシントン、フランクリン、ナイチンゲールの3名である。

『普通学校学徒用修身書』で教材化された日本人は尊徳のみで、日本人が多く取り上げられている「併合」後の総督府編纂の修身教科書と比較すると非常に少ないと言える。尊徳の教材化は篤農家であり勤勉や孝行などの徳目の逸話に適しているからであるが、甲午期の学部編纂教科書『新訂尋常小学』に教材化されていた小野道風や塙保己一などは採択されていない。日本人が教材化されなかった背景は、大韓帝国の修身教科書に日本人の偉人を掲載することへ朝鮮側の抵抗や批判、反発を考慮したと考えられるが、『尋常小学修身書』で教材化されている歴史的日本人は朝鮮人にとって関連が薄く、また、天皇への忠義や教育勅語に関連する愛國心の題材のため不都合であったと言える。中国人を扱った修身教材に関しては、朝鮮人が受け入れやすい『世説新語』や『史記』「廉頗・藺相如列伝」など中国古典に依拠した儒教的規範や徳目を取り上げた構成となっている。西洋人の題材は生活の規律化や自主的態、進取の気性、博愛などの徳目を教材化して、文明国の

【表2-9】 各修身教科書に登場する人物一覧

『尋常小学修身書』	
日本人	神武天皇 天照大神 日本武尊 後光明天皇 明治天皇 徳川吉宗 二金次郎 楠正成 楠正行 八幡太郎義家 貝原益軒 徳川光国 角倉了以 松平定信 高杉晋作 久坂義助 谷村計介 田辺晋斎 伊藤冠峰 河野通有 南宮大湫 木口小平 高田善右衛門
西洋人	ネルソン(英) ダゲッソー (仏) ジェンナー(英) ワシントン(米) ソクラテス(ギリシャ)
中国人	なし
朝鮮人	なし
『普通学校学徒用修身書』	
日本人	二宮尊徳
西洋人	ワシントン (米) フランクリン (米) ナイチンゲール (英)
中国人	司馬温公 張公芸 荀巨伯 廉頗 藺相如 呂蒙正
朝鮮人	徐弼 光宗
朴晶東著『初等修身』	
日本人	なし
西洋人	なし
中国人	なし
朝鮮人	李栗谷 李退溪 趙光祖 姜希孟 貴山 安裕 崔碩 鄭夢周 徐敬徳 文貞公曹植 李舜臣 郭再祐 李後白 黄宗海 文康公李之 柳鼎模 河瑤

西洋人と「長い煙管を口に含んで怠惰な生活をしている」非文明国の朝鮮人を対比させる役割も担っている。

そして、最も顕著な特徴は『尋常小学修身書』の日本人と比較してわかるように大韓帝国の修身教科書でありながら、ほとんど朝鮮人の歴史的人物や偉人を教材化していないことである。仮名的人物を除いて朝鮮人で教材化されている人物は、主従の関係を説いている「身分と衣服」(3-3)の賢臣の徐弼と高麗王朝の光宗だけである。朝鮮人の偉人が登場していない理由について、先行研究では朝鮮総督府教科書編輯課長の小田省吾が教科書編纂趣意書において、「朝鮮人は模範とするに足る人物少し」と記していることから教材化していないという指摘がなされている⁸¹。小田省吾が述べている「模範とする人物」が歴史上の偉人を指すかは定かではないが、歴史上の朝鮮人の偉業や偉人を修身教科書の登場させることは、自国の伝統・文化への自信や誇り、愛国心につながる可能性があり、学部日本人編纂者は積極的に朝鮮人の偉人を選択して教材化する姿勢はなかったと言える。

このように『普通学校学徒用修身書』は大韓帝国の教科書であるが、学部の日本人編纂者によって朝鮮の偉人や歴史上の人物を徳目と結んで教材化されていない。しかし、【表2-9】からわかるように私立学校の修身教科書では、当然であるが朝鮮人が取り上げられ教材化されている。学部の教科書検定で認可された朴晶東著『初等修身』(1909年)では、朝鮮人の偉人のみで構成されていて、高麗末期の官僚・性理学者の鄭夢周、朝鮮王朝を代表する朱子学者の李退溪や李栗谷、学者で官僚の趙光祖、壬辰倭乱で活躍した李舜臣など高麗や朝鮮王朝期の学者や官僚が多く教材化されている。もちろん、この『初等修身』は検定認可の修身教科書であるので、統監府が「排日教科書」として見なすような内容の教材で構成されていないが、そのような状況を考慮しても朝鮮人の人物逸話から構成されていることに注目すべきである。

『普通学校学徒用修身書』の朝鮮人不在の教材構成は、意図的に朝鮮の偉人を排除した結果であり、日本人編纂者が徳目に関連する朝鮮人とその逸話を開発して教材化する意志もなかったと考えられる。学部の朝鮮人編纂者が関わっていれば、朝鮮人の偉人の教材選択の幅が増えていたかもしれないが、日本人主体の教科書編纂を考慮すると可能性は低かったと思われる。統監府は日本の保護国支配を受け入れる従順な朝鮮人に教化するために、「懶惰」視する朝鮮人を勤勉、規律、儉約、信用、正直、謙虚、清潔、忍従などの徳育を中心に教授する必要があった。そのためには、歴史的人物や偉人の逸話よりも、徳目を教材化しやすい仮説物語の仮名的人物で展開することの方が容易であった。

4. 『普通学校学徒用修身書』の特性

普通学校における修身の教授要旨は、普通学校令施行規則に「学徒ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導スルヲ要旨トスベシ実践ニ適合シタ近易事項ニ依ツテ品格ヲ高メ志操ヲ固クシ徳義ヲ重ンジル習慣ヲ養ウコトヲ務ムベシ」と規定されている。「学徒ノ徳性ヲ涵養」と記されているが、どのような徳性を重視するかは定かではない。学部官僚や教科書編纂統括者の三土忠造らはこの点に言及している。学部は「特ニ重要視スベキ徳育ニ関シテハ、儒道ノ基本タル五倫五常ノ道ヲ主眼トシ、且現時ノ社会ニ必要ナル公德心、義務心ノ涵養ニカメ、勤勉、著実、規律、信用等ノ徳目ニヨリ、實際的人物ヲ養成スルヲ以テ教養ノ本義トナセリ⁸²」と公德心、義務心、勤勉、著実、規律、信用などを挙げている。三土自身も「朝鮮人に殊に欠けて居る徳性に重きを置いて道徳教育をすると云うことが最も急務中の急務だらうと思ふ、朝鮮人には勤儉力行、責任及び義務の観念、廉潔方正、公共心などの法性が著しく欠けて居る⁸³」と勤儉力行や公共心などの欠如を指摘している。

これら朝鮮人に欠如していると思なされている徳目の指摘は、学部の日本人官僚のみの見方ではなく、当時の日本人の朝鮮人観に根ざしたものである。趙景達は「日清戦争の勝

利が近代日本の自信を喚起したことによって、中国・朝鮮が徹底的に他者化され、悪徳の中国＝支那観とともに朝鮮人劣等認識が決定的なものになったのは間違いない」として、朝鮮未開イメージとともに朝鮮人劣等イメージが広く流布され、無為無能で懶惰な朝鮮人という「朝鮮人懶惰論」が形成されていったと指摘している。そして、「日露戦争をへて韓国併合を成し遂げると、停滞・落後の朝鮮認識は、日本の朝鮮植民地化を合理化するための最大のイデオロギー的根拠となっていく」と言及している⁸⁴。

『普通学校学徒用修身書』もほとんどの教材が日本の修身教科書である『尋常小学修身書』と『高等小学修身書』から引用されていて、三土の指摘する朝鮮人に欠如している徳性や朝鮮人「懶惰」観などから二宮尊徳の逸話や衛生と伝染病、遊惰な生活を戒める話など勤儉や公德心、規律化重視の徳目教材が重視されている。『普通学校学徒用修身書』の編纂上の特色は、「社会における心得」と「個人としての心得」に関連する教材が非常に多く、孝行や忍耐、誠実、従順、正直、礼儀、約束、寛大などの徳目は、日本の教科書のものを修正せずに教材化している。

これに対して清潔や公衆衛生、勤労、規律などの教材は、朝鮮の否定的要素を強調して朝鮮の「弊習」として編纂されている。そして、「国民としての心得」に関連する教材が非常に少ないことも編纂上の特色である。「国民としての心得」として日本の『尋常小学修身書』では「天皇・皇室」や「忠君」「忠義」「愛国」「兵役」などを題材としたものが多いが、『普通学校学徒用修身書』では「皇室」を除いて他に該当するものは見当たらない。『尋常小学修身書』には教育勅語の旨趣に基づき「忠君愛国ノ志気ヲ養ハシムヘシ⁸⁵」ことが修身の教授要旨に示されているが、大韓帝国の教授要旨にはそれに該当するものは教示されていない。

駒込は統監府期から 1910 年代にかけての朝鮮の統治体制の中の教育内容面について、「文明化の恩恵を標榜し、前近代的な被治者意識に、近代的な規律・訓練を加味した従順な人間像を浸透させることを狙いとしていた⁸⁶」と指摘している。『普通学校学徒用修身書』の編纂方針も同様で、朝鮮人には愛国心につながる民族や国家に対する関心や意識をもたせず、勤勉、規律、儉約、信用、正直、謙虚、清潔、忍従などの徳育を中心に教授して「懶惰」な朝鮮人を教化し、日本の保護国支配を受け入れて労働を厭わない従順な朝鮮人の育成をしようとすることにあった。

第 4 節 日本語の必修教科化と強制—『普通学校学徒用日語読本』—

1. 『普通学校学徒用日語読本』について

(1) 『普通学校学徒用日語読本』の概要

統監府期の日語教科書に関しては、前任者の幣原坦によって 1906 年頃に編纂されたと思われる学部編纂『日語読本』（学部編纂局印刷）（全 2 巻）と 1906 年から 1907 年頃に発行されたと推測される学部編纂『日語読本』（大倉書店印刷）（全 2 巻）の教科書の存在が指摘されている⁸⁷。ただし、これらの教科書には奥付がなく第 2 巻までの発行であるので、全普通学校に配布されどの程度、実際に日語授業で使用されたかは定かではない。本節では統監府統治下の大韓帝国の普通学校において実際に使用された三土忠造らが編纂した『普通学校学徒用日語読本』⁸⁸を分析対象とした。

『普通学校学徒用日語読本』には国文（ハングル字）が一切なく漢字と片仮名・平仮名のみで構成されていて、漢字と国文で構成されている『普通学校学徒用国語読本』や『普通学校学徒用修身書』と大きく異なる。また、日本の国語読本教科書を参考にして引用しているものもあるが、他の学部編纂教科書と比較すると日本の教科書からの引用の割合は少ない。国語教科書である文部省『尋常小学読本』巻 1 の入門指導では片仮名から始まり

漢字は使用されていない。それに対して『普通学校学徒用日語読本』巻1には「本 教場先生」といった初学年の日本語入門期にもかかわらず仮名でなく漢字から始まっている点に特色がある。

三土忠造の『普通学校学徒用日語読本』も他の教科の教科書と同様に短期間で編纂された。三土の伝記に「三土は日語読本の編纂を急いだ。編集の仕事は国文典で経験済みであったから順調に巻一を仮印刷で、九月の新学期に間に合わせ、つづいて巻二、三、四と突貫作業で編集し十一月には、仮印刷ながら予定の読本を配布することができた。(中略)この日本語の教科書は東京の大倉書店で本印刷にして翌年の新学年から本格のものが使用された⁸⁹⁾と記されているように、1906年8月の普通学校令公布の6ヶ月後の1907年2月に初版が刊行された。短期間で急いで編纂されたため、編纂趣意書や教授細案などのものは確認できていないので、正確な編纂経緯や方針は不明である。それ故、編纂関係者の言辭や教材構成、内容から検証していくことになる。普通学校令施行規則第9条において日本語教育の要旨は以下のように記されている。

近易ナ会話ト簡易ナ文法ヲ理会サセナガラ作文サセ实用ノ資ヲ要スベシ近易ナ会話カラ始メ簡易ナ口語文ノ読法ト書法ト作法ヲ併セテ授クベシ实用ヲ主ト為シ学徒ノ知識程度ニ随ッテ日常須知ノ事項ヲ選ビ教ヘ発音ニ注意シ正当ナ日語ヲ熟習サセルニ務ムベシ国語ト連絡スルコトニ務メ時々国文ニ翻訳サスベシ⁹⁰⁾

この内容におけるように統監府は、普通学校における日本語教育に対して日常的な会話と文法を中心に実用性を重視し、簡潔な会話から始めて朗読、書込み、作文などを教えて正確な発音に留意することを強調している。この当時、当然であるが朝鮮人生徒は日本語を外国語として認識していたことから、実用的な会話を中心として読み書きを教授することによって日本語に対する負担と拒否感を軽減して、日本語学習の動機を高めようとしていることがわかる。そのため、『普通学校学徒用日語読本』の教材構成では、巻1から巻4までは日本語習得に関わる言語教材が中心となっていて課名の表題は付けられていない。教材の内容も単語－短文－文章形式で日本語初級課程での基本文型で構成されていて、巻1の登場人物は総て朝鮮人で学校生活や日常生活の教材で編纂されている。巻1から巻4までは場面の情景を示す挿絵(図2-8)も多く挿入されていて、1巻には15種、2巻には17種、3巻には13種、4巻には13種、5巻には14種、6巻には10種、7巻には13種、8巻には9種の総計104種が収録されている。また、学習成果の確認と定着のため本文中で学習した文型を使用した短文・句が提示された練習問題が設けられている。

【図2-8】学校生活を描いた『普通学校学徒用日語読本』の挿絵



巻1第27課の挿絵



巻1第22課の挿絵

そして、巻1から巻4までの日本語指導を終えた後、巻5から巻8までの教材では、修身や地理、歴史、理科、実業などに関連したまとまった文章で構成されており、内容を示す表題も付けられている。教材としては朝鮮の民度や公衆道徳の低さを強調する教材や日本の実生活に関わる教材、朝鮮と比較した日本の文明化を強調した内容で構成されるようになる。そして、文部省の『尋常小学読本』から関連する教材を再構成して、朝鮮を保護国とした日本の政策を説明して、統監府の朝鮮支配を正当化するものとなっている。

『普通学校学徒用日語教科書』は、普通学校において第1学年から朝鮮人生徒に日本語を必修科目として強制する最初の教科書として注視しなければならないものである。ただし、大韓帝国は保護国ではあったが大韓帝国は存在しており、実力養成と国権回復を目指す広範な朝鮮人の各種団体組織、私立学校などからの日語教育と日語教科書に対する強烈な抵抗により、日本語を「国語」と見なして朝鮮人に強制する教科書の構成には至っていない。

(2) 先行研究

日本語教育の観点から『日語読本』の言語要素に焦点を当てた研究がなされている。李笑利は幣原坦が関与した学部編纂『日語読本』の仮名遣や新出漢字、品詞別語彙量、主要文型などを分析して、保護国期の日本語教育について論考している⁹¹。上田崇仁は保護国期の日語読本として、奥付がない幣原の学部編纂『日語読本』（学部編輯局出版）と学部編纂『日語読本』（大倉書店印刷）、そして三土忠造の『普通学校学徒用日語読本』の三種類読本が存在していることを指摘し、三種類の読本の仮名遣と語彙の異同を明らかにした⁹²。また、日本語を教えるための配慮やどのような話題でどのような語彙が使用されているかを分析して、語彙が話題に沿った文脈の中で示されていることや動詞の提示方法などを解明している⁹³。この他、김보예（キムボウエ）は文字、語彙、文型、文法事項（活用型）などを分析して『普通学校学徒用日語読本』の主要学習事項の提示方法を明らかにした⁹⁴。朴性姫は開化期の日本語教科書として、日本人が編纂した『普通学校学徒用日語読本』と朝鮮人が編纂した『独習日語正則』を比較してその特性を考察している⁹⁵。『日語読本』の言語的観点からではなく、『普通学校学徒用日語読本』に掲載されている挿絵について論考した성윤아（ソンユナ）・김은경（キムウンギョン）の研究⁹⁶や統監府の歴史教育政策の視点から歴史的教材の内容を分析したキムキョンミの研究⁹⁷がある。その他、日本語教育と日語教科書との関係を論考した韓中瑄のいくつかの論文がある⁹⁸。

『普通学校学徒用日語読本』に対する評価としては、教科書の中の朝鮮と日本の観点から教材内容を固有名詞や挿絵の頻出度から分析した李淑子は、「保護政治期初のこの日本語教科書は、その中に「朝鮮」と「日本」を織り交ぜながらも、この時期にはまだ単なる語学教科書であった⁹⁹」と言及している。佐藤由美は李淑子の分析結果を要約して、『普通学校学徒用日語読本』の巻5や巻6では朝鮮に対する否定的な表現があり、巻7や巻8では日本紹介の課や日清・日露戦争を題材にした課が多いことを指摘して、「併合前の保護国期にこれだけ日本を宣伝し、その優位性を説いているのであるから、語学教科書の域は越えている¹⁰⁰」と指摘している。このような先行研究の中で、『普通学校学徒用日語読本』に対する日本の国定教科書である『尋常小学読本』の影響について指摘しているのがキムヘリムの研究で、『普通学校学徒用日語読本』は『尋常小学読本』の強い影響力を受けているが、保護国期の韓国の状況や朝鮮人学習者を考慮して大韓帝国の日本語教科書としての独自性が認められると指摘している¹⁰¹。本節では『普通学校学徒用日語読本』のねらいを明確にするために、文部省の『尋常小学読本』の『編纂趣意書』に提示されている教材の分類項目を『普通学校学徒用日語読本』に設定して分析をおこなう。

2. 日本の『尋常小学読本』との比較

『普通学校学徒用日語読本』は編纂期間の短さや教材開発の制約などを考慮すると教材構成・内容の面で既に日本で使用されていた文部省の国定『尋常小学読本』を参考にしたと考えられる。実際、『尋常小学読本』から教材や挿絵などを引用して参考にしている。しかし、他の学部編纂教科書と比較すると文部省教科書からの引用の割合は少なく、また、初学年の日本語入門期にもかかわらず仮名でなく漢字から学習が始まっている点など『尋常小学読本』と異なる面も見られる。特に仮名遣表記と文字学習の順序は、日本語教科書でありながら『尋常小学読本』とは大きく異なった構成で編纂されている。その背景には、第1節で述べたように日本語普及と「実用」「処世」を重視した日本語教育の方針や朝鮮人生徒の書堂での漢字既習経験、三土忠造の読本編纂法の考え方などが反映していると考えられる。ここでは、『普通学校学徒用日語読本』編纂過程における『尋常小学読本』との関連を照射して、朝鮮人生徒が学習する日本語教科書である『普通学校学徒用日語読本』の特色を明らかにする。

(1) 『尋常小学読本』からの引用・参考教材

先行研究でも言及されているが、『普通学校学徒用日語読本』には『尋常小学読本』の教材を引用したり参考にしたりにして作成された課があり、【表2-10】は該当している課を示したものである¹⁰²。『尋常小学読本』の巻1・巻2には課名がなく、『普通学校学徒用日語読本』の巻1から巻4も課を示す数字のみで課名は付けられていない。そのため、便宜上の課名を[]内に表記した。ほぼ『尋常小学読本』と同一の課が『普通学校学徒用

【表2-10】『日語読本』と『尋常小学読本』の類似・参考教材

『普通学校学徒用日語読本』		『尋常小学読本』		分類	
巻	課	巻	課		
2	1	[東西南北]	3 13	シホー	類似
	10	[時計]	3 20	とけい	参考程度
	12	[雪]	4 14	ゆき	類似
	19	[子犬の話]	2 —	[子犬の話]39頁～41頁	類似
	25	[手紙]	4 16	てがみ(1)	類似
			17	てがみ(2)	類似
3	23	[駅と汽車]	5 11	汽車のたび(1)	類似
4	10	[ずる賢い馬]	—	[ずる賢い馬]46頁～49頁	同一内容
	12	[食欲な犬]	2 —	[食欲な犬]42頁～44頁	同一内容
	16	[火遊びと火災]	24	[火遊びと火災]24頁～26頁	類似
5	14	馬ト牛	4 2	ウマ ト ウシ	類似
	24	船長の話(1)	7 18	航海の話(1)	同一内容
	27	貯金	8 4	貯金	参考程度
	29	雷	5 16	雷のおちた話	同一内容
6	4	洪水	5 22	大水	類似
	5	洪水の原因			
	8	公園	7 8	公園	類似
	10	地球(1)	8 19	地球(1)	参考程度
	11	地球(2)			
7	3	日本	8 3	わが帝国	類似
	14	東京	4 5	東京(1)	類似
8	4	日清戦争	6 18	明治二十八年戦役(1)	参考
			19	明治二十八年戦役(2)	参考

日語読本』の[ざる賢い馬]巻4第10課(以後4-10と表記)と[食欲な犬](4-12)で、これらの教材は他の検定教科書にも所収されている寓話である。その他、内容と文章が似ている課が、航海中の自然現象が述べられている「船長の話(1)」(5-24)などである。

また、「公園」も公園内の樹木や花を大切に扱う内容は類似しているが、文章や内容は異なっている。そして、文章の長短や表現の違いなどがあるが内容的には同じ教材として、[東西南北](2-1)、[雪](2-12)、[子犬の話](2-19)、[手紙](2-25)、[駅と汽車](3-23)、[火遊びと火災](4-16)「馬ト牛」(5-14)などがそれぞれ該当する。「日清戦争」(8-4)は『尋常小学読本』の「明治二十八年戦役(1)」(6-18)、「明治二十八年戦役(2)」(6-19)を参考にして新しく書き直したもので、直接的な文章の引用は見当たらないが内容は類似したものとなっている。

書堂経験者が多く年齢も高い朝鮮人生徒の特性を反映して、一般的に『普通学校学徒用日語読本』の文章は、『尋常小学読本』の類似教材の課と比較して長文で漢字が多く使用されている。『普通学校学徒用日語読本』の巻1から巻4までは日本語習得に関わる学習教材で構成されているため、朝鮮の植民地化を意識した題材や朝鮮を否定的に叙述したものはない。しかし、巻5以上の引用・参考教材では、本来『尋常小学読本』には記述されていない内容や文章が追加されて、朝鮮の民度の低さや否定的な視点での表現されている教材が存在している。「馬ト牛」(5-14)の教材文では馬の特性を説明した後に、「アル国ノ馬ワ大クテ、ズイブン強イケレドモ、韓国ノ馬ワ小クテ弱ウゴザイマス」のように記述して、『尋常小学読本』の教材にはない文章が追加されている。

その他、「洪水の原因」(6-5)では表現や内容が異なっていて、『尋常小学読本』の「大水」(5-22)では、「ちかごろは、むやみに、林の木をきるから、雨がふると、水が一どに、流れ出すものだ。それだから、林の木をきるにも、だんだんに、きって、そのあとに、木の苗をうゑつけるがよい。(中略)さうしておきさへすれば、たいていの大雨では、田や畑の流れるよ一なことはない。流れるよ一なことがないばかりではなく、川の水のかれるよ一なこともないのだ。それだから、川上の林はだいにして、むやみに、きってはならん。」と、森林の貯水力と大水との関連を述べて森林保護と伐採後の植林の必要性を教示している。

これに対して『普通学校学徒用日語読本』の「洪水の原因」(6-5)では、「なぜ度度韓国に、洪水が起るか、知っていますか。韓国内を旅行してごらん下さい。何所へ行つても、山にお殆ど木がありません。これが、たびたび洪水のおこる第一の原因です。山に木が茂っていると、草もたくさん生えます。そして、大雨が降つても、草や木わ、その水を留めておいて、少しずつ流れるとうにします。(中略)韓国にわ、堤防のない川が多うございます。これが、洪水のおこる第二の原因です。(中略)堤防がないから、四五日も雨が降りつずくと、すぐに水が溢れて、洪水になるのです。」と、森林の役割の視点よりも植林されていない朝鮮の山林と堤防の未整備の状況を強調した内容の文章になっている。『尋常小学読本』の教材を参考しているが、「洪水の原因」(6-5)は日本人編纂者の朝鮮に対する認識や偏見が反映されている教材である。

日本語教科書としての性格を考慮すれば、『普通学校学徒用日語読本』は『尋常小学読本』からもっと多くの教材を引用できたはずであるが、実際は『普通学校学徒用国語読本』の方が『尋常小学読本』から多くの教材を引用している¹⁰³。『尋常小学読本』からではなく、国定教科書発行以前の検定国語読本教科書からの教材の引用も考えられるが、文部省検定坪内雄蔵著『国語読本尋常小学校用』や文部省検定坪内雄蔵著『国語読本高等小学校用』、文部省検定金港堂『高等国語読本』、文部省編纂局『高等国語読本』などに該当する教材が見当たらない。検定教科書以外の文献からの引用とも考えられるが、『普通学校学徒用日語読本』は他の『普通学校学徒用国語読本』や『普通学校学徒用修身書』と比較

すると日本の教科書からの引用教材が少ないと言える。学部の日本人編纂者が朝鮮人生徒向けの日本語教科書としての教材特性をどのように考慮して構成したのか、この点に関しては後述の「3. 教材の分類と構成」で検討したい。

(2) 『普通学校学徒用日語読本』と『尋常小学読本』との相違点

教科書の文体に関しては、『普通学校学徒用日語読本』と『尋常小学読本』とは口語体と文語体の比率が大きく異なっている点である。『尋常小学読本』も口語体を重視して編纂されているためその比重は高いが、日本語を母語とする日本人生徒の読本教科書として、当然文語体も教材化されている。文語体は巻6から掲載され、22課中5課が配当され、巻7では23課中8課、巻8では20課中10課が文語体の教材で構成されている。特に巻8では第2課「新聞紙」の中にある商店に品物を注文する手紙の文例と第6課「焼物ト塗物」の中の品物の拝借文に候文が使用されている。『普通学校学徒用日語読本』では、総て口語体の教材で文語体で構成されている教材はない。日語の教授要旨にある「口語文ノ読法ト書法ト作法ヲ併セテ授クベシ実用ヲ主ト為シ学徒ノ知識程度ニ随ッテ日常須知ノ事項ヲ選ビ教ヘ発音ニ注意シ正ナリ日語ヲ熟習サセルニ務ムベシ」ことを目標としている『普通学校学徒用日語読本』には、文語体までは要求されていないためである。

このように同じ日本語教科書であるが、口語文と文語文使用の有無に大きな違いがあり、その他に巻1の第1課からの漢字の使用や仮名遣表記に違いが見られる。

①漢字から始める日本語学習

『尋常小学読本』の第1巻の最初の文字は片仮名の「イ・エ・ス・シ」で始まり、巻2の最後の課までは全て片仮名の学習となる。そして、巻3の途中から平仮名を導入して、その後簡単な漢字を学習して片仮名、平仮名と漢字を混用した表記で構成されている。これに反して、『普通学校学徒用日語読本』では、「本・教場・先生・運動場」のように漢字語彙で始まり、すぐに「長イ筆・短イ筆」「木ガアリマス・草ガアリマス」のような片仮名と漢字の表記になり、巻2で片仮名と漢字の文章となり巻3から漢字と平仮名の文章を学習する構成で編纂されている。

このような両教科書の文字指導の違いは、教科書の目的と学習者の特性の差にある。『尋常小学読本』の編纂にあたっては、東京の山の手の中流階級のことばを基準とした標準語が定められ、訛音・方言を矯正して国語の標準化を目標とした¹⁰⁴。そして『尋常小学読本編纂趣意書』には、「本書ハ発音ノ教授ヲ出发点トシテ児童ノ学習シ易キ片仮名ヨリ入りタリ¹⁰⁵」とあり、文字として簡易な片仮名を導入したことが記されている。

これに対して、『普通学校学徒用日語読本』は、簡易な片仮名を使用せずに漢字語彙から日本語学習を開始している。先行研究では書堂経験者が多い朝鮮人生徒の実状の反映と指摘されている¹⁰⁶。つまり、普通学校に入学する朝鮮人生徒の既習漢字の程度が高いと判断されたためだとされている。編纂趣意書が存在していないので片仮名よりも漢字を先行した明確な理由は不明確であるが、『普通学校学徒用日語読本』巻1の教材構成は、最初の課から漢字を使用した幣原坦の『学部編纂日語読本』を踏襲しており、【図2-9】でわかるように、両教科書の違いは挿絵の有無と仮名遣い表記の違いだけである。実際、『普通学校学徒用日語読本』の巻1・巻2は、幣原坦の『学部編纂日語読本』巻1・巻2と挿絵の挿入以外はほとんど同一構成である。このことから、漢字からの日本語学習は幣原坦の編纂方針であったことがわかる。幣原坦は学部の学政参与官に就任する前は、大韓帝国の官立中学校教員として招聘され、朝鮮人生徒を教えた経験を有しているため、その時の体験が反映している可能性がある。

【図2-9】幣原坦の『日語読本』巻1

人 生 新 本
 ガ 徒 聞 ヲ
 本 本 本 本
 ヲ ヲ ヲ ヲ
 読 読 読 読
 ミ ミ ミ ミ
 マ マ マ マ
 ス ス ス ス
 第六課

第5課 文字のみ

学部編纂『普通学校学徒用日語読本』巻1



第5課 文章と内容を示す挿絵

このように『普通学校学徒用日語読本』は、幣原坦の『学部編纂日語読本』巻1・巻2の日本語の教授課程を受け継いでいることから、三土忠造自身も日本の国語読本教科書の片仮名からの文字学習ではなく、朝鮮人の学習環境を考慮した漢字からの指導法を取り入れている。しかし、理由はそれだけでなく従来の先行研究では指摘されていないが、三土忠造が考えている文字教授法を朝鮮の教科書に試行した面もあると考えられる。三土忠造は片仮名、平仮名、漢字の学習順序に関して、従来の読本教科書の配列に疑問を提している。『尋常小学読本』では最初に片仮名を全て教えてから、次に平仮名を学習し、二種類の仮名を修得した後に漢字を学習する配列になっている。このような文字学習の順序に対して三土は次の様な自説を展開している。

漢字ニモ大太人口一三五六七八九十日等ハ、平仮名ノねれをぬむほ等ニ比スレバ遙カニ簡単ニシテ書キ易シ。且ツ「大キナ犬」「太イ人」「マリーツ」等ノ觀念ハ、極メテ児童ニ解シ易シ。彼ノ片平両仮名百字ヲ教エンガタメニ、往々器械的ノ工夫ヲナスヨリモ、是等ノ仮名ト混ジテ、右ノ如キ句ヲ以テ简单ナル漢字ノ教授ヲ初メバ一方ニハ材料選択ノ自由を得一方ニハ、書方ノ難易ノ順序ニヨルヲ得ベシ。(中略)唯今日ノ如ク両仮名ニ熟シタル後ニアラザレバ、漢字ヲ加ヘザルガ如キハ必ずシモ、必要ナラザルベシト考フルナリ¹⁰⁷。

従来の片仮名から平仮名、漢字へと教授する段階的な文字学習ではなく、漢字を含めた簡易な文字、文からの学習過程を論じていて、実際に『普通学校学徒用日語読本』の巻1第1課から第2課までは学校関連の漢字のみが示されているが、第3課以降は「長イ筆」「太イ筆」「大イ生徒」「小イ生徒」などのように文字だけでなく形容詞+名詞の文で、第6課では「木ガ、アリマス。草ガアリマス。」、第8課で「アスコニ、大イ牛ガ、居マス」の主語述語の単文学習となっている。『尋常小学読本』では漢字と片仮名を使用した文は、巻3第13課で「日ガ アサ、ハヤク、デル」でようやく学習することになり、文字の使用の順序に関しては大きな相違がある。

②仮名遣い表記の相違

仮名遣い表記は日本の『尋常小学読本』と幣原坦の学部編纂『日語読本』（学部編纂局印刷）は、長符号仮名表記法と歴史的仮名表記法を採択している。つまり、幣原坦は日本の国語読本教科書の仮名遣いを踏襲して編纂しているのである。それに対して三土忠造の

『普通学校学徒用日語読本』は長符号仮名表記法ではなく子音語の長音表記方式で表記されている。例えば「テッポー」の長音に該当する部分を「ー」で表記する長符号仮名表記ではなく、「テッポウ」と母音を使用する方式である。また、歴史的仮名遣い表記ではなく、実際の発音にもっと近い表音式仮名表記法を採択している。この仮名遣い表記においても、三土忠造がこれまで考えていた仮名遣い法を朝鮮の教科書に試行した面もある。仮名に対して三土忠造は次のように語っている。

仮名ハ音聲ノ符号ナリ。音聲アリテ而シテ後之ヲ表ハスベキ仮名ノ生ジタルナリ。(中略)然ルニ音聲ハ変遷スルモノニテ、五十音ニテ表出セラレタル音声中、今日通常ノ音聲に発セザルモノアルニ至レリ。例ヘバエキヲノ如キハ Wi、We、Wo ト、正シク発セシナルベシト雖モ、今日ハイ^主、エ^エ、オ^ヲ、ノ間區別ナク、ツマリエキヲナル音聲ハ、通常語中ニ存セザルニ至レリ(中略)又タ今日ハ、はヲわ、へヲえト同様ニ発音スレドモ、昔ハ正シク発セシナルベシ(中略)今日ハはハわニ転シ、ひはい、へハえニ帰シ、其間ニ區別ナク、斯ノ如ク書カントセバ、大ニ時間ト労力トヲ費サザルベカラズニ至レリ。時間ト労力トヲ費シテ之ヲ学ブハ、実ニ愚ナルガ如シ¹⁰⁸。

このように三土忠造は合理性を優先することを主張して、「余ハ仮名遣ニツキテモ、音ノ儘ヲ写スヲ便利ナルヲ」信じるものであるとしている。しかし、実際の日本の状況では「今日到底行ハルベキノ説」ではないので、読本編纂法として論じるに当たっては「固ク此説ヲ主持スルコト能ハズ」と、現状の日本の国語読本の編纂法に従うとしている。このように三土忠造は仮名に関して独自の見解をもっていたが、敢えて日本の読本教科書の編纂には反映させようとはしなかった。しかし、朝鮮人生徒が学ぶ『普通学校学徒用日語読本』編纂においては、日本の読本と同様の歴史的仮名遣いを踏襲した幣原坦の日語読本と異なり、「私わ、学校え行く」の記述のように助詞を「音聲ノ儘ヲ写ス」方式を取り入れて編纂している。

先行研究では指摘されていないが、三土忠造は朝鮮での日本語教科書編纂にあたっては、日本国内の国語読本教科書の編纂方針の制約を気にせず、大胆に持論を実行している点に注目すべきである。

3. 教材の分類と構成

(1) 日語教材の分類項目の設定

『普通学校学徒用日語読本』には「編纂趣意書」の類いは存在しないが、『尋常小学読本』を参考としているので、分類の目安としてその「編纂趣意書」を参考にした。『尋常小学読本編纂趣意書』第三章材料の第一項「材料ノ選択」では、義務教育を有効なものにするために価値のある学習材料を選択してを配列したとして、「修身ニ関スル材料」「理科ニ関スル材料」「地理ニ関スル材料」「歴史ニ関スル材料」「実業ニ関スル材料」「国民教科ニ関スル材料」に関する材料を示している¹⁰⁹。「実業ニ関スル教材」は、農工商に関する必要な知識で、農業関連では農具、栽培、収穫、養蚕など、商業関連では売買関係、外国貿易など、工業関連では工業の種類工業製品などの材料が示されているが、『高等小学読本』の趣意書の実業に関する材料に「勤勉利用ノ心ヲ養ヒ又ハ信用ヲ重ンスベキ慣習ヲ養フニ足ルヘキモノ¹¹⁰」も記載されているので、それらに該当する材料も追加した。

また、「国民教科ニ関スル」材料では、「主トシテ軍事及一般制度ヨリ採リ軍事ヨリハ軍艦、軍人、入営、赤十字社等ニ関スル事項ヲ選択シ、制度ヨリハ郵便、電信、選挙、議会、行政機関等ニ関スル事項ヲ選択セリ¹¹¹」と示されている材料の他に、『高等小学読本』の趣意書の国民教科に関する材料で示されている分業、貨幣、物価などに関する事項¹¹²や

今日の社会生活に必要な知識なども追加した。これらの材料の他に日常生活上において必要な知識に関連する教材は、朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』の編纂趣意書の記述事項にある「処世上必要ナル普通事項」¹¹³を参考にして「処世上必要ナル材料」を設定して分類した。

『普通学校学徒用日語読本』の教材の分類項目では、これらに関連する題材や材料を選択・整理するようにした。教材の分類項目作業にあたっては、第1巻から第3巻までは単語と短文、簡単な文章で構成された日本語文型の習得と日常的な対話形式の文章が中心であるので、第4巻から第8巻の教材内容を分析対象にした。

(2) 『普通学校学徒用日語読本』の教材構成

①修身に関する教材

修身に関する教材【表2-11】では物語として提示されているものもあるが、内容としては節約や勤勉、公衆道徳、清潔などを中心としたものである。期待される普通学校の生徒としての行動や心得を示しているのが、「新学期」(5-1)や「卒業式」(8-19)、「校長の演説」(8-20)である。「私等ガ入学シタ時ニワ、チョウド五十人アリマシタガ、イツショニ卒業シタ者ワ、三十八人ダケデズ」という文章から、当時の普通学校の退学状況や規模がうかがえる教材である。「二人ノ決心」(5-6)と「金持ニナッタ老人」(5-26)では、露骨に儉約と勤勉、貯蓄を推奨し、「老人三人の話」(6-14)では勤労が健康維持に役立つことを強調している。また、「よい小僧」(7-13)では、商人の心得として親切・礼儀・正直の大切さを教示している。これらの修身徳目は統監府の統治に従順な朝鮮人の養成に必要なものである。

先行研究でも指摘¹¹⁴されているが、「ドイツの子ども」(6-9)や「公園」(6-8)の教材では、公園の樹木を折ったり隣家の果物を取ったり道路に大小便をしたりする朝鮮人の道徳

【表2-11】「修身ニ関スル材料」一覧

巻	課	課名	内容
4	9	[正直な肉屋]	正直に商いをして良い肉を販売するので繁盛する。
	10	[ずる賢い馬]	楽をするためにわざと川を渡る時に倒れる馬の悪智恵。
	12	[食欲な犬]	川面に映った己の姿を肉を啜えた他の犬と思い吼えて肉を落とす犬。
	14	[入浴と清潔]	入浴によって体を清潔にすること、汚れた身体は不潔。
	16	[火遊びと火災]	火遊びで大火事が起こること、火遊びはしない。
	21	[健康な生活]	体を清潔にして暴飲暴食はせず毎日運動をすることが健康の秘訣。
	26	[賓客に対する対応]	賓客に対する態度と対応の作法。
5	1	新学年	月日の経つのは早いので毎日学校に行って勉強すること。
	6	二人ノ決心	正直で貧乏だった二人の男が儉約と勤勉により金持ちになったこと。
	26	金持ニナッタ老人	儉約貯蓄の大切さ。
6	8	公園	外国には美しい公園があり花を採ったり枝を折る人はいない。
	9	ドイツの子供	公園での公衆道徳を守るドイツ人と公衆道徳を守らない朝鮮人。
	14	老人三人の話	健康保持のための運動と食事、粗食と労働に励む農夫の健康。
7	13	よい小僧	高等学校の学歴よりも親切・礼儀・正直の大切さ。
	15	議論と喧嘩	下品な人は議論で喧嘩をし上品な人は熟考して喧嘩をしない。
8	11	祈禱と薬(一)	無学な人が眼病を祈禱で治療しようとする愚かさ。
	12	祈禱と薬(二)	無学な人や未開の国では、医者の治療でなく祈禱に頼る人が多い。
	17	兵隊フリッツ(一)	戦場にいる父親にジャガイモを届けようとする息子の孝行。
	18	兵隊フリッツ(二)	親孝行のフリッツを賞讃する上官と喜ぶ父親。
	19	卒業式	卒業までの頑張りへの来賓祝辞と卒業後も仲良くしていくこと。
	20	校長の演説	卒業してどのような立場であっても努力して善い人になること。

心や公衆意識の欠如が強調されている。その他、近代的医療でなく祈祷や迷信に依存することの危険性を指摘した「祈祷と薬（一）」と「祈祷と薬（二）」の教材があるが、登場人物は作平という農夫の日本人と祈祷をする僧である。ここでは、祈祷や迷信を信じる朝鮮人の描写ではなく、無学が原因であるとして学校に行くことの重要性を強調している。

全体的に修身に関する教材では、勤勉性や礼儀、正直、貯蓄、公衆道徳などの徳目が中心で分類としては家庭における心得、個人としての心得、社会に於ける心得のみで日本の国語読本教科書の修身教材に収録されている皇室や国家に対する心得がないのが『普通学校学徒用日語読本』の大きな特色である。

②歴史に関する教材

歴史と地理は教科書が編纂されていないが、普通学校令施行規則に「地理歴史ハ特別ナ時間定メズニ国語読本及ビ日語読本ニ所載シタコトヲ以テ教授スル¹¹⁵⁾」と記されていることから、『普通学校学徒用日語読本』に歴史教材と地理教材が挿入されている。歴史教材に関しては、普通学校令施行規則の歴史教授要旨に「事跡ノ大要ヲ教ヘ国民ノ発達ト文化ノ由来ト隣邦ノ関係等ヲ知得サセルヲ以テ要旨トスベシ」としている。ここで注目すべきは「隣邦ノ関係等ヲ知得サセル」の部分で、日本との歴史的関係を重視するよう指示していることである。歴史関連の教材数は『普通学校学徒用国語読本』の方が多く、『普通学校学徒用日語読本』でも古代の日本と朝鮮の関係と保護条約前後の日本と朝鮮、中国を扱った巻7の3教材と巻8の2教材が配当されている。

これらの歴史教材【表 2-12】の内容に関して、問題点としてキムキョンミや李淑子、佐藤由美などの先行研究でも指摘¹¹⁶⁾されているが、日本側の視点や立場から朝鮮との関係が記述されていて朝鮮の歴史の独自性が希薄化されていることである。古代に日本と朝鮮が親密な関係を説明している「朝鮮と日本との交通」(7-4)では、「その時分わ、朝鮮わ日本よりも、よくひらけていましたから、日本でも朝鮮の人を雇って色々なことを習いました」と、朝鮮が日本に先進的な文化を伝えたことを記述している。しかし、その先進性は過去のもので、「奈良え行ってごらんない。朝鮮人の造ったもので、今の朝鮮人に造れないような立派なものが今でもございます」と表現して、現在の朝鮮の力量を否定している。そして、古代の日本と朝鮮の文化交流で日本に来た朝鮮人は「日本の人になつてしまつたものも、大勢ありました。ですから、今の日本人にわ、そのときの朝鮮人の子孫もずいぶんありましよう」と血縁的な親密性を強調している。

近代の日本と朝鮮の関係を教材化した「日清戦争」(8-4)では、朝鮮を属国視する清国と朝鮮を独立国として認める日本の立場を示して、清国の横暴から弱い朝鮮を守るために清国と戦争をして朝鮮の独立を認めさせたことが記述されている。「日露戦争」(8-15)では、「ろしやワ満州モ遼東半島モ取ツテシマオウトシマシタ。韓国ノ南ノホウエモ軍艦ヲ入レル港ヲ造ロウトシマシタ。ソウナレバ満州モ韓国モろしやノ物ニナツテ日本モダンノアブナクナリマスカラ日本ワ仕方ナク戦争ヲシタノデス」と、ロシアの軍事的野望によって満洲や朝鮮だけでなく、日本も危うくなるのでやむを得ず戦争をしたと述べている。

このように、日本は常に弱体で自立できない朝鮮を支援してきたことを提示して日本の

【表 2-12】「歴史ニ関スル材料」一覧

巻	課	課 名	内 容
7	4	朝鮮と日本との交通	古代日本より進んでいたので多くの朝鮮人が日本に来た。
	5	日本と支那との交通	古代日本より進んでいた中国から学んだ留学生と進歩する日本。
	3	天津条約	朝鮮を属国とする清国と朝鮮を独立国とする日本との条約。
8	4	日清戦争	日清戦争の結果、日本は清国に朝鮮の独立を認めさせたこと。
	15	日露戦争	大国ロシアに日本は勝利し満洲の鉄道と樺太をロシアから得た。

相対的な優越性を強調し、遅れた朝鮮を文明化させるために保護国としたことを正当化しようとした。『普通学校学徒用日語読本』の歴史に関する課は少ないが、統監府の植民地化教育の視点を具体的に示している教材である。

③地理に関する教材

前述したように地理も教科書が編纂されていないので、歴史と同様に国語読本と日語読本の中に教材化されている。朝鮮の地理教材【表 2-13】として朝鮮半島全体の地形や気候、周囲の海、主な河川と山脈、海岸線と主要な港が紹介されている。「韓国の海岸」(5-21)では朝鮮半島とその周辺の地図が描かれていて、地図内に慶尚南道などの道名と山脈、河川が記載されている。朝鮮半島の西側の海を黄海とし東側の海を朝鮮側の名称である「東海」にせずに「日本海」として日本の領土であることを暗示している¹¹⁷。日本の優越性を強調しているのが「日本」(7-3)と「隣国」(8-5)である。「日本」(7-3)では樺太から台湾までの日本の全領土を示す地図が掲載され、「千島ノ北ノ端カラ台湾ノ南ノ端マデワ、凡ソ千二百里モアルノデス」とその領土の広大さを述べた後、台湾は日清戦争で清国から譲られ、樺太の南部は日露戦争でロシアが日本に譲ったと記述して強国日本を強調している。また、「隣国」では「世界で一番大なるロシアと清国とわ二つとも我が国の隣りになっています。日本わこの二つの国に比べれば、たいそう小さいが強い国です。ですから、韓国は二つの大なる国と、一つの強い国との間にあるのです」と、大国と強国に挟まれている朝鮮の現状を述べた後、清国は「昔の事ばかりよいと思って新しい学問をする人が少ないから」強い国になれなかったけれど、それに対して日本は小国であるが「早くから新しい学問をしたから強い国になりました」と、日本の近代性を強調している。

特に交通の発達を扱う「京城東京間(一)」「京城東京間(二)」の課では、日本による鉄道敷設と汽車という近代化を象徴する交通手段の便利さを描写することで、朝鮮を近代化させる日本の優越的立場を示している。また、「京城カラ東京マデワ千マイル以上モアリマスガ、汽車ト汽船デ行ケバ、ワズカ六十時間デ行ケマス」と大韓帝国の京城から日本の東京への移動という視点ではなく、日本国内の移動と同じ視点で描写されている。また、挿絵も朝鮮の風俗は伝統的なもので描き、日本の姿は近代的な発展の姿と日本人の文化生活などを通して先進日本の姿と遅れた朝鮮を強調する構図となっている。

【表 2-13】「地理ニ関スル材料」一覧

巻	課	課名	内容
4	24	[上野公園]	東京の上野公園の様子。
5	3	韓国	韓国は細長い国で南北は長く東西は短い、南の方は温かいが北は寒い。
	19	島と半島	韓国は海と陸地に囲まれている半島、日本は海に囲まれた島。
	20	韓国のまわり	韓国の東の海を日本海、西の海を黄海、鴨緑江と豆満江、長白山脈。
	21	韓国の海岸	韓国の西、南の海岸は釜山、仁川など良港が多い、東海岸は元山。
	24	船長の話(一)	航海で体験する気象の変化とその様子、船上からの風景。
25	船長の話(二)	暑い国と寒い国での気象や昼夜の長さの違い、インドの様子。	
6	4	洪水	韓国では毎年洪水が起きて人々が亡くなり田畑も被害を受ける。
7	3	日本	日本列島と樺太、千島、台湾、琉球の説明と地図上の位置。
	6	日本の府県	韓国13道、日本3府43県、府県は韓国の道、知事は観察使と同じ。
	19	赤道	地球上で赤道を基準に北半球と南半球、昼夜が同じ月は3月と9月。
8	5	隣国	日本は大国ロシアと清国の隣の小さいが強い国、韓国はその間にある。
	13	京城東京間(一)	京城から東京まで汽車と汽船で60時間で行ける。
	14	京城東京間(二)	下関から神戸、大阪、京都、東京の新橋までの日本の様子。

④理科に関する教材

理科に関する教材【表2-14】は計31課もあり『普通学校学徒用日語読本』の中では最も多い教材数である。人体や動植物、天体、気象、物理現象などの内容で、理科書である学部編纂『普通学校学徒用理科書』の内容と比較すれば極めて初歩的なものである。ただし、単なる理科的知識を一方向的に説明するのではなく、生徒が興味関心を抱いて学習するような教材構成になっている。例えば「教育ノ芽」(5-2)や「桃の木」(5-17)、「冬の植物」(6-15)などでは、植物の生長の変化を観察を通して理解させ、「おはなと鏡(一)」(6-2)、「おはなと鏡(二)」(6-3)では、水蒸気によって鏡が曇り映っていた顔が見えなくなる現象から水蒸気について学び、「雨と雪」(7-1)では雨はどこから降ってくるかを予想した二人の生徒の議論から、水蒸気と雲、雨、雪との関係を理解する構成の文章になっている。また、「胃の説諭(一)」(6-18)、「胃の説諭(二)」(6-19)では、胃や手足、目、耳をそれぞれ擬人化して話し合う中で胃の働きを学ぶ構成となっていて、「星」(7-20)では夜空の星について、祖父と孫との会話から星の大きさを考える内容となっている。

このように理科的教材の全般的構成や内容を概観すると、「洪水の原因」のように朝鮮

【表2-14】「理科ニ関スル材料」一覧

巻	課	課名	内容
4	6	[山頂からの眺め]	山頂からの景色と川の流れて行き先。
	20	[露と霜、雨と雪]	気温が下がると露が霜に、雨が雪になる。
5	2	木の芽	冬芽の説明と春になった時の芽の変化。
	9	海の水	海水に塩分が含まれている理由。
	15	動物の色(一)	動物の色や蝶、蜂、魚、鳥などは草や木とともに世界を飾る。
	16	動物の色(二)	動物の色や昆虫、魚、鳥の色は自身を保護するためにある。
	17	桃ノ木	桃の種子の発芽からの生長の様子。
	18	雨	雨水は動植物や人間にとって重要、雨が降らないと海、川も干上がる。
	29	雷	雷は高い木に落ちることを教えた先生の注意を守ったので助かる。
	30	光と音	雷や鉄砲の光や煙りと音が同時でないことがある、光と音の距離の差。
6	1	空気	空気を吸わないと息苦しくなる、目に見えないけれど存在している。
	2	おはなと鏡(一)	水蒸気によって鏡に映っていたおはなの顔が見えなくなる現象。
	3	おはなと鏡(二)	水蒸気による鏡の曇り現象、水を温めると水蒸気、冷やすと水になる
	5	洪水の原因	韓国で洪水が多い原因、樹木の伐採と堤防のない河川が多いため。
	6	森林(一)	森林の効用、洪水を防ぎ雨を降らして干魃を防ぐ、寒暖を和ませる。
	7	森林(二)	韓国は森林が少ないため洪水・干魃が多い、植林しても伐採する。
	10	地球(一)	世界の形は平らで四角と思う児童への地球は球体であることの説明。
	11	地球(二)	地球が球体であることを船影と水平線によって説明。
	12	水と陸地	海洋と陸地の割合、陸地は大陸・半島・島、陸地は山・海底・平野。
	13	昼夜	地球儀による昼夜の説明、地球1回転が24時間、一昼夜。
	15	冬ノ植物	植物の冬芽の様子、果実の中の種子、春に種子から発芽する。
	16	果物と野菜	植物の根、幹、葉、実は食用となる、梨・桃は実 大根・蕪は根、葉。
	17	動物の食物	肉食・草食動物の歯の形、人は動物も植物も両方を食べる。
	18	胃の説諭(一)	食物を摂らないと手足や目、耳の機能が低下する。
	19	胃の説諭(二)	胃の消化機能と手足や目、耳の働きと協力。
7	1	雨と雪	雨はどこから降ってくるかを予想した二人の生徒の議論。
	2	雨と雪	水蒸気と雲、雨、雪との関係。
	11	動物と植物(一)	植物の受粉と昆虫の働き。
	12	動物と植物(二)	植物と動物がそれぞれが出す良い空気と悪い空気の関係。
	18	昼夜ノ長短	昼が長く夜が短い6月22・23日頃、昼が短く夜が長い12月23日頃。
20	星	星は遠い所に位置しているから小さく見える。	

の自然状況を否定的にとらえて説明している教材も一部には見られるが、節約や勤勉、規律、貯蓄、公衆衛生を押しつける修身教材や主体性のない他律的な朝鮮史像を教え込む歴史教材などと比較すると、理科的教材には日本の先進性や朝鮮の後進性を強調したものは見受けられない。しかし、それは表面的なものであり、これら基礎的な自然科学の知識の定着は統監府が強行する模範教育のねらいでもあり、最低限の知識を身につけた普通学校卒業生は、朝鮮の植民地化のために必要な労働力を提供する人材でもあったわけである。

⑤国民に関する教材

国民に関する教材【表 2-15】は統治機構に関連するものと日常生活や商業に関連する内容のもので構成されている。「裁判所」(7-16)、「裁判所(二)」(7-17)では裁判所の役割や機能の説明だけでなく、文明国では朝鮮王朝時代の守令や郷吏のように恣意的な収奪をした役人を訴えることができることを強調している。また、[巡査(一)](4-3)、[巡査(二)](4-4)では、近代的な警察の役割を紹介して日本統治下での保護国での安全性を誇示している。実務や商業に関連する銀行や貨幣、貯金などの教材は、教科書というよりは日本語による解説本の形態となっている。「銀行(一)」(8-8)、「銀行(二)」(8-9)では、定期預金と当座預金の違いや預金の利子の違い、為替係や貸付係などの役割の説明がなされ、「貯金」(5-27)と「預金」(5-28)において郵便局と銀行の預貯金の特性が示されている。これらの金融関係の教材の具体的な解説は、統監府が意図する朝鮮人への貯蓄の奨励政策との関係性が強い。「貨幣」(5-11)に関しては、日本の貨幣の韓国内流通を意識した実務的な内容で、挿絵に描かれている1銭や50銭、10円などの貨幣は、文部省の『尋常小学読本』の「銅と鉄(一)」(6-14)の日本の貨幣の挿絵と同一のものが使用されている。背景として1907年8月14日に公布された「貨幣条例改正」により朝鮮人生徒に新貨幣に慣れさせる目的で教材化されたと指摘されている¹¹⁸。このように国民に関する教材の内容は、『普通学校学徒用日語読本』を通して、保護国での日本人に雇傭される朝鮮人の実務能力の定着を意図したものと言える。

【表 2-15】「国民二関スル材料」一覧

巻	課	課名	内 容
4	3	[巡査(一)]	巡査の役割・仕事。
	4	[巡査(二)]	巡査は人々を保護する。
5	11	貨幣	貨幣の種類、金貨、銀貨、銅貨、白銅貨で大きさと重量が異なる。
	12	紙幣	紙幣は大きさが異なるが間違えやすいので紙幣の文字に注意する。
	23	税関	開港場での税関の働き、外国の品物にかかる税を関税と云う。
	27	貯金	郵便貯金は利子は低いが安心、10銭以下は貯金台紙を使用する。
	28	預金	銀行、郵便局に金を預ける長所、銀行の利子による貸付業務。
7	16	裁判所	裁判所のはたらきと裁判官。
	17	裁判所(二)	文明国では悪い官吏を訴えることができるので財産生命は保護される。
8	2	紙幣の為替	紙幣と為替の役割と為替の便利さ。
	8	銀行(一)	銀行の為替係、貸付係、預金係の役割と定期預金と当座預金の違い。
	9	銀行(二)	定期預金と定額預金の利子の違いと預金係と支払係の分業。

⑥物語に関する教材

『普通学校学徒用日語読本』には日本語の指導の教科書でありながら、物語教材(表 2-16)は非常に少ない。これらの教材は『尋常小学読本』やその他の検定国語読本教科書にも同一のものがないので、一般の書籍から引用したものと考えられる。「郵便切手の話(一)」(6-20)から「郵便切手の話(三)」(6-22)までの教材は、『尋常小学読本』の「郵便」(8-1)で記されている郵便物の種類やそれに対応した切手代金の話ではなく、郵便切手の

【表2-16】「物語に関スル材料」一覧

巻	課	課名	内容
4	11	[夏の虫と秋の虫]	楽しそうな夏の虫の声、悲しそうな秋の虫の声。
5	7	虎トアカンボー(一)	虎に赤ちゃんをさらわれた夫婦の話。
	8	虎トアカンボー(二)	夫が虎を射殺して赤ちゃんを取り戻した後の祖父の話。
6	20	郵便切手の話(一)	郵便切手のない時代の手紙の代金の問題。
	21	郵便切手の話(二)	郵便の代金の問題を解決しようとする官吏の話。
	22	郵便切手の話(三)	官吏による距離に関係なく均一料金の郵便切手の考案。
8	16	運のよかつた人	戦場で死ぬ人と運がよくて生きながらえた人の話。

発案の物語（挿絵が西洋人であるので、おそらく英国人のローランド・ヒルの話かと思われる。）であるので、関連する書籍からの引用の可能性が高い。「運のよかつた人」(8-16)は、戦場での逸話であるがこの物語を掲載した背景は不明である。「虎トアカンボー」の教材も挿絵が西洋人であり、総じて日本語の教科書ではあるが日本の物語でない教材で構成されている点に特徴がある。

⑦処世上必要な教材

処世上必要な教材【表2-17】は、まさしく朝鮮人が保護国下での日本人の生活様式や仕事関係に慣れて理解するための実務教材である。「切符の買い方」(4-22)や「京城から東京へ」(4-23)、「新橋ステーション」(7-7)などは、鉄道利用の方法を解説したものであり、[電報の出し方](4-18)と「書籍の注文」(7-10)は、郵便局での電報と為替の利用法である。挿絵も精密に描かれ非常に実務的な解説になっていることがわかる。その他、日本式宿屋での対応や一斗桝、一升桝、一合桝の換算などの教材もあり、総じて処世上必要な教材は、植民地化に向けて日本人の生活様式に即応できる朝鮮人の育成をねらいとしていると考えられる。

【表2-17】「処世上必要ナル材料」一覧

巻	課	課名	内容
4	7	[桝の種類]	一斗桝、一升桝、一合桝の違い。
	18	[電報の出し方]	電報文の書き方と注意すること。
	19	[電信柱]	電信柱の役割と電報。
	22	[切符の買い方]	汽車の切符の買い方と注意。
	23	[京城から東京へ]	京城から東京までの路線と所要時間。
7	4	着物	絹、麻、木綿のそれぞれの特性と綿入れの着物。
	7	新橋のすてーしょん	新橋駅構内の荷物取扱室での荷物の扱い方、赤帽と荷物。
	8	宿屋(一)	宿屋での客に対する対応。
	9	宿屋(二)	宿屋での過ごし方と勘定書・支払い。
8	10	書籍の注文	本屋で手に入らない本の注文の仕方、郵便局で為替で注文。
	1	物の価	手間がかかり少ないものは高く、手間がなく多いものは安い。
8	10	良い医者	専門分野の医者に病気を診断してもらうこと。

4. 『普通学校学徒日語読本』の特性

普通学校における日語の教授要旨は、普通学校令施行規則に「近易ナ会話ト簡易ナ文法ヲ理会サセナガラ作文サセ実用ノ資ヲ要スベシ」とあり、簡単な会話と読み書きができる程度の日本語能力を求めている。『普通学校学徒用日語読本』は日本の『尋常小学読本』を参考にしてしたが、教科書の文体は文語体の教材がなく、全て口語体の文章で構成されている。また、仮名遣いも幣原坦が担当した『日語読本』では、日本の『尋常小学読本』と同様に歴史的仮名遣いが使用されていたが、『普通学校学徒用日語読本』では、三土忠造が提唱する「音聲ノ儘ヲ写ス」方式を取り入れている。これらは朝鮮人生徒の日本語習

得を速成化するためであり、統監府の植民地化教育の重点である日本語の普及に基づいていた。

このように日本語習得のために編纂されていたが、現実的には教科書のみを使用した「日語」授業だけでは、「僅か一週に六、七時間の教授時間にては到底其目的を達する能わず」という状況であった。そのため、学校現場では日語教科書の他に、「『日用語彙集』なるものを編纂し之を一学年の初めより凡そ五十時間を以て教授して」対処したとしている¹¹⁹。

『日用語彙集』には、児童の身辺に関する用語、教授上に使用する教授用語、体操遊戯に関する用語、遅刻・早退に関する用語、日常の応対礼儀に関する用語などが収録されていて、学校生活全体の中で朝鮮人生徒に日本語指導が日常的に実施された。

日語教科書全体の教材構成として巻1から巻4辺りまでは、日本語学習としての言語指導としての教材構成・内容であるが、巻5以降は学部が朝鮮生徒に獲得させたい普通知識や日本の生活様式、預貯金、為替、銀行業務などの実務知識を教授する構成となっている。修身教材は他の教科書と同様に勤勉や衛生、儉約貯蓄などの徳目で構成されていて、公衆道徳では朝鮮の否定的要素が強調され後進性が示されている。『普通学校学徒用日語読本』の特色としては、朝鮮人の実務能力の定着を意図した処世上必要な実務教材や日本の近代的な発展や日本文化の伝達を意図した日本関連の教材が多いことである。そして最重視された教材は『普通学校学徒用国語読本』の歴史教材では取り上げることが出来なかった日清・日露戦争に関する題材を教材化したもので、日本の優越性を強調し遅れた朝鮮を文明化するために保護国化したことを正当化している。日本語教科書としての立場を利用して日本関連の教材は多く収録することができたが、日本の『尋常小学読本』のように天皇や皇室を題材とした教材を提示することまではできなかった。

『普通学校学徒用日語読本』の編纂方針は、速く確実に基礎的な日本語能力を習得させ、日本語学習を通して勤勉、規律、従順、衛生などの徳目を身体化し、実用的知識と実務能力を身につけさせる。そして、普通学校卒業後は、日本の統治支配に協力的な日本語が理解できる朝鮮人の育成であった。「併合」後に三土が語っている同化する方法手段としての日本語普及¹²⁰のための教科書として見るならば、『普通学校学徒用日語読本』は、あくまでも「実用」のための日本語を普及させる「日語」教科書であり、後の朝鮮教育令による「国語ハ国民精神ノ宿ル所¹²¹」の「国語」としての日本語教科書ではなかった。

第5節 朝鮮社会の要求と対策—『普通学校学徒用理科書』と『普通教育唱歌集』—

国語読本や日語読本、修身書は、統監府の「模範教育」のために積極的に編纂され、『漢文読本』などは朝鮮社会に普通学校を受け入れさせるために意図的に編纂された。このような学部編纂教科書の中で、朝鮮社会からの理科教育充実の強い要求や反日・抗日意識を高める愛国唱歌教育運動¹²²に対応するために編纂せざるを得ない教科書が存在していた。それらの教科書が『普通学校学徒用理科書』と『普通教育唱歌集第一輯』である。

1. 理科教科書の要望と学部編纂『普通学校学徒用理科書』

(1) 『理科書』編纂の背景

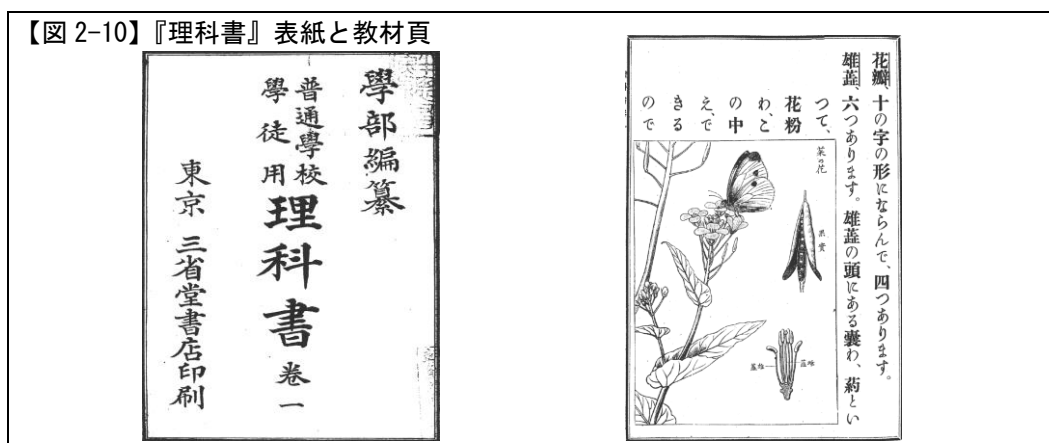
学部の教科書編纂の責任者である三土忠造は、普通学校の教科書に歴史、地理、理科の教科書の発行は考えていなかった。学部の新教育制定に関わる会議で地理・歴史は、国語読本や日語読本教科書に関連教材を入れることで同意を得られた。しかし、理科教科書に関しては、現在の朝鮮では理科に関する知識が非常に乏しいので必要であると学部内で強く主張された。この理科の件については次のように三土は語っている。

理科に就きては一人も同意者がなく、日本人及韓国人等も特別の必要を唱へて、此を別に教授するを可とすとの説を主張せられたり。即韓国にては一般理科に関する知識無きが故に、農業工業上の知識も幼稚なるを免れず、又乞雨、祈祷等の迷信が盛に行はれて社会進歩に少からず妨害を与へつつ有り。されば理科に関する知識を普及せしむるは、韓国の現状に最も必要なりと云うことは是なり。如此く特別の事情の有るがため、余も已むを得ず理科は第三四学年児童にのみ教授書を用ひて別に教授する事に同意したり¹²³。

このような事情によりやむを得ず第3・4学年用（「普通学校各学年教科課程及び毎週教授時数表」によると、理科は普通学校第3学年と第4学年に週2時間教授することとされている。）の『普通学校学徒用理科書』¹²⁴（図2-10）は発行されることとなったが、朝鮮人生徒が学習しやすい朝鮮語ではなく日本語で記述されることになった。朝鮮語で記述しなかった理由について稲葉継雄は、理科に対する三土の消極姿勢の反映ではないかと示唆しているが¹²⁵、それ以外に普通学校での理科の授業は主に教監職に就いていた日本人教員が担当したことや、参考とする日本の理科教科書の教材を朝鮮語に翻訳して編纂する繁雑さも影響していたと考えられる。

また、自然科学に関連する朝鮮語の教科書は、『新撰小物理学』（1906年）や『新撰小博物学』（1907年）、『高等小学理科書』（1908年）など翻訳本も含めて私立学校での使用が認可されているものが多かったので、学部編纂の理科教科書を朝鮮語で著述しても需要は高くなかったと思われる。『普通学校学徒用理科書』の執筆者に関しては、先行研究によると三土忠造の後輩となる東京高等師範学校卒業生で1908年から漢城師範学校教授を務めていた松本宗治であると指摘されている¹²⁶。このような経過を経て学部編纂『理科書』は、隆熙2年（1908年）3月1日に巻1が全41課、巻2が全57課の教材構成で発行された。筆者が確認した範囲では巻1・巻2ともに隆熙4年（1910年）8月20日に第4版が発行されている。

『理科書』の教材内容は、学部令第23号「普通学校令施行規則」の第9条8項理科の主旨¹²⁷にある「植物動物鉱物及び自然現象ニ就テ学徒ノ目撃シ得ル事項ヲ教授シ特ニ重要ナ植物動物ノ形状ト効用及び發育ノ大要ヲ知ラシムヲ以テ主ト為シ通常ノ物理化学上ノ現象ト人身ノ生理衛生ノ大要ヲ教授」に沿って構成されている。具体的には以下の巻1と巻2の課名からもわかるように動植物、鉱物、物理、化学上の現象、人体の生理、衛生などの教材で構成されていることがわかる。各課の配列は、例えば巻1での第1課「李の花」と2課「菜の花」の学習の後に第3課「蝶」と第4課「蜜蜂」で昆虫の生態を説明して、



次の第5課「花と虫」で花と昆虫の相互関係に結びつける構成となっている。このような教材の配列は巻2でも同様で第1課「空気」、第2課「気圧」で空気の性質を学習した後に第4課「ぼんぷ」の原理が説明されている。関連した教材を配列して関連性や法則を理解させ、その後の教材で実用性に目を向けさせている。

『普通学校学徒用理科書』巻1 課名

1.李の花	11.大麦	21.蝸牛と蛤	31.牛
2.菜の花	12.蛙	22.蝦と蟹	32.蝙蝠
3.蝶	13.蛇	23.柿の実	33.鯨
4.蜂蜜	14.蚯蚓	24.蕨	34.骨
5.花と虫	15.條虫	25.椎茸	35.筋肉
6.蚕	16.麻	26.昆布	36.食物の消化
7.昆虫	17.草綿	27.鶏	37.血液の循環
8.桑	18.茶と煙草	28.鶯と鳧	38.呼吸
9.燕	19.鯉	29.猫	39.排泄
10.蒲公英	20.章魚と烏賊	30.馬	40.神経
			41.五官

『普通学校学徒用理科書』巻2 課名

1.空気	15.雪	29.光の屈折	43.電信機
2.気圧	16.蒸気機関	30.写真	44.電話機
3.気圧と天気	17.酸素と炭素	31.眼	45.電車
4.ぼんぷー	18.燃焼	32.近眼と老眼鏡	46.土と岩石
5.ぼんぷニ	19.炭酸瓦斯	33.顕微鏡	47.陶器と瓦
6.噴水	20.呼吸	34.ばくてりや一	48.石灰
7.飲料水	21.体温	35.ばくてりやニ	49.水晶.硝
8.洗濯	22.動物と植物	36.ばくてりや三	50.金属一
9.熱	23.音	37.電気	51.金属二
10.熱の伝導	24.人の声	38.雷と電	52.鋳
11.風	25.音の反響と共鳴	39.避雷針	53.地球の引力・重さ
12.寒暑計	26.耳	40.電池	54.梃子
13.水の三態	27.光	41.電気燈	55.歯車
14.雨雲	28.光の反射	42.磁石と電磁石	56.振子・柱時計
			57.斜面

(2) 『理科書』と文部省検定理科教科書

『理科書』巻1、巻2の編纂にあたっては、『普通学校学徒用国語読本』や『普通学校学徒用修身書』などと同様に、文部省検定教科書の教材や挿絵が参考にされている。【表2-18】のように、『理科書』巻1は検定理科教科書の普及社編纂『小学理科』（全4巻・1900年）や検定理科教科書の金港堂版『小学理科教科書』（全4巻・1900年）などの教材や挿絵が参考にされている。普及社編纂『小学理科』の各巻の教材構成は生物・地学・化学・物理などの領域の教材が各巻均等に配分されているが、金港堂版『小学理科教科書』は巻1と巻2が生物領域の教材、巻3と巻4が地学・化学・物理領域の教材で構成されている。

『普通学校学徒用理科書』は、金港堂版と似ていて巻1が動植物と人体関連教材、巻2は地学・化学・物理領域の教材で構成されている点に特徴がある。日本語で記述されてい

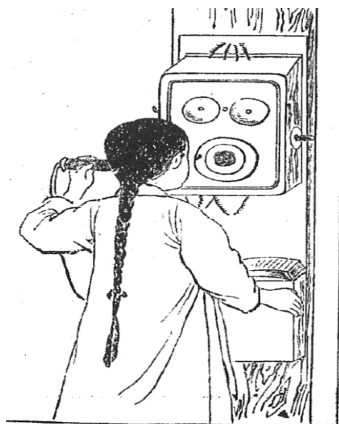
るが、教材の説明文の文章は日本の検定教科書よりも簡単でわかりやすいものになっている。また、日本の教材のように詳細な説明ではなく簡略化されているが、挿絵は日本の理科教科書とほとんど同様に精密に描かれ、特に巻1では全ての課に挿絵が挿入されている。理科の学習内容であるため特別に朝鮮向けに編纂されていないが、挿絵は多少考慮されていて「電車」教材の挿絵（図2-11右）では当時の漢城で運営されていた路面電車と韓服を着た朝鮮人乗客が描かれている。また、「電話機」を紹介した課の挿絵（図2-11左）では、電話を使用している人を朝鮮人で描いている。

全体的に『普通学校学徒用理科書』の特徴として、他の学部編纂教科書と比較して日本

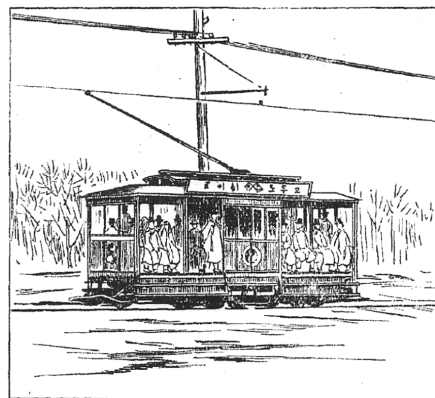
【表2-18】『普通学校学徒用理科書』巻1と日本の検定理科教科書との関連

課	教材名	参考・類似の文部省検定理科教科書と教材名
1	李の花	『小学理科』「梅」(1-1)の挿絵
2	菜の花	『小学理科』「アブラナ」(1-2)、『小学理科教科書』「油菜」(1-2)挿絵
10	蒲公英	『小学理科教科書』「蒲公英」(2-4)挿絵
11	大麦	『小学理科教科書』「麦」(2-3)挿絵参考
12	蛙	『小学理科教科書』「蛙」(1-2)
13	蛇	『小学理科教科書』「蛇」(1-5)
15	條虫	『小学理科』「サナダムシ」(2-10)
19	鯉	『小学理科』「鯉」(2-3)
20	章魚と烏賊	『小学理科』「イカ」(2-11)
21	蝸牛と蛤	『小学理科』「蝸牛」(2-12)
22	蝦と蟹	『小学理科』「エビ・カニ」(1-13)、「蝦・蟹」『小学理科教科書』(巻2)
23	柿の実	『小学理科教科書』「柿」(巻1)挿絵
24	蕨	『小学理科』「ワラビ」(2-15)、『小学理科教科書』「蕨」(巻2)挿絵
25	椎茸	『小学理科』「キノコ」(2-17)、『小学理科教科書』「まつたけ」挿絵
33	鯨	『小学理科』「クジラ」(1-27)
35	筋肉	『小学理科教科書』(巻4)挿絵
38	呼吸	『小学理科教科書』「排泄・呼吸」(巻4)肺の挿絵
39	排泄	『小学理科教科書』「皮膚」(巻4)挿絵

【図2-11】巻2に掲載されている朝鮮人生徒と漢城府内の電車の挿絵



第44課「電話機」朝鮮人児童と電話機



第45課「電車」漢城府の電車と韓服を着た乗客

や日本人の優秀さを示したり、朝鮮の停滞性を強調したりした記述は少なく、植民地化教育のための理科書の積極的な活用意識や姿勢はあまり示されていない。『理科書』は、大韓帝国学部の朝鮮人や学校関係者からの要望で発行された理科教科書であったので、自然科学の基礎的知識を教授する教科書としての面が強かった。ただし、全て日本語で構成されている『普通学校学徒用理科書』は、実際の授業では支障があったらしく、「併合」直後の日本人教監向けの教科書講習会において、小田省吾は「本書は漢字多き上平仮名を交へたる国語（日本語）を以て書したるを以て学徒の学修に頗る不便となりとの評多き¹²⁸」と述べている。

このような『普通学校学徒用理科書』であったが、「韓国併合」後に新しく編纂された総督府の『普通学校理科書』（1913年）では、当然、日本語での記述は変わらないが片仮名交じり文となり難解な漢字には振り仮名が施されるようになる。また、教材内容も「農業理科」と称せられるほど実用的な農業に役立つ理科教材を中心にして編纂されるようになり、その編纂趣意は大きく変化していくことになる。

2. 愛国唱歌教育運動と学部編纂『普通教育唱歌集第一輯』

(1) 私立学校における愛国唱歌教育運動の隆盛と学部の取り締まり

甲午改革以降、学校教育において愛国唱歌の重要性とその普及が求められていた。『独立新聞』は「愛国歌は日課前に斉唱することが求められる。愛国歌は学部にて委員を決めて制定する必要がある。そして学部は外国人教師を雇用し、教員に歌唱指導法を教え、それぞれの学校で愛国歌を普及しなければならない。これは国民教育に欠かせない愛国心と民族精神の高揚に重要な施策である」と愛国歌による民族教育の必要性を説いている¹²⁹。

そして、大韓帝国成立後は1902年に「大韓帝国愛国歌」が作曲され、「上帝よ、我が皇帝をお守り下さい皇帝の安泰を海や山のように築いて下さい」という歌詞が付けられた。その後、学部は1904年5月に「大韓帝国愛国歌」を公式の愛国歌として定め、各学校にその教育と普及の徹底を求めている¹³⁰。

実際の学校教育においては、普通学校では「唱歌」を随意教科としていたため音楽教育は低調であったが、基督教系の私立学校の教育課程には讚美歌などの唱歌が取り入れられていたため、歌唱を中心とする音楽教育が実施されていた。その影響で保護条約以降の抗日的な教育運動が拡大するにつれて、排日思想と民族精神を強烈に表わした愛国唱歌教育運動が全国的に展開されていった。

私立学校で歌われていた愛国唱歌の状況を『教育時論』は、「韓国学生之歌」として以下のように伝えている。

是等私立学校の教師学生悉く悲憤慷慨の徒で頻に所謂愛国の精神を鼓吹し、或は国権恢復の韓国独立のと血眼に成って騒いで居る、是等の学校は詰り日本の統韓政治を覆さうとする暴徒養成の温室である、次ぎに掲ぐるは彼等の間に盛に誦唱して居るものである（略）若し学部委員などが巡視にでも行くと、誦唱をバツタリ止め何食はぬ顔して普通の教科書を講ずる、其後姿が見えなくなると、又候此等の悲憤慷慨の歌を歌ひ出しては、炎々と燃え立つ様な例の排外主義独立主義を鼓吹するのである¹³¹。

悲憤慷慨の歌とは、「精神歌」や「愛国歌」、「運動歌」のことで、その歌詞を誌面で紹介している。「精神歌」の歌詞には「悲ひ哉 我民族よ 四千余年の歴史国 子々孫々享けるに 今日此境遇は何故ぞ 鉄の紐にて縛られあるを 我等の議論にて解き捨てよ 独立万歳の声裡海を沸かし山を動かせよ」とあり、「愛国歌」には「万国の主 我天の神は 世界紐立の其際に 大韓帝国小なるも 今日迄特に愛し給へり 学徒々々々よ 在大韓帝国

の学徒等よ 勤めや勤めや勤めよや 忠君愛国を勤めよや (略) 学徒や学徒青年学徒 忠義愛国の誠を忘るるな」とある。そして「運動歌」では「大韓国万世富強の基は全く国民を教育するに在り 社会の職責を負はんには体育の完全必要なり 清明なる天気は広き庭太極旗の下に集り 勇敢なる精神を以て赴き 活発に走り速に出でよ」と紹介している。

学部はこの愛国唱歌教育運動が急激に全国的に展開したので、不認可教科書の摘発とともに不穩唱歌の取り締まりに踏み切っていた。愛国唱歌教育運動に対する学部による弾圧に関しては、朴成泰や高仁淑らの実証的研究で明らかにされている¹³²。俵孫一は私立学校の教育状況に接して「甚シキハ其使用スル教科書ヲ見ルニ、時事ヲ憤慨スル不穩ノ文字ヲ以テ満タサレ、其歌唱スル唱歌ハ学生ヲ扇動スル危険ノ語調ニ充テリ¹³³」と評して、私立学校の唱歌が生徒の反日・抗日意識を高めるための強力な手段となっていると認識していた。その結果、学部は1906年6月に平安道、咸鏡道の私立学校で歌われていた「精神歌」や「同胞覚醒歌」などの唱歌を禁止した¹³⁴。また、1907年7月には全羅南道の公立学校も含め、私立学校の愛国唱歌を禁じている¹³⁵。その後、漢城府の私立学校が抗日的な愛国唱歌である「独立歌」や「血竹歌」などの唱歌指導がなされていることを摘発すると、学部は治安維持上の問題と見なし全国の愛国唱歌教育運動を禁止した¹³⁶。

しかし、私立学校での愛国唱歌指導は衰えず、俵孫一が学部官吏を漢城府内の基督教系私立学校に視察させた結果、大東基督小学校では「学徒ノ携帯スル手帳ヲ檢スルニ愛国歌、精神歌アリ其歌詞中「学徒ハ国ノ基礎ナルバ善ク勉メテ我ノ三千里江山ヲ回復スベキ」「人ハ一度ハ死ヌベキモノ死ハ決シテ恐ルルニ足ラズ」「国権ヲ回復シ云々」等ノ文字アリ拙キ諺文ノ筆写ニシテ且咄嗟ノ間ナルヲ以テ十分ニ閲読スルヲ得ザルシモ不良ノ歌詞ナリシハ明ナリ¹³⁷」という状況であった。

こうした現状を反映して、『大韓毎日申報』は「学部が教科書や唱歌などを厳しく取り締まっているが、排日思想を抑えることは極めて困難である。学部職員の巡回も効果を上げることができず、統監府は警察動員の厳戒しかないと抜本対策を検討している¹³⁸」と報道している。また、俵孫一自身も「是等實際ニ於ケル取締ハ頗ル困難ナルモノニシテ殊ニ唱歌ノ如キハ盛ニ當分ノ政治時事ヲ非様セル挑発的不穩ノ歌詞ヲ教授スルモノ往々ニシテ之アルラ聞ク¹³⁹」と愛国唱歌の取り締まりが非常に困難であることを語っている。

このように、学部は私立学校の不穩な歌詞をもった不適當な唱歌は廃止する訓令を発したり、取り締まりを強化するが効果がないため、急遽、適切な唱歌集を学部で発行することとなった。この間の事情を『大韓民報』は学部が私立学校の不穩な歌詞をもった歌を禁止して新しい唱歌集を編纂しているとして「学部から各私立学校にしばしば訓令して、不適當な唱歌は廃止するよう指示したにも拘らず未だ完全に実施されないので、該部において方今、学生界に適當な唱歌を編纂中である¹⁴⁰」と報じている。『皇城新聞』も「各官公立私立学校の唱歌が統一されないゆえに激動的言辞が多く、最近学部において新唱歌集を編集中で第一輯は四月頃に出刊される¹⁴¹」と学部の唱歌集刊行予定を報じている。また、「教育唱歌発刊」という記事では「学部が学校用教育図書を製作してこのたび普通学校教育普通唱歌集第一輯を発刊した、其の間に音譜を附した¹⁴²」と官製唱歌集の出現を報じている。

この新聞で報じられている唱歌教科書が、「併合」直前の1910年5月に発行された学部編纂『普通教育唱歌集第一輯』である。学部の『普通教育唱歌集第一輯』編纂の目的が、私立学校で歌われている排日唱歌を排除するところにあったと言える。

(2) 『普通教育唱歌集第一輯』の編纂

普通学校では「唱歌」を随意教科としていたため、学部では最初から教科書を発行する予定がなかったが、私立学校での愛国唱歌教育運動の拡大のため急遽編纂されたのが『普通教育唱歌集第一輯』である。学部は植民地化教育に必要な日本語教育と実業教育を重視

したが、音楽教育にはほとんど関心をみせることはなかった。それが「併合」直前まで音楽教科書が発行されなかった背景でもあった。前項でも述べたように愛国唱歌教育運動の取り締まりは限界が見られたので、これまで重視されなかった普通学校での唱歌教育の実施が求められた。そのため唱歌教育に必須の唱歌教科書の編纂が緊急課題となり、学部は漢城師範学校で音楽を担当していた小出雷吉に唱歌教科書の編纂を要請した。朴成泰によると小出雷吉は「最初の日本人音楽教師として官公立学校の音楽教育の基礎を築いたという点から、韓国近代音楽史、日韓音楽教育関係史の解明に極めて重要な人物である¹⁴³」と評価している。

『普通教育唱歌集第一輯』の編纂時期であるが、1910年1月9日の『皇城新聞』に「普
【表2-19】『普通教育唱歌集第一輯』の教材構成表

課	曲名	国語読本との関連	出典
1	雁		「カリ」『小学唱歌（一）』（1892年）
2	月		「オツキサマ」『小学読本唱歌集』（1904年）
3	つき		
4	紙鳶とこま	「紙鳶とこま」（5-6）	
5	時計	「時計」（5-19）	
6	兎と亀		
7	蝶	「蝶々」（6-7）	「蝶々」『小学唱歌』（1881年）
8	移秧	「移秧」（7-14）	「田植え」『国語読本唱歌集』（1905年）
9	工夫		『小学唱歌集』（1881年）
10	進め		「進め進め」『幼稚園唱歌集』（1887年）
11	学問歌	「学問歌」（7-19）	「金剛石」『新編教育唱歌集』（1896年）
12	四節歌		「春のやよい」『小学唱歌集』（1881年）
13	漂衣	「漂衣」（8-2）	
14	行けども		
15	親の恩		
16	師の恩		
17	善友	「善友」（8-12）	
18	学徒歌		「鉄道唱歌」『地理教育鉄道唱歌（一）』（1900年）
19	植松		「見わたせば」『小学唱歌』（1881年）
20	四時景		
21	春朝		「松島」『高等小学唱歌』（1906年）
22	勤学歌		
23	農夫歌		「舟あそぶ」『明治唱歌』（1888年）
24	修学旅行		「修学旅行」『新編教育唱歌集（四）』（1896年）
25	公德歌		
26	運動歌		
27	卒業式		『小学唱歌集』（1881年）

出典：朴成泰「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策—小出雷吉による『普通教育唱歌集』の編纂をめぐって—」日本音楽教育学会『音楽教育学』第29-2号の「学部編纂普通教育唱歌集内容分析」27頁～28頁と高仁淑『近代朝鮮の唱歌教育』九州大学出版会、2004年の「学部編纂普通教育唱歌集第一輯分析表」43頁～45頁をそれぞれ参考にした。

注：国語読本は『普通学校学徒用国語読本』を指す。

【図 2-12】「勸学歌」の歌詞と楽譜

勸 學 歌



一、少年은 易老하고 學難成을 니
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,
 一、少年은 易老하고 學難成을 니
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,
 一、少年은 易老하고 學難成을 니
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,

第二十二 勸 學 歌

一、少年은 易老하고 學難成을 니
 池塘의 春草夢을 未覺을 야서,
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미,
 及時矣, 惜寸陰을 고,
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,
 一、少年은 易老하고 學難成을 니
 池塘의 春草夢을 未覺을 야서,
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미,
 及時矣, 惜寸陰을 고,
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,
 一、少年은 易老하고 學難成을 니
 池塘의 春草夢을 未覺을 야서,
 二、盛年은 한번가고 不重來를 미,
 及時矣, 惜寸陰을 고,
 三、大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 大馬는 聖人이 되 惜寸陰을 고,
 四、學問의 定學관녀, 어디잇는고,

通歌編述」という記事名で「私立学校で歌われている不良唱歌を勿施するために、学部は教育に関する普通唱歌を目下編述中である¹⁴⁴」と報じられている。また、同じく『皇城新聞』1910年3月17日の記事に「近日から新しい唱歌集を編纂中であるが、第一輯は来四月頃に出刊させる¹⁴⁵」とあるので、1909年から編纂作業が始まっていたと考えられる。小出雷吉の尽力の結果、『普通教育唱歌集第一輯』は併合直前の1910年5月30日に発行され、同年6月1日付の『官報』第4693号に公布された。『普通教育唱歌集第一輯』に収録された唱歌は朝鮮社会から注目されたようで、『慶南日報』は1910年6月5日から7回にわたって『普通教育唱歌集第一輯』の歌詞を連載している¹⁴⁶。

『普通教育唱歌集第一輯』は全1巻で27曲の唱歌で構成されていて、【図2-12】からわかるように各唱歌に楽譜と朝鮮語の歌詞が掲載されていた。教材構成は【表2-19】に見られるように曲目は「学問歌」「親の恩」「師の恩」「善友」「勸学歌」「農夫歌」「公德歌」「卒業式」などで、歌詞は学びや親の恩、友情、農村の生産性を促す経済活動などの啓蒙的な内容と教訓的な内容で構成されていた。そして、日本の唱歌教科書と同様にその歌詞内容が国語の教科と結びついて編纂されていた。『普通学校学徒用国語読本』の教材から歌詞が引用されていて、「紙鳶とこま」は「紙鳶とこま」(5-6)、「時計」は「時計」(5-19)、「蝶」は「蝶」(6-7)、「移秧」は「移秧」(7-14)などと関連している。

このように『普通教育唱歌集第一輯』掲載されている唱歌は、統監府が重視する徳目に重点を置き、国語読本や修身書と連係して朝鮮人生徒に音楽を通して注入しようとした。愛国唱歌教育運動において、私立学校で歌われていた唱歌「愛国歌」「独立歌」「亡国歌」「血竹歌」などと比較するとその違いは瞭然である。

『普通教育唱歌集第一輯』の発行は「韓国併合」直前であったが、大韓帝国の教科書であったので日本の国歌「君が代」や皇室式典歌「紀元節」「天長節」などは収録されていなかった。「併合」後の訂正版は編纂されなかったため、朝鮮教育令に対応した総督府編纂『新編唱歌集』が1914年に発刊されるまで、統監府期の唱歌教科書である『普通教育唱歌集第一輯』を使用せざるを得なかった。統監府期の旧学部の唱歌に対する消極的姿勢は「併合」後までその影響を及ぼしていたと言える。

しかし、朝鮮教育令制定後に発行された総督府編纂『新編唱歌集』では、『普通教育唱歌集第一輯』に収録されていなかった「君が代」「紀元節」「天長節」「勅語奉答」など文部省が制定した「祝日大祭唱歌」が第一篇に配置された。そして、「親の恩」「二宮金次郎」「職業」「勤儉」などの修身的内容が濃厚な唱歌とともに、「北は樺太・千島より、南台湾・澎湖島、朝鮮半島おしなべて、我が大君の食す国と、朝日の御旗ひるがえす、同

胞すべて七千万」という朝鮮人も同胞として大日本帝国の臣民を強調した唱歌「同胞すべて七千万」が収録された。このように、唱歌教科書に関しては、「併合」後の教育令制定後から歌詞の内容や編纂方針も含めて大きく変容していった。

小 括

統監府は普通学校での模範教育を強制するために、三土忠造を中心とした学部日本人に国語読本や修身書、日語読本などの教科書を編纂させた。ただし、保護国ではあっても、名目上は大韓帝国の教科書であったので、各教科書の教材構成でもわかるように「忠君愛国」に関連する韓国皇帝・皇室の扱いや秀吉の朝鮮侵攻に対する義兵将などの歴史教材には、非常に慎重な姿勢をとった。日本人学部官僚や学部教科書編纂者の「忠君愛国」などの徳目についての扱いに関して、弓削幸太郎は次のように述べている。

忠君愛国の精神の如きは国民として必ず之を教へざるべからざる所なるも当時の韓国の国状は早晚変革を要することは具眼の士の予知したる所で此際に当り特に之等の徳目に力を注がんか青年の将来に於て却て不幸なる結果を来たす虞れあり（中略）当時の力を用ひたる徳目中には勤勉，着実，繩律，信用等の徳目を挙げたるに止まつたやうである。此辺に関する学部在職の日本人官吏と大勢を達観して善処したる韓国有司の甚大なる苦心は吾人の今日に於て想像するに余りあることと思ふのである¹⁴⁷。

弓削幸太郎は「青年の将来に於て却て不幸なる結果を来たす虞れあり」と、教育的配慮の視点から語っているが、韓国が保護国であっても大韓帝国皇帝が存在する限り、日本の不義を糾す義兵将の存在とともに「忠君愛国」意識の拡大は日本にとっては脅威であった。そのため学部編纂普通学校教科書の編纂に際しては、大韓帝国皇帝への忠義や国権回復、愛国心鼓吹を喚起させる可能性のある教材は排除して、「懶惰」な朝鮮人を教化するための修身徳目が強調されたのである。

学部編纂普通学校教科書は、教育勅語の旨趣に沿って編纂された検定教科書や文部省の国定教科書から多くの教材を引用していた。しかし、「万世一系」の天皇への忠君愛国を要とする日本の教科書と同様に編纂することは、名目上であっても大韓帝国の教科書である以上は不可能であった。また、甲午改革期の学部編輯局のように教育立国詔書を理念として、大韓帝国皇帝を中心に据えて編纂することもできなかった。そのような教科書は大韓帝国皇帝への忠誠心と独立心を喚起させ、統監府による植民地化への行程を掘り崩すことにつながりかねない。学部編纂普通学校教科書は、当時の大韓帝国での学部の立場を象徴する教科書でもあった。

そのような状況に陥らないために、学部日本人編纂者は、日本の先進性・文明性を強調して、日清・日露戦争に勝利した「強国」日本の姿を教示し、文明国である帝国日本に帰属することの利益に目を向けさせる方針をとった。そして、保護国日本の統治の積極的評価や親日的な内容の教材を教科書に挿入した。また、朝鮮の歴史を装いながら保護政治の正当性を確保するために、古代からの日本との親密性を強調するとともに、朝鮮の歴史の独自性を否定して朝鮮民族としての意識を希薄化させ、朝鮮人の反日姿勢を緩和させて親日化に結びつけようとした。

学部編纂普通学校教科書の編纂方針は、模範教育の内容に沿って朝鮮人には愛国心につながる民族や国家に対する関心や意識をもたせず、勤勉、規律、儉約、信用、正直、謙虚、清潔、忍従などの徳目を中心に教授して「懶惰」な朝鮮人を教化し、保護国支配を受け入れる日本語と実用的知識や実務能力を身につけた従順な朝鮮人の育成であった。

- 1 学部『韓国教育ノ現状』1910年7月、6頁。阿部洋・渡辺学編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮)』第63巻、龍溪書舎、1991年に所収。以後、『史料集成』と略す。
- 2 前掲『韓国教育ノ現状』6頁。(『史料集成』63巻 所収)
- 3 統監府『統監府施政一斑』1907年、157頁。
- 4 幣原坦の雇用契約書条項 第一条：幣原坦ハ大韓帝国学政参与官トシテ学部所管事務ニ関シ誠実ニ審議起案スルノ実ニ任スル事、第二条：大韓帝国学部大臣ハ教育ニ関スル一切事項ヲ幣原坦ニ諮詢シ其同意ヲ経タル後施行スル事 幣原坦ハ教育事項ニ関スル議政府會議ニ参与シ及教育ニ関スル意見ヲ学部大臣ニ為シテ議政府ニ提議スルコトヲ得ル事、第三条：学部ノ必要ノ為メ幣原坦ニ学政参与官事務外ニ教育ニ関スル兼職ヲ命スル時ニハ幣原坦ハ大日本帝国代表者ノ同意ヲ経テ兼任スルコトヲ得ル事、第四条から第六条は省略。「韓国ニ於テ学部顧問備聘一件」(『史料集成』63巻 所収)
- 5 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、79頁。
- 6 佐藤由美『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』龍溪書舎、2000年。崔惠珠「韓国併合前後における幣原坦の行跡と教育論」『朝鮮学報』第247輯、2018年。馬越徹「漢城時代の幣原坦－日本人お雇い教師の先駆け－」国立教育政策研究所編、『国立教育研究所紀要』通号115、1988年。李笑利「幣原坦の日本語教育政策と「日語読本」『久留米大学大学院比較文化研究論集』12集、2002年。久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育－日本語による「同化」教育の成立過程－』九州大学出版会、2005年。稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年。
- 7 「韓国教育幣原坦君の談」『教育界』1906年2月3日。
- 8 日本外務省記録「韓国に於て学部顧問備聘並に学制改革一件」1905年8月21日。
- 9 「韓国教育の現状」『教育時論』第751号、1906年2月25日。
- 10 「教育禍胎」『大韓毎日申報』238号、1906年6月6日。
- 11 上田崇仁「日本語読本に関する一考察」『アジア社会文化研究』1-37集、2000年、42頁。
- 12 李笑利「幣原坦の日本語教育政策と「日語読本」『久留米大学大学院比較文化研究論集』12集、2002年、172頁。
- 13 「寄書」『大韓毎日申報』1905年10月1日。
- 14 論説「論蒙学教科」『大韓毎日申報』1905年10月5日。
- 15 論説「申論教科書」『大韓毎日申報』1906年3月29日。
- 16 『自強会月報』第2号1906年8月25日。
- 17 論説「論日語教科書」『大韓毎日申報』1906年4月12日。
- 18 論説「学部は廃止しても学校を廃止は不可」『皇城新聞』1905年10月5日、「学部教科書問題」『皇城新聞』1906年4月5日、1906年4月6日。「論蒙学教科」『大韓毎日申報』1905年10月5日。「申論教科書」『大韓毎日申報』1906年3月29日。「教科改良」『大韓毎日申報』1906年4月3日。「教育禍胎」『大韓毎日申報』1906年6月6日などの批判記事。
- 19 梁啓超が論説「中国魂安在在乎」などで指摘した「中国魂」は、朝鮮でも知られるところとなった。張志淵は梁啓超著の『中国魂』を翻訳して刊行し、『共立新報』は『中国魂』の各論説を連載して紹介した。そして、大韓自強会の張志淵や尹定孝らは「檀箕以来四千年の自国精神」「歴代相伝の大韓精神」など、朝鮮独自の「民族魂」の創出を訴えた。また、崔錫夏は朝鮮人に「檀箕以来の愛国性」である朝鮮固有の「民族魂」である「朝鮮魂」を發揮することを訴えている。
- 20 寄書「論日語教科書 続」『大韓毎日申報』1906年4月13日。
- 21 寄書「論日語教科書 続」『大韓毎日申報』1906年4月15日。
- 22 稲葉継雄「三土忠造と韓国教育」『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年、183～184頁。
- 23 佐藤由美『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』龍溪書舎、2000年。久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育－日本語による「同化」教育の成立過程－』九州大学出版会、2005年。稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年。
- 24 『中等国文典』に関しては、勘米良祐太「明治30年代における三土忠造『中等国文典』の歴史的位位置－教材上の工夫および文法論上の知見から－」『日本語と日本文学』57巻、2014年、参照。
- 25 これらの三土忠造の経歴については、稲葉前掲「三土忠造と韓国教育」『旧韓国の教育と日本人』や佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』の「三土忠造略年譜」などを参照した。
- 26 稲葉は「隆熙二年(1908年)六月二十日」と記されているが、この時期はすでに三土忠造は帰国した後である。扱ひ方に注意が必要」と指摘している。稲葉前掲『旧韓国の教育と日本人』218頁。
- 27 佐藤はこの時期の教科書に「編纂趣意書」はないとして、「1908年6月20日に行われた、官立普

- 通学校職員会の席上における三土のスピーチが、教科書編纂方針を知る唯一の手掛かりとなる」と指摘している。佐藤前掲『植民地教育政策の研究』104頁。
- 28 高樋濱吉『朝鮮教育史考』171～172頁。(『史料集成』第27巻 所収)
 - 29 「朝鮮人の教育」『教育界』第9巻第12号、1910年10月3日。
 - 30 学部令第23号「普通学校令施行規則」光武10年(1906年)8月27日、『官報』光武10年(1906年)9月4日。
 - 31 三土忠造「小学読本編纂法」『東京茗溪会雑誌』172～174号、1897年。
 - 32 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』第9巻第12号、1910年10月3日。
 - 33 甲午改革期の魚允中の一族で、慶応義塾に1895年8月まで留学した。1896年「断髪令」で直ちに断髪洋装にする。1907年8月官立漢城師範学校校長と国文研究所委員を兼任。
 - 34 朝鮮公論社編纂『在朝鮮内地人紳士名鑑』朝鮮公論社、1917年、21頁。
 - 35 「韓国見聞録抄記」『皇城新聞』1905年6月1日。
 - 36 朝鮮中央経済会編『京城市民名鑑』朝鮮中央経済会、1922年、256頁。
 - 37 朝鮮公論社編纂『在朝鮮内地人紳士名鑑』朝鮮公論社、1917年、540頁。
 - 38 「朝鮮人の教育」『教育界』第9巻第12号、1910年3月10日。
 - 39 『官報』1905年7月14日。
 - 40 「三土は日語読本の編集を急いだ。編集の仕事は国文典で経験済みであったから順調に巻一を仮印刷で、九月の新学期に間に合わせ、つづいて巻二、三、四と突貫作業で編集し十一月には、仮印刷ながら予定の読本を配布することができた」広瀬英太郎『三土忠造』三土先生彰徳会、1962年、93頁。
 - 41 『唐澤富太郎著作集6 教科書の歴史』上、ぎょうせい、平成元年、300～301頁。
 - 42 稲葉継雄「三土忠造と韓国教育」『旧韓国の教育と日本人』、195頁。
 - 43 *白淳在「解題」『韓国開化期教科書叢書6』亜細亜文化社、1977年、VII頁。
 - 44 広瀬英太郎『三土忠造』三土先生彰徳会、1962年、93頁。
 - 45 『朝鮮彙報』大正6年8月号。『文教の朝鮮』昭和2年12月号での編纂課長小田省吾の回想。
 - 46 国民教育を主な使命とする団体で、1904年8月漢城で李儁、李源兢、兪星濬、全德基等によって設立された。学校設立と書籍編纂を主活動内容としていて、1906年から1907年の間に『初等小学』の他に『大東歴史略』『新撰小物理学』『初等地理教科書』などを編纂刊行した。
 - 47 「初等小学の竣刊」『皇城新聞』1907年1月10日。
 - 48 *パクチビョン「国定国語教科書の政治学—普通学校学徒用国語読本(学部編纂1907)を中心として—」『泮橋語文研究』、35集。
 - 49 *石松慶子「統監府治下大韓帝国の修身教科書・国語読本分析」延世大学校碩士論文、2003年。
 - 50 巻7は延世大学学術情報院に所蔵されているが、筆者は未見であるため本稿では巻7を除いた教科書の内容分析である。ただし、巻7の各課の題材名と内容はキムソンキの論文から参照した。
 - 51 *キムソンキ「1910年代普通学校用朝鮮語読本教科書の内容と性格に関する研究」国民大学大学院博士論文、2016年。*キムソンキ「普通学校学徒用国語読本(1907)の内容と特性」『語文学論集』第36集、2017年。
 - 52 *パクチビョン「国定国語教科書の政治学—普通学校学徒用国語読本(学部編纂1907)を中心として—」『泮橋語文研究』35集。
 - 53 日本語の「五十音表」にあたるハングル文字の基本になる表。基本の母音10個と子音14個の組み合わせで構成されている。
 - 54 *チャンヨンミ「『普通学校学徒用国語読本』と『幼年必読』の比較研究」『童話と翻訳』第29集、2015年、239頁。
 - 55 *カンジンホ「国語教科書の形成と日帝植民主義—国語読本(1907)と朝鮮語読本(1911)を中心として—」『現代小説研究』46集、2011年。
 - 56 *キムヘリョン「国定国語教科書の政治学—普通学校学徒用国語読本(学部編纂1907)を中心として—」『泮橋語文研究』35集、2013年。
 - 57 『尋常小学読』巻1～巻8は、古田東朔『小学読本便覧』第6巻、(武蔵野書院)所収のものを使用した。金港堂版『尋常国語読本』巻1～巻8と金港堂版『高等国語読本』巻1～巻8、坪内雄蔵版『国語読本尋常小学校用』巻1～巻8、坪内雄蔵版『国語読本高等小学校用』巻1～巻4、第一期国定『尋常小学読本』巻1～巻8、第一期国定『高等小学読本』巻1～巻4に関しては、『日本教科書体系近代編第6巻(3)』(講談社)に収録されているものを使用した。第一期国定『高等小学読本』巻5～巻8は、広島大学図書館所蔵本を使用した。
 - 58 仲新・稲垣忠彦編『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、東京書籍、1982年、238～240頁。
 - 59 「普通学校教科書編纂趣意書第1編」(『史料集成』第18巻所収)

- 60 仲新・稲垣忠彦編 前掲書 239 頁。
- 61 仲新・稲垣忠彦編 前掲書 390～392 頁。
- 62 李淑子は「日の丸の旗の初登場」、佐藤由美は「韓国・日本・清国の国旗のうち、『日の丸』が最前列に位置している」ことを指摘している。(李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版、1985 年、195-196 頁。佐藤由美「保護政治下における韓国学部の教科書政策—日本人学務官僚による編纂・普及活動を中心にして—」研究代表阿部洋『戦前日本の植民地政策に関する総合的研究—平成 4・5 年度科学研究費補助金(総合 A) 研究成果報告書』1994 年、37 頁。)
- 63 「普通学校令施行規則」第 9 条 7 項、歴史要旨。
- 64 *カンジンホ「国語教科書の形成と日帝植民主義—国語読本(1907)と朝鮮語読本(1911)を中心に—」『現代小説研究』46 集、2011 年。
- 65 *キムヘリョン「国定国語教科書の政治学—普通学校学徒用国語読本(学部編纂 1907)を中心として—」『津橋語文研究』35 集、2013 年。
- 66 学部令 第 23 号「普通学校令施行規則」第 9 条 普通学校各教科目教授ノ要旨、光武 10 年(1906 年)8 月 27 日公布、『官報』光武 10 年(1906 年)9 月 4 日。
- 67 「普通学校令施行規則」は 1909 年 7 月 9 日に改正された。学部令第 6 号普通学校令施行規則「修身ハ学徒ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス 修身ハ嘉言善行及諺辭等ニ模シテ勸戒ヲ宗旨トシ実践ヲ適切ナル日常近易ノ事項ヲ教授シ進ミテハ国家及社会ニ對スル責務ノ一斑ヲ知ラシメ女子ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意ス可シ」
- 68 朝鮮総督府編『教科書編纂彙報第二輯』1938 年、30 頁。
- 69 「解題」『韓国開化期教科書叢書 9』亜細亜文化社、1977 年、vi 頁。
- 70 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版、1985 年、210 頁。
- 71 佐藤前掲『植民地教育政策の研究朝鮮・1905-1911』108～109 頁。
- 72 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』49～51 頁。
- 73 *朴済供『近代韓日教科書の登場人物を通して見た日帝の植民地教育』全南大学校大学院博士論文、2008 年、67 頁。
- 74 *石松慶子「統監府治下大韓帝国の修身教科書・国語読本分析—同時期日本教科書との比較を中心に—」延世大学校大学院碩士論文、43 頁、45 頁、51 頁。
- 75 *姜正求・金鍾會「植民化教育談論の自体矛盾と混乱—学部の『普通学校学徒用修身書』を中心に—」『現代文学の研究』第 45 集、2011 年。
- 76 「修身教科書総解説」『日本教科書大系近代編第 3 巻修身(三)』620 頁。
- 77 「小学修身書編纂趣意報告」『近代日本教科書教授法資料集成』第 11 巻、『編纂趣意書 1』48 頁。
- 78 「修身教科書総解説」『日本教科書大系近代編第 3 巻修身(三)』、620 頁。
- 79 同上 49 頁。
- 80 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』74 頁。
- 81 李前掲『教科書に描かれた朝鮮と日本』221～222 頁。*石松前掲論文「統監府治大韓帝国の修身教科書・国語教科書分析」53 頁。
- 82 学部『韓国教育ノ現状』1910 年 7 月、6 頁。(『史料集成』第 63 巻所収)
- 83 「朝鮮人の教育衆議院議員三土忠造」『教育界』第 9 巻第 12 号、1910 年 10 月 3 日。
- 84 趙景達「朝鮮人懶惰論の形成」『植民地朝鮮の知識人と民衆』有志社、2008 年、38 頁～42 頁。
- 85 「小学校令施行規則」(1900 年)、第一章教科及編制、第一節教則「修身ハ教育ニ関スル勸語ノ旨趣ニ基キテ児童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導スルヲ以テ要旨トス 尋常小学校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信実、義勇等ニ就キ実践ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ国家及社会ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尚ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ」
- 86 駒込前掲『植民地帝国日本の文化統合』123 頁。
- 87 上田崇仁「『日語読本』に関する一考察」『アジア社会文化研究(1)』2000 年。李笑利「幣原坦の日本語教育政策と『日語読本』」『比較文化研究論集』第 12 号、2002 年。
- 88 原本は玉川大学教育博物館所蔵本と韓国中央図書館所蔵デジタル原本を使用した。また、『普通学校学徒用日語読本』の巻 1 と巻 2 は、後述するように明らかに幣原坦の『学部編纂日語読本学部

編纂局印刷』の巻1と巻2の教材構成・配列を踏襲しているので、教材関連を扱っている箇所では比較検討のために分析対象とした。分析に使用した『学部編纂日語読本学部編纂局印刷』は韓国中央図書館所蔵のデジタル原本を参考にした。

- 89 広瀬英太郎(1962)『三土忠造』、三土先生上彰徳会、93頁。
- 90 大韓帝国『官報』1906年9月4日。
- 91 李笑利「幣原坦の日本語教育政策と「日語読本」」『比較文化研究論集』第12号、2002年。
- 92 上田崇仁『「日語読本」に関する一考察』『アジア社会文化研究(1)』、2000年。
- 93 上田崇仁「旧韓末『日語読本』考」『南山大学日本文化学科学論集』20巻、2020年、61～74頁。『「日語読本」の特徴：併合前の教科書は何を教えたのか－テキストマイニングで見えてくること－』『新世紀人文学論集』第4号、2021年、191～202頁。
- 94 *キムボウエ『「学部編纂日語読本」の研究－日本語教育の観点を中心に－』高麗大学校大学院碩士論文、2014年。
- 95 *朴性姫「開化期の日本語教科書に関する研究－独習日語正則」『日本研究』第5集、高麗大学校日本学研究センター、2006年。
- 96 *ソンユナ・キムウンギョン「学部編纂『普通学校学徒用日語読本』挿絵の教育的含意と志向性」『中央史論』第39集、中央大学校中央史学研究所。
- 97 *キムキョンミ「統監府の初等学校歴史教育政策と歴史認識」『韓国独立運動史研究』第39集、2011年。
- 98 *韓中瑄「開化期日本語学習書小考」『日語日文学研究』第25集、1994年、139～168頁。「開化期日語教育に関する考察－学部編纂『日語読本』を中心に－」『日本学報』第38輯、1997年、133～148頁。
- 99 李前掲『教科書に描かれた朝鮮と日本』201～208頁。
- 100 佐藤前掲「保護政治下における韓国学部の教科書政策」『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究－平成4・5年度化学研究費補助金(総合A)研究成果報告書－』37頁。同様の指摘は、『植民地教育政策の研究 朝鮮1905－1911』106頁でも指摘されている。
- 101 *キムヘリム『「日語読本」に関する研究－日本語国定1期教科書『尋常小学読本』との比較を中心に－』高麗大学校大学院碩士論文、2009年。
- 102 キムヘリムも『尋常小学読本』から引用して参考にした教材を一覧にしているが、その中には表題は同じであるが内容は異なるものもあるので、本表はそれらを修正したものである。
- 103 重複したものもあり、『尋常小学読本』の「慾心なる犬」や「ウマトウシ」(4-2)、「大水」(5-22)、「公園」(7-8)、「地球(1)」(8-19)などは、『普通学校学徒用日語読本』と『普通学校学徒用国語読本』の両方に引用されている。
- 104 海後宗臣・仲新『近代日本教科書総説・解説篇』講談社、1969年、181頁。
- 105 「尋常小学読本編纂趣意書」仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成 第11巻』東京書籍、1982年、231頁。
- 106 「当時の普通学校の生徒が、伝統的な初等教育機関である書堂で漢字を学んできており、漢字を媒介として日本語の読みを教えた方が得策であると考えから発したものと推察される。」(佐藤前掲『植民地教育政策の研究 朝鮮1905－1911』109頁)
- 107 三土忠造「小学読本編纂法」『東京茗溪会雑誌』174号、5～6頁。
- 108 三土忠造「小学読本編纂法」『東京茗溪会雑誌』173号、10頁。
- 109 仲新・稲垣忠彦編前掲『近代日本教科書教授法資料集成 第11巻』238頁～240頁。
- 110 同上書 252頁。
- 111 同上書 239頁。
- 112 同上書 252頁。
- 113 朝鮮総督府「普通学校国語読本編纂趣意書」『普通学校教科書編纂趣意書 第一篇』(『史料集成』

- 第 18 卷所収)
- 114 李前掲『教科書に描かれた朝鮮と日本』206 頁。佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911-』106 頁。
- 115 学部令第 23 号「普通学校令施行規則」第 9 条各教科目教授ノ要旨の第 7 項歴史に記載されている。『官報』光武 10 年(1906 年)9 月 4 日。
- 116 *キムキョンミ「統監府の小学校歴史教育政策と歴史認識」『韓国独立運動史研究』第 39 集、2011 年、66 頁。李前掲『教科書に描かれた朝鮮と日本』207～208 頁。佐藤前掲「保護政治下における韓国学部の教科書政策－日本人学務官僚による編纂・普及活動を中心にして－」『戦前日本の植民地政策に関する総合的研究－平成 4・5 年度科学研究費補助金(総合 A) 研究成果報告書－』37 頁。佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911-』106 頁。
- 117 *チャンミギョン「日帝強占初期初等学校朝鮮語と日本語教科書にされた地誌表象」『日本語文学』第 60 輯、2014 年、232 頁。
- 118 李前掲『教科書に描かれた朝鮮と日本』204～205 頁。
- 119 平安北道寧辺公立普通学校の日本人教師の実践報告。「僅か一週に六、七時間の教授時間にては到底其目的を達する能わず(略)故に我学校に於ては『日用語彙集』なるものを編纂し之を一学年の初めより凡そ五十時間を以て教授している。」「教育実験談」朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校長講習会講演集』、1912 年 9 月、393 頁。
- 120 「朝鮮人の教育」『教育界』第 9 巻第 12 号、1910 年 3 月 10 日。
- 121 「普通学校規則」(1911 年 10 月 20 日) 第 7 条第 3 項。
- 122 「愛国唱歌教育運動とは、日清戦争から 1945 年まで、韓国で文明開化、民族覚醒、排日思想を主題とした唱歌が学校を中心に国民的に広く歌われた愛国啓蒙運動の一つであり、ここで歌われた歌を「愛国唱歌」と称する」(朴成泰「大韓帝国の愛国唱歌教育運動と学部の取り締まり」『アジア教育史学研究』第 9 号、2000 年、57 頁)
- 123 高橋濱吉『朝鮮教育史考』1927 年、169-170 頁。(『史料集成』第 27 巻所収)
- 124 先行研究としては、宋珉煥が統監府期の『理科書』について言及している。「韓国理科教育の成立と展開」東京都立大学大学院博士論文、1997 年、109～112 頁)
- 125 稲葉前掲『旧韓国の教育と日本人』200 頁。
- 126 同上書、200 頁。
- 127 普通学校令施行規則 第 9 条 8 項理科「通常ノ天然物及ビ自然現象ニ関スル知識ノ大略ヲ通得セシメ其ノ物物間相互関係及ビ人生ニ対スル関係ノ大要ヲ理会サセ兼ネテ観察ヲ精密ニシ自然ヲ愛シ共同生存ノ精神ヲ養ウヲ以テ要旨トスベシ 植物動物鉱物及ビ自然現象ニ就テ学徒ノ目撃シ得ル事項ヲ教授シテ重要ナ植物動物ノ形状ト効用及ビ発育ノ大要ヲ知ラシムヲ以テ主ト為シ通常ノ物理化学上ノ現象ト人身ノ生理衛生ノ大要ヲ教授シ特別ニ土地ノ情況ニ依ッテ農事水産工業家事等ニ適合シタ関係ガ有ル事項ヲ教授シ植物動物鉱物等ヲ教授スル時ニハ此ノ種ノ物ニ製スル重要ナ加工品ノ製法ト効用等ノ概略ヲ知ラシムベシ 実地観察ニ基因スル或イハ標本模型図画等ヲ示シ又簡単ナ実験ヲ施シ明瞭ニ理解サセルヲ以テ務ムヲ要スベシ」(「学部令第 23 号普通学校令施行規則」『官報』光武 10 年(1906 年)9 月 4 日。
- 128 朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教監講習会講演集』、1911 年 8 月、134 頁。
- 129 『独立新聞』1896 年 9 月 22 日。
- 130 「国家調音」『皇城新聞』1904 年 5 月 13 日。
- 131 「韓国学生之歌」『教育時論』893 号、1910 年 2 月 5 日。
- 132 朴成泰「韓国近代音楽教育史における『愛国唱歌教育運動』の意義－日本の対韓音楽教育政策を背景として－」『音楽教育学』第 24-2 号、1994 年、37～50 頁。朴成泰「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策－小出雷吉による『普通教育唱歌集』の編纂をめぐる」『音楽教育学』第 29-2 号、1999 年、13～28 頁。朴成泰「大韓帝国の愛国唱歌教育運動と学部の取り締まり」『アジア教育史学研究』第 9 号、2000 年 48～59 頁。高仁淑「朝鮮植民地支配と唱歌教育－統監府による唱歌教育政策を中心に－」韓国文化研究振興財団『青丘学術論集』第

-
- 14 集、1999年、201～246頁。高仁淑『近代朝鮮の唱歌教育』九州大学出版会、2004年。
- 133 学部『韓国教育ノ現状』1910年、3頁。（『史料集成』第63卷所収）
- 134 『皇城新聞』1909年6月5日。
- 135 『皇城新聞』1909年7月8日。
- 136 『皇城新聞』1909年10月27日。
- 137 倭孫一『漢城府内基督教学校状況一斑』1910年6月、28～29頁。（『史料集成』67卷所収）
- 138 『大韓毎日申報』1910年1月27日。
- 139 『韓国駐劄各道憲兵隊長（警務部長）會議席上倭孫一学部次官演說要領』56頁。（『史料集成』第66卷所収）
- 140 『大韓民報』1910年1月19日。
- 141 『皇城新聞』1910年3月17日。
- 142 『皇城新聞』1910年5月24日。
- 143 朴成泰前掲論文「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部植民地音楽教育政策—小出雷吉による普通教育唱歌集の編纂をめぐって—」19頁。
- 144 『皇城新聞』1910年1月9日。
- 145 『皇城新聞』1910年3月17日。
- 146 『慶南日報』1910年6月5日、7日、9日、11日、13日、17日、19日まで掲載。
- 147 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、82頁。（『史料集成』第26卷所収）

第3章 統監府による私立学校教科書の検閲と排除

はじめに

1905年の第二次日韓協約締結後、学会や愛国団体・私立学校は国権回復のために教育振興と殖産興業を重視する運動を展開し、実力を養成することによって保護国からの独立を目指していた。そのため私立学校が多く設立され、授業では愛国心と独立意識を高める教科書が使用されていた。統監府はこれらの教科書を「排日教科書」と見なし、それが義兵などによる抗日闘争への影響を与えることを警戒して、教科用図書検定規程（1908年）と私立学校令（1908年）第6条によって教科書を検閲し排除しようとした。そして、検定着眼点と認可要因は恣意的で、愛国心や独立意識の高揚に関連している教科書は、全て検定不許可や学部大臣不認可教科書に指定され、私立学校での使用は禁止された。

この私立学校抑制のための教科書検定とその実態に関しては、従来、日本の検定請願本のように修正・削除事項などが記入された大韓帝国期の検定請願本が確認できなかったため、実際の詳細な検定過程は不明確であった。それが最近、「併合」直前の時期の検定請願本の原本が発掘されたことにより、検定過程の実態が明らかにされるようになった¹。

しかしながら、統監府による私立学校教科書の検閲と排除に関する研究には、究明すべき幾つかの課題が存在している。その第一は教科書検定に関して従来、教科用図書検定規程の簡単な説明だけで教科書検定の内容が語られることが多いが、大韓帝国学部が参考とした日本の文部省の教科用図書検定規則（1887年）との比較による検定内容や差異が考察されていないため、恣意的な教科書検定の実態を照射できていないこと。第二は不認可要因に関しても『教科書内容に関する調査』（1909年）で示されている検定着眼点と一部検定不許可・不認可教科書との関連から説明されることが多いが、例えば検定着眼点の「奇矯ナル誤謬ノ愛国心ヲ鼓吹スル事」とは具体的にどのような教材内容なのか、一部の研究を除いて明確にされていない²。第三として、検定制度による教科書「検閲」によって、検定不許可・不認可とされた私立学校教科書は、「排日教科書」として見なされることが多い。しかし、私立学校教科書は単なる「排日教科書」と矮小化されるべき内容の教科書なのであろうか。検定不許可・不認可教科書の教材構成や内容を精査して、教科書編纂の趣意を明らかにする必要がある。そして第四として、ほとんどの私立学校の国語読本教科書や修身教科書、国史教科書が不許可・不認可教科書として使用禁止の状況にあった「併合」直前の時期、学部から認可された検定教科書は「親日教科書」として見なされることが多いが、朝鮮人編纂者による検定教科書の内容や役割、その意味を再確認する作業も必要であると考えられる。

本章では統監府が実施した教科用図書検定規程と認可制度による教科書「検閲」体制の実態や「排日教科書」として不認可となった教科書の特性、「親日教科書」と見なされている検定合格教科書の両義性を明らかにすることをねらいとしている。そのために第1節においては教科用図書検定規程導入の背景や文部省の教科用図書検定規則との対比、教科書検閲に対する朝鮮社会の反発と抵抗などを明らかにする。第2節では検定不認可要因の教材を明確にするため、検定不合格教科書と検定合格教科書の教材比較から、それらを照射していく。そして、検定着眼点に該当する教材内容を明らかにする。第3節では私立学校使用不認可の教科書の教材構成や内容を精査して、「排日教科書」の視点だけではない大韓帝国の教科書としての特性を明らかにする。第4節では私立学校の国語読本教科書として唯一検定に合格し、「併合」後も再刊を許可された検定教科書の教材構成・内容を分析して、その特性を明らかにしていく。

第1節 「排日」教科書の根絶—私立学校教科書の検定・検閲制度の構築—

1. 私立学校用教科書の検定

(1) 私立学校教科書に対する警戒

私立学校で使用されていた教科書は、学部編纂の普通学校用教科書ではなく、国民教育会編纂『初等小学』や玄采著『幼年必読』、徽文義塾編纂『高等小学修身書』などの学会や個人、私立学校が編纂発行していた教科書であった。学部次官の俵孫一はこれら私立学校で使用している教科書の教材内容は問題があり有害であるとして、私立学校関係者や学会代表者に対してその問題点を次のように語っている。

私立学校の教科書の中には、当時の政治問題や社会問題を題材にして編纂しているものがあり、「韓国政府ノ状況ヲ憤慨シタル記事ヲ教科書中ニ編纂シ韓国政府ノ状態ヲ変更スルニハ各人血ヲ以テ之ヲ争ハサルヘカラスト云フカ如キ文字ヲ散見スルナリ之レ学校ノ教科書トシテ果シテ適當ナルモノト認ムヘキヤ」として教科書として不適切であると指摘している。そして、政治問題や社会問題と教育を混淆したような教科書で教育された青年生徒は、「政治問題ニ狂奔スルアラハ一種ノ政治狂、大ナル不平家ヲ続出スルニ至リ此国益々騒擾ノ禍中ニ沈溺」する結果となると忠告している³。また、私立学校を経営している基督教宣教師との懇談会においても、俵孫一は有害教科書が生徒に与える悪影響について述べている。統監府の政策に従っている政府を批判し日本の保護国となっている現状を否定するような教科書は、学生を「相率ヒテ不平ノ徒トナリ偏狭ノ人ト化シ他日ノ健全ナル国民タルヘキ素質ヲ失フ」こととなると指摘している⁴。

これら有害教科書に対する統監府の見解は、私立学校関係者や基督教宣教師などの会合での話であるので、表面的には教育上での問題としているが、実際は「韓国ノ現状破壊ノ精神ヲ煽動シ排日思想ヲ鼓吹シテ日韓ノ親善ヲ阻礙シ若クハ大言壯語漠然似而非ナル愛国心ヲ挑発セントスルガ如キ現時ノ国是ニ反シ教育ト政治トヲ混同スルノ文字ヲ羅列スル等有害危険ノ著作物⁵」と見なし「排日教科書」として危険視していた。

保護国である大韓帝国に対して強大な権力を掌握していた統監府が、何故これほどまで過敏に私立学校の教科書を注視し、「排日教科書」としてその影響を警戒しなければならなかったのであろうか。学会や各種団体、私立学校は、国権回復のために教育振興と殖産興業を重視し実力を養成することによって日本の保護国から脱して独立を目指していた。そのため私立学校では愛国心と独立意識を高める教育を重視していたが、統監府はこの愛国心の高揚が実際の抗日闘争に結びつくことを危惧していた。この背景には保護条約締結以降、激しさを増す義兵を中心とした抗日闘争があった。

【表3-1】は『大韓毎日申報』や『皇城新聞』に掲載された義兵による学校襲撃関連の記事の一部である。記事から判明するように統監府が推進していた模範教育のための普通学校や日語学校、一進会系学校、日本人教師関連の私立学校などが襲撃されて、学校施設破壊だけでなく、日本人や一進会の朝鮮人、政府地方官吏などが拉致・殺害されている⁶。また、襲撃の恐れから普通学校職員の避難や義兵の襲撃に怯えて普通学校の開校や入学を控える状況も生じている。このような義兵による武力的抗日闘争に対しては、教育による実力養成と国権回復を目指していた私立学校や学会、新聞社関係の知識人は一般的には批判的であった。『大韓毎日申報』は社説で「国家の大讐にたいしては時と力を考え、敵を知り己を知っていかに処すべきかをはからねばならぬ。今日、大韓臣民が此の奇変にあい、此の至痛を抱き、若し雪辱の志なければ、人類と称しえない。しかし、時と力をはからず、徒に一時の血憤に激し、千百の烏合の衆を呼び集め紛紛と挙を為すは、いたずらに国家の禍乱を増し、その生民を摩爛するのみ、是いかに知覚ある者のなすべきことか⁷」と、武力闘争に対して批判的な見解を表明した。

また、「大韓協会」の実力者である尹孝定は、「現今、各地に蜂起した義兵は、その精

神があるいは愛国の衷情から出たものであったとしても、その行動について論ずるなら、いわゆる祖国の思想でもって、かえって祖国を損傷するものであり、本協会はその行動に対して賛成しえない」と、やはり義兵の闘争方法を否定する態度を明らかにしていた。このように国権回復のための実力を養成しようと愛国啓蒙運動を展開していた学会関係者や知識人は、抗日救国闘争を展開していた義兵に対して傍観的な姿勢を示していた。趙景達 はこれら愛国啓蒙運動を推進した知識人が義兵運動に合一し得なかった理由について、日

【表 3-1】 義兵による学校関係襲撃関連記事

日付	『大韓毎日申報』記事
1907.9.8	道川学校は一進会が設立した学校で日人教師を雇聘していたが、校費を民間の私債として徴集していたため民は怨んでいた。義兵が該校を焼却して主務であった黄氏二人が被害を受けた。
1907.9.14	安城郡の普通学校筒井教師が、騷擾に因り該地に同留している日本人とともに避亂した。
1907.9.18	安城郡に義兵が郵便取扱所を襲撃したとの説が昨日報じられた。この日は該郡の市の日で義兵二百五十名が行商人の姿で三三五五に流入して、洋銃八十柄を隠し持ち午後五時頃に暴起したため、居民の十中八九は避亂して市場には人影が阻絶している。該郡公立普通学校教師筒井松太郎から学部へ報告があった。義兵一百五十名が杆城郡を襲撃した。日語学校と郵便取扱所全部を毀破した。
1907.9.29	「因擾停学」 南原郡公立普通学校長朴台永氏の学部への報告によると、近日南原附近で暴徒が蜂起し人心が恟恟して大端騷擾の状態なので十一日十二日両日間授業を停止した。
1907.10.5	二百名義兵が任実郡日語学校を襲撃した。該校日教師鈴木信之助は銃殺された。義兵中約八十名は韓兵の服装である。
1907.11.2	普明学校に義兵六拾余名が忽ち突入して、日人教師一名と日人処伝夫一名を銃殺して、巡検庁に突入して洋銃三柄を奪取した。該庁を破壊して郡主事を捕縛した。
1907.11.20	公立淮陽郡普通学校副教員李喆鎬氏の学部への報告によると、本員は先月二十八日に到校して開学視務をしようとした時、三拾日に義徒四拾余名が突入して郡庁を包圍し流丸は雨の如くで、騷動により郵便取扱所の日本人が応砲して退散させたが、驚擾の余韻で民心が多く懼れて学員の多くは来集しないので、今月拾日に開学することに定めた。
1907.12.12	「旅費支給」 地方公立学校職員中に騷擾に因り避亂した人員は、別紙にある旅費を学部へ請求して該部において避亂旅費規程に依り支給することになった。
1907.12.17	公立原州普通学校では今月七日に該校授業を始めたが、秋間の騷擾のため至る所に渙散して未帰の人民が頗る多く学徒は十人未滿である。
1907.12.22	「避亂旅費請發」 公立忠州普通学校副校員李起は、避亂旅費三拾八円八十錢及該校日本人校師避亂旅費六拾四円六拾四錢の支給を該校副教員が学部へ報告した。
1908.1.10	「非義伊賊」 義徒二千余名が襄陽郡岷山学校に突入し、校舎及諸般物品を破碎燒火して寄本金二万五千九百六十九兩を奪去した。
日付	『皇城新聞』記事
1907.9.1	「原校開学延期」 原州郡普通学校副教員洪義植氏が、学部へ質稟したところによると、本校は秋期開学したが附近の民擾に因り開学ができない。どのような措置をもってするかと質している。
1907.9.25	「慎勿傷学校」 清風郡に義兵三千余名が入り該郡寒碧里に三日間逗留して該郡普通学校を破碎した。
1907.12.7	「襄陽騷亂」 襄陽郡からの来信によると先月上旬頃に義徒六百余名が突入して、駐屯していた日本兵と交戦したため相互に死傷が出た。其後に義徒千余名が入来して、該郡岷山学校と巡検の家舎を皆燒火させ、郡主事及書記の家屋を打破した。

本帝国主義批判の脆弱性にあると言及している⁹。

確かに義兵の抗日闘争に批判的な態度や論調であったが、統監府が危険視する教科書の「愛国心」関連の教材では、日本の侵略に対して果敢に抵抗した愛国者の偉業を題材に多く取り上げて日本に対する敵愾心を高める内容となっていた。例えば多くの私立学校で使用されていた玄采著『幼年必読』の「血竹歌」（巻3-第25課・26課）では、保護条約締結に責任を取り自決で贖罪した閔泳煥を国に殉じて亡くなった愛国者として讃え、自決した部屋から芽生えた竹を「血竹」として戒めとしている。また、私学の徴文義塾編纂『高等小学修身書』の「愛国心」（第109課・110課）の項では、壬辰倭乱時の李舜臣や郭再祐の名前を挙げ、「彼等が正義に従い死んだことにより、韓国の国威を知らしめた。このことは皆、愛国という精神から出るものである。其の忠魂毅魄の実、万古に死なずして、今日の吾人の脳髓の個々に精霊を育むものである」と記して愛国的犠牲心を賞讃した内容構成になっていた。

このように、私立学校の多くは生徒に愛国心を鼓吹して民族精神を高揚させるとともに兵式体操を取り入れて軍隊式訓練を実施していた。独立運動家安昌浩が設立した大成学校の学生であった金澄植は、当時の体育教育について、「体操教師は元軍隊の士官で志高い鉄血の人、鄭仁穆氏だった。彼は完全に軍隊式で学生を鍛えた。積雪沍寒の日でも広野で体操をさせ、鉄をも溶かす炎天下でも戦術の講義があった。夜間の非常召集令を下し、剣山深谷で胆力をつけさせられ、月夜の氷上で「見事なり、我等学徒の兵式行進は」という歌を歌い整然と行進して活気づけられた。」と当時の大成学校での教育を回想している¹⁰。

そして地域によっては私立学校での新式教育に理解を示し、大韓帝国の独立のための闘争であることを明言する伝統的儒者とは異なる平民出身の義兵将や解散させられた大韓帝国軍人が率いる義兵集団が出現し始めていた¹¹。このような状況において、統監府としては私立学校で使用されている「排日教科書」を放置することは極めて危険であり、「併合」への障害となるため排除しなければならなかったのである。

(2) 教科用図書の「検閲」体制

統監府は私立学校で使用されている教科書を「排日教科書」として危険視し、学部編纂以外の民間教科書に対して、三つの条規を制定して私立学校の教科書を検閲・排除した。

第一は文部省の教科書検定の法規である「教科用図書検定規則」を模した学部令第15号「教科用図書検定規程」（1908年）の制定である。既に1908年1月頃には『大韓毎日申報』に「教科書検閲」という記事が掲載され、学部が各種教科書を検閲するという警戒心が広がっていた¹²。私立学校で使用する教科書に対して「嚴重ナル審査ヲ遂ゲ此等不穩ノ図書ニ對シテハ検定ヲ與ヘサルハ勿論教科書トシテノ使用ヲ許可セズ¹³」という方針の下、具体的には第2条「図書ヲ発行シ又ハ発行セントスル者ハ其検定ヲ学部大臣ニ出願スルコトヲ得」により、教科書として発行する図書は学部大臣の検定を経ない限り使用できないこととした。

第二は検定を申請しない民間教科書を排除するためのもので、「私立学校令」（1908年）の第6条「私立学校ニ於テ用フル教科書用図書ハ学部ノ編纂ニ係ルモノ又ハ学部大臣ノ検定ヲ經タルモノニ就キ之ヲ択フヘシ 私立学校ニ於テ前項以外ノ図書ヲ教科用図書トシテ用ヒントスル時ハ学部大臣ノ認可ヲ受ク可シ」により、学部編纂・検定以外の教科書を使用する私立学校は使用認可を学部大臣に請願しなければならなかった。私立学校では教科書として『美国独立史』や『越南亡国史』などの一般図書出版物も使用していたので、事実上の図書検閲を意味していた。

第三は書籍として発売頒布を禁止する「出版法」の適応である。同法第2条「文書図画ヲ出版セントスル時ハ著作者又ハ其相続者及発行者ガ連印シ、稿本ヲ添ヘテ地方長官(漢

城府ハ警視總監トス)ヲ經由シテ内部大臣ノ許可ヲ申請ス可シ」と第4条「私立学校、会社、其他団体デ出版スル文書図画ハ該学校、会社其他団体ヲ代表スル者及発行者ガ連印シ第二条ノ節次ヲ行フ可シ前項ノ代表者ハ著作者ト看做ス」の規程により、内部大臣にも教科書として出版する図書の許可を得なければならなくなり、不許可であれば書籍としても発売頒布禁止処分となった。統監府が最も危険視した『幼年必読』などは、「学部不認可教科用図書」であると同時に、「内部大臣発売頒布禁止図書」対象書籍でもあった。このように学部編纂以外の民間教科書・図書に対して、統監府はその編纂、発行、出版、使用まで全て学部大臣、内部大臣の許可・認可を必要とする「検閲」体制を構築した。

(3) 「教科用図書検定規程」による検定

教科用図書の検定法規である統監府の「教科用図書検定規程」は、国定教科書制度以前の検定教科書期に適応された文部省の「教科用図書検定規則」の条文と似ていることから参考にしたと考えられる。日本の教科書検定制は「学校令」とともに始まり、1886年「小学校令」(勅令14号)、「中学校令」(勅令15号)において「教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と定められ、同年に文部省令第7号「教科用図書検定条例」が公布された¹⁴。そして、「教科用図書検定要旨」で「文部省ニ於テ教科書用図書ヲ検定スルノ要旨ハ該図書ヲ教科用タルニ弊害ナキ事ヲ証明スルニ止マリ即、国体法令ヲ輕侮スルノ意ヲ起サシムヘキ恐アル書又ハ風教ヲ敗ルヘキ憂アル書若クハ事実ノ誤アル書等ハ採択セサルモノトシ其教科用上ノ優劣如何ハ問ハサル事トナセリ」と公示して検定の目的を明示し、その翌年の1887年に新たに文部省令第2号「教科用図書検定規則」が制定された¹⁵。その後、1892年に第1条を「教科用図書ノ検定ハ師範学校令、中学校令、小学校令及教則大綱ノ趣旨ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と改訂して¹⁶、教科書内容を画一化する趣旨を明らかにした。同年に公示された「小学校教科用図書検定」では、「小学校教則大綱ヲ以テ標準トシ之ニ適合セサルモノハ検定セス¹⁷」と、その点を強調している。

この文部省の「教科用図書検定規則」と統監府の「教科用図書検定規程」の条文を対比したものが【表3-2】で、その比較から統監府独自の検定の特性を明確にする。二つの検定法規を比較して重要な違いは、第1条の検定の内容の目的である。文部省の「教科用図書検定規則」の第1条は「教科用図書ノ検定ハ師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と記されている。つまり、小学校用教科書ならば、勅令第215号「小学校令」(1890年)と文部省令第11号「小学校教則大綱」(1891年)に示されている小学校教育・教科の目的と内容に沿っている教科書であるかを認定するための検定であるとしている。それ故、修身教科書であるならば、「小学校教則大綱」第2条「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス 尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ」とあるように、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ」基づいて編纂されていて、「孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等」の教材で「殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ」を涵養する内容で構成されてなければならない。その他の科目でも同様で、地理の教科書ならば、第6条「日本地理及外国地理ハ日本ノ地理及外国地理ノ大要ヲ授ケテ人民ノ生活ニ関スル重要ナル事項ヲ理解セシメ兼ネテ愛國ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス」とあるように、「愛國ノ精神ヲ養フ」教材内容でなければならない。当然、歴史教科書では、第7条「建国ノ体制皇統ノ無窮歴代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、国民ノ武勇、文化ノ由来等ノ概略ヲ授ケテ国初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ノ大要ヲ知ラシムヘシ」と天皇の盛業や国民の武勇などの歴史的事象は教材化しなければならない。

【表 3-2】文部省「教科用図書検定規則」と学部「教科用図書検定規程」対比表

教科用図書検定規則（1892年改訂）・日本	教科用図書検定規程（1908年）・大韓帝国
<p>第1条 <u>教科用図書ノ検定ハ師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス</u></p>	<p>第1条 <u>教科用図書ノ検定ハ其目的トスル学校ノ學員学徒用又ハ教員用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス</u></p>
<p>第2条 図書ノ出版者ハ該図書ノ検定ヲ文部省ニ請フコトヲ得</p>	<p>第2条 図書ヲ発行シ又ハ発行セントスル者ハ其検定ヲ学部大臣ニ出願スルコトヲ得</p>
<p>第3条 第2条ニ依リ検定ヲ請フ者ハ図書1種ニ付其目的トスル所ノ学校一種毎ニ該図書20部ノ定価ニ等シキ手数料及該図書2部ヲ検定願書ニ添ヘ地方庁ヲ経テ文部省ニ納ムヘシ但定価ヲ記載セサル図書ニ就テハ手数料 料金 15円ヲ納ムヘク又検定ヲ得タル後定価 ヲ増加シタルトキハ本文ノ例ニ準シ其差額 ヲ追納スヘシ</p>	<p>第3条 <u>外国ニ於テ発行シタル図書ハ発行者ニ於テ本規程ニ依リ其検定ヲ学部大臣ニ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ韓国内ニ代理人ヲ置クヘシ</u></p>
<p>第4条 <u>第2条ニ依リ検定ヲ請ヒタル図書中瑣少ノ修正ヲ加フレハ検定ヲ与フルコトヲ得ヘシト認ムルモノアルトキハ其廉ヲ検定出願者ニ指示スルコトアルヘシ</u></p>	<p>第3条 検定出願者ハ第一号書式ノ願書、検定料及図書又ハ其稿本二部ヲ提出スヘシ検定料ハ図書一種ニ付其ノ目的トスル学校一種毎ニ該図書ノ定価ノ二十倍ニ等シキ額トス</p> <p>第4条 検定ヲ受ケタル後図書ノ名称、冊数、定価目的トスル学校並ニ学科ノ種類及図書ノ内容ヲ変更シタルトキハ検定ノ効力ヲ失フモノトス</p>
<p>第5条 検定シタル図書ハ文部省ヨリ官報ヲ以テ其名称、冊数、定価、目的トスル学校並学科ノ種類、版權免許又ハ出版届ノ年月日並該図書ニ記載スル所ノ著訳者及出版者ノ族籍在所住所姓名等ヲ広告スヘシ</p>	<p>第5条 前条ノ場合ニ於テ更ニ検定ヲ出願スルモノハ第二号書式ノ願書及図書或ハ其稿本二部ヲ学部大臣ニ提出スヘシ但シ定価ヲ増加シタルトキハ第三条第二項ニ準シ其ノ差額ヲ納付ス</p>
<p>第6条 検定ノ効力ハ検定ヲ得タル後修正ヲ加ヘタル図書ニ及ハサルモノトス</p>	<p>第6条 検定料ハ収入印紙ヲ以テ納付スヘシ検定料ヲ納メタル後ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス</p>
<p>第7条 第5条依リ広告シタル定価版權免許又ハ出版届ケノ年月日並著訳者及出版者ノ族籍住所姓名等ニ異動ヲ生シ 図書中其記載方ヲ変更シタルトキ又ハ同条ニ依リ広告シタル冊数ヲ変更シタルトキハ更ニ官報ヲ以テ其旨ヲ広告スルニアラサレハ検定ノ効力該図書ニ及ハサルモノトス</p>	<p>第7条 検定シタル図書ハ学部ヨリ官報ヲ以テ其名称冊数、定価、目的トスル学校並ニ学科学員、学徒用又ハ教員用ノ區別、発行及検定年月日並該図書ニ署名セル著訳者及発行者ノ住所姓名ヲ公告スヘシ</p>
<p>第8条 <u>検定ヲ得サリシ図書ノ出版者ノ願ニ依リテハ其図書ノ検定ヲ得サリシ事由ノ大要ヲ指示スルコトアルヘシ</u></p>	<p>第8条 図書発行者ハ図書ニ署名セル著訳者又ハ発行者ノ住所姓名ニ変更アリタルトキハ其ノ事項ヲ学部ニ報告スヘシ前項ノ報告アリタルトキハ学部ハ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ</p>

<p>第9条 検定出願中の図書若クハ検定ヲ得タル図書ニ修正ヲ加ヘ検定ヲ請フ者ハ更ニ地3条ノ手数料ヲ納ムルコトヲ要セス</p> <p>第10条 図書ノ出版者ハ其検定ヲ得タル図書ニシテ第7条ノ変更アルニ会スルトキハ其事項ノ広告ヲ文部省ニ請フヘシ</p> <p>第11条 検定ヲ請ヒタル後其願下ヲナスキ雖も其既ニ納メタル事数料ハ之ヲ還付セサルモノトス</p> <p>第12条 本規則ニ於テ修正ト称スルハ図書ノ名称ヲ変更シ文章字句図書ヲ増減若クハ校訂シ又ハ字体書形ヲ変更シ又ハ註解付録序跋ヲ加除若クハ変更スル等ノ場合ヲ包含スルモノトス</p> <p>第13条 <u>第四条ニ依リ図書中修正スヘキ廉ヲ指示シタルトキハ六箇月内ニ其廉ヲ修正シテ該図書ノ検定ヲ追願スヘシ此期限内ニ修正追願セサルトキハ該図書ハ検定ヲ与ヘス</u></p> <p>出典：「教科用図書検定規程」は旧韓国『官報』1908年9月1日。「教科用図書検定規則」は、日本『官報』1887年5月7日と『明治以降教育制度発達史第3巻』717頁、733頁から作成。</p>	<p>第9条 検定ヲ受ケタル図書ニハ毎冊見易キ所ニ第七條ニ記載セル事項ヲ掲載スヘシ</p> <p>第10条 稿本ヲ以テ検定ヲ受ケタル者ハ発行後三日以内ニ該図書二部ヲ学部ニ納付スヘシ前項ノ図書ニシテ其紙質、印刷又ハ製本粗悪ニシテ教科用図書トシテ不適當ト認ムルトキハ相当ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ</p> <p>第11条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ学部大臣ハ図書ノ検定ヲ取消スコトアルヘシ 一、第八條第一項、第九條又ハ第十條第一項ノ規定ニ違背シタルトキ 二、第十條第二項ノ変更命令ニ従ハサルトキ 三、検定ヲ受ケタル図咨ニシテ学部ニ納付シタル図書ヨリ、紙質、印刷、又ハ製本ノ粗悪ナルトキ</p> <p>第12条 検定ヲ受ケサル図書又ハ検定ノ効力ヲ失ヒタル図書ニ学部検定済其他之ニ類スル文字ヲ記載シテ発行シタル者ハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス其ノ情ヲ知リテ受託販売シタルモノ亦同シ</p> <p>第13条 本規程ハ頒布ノ日ヨリ施行ス</p> <p>第14条 本規程施行前ニ検定シタル図書ハ本規程ニ依リ検定シタルモノト看做ス</p> <p>第15条 <u>本規程施行前検定ヲ受ケタル図書ニシテ既ニ発行シタルモノハ其発行者ニ於テ本規程施行ノ日ヨリ九十日以内ニ第九條ノ掲載取項ヲ印刷シタル図書二部ヲ学部ニ納付スヘシ</u> <u>前項期日内ニ図書ヲ納付セサルモノハ将来ニ對シテ該図書検定ノ効力ヲ失フモノトス</u></p>
---	--

それに対して、学部の「教科用図書検定規程」の第1条では、「教科用図書ノ検定ハ其目的トスル学校ノ學員生徒用又ハ教員用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と記されている。学部が「模範教育」のために新たに制定した勅令第44号「普通学校令」（1906年）や学部令第23号「普通学校令施行規則」（1906年）などの法令を基準としたものでなく、「目的トスル学校」の生徒や教員に適した内容の教科書であることを認定するための検定であると極めて曖昧に表現されていることである。このような条文にした理由については様々な要因が考えられるが、法令を明記しないことにより検定側による恣意的な意向が検定基

準や認可要因に反映されることになる。

この第1条関連以外にも両法規には異なった箇所が存在している。文部省の「教科用図書検定規則」の条文にはなく統監府の「教科用図書検定規程」にのみ記されているものとして、外国の書籍を教科書として認可申請する場合の条項がある。第2条「外国ニ於テ発行シタル図書ハ発行者ニ於テ本規程ニ依リ其検定ヲ学部大臣ニ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ韓国内ニ代理人ヲ置クヘシ」の部分である。文部省の「教科用図書検定規則」には外国の書籍を教科書として検定申請する関連の文言は存在しない。「教科用図書検定規程」の場合は、日本で刊行されている日本語書籍を教科書として検定申請させることを想定していると考えられる。実際に横地捨次郎著『最新体操教授』が、学部検定教科用図書として『教科用図書一覧』（隆熙4年7月増補第5版）に掲載されている。また、中国の書籍に対する検定とも考えられる。当時、中国からの書籍輸入は多く、『皇城新聞』や『大韓毎日申報』紙上に書店広告記事として「上海より輸到した書籍、三千二百余种、就中教科書類を示す」という内容で、100種以上の各種中国で刊行された教科書名が掲載されている¹⁸。実際、中国書籍は私立学校で使用されていて、梁啓超著『飲氷室文集』（上海廣智書局 光緒34年）や『徳慧入門』（清国聖教書会 光緒31年）などの書籍が不認可教科書として『教科用図書一覧』（隆熙4年7月増補第5版）に掲載されている。

次は文部省の「教科用図書検定規則」には明記されているが、「教科用図書検定規程」にはない条項の問題である。その一つが教科書検定過程での修正事項の指示に関するもので、「教科用図書検定規則」の第4条「検定ヲ請ヒタル図書中瑣少ノ修正ヲ加フレハ検定ヲ与フルコトヲ得ヘシト認ムルモノアルトキハ其廉ヲ検定出願者ニ指示スルコトアルヘシ」という条項である。文部省の検定では検定申請本に修正事項が指示され、その箇所を修正や削除、差し替え等の対応で再申請することが可能である。第13条「第四条ニ依リ図書中修正スヘキ廉ヲ指示シタルトキハ六箇月内ニ其廉ヲ修正シテ該図書ノ検定ヲ追願スヘシ」の条項から、修正した検定申請本の再提出が認められていることがわかる。文部省の検定申請本に関する先行研究によると、検定審査に使用された教科書には、削除、訂正などを要する箇所に意見を記入した付箋が添付され、最終頁などに「本書ハ国家ニ対スル責務中、遵法、納税、服役（兵役）ノ事項ニ関スルモノヲ欠ク之ヲ補フベシ」という修正指示の付箋が添付されていることが指摘されている¹⁹。

もう一つは検定不許可の理由の請求と説明に関する条項で、「教科用図書検定規則」第8条には、「検定ヲ得サリシ図書ノ出版者ノ願ニ依リテハ其図書ノ検定ヲ得サリシ事由ノ大要ヲ指示スルコトアルヘシ」と記されているので、検定不許可になった事由について概要ではあるが申請者に説明がなされることである。統監府の「教科用図書検定規程」にはこれらに関連する条項がないので、検定申請本に対する修正指示や不許可の理由説明などが設定されてないということになる。修正事項関連の条項が明記されるのは「併合」後の1912年6月1日に新たに制定された朝鮮総督府令第120号「教科用図書検定規程」第5条からである²⁰。このような不明瞭な検定過程に対応するために学部は、「検定内規」という名称で非公式な情報を新聞に伝えている。1908年12月7日付『皇城新聞』の「教科用図書検定に関する注意〔続〕」という記事に、学部からの情報として「修正が不要にして検定において許可する境遇、又は検定において不許の境遇を請願者に指令することや「修正を加えた後の検定において許可できる境遇では、先に請願者或其代理人を召喚して其修正する章句事項を指示し、但此境遇において学部が指定する期間内に修正を加へる可し」という事項が掲載されている。俵孫一は教科書検定作業に関して、「学部ハ極メテ細密ニ之ヲ審査シ其内容ノ不良ナルモノ又ハ不適當ノモノアルトキハ懇篤ニ其理由ヲ示シテ之ガ改纂ヲ命シ又ハ学部ニ於テ加除訂正ノ勞ヲ執リ²¹」と述べている。このように教科用図書検定規程の条項には明文化していないが、学部編輯局の検定担当者から教科書編纂者への

削除事項や修正指示の機会があったと考えられる。

これまでは、日本の検定請願本のように修正事項などが記入された大韓帝国期の検定請願本が確認できなかったため、実際の詳細な検定過程は不明確であった。それが2003年に兪吉濬の子孫が高麗大学校博物館に寄贈した「兪吉濬関連新資料」の中に統監府時期に「興士団」が編纂した教科用図書検定請願本の原本が含まれていたことにより、文部省と同様の検定作業が行われていたことが判明した。金素侖が発見された検定請願本の原本を調査してその研究成果を発表している²²。

しかし、俵孫一が語っているような学部での修正指示は、出願者が受け入れられない削除・修正命令であり不許可のための検定であった。このような検定状況に対して批判が寄せられ、1909年1月の段階で教科書検定を請願した人の話として、「万一、教科書中に愛国、独立、自主、義侠などの字句が有れば、一切無効として検定で認められない」という内容を『大韓毎日申報』が伝えている²³。同様に『大韓協会会報』でも「何れの種類の教科書を論じるなく愛国二字を削除させることである²⁴」という検定批判がなされている。また、同じく『大韓毎日申報』は日本の中等修身教科書を翻訳した内容の教科書の検定請願をしたところ、日本人検定官から「該書の中の国民義務や国土保護などの記述は一切抜去」するように指示されたとして「韓国人民の国家思想を消滅させる手段として物議沸騰」している状況を伝えている²⁵。

これらのことから、不許可要因となる事項や文言を一方的に削除命令し、検閲同様の検定状況であったことがわかる。もう一つの検定申請者の不満は、教科書を提出して検定申請をしても、学部は理由もなく抱え込んで一年或いは二年経ても検定結果が示されない²⁶ことで、「一冊子の検定を得るのに往往にして『俟河之清 人壽幾何』と嘆くような状態²⁷」であるとしている。そして学部編輯局官吏に検定遅延の理由を詰問しても、「慎重にして詳密なる検定のためであると詐飾の遁辞で応えるだけ」であると学部の故意的な検定遅延を批判している。学部が迅速に検定を実施できてない状況では、却って教育の発展を妨礙させているという輿論が起きていると『大韓毎日申報』は伝えている²⁸。

このように「教科用図書検定規程」によって検定許可された教科書も、「併合」後は1914年4月8日付朝鮮総督府告示第128号の「明治43年10月1日以前ニ検定シタル左記教科用図書ハ教科用図書検定規程附則第3項ニ依リ大正3年3月31日限其ノ検定ノ効力ヲ失ヘリ²⁹」の告示により私立学校での使用は禁止された。同様に検定無効及検定不許可教科書は、「併合」直後の1910年11月19日付朝鮮総督府警務總監部告示第72号によって発売頒布禁止にされ刻版印本は全て押収されることになり³⁰、これによって「併合」後は統監府期の検定関連教科書は全て私立学校から根絶されてしまった。

(4) 「私立学校令」第6条による認可と不認可

「教科用図書検定規程」の法令適応以前から私立学校で教科書として使用されていた書籍で検定審査を請願しない場合は、「之ヲ出願セザル者ニ対シテ強制ス可キモノニアラズ而シテ其検定ヲ受ケサル教科用図書ヲ学校ニ於テ使用セントスルトキハ私立学校令ニ依リ必ズ當該当学校ニ於テ学部大臣ニ使用認可ヲ請ハザル可ラズ³¹」と俵孫一が指摘しているように、「私立学校令」第6条の規程により学部大臣の認可を受けざるを得ない状況となる。また、「教科用図書検定規程」以前の旧法令で学部から検定認可を受けていた徯文義塾編纂の『高等小学修身書』や『高等小学読本』などは、「教科用図書検定規程」附則第15条により「検定無効教科用図書」に指定され³²、私立学校で使用を継続する場合は必然的に「私立学校令」第6条の対象にならざるを得なかった。

検定審査方針を示した『教科書ノ内容ニ関スル調査』の緒言において、「教科用図書検定規程並私立学校令実施以来教科書ノ検定及使用認可ヲ請願スル者ガ頗多ク今日マデ学部

ニ於テ処理シタル両件ヲ合シテ百六部百七十一冊ニ達セリ」と記しているが、学部検定教科用図書や学部認可教科用図書、学部不認可教科用図書、検定不許可教科用図をまとめた『教科用図書一覧』（隆熙4年1月増補第4版）を見ると検定よりも使用認可関連の教科書の方が多い。つまり、私立学校で使用していた教科用図書は検定よりも学部大臣の認可請願で使用の可否を判定されていることである。このことは、「教科用図書使用認可請願ニ對スル審査モ検定ト同一方針ニ基キ調査スルモノニシテ無數ノ図書ニ對シテ其内容ヲ査閲」して認可の可否を判定することになるが、「教科用図書検定規程」のような検定手続きなしで、「学部認可教科用図書」か「学部不認可教科用図書」として判定して私立学校に通知するだけで良いことになる。

先行研究³³によると東萊府の私立東明学校は、学校設立認可申請のために学部大臣に1909年3月12日付で申請書を提出し、その中の「教科用図書認定請願」に使用教科書を記入して使用認可申請を行った。それに対して学部大臣李載崐は、1909年10月8日付文書で「不認可教科用図書」に認定されている徽文義塾編纂『高等小学修身書』や『高等小学読本』、鄭寅琥著『最新初等大韓地誌』、『初等大韓歴史』などの教科書は使用不許とし、学部検定教科書の朴晶東著『新撰理化学』は使用を許可する旨を伝えている。つまり、私立学校令第6条申請による不認可教科用図書に対しては、使用許可の有無だけを私立学校に通知すれば事足りることを意味している。

最終的に「不認可教科用図書」として指定された教科書は、「併合」後は検定不許可教科書と同様に「朝鮮総督府警務総監部告示第72号」（1910年11月19日付）により「安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルニ付隆熙3年法律第6号出版法第12條及第16條ニ依リ其発売頒布ヲ禁止シ該印本及刻版印本ヲ押収³⁴」されることになった。そして、これまで「認可教科用図書」として私立学校での使用を認められていた教科書も「併合」後の1912年1月には、「旧学部時代ニ於テ使用ヲ認可シ来リタルモ時勢変革ノ結果不認可トナシタル³⁵」として、「不認可教科用図書」に指定された。これらの処置により、「併合」後は統監府期の私立学校令第6条に関連した認可・不認可教科書は全て私立学校から排除された。

2. 検定における不認可要因とその影響

(1) 検定着眼点と不認可要因

「教科用図書検定規程」による教科書検定や「私立学校令」第6条に依る使用認可申請が実施される中で、学部は1909年3月に実質的な検定審査方針である『教科書の内容に関する調査』報告書（国漢文に日本語ルビ付きの報告書）を作成し配布した。俵孫一は報告書配布の理由について、「学部ハ極メテ細密ニ之ヲ審査シ其内容ノ不良ナルモノ又ハ不適當ノモノアルトキハ懇篤ニ其理由ヲ示シテ之ガ改纂ヲ命シ又ハ学部ニ於テ加除訂正ノ勞ヲ執リ出願者ノ同意ヲ」求めるなどして検定出願者の誤解を解く為に理由を示してきたけれども、「尚且世上ノ誤解ヲ招カザランガ為メ從來教科用図書ノ内容ニ鑑ミ之ヲ審査検定スルノ標準ヲ調査シ其理由ヲ説明シタル一小冊子（教科用図書検定ノ方針）ヲ公ニシテ国内ニ散布シタル³⁶」と記している。

この報告書で学部は、「排日教科書」として見なす問題点を列挙して検定不認可要因を明確に示した。この検定審査基準や不認可要因に関する先行研究では、『畿湖興学会月報』第12号（1909年7月）や『大韓毎日申報』（1909年3月13日・14日）記事「教科書検定調査の着眼處」、高橋濱吉『朝鮮教育史考』から引用して解説しているが、ここでは、学部『教科書の内容に関する調査』報告書（以後、報告書で記述）の内容から確認していくとともに、先行研究では触れられていない文部省の「教科用図書検定規則」の不認可要因との差異についても論述する。

①文部省「教科用図書検定規則」での不認可要因との関連性

学部の報告書で示された「教科用図書検定規程」での検定認可・不認可要因の観点は、先行条規である文部省の「教科用図書検定規則」の検定不許標準とどのような関連があるのだろうか。1890年の教育勅語渙発以後の一連の天皇制教育確立への動向と照応して、1893年に文部大臣に就任した井上毅は、教科書検定に関する大臣の方針として、「図書ノ検定ニハ、有害ナル者ヲ排除スルト、善良ナル者ヲ選出スルトノ二目的アリ。小官ハ断然其前者即チ有害ナル者ヲ排除スル方ヲ主トシテ検定スベシ³⁷⁾」と述べ、さらに修身教科書として「有害なる者」の指標として、1893年10月16日付の官房81号「修身教科用図書検定標準指示書」（検定不許標準）を文部省図書課に対して内訓として発した。指示書には、「図書課ハ修身教科用図書ヲ検定スルニ当たり慎重ナル注意ヲ加ヘ適當ナル淘汰ヲ行フベシ」として、以下の検定不許標準の7項目を示している³⁸⁾。

- 一、国体ニ乖キ又ハ憲法及国法ニ戻ルモノ
- 二、明治二十三年十月三十日ノ勅語ノ旨ニ合ハザル者
- 三、政論ニ涉リ又ハ国交上ノ誹毀ニ渉ル者
- 四、理論偏僻ニ渉ル者
- 五、著シキ疎漏又ハ誤謬アル者
- 六、教則又ハ教科書ノ体制ニ合ハズ又ハ全ク教科ノ程度ニ応ゼザル者
- 七、行文難渋拙劣又ハ結構疎雑ニシテ教科ニ適セザル者

この「修身教科用図書検定標準指示書」は実際には公布されなかったが、先行研究では1893年4月の「教科用図書検定規則中改正追加ノ件」案を検討する過程で「小学校教科書検定ニ関スル省令案」の第一条にこの検定不許標準の7項目が起案されていることから、井上毅がこの方針を全教科に適応する意図があったと指摘されている³⁹⁾。検定体制や検定手続きに関しては、この後も改定が続行されるが、この検定不許標準の観点は国定教科書使用開始まで影響を及ぼし、国語科に関しては「小学校教則大綱」、「小学校令施行規則」下で編纂された尋常小学校用・高等小学校用の検定国語読本教科書の検定意見に反映されていると報告されている⁴⁰⁾。

この検定不許標準の観点は主に修身と国語教科書に関連するものであるが、教科書としての品質、正確・信頼性を考慮するならば、第5項「著シキ疎漏又ハ誤謬アル者」と第6項「教則又ハ教科書ノ体制ニ合ハズ又ハ全ク教科ノ程度ニ応ゼザル者」、第7項「行文難渋拙劣又ハ結構疎雑ニシテ教科ニ適セザル者」は、どの教科においても教科書として要求されるものである。第4項「理論偏僻ニ渉ル者」は、当時の徳目を含む一般的な常識に抵触するものとされている。教科書検定の内容上に関わってくるのが残りの3項目で、第1項「国体ニ乖キ又ハ憲法及国法ニ戻ルモノ」と第2項「明治二十三年十月三十日ノ勅語ノ旨ニ合ハザル者」は、天皇と大日本帝国憲法、教育勅語の主旨、つまり忠君愛国に乖離した内容で編纂された教科書を不許可とすることを示している。そして、第3項「政論ニ涉リ又ハ国交上ノ誹毀ニ渉ル者」では、政治上の問題や政府批判を記述した教科書や国際関係を損なう排外的記述や教材で編纂されている教科書を不許可とすることを意味している。

学部の「教科用図書検定規程」の運用では、上記の検定不許標準の7項目の内容が関連しているが、第1項、第2項に関連する忠君愛国の観点と第3項「政論ニ涉リ又ハ国交上ノ誹毀ニ渉ル者」に該当する国権回復のための政治的教材や日本に対する批判的記述を「排日」の観点で設定して、以下に述べるように私立学校で使用する教科書の不許可要因の根拠としたことである。

②学部「教科用図書検定規程」での検定審査基準と不認可要因

学部『教科書の内容に関する調査』報告書では、検定を「教育的方面」「社会的方面」

「政治的方面」の三方面から審査すると言及して、「教育的方面」の検定着眼点は以下の三点を指摘した。

- (一) 記事事項ニ誤謬無キカ
- (二) 程度分量及材料ノ選択ハ教科書ノ目的トスル所ニ適応セルカ
- (三) 編術ノ方法ハ適当ナルヲ得タルカ⁴¹

そして欠陥教科書の具体例として教材選択や叙述に関して修身教科書の事例を挙げて問題点を述べている。普通学校に通う低年齢の生徒が使用する修身教科書には「修身齊家等ニ関スル日常近易ナル事項ヲ為主載説スルコトナクシテ反シテ国家ト法律ト義務ノ項目ヲ掲ゲテ漠然学徒ノ理解ニ困難ナル理論ヲ記述」している教科書が多いと指摘し、初等程度の修身教科書には、「孝悌忠信礼儀廉恥等人生ニ必須ナル諸徳ヲ主説シテ次ニ勤勉清潔等日常実践ニ欠クベカラザル事項」を教えるべきで、国家や法律・義務に関する事項は上学年の生徒の知識が進歩した上学年の学徒になってから国民が一般遵守すべき責務として訓論的に教示すべきものであると教示している⁴²。

次に「社会的方面」の検定着眼点として以下の三点を指摘した。

- (一) 俗雑其他風俗ヲ壊乱セシムル如キ言辞及記事無キカ
- (二) 社会主義ト其他社会ノ平和ヲ害スル如キ記事無キカ
- (三) 妄誕無稽ノ迷信ニ属スル如キ記事無キカ⁴³

社会的方面に於いては思想の動揺と変遷が甚だしく極めて危険な状態にあるので、少しでも「軽佻、奇激、遊惰、遙逸、迷信、固陋ノ嫌有ル言説ハ断然斥除」して、「穩健着実」の風習を進めていかなければならないと指摘している⁴⁴。ここまでの、大凡の検定着眼点の指摘に関しては、私立学校や学会関係の教科書執筆者も意識していたことであり、「大韓協会」でも「近日学部で教科書検定の規程を發布することは一般教科書の種類を善良完全にして均一にしようという主意であれば誰が敢えて讃頌しないだろうか⁴⁵」と、良質な教科書を選定する意味での教科書検定自体には意義を唱えてはいない。問題は次に指摘されている「政治的方面」の検定着眼点で、学部は以下の六点を指摘した。

- 一、我国ト日本トノ關係並兩國親交ヲ阻礙シ又ハ非議スルコト無キカ
- 二、我国国是ニ違戾シ秩序ト安寧ヲ害シ国利民福ヲ無視スルガ如キ言説無キカ
- 三、本邦ニ固有ノ国情ニ違フガ如キ記事無キカ
- 四、奇矯ナル誤謬ノ愛国心ヲ鼓吹スル事無キカ
- 五、排日思想ヲ鼓吹シ又ハ特ニ邦人ヲシテ日人及他外国人ニ対スル悪感情ヲ抱シムル如キ記事及語調無キカ
- 六、其他言論ガ時事評論ニ渉ル事無キカ⁴⁶

これら 6 項目の検定着眼点は、前述の文部省「教科用図書検定規則」に関わる検定不許標準の 7 項目と比較すると、第一項の日本との親交の阻礙や非議と第五項の排日思想の鼓吹は、「三、政論ニ渉リ又ハ国交上ノ誹毀ニ渉ル者」に該当するが、第二項の「我国国是ニ違戾」や第三項の「本邦ニ固有ノ国情ニ違フ」などは極めて曖昧な表現である。検定不許標準の 7 項目の「一、国体ニ乖キ又ハ憲法及国法ニ戾ル者」と「二、明治二十三年十月三十日ノ勅語ノ旨ニ合ハザル者」と同様の観点から着眼するのであれば、皇帝が無限の君権をもち万世不変の専制政治であることを規定している「大韓帝国制」⁴⁷（1899 年）や大韓帝国の教育の根底である「教育立国詔書」⁴⁸（1895 年）を明記すべきであるが、敢えてそのようにはしなかった。それらを明確にすることは、私立学校教科書に示されている大韓帝国と皇帝への「忠誠と愛国」の編纂方針と対峙できなくなり、検定不認可要因として成り立たなくなるからである。

統監府はこれらの着眼点の矛盾を不明瞭にした状態で、教科書の内容を「国の将来、運命に関して寒心すべき内容のものが有り、教科書中に政治的な意味を含蓄しているものが

多い。また、政治と教育を混同すべきでない理由を十分に会得していないというよりも、教科書を他の目的に利用使用とする疑心がある」として、特に修身、国語、漢文、歴史等の教科書にそれが甚だしく認められと指摘している。そして、それらの教科書に現出している政治的事項を九種類に類別して提示した。

第一種 正面ヨリ我国現時ノ状態ヲ痛論スル者

第二種 過激ナル文字ヲ用ヒテ自主独立ヲ説キ国權ヲ挽回セザルベカラザルヲ切言スル者

第三種 外国ノ事例ヲ引キテ我国ノ将来ヲ警告スル者

第四種 寓話ヲ巧設シテ他國ニ依頼スルノ不可ナルヲ諷刺スル者

第五種 日本及其他外国ニ關係有ル史談ヲ誇張シテ日本及其他外国ニ対スル敵愾心ヲ挑發スル者

第六種 悲憤ナル文字ヲ以テ最近ノ国史ヲ叙シテ日韓國交ヲ阻礙スル者

第七種 本邦ニ固有ナル言語、風俗、習慣ヲ維持シテ外国ニ模倣スルノ不可ナルヲ説キテ排外思想ヲ唱導スル者

第八種 國家論ト義務論ヲ掲ケテ不穩ノ言説ヲ作ス者

第九種 大言壯談ヲ用ヒテ漠然誤謬ノ愛國心ヲ鼓吹スル者⁴⁹

そして、これらの政治的事項を概括して、「裏面ト表面ヨリ我国現状ヲ破壊セントスル精神ヲ煽揚スル者」「排日思想ヲ鼓吹シテ我国ト日本ノ親交ヲ阻礙セントスル者」「偏狹ナル誤謬ノ愛國心ヲ挑發シテ子弟ヲ誤ラシムル虞慮有ル者」の三点を不認可教科書として示した⁵⁰。これらの検定基準や不認可要素について、「何が排日思想であり、何が誤謬ノ愛國であるかという判断するイニシアチブを学部が掌握することにあつた⁵¹」という指摘もあるが、要するに統監府が設定した検定着眼点を具体的に示すことで、愛國心を高め自主独立を目指すような教科書は、確実に不認可となることを教科書編纂者や発行者に浸透させ、私立学校ではそのような教科書は使用できないことを認知させる意味でもあつた。

(2) 教科書検閲に対する朝鮮社会の反発

学部が公表した「教科書ノ内容ニ関スル調査」の内容を新聞や学会誌はすぐさま伝え、『皇城新聞』は「教科書検定方法」の記事名で政治的方面6項目、社会的方面3項目、教育的方面3項目の内容を掲載し⁵²、『畿湖興学会会報』は「教科書の内容に関する調査」として掲載した⁵³。そして、「大韓協会」は「教科書検定に関する忠告」の題名の論文を会報に掲載して、学部の教科書検定の問題点を指摘した。「学部が教科書検定制度を設けて著者を倦ねさせ、愛國の二文字を削除させるのは不法であり、譬え教科書から削除しても教師が教えることは禁止できない。保護國や領土属地の人民の教育を制限して、愛國精神を抑圧し開明進歩を阻害するのは専制者の弊習である。韓日の國勢は兩國民不平の感情を融和し疑心を氷解して共同の福利を増進することを主眼とすべきであり、西洋列強の前例を学ぶが如きは愚策である」と鋭く批判した⁵⁴。

この記事に対して統監府は、「日韓兩國關係ノ現状ヲ喜ハス政府要路者ヲ攻撃スルモノ」として、「学部カ教科書検定制度ヲ設ケテ著作者ヲ倦マシメ而モ愛國ノ文字ヲ削除スルハ慨スヘシト起シ（略）愛國ノ二字ヲ削除シ國民思想ヲ變化セシメントスルハ不法ナリト怒リ譬ヒ之ヲ削除スルモ教師ノ口ヨリ教ユルモノハ禁止スル能ハサルヘシト嘲ル⁵⁵」内容であると報告している。

『大韓毎日申報』は「教科書検定調査の着眼處」の記事名で二回にわたって連載し、『教科書の内容に関する調査』の緒言を除いた全文を掲載した⁵⁶。そして、数日後に「國家を滅亡させる学部」の記事名で、学部の教科書検定が究極的に韓國を滅亡させる政策であるとして、痛烈な批判を展開した⁵⁷。既に先行研究で指摘⁵⁸されているが、検定の方面の政治的、社会的、教育的の三部分の学部の指摘に対して、次の様に反論している。

政治的方面の「偏狭な愛国心や憂国心の鼓吹は不可」に対して、「愛国心でなく亡国心を鼓吹するのは可なるか」と反論して、学部は、「韓国の存続を許さぬ故に、韓国人の憂国を許さず。憂国を許さぬ故に、教科書に憂国を鼓吹することを許さない」のであると愛国心を否定する学部を批判した。次に社会的方面での「現時韓国人の思想を変転させるは不可なり」に対しては、「現時韓国人の腐敗して劣悪な思想のみを培養し、一步の前進さえできなくするのが可なるか」と反論して、学部が韓国人の思想啓発を望まないのは、「奴隸的思想で外人に服事し、滅亡をも自ら促す」ためであると指摘する。教育的方面での「国家義務等を論述するは不可なり」に対しては、「国家思想を知らぬなら、教育を受けて何になろう。国家思想と国民義務を論述することが不可なれば、無国無民の遊牧時代的狀態のことも論述すれば可なるか」と反論して、「韓国人は無国人であり、国家と義務を知る必要はないと言うのか」と批判する。特に政治的方面で学部が指摘する9項目に対しては、項目毎にその問題点を挙げて批判を展開した。

この『大韓毎日申報』の「国家を滅亡させる学部」の記事は波紋を呼び、統監府は新聞をすかさず押収して、記事の論旨を次の様に捉えて処分を下している。

国家ヲ滅亡セシムル学部ト題シ教科書ノ検定ハ韓国ヲ滅亡セシムルモノナリト憤慨シ教科書中憂国ノ文字アルハ偏狭ナル憂国ハ不可ナリトシテ削除シ亡国ヲ鼓吹シ文明思想ニ変転セシムルノ文字アレハ害アリトシテ削除ス之レ外人ニ屈従スル豚犬的奴隸思想ヲ養ハントスルモノナリ国家思想ハ国民ノ義務ナリノ文字アレハ直ニ削除シ韓人ノ脳裏ヨリ国家思想ヲ奪ヒ遊牧時代ノ民ナラシメ以テ韓国滅亡セシメントスルモノナリト論シ学部カ日本官吏ニ對シ不穩過激ノ言論ヲ弄シテ罵詈謗語ヲ極メ嗚呼同胞ヨ驚駭スル勿レ痛罵ス勿レ韓国ヲ滅スモノハ学部ナリ希クハ腦中ニ韓国ハ滅セストノ文字ヲ銘刻シ「父ハ子ニ兄ハ弟ニ子ハ孫ニ相伝ヘテ永久忘ル」勿レ学部如何ニ韓国ヲ滅セントスルモ爛漫タル教科書アルモ韓国ハ滅亡セサルヘシト結ヒタリ⁵⁹

この統監府の押収処分の翌日、『大韓毎日申報』（1909年3月17日）は「可付壹笑」という記事で「近日の所謂学部教科書検定に対して国家を滅亡させる学部という問題を論述したことにより、内部は治安妨害と称して漢文及国文両報を押収した」と抗議の記事を掲載している。その後も、統監府と学部の教科書政策に対する批判は続けられた。

(3) 不認可教科書の取り締まりとその限界

統監府は「排日教科書」の排除のために「教科用図書検定規程」や「私立学校令」「出版法」を制定し、検定不許可・不認可教科書を選定して私立学校での使用を禁止したが、その使用の有無の確認は困難であった。実状は「私立学校ノ觀察普ク及フ能ハサルガ為メ不認可ノ教科用図書ヲ使用スルモノアリ或ハ出版法ニヨリ禁止ノ教科用図書ヲ使用スルモノアリ」の状態で、視察時に偶々不認可教科書を発見し詰問しても、「彼等ハ備ヘ置クノミ使用スルモノニアラズト弁明スルモ其平生之ヲ使用スルコトハ想像スルニ難カラズ」の状況であった。また、「教科用図書認定請願」を提出していない私立学校は「禁止若クハ不認可ノ事実ヲ知ラサル故ヲ以テ其使用ノ他意ナキヲ弁明」するが、既に学部は禁止、不許可、不認可教科書の書名を記した『教科用図書一覧』を「印刷シ地方官ヲ経テ普ク之ヲ配布シ採用ノ標準ヲ示シ居ルヲ以テ此等ノ弁明ハ多クハ口実ニ過キス⁶⁰」と報告している。

この『教科用図書一覧』⁶¹は学部編纂教科用図書、学部検定教科用図書、学部認可教科用図書、学部不認可教科用図書、検定無効及検定不許可教科用図書、内部大臣発売頒布禁止図書に該当する各書名が列記された冊子で、第1号は1909年3月20日調査のものが最初

に印刷・配布された。『教科用図書一覧』は「併合」後の総督府期も継続して発行されるが、1910年7月1日調査の第2号増補第5版が統監府期の最終版である。『教科用図書一覧』の配布は、慶尚南道東萊府を例にすると「図書一覧送付の件」という文書名の学部次官の通牒を、慶尚道内務部長事務取扱の警視飯田章が東萊府尹金彰漢へ送付して、『教科用図書一覧』を府下の実業学校一部、公立普通学校二校に 各一部、認可私立学校十五校に、各一部、補助指定校一校に一部を配布するよう命じている⁶²。

このように学部は各学校に『教科用図書一覧』を配布したが、学部視察報告では「本校ニハ参考書トシテ不良図書ヲ蔵スルコト頗ル多ク幼年読本、東国史略各二十一部ハ既ニ没収シタリ⁶³」や「教科書トシテモ幼年必読ノ如キ偏狹ニシテ排日ノ文字ニ富メルモノヲ用フル学校少カラス⁶⁴」という状況であった。また、基督教系私立学校では「常ニ地方官憲ヲ蔑如シ、法令ヲ無視スル悪習アリ。過般、私立学校令ノ施行ニ際シ、平安南道各地ニ於ケル耶蘇教学校ハ伝導師ノ指揮ノ下ニ設立シタルモノナルガ故、教科書ノ撰採等ハ伝導師ノ権内ニアルガ故ニ、学部大臣ノ検定或ハ認可ヲ受クルノ必要ナシト鼓吹スルモノアリ⁶⁵」のように学部の法令を無視する私立学校も多かった。

このような状況であったので統監府は「学部ハ曩ニ教科用図書一覧表ナルモノヲ刷成シテ汎ク之ヲ地方憲兵、巡査ニ配布シ之カ取締ヲ求メタル所以ナリトス諸君ニ於テハ今後能ク部下ヲ指飭シテ取締ヲ密ニセラレンコトヲ⁶⁶」と、教科書の取り締まりを学部の視察調査だけでなく地方憲兵隊や警察にも担当させるようにした。実際に「警視庁は韓日巡査を派送して、漢城内の各学校で使用している教科書の種類と学員数を目下調査している⁶⁷」という新聞記事にあるように、警官を学校に派遣して教科書使用状況を検査している。また、各道觀察使に対しても「十分嚴重ナル取締ヲ必要トス如何ナル図書ハ其使用ヲ認可シ若シクハ認可セサルカニ就キテハ教科用図書一覧表ナル印刷物ヲ配付シ置キタル（略）取締ハ決シテ寛慢ニ付スルヲ許ササルナリ⁶⁸」と、私立学校で使用している不穏当な教科書に対する嚴重な取り締まりを要請している。

そして、学校だけでなく発売頒布禁止図書や検定不許可、不認可教科書を印刷・販売している印刷所や書店に対しても取り締まりを強化した。『大韓毎日申報』は「韓日警官が活版所に在った一般書籍を探索して、その中の『伊太利三傑伝』『乙支文徳伝』『越南亡国史』『飲氷室自由書』などその他数種の書籍を没収した⁶⁹」ことや「警視庁において漢城五部管内の各書店が所有していた『越南亡国史』『二拾世紀朝鮮論』と『東国史略』『幼年必読』『幼年必読積義』『우순소리（笑い話し）』など各種冊子を全て押収した。それを見ていた人々は皆痛哭していた⁷⁰」状況を記事にして取り締まりを批判している。

このように、統監府は愛国心や独立意識を高揚させ、日本に追隨している親日的政府を批判するような教科書や一般図書を検定や出版法で厳しく取り締まった。しかし、基督教系私立学校を中心に愛国心と民族精神の高揚のための愛国唱歌の運動が展開され、多くの私立学校において「独立歌」や「愛国歌」「同胞覚醒歌」「血竹歌」などが高唱された⁷¹。俵孫一は憲兵隊長及び警務部長会議の席上において「取締ハ頗ル困難ナルモノニシテ殊ニ唱歌ノ如キハ盛ニ当分ノ政治時事ヲ非様セル挑発的不穩ノ歌詞ヲ教授スルモ往々ニシテ之アルヲ聞ク⁷²」と愛国唱歌運動について言及している。

このような情勢であったので、愛国唱歌に対抗するために「学部は官公立私立学校の唱歌が不統一の上、過激な激動的意辞が多いので新しい唱歌集を編纂中である⁷³」と報じられ、1910年5月1日付で学部編纂『普通教育唱歌集』が刊行された。この唱歌教科書は日本語普及のための『日語読本』教科書などの編纂とは異なり、明らかに私立学校の対抗のために急いで刊行した教科書であると言える。このように、私立学校で秘かに使用される教科書や書籍、唱歌などに対する取り締まりは、あらゆる手段を動員しても浸透せず、愛国心と民族独立精神を排除することはできなかった。

第2節 愛国心の検閲—検定『普通教科修身書』と検定不許可『高等小学修身書』—

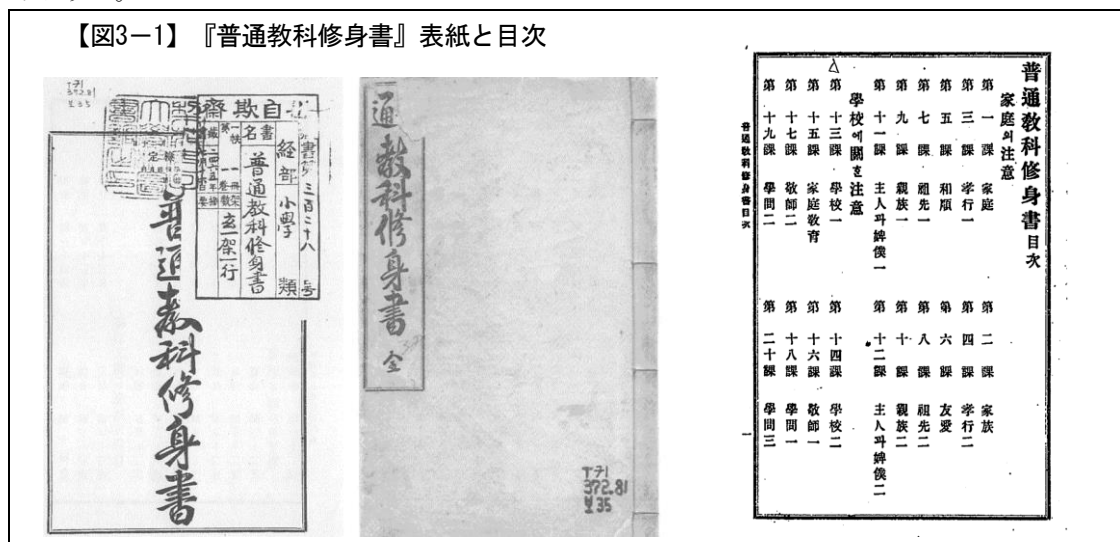
1. 『普通教科修身書』と『高等小学修身書』

(1) 検定教科書『普通教科修身書』

『普通教科修身書』（図3-1）は、1909年12月20日に検定に合格⁷⁴し「併合」直前の1910年4月5日に刊行された修身教科書である。この時期に学部から検定修身教科書として認可されていたのは、『普通教科修身書』以外に朴晶東著『初等修身』（1909年）だけであった。『普通教科修身書』の著者や編纂者は記されていないが、編纂兼発行者は徽文館と奥付に記されている。徽文館は『普通教科修身書』だけでなく、『中等修身教科書』（1906年）や『高等小学読本』（1906年）、『高等小学修身書』（1907年）など徽文義塾関連の私立学校教科書を発行している。そして、『普通教科修身書』は徽文館から発行されていた徽文義塾編纂の『高等小学修身書』を底本としていることである。『皇城新聞』に掲載された『普通教科修身書』の広告記事には、「本書は既に発行されていて学界からも信用を得ている『高等小学修身書』の教材を増減したもので、『普通教科修身書』と解題して学部検定許可を得て発行したものである⁷⁵」と記されていることから、『高等小学修身書』を底本としていることは明確である。つまり『普通教科修身書』は既刊の徽文義塾編纂『高等小学修身書』の教材を取捨選択して再編集し、学部から検定許可を得た修身教科書ということになる。

『普通教科修身書』と『高等小学修身書』の単元構成を比較すると【表3-3】のようになる。『普通教科修身書』は全1巻70頁の体裁で、全体を大きく5単元に分けて全90課で構成されている。第1単元「家庭の注意」から始まり第2単元「学校に関する注意」、第3単元「他人に対する注意」、第4単元「自分の修養に関する注意」、第5単元「国民たる者の注意」までの構成となっているが、単元によって課数が異なり第4単元「自分の修養に関する注意」は、第36課から第87課まで計52課もある。これに対して第5単元「国民たる者の注意」は第88課から第90課まで僅か3課の分量で不均衡な教材構成となっているのが大きな特徴である。これに対して『高等小学修身書』は全1巻91頁の体裁で巻頭単元を除いて、第1単元「家庭の注意」、第2単元「学校に関する注意」、第3単元「他人に対する注意」までは『普通教科修身書』の教材構成と同じであるが、第4単元「自己に対する注意」から第7単元「修養に対する注意」までは細分化され、最後の第8単元「国民に対する注意」は第106課から第120課までの15の課で構成されている。『普通教科修身書』の底本となった徽文義塾編纂『高等小学修身書』とは、どのような修身教科書なのであろうか。

【図3-1】『普通教科修身書』表紙と目次



【表3-3】『高等小学修身書』と『普通教科修身書』の単元構成

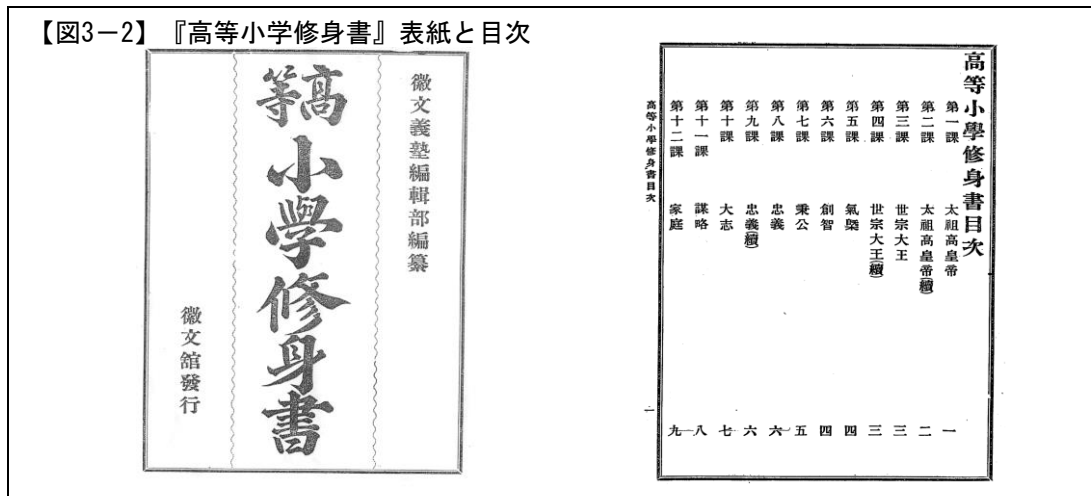
『高等小学修身書』(120課)		『普通教科修身書』(90課)	
単元名	課	単元名	課
巻頭	第1課～第11課	該当なし	
1.家庭に対する注意	第12課～第24課	1.家庭の注意	第1課～第12課
2.学校に対する注意	第25課～第34課	2.学校に関する注意	第13課～第21課
3.他人に対する注意	第35課～第46課	3.他人に対する注意	第22課～第35課
4.自己に対する注意	第47課～第63課	4.自己の修養に対する注意	第36課～第87課
5.徳性に対する注意	第64課～第73課		
6.人格に対する注意	第74課～第86課		
7.修養に対する注意	第87課～第105課		
8.国民に対する注意	第106課～第120課	5.国民たる者の注意	第88課～第90課

(2) 徽文義塾と『高等小学修身書』

『高等小学修身書』【図3-2】を編纂した徽文義塾は、朝鮮王朝末期の実力者である閔一族の閔泳徽が設立した広成義塾の校舎を拡張したもので、新たに中学高等小学両科を設置し徽文義塾と改称⁷⁶して1906年7月に開校した私立学校である。徽文義塾の開塾式の様子は、「徽文義塾開式盛況一徽文義塾にて開塾式を設行した。閔泳徽氏が出席して来賓には学部大臣李完用氏、度支部大臣閔泳綺氏、其の外大小官人や学徒、父兄諸氏、内外国新聞社員が諸会した。学徒は百余名であり次席列坐し開塾式を行い、塾長が勅語を奉読して張志淵氏が本塾趣旨及び沿革を演述し、教師元泳義氏が本塾に対し祝辞を述べ塾監柳瑾氏が学徒に対し勸勉した⁷⁷」この記事からもわかるように徽文義塾は、大韓自強会の張志淵や柳瑾、漢城師範学校を卒業して官公立小学校教員を務めていた元泳義など愛国啓蒙運動を推進した人物が関わっている有力な私立学校である。また、設備も充実しており、「相当な私立学校では印刷機械を有つてを有つて、徽文高等普通学校の前身（徽文義塾を指す一筆者）などでも印刷機があつて、原稿も書いて教科書を自分で作つて使いました⁷⁸」と語られているように印刷施設を併設していたので、前述した『高等小学修身書』や『中等修身教科書』『高等小学読本』の他に『新訂東国歴史』『普通教科漢文読本』『中等生理衛生学』などの教科書も編纂して出版していた。

しかし、学部の教科用図書検定規程により『高等小学修身書』は、1909年1月に「検定無効及検定不許可教科用図書」に指定されて私立学校での使用は禁止された。『高等小学修身書』は「検定無効」教科用図書に指定されている。「検定無効」とは「教科用図書検

【図3-2】『高等小学修身書』表紙と目次



定規程付則第十五条ニ依リテ検定無効トナリタル者ナレバ使用スルコトヲ不得ズ」の教科書を意味している。この「付則第十五条」とは「本規程施行前検定ヲ受ケタル図書ニシテ既ニ発行シタルモノハ其発行者ニ於テ本規程施行ノ日ヨリ九十日以内ニ第九条ノ掲載取項ヲ印刷シタル図書ニ部ヲ学部ニ納付スヘシ 前項期日内ニ図書ヲ納付セサルモノハ将来ニ対シテ該図書検定ノ効力ヲ失フモノトス」という規程で、要するに「教科用図書検定規程」公布前の検定によって認可されていた教科書については、90日以内に原本を提出させて再検定を行い、提出しない教科書は検定を取り消して「検定無効」の処分をするということである。

「検定無効」教科用図書に関しては、1909年1月29日付『官報』4287号において「左記図書は教科用図書検定規程第15條第2項に依り其の検定を無効」として1909年1月19日付学部告示として掲載されている。「検定無効」になった理由は、期限内に原本を学部へ提出しなかったことによると考えられるが、『高等小学修身書』は「学部不認可教科用図書」に指定されていることから再検定される可能性はなかった。何故ならば、検定不認可要素の教科書であったためと考えられる。

『高等小学修身書』が学部から「検定無効及検定不許可教科用図書」に指定されたのは、その教材内容と構成に原因があった。ソギョンヒは『高等小学修身書』の内容について、日本の侵略が露骨に進行していた時期でもあり、教科書に李成桂や世宗、李舜臣、郭再祐、林慶業などの朝鮮の歴史的英雄を教材化してその業績を称え、愛国意識を鼓吹して自国に対する理解を深化させる意図を持っていたとみる。また、鉄道建設や郵便業務、各種資源の採掘と港湾利用、そして外交権などに関する日本の侵奪を告発して国権喪失の過程を赤裸裸に指摘し、愛国・忠義・団結・自強を通して独立を維持しなければならないことを力説したと解説している。そして、学部の修身教科書や検定認可教科書とは異なり、『高等小学修身書』の特性は個人の修身と社会生活のための遵法精神の強調でなく、国家と民族の危機状況に適切に対応する精神指導者を養成するところにあると指摘している⁷⁹。

同様に白淳在も「国家、皇室、国土、愛校心、国民の忠義、団結、独立などの単元を重点的に取り扱っていて、当時の修身教育の目的が青年教育の精神面に重点を置いて国家民族に対する徹底した精神指導者を養成するところにある」と指摘している⁸⁰。また、澤田哲は教育勅語を注釈した『勅語衍義』(1891年)の著者である井上哲次郎が著した『新編倫理教科書』(1897年)の影響を『高等小学修身書』は受けていたとして、「この教科書は、新しい社会の考え方を取り入れながらも、構成の工夫を愛国心の養成に集中したものであった。しかし、その叙述内容は、結果として井上哲次郎の「国民道徳」を色濃く反映するものになってしまったのである⁸¹」として、極めて愛国的な教科書になったと指摘している。

(3) 『普通教科修身書』に対する評価

『普通教科修身書』は、学部検定無効で学部不認可教科書として私立学校での使用を禁じられていた『高等小学修身書』の教材を再編集して、学部の検定許可を得られるような教材内容で編纂された教科書ということになる。それ故、『普通教科修身書』に対しては、『高等小学修身書』の愛国心教材の内容や記述と比較して、『普通教科修身書』の愛国心の内容や記述は空虚であると指摘され、国権を喪失した当時の厳しい時代状況を避けた内容で編纂されていると批判されている⁸²。また、『高等小学修身書』の教材は、「変化する世界情勢に対する警戒と外勢の侵略性に対する警報の民族的精神の鼓吹を要請する内容のものであるが、『普通教科修身書』では、国家と皇室に対する基本的な義務及び法秩序に対する服従を強調する安易で中立的の内容のものに過ぎない。このような叙述性格は、『普通教科修身書』が学部の検定を通過する為に自発的に『高等小学修身書』における民族主義的内容を削除して変形させて再編纂された修身書教科書」であり、1910年4月という

「韓国併合」直前の無力な社会的状況と時代背景が赤裸裸に反映されている⁸³⁾と指摘されている。このように全体的には親日的教科書として厳しく評価される傾向にある。それでは『普通教科修身書』は『高等小学修身書』の教材とどのように違い、また、検定を意識してどのように教材構成で編纂されたのであろうか。

2. 検定教科書『普通教科修身書』の教材構成

(1) 『高等小学修身書』から引用されなかった教材

『普通教科修身書』の教材総計は90課であり、【表3-4】からわかるように△や▲印以外の課は全て『高等小学修身書』の課と同じ内容の教材である。しかし、もともと『高等小学修身書』の教材総計は120課で構成されているので、約4分の1程度の教材が引用されていない。『高等小学修身書』に掲載されていて、『普通教科修身書』の編纂で引用されなかった教材は内容から分類すると大きく二つに分かれる。その一つは『高等小学修身書』の巻頭単元の第1課「太祖高皇帝」から第11課「謀略」までに配置された朝鮮民族の歴史的人物の偉業を教訓とした教材。もう一つは『高等小学修身書』の「国民に対する注意」の単元の第108課「国土」から第120課「総論」までの愛国心鼓吹と民族精神喚起のための教材である。

【表3-4】『普通教科修身書』と引用された『高等小学修身書』の各課対比表

普通教科修身	高等小学修身	普通教科修身	高等小学修身	普通教科修身	高等小学修身
巻頭単元 該当なし	第1課太祖高皇帝	第24課朋友	第36課朋友	第58課立志2	第66課立志 続
	第2課太祖高皇帝	第25課社会△	第37課社会	第59課立志3	第67課立志 続
	第3課世宗大王	第26課公益1	第38課公益	第60課高尚△	第79課高尚
	第4課世宗大王続	第27課公益2	第39課公益 続	第61課反省	第68課反省
	第5課氣概	第28課他人の	第40課他人の	第62課自警	第69課自警
	第6課創智	自由	自由	第63課忍耐	第70課忍耐
	第7課秉公	第29課他人の	第41課他人の	第64課言語1	第71課言語
	第8課忠義	名誉△	名誉	第65課言語2	第72課言語 続
	第9課忠義 続	第30課他人の	第42課他人の	第66課言語3	第73課言語 続
	第10課大志	身体	身体	第67課職業△	第75課職業
	第11課謀略	第31課他人の	第43課他人の	第68課自助	
1. 家庭の注意		財産	財産	第69課進取	
第1課家庭	第12課家庭	第32課愛人	第44課愛人	第70課勤労	第93課勤労
第2課家族	第13課家族	第33課慈善	第45課慈善	第71課懶情	第94課懶情
第3課孝行1	第14課孝行	第34課公衆	第46課公衆	第72課才智	第87課才智
第4課孝行2	第15課孝行 続	第35課重信		第73課修徳1	第88課修徳
第5課和順	第16課和順	4. 自己の修養に関する注意		第74課修徳2	第89課修徳 続
第6課友愛	第18課友愛	第36課自己	第64課自己	第75課習慣	第92課習慣
第7課祖先1	第19課祖先	第37課身体1	第47課身体	第76課慎独	
第8課祖先2	第20課祖先 続	第38課身体2	第48課身体 続	第77課時間▲	第90課時間
第9課親族1	第21課親族	第39課運動	第104課運動	第78課規律	第91課規律
第10課親族2	第22課親族 続	第40課睡眠		第79課約束	第80課約束

第11課主人と 婢僕1	第23課主人と 婢僕	第41課浄潔	第49課浄潔	第80課快樂	第95課快樂
第12課主人と 婢僕2	第24課主人と 婢僕 続	第42課節飲食	第50課節飲食	第81課温恭	第96課温恭
2. 学校に関する注意		第43課戒酒	第105課戒酒	第82課謝恩	第82課謝恩
第13課学校1△	第25課学校	第44課儉約	第51課儉約	第83課虚誕	第97課虚誕
第14課学校2	第26課学校続	第45課度量	第52課度量	第84課改過	第98課改過
第15課家庭教育	第27課家庭教育	第46課正直	第53課正直	第85課自制	第99課自制
第16課敬師1	第29課敬師	第47課公平	第54課公平	第86課決断と 勇氣	第100課決断と 勇氣
第17課敬師2	第30課敬師続	第48課公正	第55課公正	第87課礼儀	第102課礼儀
第18學問1課	第32課學問	第49課清廉1	第56課清廉	5. 国民たる者の注意	
第19課學問2	第33課學問 続	第50課清廉2	第57課清廉 続	第88課国家に 対する務め▲ 第89課皇室に 対する注意△ 第90課愛国心 ▲	国民に対する注意
第20課學問3	第34課學問 続	第51課謙遜	第58課謙遜		第106課国家に 対する務め
第21課學問4		第52課沉静	第59課沉静		第107課皇室に 対する注意
第22課學問5		第53課温和1	第60課温和		第109課愛国心
		第54課温和2	第61課温和 続		
3. 他人に 対する注意		第55課勇氣△	第62課勇氣		
第23課敬長	第35課敬長	第56課知識	第63課知識		
		第57課立志1	第65課立志		

※無印の課は、課名も内容も『高等小学修身書』と同一のもの。

※△印の課は、『高等小学修身書』と内容に違いがあるもの。

※▲印は課の表題は同じであるが、『高等小学修身書』の内容と全く異なるもの。

①『高等小学修身書』の歴史的人物の偉業と愛国教材

『高等小学修身書』の巻頭単元に所載されていた第1課「太祖高皇帝」から第11課「謀略」までの課【表3-5】は、『普通教科修身書』には引用されていない。これらの課は朝鮮王朝の偉大な君主である太祖皇帝や世宗大王、壬辰倭乱時に功績のある李舜臣や義兵将郭再祐、丁卯胡乱と丙子胡乱で奮闘した林慶業らの偉業を教材化したもので、民族に対する自矜心を高める歴史的人物を配置した単元である。特に秀吉の侵略に対して果敢に抵抗し、愛国的犠牲精神を発揮した李舜臣と郭再祐の教材が、巻頭単元の課の5割以上を占めている。この巻頭単元の教材を収録していた『高等小学修身書』は検定無効・不認可教科書であり、この単元を収録していない『普通教科修身書』が検定を通過していることから、

【表3-5】引用されなかった『高等小学修身書』の巻頭単元の教材

教材名	内 容
第1課 太祖高皇帝	朝鮮王朝太祖高皇帝の勇力・無敵の偉業。
第2課 太祖高皇帝(続)	朝鮮王朝太祖高皇帝の偉業。
第3課 世宗大王	世宗大王の好学と東方の堯舜と称せられる政治。
第4課 世宗大王(続)	偉大な世宗大王による訓民正音の成立。
第5課 気概 李舜臣	幼少の頃の李舜臣の気概。
第6課 創智	壬辰倭乱での李舜臣の海戦における創意工夫。
第7課 秉公	李舜臣の公正明大な態度。
第8課 忠義	壬辰倭乱時の郭再祐の義兵将としての活躍。
第9課 忠義(続)	壬辰倭乱時に最後まで死守した金千鑑の忠義。
第10課 大志	丁卯胡乱と丙子胡乱での林慶業の奮闘。
第11課 謀略	紅衣天降將軍と称せられた義兵将郭再祐の活躍。

学部が不認可要因として『教科書の内容に関する調査』で指摘している「排日思想ヲ鼓吹シテ我国ト日本ノ親交ヲ阻礙セントスル者」「偏狹ナル誤謬ノ愛国心ヲ挑発シテ子弟ヲ誤ラシムル慮有ル者」の具体的な教材の姿が明確になったと言える。

②『高等小学修身書』の「国民に対する注意」単元の教材

『普通教科修身書』に引用されなかった『高等小学修身書』の「国民に対する注意」の単元の課は、第108課「国土」から第120課「総論」までの13の教材である。それぞれの課の内容の概略は【表3-6】に示しているが、例えば第108課の「国土」の教材では、「国土は吾人の祖先が茲に生長し茲に棲息し、汗により此を肥やし血により此を護りて其の遺骨を世蔵しているところである。また、百世に欽慕する美風善俗や千秋の景仰する忠臣義士の事蹟の歴史が終始し、人の思想・感情・風俗・習慣をなしている。国土は実に歴史の墳墓と称すべきものである」と朝鮮民族が永年築いてきた歴史を内在しているのが国土であり、「我が大韓帝国は建国以来一定の人民が一定の国土に棲息する者であるので、愛国心を涵養し世界万国に卓冠する」ことが重要であると論じている。また、第112課「国恥」では「今我が大韓帝国の鉄道の設は誰に借与し、電郵の政は誰に引き継ぎ、鉾山の利は誰に譲帰し、漁業の益は誰に許し、東北森林資源は何人と協約し、各港租界は何人が主管しているのか」と、日本の保護国となった大韓帝国の主権の喪失の現状を国恥として訴えている。そして117課「独立(続)」は、列強の侵略に対する独立の精神の重要性を強調したもので、日本に対する敵愾心を秘めて以下のように叙述されている。

地球上に万国が並立し、一方は強く、一方は弱いとすれば、必ず強者が弱者を呑み込み自ら肥え太る。然るに国が強くなければ、よく立つことが望まれようか。わが国は檀箕以来、時には隆盛し、時には廃たれることがあったが、皆我が国人が失敗し我が国人が成功して政教と風俗が依然として尽きることなく、なお独立の道を失わなかった。西洋諸国が他国を亡ぼしたのは、異人種への憎しみが甚だしかったため故にその所属の国、すなわちその国の言語と文字を禁習してその愛国の心を絶ち賦税に苦しませ、生きる路を絶ち、重兵により鎮め、峻法により防ぎ、その自由の権を奪い、高官と厚禄は主国の民が享受し、苛徭と賤役は属国の民が受ける。波蘭におけるロシア、そして印度における英国が皆この道を用いている。嗚呼、我が韓人民は此れを鑑として戒めてこそ、独立の精神を時日に養成することができるであろう。

第117課「独立(続)」

【表3-6】『高等小学修身書』の「国民に対する注意」単元の教材

課・教材名	内 容
第108課 国土	国土とは我らの祖先が棲息し成長しこれを護るために血を流し遺骨を世蔵している。
第109課 愛国心	愛国心は国家歴史より起源して、国民の頭の中に浸潤しているものである。
第110課 愛国心(続)	自国を愛する心は外国と対峙して初めて自覚されるものである。
第111課 愛国の実	愛国とただ言っているだけでは、それは実のない空言である。
第112課 国恥	朝鮮国土の権利が全て外国（日本）に牛耳られていること。
第113課 国光	我が大韓は国光が漸々消微している。青年は国光の元素である精神を勉学に励んで国光を発揮させること。
第114課 国民の忠義	国に忠義の民が多ければその国は強い、国民たるもの保国の責任があり、兵となり武器を執り敵を禦ぎ患を除く。
第115課 団結	国家が盛大に至る道は、国民がその心を団結することである。国家の強弱は専ら民心の結合にある。
第116課 独立	今わが国の人々は独立の想いが無い、もっと独立心を高めよ。

第117課 独立(続)	ロシア支配のポーランド、イギリスに支配のインド我韓人民は これらを鑑として戒め独立精神を養成する。
第118課 戦争	妄りに暴力でもって正義を蹂躪するものは、その国が強大であっても国家の永遠の名誉を保有できない。
第119課 進取	進取の民が多ければ国は強くなる旧を捨て新に従うべきであり泥古の習慣で前進を妨げることは文明の賊である。
第120課 総論	忠孝は人倫の大事にして我が韓国の教えの特に著しき綱領。

このように「国民に対する注意」単元の教材は、国権回復のための愛国心鼓吹と自主独立意識高揚をねらいとしたもので、『高等小学修身書』に限らず『高等小学読本』や『中等修身教科書』など徽文義塾編輯部の共通した教科書編纂方針がある。これらの内容は愛国啓蒙運動を推進した張志淵や朴殷植、崔錫夏などが『大韓自強会月報』や『西友』『太極学報』などの学会誌で提唱した「自強主義」や「大韓魂」「朝鮮魂」などで主張しているものである。『高等小学修身書』の「国民に対する注意」単元の教材を引用せずに編纂された『普通教科修身書』が、検定教科書として認可されたことから、これらの教材は学部が私立学校教科書から排除すべきものであり、検定において確実に不認可と見なされる教材であることがわかる。

(2) 内容修正と全面変更された教材

『普通教科修身書』には『高等小学修身書』の課名と同一であっても、『高等小学修身書』の教材の文章の内容を削除・修正したり全面書き換えられたりしているものが幾つか見られる。学部編纂の普通学校用の国語読本や修身書に教材化されている内容と類似しており、実業重視の学校教育の強調や朝鮮人の怠惰な生活などの削除修正や統監府や学部が示している愛国心や皇室への忠義の内容への書き換えが主なものである。これらの修正や書き換えを『普通教科修身書』編纂者の検定対策のための自発的対応なのか、それとも学部の検定査閲官の修正・削除指示の結果なのかは、『普通教科修身書』の検定申請本が無い状況では判断できない。しかしながら、検定教科書として学部が許容する愛国心や皇室への忠義の内容やその要素が明確に示されている点で重要である。

① 内容修正された『普通教科修身書』の教材

第13課「学校1」では、従来の私塾や私立学校の教育内容を批判し、実業重視の学校教育が強調されている。「古の家塾、郷校などの教えは儒教に止まり実際の人民の必須の学科を教えず、学問をする者は皆科挙に応試して官職を目的にしていたに過ぎない」と批判した後に、「今日、普通学校、高等学校、師範学校、実業学校が設立されている。これらは皆一般人民の実際の生活に必須の学問を教授している」と現在の学校を説明している。

そして、「学校が多くても実際に我々の生活と社会と文明に無益な事を教えているだけならば、返って国家の害となり、また、多数の学徒が学校に通学しても実際有用の学問を修めないならば何の効果もない」と旧態依然の私塾や私立学校の問題点を指摘する文章が追加されている。そして、『高等小学修身書』第25課「学校」に記載されていた「文明の国は僻地村里と難も皆、学校を設立して幼蒙教育をなし、公益の心を培養して忠君愛国の精神を發達させる」の文章を削除している。検定時に「忠君愛国」の字句は問題視されるからである。

第29課「他人の名誉」では「権利」を説明している部分が削除されている。また、『高等小学修身書』第41課「他人の名誉」の「私の権利が固より重いのであれば、他人の権利もまた軽くはない。自分の権利は重く他人の権利も重い、それは人として元からある自然の権利である」の文章が、『普通教科修身書』では削除されている。同様に国家に捧げる

「勇気」に関しても削除されている。さらに、『高等小学修身書』第 62 課「勇気」に記されている「人に勇気が無ければ正当な行為を遂げることができなくなり、反って人たる本務を失う。勇気が有る人は国家の為、世の為、人の為に一身を献じて犠牲を供ずることも辞さない」の部分が『普通教科修身書』第 55 課「勇気」では削除されている。

第 67 課「職業」では、「遊食惰眠にして何等の職業を欲しない者は、人としての本務を進めない者である。職業に貴賤はないのに古来の習慣により官職を貴び、農工商を賤しむ謬誤の思想がある。何れの職業を論じることなく此は社会に必要不可欠なものであり、このような思想は速やかに打破すべきである」と、官職偏重と実業賤視の職業観を批判する文章が追加されている。また、朝鮮人の「懶惰」を批判して第 77 課「時間」では、「我が国の人には口に煙管を啣えて所為無く長時間を徒費していることが甚だ多い。これは進歩しない原因であり、このような習慣は速やかに改めるべきである。」と『高等小学修身書』第 90 課「時間」には記述されていない遊食惰眠を戒める文章を追加している。

②内容が全面的に変更された『普通教科修身書』の教材

『高等小学修身書』の「国民たる者の注意」の単元は、15 の課で構成されていたが、『普通教科修身書』では第 88 課「国家に対する勤め」と第 89 課「皇室に対する注意」と第 90 課「愛国心」の 3 教材だけである。しかし、これらの課の表題は『高等小学修身書』と同じであるが、内容はまったく別のものである。

『普通教科修身書』の第 88 課「国家に対する務め」は、『高等小学修身書』第 106 課「国家に対する務め」と同じ表題であるが内容は大きく異なっている。『高等小学修身書』の「国家に対する本務」では、「国家とは一定の土地を占有して、定まった独立主権に服従する多数の人民の団体を云うのである。」と国家を規定した後、「一定の土地と人民が在住していても主権が無ければ国家とは称することはできない。主権は国家の中心であり生命である」と国家主権の重要性を指摘して、主権が侵害されている保護国の状態を問題視している。そして、国家主権の神聖を侵害するのは国家の安寧を妨碍することであると、暗に大韓帝国の主権を侵害している日本・統監府を批判している。

これに対して『普通教科修身書』の「国家に対する務め」では、国民の国家への務めとして法律の遵守と納税、子女への教育の三つを述べた後、租税や会社資本は国民や国家を豊かにさせるためのものであると、生徒は有用な学問と技芸を修めて産業を興す方法を知らなければならぬと論じている。『高等小学修身書』で国家主権を維持するための国民の務めの内容が、『普通教科修身書』では国民の義務を遵守し納税をして国家を富ませることが国民の務めであるとして内容が全面的に変更されている。

『普通教科修身書』の第 89 課「皇室に対する注意」も『高等小学修身書』と表題は同じであるが、その観点は非常に異なっている。『高等小学修身書』の第 107 課「皇室に対する本務」では、朝鮮王朝の太祖高皇帝の偉業とその皇統が現在の大韓帝国まで継承されていて、大韓帝国の臣民たる者は祖宗の広遠なる遺徳を仰体することが述べられている。そして、皇室を扶翼する道は国法を遵奉し公益を務め、一朝事有る時は義勇をもって公に奉ずることにあるとして、このことが我ら臣民の当然の皇室に対する本務であると教え諭している。これに対して『普通教科修身書』第 89 課「皇室に対する注意」では、「皇室に対する道は国法を遵守して国富を増やすことが我らの当然の務めであり、この目的を成し遂げる道は「修身齐家」と勤勉であり、一身一家の繁栄を図り進んで公益の為に尽力することにある。所謂「忠君愛国」への道はこれ以外にない」と「修身齐家」を基本としていることである。そして、「国民として勤勉治産の精神が無ければ、国家は萎靡して皇室も衰退する。それ故、何等事業もなく一銭も国家に貢献せずに流浪し或いは無謀な行為を行って国家に害している輩は、志士義人と自称しているが実は皇室に対して不忠不義の民に外

ならない」と日本の侵略に抵抗している義兵に対して「不忠不義」の徒であると強く非難している。これは、「一朝に事有る時は義勇をもって公に奉ずる」ことを教示している『高等小学修身書』の「皇室に対する注意」と根本的に異なる解釈である。

そして、最後の課が両教科書とも同じ表題の「愛国心」で締めくくられているが、内容はまったく異なったものである。『普通教科修身書』第90課「愛国心」は以下の内容で教科書に収録されている。

愛国心とは国家を愛護することであり、国家を愛護するというのはその安寧を保ち富栄を図ることを為すことである。抑も我国は今日、文明の大は世界各国に劣り、国力は貧弱であるのは何故なのか。古来農工商などの実業を軽視してこれを改良進歩させず全てを国家富栄の道に尽力することを忘却したことによる。家人にして皆怠懶で業を勉めず仕日々徒食ならば、その家産が軽敗しないものはない。国も亦然りであり国民が口を挙げて愛国を唱えるも自身が勤労して国家富栄の道を講じなければ、国家も衰弱に至るのは当然である。然らば則ち愛国の道は他に無く、学生たる者は国家社会に有用な学問を研究してその智徳を磨き才芸を修めことであり、愛国の一端は業を成し着実に業を営み各その才能に応じて国家富栄に貢献する。我ら国民たる者は、恒常誠実の心をもってその職分に尽力して国家の富栄隆盛を図ることである。これは我らが一日たりとも忘却してはならない精神である。

『普通教科修身書』第90課「愛国心」

ここで『普通教科修身書』は「愛国心」を、国家の安寧を保ち富栄を図ることであると定義する。それに対して、現在の朝鮮の文明が世界各国に劣り、国力は貧弱である原因は、実業を軽視してこれを進歩させず国家富栄の道に尽力することを忘却したからであると説いている。そして、いくら愛国を唱えても勤労でもって国家富栄の道を講じなければ、国家も衰弱に至るのは当然であると教示する。それ故、「愛国の道は学生たる者が国家社会に有用な学問を研究して、その智徳を磨き才芸を修めことであり、愛国の一端は業を成し着実に業を営み、各その才能に応じて国家富栄に貢献する」ことであると論じている。つまり、『普通教科修身書』が説いている「愛国心」とは、従来から学部が唱えていることであるが、各自が生業に励み国家に対する義務を果たして国家の繁栄と富強を図ることであると定義している。これに対して『高等小学修身書』第109課「愛国心」は、次の内容である。

人民がその国に暮らし法律に服従して兵役に就き、租税を納めるのは国民の本務であり、国家を愛護する精神及び真誠から出ているものである。国法が如何に善美であっても、臣民がその愛国の心が乏し時は称賛することはない。そもそも愛国心は、国家歴史より起源として国民の頭の中に滲みこむことだ。我が大韓帝国は建国以来、一定の国土を擁し皇室の実録は五百余年続き、人民は即ち皇室の子女であり、皇室は即ち国民の父母である。その皇室を愛慕して扶翼して真誠国家の基礎を確定する。

『高等小学修身書』第109課「愛国心」

自国の観念は他国と対して自ら生ずるように、自国を愛する心は外国と対して初めて自覚されるものである。従って国を愛する心が、もともと充分な国民であっても、他国と交渉しなかつたらこれを自覚する能力は少なくなる。我が国の歴史を見れば宣祖壬辰の乱の時に李舜臣、郭再祐、趙憲法、金千鑑、高敬命が義を重んじ死して節操によって隣国をして国の威勢を恐れて服従させるようにしたのは、全て愛国の精神から

出てきたことである。その星のように光る義と高い節操がどうして一時の大功にとどまるだろうか。その忠魂毅魄の実、万古に死なずして今日の吾人の脳髓の個々に精霊を育むものである。『高等小学修身書』第110課「愛国心（続）」

『高等小学修身書』では、「人民が法律に従い兵役に就き納税するのは、国家を愛護する精神及び真誠から出ているものである。そもそも愛国心は、国家歴史より起源して、国民の頭の中に浸潤しているものである。大韓帝国は建国以来、一定の国土を擁し皇室は五百余年続き、人民は即ち皇室の子女であり、皇室は即ち国民の父母であるので、その皇室を愛慕して扶翼する真誠が確立している。」と愛国心は自国の歴史的経緯から形成されてきたものであると指摘する。そして第110課「愛国心（続）」において、自国を愛する心は外国と対して初めて自覚されるものであるので、国を愛する心がもともと充分な国民であっても、他国と交渉しなかったらこれを自覚する能力は少なくなる。しかし、我が国の歴史を見れば、宣祖壬辰の乱の時に李舜臣、郭再祐、趙憲法、金千鎰、高敬命らが義を重んじ死して節操によって隣国をして国の威勢を恐れて服従させるようにした。これは全て愛国の精神から出てきたことであり、そのような愛国心による高い義と節操は、一時の大功に止まってしまうものではない。その忠魂毅魄の実は「万古に死なずして今日の吾人の脳髓の個々に精霊を育むものである」と記して愛国心を鼓舞している。『高等小学修身書』の愛国心とは、第107課「皇室に対する注意」においても述べているように「一朝事有る時は義勇をもって公に奉ずる」ことを意味している。

「国民たる者の注意」の単元は、「国家に対する務め」と「皇室に対する注意」「愛国心」という国家に対する国民の責務に関する教材で構成されているが、『普通教科修身書』では、国家と皇室に対する基本的な義務及び法秩序に対する服従を強調する個人々の責務を強調した内容に変更されていて、『高等小学修身書』と比較して3課に過ぎない。このような教材構成は「併合」直前の1910年4月に検定教科書として発行された『普通教科修身書』を取り巻く韓末の社会的状況と時代背景が反映されている。

それに対して1907年8月に発行された『高等小学修身書』は、日本の侵奪が次第に露骨に進行していた時期であり、世宗や李舜臣や郭再祐などの歴史的偉人の業績を称えて歴史意識を鼓吹し自国に対する理解を深化させ、国権喪失の過程を指摘して愛国、忠義、団結、自強を通して国権を回復しなければならぬと力説している。『高等小学修身書』のこのような特性は、学部の『普通学校学徒用修身書』や『普通教科修身書』の個人の修身と社会生活のため義務の強調ではなく、国家と民族の危機状況に適切に対応する朝鮮人の精神の高揚を図ったものであることを物語っている。

3. 学部が警戒する検定不許可教科書の教材

これまでも検定を批判する学会機関誌の論説や皇城新聞、大韓毎日申報などの批判記事から、検定不許可とされる文言や内容は指摘されていた。そして、『普通教科修身書』と『高等小学修身書』の教材比較によって、学部の検閲対象の教材内容が明確になったと言える。学部が検定着眼点で示している日本との歴史事象や愛国心、排日思想などに関連する事項は、「我国ト日本トノ関係並両国親交ヲ阻礙シ又ハ非議スルコト」や「奇矯ナル誤謬ノ愛国心ヲ鼓吹スル事」「排日思想ヲ鼓吹シ又ハ特ニ邦人ヲシテ日人及他外国人ニ対スル悪感情ヲ抱シムル如キ記事及語調」「日本及其他外国ニ関係有ル史談ヲ誇張シテ日本及其他外国ニ対スル敵愾心ヲ挑発スル者」などである。これらに該当するものが、『普通教科修身書』には引用されなかった『高等小学修身書』の巻頭単元に収録されている壬辰倭乱での李舜臣の海戦における日本軍撃破(6課)、壬辰倭乱時の郭再祐の義兵将としての活躍(8課)、壬辰倭乱時に最後まで死守した金千鎰の忠義(9課)、紅衣天降將軍と称せ

られて神出鬼没で日本軍を駆逐した義兵將郭再祐の活躍(11課)などの教材である。

その他に検定着眼点と示している事項として、「過激ナル文字ヲ用ヒテ自主独立ヲ説キ国権ヲ挽回セザルベカラザルヲ切言スル者」や「外国ノ事例ヲ引キテ我国ノ将来ヲ警告スル者」「悲憤ナル文字ヲ以テ最近ノ国史ヲ叙シテ日韓国交ヲ阻礙スル者」「国家論ト義務論ヲ掲ケテ不穩ノ言説ヲ作ス者」「大言壯談ヲ用ヒテ漠然誤謬ノ愛国心ヲ鼓吹スル」など愛国心や独立論、国家論、侵略された国家事例、日韓国交関係に関わる内容のものがある。これらに該当するものは、国恥として朝鮮国土の権利が全て日本に牛耳られていること(112課)や国民の忠義として兵士となり武器を執り敵を禦ぎ患を除くこと(114課)、国家の強弱は専ら民心の結合と団結にあること(115課)、ロシア支配のポーランドやイギリス支配のインドを鑑として戒め独立精神を養成すること(117課)、妄りに暴力でもって正義を蹂躪する国は強大であっても国家の名誉を保有できないこと(118課)、主権は国家の中心であり生命であること(106課)、皇室を扶翼する道は国法を遵奉し公益を務め、一朝事有る時は義勇をもって公に奉ずること(107課)などである。これらは『高等小学修身書』の「国民に対する注意」の単元に収録されているもので、『普通教科修身書』にはほとんど収録されなかった教材である。

検定着眼点の不認可要素は結果的には学部が指摘する「排日」の観点に集約されるが、各教材のねらいは主権国家の国民として自覚すべき自主・独立精神と愛国心、皇室に対する忠義心であるので、このことから、学部は朝鮮人が民族的自覚と韓国皇帝に対する忠君愛国の精神をもつことを非常に警戒していたことがわかる。『普通教科修身書』の「愛国心」(90課)や「皇室に対する注意」(89課)の内容と『高等小学修身書』の「愛国心(続)」(110課)や「皇室に対する本務」(107課)と比較するとその違いは歴然である。特に『高等小学修身書』の「皇室に対する本務」で記されている「一朝事有る時は義勇をもって公に奉ずる」は、統監府にとって韓国の教科書には存在してはならないものなのである。

『高等小学修身書』は、井上哲次郎『新編倫理教科書』(1897年、金港堂)の影響を受けていると指摘⁸⁴されていることもあり、教育勅語の旨趣と関連する教材が多いことから学部が私立学校教科書から排除したい要因が明確にわかる検定不許可教科書である。

第3節 自主独立意識の高揚と愛国心鼓吹—国民教育会編纂『初等小学』—

1. 『初等小学』とその評価

1905年に保護条約を強いられていた朝鮮社会では、「教育は国家一番の急務⁸⁵」であり「国力の新興は教育の発達に在る⁸⁶」として朝鮮の自主独立のための教育が最重要視されていた。そのような状況下において、朝鮮の国権回復を目指す大韓国民教育会(以下、国民教育会)は、私立学校用教科書として『初等小学』(図3-3)を1906年に編纂刊行した。『初等小学』は4年間の学校教育課程に対応した全8巻構成で、これまでの甲午改革期の学部編纂国語読本と同様に言語関連教材だけでなく、理科や地理、歴史、修身などの教材で構成され、理解を深めるために挿絵も多く挿入されていた。新聞に掲載された『初等小学』の広告記事によると「国家思想を子どもの脳裏に注入させる⁸⁷」ことを目的として、「国語を学び徳育と知育を根幹として著述されていて、各課に挿絵を挿入して学習の便宜を高め、一卷から二巻は幼稚教育に適し三巻から八巻までは小学校卒業の水準に適した⁸⁸」教科書であると説明されている。

朝鮮社会は統監府の「日語」教科書編纂や「模範教育」強制に対して強い抵抗姿勢を示していたため、『初等小学』は新教育の普及と私立学校設立を目指す層から高く評価され、小学校用教科書として大変有益で「国家独立之原動力⁸⁹」であると新聞紙上で称賛された。

その結果、購入部数も高まり、「一ヶ月を経ずして二千冊が売れ、再版されること⁹⁰」が報じられている。『初等小学』は、統監府の「模範教育」強制に抵抗する私立学校において重要な位置にあったが、私立学校抑圧のための教科書統制政策によって『初等小学』は「学部不認可教科用図書」⁹¹として使用禁止に追い込まれていった。

このような背景をもつ『初等小学』に対する全体的な評価としては、統監府支配下の学部教科書と対立的関係にあり、親日的内容の学部編纂『普通学校学徒用国語読本』(1907年)と異なり、朝鮮民族の亀鑑となる歴史上の人物を多数教材化して、民族の優越性と愛国心を強調した教科書であるとされている。白淳在は「新教育の実現、教育を通じた国権回復運動を念頭に置いて徹底した民族主義思想・独立愛国思想を備えた韓末の代表的教科書である⁹²」と評価した。また、박치범 (パクチビョン) と 박수빈 (パクスビン) は、「内容は科学技術、地理、政治、経済等の近代的知識と勤勉、誠実、正直、衛生等の近代市民意識で、それらの内容は朝鮮の自主独立と富国強兵等の愛国啓蒙思想を直接的に現している⁹³」と、愛国啓蒙運動を推進した当時の知識人の教育観を反映していると指摘した。申惠暉は『初等小学』の教材は民族主義思想と独立愛国思想を教育させようと吟味され、民族の優越性と愛国心を強調していると言及し、単純な国語教育の次元を超えて生徒に国家の独立のための愛国心を鼓吹させる民族的教科書を意味していると論考している⁹⁴。『国語教育100年史I』で紹介されている『初等小学』の評価は、学部編纂の『普通学校学徒用国語読本』と比較しても内容も主題も多種多様であり韓国固有のものも多く、統監府の干渉に反して自主的で民族的な性格が強く表れているとしている⁹⁵。

カンジンホはこれまで不明だった巻3・巻4を含めた全8巻の教材内容を考察して、大韓国民教育会の設立趣旨や代表者の李儁の活動などから『初等小学』編纂の背景を照射し、民族教育が大きく抑圧されている状況下で新しい国語教科書が刊行されたとしている。そして、教材の分析から従来の学部編纂教科書は、皇帝を中心とした国家権力の強化を究極の目標としたが、『初等小学』は民権の伸張と人民の力量培養に目標を置いた国民自強主義を教育の根本理念としていると論じ、教育を通して強力な国民を養成しようという意図が教材全般に満たされていると評価した⁹⁶。장영미 (チャンヨンミ) も全8巻の教材内容を丁寧分析して、日常見られる題材を通して生徒に新知識を教授するとともに、当時の課題である国権回復と自主独立を教材を通して訴え国家の危機克服のために孤軍奮闘した教科書であると論述している⁹⁷。

【図3-3】『初等小学』巻4と教材「衣服」



以上が先行研究において明らかにされた『初等小学』の特性であるが、教材分析の視点で明確にされていない部分が二つ存在している。第一は『初等小学』編纂過程における日本の教科書との関係で、日本の国語読本教科書の教材や挿絵が引用されている事実である。甲午改革期の学部編纂『国民小学読本』（1895年）や日本人補佐員が編纂に関与した『新訂尋常小学』（1896年）、統監府の三土忠造らの学部編纂『普通学校学徒用国語読本』（1907年）などについては、それぞれ日本の教科書との関連性が論考されているが⁹⁸、『初等小学』に関してはこれまで指摘されていない。『初等小学』の主体性と独自性をより明確にするためには、国民教育会の編纂者たちがどのような観点から日本の教科書の教材を取捨選択し、それをどのように再構成したのかを考察する必要があると考える。

第二は私立学校用教科書としての学部認可に関わるもので、『初等小学』は学部から「何学校ニテモ絶対的ニ使用スルヲ不許」とする「学部不認可教科用図書」に指定されていた。学部不認可となった事実は言及されているが、どのような教材が不認可要因と見なされたかについては、愛国的人物の教材内容で触れられている程度で、これまで全体的な考察はなされていない。統監府は『初等小学』の教材内容の何を危惧し何を恐れたのか、これらの点を照射することによって、統監府が強制する「模範教育」を拒否し、朝鮮の自主独立のために国民教育会が編纂した『初等小学』の特性が明らかになると考える。

以上を踏まえ本節では「国民教育会」が編纂した『初等小学』を取り上げ、その編纂背景や教材内容、不認可要因の分析などを通して統監府期の私立学校用国語読本教科書の特性を明確にする。

2. 国民教育会と教科書編纂事業

(1) 国民教育会の活動内容

国民教育会は1904年8月に漢城の連洞教会に於いて李儁、李源兢、兪星濬、全德基らによって創立されたと言われている⁹⁹。初代会長は李源兢であったが1906年上半期からは平理院検事の李儁が継続的に会長を担い¹⁰⁰、地域に多くの学校を設立することを主張したり『七忠臣追悼会』を開催したりして愛国心を訴えた¹⁰¹。李儁は1907年4月に高宗の密旨を受けてハーグ万国平和会議に特使として派遣され、乙巳保護条約が日本の強制によるものであったことを暴露しようとしたが、妨害を受けて挫折させられハーグで病死した。憤死ともいえるものだったため、割腹自殺をしたという説が流布され李儁の行為は英雄視された¹⁰²。

国民教育会の設立目的は、「一般国民の教育を勉励し知識を発達せしめ、泥古なる弊習を革祛し刷新の規模を確立する事」（第2条）であり、そのために「学校を広設する事」（第3条1項）、「文明的学問に応用する書籍を編纂或翻訳して刊行する事」（第3条2項）、「本国史記と地誌と古今名人伝蹟を蒐集公布して、国民の愛国心を鼓動させ元気を培養する事」（第3条3項）に従事すると記されている¹⁰³。そして、統監府からの弾圧を避けるために、「教育上有益な意見を相互講演するも政治上に関することは一切論ぜず」（第3条）という規則を挿入して、学校設立と書籍編纂を主な活動であるとしている。しかし、学部参与官だった幣原坦は、1906年10月の段階で国民教育会に対して不穏なる団体で、政治性が濃厚な団体であると報告して危険視していた¹⁰⁴。

国民教育会は会規則で提唱している学校設立に着手して、1905年8月には「普光学校」、1905年10月には私立学校教員養成のための「国民師範学校」、1906年9月には「漢南学校」をそれぞれ開校して¹⁰⁵、統監府の「模範教育」強制に対抗して朝鮮の自主独立のための学校教育を実施した。また、国民教育会館内に法学講習所を開設して近代法に関する国民教育活動を展開するとともに¹⁰⁶、国家の富強と自主独立のための啓蒙活動として定期演説会を開催した。1906年6月10日の演説会では李商在が「教育上利益」という演題で、

同 26 日には鄭雲復が「陰陽術数は文明教育の讐敵」という演題でそれぞれ演説をしている¹⁰⁷。また、李僑は大韓自強会の演説会で「生存の競争」という題目で優等劣敗の社会進化論による社会情勢の説明を行った¹⁰⁸。このように国民教育会では、「生命・財産の保護」「民知開発」「教育発展」などに関する主題で演説会や討論会を開催して精力的に啓蒙活動を実施した。

このような啓蒙活動の中で特に力を入れたのが教科書の編纂であり、1906 年 3 月の幹事会では教科書類の翻訳と編纂に尽力することが決議された¹⁰⁹。その結果、私立学校で使用するための教科書として 1906 年 6 月に『大東歴史略』と『新撰小物理学』が、10 月には『初等小学』が、1907 年 7 月には『新撰小博物学』と『初等地理教科書』が、それぞれを編纂刊行された。『大東歴史略』は檀君紀から高麗紀までの編年体で叙述された通史で、日本が主張する任那日本府説は取り上げていない。『大東歴史略』の再版本は、兪星濬編述で博学書館から 1908 年 4 月に再版されたが、この版も含めて『大東歴史略』は『初等小学』と同様に「学部不認可教科用図書」に指定されて私立学校での使用を禁じられた。これに対して、自然科学や地理関係の教科書類は検定を通過して、『新撰小物理学』と『初等地理教科書』は「学部認可教科用図書」に指定され、『新撰小博物学』は「検定教科用図書」として私立学校での使用を認められている。

(2) 『初等小学』と教科書編纂委員

国民教育会が刊行した教科書は他の私撰教科書とは異なり、著者名が記されておらず全て国民教育会編纂として出版された¹¹⁰。著者名が記されていないのは、国民教育会の複数の会員がそれぞれ編纂に関わったからだと思われる。特に『初等小学』は全 8 巻と分量が多いだけでなく、内容上からも入門期の言語学習を考慮した構成や自主独立意識の高揚のための多種多様な教材の編纂、愛国心を鼓吹する歴史教材の選択など、従来の教科書と比較して多くの特性をもっていることを考慮すると、著作は単独ではなく国民教育会の会員がそれぞれの分野を担当しながら編纂に関わったと考えられる。教科書編纂に携わった会員であるが、国民教育会規則第 9 条に編纂委員 10 名の選任が明記されているので、おそらくこの委員が編纂事業に関係していると推測されるが、記録には編纂委員の名前が記されていない。そこで大韓帝国期に教科書を執筆している会員の中から、教科書編纂に従事した可能性がある国民教育会の会員を選別すると次のような人物が考えられる。『初等女学読本』著者の李源兢、『法学通論』著者の兪星濬、『初等小学修身書』や『初等本国歴史』などを著した柳瑾、『初等修身』や『初等大東歴史』などを刊行した朴晶東、『大韓地誌』や『幼年必読』、『新纂初等小学』などを執筆した玄采などである。

『初等小学』は一般の教科書や教養書と異なり初等教育用の国語読本教科書であるので、編纂するためには読本教科書の内容構成や実際の小学校の状況を理解していなければならない。『初等小学』巻 1 は国字を重視して全てハングル学習のための構成となっていて、単語から単文、複文へと発展する指導過程で編纂されている。ハングルの字母の言語指導から始める単元構成の国語読本としては、『初等小学』が最初の教科書である。また、巻 2 から巻 3 にかけての単元構成では、児童の家庭生活や学校での場面を中心にした教材が多く配置されていて、学習の定着を意図した「復習」項目も新たに創設されている。このような要素を勘案すると、あくまでも推測の域を超えないが漢城師範学校を卒業して官公立小学校での勤務経験があり、漢城師範学校教員となった朴晶東や学部編輯局の勤務経験があり日本の教科書にも接していた玄采、修身や歴史教科書を執筆していた柳瑾らが、何らかの形で『初等小学』の教材選択や編纂に関わっていたのではないかと思われる¹¹¹。

このように国民教育会の活動内容や自主独立のための新教育を支持する会員構成から判断すると、『初等小学』には大韓帝国の国権回復や自主独立を主張して、統監府の教育政

策に抵抗した愛国啓蒙運動期の知識人の教育観が濃厚に反映されていると考えられる。

3. 『初等小学』の教材構成と特性

(1) 日本の教科書教材からの主体的選択と引用

『初等小学』の編纂者は教材開発において広く教科書題材を渉猟し、既存の国語読本教科書から教材を選択して引用している。先行研究では甲午改革期の学部編纂国語読本の教材については指摘されているが¹¹²、日本の検定・国定教科書からの教材引用は言及されていない。実際は【表3-7】に見られるように日本の教科書教材が引用されていて、挿絵や固有名詞を朝鮮の環境に変更し文章を短縮・抜粋などしているが内容は同じものである。基本的に『初等小学』の編纂者が、教材として必要であると判断し選択引用したもので寓話や修身、自然科学、実業などの教材が比較的多いのが特色である。

引用された教材は「蟻と蟋蟀」(巻5第27課、以後5-27で表記)、「蟻と鳩」(6-18)、「狐と蟹」(7-10)、「鳥の智」(8-15)などの寓話や「乞人」(5-3)、「摩水の穿石」(7-13)、「酒と煙草」(5-5)、「腐柿」(6-7)などの修身教材である。また、朝鮮の環境に合わせたものとして、「材木」(5-22)では日本の教材では杉・松・檜を取り上げているが、『初等小学』では杉・松・椴・栗で説明している。「石炭と石油」(7-18)では、良質な石炭の産地として記載されている北海道・九州を平壤にし、「汽船と汽車」(6-9)では、便利になった九州-東京間の鉄道路線を釜山-京城間にして、それぞれ朝鮮の地名に変更している。産業や交通の発達を重視する『初等小学』の編纂者にとっては、教科書に必要な教材であったと言える。

また、『初等小学』では迷信や祈祷に依拠しないための合理的な思考が重視されている。例えば「燐火」(8-9)は、金港堂版『尋常国語読本』の「火ノ玉」(5-23)と同じ内容で構成されていて「鬼火」を幽霊だと怖がる子どもに対して、その原因を「燐」の燃焼だと論ずる場面も設定されている。このように科学的知識を提供する内容のものとして「草木の生長及蕃殖」(7-2)、「水の去処」(6-12)、「空気」(7-4)、「電気」(7-7)、「人体」(8-3)、公衆衛生のための「衛生」(8-2)などが金港堂版『尋常国語読本』や文部省の検定教科書の教材から引用された。日本の教科書からの引用は、この事例のような実業関係や理科的教材が比較的多いが、さらに踏み込んだ内容の教材も存在している。外国人に対する排外的な態度の問題に関して、「外国人と交際」(8-17)では、金港堂版『尋常国語読本』の「外国人に対する心得」(8-12)の文章内容とも同様で、外国人を夷狄視して無礼な行為が見られるが、そのような態度は外国から野蛮だと思われる行為である。一個人の恥だけでなく、国の体面を傷つける行為であると戒めている。また、「大日本帝国憲法」下での日本政府と「大韓帝国制」¹¹³下での大韓帝国政府とでは違いがあるが、政府の役割や納税に関する内容の教材もあり、「政府」(8-11)において金港堂版『高等国語読本』の「政府」(2-24)の文章・内容を大きく変更しないで引用している。変更点は「天皇」を「皇上陛下」、「大蔵」を「度支部」、「内閣」を「議政府」、「府・県」を「道・府郡」などの固有名詞程度であるが、「政府が無くなれば人民の生命と財産を維持することはできない」の文章を挿入して、『初等小学』の編纂者は保護国下での大韓帝国の政府の存在を強調している。

このように、『初等小学』は日本の教科書から教材が引用され、寓話や修身、自然科学、実業、公衆衛生などの教材に関しては、内容やねらいが共通の部分も認められるが、編纂者の視点が異なれば当然にその内容の扱いも変化してくる。『初等小学』の引用教材の取捨選択の主体は、国民教育会の朝鮮人編纂者であり、その基準は朝鮮の自主独立のために必要な教育内容であると言える。

(2) 『初等小学』編纂者による日本の教科書教材の改変

『初等小学』の編纂者は日本の教科書教材の内容を朝鮮の現実に合うように調整し、補説や自国の発展のための考えや意見を追加して生徒たちに朝鮮の自主独立のための実践を要請する教材に改変している。このことは、国民教育会の考えを反映したもので、国家を豊かにするための産業の発展とその重要性が指摘され、それらに関連する教材が【表 3-7】のように『初等小学』に多く引用された。そして大韓帝国を富強にしなければならないとして、生徒を鼓舞して覚醒させる文章が追加された。「金属」(6-17)では、朝鮮に埋蔵されている鉱石の種類を説明した後に、「我国も天然資源が富源で有るので、国民は勉励して国家を殷富にさせる。」と資源の活用を主張している。また、「貿易」(6-27)では、貿易の重要性を叙述した後に、「貿易が盛んであれば国家は富裕になり、盛んでなければ貧国になる。我国は外国貿易が盛んでないので、輸入ばかりで輸出がない。我国も多量に産物を作り貿易を盛んにすべきである。」と産業育成と貿易振興の必要性を訴えている。「養蚕」(6-23)は蚕の飼育の説明の後に養蚕は「国家の一大富源となるので国家の富盛を望む者はこれに尽力すべきである」と養蚕業の重要性を示している。「商業」(6-15)では、「商業は国家を富強にする根本であり、商業が発展しなければ国家は衰退する」と警告し、ま

【表 3-7】『初等小学』と日本の教科書からの引用・参照教材一覧

巻	課	教材名	日本教科書と教材名	巻	課	教材名	日本教科書と教材名
巻 2	1	朝(一)	金2 アサ	巻 6	17	金属	金8-13 鉱物
	2	朝(二)	金2 アサ つづき		18	蟻と鳩	検尋7-13 蟻と鳩の話
	3	雁	金2 たろーのはなし		19	人を悦ばせる	高4-19 老人と驢馬
	5	猿	金2 オハナノ ハナシ		23	養蚕	金7-5 養蚕
	8	성희와 단희	金2 おはなのあそび		25	工業	尋8-5 工業
	11	兎と亀	金2 タローノ ハナシ		27	貿易	尋7-15 貿易
	13	四方	尋3-13 シホー		2	草木生長蕃殖	金7-18 草木の生長蕃
巻 3	2	驕慢な雄鶏	尋2 教材名なし37-38頁	巻 7	4	空気	金6-4 風
	7	ままごと	金2 つみくさ ツヅキ		7	電気	金7-20 電気
	14	父親の賞給	金2 よいこどもツヅキ		9	肥料	金7-19 肥料
	19	蝉	尋3-15 せみ		10	狐と蟹	検尋5-4 狐と蟹
29	雁	尋4-8 がん	13		簷水の穿石	検尋6-4 雨だれ石を穿つ	
巻 4	8	朋友	金3-18 いぬ		18	石炭と石油	金8-14 石炭と石油
巻 5	3	乞人	尋7-3 なまけもの	22	鯨	金高1-19 鯨	
	5	酒と煙草	尋7-11 煙草と酒	25	児童の願	金6-19 子供ののぞみ	
	17	約束	尋修2-13 ヤクソク	巻 8	2	衛生	金6-14 養生
	19	人の一生	金6-18 人の一生		3	人体	金8-15 人体
	22	材木	金6-7 材木		9	燐火	金5-23 火ノ玉
	25	蝙蝠	金5-4 蝙蝠		11	政府	金高2-24 政府
	27	蟻と蟋蟀	金4-4 アリトキリギリス		15	烏の智	金高1-17 烏ノ智恵
	28	雷撃	尋5-16 雷の落ちた話		17	外国人交際	金8-12 外国人の心得
7	腐柿	検尋5-6 腐りたる柿	18		世界の一周	金8-8 世界一周	
9	汽船と汽車	金5-13 きせん・きしゃ	19		郵便と電信	金7-21 郵便・電信	
巻 6	12	水のご処	金6-5 雨	20	家畜	金高1-15 家畜	
	15	商業	金5-10 商業	24	貨幣	金高3-10 貨幣紙幣	
	16	停車場	尋7-14 停車場	25	公共の利益	金7-24 公共の利益	

注1: 『初等小学』巻1、巻2、巻5～巻8は、韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書4』所収の復刻版を参照。巻3と巻4は、삼빛復刊叢書第2集、No153『初等小学二』の復刻版を参照。

注2: 日本の教科書名とその省略名称

- ・**尋一** 国定『尋常小学読本』(1903年)
- ・**金一** 金港堂版検定『尋常国語読本』(1900年)
- ・**金高** 金港堂版検定『高等国語読本』(1900年)
- ・**高一** 国定『高等小学読本』(1903年)
- ・**検尋** 一検定『尋常小学読本』(1887年)
- ・**尋修** 一国定『尋常小学修身』(1903年)

た、英国は商業が発展しているので世界一の隆盛であると付け加えて富国のための商業の重要性を強調している。また、「肥料」(7-9)では、「文明国では農業大学を設けて研究している。汝ら青年も農業を軽視せずに研究しなさい。古語に農は大本と言われているではないか。」と農業を盛んにするよう生徒を激励している。

「児童の願」(7-25)は、金港堂版『尋常国語読本』の「子供ののぞみ」(6-19)と同様で、父親が三兄弟に将来の望みを尋ねる話である。それぞれが、農業と商業、軍人になる希望を話す。日本の子どもの言葉にはない「国家の威光を天下に宣言する」や「農業を発達させて全国の人民の生活を良くする」などの国家的な視野から生徒を鼓舞する文章が追加されている。『初等小学』の最後の教材は、巻8の第25課「公共の利益」である。この教材も金港堂版『尋常国語読本』の「公共の利益」(7-24)から引用されているもので、洞内の堤・橋梁、道路の修理や小学校校舎修理などに巨額の経費が必要であるが、洞費だけでは足りない。このことについて洞の話合の場で、洞長の提案による洞人の共同出資が決められ、各自の寄付金により洞内の公共施設が修理されるという内容である。『初等小学』ではこの話の最後に洞中のことだけでなく国の公共事業も同じで協力することの意義が説かれている。

このように、『初等小学』の編纂者は、日本の教科書から引用した教材に補説や自己の主張を付加させることによって、朝鮮の自主独立と富強のための内容を教材に反映させようとした。日本の教科書からの教材引用は学部日本人編纂者も普通学校用教科書の編纂に適用しているが、その場合は朝鮮の民度や現状を低い位置に貶めて叙述したり、統監府の政策を評価する内容を追加したりする教材の改変である¹¹⁴。統監府支配下の学部日本人編纂者による引用教材の修正は、保護国の大韓帝国の発展のためでなく、植民地化のためのものであった。これに対して『初等小学』の教材引用は、朝鮮の自主独立のために必要な教材内容の選別的受容であり、国民教育会の朝鮮人編纂者による主体的な引用教材の修正であったと言える。このように、『初等小学』の編纂者は日本の教科書から引用した教材に補説や修正意見を追加することによって、朝鮮の自主独立のための内容の教材に改変させていることがわかる。

4. 『初等小学』の独自教材と学部不認可要因

(1) 自主独立意識と愛国心高揚のための独自教材

日本の支配から脱却するため『初等小学』には、自主独立意識と愛国心を高揚するための【表3-8】のような独自教材が作成された。特に軍事関連の教材の比重は重く『初等小学』には軍事関連の教材が多く編纂されている。「陸軍演習」(6-22)では、陸軍・海軍・騎兵・砲兵科とその訓練姿を具体的に説明して、後日、国家の勇猛な軍人となるために生徒は兵式体操を行ない鍛えなければならないと強調している。普通学校は兵式体操を取り入れていないが、私立学校では退役軍人が体操教師となって兵式体操を実施していた学校が多かった。軍人に関する教材として「古代の軍人」(4-22)では、隋の煬帝の高句麗遠征軍を撃退した乙支文徳を紹介し、「今世の軍人」(4-23)では現代の大韓帝国軍人の役割を説明している。子どもの兵隊ごっこ遊びを題材にした「調練」(図3-4右)では、大将役や木銃を担いだ兵士役の子ども、馬の代わりに犬に竹の大砲を引きずらせて遊んでいる様子が述べられていて、文末には子どもたちが合唱した「愛国歌」の歌詞が載せられている。

「軍艦」教材は『初等小学』と学部の『普通学校学徒用国語読本』の両方で教材化されているが、その扱いは異なっている。『普通学校学徒用国語読本』の教材「軍艦」(6-3)では、大砲を装備した船という一般的な働きと機能を説明するだけ文章となっているが、それに対して『初等小学』の「軍艦」(6-4)では、「領土を守るために陸軍が存在し、領海を守るために軍艦を持つ海軍がある。世界の強国は軍艦を多く造船している。我が国は三

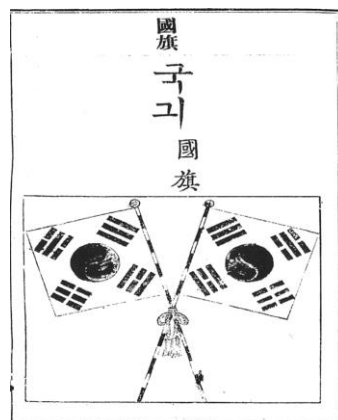
【表3-8】 自主独立精神高揚と愛国心鼓吹の独自教材

巻 課	教材名	内 容
巻 1	国旗	国旗（太極旗）の挿絵、我が国の旗は太極旗の説明。
	銃	太極旗を掲げて行進する兵士の挿絵。
巻 3	13 調練	太極旗を掲げて木銃を担いだ兵士役の子どもの行進と「愛国歌」の合唱。
	22 池の船	太極旗を掲げた模型の船を池に浮かべて遊ぶ様子。
巻 4	1 萬壽聖節	高宗生誕日で国旗を掲揚して大韓帝国が自主独立国である記念日である。
	6 文萊と綿車	文益漸が中国から綿の種子を全土に拡げた。朝鮮産木綿は優良である。
	17 趙憲(二)	壬辰倭乱時の愛国的犠牲精神。700名の軍士と最後まで抗戦して戦死。
	22 古代の軍人	古代の軍人は勇猛で君主に忠誠。乙支文徳や李舜臣、姜邯賛のような将軍。
	23 今世の軍人	歩兵、騎兵、砲兵は陸軍、海で闘う海軍。生徒も成長して勇猛な軍人となれ
25 漢陽	大韓帝国都城で太祖高皇帝の開国期からの都城。大皇帝陛下のご在住の場所。	
巻 5	1 大韓帝国	大韓帝国領域地図。穀物や鉱物が豊富。勤勉で勉強に励み国家を富強にせよ
	16 乙支文徳	隋の侵攻を撃破した高句麗の忠臣。生徒は乙支文徳の忠義と勇猛を見習う。
	26 姜邯賛	契丹の高麗侵攻を撃破した姜邯賛将軍を模範として国家の独立を堅固にせよ。
巻 6	1 開国紀元節	太祖高皇帝が即位した祝日。街や学校では国旗を掲げて慶祝し愛国歌を唱歌
	3 国文	世宗大王の国文・国字を大切にせよ。国文は億萬年の独立自主の表跡である。
	4 軍艦	国防のために海軍の軍艦の必要性、太極旗をマストに掲げた軍艦の挿絵。
	6 揚萬春	唐の太宗の高句麗侵攻を撃破した揚萬春の忠義と智勇。
	13 韓信	古代中国の英雄の韓信は無益なことはせず忍耐強く励み大將軍となった。
	22 陸軍演習	歩兵や騎兵の役割と国防意識の高揚。兵式体操で強健で勇猛な軍人になる。
	24 平壤	檀君後に箕子が都とし、高句麗も国都として繁栄、西京と称せられる。
巻 7	1 我国古代の史記	朝鮮古代史の概要。檀君、箕子、衛満、馬韓、百濟、高句麗までの歴史変遷。
	6 張巡許遠	唐の玄宗時代の安祿山の乱での張巡と許遠の忠義心。
	14 新羅太祖赫居	新羅太祖の赫居世の徳化政治。日本が来侵するも新羅王の聖徳を聞いて退。
	21 高句麗史	高句麗太祖で弓の名手の朱蒙。四方を征服して領土拡大、中国吉林まで及。
	23 我国の名山	朝鮮半島の名山の説明。智里山や漢拏山、我国第一の名山金剛山などの特色。
	24 趙光祖	趙光祖は奸臣によって死を迎える時でも国を愛し中宗への忠義心を保持した。
巻 8	29 郭再佑	秀吉の敵兵を大破し紅衣將軍と称せられた郭再佑の愛国的犠牲精神。
	4 宋象賢	壬辰倭乱時に東萊城で抗戦、降伏を拒否して死した宋象賢の愛国的犠牲精神。
	5 蘇格蘭王の話	艱難時のスコットランドの王の障害を突破する活躍。
	7 百濟の略史	百濟、新羅、高句麗の三国時代の百濟建国史。
	14 三学士の忠節	清との和約に反対する三人の学者の忠義。生徒も死に臨んでも忠義心を持つ。
21 愛国心	国家への忠義と愛国心高揚。堅固な愛国心を有していれば独立保全できる。	

面が海であるので、軍艦を多く造るべきである」と説明して国防意識を高める教材となっている。そして、『普通学校学徒用国語読本』の軍艦の挿絵には帝国日本海軍の旭日旗が描かれているが、『初等小学』の挿絵では太極旗をマスト中央に大きく描いて「独立国家」を強調している。

国旗（太極旗）に関しては意識して挿絵で教材化されていて、ハングル学習の巻1の「구기(国旗)」(図3-4左)では太極旗の挿絵と大韓帝国の国旗の説明がなされている。巻3第14課「調練」(図3-4右)では子どもたちの兵隊ごっこ遊びの文章教材にも「太極旗」の挿絵が挿入されている。また、「池の船」(3-22)では子どもが池に船の模型を浮かばせている情景の挿絵にも太極旗を掲げた船が描かれている。皇室関連行事の教材では、皇帝の生誕を祝う「萬壽聖節」(4-1)では、祝日として家々では国旗を掲げることが述べられ、朝鮮王朝太祖の即位を祝う「開国紀元節」(6-1)では慶祝を表すためには国旗を掲揚して生徒は愛国歌を唱和することが説明されていて、大韓帝国への愛国心と自主独立意識とを高める教材が編纂されている。このように太極旗の教材は外交権を喪失した保護国の大韓帝国の国権回復と独立の象徴として重視された。

【図3-4】 巻1「国旗」



巻3第13課「訓練」



そして、最後に愛国心高揚のためのまとめとして「愛国心」(8-21)では、「もし国家に対して暴虐不正を加える者がいれば、各自が力を尽くして国家を保護しなければならない。この国家を愛する思想を愛国心と云う」と説明して、「国民が堅固な愛国心を有していれば、土地が狭く人口も少ない小国であっても能くその国家を保全することができる」と独立のために国民が愛国心をもつことの重要性を強調した。このように、統監府下での愛国心鼓舞の教材を最終巻に配置している。軍事関連の教材に極めて消極的な学部の「普通学校学徒用国語読本」と比較すると対照的であり、生徒に国家の独立のための愛国心を鼓吹させる教材内容となっていることがわかるのである。

(2) 朝鮮の主体的歴史教材と愛国心鼓舞

朝鮮の歴史教材の扱いと内容は、学部の普通学校用国語読本教科書に掲載されているものと大きく違っていた。学部の三土忠造ら日本人教科書編纂者は、朝鮮の反日的意識を希薄化させて「親日的」意識を高める教材を教科書に反映させる必要があり、そのためには日本と朝鮮との親密性を強調する歴史教材が重要視された。つまり、学部編輯局は、朝鮮民族としての愛国心を鼓舞する大韓帝国皇室への忠義や始祖檀君に繋がる民族の歴史に関する教材を希薄化させ、「任那日本府」などを中心に「日鮮同祖論」を反映させ、現在日本が朝鮮を統治するのは古代から朝鮮半島を統治した過去の歴史を継承するという事実を示唆しようとした。学部日本人編纂者は、独立意識と愛国心の高揚を恐れて朝鮮の歴史や大韓帝国皇室に対して細心の注意を払わなければならなかった。そのため、学部の『普通学校学徒用国語読本』の歴史教材では、朝鮮民族としての愛国心を鼓舞するような朝鮮王朝や君主への忠義、日本の朝鮮侵略の歴史に関する記述は全て排除し、王朝興亡や日本との親密な交流、中国からの侵略などの亡国史的な内容で教材化されていた¹¹⁵。

これに対して『初等小学』の歴史関連の教材は、学部教科書の親日的な教材とは正反対の【表3-8】のような題材で構成されていて、愛国心を高揚させる歴史的な事象と人物で編纂された。『初等小学』の教材の中で、自主独立意識と愛国心鼓舞のための編纂意図が最も表出されているのが歴史関連の題材とその内容である。朝鮮民族の亀鑑となる歴史上の人物を教科書に多く掲載して、民族の優越性と愛国心を強調したのである。保護条約以降の朝鮮の危機的状況を打開する意味で、国難に対峙して国家を発展させることに貢献した人物を多く掲載することによって、歴史意識の創造と朝鮮民族への誇りを喚起させようとした。

朝鮮民族の歴史への関心を喚起するために、人徳ある英君を称える内容と朝鮮の歴史的

過程を叙述し、開国始祖を檀君として檀君朝鮮紀を記述して檀君—箕子—馬韓—新羅につながる正統性が強調された。教科書での「檀君・箕子」の歴史的記述は、朝鮮王朝とそれに繋がる「大韓帝国」が、中国とは独立した四千年におよぶ歴史性を有することの強調でもあった。「檀君箕子以来の独立国」という「自国像」の形成のためには、古朝鮮以降の高句麗や新羅、百済の建国神話もその正統性や自主独立の歴史性を強調するために必要であった。また、大韓帝国に繋がる朝鮮王朝太祖大王に対しては、勇猛果敢な力強い君主像を前面に出すことによって帝国の権威を高めようとした。そのため教科書には、高句麗の始祖で弓の名手である朱蒙や新羅の始祖赫居世の聖徳に関わる説話、朝鮮王朝始祖太祖高皇帝の建国時の外寇撃退などの武勇などが記述された。

また、侵略に抵抗した愛国的人物を取り上げ、その愛国心を称賛して日本に対する警戒心を高めた。「趙憲(二)」(4-17)や「郭再祐」(7-29)、「宗象賢」(8-4)の課では、壬辰倭乱時に国家の為に自己の生命を惜しまず秀吉の軍と戦った愛国者を題材にして、国家危機の時は国家のために忠誠を尽くさなければならないとした。隋や唐の侵略に戦った「姜邯賛」(5-26)や「乙支文徳」(5-16)、「楊萬春」(6-6)ら武将を模範として国を愛して国家の独立を堅固にすることの重要性を指摘した。「三学士の忠節」(8-14)では、仁祖期での清朝と和約に対して、あくまでも反対して抵抗した三人(洪翼漢・吳達濟・尹集)の儒者の忠節を述べている。この史実に対して編纂者は、「国民として忠愛を尽くすことが職分であり、幼年の学徒は三学士のように、たとえ死地を受けるとしても素志をやめるな」と記述して愛国心を喚起させている。『初等小学』は国語読本教科書ではあるが、歴史教材は重要視され「勇猛果敢で独立精神が高い朝鮮史象」を教科書上に創出させている。

このように「初等小学」は愛国心が高く武勇に優れていた朝鮮の偉大な歴史を描き、侵略に対して果敢に抵抗した愛国者の偉業を教材に多く取り上げた。このことは、統監府による植民地化教育に抵抗する教科書編纂者の強い意志表示であり、また、日本人学務官僚や顧問によって主体性が侵食された大韓帝国学部への強い抗議の姿勢であった。

(3) 「学部不認可教科書」としての『初等小学』

私立学校令(1908年)の第6条の規定により、学部編纂・検定以外の教科書を使用する私立学校は使用認可を請願しなければならなかった。これによって私立学校で使用されていた『初等小学』は、必然的に学部大臣の認可を請願せざるを得ない状況に追い込まれ、結果的に国民教育会が刊行した『初等小学』と歴史教科書の『大東歴史略』は学部不認可教科書に指定され、私立学校での教科書としての存続は閉ざされてしまった。第1節の教科書の検定・検閲で言及したように学部は1909年3月に実質的な検定審査方針を明示して「排日教科書」としての具体的な不認可要因を提示している。そこで指摘された「排日思想ヲ鼓吹」や「奇矯ナル誤謬ノ愛国心ヲ挑発」などの教科書掲載禁止要因を【表3-8】の教材と照合すると、愛国心関連教材や国家論関連教材、自主独立教材、抗日関連教材、朝鮮文化・伝統教材などが該当することになる。

歴史的な事象として教材に示された愛国的犠牲精神を發揮した「三学士の忠節」(8-14)の人物の行為は「奇矯なる愛国心」に該当し、壬辰倭乱時に自己の生命を惜しまず秀吉の軍と戦った「趙憲(二)」(4-17)、「郭再祐」(7-29)、「宗象賢」(8-4)などの人物教材例は、「排日思想の鼓吹」と見なされた。朝鮮民族としての愛国心を鼓舞する「愛国心」(8-21)や大韓帝国への忠義、主体的な朝鮮の歴史に関する記述は許可されず、国権回復や国防意識を高める「陸軍演習」(6-22)などの教材は、日本に対する不穩の言説と見なされた。自国の「国旗」(太極旗)に象徴される独立心や「萬壽聖節」(4-1)「開国紀元節」(6-1)など皇室に対する忠誠心は、全て「偏狭ナル誤謬ノ愛国心」と見なされた。

『初等小学』が学部不認可教科書となった要因は、大韓帝国の国権回復と独立を主張し

た自主独立意識と愛国心高揚のための独自教材や朝鮮の主體的な歴史を記した愛国心鼓吹の独自教材にあったと言える。

5. 大韓帝国の教科書としての『初等小学』

『初等小学』の編纂者は、国民教育会の趣意に沿った国語読本教科書用の修身や歴史、理科、地理、実業的内容の題材を広く渉猟し、その過程で一部の教材を日本の国語読本教科書である金港堂版『尋常国語読本』などから取り入れた。金港堂版『尋常国語読本』は明治30年代の代表的な検定国語読本教科書で、国民生活に必要な社会的教材を含めた各分野の教材と国家思想を高揚する「忠君愛国」を培う教材を集めた総合読本として編集されていたので¹¹⁶、『初等小学』の編纂者はその教材構成から適切な内容のものを選択して参考にしたと考えられる。そして『初等小学』の編纂者は理科的教材や実業的教材、啓蒙的な教材を朝鮮の現状を考慮して修正を加えて教材化するとともに、国家富強のための教材を収録して自主独立意識を高める内容のものにした。また、誇るべき自国の伝統文化や侵略に対して果敢に抵抗した愛国者の偉業を教材化して愛国心の高揚を図った。

『初等小学』は国民教育会の複数の編纂委員がかかわっているため、従来の私撰教科書と異なり多様で特色ある教材構成となっている。国文（ハングル）学習入門のための巻1ではハングルの字母の言語指導から始める単元で構成され、巻2と巻3では家庭や学校生活に関連する題材を収録して、同一人物を登場させて学習者に親近感を与える教材で構成されている。また、巻4以上では国民教育会が講演会で演題としていた法律の遵守や公衆衛生意識、飲酒弊害、迷信・祈祷批判などの社会生活に関わる啓蒙的な教材や国家富強のために貿易や商業、産業を盛況にさせる必要性を説いた教材が効果的に収録された。そして、巻5から巻8の歴史関連教材では、「壇君・箕子」から続く四千年の悠久の朝鮮の歴史と太祖大王から繋がる開国500有余年の大韓帝国の正当性、そして外敵からの侵入を常に撃破してきた朝鮮の自主独立の姿が強調された。愛国心と大韓帝国皇帝への忠誠を基本としていて、これらの教材には統監府の『普通学校学徒用国語読本』には見られない「忠義」と「愛国」のための犠牲的精神が内在していた。

このような『初等小学』に対して統監府は、「偏狹ナル誤謬ノ愛国心ヲ挑発」して「排日思想ヲ鼓吹」する「排日教科書」と見なし「学部不認可教科用図書」として排除した。しかし、『初等小学』は単なる「排日教科書」と矮小化されるべき内容の教科書ではなく、本質的には私立学校が教育の根底に置いていた「勅語」、すなわち「教育立国詔書」（1895年）の「忠君愛国」の趣旨の内容を受けて編纂されたものである。「教育立国詔書」は甲午改革において、教育は国家保全の根本であり国家富強のための基本であるとして宣布された詔勅で、その後の大韓帝国の教育改革の支柱となったものである。国民教育会が設立した漢南学校や普光学校、有力な徽文義塾など多くの私立学校では、開校式や入学・卒業式などの式典では常に「勅語」を奉読して¹¹⁷教育上の要とし位置づけていた。「教育立国詔書」には、「宇内の形勢を環顧するに克く富に克く強に独立雄視の諸国は皆其の人民の知識開明せり。知識の開明は教育の善美を以てす。則ち教育は実に国家保存の根本たり」「爾臣民は忠君愛国の心を以て爾の徳、爾の体、爾の智を養ふへし。王室の安全は爾臣民の教育に在り。国家の富強も爾臣民の教育に在り」¹¹⁸と、教育の普及と発展こそが大韓帝国と皇室を支える基盤であり、その核となるのが「忠君愛国」とされている。

『初等小学』編纂者は偉大な世宗大王が考案した国文を「億万年独立自主」¹¹⁹の中心に置き、大韓帝国皇帝への忠誠と始祖檀君に繋がる民族への「愛国心」、自主独立のための「自強」の浸透を強く意識して教科書を編集した。『大韓毎日申報』は教科書の役割について「およそ教科書は人民の思想を鑄造する器機であり、国家の実力を培養する機関である¹²⁰」と論説で主張した。まさに、教科書は大韓帝国の存亡を左右する大きな存在になっ

ていたのである。それ故、大韓帝国の植民地化のための模範教育を強行する統監府にとっては、『初等小学』は極めて危険な私立学校用教科書であり、朝鮮王朝・皇室への忠義を掲げる義兵や解体させられた大韓帝国軍隊の抵抗、それらに合流する広範な民衆の反日行動を拡大させるような教科書は排除しなければならなかったのである。

第4節 学部検定教科書の妥協と抵抗－玄采著『新纂初等小学』－

1. 玄采と『新纂初等小学』

(1) 玄采と教科書著述活動

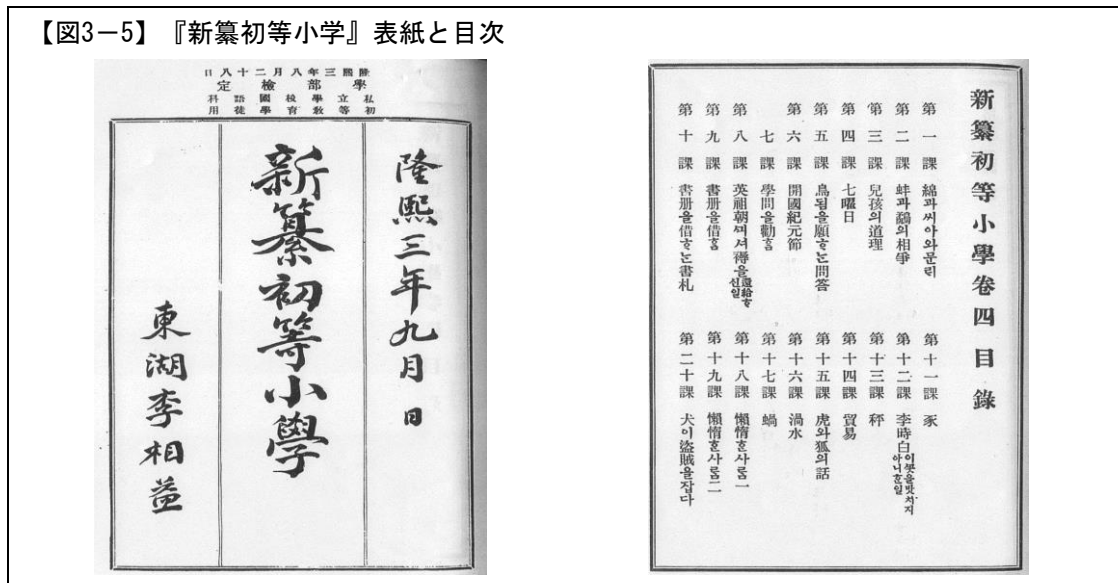
『新纂初等小学』著者の玄采（1856年-1925年）は多くの教科書編纂や翻訳本を刊行した人物で、特に統監府から不認可教科書としてだけでなく発売頒布禁止図書に指定された『幼年必読』（1907年）の執筆者として有名である。玄采の経歴に関する研究¹²¹によると、玄采は1856年に訳科・医科に従事する中人の家系に生まれ、甲午改革期に漢城師範学校副教官、1899年には学部編輯局に勤務していた¹²²。そして、1907年1月に学部編輯局員を解任¹²³されるまで翻訳・出版事業も手がけて、この間に『普通教科東国歴史』（1899年）や『大韓地誌』（1899年）、『清国戊戌政変記』（1900年）、『万国史記』（1905年）、『東国史略』（1906年）、『中等教科東国史略』（1906年）、『越南亡国史』（1906年）などを出版している¹²⁴。また、1906年には教育団体の国民教育会の要員となり教科書編纂委員として活動した可能性が高い。おそらくこのような経験が『幼年必読』や『新纂初等小学』の著述に影響を与えたと推測される。そして、学部編纂局解任後は、国権回復を目指した大韓自強会や畿湖興学会などの教育救国運動に関わりながら翻訳出版などに従事している¹²⁵。

この間に統監府から発売頒布禁止図書に指定された『幼年必読』（1907年）と教授用指導書『幼年必読積義』（1907年）を執筆した。そして、統監府からの規制を受けた後は理科教科書『植物学』（1908年）、『最新高等小学理科書』（1908年）や検定に合格した『新纂初等小学』（1909年）を刊行して、1910年の「韓国併合」以後は日本の支配体制に協力的な姿勢を示している。1915年の『毎日申報』に総督府施政5周年を記念して「任那日本府説」と「神功皇后三韓征伐説」など日韓古代史に関する文章を連載して、日本の朝鮮支配に同調した¹²⁶。そして1922年12月に設立された朝鮮史編纂委員会の委員に委嘱¹²⁷されて活動した。朝鮮史編纂委員会は1925年朝鮮史編修会に改称して、後に植民史学と批判される『朝鮮史』を刊行した。それ故、植民史学の形成に中枢的な役割をした朝鮮史編纂委員会への加入は、玄采の行跡に親日行為を示す汚点を残したと指摘されている¹²⁸。玄采の「併合」後の活動に関連して、親日的な人物であるという否定的な評価と『幼年必読』などの多様な著述活動を通して国民啓蒙と自主独立意識を鼓吹しようとした人物であるという肯定的な評価が、同時に存在している¹²⁹。このように玄采の「併合」後の親日的姿勢も影響して、検定教科書として認可された『新纂初等小学』に対する評価は一般的に否定的なものが多い。

(2) 『新纂初等小学』に対する評価

『新纂初等小学』（図3-5）は、教科用図書検定規程を通過した全6巻の私立学校用国語（朝鮮語）読本教科書で、「併合」後も総督府から再刊が認められた唯一の私立学校用の検定朝鮮語読本教科書である。初版は「併合」前年の1909年8月28日に検定認可され、巻1と巻3から巻5までが同年9月23日に、巻2と巻6が同年10月20日に発行されたことが、大韓帝国旧『官報』の検定教科書の広告に報じられている¹³⁰。「併合」後も再刊本の発行が総督府から認められ、巻1は大正3年（1914年）3月28日に、巻2は大正2年（1913年）10月16日に、巻3は大正2年（1913年）4月23日に再刊本が発行されている。

【図3-5】『新纂初等小学』表紙と目次



「併合」後も私立学校用教科書として使用された唯一の国語読本教科書であったことから、親日教科書として日本の支配論理に合うように編纂された教科書であるというのが韓国での一般的な評価である。白淳在は「韓末の教科書が日帝によって無数に禁書の災難を蒙ったが、この新纂初等小学はこれを逃れて併合後の 1913 年に再版発行されて、暫定的に私立学校用教科書で使われたという点から、他の多くの韓末教科書とは違う点を見ることが出来る」と述べて、「焚書」である出版法と教科用図書検定規定を通過して出版されことは、日本の植民地支配を言葉巧みに正当化して著述した証拠であると『新纂初等小学』の親日性を批判している¹³¹。

『新纂初等小学』が同時代の私立学校教科書と異なる点に関して、パクブンペは「この本は日帝関与下の検定教科書なので、民族教育教科書の面から民族精神と反日思想は弱まった状態¹³²」であると述べている。チュチノは『新纂初等小学』を歴史意識が不在で、日帝の侵略政策に同調する本格的な親日教科書であると批判した¹³³。澤田哲は「『幼年必読』からの引用があるとはいえ、全体から見れば、歴史・地理の項目も、愛国意識に対する呼びかけも『幼年必読』よりはるかに劣ったものとなり、かつての精彩もみられない」と反日教科書として処分された『幼年必読』と比較して愛国心の希薄さを指摘している¹³⁴。白泰熙は日本の支配論理に合うように編纂された教科書であると指摘し、「『幼年必読』は日帝侵略の威嚇中で祖国の独立と発展のために歴史と英雄、忠君愛国を強調した教科書であるが、『新纂初等小学』は独立国としての実質的な権限を全て日本に奪われた状況で、日本の意図ままに生きていく植民地人の養成のために誠実な生活姿勢と常識を強調した教科書である」と論評している¹³⁵。

このように『新纂初等小学』が学部検定を通過したという理由で親日教科書という評価を下されてきたが、石松慶子は「玄采は教育啓蒙活動を続けるために教科書を検定に通過させた」と今までとは異なる見解¹³⁶を示し、パクミニョンもこれに共感を示して、『新纂初等小学』と学部編纂教科書や『幼年必読』などとの比較から愛国と親日の相反した立場が教科書の中に多重的に存在しているとして、『新纂初等小学』の裏面に存在する愛国的な要素にも注目すべきであると論じている¹³⁷。本間千景も『新纂初等小学』と同様に検定に合格した朴晶東著『初等修身』を取り上げて、検定不合格を覚悟で愛国心や自主独立を主張する教科書を編纂する者の他に、「なんとか検定をすり抜けながら教科書を通じての啓蒙活動を続けようとするものなど、さまざまな対応がありえたと考えられる¹³⁸」と述べ

て、検定不認可教科書に対する柔軟な姿勢を示している。

本節ではこれらの先行研究の成果を踏まえて、文献翻訳や教科書編纂経験が豊かな玄采が、朝鮮人編纂の私立学校教科書を存続させるためにどのように抵抗し、また、統監府の教科書検閲から逃れるために何を妥協したのかを教材構成や内容を精査することにより大韓帝国末期の検定私立学校教科書の特性を考察する。

2. 教科書存続のための自主規制

(1) 甲午改革期の学部編纂『新訂尋常小学』の影響

『新纂初等小学』が編纂された時期、私立学校で使用できる国語（朝鮮語）読本教科書は、検定無効・不許可、不認可教科書として全て排除されている状況であった。『高等小学読本』や『初等小学』『最新初等小学』は、それぞれ検定不許可、または、不認可教科書に指定されていた。この状況では統監府の私立学校令の強圧を回避して私立学校が存続できたとしても、使用できる国語読本教科書は学部の『普通学校学徒用国語読本』だけとなる。そのような状況下で「併合」直前に検定を通過して発行されたのが『新纂初等小学』であり、既刊の教科書の教材を非常に多く引用して編纂されている教科書である。関連する既刊の教科書とは、玄采自身の著書である『幼年必読』、玄采も編纂に関わったと考えられる国民教育会編纂『初等小学』、学部編纂『普通学校学徒用国語読本』、そして甲午改革期の学部編纂『新訂尋常小学』などである。

玄采はこれらの教科書の教材をどのような視点で選択し、それをどのように加除修正して検定に備えたのであろうか。教材構成で占める割合が最も多い教科書が、先行研究でも指摘¹³⁹されている『新訂尋常小学』である。【表3-9】からも分かるように『新訂尋常小学』から多くの教材が引用されていて、第2巻は52%、第3巻は55%、第4巻は44%の

【表3-9】『新纂初等小学』が引用・参考にした教科書と教材名

巻	課	教材名	引用・参考にした教科書名と教材名
2	1	学校	『新訂尋常』 「学校」 巻1第1課 (以下1-1で表示)
	3	東西南北	『新訂尋常』 「東西南北」 (1-5)、 『初等小学』 「四方」 (2-13)
	4	牛	『新訂尋常』 「馬と牛」 (1-7) の牛の部分
	5	問答1	『初等小学』 (2-7)
	6	問答2	『初等小学』 (2-7)
	8	蟻	『新訂尋常』 「蟻」 (1-3)
	10	口 (くち)	『新訂尋常』 「口は一つ」、 『初等小学』 「口は一つ」 (4-17)
	12	虹	『新訂尋常』 「虹」 (1-10)
	13	雀	『新訂尋常』 「雀」 (1-12)
	15	絵本の話1	『初等小学』 「絵の話2」 (2-15)
	17	農工商	『新訂尋常』 「農工商」 (1-8)
	18	馬	『新訂尋常』 「馬と牛」 (1-7) 馬の部分
	19	曉	『新訂尋常』 「曉」 (1-9)
	21	時	『新訂尋常』 「時」 (1-6)
	22	四時	『新訂尋常』 「四節」 (3-5)、 『普通国語読本』 「四時」 (2-3)
	23	燕の巢	『初等小学』 「燕の巢」 (3-5)
	24	蠅と飛蛾の話	『新訂尋常』 「蠅と飛蛾の話」 (1-26)、 『初等小学』 (2-9)
	25	未熟な羊	『新訂尋常』 「未熟な羊」 (1-27) 『初等小学』 「未熟な羊」 5-29)
	26	我国	『新訂尋常』 「我国」 (1-28) 『初等小学』 「大韓帝国」 5-1)
	28	衣服 1	『初等小学』 「衣服」 (4-5)
29	衣服 2	『初等小学』 「衣服」 (4-5)	
31	苦は楽の種	『新訂尋常』 「苦は楽の種」 (1-11)	

巻 3	32	鴉と狐の話	『新訂尋常』 「鴉と狐の話」 (1-29)
	33	フクロウと鳩の話	『新訂尋常』 「フクロウと鳩の話」 (1-15) 『初等小学』 「フクロウと鳩」 (3-25)
	34	虎と鏡	『初等小学』 「虎と鏡」 (3-18) 挿絵同一
	35	曹沖が象の重量を量る	『普通学校』 「象の重量」 (5-2)
	36	運動	『新訂尋常』 「運動」 (2-2)
	38	慈母の心	『普通学校』 「母心」 (2-23)
	2	貪欲なる犬	『新訂尋常』 「貪心なる犬」 (1-20)、 『普通』 「欲心なる犬」 (2-18) 『初等小学』 「欲心なる犬」 (5-8)
	4	和睦なる家眷 1	『新訂尋常』 「和睦なる家眷 1」 (1-21)、 『初等小学』 (4-29)
	5	和睦なる家眷 2	『新訂尋常』 「和睦なる家眷 2」 (1-22)
	6	梅花	『初等小学』 「梅花」 (3-11) 挿絵も同一
	8	葡萄田 1	『新訂尋常』 「葡萄田 1」 (1-30)
	9	葡萄田 2	『新訂尋常』 「葡萄田 2」 (1-31)
	12	蚕	『新訂尋常』 「蚕」 (1-30)
	15	鼠の話	『新訂尋常』 「鼠の話」 (1-17)
	17	塩	『新訂尋常』 塩 (2-11)、 『普通学校』 「塩と砂糖」 (6-26) (塩部分) 『初等小学』 「塩及砂糖」 (8-1)
	18	蟬	『初等小学』 「蟬」 (3-19) 挿絵同一
	19	木理	『新訂尋常』 木理 (2-7)
	20	油	『新訂尋常』 油 (2-8)
	21	時計を見る方法 1	『新訂』 「時計を見る方法 1」 (2-22)、 『普通』 「時計」 (3-6) 『初等小学』 「時計を見る法」 (5-11)
	22	時計を見る方法	『新訂尋常』 「時計を見る方法」 (2-23)、 『普通』 「時計」 (3-6) 『初等小学』 「時計を見る法」 (5-11)
	23	時計を見る方法 3	『新訂尋常』 「時計を見る方法 3」 (2-23)、 『普通』 「時計」 (3-6) 『初等小学』 「時計を見る法」 (5-11)
	24	太陽	『普通学校』 「太陽力」 (2-19)
	26	仁成の智慧	『新訂尋常』 「仁成の智慧」 (2-3)
	27	張維	『新訂尋常』 「張維の話」 (2-4)
	29	漢陽 1	『初等小学』 「漢陽」 (4-25)
	30	漢陽 2	『初等小学』 「漢陽」 (4-25)
	31	漢江	『幼年必読』 「漢江」 (3-17)
	32	貪欲は畏で滅びる	『新訂尋常』 「貪欲は畏で滅びる」 (1-23)
	33	山應聲一	『新訂尋常』 「山應聲一」 (2-29)
	34	山應聲二	『新訂尋常』 「山應聲一」 (2-30)
	36	小野道風	『新訂尋常』 「小野道風」 (2-12)
	37	朋友を選ぶ法	『新訂尋常』 友だちを選ぶ法 (2-1)
	39	狐	『新訂尋常』 「狐」 (2-6)
	40	鴉が蛤を食べる智慧	『新訂尋常』 「鴉が蛤を食べる智慧」 (2-25) 『初等小学』 「鴉の智慧」 (8-15)
	1	綿と綿車と文菜	『初等小学』 「文菜と綿車」 (4-6)
	2	蛙と鷓の相争	『普通学校学徒用国語読本』 「蛙と鷓の争」 (3-15)
	3	児孩の道理	『新訂尋常』 「子どもたちの道理」 (1-18)
	4	七曜日	『初等小学』 「七曜日」 (4-12)
5	鳥に願う問答	『新訂尋常』 「鳥に願う問答」 (3-13)	
6	開国紀元節	『新訂尋常』 「紀元節」 (3-15)、 『普通』 「開国紀元節」 (3-18) 『初等小学』 「開国紀元節」 (6-1)	
7	学問を勧める	『新訂尋常』 「学問を勧める」 (3-2)	
8	英祖朝の褥を還給した話	『新訂尋常』 「英祖朝褥を還給」 (3-10)、 『普通学校』 「英祖大王仁徳」 (3-3)、 『初等小学』 「英祖朝の聖徳」 (6-14)	

巻 4	12	李時白が花をあげなかつた話	『新訂尋常』 「李時白が花をあげなかつた話」 (3-11)
	15	虎と弧の話	『新訂尋常』 「虎と弧の話」 (3-6)
	16	渦水	『新訂尋常』 「回水」 (2-21)
	17	蝸	『新訂尋常』 「蝸」 (2-20)
	18	懶怠なる人1	『新訂尋常』 「無識なる人一」 (2-26)
	19	懶怠なる人2	『新訂尋常』 「無識なる人二」 (2-27)
	20	犬が盜賊を捕捉	『初等小学』 「盜賊を捕らえた犬」 (3-27)
	21	華盛頓	『新訂尋常』 「華盛頓」 (3-7) 『初等小学』 「華盛頓」 (8-12)
	22	乾元節	『普通学校』 「乾元節」 (4-16)
	23	汽車と停車場	『普通学校』 「汽車」 (2-16) 「停車場」 (2-17)
	25	船	『新訂尋常』 「船」 (3-32)
	26	軍艦	『初等小学』 「軍艦」 (6-4) 、 『普通学校』 「軍艦」 (6-3)
	27	司馬光	『新訂尋常』 「司馬温公の幼い頃」 (2-18)
	29	菊花	『新訂尋常』 「菊花」 (3-14)
	32	鴈	『普通学校』 「雁」 (4-9)
	34	鳩	『新訂尋常』 「順明の鳩」 (3-31)
35	警察	『新訂尋常』 「警察」 (3-5)	
巻 5	4	九港と三市	『幼年必読』 「九港と三開市場」 (3-13)
	5	雪	『新訂尋常』 「雪」 (2-16)
	6	気候	『普通』 「気候」 (5-5)
	8	孔子	『普通学校』 「孔子と孟子」 (6-9)
	9	孟子	『普通学校』 「孔子と孟子」 (6-9)
	10	酒と煙草	『初等小学』 「酒と煙草」 (5-5)
	11	忠実なる犬	『初等小学』 「牧者の犬」 (5-6)
	12	通商	『初等小学』 「貿易」 (6-27)
	14	仏教	『普通』 「儒教と仏教」 (6-10)
	15	金剛山	『幼年必読』 「金剛山」 (1-11. 12)
	16	乙支文徳	『幼年必読』 「乙支文徳」 (1-13. 14. 15)
	17	空気	『普通学校』 「新鮮なる空気」 (4-17)
	20	金属	『初等小学』 「金属」 (6-17)
	21	楊萬春	『幼年必読』 「楊萬春」 (1-16. 17) 、 『初等小学』 「楊萬春」 (6-6)
	22	公園	『普通学校』 「公園」 (4-18)
	23	石炭と石油	『普通』 「石炭と石油」 (4-19) 、 『初等小学』 石炭と石油 (7-18)
24	徐熙 1	『幼年必読』 「徐熙 1」 (2-25. 26)	
25	徐熙 2	『幼年必読』 「徐熙 2」 (2-25. 26)	
32	水の変化 1	『初等小学』 「水の去処」 (6-12)	
33	水の変化 2	『普通学校』 「水の蒸発」 (6-21) 、 『初等小学』 「水の去処」 (6-12)	
35	人蔘	『幼年必読』 「人蔘」 (3-22)	
36	姜邯贊	『幼年必読』 「姜邯贊」 (2-29. 30)	
37	世界の人種	『普通学校』 「地球上の人種」 (8-10)	
巻 6	3	身体の結構及骨肉	『初等小学』 「人体」 (8-3)
	4	平壤	『初等小学』 「平壤」 (6-24) 、 『幼年必読』 「平壤1~4」 (1-4. 5. 6. 7)
	10	繪と図の異同	『新訂尋常』 「繪と図」 (3-19)
	11	書冊を読む法	『新訂尋常』 「書冊を読む法」 (3-18)
	12	黄喜と許稠	『幼年必読』 「黄喜」 (3-9)
	13	李浚慶と李元翼	『幼年必読』 「李元翼1」 (4-4) 、 「李元翼2」 (4-5)
	15	地勢と境界と山海及沿岸	『普通学校』 「韓国地勢」 (4-4) 「韓国海岸」 (4-5)
	25	徳をもって怨に報じる	『国民小学読本』 「以德報怨」 (1-9)
27	老農の夕話	『国民小学読本』 「老農夕話」 (1-24)	
32	職業	『幼年必読』 「人の職業」 (7-16)	

注：教科書名の省略

『新訂尋常小学』→『新訂尋常』 『普通学校学徒用国語読本』→『普通学校』

教材が同書の教材で構成されている。つまり、これら3巻に限っては『新訂尋常小学』の教材を基盤としてに編纂されていると言える。

甲午改革期の学部は統監府期とは異なり朝鮮人学部官僚が主体であり、日本の教科書を参照したり日本人の協力を得たりしているが、『新訂尋常小学』の編纂主体は朝鮮人学部官僚にあったと言える。これらの点から『新纂初等小学』の巻2～巻4は、統監府が存在しない保護国前の大韓帝国学部の教科書の内容を継承していると言える。実際に『新纂初等小学』に引用されている『新訂尋常小学』の教材は、寓話や逸話による修身教材を中心に自然現象を説明している理科教材、時計の見方などを教示している生活教材などが中心である。特に修身教材は勤勉や正直、強慾に対する戒め、孝行など一般的な徳目を教え諭す事例が多く、理解しやすい寓話や逸話形式の教材が多い。また、努力を重ねることの大切さや正直な言動を諭す小野道風や華盛頓のように日本・外国の偉人の事例もある。社会生活に関わる教材は、伝染病対策や健康維持のための清潔・衛生概念や運動の大切さを指摘した教材も含まれている。ただし、歴史上の朝鮮人の扱いは、英祖朝と孝宗朝の君主の逸話や忠臣の諫言を教材化したもののみで、『幼年必読』に教材化されている壬辰倭乱の李舜臣や郭再祐などの義兵将などに関連する教材は引用していない。その点から『新纂初等小学』の第2巻から第4巻の教材は、検定において不認可とされる可能性は低かったと考えられる。

(2) 検定を意識した教材の選択

『新纂初等小学』には『新訂尋常小学』だけでなく、学部編纂『普通学校学徒用国語読本』や甲午改革期の学部編纂『国民小学読本』、不認可教科書の『初等小学』、排日教科書として発売頒布禁止図書にされた『幼年必読』の教材も含まれている¹⁴⁰。甲午改革期の学部編纂『国民小学読本』の教材は少なく、学部編纂『普通学校学徒用国語読本』の教材は検定で問題視されない内容のものである。『初等小学』の教材は『新訂尋常小学』ほどの割合ではないが、第2巻、第3巻、第4巻、巻5に引用されていて『新纂初等小学』の教材の約18%が『初等小学』の教材で占めている。パクミニョンが比較検討しなかった『初等小学』の巻3と巻4を新たに加えて検討したため、多くの『初等小学』の教材が『新纂初等小学』に引用されていることが判明した。また、検定不許可となる可能性が高いにもかかわらず『幼年必読』からは、20課の教材を10課に集約して第5巻と第6巻に引用して、挿絵も『幼年必読』のものをそのまま使用している。このように不認可の『初等小学』と発売頒布禁止図書の『幼年必読』の教材が、第1巻を除いて『新纂初等小学』引用されていることがわかる。ここでは玄采が『初等小学』と『幼年必読』からどのような観点から教材を選択し、その内容をどのように修正しているかについて検討する。

① 『初等小学』からの引用教材

『初等小学』に関しては既に第3節で論考しているので詳細は避けるが、愛国心と自主独立意識を高め国権回復を目指した国民教育会によって編纂された教科書である。そして玄采自身も国民教育会に所属していたので、『初等小学』の編纂に関わっている可能性は非常に高い。玄采は『初等小学』からどのような教材を選択したのだろうか。『新纂初等小学』巻1のハングル字母、音節、文字、文章の順に教授する構成は、『初等小学』の影響を受けている。『新纂初等小学』のハングル単語の学習過程は、『普通学校学徒用国語読本』や『初等小学』と同様に、「カナダラ」順序で整理して挿絵と一緒に提示されてい

る。先行研究では、『新纂初等小学』で提示している単語で『初等小学』と重複するものが「나무」(木)、「노루」(猿)、「도미」(鯛)など全体 61 個の半分に該当する 31 単語が存在していると指摘されている¹⁴¹。巻 2 以降の『初等小学』から引用されている教材は、「フクロウと鳩」(3-25)、「虎と鏡」(3-18)、「盗賊を捕らえた犬」(3-27)、「酒と煙草」(5-5)、「牧者の犬」(5-6)などの寓話や逸話を中心とした修身教材。そして「燕の巢」(3-5)、「梅花」(3-11)、「蟬」(3-19)、「鴉の智慧」(8-15)、「水の去処」(6-12)、「金属」(6-17)、「人体」(8-3)などの自然科学・理科教材や「衣服」(4-5)、「七曜日」(4-12)などの生活関連教材などである。これらの教材は検定において不認可の要因となる可能性が低い題材であるので、検定に問題のない教材が選択されたことになる。

そして、検定において不認可要因となる愛国心や自主独立に関連する次のような『初等小学』の教材は選択されなかった。すなわち、太極旗を掲げて木銃を担いだ兵士役の子どもが進むと「愛国歌」の合唱を載せている「訓練」(3-13)や「歩兵、騎兵、砲兵は陸軍で海で闘うのは海軍、生徒も成長して勇猛な軍人となれ」と諭す「今世の軍人」(4-23)、歩兵や騎兵の役割と国防意識の高揚を述べて、兵式体操で強健で勇猛な軍人になれと教示している「陸軍演習」(6-22)、壬辰倭乱時の愛国的犠牲精神を発揮して、最後まで抗戦して斃れた「趙憲 二」(4-17)、秀吉の敵兵を撃破して紅衣將軍と称せられた郭再佑の愛国的犠牲精神を記した「郭再佑」(7-29)、壬辰倭乱時に東萊城で抗戦し降伏を拒否して死した宋象賢の愛国的犠牲精神を述べた「宋象賢」(8-4)、国家への忠義と愛国心高揚を述べ、堅固な愛国心を有していれば独立保全できると諭す「愛国心」(8-21)、世宗大王国が考案したハングル、国文は億万年の独立自主の表跡であると強調した「国文」(6-3)。これらの教材は統監府が指摘する検定着眼点の不認可要因に該当する可能性が高いので、『初等小学』のこれらの教材を選択しなかったのは明らかに検定を意識した対応である。

その他に『新纂初等小学』の教材として引用された教材が、微妙に語句や文章が修正・削除されていて、先行研究では『初等小学』の愛国姿勢を示す教材が、『新纂初等小学』では「濾過」されたものになっていると指摘されている¹⁴²。例えば、『初等小学』の「石炭と石油」(7-18)では、平壤の石炭は品質の良さが述べられ、「塩と砂糖」(8-1)では「我国は半島で東西南北が海に囲まれていて塩の産地が多く、その中でも有名なものとして仁川と南陽は古くから良好な塩を産出する」と記されているが、『新纂初等小学』ではそれぞれ石炭と石油の説明と塩の製造法の説明のみとなっている。このことに対してパクテヒは、『初等小学』では平壤の良質な石炭や仁川と南陽の塩、慶尚道と黄海道産の良質な牛（「家畜」8-20）など特産物の教材では、韓国の潜在力の象徴として評価しているが、『新纂初等小学』では何ら評価の文言もなく簡略に紹介しているだけであると指摘している¹⁴³。

同様に『初等小学』の「大韓帝国」(5-1)では文末に「我らは学校の勉強を勤勉にして国家を富強にしなければならない」と結んでいるが、『新纂初等小学』の「我国」(2-26)の文末には「学校で勉強して才芸を伸ばし家と国を富ませる」と述べて、国家富強の決意を希薄化している。また、『初等小学』「漢陽」(4-25)においては、太祖高皇帝が開国してこの地に都城を造ったことや電気鉄道が走り、電信、電話、電気灯の電線が四方に伸びている様子が記述されていて大韓帝国首府の伝統と近代化を強調しているが、『新纂初等小学』「漢陽二」(3-30)にはそのような記述はなく淡泊な印象となっていることである。その他に『初等小学』「開国紀元節」(6-1)では、「学校では国旗を掲揚して愛国歌を歌う」と記述されているが、『新纂初等小学』「開国紀元節」(4-6)ではその記述は削除されている。当時の学部は「愛国」の文字に対して過剰に反応していたので検定を意識しての対応だと考えられる。

このように不認可教科書の『初等小学』からの教材引用に関しては、検定通過を意識した教材選択となっていることがわかるが、語句や文章の修正は玄采の自発的なものなのか、

それとも学部検閲官の修正指示によるものかは不明である。

②『幼年必読』からの教材引用

『幼年必読』は自主独立精神の鼓吹や愛国心の涵養、朝鮮の国土と文化に対する自負心、勇猛果敢な歴史的人物を通じた国難克服の意志の強調などの教材で構成されている。『幼年必読』は、愛国心鼓吹と民族意識高揚を根幹としていたため、統監府による出版法によって1909年5月7日強制押収及び発売禁止にされた。当時出版法によって強制押収された書籍の大部分が玄采の著書であった¹⁴⁴。このように、最も統監府から危険視された『幼年必読』から教材を引用することは、検定不認可となる可能性が非常に高くなると考えられる。そのような『幼年必読』からどのような教材が選択されたのであろうか。

『幼年必読』から選択された教材は、「漢江」(3-17)、「平壤1」(1-4)から「平壤4」(1-7)、「金剛山」(5-15)、「九港と三開市場」(3-13)などの地理関連教材と「姜邯贊1・2」(2-29・30)、「黄喜」(3-9)、「李元翼1・2」(4-4・5)、「徐熙1・2」(2-25・26)、「楊萬春」(1-16・17)、「乙支文徳1・2・3」(1-13・14・15)など歴史上の朝鮮人官僚と隋や唐の侵略に抵抗した武将である。検定を意識した教材選択の視点は明らかで、『幼年必読』に収録されていた李舜臣ら壬辰倭乱関係の教材や愛国心鼓吹と自主独立に関連するものは『新纂初等小学』に収録されていない。『幼年必読』から選択しなかった課は、「壬辰乱」(3-18)、「李舜臣」(3-21)、「我国我身」(3-24)、「血竹歌1・2」(3-25・26)などで、「血竹歌」は保護条約締結に責任を取り自決で贖罪した閔泳煥を国に殉じた大韓帝国の愛国者として讃え、自決した部屋から芽生えた竹を「血竹」として戒めとした内容である。

その他に壬辰倭乱での秀吉の侵攻に対する愛国的犠牲的精神で闘った義兵将を扱った「金徳齡1・2」(3-27・28)、「鄭起龍」(3-32)、「愛本国」(3-33)、「鄭忠信」(4-8)や国権回復意識高揚の「独立歌1・2」(4-25・26)、亡国の民の悲惨さを説明した「猶太と波蘭国民」(4-32)などの課も収録されていない。これらは『幼年必読』の中核教材であるが、統監府から「排日」教材と見なされていたので『新纂初等小学』には採択されていないと考えられる。

このように玄采は教材選択にあたっては、検定を意識して学部の教科書方針に従い妥協しているが、『新纂初等小学』に引用した『幼年必読』の「乙支文徳1・2・3」(1-13・14・15)などの教材は挿絵も含めて修正を加えずに収録している。つまり、以下のように発売頒布禁止図書『幼年必読』の教材を検定教科書に復活させたのである。

3. 『新纂初等小学』の抵抗姿勢

教材構成や内容の検討の結果から『新纂初等小学』は、検定認可のために排日的と判断される教材は引用せず、学部の意に沿った教材を取り入れて編纂されていると言える。その意味では私立学校と教科書を統制する学部の方針に妥協している部分は多いため、親日的教科書という指摘を否定はできない。しかし、「併合」直前の緊迫した状況下で私立学校や教育団体が編纂した国語(朝鮮語)読本教科書は、全て不許可か不認可教科書に指定されていて、新たな国語教科書が発行されない限り私立学校は学部編纂『普通学校学徒用国語読本』を使用せざるを得ない状況に追い込まれていた。朝鮮人が編纂した国語教科書を私立学校で使用できるようにすることが非常に重要¹⁴⁵であり、そのためには『新纂初等小学』が検定教科書として認可されなければならなかった。

このような大韓帝国末期の私立学校教科書の状況を勘案すると、検定認可の事実のみで『新纂初等小学』を「親日」の論理だけで説明するには難しい面があると思われる。『新纂初等小学』は玄采自身の著作である『幼年必読』と比較すると抗日姿勢の希薄な教材で

構成されているのは事実ではあるが、教材構成や内容を精査すると検閲に対する抵抗や朝鮮民族としての自負心と誇りを示す題材が組み込まれていることがわかる。

(1) 朝鮮民族としての歴史教材の保持

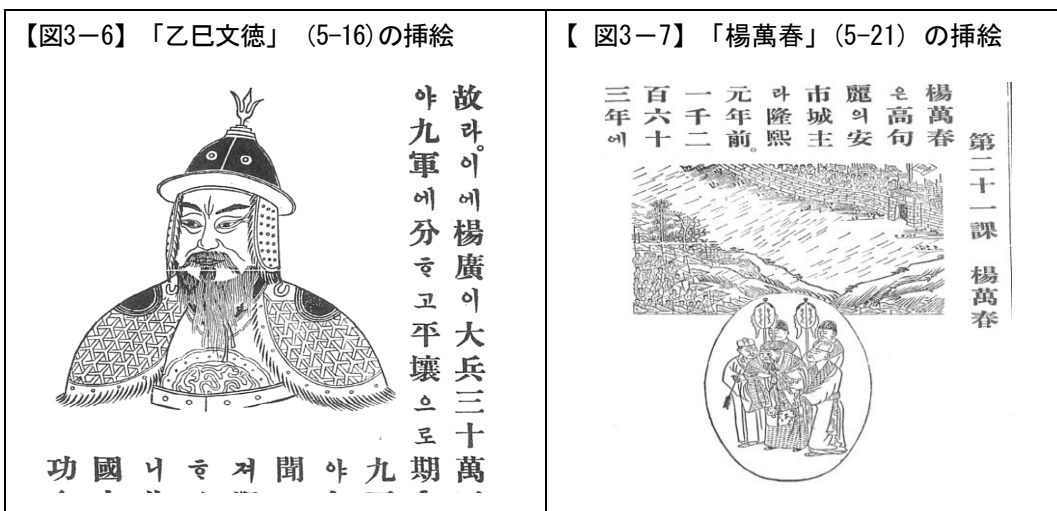
玄采はこれまでの『普通教科東国歴史』(1899年)や『東国史略』(1906年)、『中等教科東国史略』(1906年)などの豊富な歴史教科書編纂の経験を活かして、学部の『普通学校学徒用国語読本』の歴史教材に対抗する意味からも『新纂初等小学』に「古代朝鮮」(4-28)、「三韓」(4-37)、「羅麗濟三国の起源」(5-1)、「三国の衰亡1・2」(5-18・19)、「文学の進歩及衰退」(6-2)、「高麗の末年」(6-6)、「儒教」(6-13)、「仏教」(6-14)などの歴史教材を収録している。檀君を始祖とした歴代王朝の歴史的事象や事物を丁寧に教材化しているが、学部の『普通学校学徒用国語読本』の「三国と日本」(6-2)に収録されている任那日本府や辰韓の王子日槍が日本に帰化したことについては一切何も記述していない。また、儒学を説明しながら日本に論語と千字文を伝えたのは王仁であると強調して、日本より先進国であった自矜心を鼓吹している。同様に仏教の説明で百済の聖王が日本に釈迦仏の金剛像と経典を送った史実や威徳王が経像と禅師を日本に送ったことも記している。また、多くの歴史的人物を登場させて民族意識を高めていることがわかる。

しかし、秀吉の朝鮮侵略との関連から検定認可を意識して本朝史は教材化していない。その代わりに朝鮮王朝の偉人の課を設定して本朝史の史実を挿入している。例えば、「黄喜と許稠」(6-12)や「李浚慶と李元翼」(6-13)の課において、世宗の時に典章と法度を作成した黄喜など朝鮮王朝時代の忠臣や賢臣の功績を教材化している。ただし、『幼年必読』とは比較にならない少なさで、『幼年必読』では巻3に太祖高皇帝李成桂の「本朝歴代一」(3-1)から宣宗の「本朝歴代八」(3-17)までを掲載し、巻4には光海君や仁祖の「本朝歴代九」から高宗の露館播遷や大韓帝国成立までの「本朝歴代十八」(3-31)までが教材化されている。『新纂初等小学』では、大韓帝国の歴史的事象は教材化されていない。

『幼年必読』と比較すると『新纂初等小学』の歴史教材は不足しており、検定を意識した消極的な姿勢であると言える。

(2) 勇猛果敢で独立精神が高い朝鮮史像の強調

これまで述べてきたように『新纂初等小学』には、検定不認可の要因である秀吉の朝鮮侵略、壬辰倭乱に関係する教材は、『初等小学』からも『幼年必読』からも引用されていない。しかし、『新纂初等小学』には、勇猛果敢で独立精神が高い朝鮮史像を強調するた

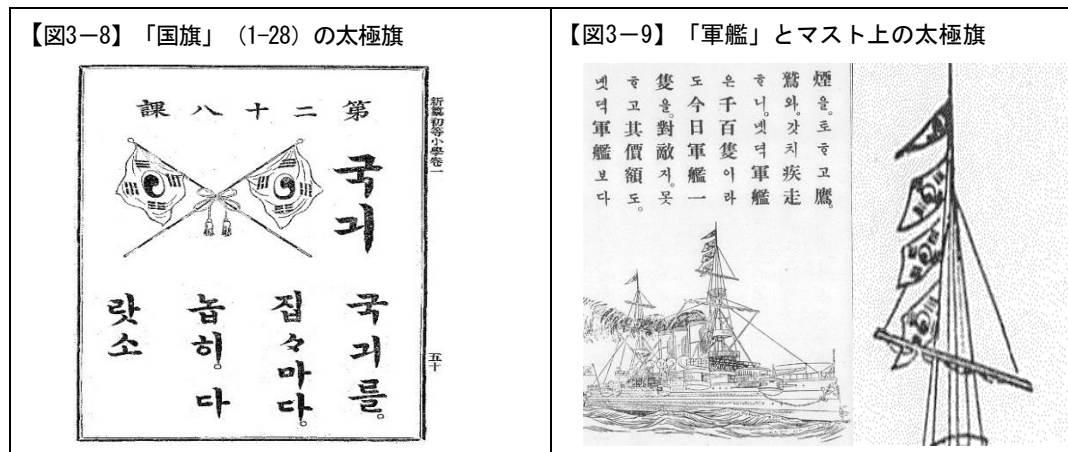


めに『幼年必読』において教材化した「乙支文徳」(5-16)、「楊萬春」(5-21)、「徐熙 1」(5-24)「徐熙 2」(5-25)、「姜邯贊」(5-36)が収録されている。常に外敵と戦ってきた高句麗の「尚武精神」に見られる勇猛果敢な朝鮮史像を認識させるためであり、同様のことを朴殷植は「文弱之弊は必喪其国」¹⁴⁶において「高句麗の乙支文徳と楊万春、新羅の金庾信の如く、三国時代は武に優れていた。高麗時代になっても契丹族やモンゴル族、紅巾の賊の侵略などをよく撃退した。李朝の太祖李成桂も武力によって全国を平定した」と語って愛国心が高く武に優れていた朝鮮の偉大な歴史を強調している。

つまり、壬辰倭乱の義兵将は扱えないが、対中国北方関係の戦いにおいて功を成した武将、その中でも特に数万の隋軍を撃破した乙支文徳將軍や唐の侵略に対峙した楊萬春、契丹との戦いで活躍した姜邯贊將軍の功績氣迫が教材化されて、朝鮮民族の独立意識の高揚が意図された。教科書の検閲をどのようにしてめぐり抜けたかは不明であるが、これらの教材は『幼年必読』に所載した課とほぼ同じ内容で記述され挿絵も同一のものである。乙支文徳の厳しい肖像画である「乙支文徳遺像」(図3-6)や唐の太宗が楊萬春將軍の守る安市城から放たれた矢が目に刺さり、重傷を負ったという「安市城李世民中矢傷目図」(図3-7)が、発売頒布禁止図書である『幼年必読』からそのまま転載されている。乙支文徳や姜邯贊らの歴史的人物の偉業を『新纂初等小学』に再収録することで、国家がどんなに難しい状況であっても勇気をもって対処すれば、必ず将来克服できるという信念を生徒に伝えている。

(3) 日本に対する抵抗姿勢—太極旗と朝鮮の地図表記—

『新纂初等小学』には日本に対する大きい抵抗教材は見当たらないが、図などに朝鮮の独立性を強調する字句や挿絵が挿入されている。その一つが大韓帝国の独立を表象する太極旗の強調である。巻1の「国旗」(1-28)では、検定を無視するかのように教科書中央に交叉した太極旗の挿絵(図3-8)が大きく描かれている。当然であるが、「併合」後に再検閲を受けて再版発行された大正3年(1914年)3月再刊本の『新纂初等小学』では、この「国旗」の挿絵は日章旗と旭日旗に変更されている。同じくパクミニョンも指摘¹⁴⁷している太極旗を掲揚した軍艦の挿絵(図3-9)の存在である。学部編纂の『普通学校学徒用国語読本』「軍艦」(6-3)では、日本海軍旗を掲揚した軍艦の挿絵が使用されていて、それに対して学部不認可の『初等小学』「軍艦」(6-4)の挿絵では、大きな太極旗がマストに掲揚されている。軍事的要素と国旗(太極旗)が結びついている教材は検定では不認可要素となる可能性が高いが、『新纂初等小学』では目立たない程度の大きさの太極旗を描いて検定をすり抜けている。『新纂初等小学』が発行された1909年の時期は、太極旗は日



本への抵抗を意味するようになっていた。高宗の強制退位後の皇帝純宗の各道巡幸において、各地での歓迎に際して太極旗と日章旗を掲揚し、学校生徒は両国旗を交叉させて手に持つように訓令があった。しかし、平安南道では訓令を守ったのは普通学校のみで多くの基督教系私立学校では日章旗を拒否して太極旗のみを掲げたため、学校関係者が逮捕される事件が起きている¹⁴⁸。教科書においても『普通学校学徒用日語読本』の挿絵に見られるように太極旗とともに日章旗も添えることが多かった。教科書に太極旗のみを示すという細やかな抵抗であるが、「併合」直前の教科書の教材としては大韓帝国の独立性を示す意味で重要であった。

もう一つは地図表記上での大韓帝国の独立性をしめす表示である。学部の『普通学校学徒用国語読本』「韓国海岸」(4-5)の地図では「日本海」として表記されているが、『新纂初等小学』「地勢と境界と山海及沿海岸」(6-15)では朝鮮側の名称である「東海」で表記していることである。「交通の機関」(6-16)の地図表記では、「日本海」とともに「大韓海」の表記がなされている。同様に朝鮮半島と九州の間の海峡を「対馬海峡」だけでなく「朝鮮海峡」も表記していることである。これらは些細な抵抗ではあるが、学部が検閲する教科書であっても朝鮮人生徒が使用する教科書としての姿勢を堅持している。

4. 朝鮮人編纂の国語教科書の存続と対日妥協

1908年の教科用図書検定規程や1909年の出版法施行以後、私立学校教科書を出版しようとする団体や個人は、国権回復のための愛国心と自主独立意識の高揚を趣意とした教科書を編纂して検定不許可や販売頒布禁止を直面するか、検定不認可要因に抵触しないように妥協しながら裏面に愛国啓蒙的な態度を堅持するかを選択に迫られていた。『新纂初等小学』の教材構成や内容を見る限り、玄采は後者を選んだものと見受けられる。この玄采の決断をパクミニョンは、「『新纂初等小学』は、反日感情で日帝を刺激しないようにしながら、朝鮮民族に愛国心を鼓吹して民族的啓蒙を実現させようとした¹⁴⁹」と指摘している。

『新纂初等小学』の編纂に当たっては、統監府下の日本人学部官僚に支配されている現在の学部ではなく、甲午改革期の朝鮮人主体の学部によって編纂された『新訂尋常小学』の教材や、玄采自身も関わった可能性がある国民教育会編纂の『初等小学』から教材が取り入れられた。そして、玄采は抗日姿勢を強く打ち出した自身の『幼年必読』から、朝鮮民族としての自覚と幾度となく国家的危機に打ち勝ってきた民族の自負心を高める教材を慎重に精選して『新纂初等小学』に組み込んだ。

この結果、「併合」前後の時期、唯一の朝鮮人編纂の検定国語(朝鮮語)読本教科書として学部の国語読本教科書独占を阻止することができた。ただし、『新纂初等小学』の編纂は、独立協会や大韓自強会などに関わりながら国権回復と朝鮮の自主独立を主張してきた玄采が、日本の保護政治下での実力養成を目指す対日妥協の姿勢に後退した姿を表出したものでもあった。その姿は親日団体の一進会の「合邦」論には反対であるが、保護国下での日本の指導を受けることを主張する大韓協会の姿勢と同じものであった。玄采の対日妥協の姿勢が、「併合」後に植民史学の形成に中枢的な役割をした朝鮮史編纂委員会への加入などの対日協力につながっていくことになる。

このように「併合」後も総督府に使用を認めさせた『新纂初等小学』であったが、その検定認可期間は大変短く、朝鮮総督府告示第128号「明治43年10月1日以前ニ検定シタル左記教科用図書ハ教科用図書検定規程附則第3項ニ依リ大正3年3月31日限其ノ検定ノ効力ヲ失ヘリ¹⁵⁰」という通達により、1914年に検定教科書としての効力を喪失した。この通達により『新纂初等小学』も含めて、大韓帝国期に編纂発行された私立学校用検定教科書は総督府により全て消滅させられた。

小 括

統監府は私立学校の教科書を検閲・排除するために、教科用図書検定規程による検定や私立学校令第6条による学部大臣認可、出版法による図書の出版許可の制度を構築した。特に実質的な教科書検閲をねらいとする教科用図書検定規程は、日本の教科書検定法規である教科用図書検定規則と比較すると非常に曖昧な法令であった。文部省の教科用図書検定規則は、小学校令や小学校教則大綱に示されている小学校教育・教科の目的と内容に沿っている教科書であるかを認定するための検定である。それに対して教科用図書検定規程は、普通学校令や普通学校令施行規則などの法令を基準としたものでなく、「目的トスル学校」の生徒や教員に適した内容の教科書であることを認定するための検定であるとしている。文部省の教科用図書検定規則も実質的には教科書検閲ではあるが、少なくとも法令を背景としているが、教科用図書検定規程は、検定側の統監府による恣意的な意向が検定基準や認可要因に反映されることになる。

そして、検定審査基準の要因も文部省の教科用図書検定規則では、天皇制と大日本帝国憲法、教育勅語の旨趣から乖離した内容で編纂された教科書を不許可としていた。それに対して、学部の教科用図書検定規程では、大韓帝国の自主独立と国権回復のための政治的教材や日本に対する批判的記述を「誤謬ノ愛国心」「排日」の観点に設定して不許可要因の根拠としたことである。

さらに、検定許可教科書と不許可教科書の教材構成や内容の比較から、主権国家の国民として自覚すべき自主・独立精神と愛国心、皇室に対する忠義心に関連するものは、全て「排日」の視点で排除された。大韓帝国の教科書としての検定であるならば、大韓帝国の国制である「大韓帝国国制」や教育の根拠である「教育立国詔書」に逸脱した教科書を不許可すべきであるが、統監府は「排日」の観点のみを検定審査基準とした。大韓帝国の国制や教育方針を審査基準に設定すると、私立学校教科書に内在している大韓帝国と皇帝への「愛国と忠誠」の編纂方針と対峙できなくなり、検定不認可要因として成り立たなくなるからである。

教科用図書検定規程や私立学校令第6条によって検定不許可、学部大臣不認可となった私立学校教科書は、「偏狭ナル誤謬ノ愛国心ヲ挑発」して「排日思想ヲ鼓吹」する「排日教科書」として矮小化されたが、本質的には私立学校が教育の根拠に置いていた「教育立国詔書」の趣旨の内容を受けて編纂されたものである。大韓帝国皇帝への忠誠と始祖檀君に繋がる悠久の歴史をもつ民族の自負心、自主独立のための「自強」の浸透を強く意識して編纂された教科書でもあった。それ故、統監府に支配された学部ではなく、大韓帝国の学部による検定であれば、これらの私立学校教科書は検定教科書として認可されるべきものであった。しかし、統監府の私立学校教科書への抑圧政策のため、教育団体や私立学校、愛国的知識人によって編纂された国語教科書や修身書、国史教科書、地誌教科書の多くは、不許可、不認可教科書として排除されていった。

このような状況下において、朝鮮人編纂の教科書を存続させる必要があったが、「併合」直前の時期の新たな私立学校教科書の発行は、検定不許可や販売頒布禁止に直面するか、検定不認可要素に抵触しないよう妥協しながら裏面に愛国啓蒙的な態度を堅持するかの選択に迫られていた。そのような状況の中で、対日妥協と抵抗を内在した少数の教科書が検定を通過して「併合」後も使用が認められたが、私立学校教科書への統制は厳しく、総督府によって検定教科書としての効力を無効化され消滅させられた。

これより以後、朝鮮人編纂の教科書類の発行は厳しく制限されるようになるが、私立学校や書堂などでは秘かに朝鮮人著述の朝鮮語文献が教科書として使用され、朝鮮民族の主体的な歴史や文化、思想の学びが継続されていった。

- 1 *キムソヨン「統監府時期歴史教科書編纂と教科書検定－初等本国略史検定請願本と出版本分析を中心－」『人文研究』第92巻第1号、2020年。*キムソヨン「近代韓国の教科書検定制度成立と修身教科書検定－普通学修身書検定請願本分析を中心として－」『史林』第68号、2019年。
*金素伶「統監府時期の教科書検定制度と読本教科書検定請願本分析」『韓国近現代史研究』第93号、2020年、10頁。
- 2 洪皓善は『高等小学読本』の教材の不認可要因や修身教科書に著されている愛国心などを分析している。*洪皓善「大韓帝国末期、修身教科書に現れた愛国心鼓吹の分析」『教育学研究』第34巻第3号、1996年。「大韓帝国期、高等小学読本の使用禁止要因分析」『韓国教育史学』第24巻第2号、2002年。
- 3 学部『漢城府内私立学校・学会代表者招集席上 学部次官演説筆記』1908年10月。(阿部洋・渡辺学『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮編)』巻67所収、龍溪書舎、1991年。(以後、『史料集成』と省略)
- 4 「私立学校令施行に関して在韓基督教宣教師等との会談内容通知の件」「八、基督教状況」、国史編纂委員会編『統監府文書』第8巻、1998年。
- 5 学部『韓国教育』隆熙3年(1909年)、13頁。(『史料集成』)第63巻所収)
- 4 義兵闘争の性格と教育の連関性に関しては、*キムトンファン「近代義兵闘争の教育史的意味に対する考察」を参照。(『韓国教育史学』第37巻第4号、2015年)
- 7 『大韓毎日申報』1906年5月29日。
- 8 『大韓協会会報』第1号、1908年4月25日、47頁。
- 9 趙景達「朝鮮における日本帝国主義批判の論理の形成－愛国啓蒙運動期における文明観の相克－」『史潮』第25号、1989年、59頁。
- 10 *金澄植「私の母校と恩師－平壤大成学校と安昌浩－」『三千里』第4巻第1号、1932年1月号、14頁。
- 11 『海潮新聞』1908年5月7日。「蔡應彦行動」『皇城新聞』1910年7月29日。愼蒼宇「無頼と倡義のあいだ－植民地化過程の暴力と朝鮮人傭兵－」須田努・趙景達編『暴力の地平を越えて－歴史学からの挑戦－』青木書店、2004年。愼蒼宇『植民地朝鮮の警察と民衆世界』有志舎、2008年。
- 12 「教科書検閲」『大韓毎日申報』、1908年1月22日。
- 13 前掲書学部『韓国教育』
- 14 教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第3巻、龍吟社、1938年、695頁。
- 15 同上書、717頁。
- 16 同上書、733頁。
- 17 「小学校教科用図書検定」『官報』、1892年4月13日。
- 18 「平壤鍾路大同書觀主人告」『大韓毎日申報』、1906年6月1日。
- 19 中村紀久二『検定済教科用図書表解題』、芳文閣、1986年、41頁、43頁。
- 20 朝鮮総督府令第120号教科用図書検定規程「第5条－第2条ニ依リ検定ヲ出願シタル図書中瑣少ノ修正ヲ加フレハ検定ヲ与フルコトヲ得ヘシト認ムルモノアルトキハ其ノ修正ヲ要スヘキ箇所ヲ検定出願者ニ指示スヘシ」『朝鮮総督府官報』528号、1912年6月1日。
- 21 俵孫一『韓国教育ノ現状』、1910年、58頁。(『史料集成』)第63巻所収)
- 22 *金素伶前掲論文「統監府時期の教科書検定制度と読本教科書検定請願本分析」*キムソヨン前掲論文「統監府時期歴史教科書編纂と教科書検定－初等本国略史検定請願本と出版本分析を中心－」、同「近代韓国の教科書検定制度成立と修身教科書検定－普通学修身書検定請願本分析を中心として－」
- 23 「教育主務者に告する」『大韓毎日申報』1909年1月30日。
- 24 「教科書検定に関する忠告」『大韓協会会報』第10号、1909年1月25日。
- 25 「国其存乎」『大韓毎日申報』1909年1月1日。
- 26 「教科書と学部」『大韓毎日申報』1910年1月11日。
- 27 「教育主務者に告する」『大韓毎日申報』1909年1月30日。
- 28 「輿論得當」『大韓毎日申報』1908年10月30日。
- 29 『朝鮮総督府官報』第504号、1914年4月8日。
- 30 『朝鮮総督府官報』第69号、1910年11月19日。
- 31 俵孫一『韓国教育ノ現状』、1910年、59～60頁。(『史料集成』)第63巻所収)
- 32 大韓帝国『官報』4287号、1909年1月29日。
- 33 *金錫禧「韓末東萊府東明学校の設立と運営」『韓国文化研究』第4集、釜山大学校民族文化研究所、1991年12月、126頁・132頁。佐藤由美「明治期日本の対韓教育政策に関する研究[1895－1911]－日本人学務官僚の活動を中心として－」青山学院大学大学院博士論文、1994年、398～400頁。佐藤前掲『植民地教育政策の研究【朝鮮・1905-1911】』248～250頁。

- 34 『朝鮮總督府官報』第 69 号、1910 年 11 月 19 日。以下の教科書が発売頒布禁止に指定され押収された。
初等大韓歴史、普通教科東国歴史、新訂東国歴史、大東歴史略、大韓新地誌、大韓地誌、最新高等大韓地誌、問答大韓新地誌、最新大韓新地誌、最新大韓初等地誌、最新初等小学、高等小学読本、国文課本、初等小学、国民小学読本、初等倫理学教科書、独習日語正則、精選日語大海、実地応用作文法、国家思想学、民族競争論、国家学綱領、飲氷室自由書、準備時代、飲氷室文集、国民須知、国民自由進歩論、世界三怪物、二十世紀大慘劇帝国主義、強者斗權利競争、大家論集、青年立志編、片片奇談警世歌、小兒教育、愛国精神、愛国精神談、夢見諸葛亮、乙支文徳、伊太利建国三傑伝、噶蘇士伝、華盛頓伝、波蘭末年戦史、美国独立史、埃及近世史、小学漢文読本、男女評權論。
- 35 朝鮮総督府『教科用図書一覽』明治 45 年 (1912 年) 1 月改訂第 6 版 39 頁。
- 36 俵孫一『韓国教育ノ現状』学部、1910 年、58 頁。(『史料集成』) 第 63 巻所収)
- 37 『教育時論』第 288 号、明治 26 年 (1893 年) 4 月 15 日。
- 38 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳史料篇』第 2 卷、国学院大学図書館、1966 年、624～625 頁。
- 39 中村紀久二『検定済教科用図書表 解題』1986 年、芳文社、40 頁。
- 40 甲斐裕一郎「国語科成立時における教科書検定の機能」『国語科教育』第 55 集、2004 年、68～75 頁。
- 41 学部『教科書の内容に関する調査』、1909 年 3 月、2 頁。
- 42 同上書、3 頁～5 頁。
- 43 同上書、2 頁。
- 44 同上書、6 頁。
- 45 『大韓協會会報』第 12 号、1909 年 7 月、5 頁。
- 46 同上書、1 頁～2 頁
- 47 「大韓国国制」は 1899 年 8 月に制定された大韓帝国の政体を示したもの。
第 1 条「大韓国は世界万国の公認されたところの自主独立の帝国である」 第 2 条「大韓帝国の政治は前には 500 年伝来し、後に万世不変の専制政治である。」第 3 条「大韓国大皇帝におかれては、無限の君権を享有される公法に謂うところの自主政体である。」第 4 条「大韓国臣民が大皇帝の享有される君権を侵損する行為があれば、その既に行われたものも未だ行われぬものも勿論、臣民の道理を失った者として論ずる。」第 5 条「大韓国大皇帝におかれては、国内陸海軍を統率し編制を定め戒嚴解戒を命ずる。」第 6 条「大韓国大皇帝におかれては、法律を制定し、その頒布及び執行を命じ、万国の公共の法律を効倣して国内法律も改定し、大赦特赦減刑復権を命ずる、公法に謂うところの自定律例である。」第 7 条「大韓国大皇帝におかれては、行政各府部の官制及び文武官の俸給を制定又は改正し、行政上の必要な各項勅令を発する、公法に謂うところの自自治理である。」第 8 条「大韓国大皇帝におかれては、文武官の昇任降格任免を行い、爵位勲章及びその他の栄典を授与又は交替」の全 8 条で構成されている大韓帝国の国制を示したもの。(「大韓国国制」『官報』光武 3 年 (1899 年) 8 月 22 日。)
- 48 甲午改革(1894 年)において、教育は国家保全の根本であり国家富強のための基本であるとして宣布された詔勅で、大韓帝国の教育改革の支柱となったものである。「徴文義塾」などの私立学校では開校式 や入学・卒業式などの式典では常に「勅語」として奉読して教育上の要とし位置づけていた。「教育立国詔書」には、「教育は実に国家保存の根本たり」「爾臣民は忠君愛国の心を以て爾の徳、爾の体、爾の智を養ふへし王室の安全は爾臣民の教育に在り国家の富強も爾臣民の教育に在り」と、教育の普及と発展こそが大韓帝国と皇室を支える基盤であり、その核となるのが「忠君愛国」であるとされている。(第 1 章第 2 節 12 頁から 14 頁参照)
- 49 学部『教科書の内容に関する調査』、7 頁、8 頁。
- 50 同上書、8 頁。
- 51 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』58 頁。
- 52 「教科書検定方法」『皇城新聞』1910 年 3 月 3 日。
- 53 『畿湖興学会会報』第 12 号、1909 年 7 月 25 日。
- 54 嵩陽山人「教科書検定に関する忠告」『大韓協會会報』第 10 号、1909 年 1 月 25 日。『大韓毎日申報』も 1 月 8 日の論説「愛国二字を仇視する教育家」において、学部編纂局長兼高等女学校長魚允迪が、生徒の愛国作文を叱責したことを批判するとともに、不逞の輩が教科書に「愛国」や「独立」などの語があると削除していると糾弾した。その他、愛国者の黄炫は、日記に学部大臣李載崑は、私立学校令や教科書検定を公布して愛国精神を鼓吹する教科書を全て焼却し、親日官吏に編纂し直しさせることを企画していると批判している。(黄炫『梅泉野録』巻 6 隆熙 2 年戊申④、大韓民国文教科部国史編纂委員会編、探求堂、1971 年。)
- 51 国史編纂委員会編『統監府文書』第 10 巻、「21. 新聞雑誌記事摘要(2) 秩序ニ關スル記事」、1998 年、502 頁。
- 56 『大韓毎日申報』1909 年 3 月 13 日・14 日。

-
- 57 『大韓毎日申報』1909年3月16日。
- 58 佐藤前掲書『植民地教育政策の研究【朝鮮・1905-1911】』244～247頁。本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』52頁～53頁。
- 59 『統監府文書』第10巻、「21、新聞雑誌記事摘要」(4)[押収新聞記事摘要]『大韓毎日申報』国漢文第1048号 国文第525号 3月16日押収。
- 60 学部『韓国教育ノ現状』、1910年7月、63頁。(『史料集成』)第63巻所収)
- 61 『教科用図書一覽』に関しては、澤田哲の次の論文が参考になる。「朝鮮の教育救国運動における教科書供給の全体像について—旧韓国学部『教科用図書一覽』(第五版、1910)を中心資料として—」『アジア教育史研究』第3号、1994年、55～73頁。
- 62 「観察道來去案 1(26a-26b)、(631a-631b)」『各司謄録—慶尚道篇』第16巻、大韓民国教育部国史編纂委員会編、民族文化社、1981年。
- 63 書記官隈本繁吉「報告書」明治43年。(『史料集成』第66巻所収)
- 64 「八、基督教狀況」「北韓地方ニ於ケル基督教学校視察復命」、前掲『統監府文書』第8巻。
- 65 アジア歴史資料センター『1. 政況/14 韓国地方政況ノ概要(統監府政況報告並雜報)(レファレンスコード: B03041514200)』、1908年(明治41年)12月28日付『機密統1769号』。
- 66 「明治四十三年七月十三日韓国駐筭各道憲兵隊長(警務部長)會議席上 倭学部次官演説要領(明治43年7月)」(『史料集成』第66巻、所収)
- 67 「調査焉用」『大韓毎日申報』1910年1月23日。
- 68 学部編「倭学部次官訓示演説(其一)」隆熙3年(1909年)7月17日、『觀察使會議要録』(『史料集成』第63巻所収)
- 69 「書籍收入」『大韓毎日申報』1908年7月24日。
- 70 「書籍押収」『大韓毎日申報』1909年5月7日。
- 71 朴成泰「大韓帝国の愛国唱歌運動と学部の取締り」『アジア教育史研究』第9号、2000年、54～55頁。
- 72 『韓国駐筭各道憲兵隊長(警務部長)會議席上倭学部次官演説要領』56頁(『史料集成』第66巻所収)
- 73 『皇城新聞』1910年3月17日。
- 74 検定教科用図書普通教科修身書、私立学校初等教育修身科学徒用 全一冊、隆熙三年(1909年)十二月二十日 学部検定、隆熙四年(1910年)四月五日発行、右公告する隆熙四年(1910年)四月二十三日 学部『官報』4663号、隆熙4年(1910年)4月27日。
- 75 広告「普通教科修身書」『皇城新聞』1910年4月5日。
- 76 徴文義塾開設広告「広成義塾にて普通教育を多年教授していたが、今番校舎を拡張して中学高等小学 両科を設置した徴文義塾と改定」『皇城新聞』1906年7月31日。
- 77 「徴文義塾開式盛況」『皇城新聞』1906年10月15日。「勅語」は日本の教育勅語ではなく甲午改革での高宗の詔勅「教育立国詔書」を指す。
- 78 「初等教育座談会—朝鮮教育の黎明期に於ける—」『文教の朝鮮』1927年12月号、63頁。
- 79 *ソギョンヒ「高等小学修身書解題」『梨花女子大学校韓国文化研究院翻訳叢書近代修身教科書』第2巻、2011年、202頁。
- 80 *白淳在「解題」『韓国開化期教科書叢書9』亜細亜文化社、x頁。
- 81 澤田哲「徴文義塾編纂の二修身教科書について—『中等修身教科書』(1906)・『高等小学修身書』(1907)への日本の影響—」『日本の教育史学』第41集、1998年、129～130頁。
- 82 *カンジュンホ『開化期の教科用図書』、教育出版、1975年、183～184頁。
- 83 *洪仁淑「普通教科修身書解題」『梨花女子大学校韓国文化研究院翻訳叢書:近代修身教科書』第2巻、2011年、312頁。
- 84 澤田前掲論文 126～128頁。
- 85 「寄書」『大韓毎日申報』1905年10月1日。
- 86 論説「国力新興在教育發達」『皇城新聞』1905年3月8日。
- 87 論説「初等小学」『皇城新聞』1907年7月15日。
- 88 広告「初等小学」『皇城新聞』1907年2月22日。
- 89 「初等小学の竣刊」『皇城新聞』1907年1月10日。
- 90 「初等小学再版」『皇城新聞』1907年6月25日。
- 91 『教科用図書一覽』の1910年1月増補第4版で、学部不認可教科用図書として記載されている。
- 92 *白淳在「解題」韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書4』、亜細亜文化社、1977年、VI頁。
- 93 *パクチジョン・バクスビン『韓国開化期国語教科書(7)初等小学』図書出版、2012年、10頁。
- 94 *申惠暎「大韓帝国期国民教育会研究」梨花女子大学校大学院碩士論文、1992年、50頁、53頁。
- 95 *ユンヨタク他『国語教育100年史I』、ソウル大学校出版部、2006年、216～231頁。
- 96 *カンジンホ「近代国語教科書と民間読本の誕生—初等小学(1906)を中心に—」『現代文学理論

- 研究』第6号、2015年。
- 97 *チャンヨンミ「良材(材木)作りと自主独立そして国権回復—民間編纂『初等小学』(1906)を中心に—」『韓国文芸批評研究』50集、2016年。
- 98 *カンジンホ「国語教科書の形成と日帝植民主義—国語読本(1907)と朝鮮語読本(1911)を中心に—」『現代小説研究』46集、2011年。*キムソンキ「普通学校学徒用国語読本(1907)の内容と特性」『語文学論集』第36集、2017年。*パクチビョン「学部刊行普通学校学徒用国語読本(1907)研究」『国際語文』第58集、2013年などで指摘されている。
- 99 「教育会致意」『大韓毎日申報』1904年8月27日。「教育設会」『皇城新聞』1904年8月27日。*柳子『李僞先生伝』東邦文化社、1947年、115頁・119頁。田口容三「国民教育会および興士団について」『朝鮮学報』第145輯、1992年、57頁。*申惠暻「大韓帝国期国民教育会研究」梨花女子大学校碩士論文、1992年、10頁。
- 100 「国民答函」『皇城新聞』1905年11月11日記事で、国民教育会長と記名されている。「漢南開校式」『大韓毎日申報』1906年9月25日記事で国民教育会長と紹介されている。
- 101 「国民会追悼」『皇城新聞』1906年12月4日。「七忠臣」とは乙巳保護条約の破棄を主張して自決した閔泳煥や趙秉世ら忠臣を指す。
- 102 木村誠・吉田光男・趙景達・馬淵貞利編『朝鮮人物事典』大和書房、1995年、194~195頁。
- 103 「国民教育会規則の大要」『皇城新聞』1904年9月19日から21日までの連続記事。
- 104 幣原坦「報告書 日韓新協約ノ影響トシテノ学部部内ノ情況」5~9頁。(『史料集成』63巻所収)
- 105 「普光学校開学広告」『皇城新聞』1905年8月22日。「師範学校設立広告」『皇城新聞』1905年10月19日。「漢南開校」『大韓毎日申報』1906年9月25日。
- 106 「国民教育会館内法学講習所告白」『皇城新聞』1906年8月15日。「法学講習所開学」『皇城新聞』1907年6月17日。
- 107 「教育演説」『皇城新聞』1906年6月9日。「国民演説会」『皇城新聞』1906年6月23日。
- 108 「自強開会」『大韓毎日申報』1907年4月20日。
- 109 「繙訳増進」『大韓毎日申報』1906年3月6日。
- 110 『皇城新聞』1907年8月1日の教科書の広告欄では、全て「著者国民教育会」と記されている。
- 111 カンジンホは『初等小学』の編纂に関与した人物として、兪星濬、玄采、朴晶東、柳瑾、兪承兼、兪鉦兼らであると推定している。カンジンホ前掲論文、36~37頁。
- 112 *カンジンホ前掲論文、37~38頁。
- 113 注47参照。
- 114 拙稿「大韓帝国期の国語読本教科書の特性—『普通学校学徒用国語読本』を中心に—」『千葉大学人文公共学研究論集』第40集、2020年、119頁。
- 115 *カンジンホ前掲論文、51頁。
- 116 海後宗臣編前掲『日本教科書体系近代編第6巻国語(三)』615~616頁。
- 117 「開校式となり学校校監林浩相氏が勅語を奉読した後、教師沈承弼氏が趣旨を説明した。」「漢南開校式」『大韓毎日申報』1906年9月25日。「普光学校において第二回卒業式を挙行し該校卒業生と進級生に來賓三十余名参加した。校長柳正秀氏は詔勅を朗読布告した。」「普光学校卒業式」『萬歳報』1906年7月12日。「開塾式で塾長張世基氏が勅語を奉読し、張志淵氏が本塾趣旨及沿革を述べた。」「徽文義塾開式盛況」『皇城新聞』、1906年10月15日。
- 118 『高宗実録』高宗32年2月2日条(『高宗純宗実録(中)』探求堂、1970年、538~537頁。)訳 吳天錫『韓国近代教育史』高麗書林、1979年、82~83頁参照。
- 119 『初等小学』巻6第3課「国文」で「国文は実に億万年独立自主の表跡である」と記されている。
- 120 『大韓毎日申報』1910年1月11日。
- 121 玄采に関する先行研究、澤田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』109号。*盧秀子「白堂玄采研究」『梨大史苑』第8輯、1969年。*朱鎮五「金沢栄・玄采」『韓国の歴史家と歴史学』創作と批評社、1994年。*チョンセヨン「玄采の教育と愛国啓蒙運動に関する研究—幼年必読と幼年必読釋義—」『韓国政治学会報』第33輯第2号。*イチョンジャン『幼年必読』の出版背景と論理—国家主義歴史觀の成立過程を中心に—『国際語文』第58集、2013年。*白泰熙「玄采の著述と時代意識—『幼年必読』と『新纂初等小学』を中心に—」淑明女子大学校教育大学院碩士論文、2000年。*イヨンファ「白堂玄采研究」、成均館大学校博士学位論文、2007年。その他多数の論文がある。
- 122 澤田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』109号、1988年、180頁。*盧秀子「白堂玄采研究」『梨大史苑』第8輯、1968年、75~77頁。
- 123 「解学部委員 六品玄采」『旧韓国官報』3076号、1907年1月30日。
- 124 *盧秀子「白堂 玄采研究」『梨大史苑』第8輯、「白堂玄采の単行本著書名一覧表」、97頁。白泰熙 前掲論文の表13頁などを参照。
- 125 澤田前掲論文、184頁。*盧秀子前掲論文、78頁。

- 126 *朱鎮五「金沢栄・玄采」『韓国の歴史家と歴史学』創作と批評社、1994年、41頁。
- 127 「玄采 朝鮮史編纂委員会委員に囑託される。』『東亜日報』1923年1月10日。
- 128 *白泰熙「玄采著述と時代意識－幼年必読と新纂初等小学を中心に－」淑明女子大学校博士論文、2000年、16頁。
- 129 玄采に対する評価はチョンセヨンの論文で整理されている。*チョンセヨン「玄采の教育及び愛国啓蒙活動に対する政治思想的評価」『韓国政治学会報』第33集、韓国政治学会、1999年。
- 130 「検定教科用図書、新纂初等小学私立学校初等教育国語科学徒用 全六冊、隆熙三年八月二十八日 学部検定、卷一 隆熙三年九月二十三日発行、卷三 隆熙三年九月二十三日発行、卷四 隆熙三年九月二十三日発行、卷五 隆熙三年九月二十三日発行、卷二 隆熙三年十月二十日発行、卷六 隆熙三年十月二十日発行、右公告する。隆熙四年一月二十八日 学部」『官報』第4590号、隆熙四年（1910年）1月31日。
- 131 *白淳在「解題」『韓国開化期教科書叢書4』亜細亜文化社、1977年、iv頁。
- 132 *パクプンペ『韓国国語教育全書・上』大韓教科書株式会社、1987年、132頁。
- 133 *チュチノ「金沢栄・玄采」『韓国の歴史家と歴史学』創作と批評社、1994年、41頁。
- 134 澤田前掲論文、200頁。
- 135 *白泰熙「玄采著述と時代意識－幼年必読と新纂初等小学を中心に－」淑明女子大学校博士論文、2000年、50頁。
- 136 *石松慶子「統監府治下大韓帝国の修身教科書・国語読本分析」延世大学校大学院碩士論文、2004年、72～76頁。
- 137 *パクミニョン「愛国と親日『新纂初等小学』の二重性－開化期民間編纂教科書との比較を中心に－」『国文研究』48集、2014年1月。*パクミニョン「開化期の教科書『新纂初等小学』研究－学部編纂教科書との比較を中心に－」『アジア文化研究』第32集。
- 138 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』57頁。
- 139 パクミニョンは『新纂初等小学』の全194単元中(巻1除外)に『新訂尋常小学』と類似した教材は60個が一致したと指摘している。*パクミニョン前掲論文、「愛国と親日『新纂初等小学』の二重性－開化期民間編纂教科書との比較を中心に－」113頁。
- 140 他に鄭寅琥著『最新初等小学』から類似した3教材(「塩」「食欲な犬」「蛤と鳴)があるが分析は除外した。
- 141 *パクミニョン前掲論文「愛国と親日、『新纂初等小学』の二重性－開化期民間編纂教科書との比較を中心に－」227頁。
- 142 *パクミニョン、同上論文、240頁。
- 143 *白泰熙「玄采著述と時代意識－幼年必読と新纂初等小学を中心に－」淑明女子大学校博士論文、2000年。
- 144 *ホチュエヨン『統監時代語文教育と教科書侵奪の歴史』図書出版、2010年、82頁。
- 145 本間も検定教科書『初等修身』に対して「たとえ反日というところからは視点をずらしたとしても、検定を合格して、韓国人自らの手で編んだ教科書を使うことを重視したものといえよう」と、朝鮮が編纂した教科書の重要性を述べている。(本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』58頁。)
- 146 朴殷植「文弱之弊を必喪其国」『西友』1908年3月。韓基彦・李啓鶴共編『韓国教育史料集成開化期編』韓国精神文化研究院。
- 147 パクミニョンは学部の『普通学校学徒用国語読本』の軍艦の挿絵の旭日旗を太極旗に変えた姿で挿絵を収録したことに対して、親日的と指摘されるその裏面には旭日旗を太極旗に代える愛国的の要素が存在しているとして、『新纂初等小学』の二面性から単純に「親日」の論理だけでは説明できないと指摘している。(パクミニョン「開化期教科書『新纂初等小学』研究」『アジア文化研究』第32輯、2013年、102頁。)
- 148 「平安消息」『大韓毎日申報』1909年2月9日。「不失本義」『大韓毎日申報』1909年2月9日。「安氏正論」『大韓毎日申報』1909年2月5日。
- 149 *パクミニョン前掲論文「愛国と親日『新纂初等小学』の二重性－開化期民間編纂教科書との比較を中心に－」241頁
- 150 『朝鮮総督府官報』504号、大正3年(1914年)4月8日。『新纂初等小学』は、「大正2年(1913年)3月改訂第7版教科用図書一覧」には、検定教科用図書として記載されているが、「大正3年(1914年)10月改訂第8版教科用図書一覧」では、検定無効教科用図書として指定されている。これによって、私立学校で使用することは不可能となった。

第4章「韓国併合」後の教科書編纂の連続性と不連続性

はじめに

「韓国併合」により統監府と大韓帝国学部は消滅し、新たに総督府学務局に教科書業務が移行されたが、学校現場で使用している教科書を急激に新教育体制に変換することは容易ではなかった。「併合」後、最初に学務局がとった措置は、大韓帝国時の教科書の語句の修正・削除を指示した『旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意並ニ字句訂正表』（以後、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』と表記する）の配布であった。そして、植民地朝鮮の教育方針が未定の段階ではあったが、旧学部編纂の各教科の普通学校学徒用教科書の訂正版である暫定的な訂正普通学校教科書の編纂に着手し、1911年3月までには概ね完了させた。次いで1911年10月、朝鮮教育令および普通学校規則の制定を受けて新たに普通学校教科書編纂を開始し、1913年4月以降、漸次新教科書を発行していった。

第4章では「韓国併合」直後から朝鮮教育令の制定によって総督府の新しい普通学校教科書が編纂されるまでの期間に焦点に合わせ、総督府学務局の教科書対応と編輯課の小田省吾らによる暫定的な訂正普通学校教科書の編纂過程やその特性を明らかにすることをねらいとしている。旧学部編纂教科書の訂正とは単なる字句の訂正ではなく、変更する必要がない教材、字句訂正のみで良い教材、文言の修正が必要な教材、削除すべき教材、新たに付け加える教材などへの対応である。そして、「併合」により消滅した大韓帝国に関連する教材や語句を削除する応急措置という「訂正」の視点は、植民地支配者側からの視点であり、保護国から完全に植民地にされた朝鮮側の視点ではないということに注意すべきである。このように「併合」一年後に朝鮮教育令が公布され、法令上では一応整備されたが、「併合」後の数年間は旧学部教科書と総督府編纂訂正版教科書、朝鮮教育令の旨趣に沿って先行的に編纂された教科書が学校現場では錯綜していた。

「併合」直後の総督府に関する先行研究では、主に総督の寺内正毅や総督府学務官僚と「内地」帝国教育会との朝鮮教育令における教育勅語の位置づけの問題や朝鮮総督府初期の教育政策に関するものがある¹。また、幾つかの訂正普通学校教科書に関する個別研究もなされている²。本章ではそれらの先行研究の成果を踏まえて、「併合」直後の学務局編輯課の教科書対応と主要教科の全ての訂正普通学校教科書の教材構成や内容分析を通して、統監府から総督府への植民地教育の接続の問題を教科書を通して具体的に明らかにしていきたい。

第1節 「併合」直後の総督府学務局の教科書対応

1. 「併合」直後の教科書への緊急的措置対応

(1) 不明瞭な植民地教育方針と教科書対応

1910年8月22日に「韓国併合ニ関スル条約」が調印され、大韓帝国は消滅して朝鮮となり保護国から日本の植民地となった。そして、8月29日には統監の寺内正毅によって「併合に関する諭告」が布告された。この諭告³は施政の綱領を示したもので、内容としては第一に「天皇陛下ハ朝鮮ノ安寧ヲ確實ニ保証シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持スルノ緊切ナルヲ念ヒ前韓国元首ノ希望ニ応シ其ノ統治権ノ譲与ヲ受諾シ給ヒタリ（中略）朝鮮民衆ハ盡ク帝国ノ臣民ト為リ天皇陛下撫育ノ化ヲ被ムリ長ヘニ深仁厚徳ノ惠沢ニ浴スヘシ」として、「併合」により旧韓国皇帝は日本の天皇に統治権を譲渡し、朝鮮人が奉戴すべきは天皇であることが示された。第二に旧韓国皇室を優遇し、「孝子節婦郷党ノ模範タル者ニハ褒章ヲ賜リ」その徳行を表彰し、「犯罪ノ性質特ニ慳涼スヘキ者ニ対シテハ」大赦の特典を与え、「民力ノ休養ヲ図ルノ急務ナルヲ認メ」地税を免除し、「士民ノ授産、教育ノ補助並凶款ノ

救済ニ充テシム」ために十三道に下賜金が配布されたこと。第三に生命財産の安固と殖産興業、安寧秩序のために軍隊が駐屯し憲兵警官が治安にあたっていること。第四に「京城ニ中央医院ヲ開キ又全州清州及咸興ニ慈恵医院ヲ設ケテ（中略）況ク起死回生ノ仁術」を施すこと。そして、第五に教育の要は修身齊家に資することで、「懶惰ノ陋習ヲ一洗シ儉勤ノ美風ヲ涵養する」ことなどが示された⁴。そして、教育制度に関して寺内は1910年10月5日に各道長官に対し「教育制度は今後の調査を俟て改正せんことを期するか故に、此の際は在来の制度に変更を加へざりしも各道長官は学校が法規を遵守するや否や、教員が其の職責を竭せるや否やを監視せざるべからず」と訓示している。この時点では、教育制度は「今後の調査を俟って改正する」という状況であったと言える。

このように「併合」後の明確な植民地朝鮮の教育方針は示されず、この間の朝鮮の教育方針に関しては初代総督の寺内正毅を中心に総督府学務局や日本国内の帝国教育会などで審議されていた。そして、ようやく「併合」の約1年後の1911年8月に「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコト」「時勢及民度ニ適合セシムルコト」「普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコト」を中心的方针とした、朝鮮教育令⁵が公布された。この「韓国併合」から朝鮮教育令制定に至るまでの経緯や朝鮮教育令に関しては、帝国教育会の三土忠造や澤柳政太郎などの朝鮮教育調査委員の朝鮮教育論や寺内総督の朝鮮教育論、総督府の朝鮮教育令案作成過程などが論考されている。総じて「併合」直後から朝鮮教育令公布までの期間、植民地朝鮮の教育方針について寺内正毅総督と帝国教育会などで議論がなされていたが「併合」による統治政策の大きい進捗はみられず寺内総督の「漸進主義」に対応していた。

ただし、教科書だけは緊急の対応が求められていた。朝鮮総督府学務課長弓削幸太郎は、「併合」直後の教科書問題について「統監府時代編纂の教科書を修正して（中略）日本帝国臣民教育の立場より見て大なる支障なき程度のものとなして焦眉の急に應ずることとし、他方に於ては排日気風を鼓吹する類の不穩教科書を取り締ることとした。此の場合に於て新教育令実施の為には一日も早く各種学校の教科書を編纂することが急務中の急務⁶」であるとしている。また、帝国教育会内の朝鮮教育調査委員であった三土忠造は、併合直後の談話で教科書に関して「而して今後の教育は教科書を全然改定するの要あり、従来の教科書には未だ韓国といふ考へが余程残り居れるを以て今後は更に日本国民として教ゆべき教科書に改造せざる可からず⁷」と、三土自身が編纂した旧学部教科書の全面改定の必要性を語っている。総督府学務局はこのような論議を待つまでもなく、「併合」に伴い旧学部教科書や私立学校認可教科書をそのまま使用することは不適當であると考え、朝鮮教育令公布前の段階にもかかわらず『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』を作成して配布するとともに、訂正版の普通学校教科書の編纂に着手した。

(2) 学務局による『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の作成と配布

「韓国併合」と大韓帝国の消滅により、保護国期に使用していた旧学部編纂の普通学校学徒用教科書や私立学校で使用されていた学部検定教科書、認定教科書をそのままでは使用することができなくなった。そのため急遽、総督府内務部学務局は大韓帝国期の教科書を継続して使用するために、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』を作成して官公立学校、私立学校へ配布した。これは「併合」により「朝鮮ハ大日本帝国ノ一部分トナリタレハ、今後朝鮮ニ於ケル青年並ニ児童ノ学修スヘキ教科書トシテ、其内容頗ル不適當ナルモノ」が生じたので、「教材ノ不適當ナルモノ、又ハ語句ノ適切ナラサルモノ」に関しては、修正、訂正、削除するよう指示したものである。その内容は学部が編纂した普通学校教科書を対象とした「第一旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」と私立学校で使用されている教科書を対象とした「第二 旧学部検定並ニ認可ノ図書ニ対スル教授上ノ注意」、学部が

編纂した普通学校教科書の字句修正を指示した「第三 旧学部編纂普通学校用教科書字句訂正表」、日本の祝祭日を説明した「付録 祝祭日略解」の4部から構成されていた。

配布された時期であるが、1910年12月1日付『慶南日報』や『毎日申報』の記事に「内務部学務局において旧学部が編纂した教科書と検定認可教科書中の注意事項と字句訂正表を多数印刷して各公私立学校へ一部配布した⁸」と記されているので、「併合」3ヶ月後の1910年11月頃に配布されたと考えられる。この業務を担当したのが大韓帝国学部から朝鮮総督府内務部に移行された学務局編輯課⁹であり、編輯課長は学部から留任した小田省吾¹⁰であった。「併合」直後の状況と教科書対応について学務局編纂課長の小田省吾は次のように語っている。

日韓併合の発表せらるるや、半島は我国領土の一部となり半島住民は齊しくく陛下の赤子となりたれば、学部編纂教科書は其の内容に於いて甚しく不適當のものとなり、其の他学部にて検定又は認可を与へし図書、何れも皆時勢に適せざることとなれり。然れども遽かに此等多数の図書を修正改版するは容易の業にあらず。また新学制は併合と共に制定せられずして、併合の当時各学校の教科課程の如き如何に制定せらるるや猶ほ未知の時期なりしを以、直に教科書編纂の事業に著手するを得ず(略)由て先づ一時権宜の処置として「旧学部編纂普通学校教科書並に旧学部検定及認可の教科用図書に関する教授上の注意並に字句訂正表」なる冊子を印刷し、当時存在せし百余の官公立学校並に二千数百の私立学校に洽く之を配布し、之に依りて当時諸学校に使用せし各種教科書中不適當なる教材字句を訂正し又は、必要なる事項を敷衍せず、以て教授上遺憾なきを期する¹¹。

この小田省吾の話からもわかるように、準備不足の状況で「併合」直後の教科書対応に迫られたことがわかる。そして、後に朝鮮教育令として公布される新学制も制定されてなかったため、新教科書編纂に直ちに着手できない状態¹²であったので、取り合えずの対策として『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』を作成して全ての官公立、私立学校に配布したとしている。そして、配布された『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の例言には、「併合」により「学修スヘキ教科書トシテ、其内容頗ル不適當ナルモノ」が生じたので修正、訂正、削除するものを示したので「何レノ学校ニ於テモ、宜シク此ニ依拠シテ教授スヘシ」と学校への指示が記されている。そして注意すべきは日本語の位置づけで、「従来ノ日語ハ国語トシ、国語ハ朝鮮語トシテ取扱フコトニ定メラレタルヲ以テ、日語読本、国語読本ノ如キ名称ハ之ヲ改ムルノ必要アリ」と大韓帝国期での日語読本と国語読本の名称をそれぞれ国語読本と朝鮮語読本に変更するよう厳命していることである。つまり、これまで朝鮮人生徒にとっては外国語教科書であった『普通学校学徒用日語読本』が、「併合」直後から国語教科書となったことを実感させる名称の変更である。この『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』は、学校関係者以外の朝鮮人にも広く「併合」後の教育内容の変容を知らしめるために、「教授上の注意」の部分と附録の「祝祭日略解」が、朝鮮語新聞の『慶南日報』に1911年2月25日から1911年3月19日まで12回に亘って掲載された¹³。「祝祭日略解」に関係している紀元節、神武天皇祭、天長節などの祝祭日に関しては、既に1910年10月5日に「各学校休日改定」が総督府令で公布されていた¹⁴。

旧学部が編纂した普通学校用教科書に対しては、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の「第一 旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」により該当する各教材単元が示された。小田省吾は教授において注意すべき教材として「例えば韓国の万壽聖節（皇帝の誕生日）に関する教材等は之を廃し我国の天長節を入れるが如き¹⁵」と語っている。このような観点から『普通学校学徒用修身書』の大韓帝国の皇室に関連する「皇室」（4-6）は教授せず、

『普通学校学徒用日語読本』の「島と半島」(5-19)、「税関」(5-23)、「日本」(7-3)、「日露戦争」(8-15)の4教材に対しては、「併合」による新たな追加事項を教授するよう指示された。また、『普通学校学徒用国語読本』の大韓帝国国旗が示されていた巻1の31課の挿絵を日章旗に替えて教授し、朝鮮王朝開国を記念する「開国紀元節」(3-21)と大韓帝国皇帝の降誕を記念する「乾元節」(4-16)は教授しないよう指示された。同様に、大韓帝国期の政府を説明した「政治の機関」(5-9)と「統監府」(8-17)は、総督府の設置により教授しないこととされ、「漢城」(4-15)は「京城」に変更するよう指示された。その他に『普通学校学徒用習字帖』では隆熙年号を明治に修正するよう指示されている。このように旧学部編纂普通学校用教科書の各教材の文章や内容が追加、修正、削除された。

また、「旧学部編纂普通学校用教科書字句訂正表」により、「韓国」「日本」「我国」「日語」「我朝」「漢城」「国文」などの語句について、それぞれ「朝鮮」「内地」「朝鮮」「国語」「李朝」「京城」「諺文」などに訂正するよう指示された。『普通学校学徒用修身書』は6ヶ所、『普通学校学徒用日語読本』は68ヶ所、『普通学校学徒用国語読本』は144ヶ所、『普通学校学徒用漢文読本』は12ヶ所、『普通学校学徒用理科書』は5ヶ所、『普通学校学徒用習字帖』は3ヶ所、『普通学校学徒用算術書』は4ヶ所が、それぞれ指摘されて字句が訂正された¹⁶。しかし、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』配布のみの対応では、「併合」後の旧学部編纂教科書に対する対策としては不十分であったので、総督府学務局編輯課は訂正版教科書の編纂に急遽取りかかることになった。

(3) 私立学校用教科書に対する対応

①旧学部不認可教科書と旧学部検定及認可教科書への注意事項

「併合」により私立学校用教科書は、新たに規制が強化された。「併合」3ヶ月後の1910年11月、私立学校での使用を認められていなかった不認可教科書に対し「安寧秩序ヲ妨害スルモノ」として出版法により「発売頒布ヲ禁止シ該印本及刻版印本ヲ押収」することが、朝鮮総督府警務総長明石元二郎名で告示された¹⁷。これによって、『幼年必読』など統監府期に既に検定不許可や出版条例で発売頒布禁止になっていた教科書だけでなく、私立学校令第6条で「不認可」に指定された『初等小学』や『初等大韓歴史』『普通教科東国歴史』『新訂東国歴史』『大東歴史略』『大韓新地誌』『大韓地誌』『最新高等大韓地誌』『問答大韓新地誌』『最新大韓新地誌』『最新大韓初等地誌』『最新初等小学』などの旧学部不認可教科書は根絶させられた。

このように旧学部不認可教科書は全て排除されたが、旧学部検定及認可教科書に対しては「併合」後も暫くはその存続が認められていたようで、「併合」後に総督府に提出された私立学校設立認可書類関係に添付する使用教科用書欄の中にそれらの旧学部検定教科書が記載されている。例えば、明治44年(1911年)8月26日付の咸鏡南道利原郡の「私立明新学校」(初等普通教育)の使用教科書関連書類には、朴晶東『初等修身』や柳瑾『初等本国歴史』、安鍾和『初等地誌』、崔在学『初等簡明物理教科書』、李教承『算数教科書』などの検定・認可教科書が申請されている。同様に明治45年(1912年)1月31日付「私立普信女学校」にも、朴晶東『初等朝鮮略史』や朴晶東『初等朝鮮地理』、安鍾和『初等万国地理大要』、安鍾和『初等衛生学教科書』の教科書が申請されている¹⁸。ただし、他の私立学校の設立認可申請に付随している使用教科書欄には、総督府編纂の教科書が多く占められていることから、「私立明新学校」が申請した旧学部検定教科書が認定される可能性は低かったと思われる。

このような関係から「併合」直後、私立学校用の教科書に対しては、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の「第二 旧学部検定及認可教科用図書ニ対スル教授上ノ注意」で内容が説明された。ただし、旧学部検定と認可教科書の数は多く、また、教材や字句に不適當な

教科書も多いため、「教授上ノ注意並ニ字句ノ訂正ヲナスハ殆ト其煩ニ堪ヘザルノミナラズ、教授者ノ参考トシテ却テ不便ノ点多カルベシト思惟スルニ付、此種ノ図書中ニ顕ハルル不適当ナル事項ヲ概括列举シ、之ニ対シテ一般的注意ヲ与フルコトトナセリ」として、「皇室ニ関スル事」と「国号ニ関スル事」「年号ニ関スル事」「祝祭日ニ関スル事」「制度ニ関スル事」「旧時日本と朝鮮トノ間ニ起リタル歴史上ノ事実ニ関スル事」の6項目についてのみ教授上の注意を与えている。

「皇室ニ関スル事」では、「日韓併合ノ結果、朝鮮人ノ奉戴スル皇室ハ大日本天皇陛下、皇后陛下並ニ皇族」のみとされ、大韓帝国皇帝の廃止と天皇の存在が強調され、大韓帝国皇帝の名称や関連する語句は変更したり削除したりすることが指示された。「国号ニ関係スル事」とは大韓帝国の国号から朝鮮に替わったことに関連するもので、「大韓ト称セシコトヲ記スルモノ多キモ、斯ル事項ヲ教授スル場合ニ於テハ該国号ハ明治四十三年八月二十九日勅令第三百十八号ヲ以テ廃止セラレ朝鮮ト称スルコトニ定メラレタ」ことを教授しなければならないとされた。そして、「教科書中ニハ「大韓帝国」「韓国」又ハ「我国」「我韓」「本国」等ノ名称ヲ用フルコト頗ル多キモ、朝鮮ハ既ニ大日本帝国ノ一部ナルヲ以テ此等ノ名称ヲ適當ニ訂正教授」することとされた。「年号ニ関スル事」では旧大韓帝国の年号「隆熙」は「併合」により廃止され、以後は「明治」の年号の使用が指示された。「祝祭日ニ関スル事」では旧大韓帝国皇室の慶祝日であった「開国紀元節」「乾元節」や旧大韓帝国の国旗太極旗は削除して、大日本帝国の祝祭日と日章旗で対応することが指示された。「制度ニ関スル事」では大韓帝国政府組織は廃止されたので、総督府組織を説明することが指示された。「旧時日本ト朝鮮トノ間ニ起リタル歴史上ノ事実ニ関スル事」では、倭寇や壬辰倭乱などの教材に対して「徒ニ内地人朝鮮人間ノ感情ヲ害スルニ過ギザルガ如キ事項ハ之ヲ教授スルヲ避クベシ」と教授しないように注意を与えている。

②旧学部検定教科書への訂正・修正・削除事例

私立学校用教科書に対して「教授上ノ注意」が示されたが、使用されていた検定教科書にどのように反映されたのかは不明な部分が多い。先行研究でも教授上の注意事項については触れられているが、旧学部検定教科書の実際の訂正や修正、削除事例に関してはあまり言及されていない。ここでは、検定教科書の『新纂初等小学』の字句訂正の事例から旧学部検定教科書の「併合」後の状況を確認する。

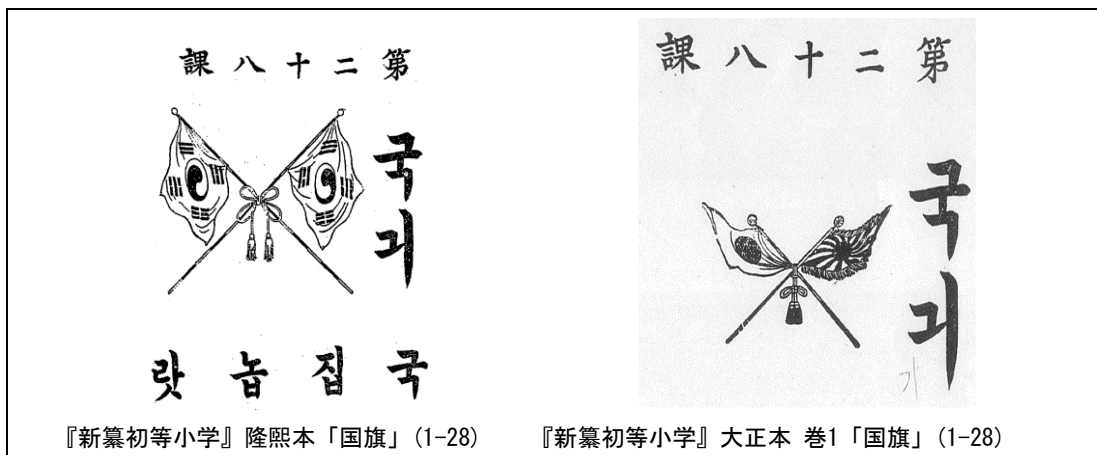
玄采著の『新纂初等小学』は第3章第4節でも言及しているが、「併合」も総督府から認められた唯一の私立学校用の検定朝鮮語読本教科書である。初版は「併合」前年の1909年8月に検定認可され、巻1と巻3から巻5までが同年9月23日に、巻2と巻6が同年10月20日に発行され、大韓帝国『官報』において検定教科書の広告が掲載されている¹⁹。「併合」後も再刊本の発行が総督府から認められ、巻1は大正3年(1914年)3月28日に、巻2は大正2年(1913年)10月16日に、巻3は大正2年(1913年)4月23日に再刊本が発行されている。このことから『新纂初等小学』は「併合」後の1914年の段階でも存続していたことがわかる。再刊された『新纂初等小学』で筆者が確認できたのは巻1から巻3までの再刊本であり、巻4から巻6は未確認である。

「旧学部検定及認可教科用図書ニ対スル教授上ノ注意」の指示により、どのような字句や文章が訂正や修正、削除されたかを二つの方法で確認した。一つは隆熙3年(1909年)の初版本(以後、「併合」前に発行された初版本を隆熙本と記す)の教科書紙面に訂正や修正すべき活字の字句を毛筆で書き直している箇所があり、それらの毛筆字句から訂正や修正を確認した。もう一つは、隆熙本と大正2年(1913年)の再刊本(以後、「併合」後に発行された再刊本を大正本と記す)とを比較して、両教科書で異なっている語句や削除されている文章などを明らかにした。以下は、『新纂初等小学』に対して実施された「旧

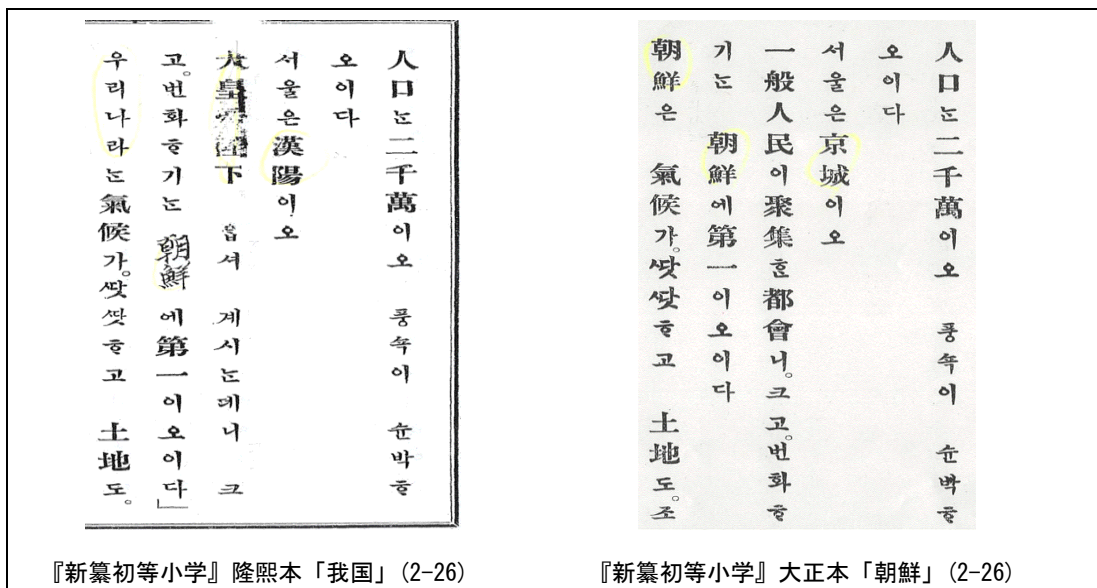
学部検定及認可教科用図書ニ対スル教授上ノ注意」による訂正、修正、削除事例である。

【図 4-1】は挿絵の変更事例を示している。旧韓国国旗「太極旗」に関する教材は、巻 1 の第 28 課「국기」(国旗)で、その挿絵が隆熙 3 年(1909 年)版では太極旗が交叉した挿絵だったものが、大正 3 年(1914 年)版では日章旗と旭日旗が交叉した絵柄に変更されている。【図 4-2】は、パクミニョンも指摘²⁰している「教授上ノ注意」による教科書の字句の訂正、修正、削除の事例である。隆熙本の巻 2 の第 26 課「我国」の文章において、隆熙本の 3 行目の「漢陽」が大正本では名称を変更させられた「京城」に訂正されている。「漢陽」はこれまで大韓帝国の中心地であり、大韓帝国皇帝が在留していた首都であったが、朝鮮の奉戴する皇室は大日本帝国の天皇のみとなり、漢陽はなくなり朝鮮地方の最大都市として「京城」に変化した。同じく隆熙本 4 行目の「大皇帝陛下」(貼り付けた訂正した紙を後で剥がした状態)が大正本では活字で「一般人民이 聚集한 都會」に修正されている。「併合」により大韓帝国皇帝は存在しなくなったからである。隆熙本 5 行目の毛筆で書かれた「朝鮮」は、本来は「韓国」または「我国」と記されていた字句を訂正したものである。大正本では活字の「朝鮮」に訂正されている。隆熙本 6 行目「우리나라」(我国の意味-筆者)は、大正本では活字の「朝鮮」に修正されている。

【図 4-1】 「併合」後の国旗挿絵の変更例



【図 4-2】 「字句訂正表」による訂正・変更・削除例



その他に「教授上ノ注意」による字句の訂正、修正、削除事例として、巻2の第14課「筆」では毛筆の手書きで「朝鮮」と修正、大正本では活字の「朝鮮」となっているので、隆熙本では「我国」であったと推測される。第26課「我国」の題名が大正本では「朝鮮」の題目に変更、第29課「衣服(二)」では毛筆の手書きで「朝鮮」と修正、大正本では活字の「朝鮮」となっているので、隆熙本では「韓国」か「我国」であったと思われる。第30課「漢陽(二)」では、朝鮮王朝の始祖との関連が深い隆熙本の「太廟」「文廟」が大正2年版では削除されている。ただし、「景福宮」と「昌徳宮」は変化はない。巻3第27課「張維」では毛筆で「朝鮮」に修正、大正2年版では活字の「朝鮮」に訂正されているので、隆熙本では「韓国」か「我国」と思われる。

このように大正本『新纂初等小学』は、旧学部の検定教科書であった隆熙本と比較すると統監府が「旧学部検定及認可教科用図書ニ対スル教授上ノ注意」で示した訂正や修正、削除対象の字句・挿絵が確実に処理されていることがわかる。

2. 総督府学務局と訂正普通学校学徒用教科書

(1) 訂正普通学校学徒用教科書の編纂

『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』配布による対応は、「韓国併合」に直接関連する字句訂正と教授上の注意事項の説明だけの取り敢えずの処置であった。当然、「併合」に対応した朝鮮の教育方針を示した教育令に沿った総督府編纂の新教科書を発行する必要があったが、朝鮮教育令の内容や施行時期は未定であったので新教科書の編纂に取りかかることはできなかった。しかし、総督府編纂の新普通学校教科書が発行されるまでの数年間、応急処置の『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』のみで「併合」後の学校教育を継続することは、非常に問題があった。そこで、小田省吾編輯課長や編修官²¹立柄教俊らを中心に、総督府内務部学務局編輯課は訂正普通学校用教科書の編纂を開始して、明治44年(1911年)3月15日に旧学部の『普通学校学徒用日語読本』の名称を変更した『訂正普通学校学徒用国語読本』(全8巻)と『訂正普通学校学徒用修身書』(全4巻)を発行した。

また、旧学部の『普通学校学徒用国語読本』の名称から変更された『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は、巻1、巻3、巻5、巻7が1911年3月15日に、巻2、巻4、巻6、巻8が1911年6月15日にそれぞれ発行された。その他、『訂正普通学校学徒用理科書』巻1・巻2と『訂正普通学校学徒用漢文読本』巻1・巻2・巻3もそれぞれ明治44年(1911年)3月15日に発行された。学務局から各普通学校に配布された冊数は他の訂正教科書も含めて21万2千冊と報じられている²²。印刷部数については、「朝鮮の教科書は其数三十八万五千部にして、旧学部の編纂せしものに改竄を加えて編纂し、本月中に印刷を終える筈にて、目下夜を日に継いで印刷を急ぎつつあり、教科書の用紙は小倉製紙場より供給を仰ぎつつあり²³」と述べられているように私立学校配布用も含めて、「訂正版」ではあったが本格的に印刷されていることがわかる。これらの訂正版教科書の内容に関しては第2節以降に詳述するが、編纂課長の小田省吾が1911年8月に実施された公立普通学校教監講習会において「教科書取扱上の注意」として講演した中で訂正教科書に関して次の様に説明している。

- (ア) 不適当な字句は全て訂正し、不適当な教材は他の教材に取り替えるか削除したこと。
- (イ) 継続した教材であってもできるだけ正確な事項にするために正したこと。
- (ウ) 修身書、国語読本、朝鮮語読本には、日本の版図を加え今日の時勢を理解させるための教材を追加したこと。
- (エ) 教授時数が確定していないので各教科書の分量は精密に計算した結果ではないこと。
- (オ) 教科書表紙に印刷されている「学部編纂」の文字は削除して訂正印を捺したこと。²⁴

(ア)の項は『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』に指示されている訂正や削除すべき字句を訂正版教科書に反映したことを指しているが、実際は『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』で示されているものよりも多くの教材や字句が、訂正版教科書では修正されたり削除されたりしている。(イ)の項では「併合」後の統計数値への修正や新しく整備された鉄道路線などを追加している。(ウ)に関して具体的には、新たな教材として『訂正普通学校学徒用修身書』では、日本の皇室を理解させる「皇室」(4-6)が追加。『訂正普通学校学徒用国語読本』では、「島と半島」(5-19)に本州と樺太、台湾、朝鮮を領土とした「大日本帝国略図」が挿入され、「併合」後の社会状況の変化を理解させるために「我国」(7-3)、「日露戦後の日本」(8-16)が追加された。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』では、天皇や皇室に関わる祝祭日の「紀元節」(2-19)と「天長節」(3-20)、総督府組織を説明した「朝鮮総督府及所属官署」(5-7)、「漢城」から名称が変わった「京城」(4-14)が追加された。

教監講習会では具体的には述べられてないが、殖産、農林、鉱業、工芸などに関する教材や勤儉力行、貯金の奨励などを教科書に反映させている²⁵。(エ)の項は朝鮮教育令と普通学校規則が未定の段階であったので、授業時数と各教科書の配当教材数は合致していないことの説明である。そのため、国語(日本語)授業時数が「併合」前よりも増加したため、『訂正普通学校学徒用国語読本』の各巻の学年配当に支障(詳細は第5節参照)をきたすようになる。(オ)は旧学部編纂の普通学校教科書名の表紙に「訂正」の文字が追加したことである。これは正式に新しく発行された教科書ではなく、既存の旧学部編纂の普通学校教科書の一部内容が訂正されたということを表示することで、正式の教科書が出てくる前まで使われる「暫定本」であることを現すために表示したと言える。

このように訂正普通学校学徒用教科書は臨時的暫定的な発行であったが、総督府編纂の新教科書である『普通学校国語読本』や『普通学校修身書』などの主要教科書の全巻発行が完了したのが1915年であったので、実際には訂正普通学校学徒用教科書もその時期まで想定していたよりも長期に使用された。

(2) 総督府学務局の教育方針の試案と教科書編纂

統監府期の学部は「併合」後、総督府内務部学務局に編成替えされ、学務局長は俵孫一の後任の関屋貞三郎(1911年11月異動後は弓削幸太郎)が就任し、学務局学務課長は旧学部学務課長であった隈本繁吉が、編輯課長は小田省吾がそれぞれ継続して就任した。朝鮮教育令に関連する朝鮮の新学制に制定の関しては、「内地」の帝国教育会の朝鮮教育調査委員による建議などの他に、総督府学務局も「統監府期からの学務官僚である隈本繁吉らとその朝鮮の教育方針の草案を作成し、関屋をはじめとする朝鮮総督府学務局の官僚が朝鮮の教育の現状や展望と照らし合わせてそれを調整していた²⁶」と指摘されているように学務局内部でも審議されていた。

この朝鮮の教育方針の草案とは、『教化意見書』(1910年9月)や『学制政ニ関スル意見』などのことで、『学制政ニ関スル意見』の執筆者は隈本繁吉であるが、『教化意見書』の著者は不明とされている²⁷。ただし、『教化意見書』に関しては、「朝鮮教育令策定の過程で、隈本あるいは彼に近い学務局の実務担当者が寺内総督に提出した意見書である²⁸」と指摘されているので、少なくとも学務局官僚が起草した文書であると言える。『教化意見書』には学校は「民度ニ相応セル」ものに限定して日本語を普及させて生業に必要な誠実・勤儉・規律・清潔などの徳目を中心に教え諭し、皇室に対しては「感謝報恩ノ情ヲ薫陶スルコトニ止」めて「帝国ノ順良ナル臣民」として教化すべきであると述べられている。

『教化意見書』の内容に関しては、駒込武や佐藤由美が考察している²⁹。駒込は「教育制度の次元でも、教育内容の次元でも、第一次朝鮮教育令の構造は、基本的な発想において『教化意見書』と整合的なものとしてよりよく理解できるのであり、教育勅語が目的

として掲げられることで隠蔽される結果となっているが「忠良ナル臣民」ではなく「順良ナル臣民」こそが教育政策の展開を実質的に領導した理念であったといえることができるのである³⁰と朝鮮教育令の方針は『教化意見書』と整合的なものとなったと指摘している。

『教化意見書』の緒言には「朝鮮民族教化ノ方針ニツキテノ私見ヲ陳述セルモノ」とあり、第1章「日本ハ世界ニ無比ナル帝国ナリ」、第2章「日本(ヤマト)民族ノ忠義」、第3章「日本(ヤマト)民族ノ同化力」、第4章「同化(ジヤパニゼーション)ノ意義」、第5章「世界ニ於ケル同化政策」、第6章「琉球ト台湾トハ同化ノ適例ニアラズ」、第7章「朝鮮民族ノ同化」、第8章「朝鮮民族ノ順良化」、第9章「雑婚政策」、第10章「日本民族ト朝鮮民族トノ生存関係」、第11章「日本民族教育ト朝鮮民族教育トノ差異」、第12章「朝鮮民族教育ノ範囲」の計12章で構成されている。この『教化意見書』や『学制政ニ関スル意見』を含めた朝鮮の教育方針の草案や寺内総督と学務局官僚との審議内容などに関して、当然、学務局編輯課長である小田省吾も認識していたと考えられる。

このように学務局内での朝鮮教育令の草案内容や審議状況を勘案するならば、訂正普通学校学徒用教科書は『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の指示内容を反映しただけの教科書ではなく、一部は『教化意見書』などの草案の影響を受けて編纂された可能性がある。『教化意見書』の主たる内容は「本篇ハ主トシテ朝鮮民族ノ果シテ同化シ得ベキヤ否ヤヲ論究」したものであるため、教科書編纂方針に直結するものではないが、第12章「朝鮮民族教育ノ範囲」など一部の章で述べられている内容は、「併合」後の植民地朝鮮の教科書としての方向性を示唆するものが含まれている。「韓国併合」により「皇室」の内容を大韓帝国皇帝から天皇に置き換えることが可能となり、また、旧学部教科書で警戒していた「忠君愛国」の対象である大韓帝国も皇帝も消滅したため、訂正普通学校教科書の編纂では新たな視点が要求されることになった。

『教化意見書』では「日本民族トノ事情ノ大ナル差異アルコトヲ顧ミズ直ニ彼等ニ教育勅語ヲ提示シテ日本民族同様忠君愛国的教育ヲ其儘適応セント論スル者アリ。然レドモ此論ノ採ルニ足ラザルコト³¹」(第11章「日本民族教育ト朝鮮民族教育トノ差異」)であり、「徳育ニ於テハ日本民族ニ特殊ナル忠君愛国ノ如キハ到底彼等ノ理解シ得ザル所タルノミナラズ却ツテ無益有害ノ惧アルコト³²」なので、「之ヲ注入スルコトヲ避ケテ単ニ帝国及皇室ニ対スル感謝報恩ノ情ヲ薰陶スルコトニ止メル³³」(第12章「朝鮮民族教育ノ範囲」)よう示唆している。この天皇に対する「感謝報恩ノ情」は、「皇室」に関連する訂正普通学校学徒用教科書の教材に反映されている。また、実用を重視して「常ニ實際的応用的知識ヲ与フルト共ニ之ニ実習ヲ併課シテ勤勞ヲ愛好スルノ性情ト習慣トヲ教養スルコトニ注意³⁴」するとともに、徳育においては「専ラ個人トシテ生活上必要ナル誠実勤儉規律清潔ノ諸徳目ヲ教養シテ彼等ニ通有セル諸悪徳ノ矯正ニ努めて、「安穩ニ自活スル帝国ノ順良ナル臣民³⁵」(第12章「朝鮮民族教育ノ範囲」)を形成することが重要であるとしている。これらの徳育に関する指摘は、旧学部の教科書教材にも反映している内容であるが、訂正普通学校用教科書では更に強調されており実業の知識や興味関心を高めるための殖産、農林、鉱業、工芸などに関する教材や無為徒食の悪習を一掃するための勤儉力行、貯金の奨励などの教材を教科書に反映させている。

学務局編輯課は「併合」直後、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』を緊急配布するとともに私立学校教科書を再検閲して対応した。そして、総督府が模索する教育方針の試案に配慮した訂正普通学校用教科書を編纂して、朝鮮教育令施行までの空白期間の普通学校教育課程を維持していたと言える。「併合」から朝鮮教育令制定までの期間、各教科の訂正普通学校用教科書がどのような方針で編纂されたか、旧学部編纂普通学校用教科書との教材比較を通して第2節から検討していく。

第2節 朝鮮の痕跡の根絶—『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』—

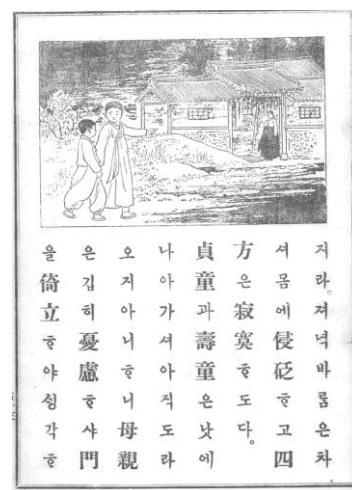
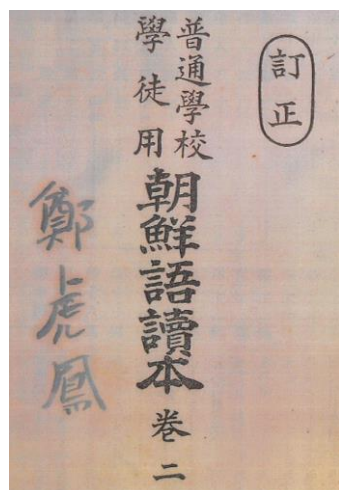
1. 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』編纂の実際

(1) 『国語読本』から『朝鮮語読本』へ

『普通学校学徒用国語読本』は、「韓国併合」により大韓帝国とともに消滅させられ、総督府によって教科書としての使命を終えた。そのため三土忠造は朝鮮語を廃止すべきであるとして、「新しく教育制度を打立てるに付ては、総ての学校から朝鮮の国語を教へることを断然廃した方が宜からうと思ふさうしないと、朝鮮の国語は、寧ろ是から学校の殖へると共に段々広つて来て、日本語と相對して二つの言葉を朝鮮人が用ゐなければならぬことになつて、朝鮮人の為に第一腦力の不經濟である。且つ日本と朝鮮と合併した其の結果を全たからしむるのに障礙になると思ふ³⁶⁾」と学習の負担軽減の面と「併合」後の障害の面から朝鮮語の廃止を主張している³⁷⁾。朝鮮語廃止の背景には、三土は朝鮮人の朝鮮語使用の実態や反日意識、民族精神の自覚を熟知していたため、朝鮮語を朝鮮人生徒に教育することや日本語教育の媒介語にすることも同化の障害になると考えていたからである。他にも朝鮮の植民地化による朝鮮語不要論の意見も存在していたが、総督府学務局としては朝鮮語廃止の対応をとらず³⁸⁾朝鮮語教科書の編纂を継続した。

学務局編輯課は前節で説明したように「併合」直後は植民地朝鮮の教育方針を示す朝鮮教育令(1911年)は未公布であったため、総督府の新教科書が編纂されるまでの経過的措置として、旧学部の『普通学校学徒用国語読本』に訂正を加えた暫定教科書の編纂に着手した。その教科書名はこれまでの『普通学校学徒用国語読本』ではなく『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』³⁹⁾(図4-3)に変更された。大韓帝国の消滅により国語であった朝鮮語は、植民地朝鮮で使用される地方言語の地位に転落したことによる名称の変更である。つまり、生徒にとっては母国語としての朝鮮語は「国語」ではなくなったことを意味している。「併合」後も普通学校において朝鮮人生徒に朝鮮語を教えるという点では大きく変わらないが、教育の主体と教育目的が変わって国語でなくなった朝鮮語学習の意義は大きく変わったことに注視すべきである。

【図4-3】『訂正普通学校学徒用国語読本卷2』表紙と第24課「母心」



訂正内容は総督府学務局が1910年10月に作成した『旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意並字句訂正表』⁴⁰によって適用された。この訂正表の「例言」において、国語読本と日語読本の名称に関して、「旧学部ヨリ発シタル通牒ニヨリ、従来ノ日語は国語トシ、国語ハ朝鮮語トシテ取扱フコトニ定メラレタルヲ以テ、日語読本、国語読本ノ如キ名称ハ之ヲ改ムルノ必要アリ」と注意文が記されている。

「旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」として『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』関連では、6点が「不適当ナル教材ニ就キ」教授上注意するよう指摘され、訂正本ではそれを参考にして修正や削除、追加処置がとられている。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』の発行時期は、明治44年(1911年)3月15日に巻1、巻3、巻5、巻7の初版が刊行され、次いで明治44年(1911年)6月15日に巻2、巻4、巻6、巻8の初版が刊行された。その後、筆者が確認した範囲であるが、巻1は大正5年(1916年)4月28日に第10版まで発行され、同様に巻2は大正2年(1913年)2月25日に第4版、巻3は大正2年(1913年)1月15日に第5版、巻4は大正2年(1913年)1月15日に第4版、巻5は大正2年(1913年)1月15日に第6版、巻6は大正2年(1913年)1月15日に第4版、巻7は大正2年(1913年)1月15日に第7版、巻8は大正2年(1913年)1月15日に第5版がそれぞれ発行されている⁴¹。

このことから、『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は朝鮮教育令公布後も発行され普通学校において使用されていたことになる。大正2年(1913年)4月開催の公立普通学校教員講習会における朝鮮総督府学務局の小田省吾による「教科書取扱方要項」の「普通学校各種教科書新旧使用別」の説明において、朝鮮語読本は「当分旧本使用」となっているので⁴²、訂正本の奥付の発行年から勘案して朝鮮教育令公布後も『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は使用されていたと言える。特に巻1は大正5年(1916年)4月28日に第10版が発行されていることから、長期間にわたって使用されている。

(2) 『教授上ノ注意並二字句訂正表』を反映させた朝鮮語教科書の編纂

【表4-1】は訂正版朝鮮語読本の巻1を除いた各巻と各課の目次で、旧学部の『普通学校学徒用国語読本』から継続された教材(一印で表示)、字句が訂正された教材、教材文が変更された教材、削除された教材、新たに追加された教材を示している。課数に関しては、巻1は15課、巻2は26課、巻3は22課、巻4は19課、巻5は18課、巻6は21課、巻7は20課、巻8は19課の構成で旧学部本の教材が削除された関係で課数は減少している。

①旧学部教科書から継続された教材

削除や変更されずに『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』に引き継がれた教材は、朝鮮語入門指導の巻一を除き、理科教材33課、言語教材29課、修身教材16課、実業教材13課、寓話・昔話教材4課などで、そのほとんどが文部省の国語読本からの引用教材であった。そして、当然であるが歴史関連の教材は存続しなかった。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』に存続した教材は実用書簡文用例の「友人の親葬への弔慰」(8-15)や生活上の教訓の「埋語」(6-11)、発車時刻厳守や切符の種類を説明している「停車場」(2-17)、時計の見方を示す「時計」(3-11)、手紙や郵便の働きを語る「葉書と封筒」(2-13)、「郵便局」(2-14)など、日常生活に必要な実用知識を教示するもの。また、「新鮮な空気」(4-17)や「皮膚の養生」(5-4)、「公園」(4-18)などの衛生や公衆道徳に関するものや「草木生長」(3-1)、「太陽力」(2-19)、「空気」(3-9)、「水の蒸発」(6-21)などの自然科学の知識を教示する教材の割合が多い。

【表 4-1】『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』の訂正・削除一覧表

『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻 2

課	課名	訂正・削除・新規
1	童子一	—
2	童子二	—
3	四時	—
4	鶏	—
5	牛と馬	—
6	懶者(一)	日語→朝鮮
7	懶者(二)	—
8	家	我国日本→日本削除
9	園圃	—
10	我家(一)	—
11	我家(二)	—
12	馬	—
13	葉書と封筒	我国日本→我帝国内
14	郵便局	我国→朝鮮 我国→京城
15	晝夜	—
16	汽車	—
17	停車場	—
18	太陽力	—
19	紀元節	新規
20	山上眺望	—
21	慾心なる犬	—
22	水	—
23	米と麦	—
24	母心	—
25	我郷	変更 「郡守」削除
26	獵夫と猿	—

『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻 3

課	課名	訂正・削除・新規
1	草木生長	—
2	桃花	—
3	汽車発着	—
4	病者慰問	—
5	慰問回謝	—
6	海底	—
7	衣服	—
	英祖大王	削除
8	空気	—
9	鳥類	—
10	時計	—
11	有事探聞	—
12	練習功効	—
13	順序	—
14	蝙蝠	—
15	蓮花	—
16	海濱	—
17	蚌鷓之争	—
18	職業	—
19	汽車窓	—
	開国紀元節	削除
20	天長節	新規
21	牝鷄及家鴨	—
22	鯨	—

『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻 4

課	課名	訂正・削除・新規
1	正直之利	—
2	洪水	—
3	洪水寒暄	—
4	朝鮮の地勢	우리大韓国→朝鮮 他
5	朝鮮の海岸	大韓国→朝鮮 他2ヶ所
6	運動会への請邀	觀察使→道長官
7	運動会(一)	—
8	運動会(二)	—
9	雁	—
10	水鳥	—
11	材木	우리나라→朝鮮 他3ヶ所
12	植物の功効	—
	文徳大勝	削除
13	朝鮮の北境	我国→朝鮮 我国北境削除
	漢城	削除
	乾元節	削除
14	京城	新規
15	新鮮な空気	—
16	公園	—
17	石炭と石油	我国→朝鮮
18	平壤	우리韓国→朝鮮 他2箇所
19	玉姫の慈善	—
	金統命の歎息	削除

『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』巻 5

課	課名	訂正・削除・新規
	古代朝鮮	削除
1	象の重量	—
2	五大江	日本→内地 我国→朝鮮
3	皮膚の養生	我国人→朝鮮人
4	気候	南韓→南方
5	紙鳶と独楽	—
	三韓	削除
6	他人の悪事	—
7	朝鮮総督府及所属官	新規教材
	政治の機関	削除
8	母親に写真を送呈	—
9	同答書	—
	三国の始起	削除
10	蜜蜂	我国→朝鮮
11	驟雨	—
12	平安南北道	韓清→日清 韓国→朝鮮
13	蚕	—
14	養蚕	—
15	咸鏡南北道	本朝太祖高皇帝→李朝太祖
16	時計	—
17	麻	—
18	廢物利用	—
	支那の關係	削除

『訂正普通学校生徒用朝鮮語読本』巻6

課	課名	訂正・削除・新規
	明君の英断	削除
	三国と日本	削除
1	軍艦	—
2	燈火	—
3	江原道	全国→十三道 我国→朝鮮
4	無益なる劳心	—
5	蝶	—
6	牛	我国→朝鮮 日本→内地
7	孔子と孟子	—
	儒教と仏教	削除
8	埋 語	—
9	黄海道	觀察道庁→削除
10	鉄の談話(一)	—
11	鉄の談話(二)	—
12	鉄歌	—
13	京畿道	漢城→京城 全国→朝鮮
	隋唐の来侵	削除
14	林擒を贈与眷札	—
15	同答書	—
16	忠清南北道	全国→朝鮮 国内→朝鮮
17	水の蒸発	—
18	雨露	—
19	雨	—
	百済・高句麗の衰亡	削除
21	全羅南北道	課名変更
21	鹽と砂糖	—

『訂正普通学校生徒用朝鮮語読本』巻7

課	課名	訂正・削除・新規
1	読書法	—
2	一村の模範	日本→内地
	新羅の滅亡	削除
3	淡水と減水	—
4	慶尚南北道(一)	我国→朝鮮
5	慶尚南北道(二)	—
6	工夫して遊ぼう	—
7	虎	—
	學術の進歩	削除
8	農家の兼業	我国→朝鮮
9	需要産物	我国→朝鮮
10	書籍を請借すること	—
11	同答書	訂正
12	移秧	訂正
	仏教の全盛	削除
13	種痘	我国人→朝鮮人 日本人→内地人
14	ジェンナー(一)	—
15	ジェンナー(二)	—
16	学問歌	—
17	交通機関	韓国→朝鮮 日本→内地
18	禁酒	—
19	諺	—
	元と日本	削除
20	鼻眼	—

『訂正普通学校生徒用朝鮮語読本』巻8

課	課名	訂正・削除・新規
	美術工芸の発達	削除
1	地球上の人種	大韓・韓人削除 我韓→朝鮮
2	支那(課名変更)	清国→支那 韓国→朝鮮
3	満洲	我国→朝鮮
4	与妹弟書	—
5	勸業模範場	我国→朝鮮 全国→朝鮮半島
	學術の盛衰	削除
6	俚諺	—
7	バクテリア	—
8	漂衣	—
9	種子の選択	—
10	善友	—
	高麗滅亡	削除
11	会社	—
12	親葬への弔	—
13	同答状	—
	統監府	削除
14	害虫	—
15	益虫	—
16	郊外散歩への勧誘	—
17	同答書	—
18	陸地と海洋	韓国削除
19	世界の強国	我国→朝鮮

出典：内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』『訂正普通学校生徒用朝鮮語読本』より作成。

注1：→印は訂正前と訂正後を表す。

注2：—印は字句訂正なしを表す。

全体的な傾向としては、社会生活に関わる啓蒙的な教材の観点から、社会での規律重視のための時間厳守や法律の遵守、公衆衛生意識、迷信に依拠しない合理的な科学知識などの教材化である。しかし、衛生と関連した内容を説明しながら朝鮮人の不潔な生活文化に対して言及したりして、日本人編纂者は朝鮮の伝統的な習俗や民衆の社会的慣習を「弊習」や「怠惰」という視点で扱い、「民度」の遅れを強く意識させようとする意図で読本教科書を再構成していった。

②旧学部教科書の字句が訂正された教材

訂正は「旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意并字句訂正表」によって適用されたものである。旧学部の『普通学校学徒用国語読本』では、「国語」は「朝鮮語」、「我国」は「大韓帝国」を意味していたが、『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』では、それぞれが「日本語」「大日本帝国」を意味する語句となった。朝鮮は大日本帝国の一部となり、これまで『普通学校学徒用国語読本』では主体であった朝鮮の姿が、『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』では客体となってしまった。例えば『普通学校学徒用国語読本』の「葉書と封筒」(2-13)で記述されていた「我国と日本」は「我帝国内」に、「郵便局」(2-14)では「我国」は「朝鮮」に、「我国郵便局」は「京城郵便局」にそれぞれ訂正された。その他「日本」は「内地」に、「韓国」は「朝鮮」に、「国文」は「諺文」に、「観察使」は「道長官」にそれぞれ訂正された。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』全体では119箇所の語句が訂正され、その数は他の訂正版教科書と比較して最も多いものであった。語句の訂正は単なる表記上の訂正ではなく、大韓帝国の国家としての存在と朝鮮民族の主体性の抹殺を意味していた。

③旧学部教科書の修正・変更教材

変更された教材は全9課で大韓帝国の国土は消滅したことにより、「韓国の海岸」(4-5)は「朝鮮の海岸」(4-5)に、「我国の北境」(4-14)は「朝鮮の北境」(4-13)に変更され、大韓帝国の政治と文化の中心であった「漢城」(4-15)は、朝鮮総督府の所在地である「京城」(4-14)に変更された。また、「京畿道」(5-16)や「黄海道」(5-12)のように題名は変化がなくても、内容は「韓国併合」に対応した内容に修正された。

修正や変更された教材は課の名称や語句が変わっただけでなく、文章や内容も修正・削除・追加されている。「朝鮮の地勢」(4-4)は「韓国地勢」からの変更で、語句だけでなく大韓帝国が半島国であるという説明文も削除され、朝鮮半島の東西南北の距離も『普通学校学徒用国語読本』では朝鮮の里換算で「南北は三千里、東西は五六百里」と記述されていたものが、日本式の里換算で「南北は二百里、東西は七十里」に変更された。この里の日本式換算は「朝鮮の北境」(4-13)でも同様に豆満江の説明でも「百里」が「十里」に変更されている。「平安南北道」(5-12)では、『普通学校学徒用国語読本』の文章では「鎮南浦平壤の間は毎日小汽船が往復」と記されていたのが、「鎮南浦平壤の間には鉄道が開通して一時間半で達するようになった」と日本による近代化を強調している。「咸鏡南北道」(5-15)では永興の記述で「本朝太祖高皇帝の誕降した」説明文が総て削除されている。主に地形や地勢に関する教材において、『普通学校学徒用国語読本』では大韓帝国の国土としての特色が述べられていたが、『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』では大日本帝国領土の朝鮮地方の説明に矮小化されて記述された。

2. 朝鮮の痕跡の削除と天皇の可視化

(1) 朝鮮の歴史の抹殺

朝鮮の歴史の人物や事象と関連した教材、大韓帝国皇室関連の記念日、国家の歴史的変遷、朝鮮の文化、漢城、政府機関などの教材が徹底的に削除され、特に朝鮮の歴史関連教材は全て削除された。削除された歴史教材は「古代朝鮮」(5-1)、「三韓」(5-7)、「三国の

始起」(5-12)、「隋唐の来侵」(6-17)、「百濟・高句麗の衰亡」(6-24)、「新羅の滅亡」(7-3)、「元と日本」(7-23)、「高麗滅亡」(8-13)などの歴代王朝の歴史、「英祖大王仁徳」(3-8)、「明君の英断」(6-1)などの君主の業績、「金統命の歎息」(4-22)、「文徳大勝」(4-13)などの賢臣や猛将の功績、「学術の進歩」(7-9)や「美術工芸の発達」(8-1)、「学術の盛衰」(8-7)など文化や芸術の発展に関連した歴史教材は全て削除された。これまで日本との友好的だった歴史を示す「三国と日本」(6-2)も、植民地の現実を前にして、「韓国併合」以前の朝鮮と日本の交流内容を強調する必要がなくなったため削除された。もともと、これらの歴史教材は私立学校の歴史教科書と比較すると朝鮮の主体性を無視した亡国史的な内容のものであったが、そのような朝鮮の歴史教材であっても徹底的に削除された。この背景を「併合」直後に三土忠造は次の様に語っている。

今一つ世の中で問題にして居るのは歴史である。之も是までの保護国であった間は止むを得ず教へることにしてあったが、最早日本帝国の臣民となり、日本の領土となった以上は朝鮮の歴史を別に教へると云ふ必要は無い、是は日本歴史を主眼として教へる間に、日本と古来重大なる関係がある場合のみ特に朝鮮の事実につて連絡して教へるだけで沢山だらうと思ふ⁴³。

三土忠造にとっては統監府期に仕方なく歴史教材を教科書に入れていただけであるので、日本の植民地となり大韓帝国が消滅すれば、朝鮮の歴史も必要がないと本音を言い放っている。事実、三土忠造が語っているように朝鮮の歴史関連教材は全て削除されている。その後、朝鮮教育令後に編纂された朝鮮語教科書でもある『普通学校朝鮮語及漢文読本』にも、朝鮮の歴史教材が取り上げられることはなかった。ただし、小田省吾は朝鮮の歴史教材の完全削除ではなく、「併合が当然の帰結であるといふ事を悟らせるのが歴史を教へる眼目である」という観点から、「併合の正当化」のために総督府編纂『普通学校国語読本』には日本の歴史に付随する形で朝鮮の歴史を記述させている。

(2) 大韓帝国の痕跡の削除

「併合」前まで大韓帝国は統監府統治下の保護国の位置にあったが、朝鮮人の国家として辛うじて存在していた。しかし「併合」後は大韓帝国の存在自体が削除された。「国旗」(1-31)では、「我が国の国旗は太極八卦旗」の文章が削除され、「日本の国旗は」の文章を「我国の国旗」に変更された。そして、【図4-4】でもわかるように旧韓国の国旗である太極旗から日章旗のみが描かれている。

大韓帝国の政治機構や各道の観察使、府尹の郡守など朝鮮の国家に関連した「政治の機関」(5-9)も、植民地統轄機関である総督府設置により削除され、新たに「朝鮮総督府及所属官署」(5-7)が追加された。「朝鮮ハ大日本帝国ノ一部ニシテ、天皇ノ命ヲ奉シテ朝鮮総督之ヲ管轄スルコト⁴⁴」を教授することとされ、「朝鮮総督の政務を行う官衙を朝鮮総督府と云い、大韓帝国期の観察使は廃止されて道長官が赴任し、各地方の安寧秩序を保つために警務部と憲兵隊が駐留することなどが記された。そして、「併合」によって「韓国ハ今ヤ朝鮮ト称シ大日本帝国ノ一部トナリタレバ漢城ハモハヤ国都ニアラサル」ので、旧学部教科書で大韓帝国の首府であることを説明していた「漢城」(4-15)は削除され、代わりに「京城」(4-15)が新規に編纂された。「京城」(4-15)では大日本帝国の首府は東京であり漢城は京城と改められ、京城には朝鮮総督府が置かれていることを教授することとされた⁴⁵。

これらの新規教材は、大韓帝国の消滅と植民地となった朝鮮の現実を明確に示す内容のものであった。つまり、三土忠造ら日本人編纂者が本来目指していた内容が、『訂正普通

3. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』の位置づけ

『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は他の訂正版の国語読本や訂正版の修身書と比較して、字句訂正や記述修正、削除された教材が最も多いものであった。旧学部編纂の朝鮮語教科書であった『普通学校学徒用国語読本』に内在していた、大韓帝国の教科書としての特性の全面的削除を意味していた。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』の編纂原則は「訂正」などというのではなく、天皇の可視化と残存していた朝鮮的要素の削除が中心で、編纂の核心は大韓帝国・朝鮮の痕跡の徹底削除であった。「併合」後、朝鮮語の廃止を主張する意見も存在していたが、総督府としては朝鮮語教科を維持したが相対的にその位置は低いものとなった。

朝鮮教育令公布とともに教育課程、教科内容を規定した普通学校規則（1911年10月）が制定され、朝鮮語と漢文は「朝鮮語及漢文ハ普通ノ言語、文章ヲ理会シ日常ノ応対ヲ為シ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコト⁴⁹」を要旨とされ、授業時数も朝鮮語と漢文を合わせて第1・2学年は週6時間、第3・4学年は週5時間に定められた。また、教科書に関しても「朝鮮語、漢文は旧時代の普通学校に在りては二教科目として取扱はれしも、現行普通学校規則の制定せらるるに当り、朝鮮の現状に鑑み右両者を存続するの必要を認むると同時に、合併して一教科目となして取扱ふこととせり（略）教科書も亦同一主義によりて編成し、朝鮮語教材・漢文教材を同一巻冊中に適当に配列し、相依り相助けて以て学修に便ならしめむことを期せり⁵⁰」という名目で合本となり、全4巻⁵¹の総督府編纂『普通学校朝鮮語及漢文読本』が発行された。『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は全8巻であったが全4巻と減少しただけではなく、漢文との合本であったので巻3の教材比率は朝鮮語教材30課に対して漢文教材は20課、巻4では朝鮮語教材31課に対して漢文教材27課という割合で、『普通学校朝鮮語及漢文読本』における朝鮮語の教材は6割程度であった。また、国語（日本語）との関連が強調され「常ニ国語ト連絡ヲ保チ時トシテハ国語ニテ解釈セシムルコト⁵²」と朝鮮語教材を日本語で表現することが推奨された。

朝鮮教育令後に編纂された『普通学校朝鮮語及漢文読本』は、朝鮮語の希薄化が強行され朝鮮の地方化、客体化が徹底されていった。それに対して『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は、朝鮮の存在を示す内容が徹底的に削除され朝鮮の痕跡を根絶されたが、朝鮮語の授業面からは朝鮮語教科書としては維持されていたと言える。

第3節 天皇の恩沢と不明瞭な教育勅語の位置づけー『訂正普通学校学徒用修身書』ー

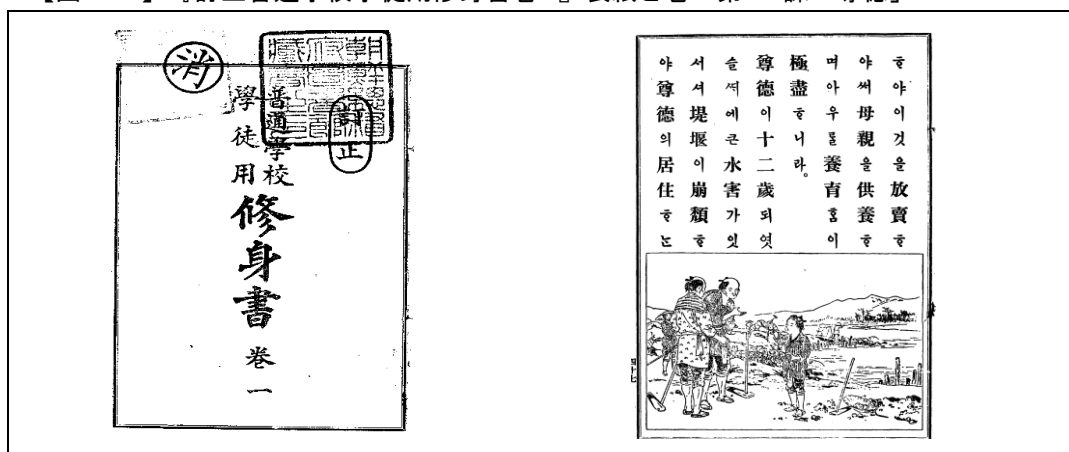
1. 『訂正普通学校学徒用修身書』編纂の実際

(1) 『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』を反映させた修身教科書の編纂

「韓国併合」後、植民地教育の基本方針となる朝鮮教育令での教育勅語の位置づけに関して、第1節でも言及したように帝国教育会など日本国内の諸団体と寺内正毅総督や学務局官僚とで論議されていた。このように朝鮮教育令が未だ定まらない状況の中で『訂正普通学校学徒用修身書』は、他の訂正版の教科書と同様に急遽編纂され刊行された。先行研究では本間千景と朴済洪が旧学部の『普通学校学徒用修身書』と『訂正普通学校学徒用修身書』を比較して考察している⁵³が、両研究とも『訂正普通学校学徒用修身書』の巻3巻4のみを使用した教材比較分析である。本稿では巻1巻2を含めて『訂正普通学校学徒用修身書』の全4巻の全ての教材を対象に比較分析を行った。

『訂正普通学校学徒用修身書』(図4-5)の発行時期は1911年3月15日に初版全4巻が刊行され、その後、筆者が確認した範囲であるが、巻1は明治45年(1912年)7月5日に第4版までが発行され、同様に巻2は大正2年(1913年)4月14日に第5版、巻3は大正2年(1913年)1月15日に第6版、巻4は明治45年(1912年)7月5日に第5版が

【図4-5】『訂正普通学校学徒用修身書卷1』表紙と巻2第13課「尊徳」



それぞれ発行されている。このことから『訂正普通学校学徒用修身書』は、朝鮮教育令公布後も継続して発行されていることがわかる。実際に大正2年（1913年）4月に開催された「公立普通学校教員講習会」での「普通学校各種教科書新旧使用別」の説明において、修身書は『訂正朝鮮語読本』と同様に「当分旧本使用 但し巻1は近刊の見込み⁵⁴」と報告されているので、訂正本の奥付の発行年から勘案して朝鮮教育令公布後も『訂正普通学校学徒用修身書』は使用されていたと言える。朝鮮教育令の旨趣に沿った新修身教科書である総督府編纂『普通学校修身書』の発行年は、巻1が大正2年（1913年）6月15日、巻2は大正2年（1913年）10月15日、巻3は大正3年（1914年）10月25日、巻4は大正4年（1915年）3月15日である。このことから『訂正普通学校学徒用修身書』は、朝鮮教育令公布後も総督府編纂『普通学校修身書』が完備するまで数年間は使用されていたことがわかる。そのため、普通学校の現場では『訂正普通学校学徒用修身書』の教材内容を教科の要旨を規定している普通学校規則に沿って教授する必要に迫られていたと言える。

【表4-2】は『訂正普通学校学徒用修身書』の全4巻の各課の訂正箇所や削除された教材がわかる各巻の目次である。課数に関して巻1は15課、巻2は13課、巻3は13課、巻4は12課の構成で旧学部本の教材が削除された関係で課数は減少している。表からもわかるように巻1は旧学部本と比較しても「よい学徒」（1-2）の挿絵の違いのみで、殆ど同一の内容の教科書である。巻2では、「他人に迷惑をかけるな」（2-3）、「朋友」（2-5）、「清潔」（2-11）、「尊徳（一）」（2-12）の課の字句や文章が『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の指示に従って訂正や変更され、「兄弟」（2-7）が全削除されている。巻3と巻4では三つの課の字句が訂正され、七つの課の教材の記述が修正され、四つの課が全削除・一部削除されている。そして、「皇室」（4-6）が旧「皇室」の内容を削除して新たに教材化された。このように、実際の『訂正普通学校学徒用修身書』の編纂では、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』で示されたものより多く訂正、修正、削除されていることが確認できる。

「旧学部編纂普通学校用教科書字句訂正表」の例言において「今回朝鮮ハ大日本帝国ノ一部分トナリタレハ、今後朝鮮ニ於ケル青年並ニ兒童ノ学修スヘキ教科書トシテ、其内容頗ル不適當ナルモノアルニ至レリ」と示されているように、併合によって言い換える必要がある字句が訂正された。字句のみが訂正された教材は、「清潔」（2-12）の「우리나라사람（我国の人）」を「朝鮮人」に、「尊徳一」（2-13）の「日本」を「内地」に、「程よく学び程よく遊ぶ」（3-4）の「我国」を「朝鮮」に、「慈善」（4-12）の「日本国」を「内地」に、「衛生」（4-5）の「我国」を「朝鮮」などにそれぞれ訂正されている。教材の文章の変更や修正では、「納税」（4-8）において憲兵隊配置や慈恵医院、勸業模範場、種苗

場などが設置されたことが加筆されている。その他、「赤十字社」(4-11)では旧「赤十字社」に記述されていなかった天皇と皇后に関する文章が挿入されている。

これらは単なる字句の言い換えや記述の修正変更などではなく、「併合」直後の1911年8月29日に統監の寺内正毅が朝鮮の施政の綱領を示した「諭告」⁵⁵の中で述べている朝鮮人が奉戴すべきは日本の天皇であること、国内全般の「安寧秩序」を維持すること、教育の要は「智ヲ進メ徳ヲ磨キ以テ修身齊家ニ資スル」ことにあり、「懶惰ノ弊習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スル」ことなどに関連した教材内容の徹底を意味している。そして、大韓帝国という国家はもはや存在せず、朝鮮と称される大日本帝国の一部になったことを徹底するためでもある。

【表4-2】『訂正普通学校学徒用修身書』訂正・変更・削除一覧表

『訂正普通学校学徒用修身書』巻1

巻	課	課名	訂正・削除 他
巻1	1	学校	—
	2	よい学徒	変更 挿絵変更
	3	活発な気性	—
	4	情に厚い朋友	—
	5	司馬温公	—
	6	けんかをするな	—
	7	うそつきな児童	—
	8	華盛頓(一)	—
	9	華盛頓(二)	—
	10	父母の楽	—
	11	身体	—
	12	自己の物他人の物	—
	13	物をよく見守ること	—
	14	物を大切に作る児童	—
	15	約束	—

『訂正普通学校学徒用修身書』巻2

巻	課	課名	訂正・削除 他
巻2	1	生物	—
	2	隣人は四寸	—
	3	他人に迷惑をかけるな	変更 「羞恥」削除
	4	礼容	—
	5	朋友	清国→支那
	6	他人の過失	—
		兄弟	削除
	7	一家和睦	—
	8	忍之為徳	—
	9	婢僕	—
	10	正直	—
	11	清潔	我国→朝鮮
	12	尊徳(一)	日本→内地
13	尊徳(二)	—	

『訂正普通学校学徒用修身書』巻3

巻	課	課名	訂正・削除 他
巻3	1	規則	—
	2	礼儀	—
	3	身分と衣服	教材後半全削除
	4	程よく学び程よく遊ぶ	英国→文明国
	5	フランクリン	ワシントン記述変更
	6	他人の名誉	ワシントン削除
		真正な勇者	削除
	7	君子の競争	留置→謹慎
	8	寛大	—
	9	愚人の迷信(一)	—
	10	愚人の迷信(二)	—
	11	慈善	日本国→我国内地
12	節制	忠孝の記述削除	

『訂正普通学校学徒用修身書』巻4

巻	課	課名	訂正・削除 他
巻4	1	自活 課名変更	独立自営→自活 記述訂正
	2	職業	—
	3	共同	独立自営→自活 一村→一家
	4	公衆	—
	5	衛生	我国→朝鮮
		皇室	削除 大韓帝国皇室の記述
	6	皇室	新規 天皇・皇室の記述
		良吏	削除 朝鮮王朝の記述
	7	納税 課名変更	憲兵隊・慈恵医院記述追加
	8	公私の区別	—
	9	博愛	—
	10	動物の待遇	—
11	赤十字	天皇・皇后記述追加	
12	朋友	—	

出典：内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』と『訂正普通学校学徒用修身書』より作成。

注1：→印は訂正前と訂正後を表す。 注2：—印は字句訂正なしを表す。

(2) 『訂正普通学校学徒用修身書』巻1の問題点の露呈

『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』において字句訂正は指示されたが、「併合」による内容の適否を修正する前に『訂正普通学校学徒用修身書』巻1には大きな問題が内在していた。

『訂正普通学校学徒用修身書』は旧学部の『普通学校学徒用修身書』の体裁を変更せずに行っている関係上、巻1の第1課「学校」から国漢文（ハングルと漢字の混用文）で記述されていた。しかし、漢字とハングル文字で編纂されていた巻1の教材文は、普通学校での修身授業に問題を生じさせていた。旧学部編纂『普通学校学徒用修身書』は、書堂での学習経験者を前提として編纂されており、『訂正普通学校学徒用修身書』もその方針を継承していた。しかし、「併合」前後の時期から普通学校の拡大に伴って、書堂未経験の幼年の生徒も多く普通学校に入学するようになってきたため、文字中心の巻1の教科書は授業に支障をきたすようになってきたのである。

これに関して教科書編纂責任者の小田省吾も問題視していて、「本書（『訂正普通学校学徒用修身書』巻1を指す一筆者）は第一課より普通の朝鮮文を以て説叙せられたれば、未だ諺文をも学ばざる程度の児童には到底理解する能はざるべし。（略）現行教科書は最初何れも書堂を終りし児童を標準として著作せしものにして、其の後朝鮮語読本及び漢文読本の二つは修正を行ひたるも、未だ其の他に及ばずして（略）修身書は其の儘となり居るものなり。是れ頗る遺憾の点なりとす。教授者は宜しくこれに注意して適当なる処置をなすを要す」と教員に授業での適切な対応を求めた。そして、教科書文章の読解が無理な場合は「本課の文章は素より学徒の之を読むこと能はざるものなるを以て、単に教師より講演するに止むるは又やむを得ることなるべし⁵⁶」と生徒が教科書を読めない場合は、教材文の教師による読み聞かせ授業の実施を提案している。

この問題はこれまでの先行研究で指摘されてこなかった点であるが、巻1は教科書としての教材内容の適否を問題にする前に、学習者の読解能力に対応できてない教科書であったと言える。結果的には『訂正普通学校学徒用修身書』では対処されず、新しい総督府編纂『普通学校修身書』が編纂されるまで解決されなかった。総督府編纂『普通学校修身書』では、対応策として巻1は文字ではなく挿絵を中心として編纂され、新たに『修身掛図』も使用されるようになる。ただし、教科書で使用される言語は『訂正普通学校学徒用修身書』の朝鮮語から日本語に替わったことにより、朝鮮人生徒にとっては言語的には以前より改悪されたことになる。

2. 「勤儉ノ美風」の涵養と「併合」の事実の徹底化

(1) 勤儉・公德心・規律化重視の徳目教材の継続と強化

巻1の教材で変更されたのは「よい学徒」（1-2）の教室内の教師と生徒の挿絵だけで、旧学部本の『普通学校学徒用修身書』では髻を守る笠子帽を被った朝鮮人教師と総角の髪型の生徒の姿が、『訂正普通学校学徒用修身書』では断髪した教師と生徒の姿で描かれている。旧慣習を否定して新式教育を推進する普通学校を強調している挿絵である。巻2では「二宮尊徳（一）」（2-12）など一部の課の字句訂正と「兄弟」（2-7）の削除以外は大きな変化はなく、これらの教材の徳目は規律、勤勉、自活、清潔、公德、衛生などの学校における心得や家庭、社会における心得であり、また、第2章第3節でも言及したように日本の『尋常小学修身』や『尋常小学修身掛図』からの引用教材でもあったので、「併合」後の状況に左右されなかったと言える。また、「清潔」（2-11）では朝鮮人の公衆意識の低さを強調した「道路上に大小便をすることは不潔で悪臭を放ち文明国では決してありえないことである」という文章も継続して記述されている。巻3では「規則」（3-1）、「礼儀」（3-2）、「他人の名誉」（3-6）、「君子の競争」（3-7）、「寛大」（3-8）、「愚人の迷信（一）」（3-

9)、「愚人の迷信(二)」(3-10)「慈善」(3-11)、「節制」(3-12)などが旧学部の『普通学校学徒用修身書』の教材をそのまま踏襲している。

変更や削除教材が比較的多い巻4においても、「職業」(4-2)、「公衆」(4-4)、「公私の区別」(4-8)、「博愛」(4-9)、「動物の待遇」(4-10)、「朋友」(4-12)や「朝鮮人は種痘について無知である」と記述されている「衛生」(4-5)なども旧学部の教材と同様である。ただし、旧学部本の「独立自営」(4-1)は『訂正普通学校学徒用修身書』では「自活」(4-1)に課名を変更され、内容も怠惰に流れず勤勉に生活することが大切で学校に行き将来の職業につけるように勉学に励むこと。学校に行けなくとも勤勉に働くことが将来の自活につながるので、職業に従事して勤勉な生活をすることの重要性が強調された。

このように規律、勤勉、自活、公平、自重、忍耐、清潔、信用、公德、衛生など社会や個人としての心得に関連する教材は、『訂正普通学校学徒用修身書』に継続して収録された。この背景には「併合」直後に統監寺内正毅が「諭告」の中で教育の要として述べている「懶惰ノ弊習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スル」ためであったが、朝鮮人に対する「懶惰ノ弊習」観⁵⁷は、保護国期からの日本人官僚の「朝鮮人」観でもあった。学部次官俵孫一は1909年9月17日の警察部長会議において、「抑モ韓国ガ現時ノ状態ニ至リタル所以を尋ヌルニ、人民ハ久シク懶惰安逸ニ慣レ勤勉力行ノ風ヲ失ヒ（中略）遂ニ今日ノ頽廢ニ陥リタルナリ。故ニ此ノ衰退ヲ挽回シ文明開化ノ域ニ向ハシメントスルニハ須ク利用厚生ノ学ヲ講ジ勤儉力行ノ俗ヲ養フベシ⁵⁸」と述べて、朝鮮人の「懶惰安逸」の習性が朝鮮を衰退させたので「利用厚生」を学び「勤勉力行」に努めるべきであるとしている。

また、旧学部での教科書編纂責任者であった三土忠造も「朝鮮人に殊に欠けて居る徳性に重きを置いて道徳教育をすると云うことが最も急務中の急務だらうと思ふ、朝鮮人には勤勉力行や責任感、義務の観念、廉潔方正、公共心などの法性が著しく欠けて居る、朝鮮人の如く遊惰な人民は多く其の例を見えない位みである。(略)今申すやうな勤勉力行とか、廉潔方正と云うやうな道徳のみ最も重きを措いて教育しなければならない⁵⁹」と朝鮮人の道徳教育について語っている。三土忠造も俵孫一と同様に朝鮮人を「遊惰」「懶惰」と決めつけ、勤勉や責任感、義務の観念、廉潔方正、公共心などの徳性が欠けていることを指摘して、「勤勉力行」を教え込まなければならないと主張している。この「勤勉力行」こそが、勤勉、規律、自活、公平、自重、忍耐、信用、公德などの徳目であり、日本の植民地支配に従順な朝鮮人を育成するためのものであった。

「懶惰な朝鮮人」意識を根底にした「勤儉ノ美風」の涵養のための教材は、朝鮮教育令公布後に編纂された総督府編纂『普通学校修身書』にも引き継がれ、「勤儉ノ美風」の涵養は統監府期から総督府期を通じて連続する修身教育の核の一つであった。

(2) 愛国心・独立心誘発の教材排除

旧学部の『普通学校学徒用修身書』に掲載されていた教材であっても、総督府の朝鮮統治に支障をもたらす可能性から全面的に削除された教材も存在している。この点は既に本間千景も指摘⁶⁰しているが、「共同」(4-3)の中の「独立自営」の語句が「自活」に変更され、この「独立」の言葉の変更は不穏な「朝鮮独立」に連想されることを避けるためであり、「フランクリン」(3-5)では米国独立のワシントンの名前が削除されていることからそのことがうかがえる。朴濟洪も「独立自営」の教材名を「自活」に代えたのは、「朝鮮の独立運動に誤認されるような単語は徹底的に排除した⁶¹」と指摘している。この「独立」の語句に対する削除と修正は、旧学部の『普通学校学徒用修身書』の教材に対する総督府学務局の再検閲の結果でもあると言える。

「身分と衣服」(3-3)では前半部分の孔雀の羽を身につけて周囲から嘲笑された鴉の寓話は残され、後半の高麗王朝の光宗と賢臣徐弼の逸話が全て削除された。二人は教材化さ

れていた唯一の歴史上の朝鮮人であったが、朝鮮人の偉人の存在は愛国心に発展するおそれから削除されたものと考えられる。また、毛利元就の「三矢の訓」と同様の内容である「兄弟」(2-7)も、朝鮮人が団結すれば日本の支配から脱却できる可能性を想像させる教材であるので削除された。「真正な勇者」(3-7)は中国の古典からの引用で、弱小な趙国の二人の勇者が相争っていれば強国の秦国から侵略されるので、国家の為には私憤を抑制することが重要であるという内容である。この教材も各界各層の朝鮮人が祖国独立のために一致協力することの大切さを示唆するとして削除されたと思われる。「良吏」(4-7)は権勢を誇張して驕り高ぶり、放縦にして官職を濫用し私利を貪るような官吏は人民の仇敵である。このような者が国家の要職にあることは綱紀を紊乱して人民を塗炭に苦しめ国家を衰亡させるという内容である。内容の面から「韓国併合」に協力した親日「売国」官僚と同一視され、朝鮮人の反感を誘発させる可能性から削除されたと考えられる。

そして、もっとも削除すべき教材が、朝鮮王朝の太祖高皇帝を祖とする大韓帝国皇室の威厳を扱っていた旧学部本の「皇室」(4-6)である。この教材に関して、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の「旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」では、「日韓併合ノ結果、朝鮮人ノ奉戴スル皇帝ハ即チ大日本天皇陛下、皇后陛下並ニ皇族ナルコト⁶²」と述べられている。それ故「大韓帝国の皇帝は朝鮮王朝の太祖高皇帝から五百年間を継承している大韓帝国を統治する」という文言が記述されている教材は、確実に修身教科書から排除しなければならなかった。そして、この教材は削除だけで終わるものではなく、新たに大日本帝国の天皇と皇室の威厳を誇示した「皇室」(4-6)を新規教材として差し替える必要があったのである。

3. 天皇の恩沢の強調と教育勅語への対応

(1) 新規教材「皇室」による天皇の恩沢の強調

天皇に関しては、『訂正普通学校学徒用修身書』の「赤十字社」(4-11)において「我国も赤十字社同盟に参入して日本赤十字社は天皇皇后陛下の御保護の下にあつて戦役また天災、地震の際には人命を救護する事が実に多大である」という天皇・皇后陛下の文章を挿入することで日本の皇室の存在を新たに強調している。しかし、全面的な天皇の教材化は、新規教材の「皇室」(4-6)だけである。本間千景が指摘⁶³しているように、課名は同じであるが「皇室に鴻恩大徳を奉答して皇帝陛下の忠良なる臣民となるには、修身齐家の外に他の道はない」と「修身齐家」を重視している旧学部の『普通学校学徒用修身書』の大韓帝国の「皇室」(4-6)とは内容がまったく別のものである。その内容を整理すると次のようなものである。

- ①我が国日本は万世一系の天皇を奉戴する国であり天祖天照大神から継承していること。神武天皇以来二千五百年皇統は天壤とともに無窮で連綿として絶ゆることがない。君臣の分は一定で永久不渝えある。我が国体の尊厳の所以はここにある。皇室は国の初めから我が国を統治し、仁徳天皇や醍醐天皇など歴代の天皇は人民の幸せを願い、歴代天皇は人民を赤子の如く愛撫して、人民は皇室を慈父の如く仰奉する。
- ②日本は建国以来外国から侵略されて侮蔑をうけたことがなく、文明国として国運は伸張して世界最強国の位置に同列するに至ったのは、今上陛下の威徳の賜である。今上陛下は朝鮮貴族令で旧韓国皇室を優遇し、朝鮮人のために地稅減免して民力を休養させ、孝子節婦を褒彰し大赦特例を發布された。また、各道に慈惠医院設置し各郡に恩賜金を提供されて授産、教育及び凶歉救済を準備させるようにし朝鮮人の永遠の福利を図られた。
- ③国民となった者は誰もがこのような至大至仁なる恩沢に浴して感泣しない者があるだろうか。我ら朝鮮人は世界無比の皇室を奉戴する大日本帝国の臣民となり皇室の鴻恩大徳

を奉答して忠良なる臣民となる決心を有するべきである。

これまでの大韓帝国皇帝に対する修身教材ではなく、朝鮮人生徒に教授する天皇・皇室に関する最初の修身教材である。内容的には上記の三つの部分に分かれている。①では日本国は天祖天照大神から万世一系の天皇が統治する国であり、初代神武天皇から 2500 年間皇統が連綿と続いていることを記して神聖不可侵の天皇像を示し、天皇と臣民は慈父と赤子のような関係であることを教示している。しかし、これは天皇と帝国日本臣民の関係であり朝鮮人に関係がなく、また、朝鮮民族の始祖は檀君であり神武天皇は無関係である。

②は日本が文明国になり世界の最強国となったのは天皇の威徳の賜であり、「韓国併合」後は朝鮮と朝鮮人の福利のための施策や恩賜金が与えられたことを記して、明治天皇を主とした天皇の偉業と朝鮮人への恩恵が強調された。しかし、朝鮮への干渉や保護国化を導いたのは日清・日露戦争であり、日本の強国化は朝鮮への侵略を強化しただけであり朝鮮人にとっては天皇の偉業として評価するべきものではなかった。地稅減稅や孝子節婦褒彰、大赦特例、慈惠医院設置、各郡への恩賜金などは、統監寺内正毅が「諭告」の中で説明している施策である。

③では「併合」後に朝鮮人は天皇が統治する大日本帝国の臣民となったので、天皇・皇室の恩沢に感謝して「忠良なる臣民」となる決意を有するべきであると教諭している。これは統監寺内正毅が「諭告」の中で説明している施策を天皇の「恩沢」として朝鮮人に示して、その「恩沢」に報いることが求められている。それ故、ここで述べられている「忠良なる臣民」は、本間が指摘しているように「日本人に対して求められている「忠良なる臣民」とは異質な原理が強調されている⁶⁴」と言える。

(2) 教育勅語と修身教授との関係

天皇・皇室の教材化にあたって、教育勅語をどのように位置づけたのであろうか。もともと旧学部の『普通学校学徒用修身書』には、文部省の『尋常小学修身書』や『高等小学修身書』などの勅語の聖旨に沿った徳目は教材化されていないので、「併合」後は、『訂正普通学校学徒用修身書』に勅語関連の内容のものを教材化する必要性があった。しかし、この教材が編纂された時期は、朝鮮教育令や普通学校規則は公布されていないので、天皇と臣民としての朝鮮人の関係、教育勅語の扱いや内容をどの程度反映させるかは、小田省吾ら教科書編纂者にとっては非常に重要な問題であったと考えられる。現状は朝鮮教育令の公布前であり、『訂正普通学校学徒用修身書』の編纂時期ではその判断は難しかった。編輯課長の小田省吾は教育勅語と修身教授の関係について、朝鮮教育令公布直前の教科書講習会で次のように語っている。

勅語と修身教授との関係につきては未だ別に公示せられたるものなきを以て確信する能はざるも近時往々勅語を奉読する学校あるを耳にするを以て小官一個の私見を述べべし。言ふまでもなく勅語の御主旨は之を古今に通じて謬らず、之を中外に施しても悖らざるものなるを以て、之を鮮人教育の要諦となすに於て差支なかるべく、聖旨を奉体して教育に従ふべきものなりと信ずるも、事に緩急あり物に先後あり。今日直に勅語其の物を標榜し、修身の教授、訓話の場合等悉く皆其の帰結を勅語中の御言に求むるも如何や。要は近くして解し易きものより初めて順次遠くして解し難きものに及ぼし、時勢の進歩に伴れて漸次其の御趣意を闡明すべきものなりと信す⁶⁵

小田省吾の勅語と修身教授の内容は、朝鮮総督府開催の講習会の発言であるので小田個人の考えというよりも総督府内務部学務局の考えと見なして良いであろう。つまり、教育

勅語を普通学校において修身教授することは問題がないが、勅語の徳目を直ぐさま直接的に教授するのではなく、「時勢の進歩に伴れて漸次其の御趣意を闡明」すべきだと述べている。つまり朝鮮の「時勢及民度」に合わせて教育勅語の徳目に対応していくべきであるとしている。この教育勅語に対する対応は、「内地」帝国教育会などの考えと異なり寺内総督や学務局官僚の考えを反映している。

これらの事情から『訂正普通学校学徒用修身書』の編纂にあたっては、教育勅語の徳目に従った教材の配置や勅語の旨趣を直接的に反映した教材をひかえ、教材化にあたっては漸次にすすめていく方向性をとったと考えられる。朝鮮教育令公布後の教科書講習会でも小田省吾は、ほぼ同じ内容で講話をしている⁶⁶。教育勅語を修身教科書に直接的に反映した教材化まで考えていない。この段階では教育勅語の教材化にあたっては、漸次にすすめていく方向性であったと言える。結果的に学務局編輯課においては、『訂正普通学校学徒用修身書』を早急に発行しなければならないという時間的な制約や朝鮮教育令の方向性が明確でなかった点などから、天皇関連の新規単元は「皇室」(4-6)だけとなり、その内容に教育勅語の徳目を直接反映させることはなかった⁶⁷。

4. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用修身書』の位置づけ

『訂正普通学校学徒用修身書』に改編されても、旧学部の『普通学校学徒用修身書』で重視されていた勤儉・公德心・規律化重視の徳目教材は継続され、寺内正毅総督の「併合に関する諭告」で述べられていた「儉勤ノ美風ヲ涵養する」ために一層強化・徹底化された。同じく「併合に関する諭告」で示された朝鮮人の「懶惰ノ陋習ヲ一洗」は、保護国期以上に日本人の朝鮮人に対する「懶惰ノ弊習」観を固定化させ、「勤儉力行」の徳目が重視された。また、「併合」による大韓帝国の消滅により、今まで以上に「朝鮮独立」に連想される教材は徹底的に再点検されて削除された。そして、大韓帝国の修身教科書として辛うじて収録されていた朝鮮王朝の太祖高皇帝を祖とする大韓帝国皇室の教材は削除され、新たに大日本帝国の天皇による朝鮮への恩沢が強調され、「朝鮮人は世界無比の皇室を奉戴する大日本帝国の臣民となり皇室の鴻恩大徳を奉答して忠良なる臣民となる決心を有すべきである」と教示された。しかしながら、「皇室」(4-6)は教育勅語を天皇との関連で教材化するまでには至っていない。

このように『訂正普通学校学徒用修身書』では天皇関連の教材は「皇室」(4-6)だけであったが、朝鮮教育令の内容を受けて編纂された新しい総督府編纂『普通学校修身書』においては、「皇室及び国家に対する心得」が重視されて皇室関連教材は「テンノウヘイカ」(1-10)、「明治天皇」(2-24)、「今上天皇陛下」(3-1)、「皇后陛下」(3-2)、「明治天皇」(4-2)、「昭憲皇太后」(4-3)、「能久親王」(4-4)などの教材が編纂され各巻ごとに収録されるようになる。特に普通学校に入学したばかりの時期の修身授業では、『訂正普通学校学徒用修身書』の巻1の問題に対処して「掛図」と挿絵のみの「テンノウヘイカ」(1-10)を教授して「天皇の存在」を入学当初から生徒に浸透させている。「韓国併合」による大韓帝国皇帝・皇室の消滅と朝鮮教育令の指針により、修身教科書上での天皇の可視化は「併合」直後に編纂された『訂正普通学校学徒用修身書』と比較すると飛躍的に増加している。

朝鮮人に対する「懶惰ノ陋習」観による勤儉力行の徳目重視は、「懶惰ノ陋習ヲ一洗」の諭告により朝鮮教育令公布後の『普通学校修身書』に連続して引き継がれていった。ただし、朝鮮教育令の「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」による修身教育の要である朝鮮人と教育勅語との関係は、天皇の可視化や恩沢の教材化の視点の面では『訂正普通学校学徒用修身書』と『普通学校修身書』では変化が見られたが、勅語の「皇祖皇宗ノ遺訓」「爾祖先ノ遺風」「国憲ヲ重シ」「義勇公ニ奉シ」などの倫理に関しては両教科書の間には断絶は見られず不明瞭な状態が持続されていた。

第4節 「日語」から「国語」へー『訂正普通学校学徒用国語読本』ー

1. 『訂正普通学校学徒用国語読本』編纂の実際

(1) 「日語」教科書から「国語」教科書へ

『訂正普通学校学徒用国語読本』（図4-6）は、その名称からもわかるように統監府期の旧学部編纂の「日語」読本教科書から「国語」に大きくその立場を変えた。朝鮮人生徒にとっては、これまでの「日語」は外国語ではなく「国語」になったことを教科書で実感することになる。大韓帝国学部の時代から幣原坦や俵孫一、三土忠造ら学部日本人官僚は、日本語を最重要視して「日語」として普通学校の必修科目に設定し、『普通学校学徒用日語読本』編纂してその普及を図っていた。「併合」後は朝鮮植民地教育の最重要方針として、また、「忠良なる国民の育成」の手段として日本語は重要視されることになる。

「併合」直後の1910年10月に三土忠造は「違つた国民が合して一の国民を他の国民に同化すると云ふ場合に、最も必要なものは国語である。それで朝鮮が日本の領土になり、朝鮮人が日本帝国の臣民になつた以上は之を一日も早く同化しなければならぬ、同化する方法手段としては日本語を成るべく広くなるべく早く、普及させる方法を講じなければならぬ⁶⁸」と「同化」の手段としての日本語普及を主張している。同じく帝国教育会の沢柳政太郎は、1910年10月に雑誌『帝国教育』に掲載した論説「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」において、「日本語普及に全力を注いで、一気呵成に、此の基礎的であると同時に、永久的であるところの教育をなしとげるがよいと思ふ。国民統一の為には法律制度の統一も必要である。風俗習慣の統一も必要である併し何よりも必要なは言語文字の統一である。日本語の普及は即ち日本思想の普及である⁶⁹」と日本語普及に全力を挙げることを主張している。そして、「同化」の視点から「朝鮮人を日本人化するには、如何なる方針を執つたらよいかと云ふに、先づ、それには第一歩として日本語を彼等朝鮮人に普及せしむるより先なるはないのである、即ち日本語を朝鮮語にして仕舞ふのである⁷⁰」と朝鮮人「同化」の手段としての日本語普及を指摘している。

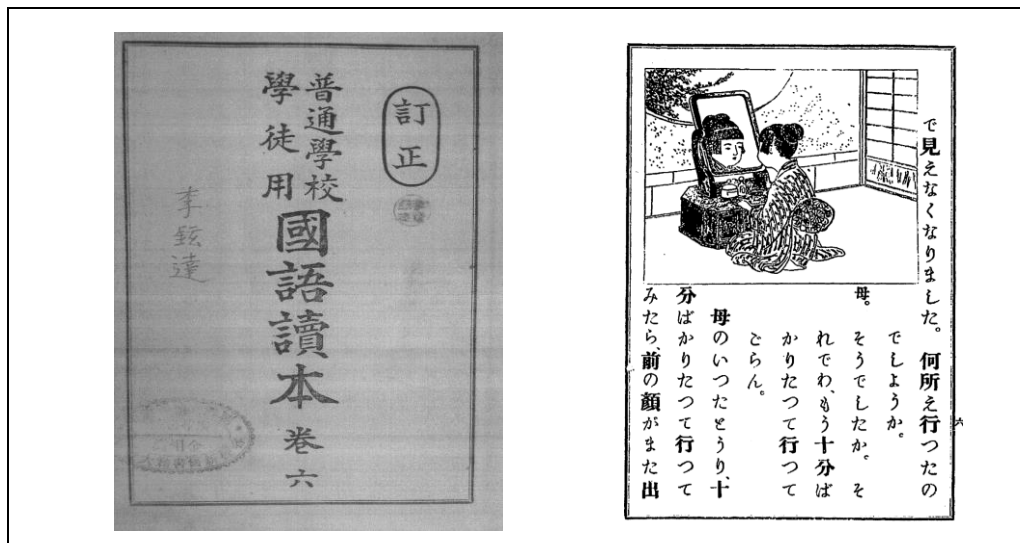
「日語」普及に熱心だった旧学部学政参与官の職にあった幣原坦は、「併合」後の日本語と朝鮮語の立場の転換について「合邦が茲に再び朝鮮教育の形勢を一変せしめたことは言ふまでもない。即ち日本語といへる名称は頓に消えて、これを国語と呼ぶの新事実を生み(略)日本語と朝鮮語との地位が顛倒するに至つたのは、発展し行く時代が生み出した新現象である⁷¹」と朝鮮の後進性に対する日本の先進性の結果であるとしている。

このように植民地朝鮮での日本語普及が注視される状況下で、学務局編輯課は朝鮮教育令公布の前に暫定的な日本語読本教科書を編纂しなければならなかった。『訂正普通学校学徒用国語読本』は旧学部の『普通学校学徒用日語読本』と比較して全体の課数に大きな変動もなく、日本の国語教科書のように片仮名から学習ではなく漢字から学習する巻1の日本語学習の形態も変わっていない。旧学部の『普通学校学徒用日語読本』と同様に巻4までは、日常生活や学校生活、自然現象などを題材として対話文形式で学習が進展していく構成で、挿絵も朝鮮人生徒で描写されている。ただし、教師や警察官、役人は日本人で描かれていて朝鮮人は日本人から指導を受ける立場であることを暗黙的に表現している。

『訂正普通学校学徒用国語読本』は、以下に示すように朝鮮教育令公布後に発行された総督府編纂『普通学校国語読本』全8巻が完備するまで普通学校で使用された。

『訂正普通学校学徒用国語読本』は、明治44年(1911年)3月15日に全8巻の初版が刊行された⁷²。その後、筆者が確認した範囲であるが、巻1は明治45年(1912年)7月5日に第5版まで発行され、同様に巻2は明治45年(1912年)3月15日に第4版、巻3は明治45年(1912年)3月15日に第5版、巻4は明治45年(1912年)3月15日に第4版、巻5は

【図 4-6】『訂正普通学校学徒用国語読本 巻 6』表紙と第 23 課「おはなと鏡」



大正 2 年(1913 年)1 月 15 日に第 6 版、巻 6 は大正 2 年(1913 年)1 月 15 日に第 6 版、巻 7 は大正 2 年(1913 年)1 月 15 日に第 6 版、巻 8 は明治 44 年(1911 年)12 月 15 日に第 4 版がそれぞれ発行されている⁷³。このことから、『訂正普通学校学徒用国語読本』も他の『訂正普通学校学徒用修身書』や『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』と同様に朝鮮教育令公布後も発行されていたことがわかる。大正 2 年(1913 年)4 月開催の公立普通学校教員講習会での小田省吾の「普通学校各種教科書新旧使用別」の説明において、国語読本は「第一、第二学年は新編本(朝鮮教育令後の総督府編纂『普通学校国語読本』を指す一筆者)を使用、第三学年以上は旧本を使用⁷⁴」と述べられている。つまり巻 1 から巻 4 までは新編本を使用した、巻 5 から巻 8 は『訂正普通学校学徒用国語読本』を継続して使用していたことがわかる。

(2) 『教授上ノ注意並二字句訂正表』を反映させた教科書の編纂

【表 4-3】は『訂正普通学校学徒用国語読本』の巻 5 から巻 8 の各課名と『普通学校学徒用日語読本』からの加除訂正の一覧表である。課数や頁数に関しては、教材を削除された巻 7 を除いて課数と頁数とも大きな変化は見られない。字句訂正の教材は、「旧学部編纂普通学校用教科書字句訂正表」によって指示されたものである。『普通学校学徒用国語読本』全体では、67 箇所の語句が訂正指示され、その 8 割以上が「韓国」「我国」「日本」の字句をそれぞれ「朝鮮」「日本」「内地」に訂正するものであった。『訂正普通学校学徒用国語読本』においても、削除された巻 7 の「朝鮮と日本との交通」と「日本と支那との交通」を除いて「字句訂正表」の指示が踏襲されている。

修正や変更された『訂正普通学校学徒用国語読本』の教材に関しては、課の題名が変更された教材は全 4 課で大韓帝国の国土が消滅したことにより、「韓国のまわり」は「朝鮮のまわり」(5-20)に、「韓国の海岸」は「朝鮮の海岸」(5-21)に変更され、大韓帝国の気候を扱った「韓国」は課名が「朝鮮」(5-3)に変更された。日本の領土として樺太、本州、台湾、琉球の範囲を説明していた「日本」は、課名が「我国」(7-3)に変更され、本文では「又コノ外ニ半島ガーツアリマス。ソレワ朝鮮デス。地図ヲゴランナサイ。黒イ所ワ我国デ、白イ所ワ他ノ国デス」と朝鮮は日本の領土になった事実を地図上の黒色で強調した。その他に課名の変更はないが、本文において「内地」と朝鮮の関係を示しているのが「島と半島」(5-19)である。『普通学校学徒用日語読本』では、「この五つの大きな島のほか

に沢山の小さな島を合せて日本というのです」と「内地」の語句を使用していなかったが、『訂正普通学校学徒用国語読本』では「内地と朝鮮のほかには台湾とカラフトとその他沢山の小さな島を合せて、日本というのです」と「内地」と朝鮮を含めた「外地」を合せて日本と称することを明記している。そして、視角化するために日本列島と樺太、朝鮮、台湾を含めた「大日本帝国略図」を添付して獲得した帝国の領土を強調した。

(3) 日本の優位性の保持と「併合」の正当性－削除された教材と新規教材－

削除された教材は『普通学校学徒用国語読本』の巻7の「朝鮮と日本との交通」と「日本と支那との交通」、巻8の「運のよかった人」の課であるが、「旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」においては何ら指示事項がなかった課である。「運のよかった人」に関しては、15課の「日露戦争」の後の16課の位置にあったので、「韓国併合」に至った経緯を説明している「日露戦争後の日本」(8-16)と入れ替えるために削除されたと考えられる。「朝鮮と日本との交通」(7-4)に関しては、その教材文の中に「朝鮮が先ず支那から習って、それをまた、日本に教えたのです」や「その時分わ、朝鮮わ日本よりも、よくひらけていましたから」などの文章が挿入されているため、日本の優位性を否定して

【表4-3】『訂正普通学校学徒用国語読本』の訂正・変更・削除一覧表

『訂正普通学校学徒用国語読本』巻5				『訂正普通学校学徒用国語読本』巻6			
巻	課	課名	訂正・削除	巻	課	課名	訂正・削除
巻5	1	新學年	—	巻6	1	空気	—
	2	木の芽	—		2	おはなと鏡一	—
	3	朝鮮 課名変更	韓国→朝鮮 他6箇所		3	おはなと鏡二	—
	4	着物	韓国→朝鮮		4	洪水	韓国→朝鮮 他
	5	課名なし	—		5	洪水の原因	—
	6	二人ノ決心	—		6	森林一	韓国→朝鮮
	7	虎 トアカンボー1	—		7	森林二	全国→全半島
	8	虎 トアカンボー2	—		8	公園	わが国→朝鮮
	9	海の水	—		9	文明国の子供	ドイツの子供削除
	10	雪と塩と砂糖	—		10	地球一	—
	11	貨幣	—		11	地球二	—
	12	紙幣	—		12	水と陸	日本→内地
	13	金属	—		13	晝夜	—
	14	馬ト牛	日本→内地 他		14	老人三人の話	—
	15	動物の色一	—		15	冬ノ植物	—
	16	動物の色二	—		16	果物と野菜	—
	17	桃ノ木	—		17	動物の食物	—
	18	雨	—		18	胃の説諭一	—
	19	島と半島	日本→内地 他		19	胃の説諭二	—
	20	朝鮮のまわり	課名変更 韓国→朝鮮		20	郵便切手ノ話一	—
	21	朝鮮の海岸	課名変更 韓国→朝鮮		19	郵便切手ノ話二	—
	22	仁川港	—	21	郵便切手ノ話三	—	
	23	税関	馬山→削除 他				
	24	船長の話一	—				
	25	船長の話二	—				
	26	金持ニナツタ老人	—				
	27	貯金	—				
	28	預金	—				
	29	雷	—				
	30	光と音	—				

出典：内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』『訂正普通学校学徒用国語読本』より作成。

注1：→印は訂正前と訂正後を表す。

注2：—印は字句訂正なしを表す。

『訂正普通学校学徒用国語読本』巻7

巻	課	課名	訂正・削除
巻7	1	雨と雪(一)	—
	2	雨と雪(二)	—
	3	我国	課名変更 日本→我国
		朝鮮と日本との交通	削除
		日本と支那との交通	削除
	4	内地ノ府県	課名変更 日本→内地
	5	新橋のすてーしょん	—
	6	宿屋一	—
	7	宿屋二	—
	8	籍の注文	—
	9	物と植物(一)	—
	10	物と植物(二)	—
	11	よい丁稚	—
	12	東京	日本→我国
	13	議論ト喧嘩	—
	14	裁判所	—
	15	裁判所二	—
	16	晝夜ノ長短	—
17	赤道	韓国や日本→我国	
18	星	—	

『訂正普通学校学徒用国語読本』巻8

巻	課	課名	訂正・削除
巻8	1	物の価	—
	2	紙幣の為替	—
	3	天津條約	韓国→朝鮮
	4	日清戦争	韓国→朝鮮
	5	隣国	韓国→朝鮮
	6	分業	—
	7	我々ノ着物	—
	8	銀行一	—
	9	銀行二	—
	10	良い医者	—
	11	祈禱と薬一	—
	12	祈禱と薬二	—
	13	京城東京間一	韓国→朝鮮
	14	京城東京間二	日本→内地
	15	日露戦争	変更
		運の良かった人	削除
	16	日露戦争後の日本	新規
	17	兵卒の子フリッツ1	兵隊→兵卒の子
	18	兵卒の子フリッツ2	兵隊→兵卒の子
	19	卒業式	—
20	校長の演説	—	

いる文言として削除されたと考えられる。同様に巻7の「日本と支那との交通」の文章にも、「朝鮮人がいろいろな事を教えてくれたから、日本わだんだん開けました」や「今まで朝鮮人に習っていた事を」など朝鮮の先進性を認める文言があるため削除されたと推測される。これらのことから、旧学部編纂の『普通学校学徒用日語読本』の教材として認められていた古代の日本と朝鮮との歴史的事象は、「併合」後はより厳しく内容を精査されて総督府編纂教科書には認められなくなったことを示している。

『訂正普通学校学徒用国語読本』の中で唯一新しく作成された教材が、日本の「韓国併合」の正当性と天皇の恩情を説明している「日露戦争後の日本」(8-16)である。この教材は「旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」において、「韓国併合ニ関シ学徒ヲシテ誤解ヲ抱クコトナカラシムル様務ムベシ」と指摘されたことに対する具体的な対応で、以下がその教材文である。

内地と朝鮮とわ人種も同じであつて、太古から交通をしておりましたから、その間は、ちょうど唇と歯のような関係でありました。朝鮮わいつも西や北の国からいじめられてばかり居つて、力が弱く、平安な時が少なかつたから、そのため東洋にたびたび戦争が起りました。天皇陛下わ、つねに東洋ノ平和を確立することに御心配になつて、なんでも朝鮮を内地と同じ様に安全にせねばならぬと思召されました。そこで前の課で学んだ通り、我国は朝鮮のために清国やロシヤと二度まで戦争をして、大勢の人も死に沢山の金も費やしました。けれども、これがため朝鮮ばかりではなく、満洲までも平和になつたのわ全く天皇陛下の御恵といわねばなりません。それから一時、朝鮮わ日本の保護を受けて政治を改善することになつて、天皇陛下は統監府を置いて、それを指導させる事になされました。ところが朝鮮では何百年の間も政治が弛んでちょうど永年重い病気で寝ている人が、容易に健康体になる見込

みのないような有様でした。それだから朝鮮がこのままで居つては、再び東洋の平和が破れる源とならないようにする見込みは到底ありませんでした。元の韓国皇帝わ、早くもこの事に気付かれまして万民幸福のためには、朝鮮を大日本に併合し、永久に安寧を保つて東洋の平和を固くするより外わないと考へられました。そこで天皇陛下に此の事を願はれましたから、天皇陛下はそれを御承諾になつて明治43年8月から朝鮮は大日本帝国の一部となつたのです。それと同時にもと韓国といつたのを朝鮮と改め総督が天皇陛下の命をうけて、この半島を治める事になりました。

「日露戦争後の日本」(8-16)

このように、韓国併合までの日本と朝鮮の状況、保護国期から併合に至る総督府の見解を教科書に記述して、朝鮮人生徒に「併合」の正当性を教示した。小田省吾は「日鮮間には古来より特別の関係がある。即ち、唇齒輔車の間柄であるといふ事を知らしむこと、第三には、日韓併合の大主意を知らしむる⁷⁵⁾」ことであると説明している。教科書では日本は朝鮮のために清国やロシアと戦争をして、多くの生命と財政を費やして満洲も含めて東洋の平和を維持することに務めた。これらは、天皇の恩情と威光のおかげであること。そして、朝鮮を保護して施政の改善に図つたが、「朝鮮は何百年も政治が弛んでいて、永年重い病気で寝ている人が容易に健康体になる見込みのない有様」だった。そのため韓国皇帝が万民幸福のために朝鮮を大日本帝国に併合し永久に安寧を保つことを願つたので、天皇がそれを承諾し朝鮮は大日本帝国の一部となつたと叙述されている。このように、「韓国併合」に至るまでの天皇の威光と恩情を示すとともに朝鮮の停滞性と「併合」の必然性を強調しているのである。

2. 『訂正普通学校学徒用国語読本』の問題と学務局編輯課の対応

「併合」後、「日語」から「国語」に変化して統監府期以上に日本語教育の重要性が各方面から指摘されたが、『訂正普通学校学徒用国語読本』は「併合」の正当性と天皇の威光を示した新教材を除いては、ほとんど旧学部の『普通学校学徒用日語読本』と同じである。特に巻1を中心とした入門期の日本語学習の教授形態や指導方法に関しては、幣原坦が担当した『日語読本』(第2章第4節参照)頃と変化していない。その背景として、『訂正普通学校学徒用国語読本』は朝鮮教育令施行後に編纂される新しい国語読本が整備されるまでの暫定的教科書という性格もあるが、『訂正普通学校学徒用国語読本』に内在している問題点に編輯課が手を触れなかった点にある。小田省吾は普通学校教監講習会の「教科書取扱上の注意」で、入学してくる生徒は漢字とハングルで叙述されている『普通学校学徒用修身書』巻1の教科書を理解できない状態であると指摘している⁷⁶⁾。

『訂正普通学校学徒用国語読本』も巻1は漢字から始まっているため同様の状態で、この原因は「併合」前後の時期から普通学校の拡大に伴って、書堂未経験の幼年の生徒も多く普通学校に入学するようになってきたため、漢字中心の巻1は授業に支障をきたすようになってきたからである。小田省吾も書堂出身者の識字力と教科書編纂の関係について「旧学部時代に編纂したる日語読本あると雖も、当時の普通学校生徒は多く書堂を經過し漢字の知識を有せしを以て、該読本亦漢字を以て日語を教ふる媒介とし、漸次仮名を教ふる方針を取りたるが為、其の教授の方法は勢翻訳教授に拠らざるべからず」と日本語を朝鮮語に翻訳して学習する教授法で旧学部の日語教科書が編纂されていたことを指摘している。

そして、朝鮮教育令施行後の新しい総督府編纂『普通学校国語読本』では、「翻訳教授に依らず、専ら直観的直接教授を為すに便なる様編成す」と根本的に日本語教授法を変えて教科書を編纂するとしている。実際、『訂正普通学校学徒用国語読本』の後に刊行された総督府編纂『普通学校国語読本』巻1第1課では、動作を伴っている挿絵とそれが表して

いる単語で教材が構成されていて⁷⁷、『訂正普通学校学徒用国語読本』巻1第1課の漢字のみの教材とは非常に異なっていることがわかる。このような教授法に沿った教材を『訂正普通学校学徒用国語読本』に適応するためには、そのための準備時間を要することになる。また、編輯課は「朝鮮人に入り易く、且つ歴史的仮名遣を学習する場合に出来得る限り困難少き仮名遣」を普通学校教科書に採用するために、総督府制定の仮名遣を準備研究中でもあった。それ故、新しい国語読本教科書の編纂準備もしなければならない編輯課としては、敢えて修正作業をせずに「併合」に対応した「字句訂正」と一部教材の削除のみで編纂した『訂正普通学校学徒用国語読本』を発行したと言える。

3. 「韓国併合」後の『訂正普通学校学徒用国語読本』の位置づけ

『訂正普通学校学徒用国語読本』は、大韓帝国を「併合」した大日本帝国の先進性と威信、天皇の恩情を示したが、教材に占める割合はまだ少なく、日本語教授法や仮名遣表記も旧学部の『普通学校学徒用日語読本』を踏襲したままであった。『訂正普通学校学徒用国語読本』は、旧学部の『普通学校学徒用日語読本』と比較して字句訂正や一部教材の削除と追加教材を除いては大きな変更はなかった。「併合」直後の暫定教科書としての『訂正普通学校学徒用国語読本』の役割は、統監府期と同様に日本語学習を通して生活上の基礎的知識を身につけ、普通学校卒業後は総督府の統治に従う日本語が理解できる朝鮮人を育成することであった。

しかし、朝鮮教育令によって国語教科書には朝鮮人に「有用な知識技能を得しめる」とともに国語（日本語）を通して「国民精神の涵養」を求められるようになった。そのため朝鮮教育令公布後に新しく編纂された総督府編纂『普通学校国語読本』では、教育勅語の趣旨に沿った題材が教材化され、漢字からではなく片仮名からの入門指導が導入されるとともに総督府制定の仮名遣法によって編纂された。それ故、統監府期の「日語」教科書の編纂趣意を引き継ぐ『訂正普通学校学徒用国語読本』は、国語（日本語）教育の目的を「国民タルノ性格ヲ涵養スル」⁷⁸こととする総督府編纂の国語教科書と比較すると日本語を通じた植民地教育の連続性に変化が見られる。それは、統監府期の植民地化のための「実用」「処世」のための「日語」教育から、朝鮮人「同化」のための「国語」教育への変換がその背景にあったと言える。

第5節 朝鮮教育令公布後の最初の総督府編纂教科書—『普通学校国語補充教材』—

1. 『普通学校国語補充教材』編纂の背景とその運用

(1) 国語授業時数の増加と『訂正普通学校学徒用国語読本』の教材不足

『普通学校国語補充教材』⁷⁹は、「教材」と記されているが全18課97頁（本文86頁、附録11頁）で構成されている国語読本で、1911年12月15日に初版が刊行された。編纂理由は、凡例に「本書ハ現行読本ノ教材ヲ補ハンガタメ編纂シタルモノニシテ国語読本巻八ヲ授ケ終リタル後使用スベキモノトス」とあり、併合の翌年に編纂にされた『訂正普通学校学徒用国語読本』の巻8以降の教材を補充するためであると述べられている。編纂の背景には現行の『訂正普通学校学徒用国語読本』の教材不足の問題があった。既に第4節において説明しているが、朝鮮教育令の公布は未定であったため大韓帝国期の学部編纂『普通学校学徒用日語読本』を修正した暫定的な『訂正普通学校学徒用国語読本』を1911年3月に刊行した。この『訂正普通学校学徒用国語読本』は、統監府期の学部令「普通学校令施行規則」（1906年）の「普通学校教科課程及毎週教授時数表」の日本語教授時数（毎週6時間）を基にして編纂されていたため、併合後の「普通学校規則」（1911年）の教授時数表で規定された国語教授時数増加⁸⁰（毎週10時間）に対応できない状況に陥っていた。つまり、教授時数増加による『訂正普通学校学徒用国語読本』の教材不足の問題が露呈し

たのである。

この問題に直面した総督府学務局は、1911年8月に開催された公立普通学校教監講習会において「教授時数の増加に伴う教材の不足を補はんがため、別に第四学年用として国語補充教材を編纂して之を本学年第三学期の初までに出版せんとして、現に其の事業を急ぎつつあり⁸¹」と『普通学校国語補充教材』の編纂の事情を説明している。このように『普通学校国語補充教材』は、併合後の教授時数増加に対処するために急遽刊行された応急的教科書で使用期間も短かったため、朝鮮事歴を補充した『尋常小学国史補充教材』や朝鮮関連教材を採録した『尋常小学校補充教本』などの補充教本と比べると管見の限りこれまで取り上げられることはなかった⁸²。

しかし、『普通学校国語補充教材』は単なる教材を補充しただけのものではなく、朝鮮教育令に対応した新しい総督府編纂『普通学校国語読本』の発行に先立って朝鮮教育令の旨趣に沿った教材を開発し、総督府が考案した仮名遣法を試行している点にその特色がある。また、併合直後に編纂された訂正版教科書とは異なり、朝鮮教育令公布後に総督府学務局が編纂した最初の教科書でもあった。本節では『普通学校国語補充教材』編纂の背景や教材構成・選択の視点、教材内容の分析を通して、朝鮮教育令公布直後に先行的に編纂された国語読本教科書の特性を考察する。

(2) 『普通学校国語補充教材』編纂による緊急対応

「韓国併合」により朝鮮人生徒が学ぶべき「国語」は「朝鮮語」ではなく「日本語」となり、朝鮮教育令施行による各学校規則の要旨と注意事項の概要を示した「朝鮮総督府訓令第86号」において普通学校における「国語ハ国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナルノミナラス日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クルニ於テ欠クヘカラサル⁸³」ものと示された。また、「普通学校規則」（1911年10月20日公布）によって国語は意思疎通及び知識技能を得るための手段として学ぶ⁸⁴のみならず「国民精神ノ宿ル所⁸⁵」であると規定され、「併合」による国語（日本語）重視は必然的に普通学校での授業時数増加を生じさせた。総督の寺内正毅は、国語の授業を毎週12時間程度にする意向を語り⁸⁶、学務課長弓削幸太郎は、「一国の内で同一の言語文学の通用することは極めて望ましいことで、国家の統一は之によりに強固になるのであるのである。又朝鮮人を文化の途に進ましむるには日本語に熟達せしむるを捷徑する。之を以て普通学校では国語を重要なる教科目として其の授業時間の如きも一週10時間とし、各科目中最多の時を配当した⁸⁷」と国語教授時数増加の理由を語っている。

国語教授時数増加の規定は、1911年10月の「普通学校規則」公布からと見なされているが、実際は「国語」重視の方針から1911年2月下旬頃には各道庁に通達されていて、前述の公立普通学校教監講習会では「明治44年2月22日学発第56号通牒を以て、国語は新規則の制定せらるるに至るまで、毎週10時間以内に於て各学校をして適宜に定めしむることとなりたる⁸⁸」と学務局通牒の指示が言及されている。また、1911年2月11日付の『毎日申報』には「国語時数の通牒」という見出しで、宇佐美勝夫内務部長官が各道に通達した記事が掲載されていて、教授時数増加指示は「普通学校規則」公布より約8ヶ月も早い時期からなされていたことが指摘されている⁸⁹。

学務局は国語授業時数増加の対策を準備し、新国語読本教科書が整備されるまでの移行期間中の『訂正普通学校学徒用国語読本』の各学年配当と『普通学校国語補充教材』の取り扱いについて説明している。1912年4月と7月の公立普通学校長講習会において「教科書取扱方要項」として、「新規則に依るに国語の毎週教授時数は各学年10時間づつなるも、現行国語読本は旧時の各学年6時間に適応する様編纂せられたるものなれば、實際教授上教科の不足を来すは勿論なるにつき、読本の各学年配当につきは一考を要すべし⁹⁰」

と説明して、各学年の『訂正普通学校学徒用国語読本』の配当事例や第4学年での『普通学校国語補充教材』の追加を提示している。このように、学務局は国語教授時数増加とその対策に対して講習会での説明や『普通学校国語補充教材』の発行などきめ細かく対応した。しかし、「普通学校規則」によって毎週10時間の教授時数が「朝鮮語・漢文」として週6時間に減じられた「朝鮮語」とその教科書である『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』に関しては、何等対策を示すことはなかった。

『普通学校国語補充教材』は応急的な教科書であったが、1913年1月には3版が発行されて、新編教科書である総督府編纂『普通学校国語読本』全8巻が完結する1915年10月頃まで使用された。この期間、普通学校で使用された国語教科書は学年によって異なり、1913年4月の普通学校教員講習会での配当説明⁹¹では、第1学年と第2学年は新編教科書である総督府編纂『普通学校国語読本』使用、第3学年は『訂正普通学校学徒用国語読本』使用、第4学年は『訂正普通学校学徒用国語読本』と『普通学校国語補充教材』使用という、新旧教科書と『普通学校国語補充教材』が混在した極めて変則的な教科書配当になっていた。このような状況は、「内地」から普通学校に赴任してきた日本人教員には経験したことのないものであり、『普通学校国語補充教材』が使用されていた期間は、「普通学校規則」などの法令は一応整備されたが、実際の普通学校での授業では編集方針の異なる新旧教科書が混在した状況の中で国語教育が実施されていたのである。

2. 教科書編集上の新たな試み

『普通学校国語補充教材』には、後の総督府編纂『普通学校国語読本』に採用された教科書編集上の新しい試みが実施されている。その一つは総督府が新たに考案した普通学校用仮名遣を教材文に試行したことである。併合後の新教科書編纂において重要な課題は、教科書記述における仮名遣の問題であった。学務局編輯課長の小田省吾は、「速に国語の普及を図ること最も緊切にして、仮名遣の難易は其の成績に影響する所至大なること」と教科書で使用する仮名遣の重要性を指摘している。現行の『訂正普通学校学徒用国語読本』の仮名遣表記は、統監府期の『普通学校学徒用日語読本』と同様で、例えば助詞の「は」「へ」は、「わ」「え」と表音的に表記されていて歴史的仮名遣は使用されていなかった⁹²。しかし、歴史的仮名遣を採用している文部省の第二期国定教科書と同様の仮名遣で表記することは、「多数の朝鮮人教師に使用せしめ誤謬なき教授をなさしむには歴史的仮名遣は甚だ不便」であった。そこで、小田省吾は「朝鮮人に入り易く、且つ歴史的仮名遣を学習する場合に出来得る限り困難少き仮名遣を採用し、之に依りて普通学校教科書を編纂し、以て国語普及上著しき効果あらしめむことを期せり」として、新たに「普通学校用仮名遣法」を制定して新教科書を編纂したと説明している⁹³。この仮名遣を総督府編纂『普通学校国語読本』の前に取り入れたのが『普通学校国語補充教材』であり、その凡例に「本文ノ仮名遣ハ歴史的仮名遣ヲ用フ」「但シ振仮名ハ表音的仮名遣ニ依ル」と記されて『訂正普通学校学徒用国語読本』巻8を修了した朝鮮人生徒に教授している。

もう一つの編集上の試行は、学習効果を意図した課末の練習問題の設定と巻末「附録」の追加である。練習問題について凡例では「本書ハ練習ニ重キヲ置キ各課ニ之ヲ設ケタルヲ以テ教授ノ際ハ殊ニ注意シテ十分之ヲ活用センコトヲ要ス」とあり、学習内容に関する説明や問答を通じて語法や読み方、知識の定着を図っている。「附録」は【表4-4】に見られるように各課の内容を補強するための参考資料として添付され、後の総督府編纂『普通学校国語読本』巻8では、「皇統の連綿たるを知らしめる⁹⁴」ために天照大神からの系譜と第一代神武天皇から大正天皇までが記された「神代御略系及ビ天皇御歴代表」が附録に添付されるようになる。「附録」を設けた理由は学習資料でもあったが、背景には「教科書には日用便覧の如きものを添へて、学校卒業後にも参考たらしむる予定なり、目下使用し

【表 4-4】 『普通学校国語補充教材』 の内容構成

課	題 名	『普通学校国語読本』への教材転用・内容・他教科書からの引用
1	大日本帝国	巻3第19課「だいにっぽんていこく」、巻8第30・31課「大日本帝国」(1)(2)へ転用。
2	今上天皇陛下(初版)	巻2第20課「テンノウヘイカ」、巻3第20課「めいぢてんのう」、巻6第3課「明治天皇」へ転用。
2	明治天皇(三版)	天皇睦仁の死去に伴う題名の変更、巻6第3課「明治天皇」へ転用。
3	五穀物の効用	米・麦・粟・黍・豆の五穀の説明とそれらを原料とする食品の特色。
4	我が国の重要物産	巻7第5・6課「我が国の産物」(1)(2)へ転用。
5	実業	事業の種類—農業・工業・商業・林業・漁業・鉱業—の説明。
6	稲橋村の美風	巻8第13課「稲橋村の美風」へ転用。
7	我が国ノ風景	巻7第1・2・3課「我が国の景色」(1)(2)(3)へ転用。
8	日誌	巻8第24課「日記」日記の例文に学校での「紀元節」式典の様子や「君が代」の言葉を挿入。
9	為スベキ事ハスグニ為セ	何事も進んで仕事を早くこなせば、仕事に追われることはない。
10	職業に貴賤の別がない	巻6第23課「都会と田舎」、巻6第24課「人の職業」へ転用、金港堂版検定「高等小学読本」巻1第5課「人の職業」から引用。
11	養鶏	養鶏のための理科書・農業書的な内容。
12	安着の通知	巻8第23課「旧師に送る手紙」と同じ構成。
13	廃物ノ利用	国定「高等小学読本」巻2第13課「廃物利用」、検定「高等小学読本」巻1第12課「廃物利用」引用。
14	組合の利益	巻7第13課「組合」へ転用 滋賀県葛川村での製炭組合の成功談を教材化。
15	種子の注文	郵便局の振替貯金払込用紙を使用した種子注文の説明と候文使用の書簡文の読解。
16	養蠶	養蚕の方法、手順、注意等を記述、理科書・農業書的な内容。
17	桑の栽培	桑の栽培方法の解説、挿絵掲載、文部省編纂「小学農業書」巻1第67課「桑樹の栽培」と類似。
18	老農中村直三	金港堂版検定「高等小学読本」巻3第6課「老農中村直三」から引用。

【附 録】

番号	附録名	附 録 の 内 容
1	本邦面積及び人口	第1課資料 内地、朝鮮、台湾、樺太の面積と人口。
2	本邦主要開港場	第1課資料 内地の横浜、神戸、大阪、新潟等と朝鮮の釜山、仁川、元山と台湾の基隆の説明。
3	吉野山・瀬戸内・阿蘇山	第7課資料 吉野山・瀬戸内海・阿蘇山・金剛山・那智瀧・富士山の説明。
4	君が代の歌	第8課資料 君が代の歌詞の説明。
5	産業組合	第14課資料 信用組合、販売組合、購買組合、生産組合の仕組みと働きの説明。
6	地方金融組合	第14課資料 農民への融資、地方産業開発を目的とした地方金融組合の説明。
7	契	第14課資料 朝鮮の為親契、婚姻契、郷約契、牛契、殖利契、取利契、農事契等の説明。
8	振替貯金ノ組織	第15課資料 郵便局の振替貯金加入者の便宜のための送金方法の説明。
9	農産物種子ノ郵便料金	第15課資料 農産物種子の郵便料金—30匁まで1銭、30匁以上は30匁増す毎に1銭追加。
10	蠶種ノ催青	第16課資料 蚕種の人工的孵化のための方法と手順、注意点の説明。
11	桑ノ仕立方	第17課資料 桑の仕立方の根刈仕立、中刈仕立、高刈仕立の方法と手順説明。
12	参考地図	日本の道府県名日本地図と慶尚道・全羅道・忠清道・江原道・京畿道の地域の朝鮮半島地図。

しつつある国語補充教材には此の趣意によりて附録を加えられたり、此の趣旨よりするも児童にはなるべく教科書を購はしむる様したきものなり⁹⁵と述べられていて、卒業後も使用できる内容を追加して貸与ではなく教科書を購入させることをねらいとしていることがわかる。

『普通学校国語補充教材』に試みられた練習問題や「附録」の設定は、総督府編纂『普通学校国語読本』や総督府編纂『普通学校修身書』に取り入れられ、『尋常小学国語読本』などの国定国語読本教科書や台湾の『公学校用国民読本』には見られない朝鮮総督府独自のものであった。

3. 天皇の「恩沢」の強調と実用・勤勉を主とした教材化の視点

(1) 「天皇」の教材化の視点

『普通学校国語補充教材』に収録された教材は、後に『普通学校国語読本編纂趣意書』(1913年)の「記述事項」で示されている取り上げるべき教材⁹⁶に該当するもので、【表4-4】に見られるように天皇と実用・勤勉を主とする内容の題材で構成されていた。訂正教科書の編纂過程を経て、「朝鮮教育令」公布後に「明治天皇」と天皇統治の大日本帝国を最初に教材化したのが『普通学校国語補充教材』であった。重視した観点は、後に「教科書一般方針」で示される「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治し給ふ所」であること、「皇室を尊び、国家に尽すべき道を知らしむ。」ことなどを朝鮮人生徒に理解させる内容であった。

天皇に関わる教材は、第1課「大日本帝国」と第2課「今上天皇陛下」(初版)、同「明治天皇」(三版)である。課名が初版本と三版本で異なっているのは、天皇睦仁の死去に伴う明治天皇の称号による変更である。第1課「大日本帝国」では、台湾、朝鮮、樺太を含めた帝国の領土を示した「大日本帝国略図」が掲載され、国体に関して「我が国ハ万世一系ノ天皇ガオ治メアソバサレ政府ハ天皇ノ仰ヲ受ケテ政治ヲ行ヒマス」と万世一系の天皇による統治が強調された。この教材内容は、総督府編纂『普通学校国語読本』に基本的に継承されて「だいにっぽんていこく」巻3第19課(以下、3-19)、「大日本帝国(一)」(8-30)、「大日本帝国(二)」(8-31)としてより詳細な内容で編纂され、朝鮮は万世一系の天皇を奉戴する日本帝国の領土の一部であることを徹底させた

第2課「今上天皇陛下」では、明治天皇が朝鮮のために租税減免や大赦を実施したこと、両班儒生や孝子、節婦への恩賞、救恤金が施されたこと。また、恩資金1700万円による産業や教育振興などが記され、「我等ガ常ニ安穩ニ暮シ。毎日学校デ勉強スルコトガデキマスノハ、全ク天皇陛下ノ御恩デゴザイマス。実ニ此ノ上モナイ幸福デハアリアセンカ」とまとめられている。第三版の第2課「明治天皇」も同様の内容で「明治天皇ノ御恩ハ、カヤウニ鴻大デゴザイマス。其ノ御恩ニ報イルタメニハ、今上天皇陛下ニ真心ヲ捧ゲテ、メイメイノ職業ヲ怠ラヌヤウニ努メルノガ一番大切デアリマス」と、その天皇の「恩沢」とそれに対する臣民としての誠心と勤儉が強調されている。『普通学校国語補充教材』で示された明治天皇の朝鮮に対する具体的な「恩沢」は、総督府編纂『普通学校国語読本』の「テンノウヘイカ」(2-20)、「めいぢてんのう」(3-20)、「明治天皇」(6-3)や総督府編纂『普通学校修身書』の「明治天皇」(2-24)においても同じ内容で編纂され「皇室の御恩沢によるものなるを深く印象せしめる」教材として構成された。

このように、当時の編輯課は天皇を題材とした教材化を試みたが、その視点は天皇の「恩沢」に報いることを朝鮮人に求める構図であり、これは朝鮮教育令公布前に編纂された『訂正普通学校学徒用修身書』の「皇室」(4-6)で示された内容と大差はなかった。『普通学校国語補充教材』には天皇の恩沢に対する報恩は強調されているが、「忠良ナル国民」に関

連する部分は不明確であった。朝鮮教育令第2条の「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」に示された天皇の存在を植民地教育の中に位置づけるための新たな教材化の視点を提示するまでには至らなかった。その後、教育勅語は新しい総督府編纂「普通学校修身書」巻4の巻頭に収録され「教育ニ関スル勅語(1)」(4-24)、「教育ニ関スル勅語(2)」(4-25)、「教育ニ関スル勅語(3)」(4-26)として教材化されているが、総督府編纂『普通学校国語読本』には「天皇」「皇室」教材は存在しているが教育勅語に関連する教材は一切見当たらない。

(2)「懶惰の陋習を一洗し勤儉の美風を涵養」する教材

『普通学校国語補充教材』の中で最も収録の割合の多い教材は、実用・勤勉を主する内容のものである。『普通学校国語補充教材』は、普通学校の最終学年である第4学年が使用する教科書であったので、総督府が期待する卒業後の朝鮮人生徒が進むべき方向性を教示する教材構成となっていた。寺内正毅統監の諭告で教育の要として示された「弊ヲ矯メ華ヲ去リ実ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコト」⁹⁷を重視して、正直・勤勉・儉約・貯蓄・実用性を強調する「修身ニ関スル教材」や「理科及ビ実業ニ関スル教材」が多く収録された。

修身教材は卒業後は農業に就いて勤勉に働き、協力して儉約と貯蓄に励む姿を教示したもので、第6課「稲橋村の美風」、第18課「老農中村直三」、第10課「職業には貴賤の別がない」などの教材である。第6課「稲橋村の美風」では、山間僻地の村落である稲橋の村人は、農業に尽力して農事改良に励み、養蚕や製茶などの副業も発展させて豊かに暮らしていること。また、貯金を奨励して日露戦争の軍事公債には、全国で一番に応募したことなどを述べて、稲橋村の美風を模範として賞賛する内容の教材となっている。この教材は、総督府編纂『普通学校国語読本』でも「稲橋村の美風」(8-13)として、内容も記述もほぼ同じ形で採択されている。最終單元となる第18課「老農中村直三」では、稲種の改良、植桑養蚕、綿種の改良などに尽力した中村直三を取り上げて、その努力や苦労を重点化している。普通学校最後の国語教材として、卒業後は農業に従事して農事改善に取り組み、儉約・勤勉な農夫として暮らすことの意義を生徒に強調して学習を終える内容のものに構成されている。第10課「職業には貴賤の別がない」は、「分相応」な教育及び職業選択を示した教材で、普通学校を卒業した長男が、田舎での百姓を嫌がり官吏に憧れて京城の伯父を訪れ、そこで、伯父から百姓としてその職分を尽くすよう諭される内容である。総督府編纂『普通学校国語読本』では、この内容を拡大して「都会と田舎」(6-23)と「人の職業」(6-24)の二つの教材に分けて採択され、農業を嫌いより高い教育を受けて都会で立身出世を望むことよりも、どの職業も重要であり田舎で農業に尽力することの大切さが強調されている。朝鮮人生徒の学校教育は普通学校を最終学歴としたい総督府の方針を教科書の教材で示している。

農業実習に向けた理科・実業教材は、第11課「養鶏」、第15課「種子の注文」、第16課「養蠶」、第17課「桑の栽培」などで、これらは農業・実業的要素が濃厚な内容の教材である。第15課「種子の注文」では、郵便局の振替貯金払込用紙を使用した種子注文の仕方を説明して農業実践に直結させている。第17課「桑の栽培」では、実際の桑栽培の手引き書として構成されていて、文末に「桑の栽培も習うよりも慣れよといふ諺の通り話を多く聞くなり、自分で実地にやってみる方が早くわかってよいのである。」と、実習の重要性を語ってまとめている。この「桑の栽培」の教材は、挿絵も含めて文部省編纂「小学農業書」(1913年)の「桑樹の栽培」(1-67)と類似していることから、農業書の教材としての比重が高かったことがわかる。編輯課が『普通学校国語補充教材』にこれらの農業実習的教材を入れたのは、普通学校卒業生に要求される「有用な知識技能修得」のための具現

化であったが、これらの教材は総督府編纂『普通学校理科書』（1913年）の農業教材が充実したことにより⁹⁸総督府編纂『普通学校国語読本』には転用されなかったが、普通学校卒業生に要求された「有用な知識技能」修得のための教材であったと言える。

4. 「韓国併合」後の『普通学校国語補充教材』の位置づけ

『普通学校国語補充教材』は、国語（日本語）授業時数の増加による『訂正普通学校学徒用国語読本』の教材不足の対応のために編纂された教科書であるが、朝鮮教育令公布後に編纂された最初の教科書である。その意味では、統監府期の普通学校令の影響を受けている『訂正普通学校学徒用国語読本』と朝鮮教育令の内容を受けて編纂された『普通学校国語読本』（巻1の発行は1912年12月）の中間に位置する教科書である。また、学務局編輯課にとっては、新教科書編纂のための試行的教科書でもあった。

『普通学校国語補充教材』は編纂期間も短く、その教材も朝鮮人生徒の生活に無関係の日本の題材や農業書のような内容の教材を一方向的に教示する構成であったが、そのねらいは国語（日本語）による「国民精神の涵養」と「有用な知識技能を得しめる」ことであった。具体的には天皇の恩沢に感謝して実業に就いて従順で勤勉に働き、日本に尽くす朝鮮人を育成することであり、これらの方向性は新しい総督府編纂『普通学校国語読本』に引き継がれていった。その意味から、『普通学校国語補充教材』は単なる教材補充のための応急的な教科書ではなく、「現今の時勢に適応すべき教科書⁹⁹」となるよう先行的に編纂された教科書であり、『普通学校国語読本』の原型として位置づけられる教科書であるといえる。

統監府期から植民地化のために普通学校で日本語指導は最重要視され、旧学部官僚の幣原坦や三土忠造らによって日語読本教科書が編纂されたが、それらはいくまでも「日語」教科書であった。それに対して『普通学校国語補充教材』は、朝鮮語を母語とする朝鮮人生徒に日本語を「国語」として強制した総督府編纂の最初の国語教科書であり¹⁰⁰、その後の影響は大きいものであった。

小 括

「韓国併合」より学務局編輯課は、表面的には大韓帝国の教科書を装っていた旧学部編纂普通学校教科書を改訂しなければならなかった。それは、これまで教科書に隠蔽されていた字句を露出させる作業であり、大韓帝国の痕跡を削除する作業であった。『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』によって「우리나라」（我国）・韓国、日本、漢城、韓国皇帝をそれぞれ朝鮮、内地、京城、天皇に変換することによって、大韓帝国の消滅と新しい統治者を明確にさせた。私立学校で使用されていた検定教科書に対しては、検定無効を意図していたこともあり修正・削除すべき箇所の説明のみであった。

「併合」後の植民地朝鮮の教育方針が未定であったが、暫定的な訂正版教科書が学務局編輯課によって編纂され発行された。『訂正普通学校学徒用修身書』の教材構成では、寺内総督の諭告で示された「懶惰ノ陋習ヲ一洗シ儉勤ノ美風ヲ涵養する」により勤勉、規律、公德心などの徳育指導は継続され、大きな変化はなかった。天皇に関しては旧学部修身教科書においては、大韓帝国皇帝の存在と朝鮮人からの反発などにより天皇を表出させることは困難であったが、「併合」により天皇の可視化は可能となった。しかし、訂正版教科書では天皇に関する新規教材は「皇室」のみであり、寺内総督の諭告をそのまま教材化して天皇の恩沢として強調しただけであった。日本の修身教科書の要である教育勅語の旨趣の朝鮮人への適応が不明瞭な状況では、編輯課では新たな天皇関連教材を編纂することは出来なかった。

これまでは「保護国」ではあっても大韓帝国の国語教科書として位置づけられていた『普通学校学徒用国語読本』は、「併合」により『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』に変わった。統監府期も朝鮮語教育そのものに力点を置いておらず、朝鮮人生徒が理解しやすい朝鮮語の教材を通して勤儉、規律、衛生などを重視した修身や生活に必要な知識の定着を図るため教科書であった。「併合」直後から朝鮮語の授業時数は減少されたこともあり、統監府期と比較すると朝鮮語とその教科書の位置は低下していった。そして、大韓帝国の消滅により旧学部の『普通学校学徒用国語読本』に内在していた朝鮮の歴史や文化、人物などの教材は徹底的に削除され、朝鮮の痕跡を根絶して『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』が編纂された。修身と一般知識の教材は継続され、新規の教材は統監府から統治機能を引き継いだ「朝鮮総督府及所属官署」の説明と天皇・皇室関連の「紀元節」と「天長節」だけであった。そして、天皇・教育勅語と朝鮮人との関係性が希薄な状況での教材化は、国旗（日章旗）掲揚と儀式の外面的な説明に終始するしかなかった。

統監府期の重点教科の教科書であった『普通学校学徒用日語読本』は、『訂正普通学校学徒用国語読本』と変化して更に重要視された。統監府期から日本語の普及は優先事項であったので、口語体と表音仮名遣いで日本語を習得させる教材構成は、『訂正普通学校学徒用国語読本』にも継続された。そして、『普通学校学徒用日語読本』に残存していた独立を連想させる教材や古代朝鮮の優位性を示した歴史関連教材は削除され、「併合の正当性」を教示する教材が新規に編纂された。「併合」に至る過程での天皇の威厳と朝鮮への恩情が示されているが、天皇に関する積極的な教材開発は見当たらない。天皇の新たな教材化の試みは、朝鮮教育令公布直後に編纂された『普通学校国語補充教材』で実施された。『訂正普通学校学徒用国語読本』は、統監府期のねらいである朝鮮人生徒が日常生活で日本語を話して読んで理解できる言語能力の育成を引き継いでいた。しかし、「併合」前後の時期から「内地」も含めて朝鮮人同化の手段としての日本語の役割が強調され、朝鮮教育令によって国語教科書には朝鮮人に「有用な知識技能を得しめる」とともに国語（日本語）を通して「国民精神の涵養」を求められるようになった。それ故、統監府期から「併合」後の時期と朝鮮教育令制定後では、日本語普及の面では連続しているが、朝鮮人に日本語を国語として習得させる植民地教育の連続性は異なった側面を見せている。

「併合」から朝鮮教育令制定までの期間、小田省吾を中心とした学務局編輯課は、訂正版教科書の編纂や新教科書の準備で旧学部の三土忠造らの教科書編纂以上の対応を迫られていたと言える。ただ、訂正版教科書の編纂過程において、教育勅語の扱いは別にしても天皇に関しては大韓帝国が消滅した事実から天皇の存在や威厳を示す積極的な教材の編纂は可能であったと思われるが、実際は『普通学校国語補充教材』に取り入れられた程度であった。「併合」の諭告において、「朝鮮民衆ハ盡ク帝国ノ臣民ト為リ天皇陛下撫育ノ化ヲ被ムリ長ヘニ深仁厚德ノ恵沢ニ浴スヘシ」と朝鮮人が奉戴すべきは天皇であることが示されたが、教科書では朝鮮人と天皇との関係を簡単に教材化できるものではなかった。

総じて統監府期から「併合」直後、朝鮮教育令公布前後の期間に見られる朝鮮の植民地化教育を接続面から見た場合、日本語普及の面では連続していたが国語としての扱いでは不連続の面が強い。また、「懶惰な朝鮮人」を教化して日本の支配に適応させる修身教育は連続していたが、朝鮮教育令に示された「教育ニ関スル勅語ノ旨趣」に基づく修身教育は、これまで朝鮮人の忠君愛国意識を避けてきた事情も有り、新たに接続する必要があった。「併合」後、一年間の審議を経て朝鮮教育令が制定され、法令と施策上では朝鮮の植民地教育の方向性は明確になったが、それを具現化する教科書は天皇と朝鮮人との関係性など現実的な問題もあり、新たな課題を抱えていくことになるのである。

- 1 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育改革—第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第 62 集、1994 年。駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996 年。久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育』九州大学出版会、2005 年。本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』思文閣出版、2010 年。佐藤由美『植民地教育政策の研究—朝鮮・1905-1911』龍溪書舎、2000 年。稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』九州大学出版会、2010 年。
- 2 *ピョンヨンイル「訂正普通学校学徒用国語読本と日本語教育内容の変化」『東北アジア文化研究』第 45 集、2015 年。*チャンミギョン「日帝強占初期初等学校の朝鮮語と日本語教科書での地誌表象—訂正普通学校用朝鮮語読本と訂正普通学校用国語読本を中心に—」『日本語文学』第 60 輯、2012 年。*チャンミギョン・キムスンジョン「日語読本と訂正普通学校国語読本に現れた空間表現の変化」『日本研究』14 集、2010 年。*カンジンホ「近代国語教科書の検定と検閲—国語読本（1907）と朝鮮語読本（1911）—」『돈암어문학』39 集、2021 年などの論文。
- 3 朝鮮総督の諭告とは、植民地朝鮮に在住する臣民に対して統治者が諭した言葉で、重大な事件や重要な施策などに際して、総督が直接朝鮮人に諭しかける形式をとっている。水野直樹編・解説『朝鮮総督 諭告・訓示修正 1』緑陰書房、2001 年、4 頁。
- 4 「諭告」朝鮮総督府『官報』第 1 号、1910 年 8 月 29 日。
- 5 「朝鮮教育令」（1911 年 8 月 23 日公布 全 30 条）第 1 章 第 1 条：朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル、第 2 条：教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス、第 3 条：教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ、第 4 条：教育ハ之ヲ大別シテ普通教育・実業教育及専門教育トス、第 5 条：普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及 スルコトヲ目的トス 以下略。
- 6 弓削幸太郎『朝鮮の教育』282 頁。阿部洋・渡辺学編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮)』第 26 巻、龍溪書舎、1991 年。（以後、『史料集成』と略する。）
- 7 「朝鮮の小学校教員」『教育時論』915 号、明治 43 年（1910 年）9 月 15 日。
- 8 「教授注意書大綱」『慶南日報』、1910 年 12 月 1 日。「教科書訂正表配布」『毎日申報』1910 年 12 月 1 日。
- 9 1911 年の朝鮮総督府学務局編輯課は次のような人員で構成されていた。編輯課長は小田省吾、編修官は立柄教俊と上田駿一郎（京城高等普通学校教諭兼任）、通訳官は新庄順貞（庶務課と兼任）、技師は李敦修と劉漢鳳、属は黒田茂次郎・小倉進平・高木善人（兼任）、編修書記は高木善人・小倉進平（兼任）中村一衛。（朝鮮総督府『朝鮮総督府及所属 官署職員録』1911 年版 参照。）
- 10 小田省吾は帝大文科大学史学科卒業後、長野県師範学校等で約 10 年間の教員経験を経て、前任の三土忠造同様に東京高等師範学校校長嘉納治五郎の推薦により 1908 年 12 月に渡韓した。小田省吾の履歴や朝鮮での活動については、佐藤前掲『植民地教育政策の研究』190～192 頁を参照した。
- 11 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』大正 6 年（1916 年）8 月号 99 頁。
- 12 「寺内総督は朝鮮の教育に対しては非常に慎重な態度を取られ、朝鮮教育令は併合の翌年四十四年の八月に漸く発布されたのである。従って其の間教育令の発布を見るまでの間は普通学校其他諸学校の教科課程等ものより不明である。故に編纂に着手することもできない」小田省吾「併合前後の教科書編纂に就て」『朝鮮及満州』335 号、1935 年 10 月、39 頁。
- 13 『毎日申報』にも 1911 年 2 月 11 日から 3 月 2 日まで連載されている。本間千景はこの『毎日申報』に掲載された「教授上の注意」の内容が、「植民地化に伴う制度の変更や総督府施政の内容を簡便に説明したものであることから、学校関係者のみならず、朝鮮人一般に「併合」の意味を周知するため『毎日申報』が利用されたと考えられる」と指摘している。本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』82 頁。
- 14 「各学校休日改定日本ノ祝祭日ヲ適応」『慶南日報』1910 年 10 月 5 日。

- 15 小田省吾「併合前後の教科書編纂に就いて」『朝鮮及満州』10月号、朝鮮及満州社、1935年、39頁。
- 16 佐藤由美は『普通学校学徒用日語読本』と『訂正普通学校学徒用国語読本』の訂正前と訂正後の字句訂正をまとめている。佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』253頁。
- 17 朝鮮総督府警務總監部告示第72号「左記出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルニ付隆熙3年法律第6号出版法第12條及第16條ニ依リ其発売頒布ヲ禁止シ該印本及刻版印本ヲ押收ス」明治43年11月19日朝鮮総督府警務総長 明石元二郎。「初等大韓歴史(国文、漢文)普通教科東国歴史、新訂東国歴史、大東歴史略、大韓新地誌、大韓地誌、最新高等大韓地誌、問答大韓新地誌、最新大韓新地誌、最新大韓 初等地誌、最新初等小学、高等小学読本、国文課本、初等小学、国民小学讀本、女子讀本、初等倫理学教科書、独習日語正則、精選日語大海、実地応用作文法、国家思想学、民族競争論、国家学綱領、飲氷室 自由書、準備時代、飲氷室文集、国民須知、国民自由進歩論、世界三怪物、二十世紀大慘劇帝国主義、强者の權利競争、大家論集、青年立志編、片片奇談警世歌、小兒教育、愛国精神、愛国精神談、夢見諸葛亮、乙支文徳(国漢文)、伊太利建国三傑伝、噶蘇士伝、華盛頓伝、波蘭末年戦史、美国独立史、埃及近世史、小学漢文読本、男女平權論(以上51種)」
- 18 朝鮮総督府学務局「私立学校設置認可書類」1912年、韓国国家記録院『朝鮮総督府記録物』。
- 19 『官報』第4590号、隆熙四年(1910年)1月31日。
- 20 先行研究としてパクミニョンは『新纂初等小学』の字句訂正の事例を扱っている。*パクミニョン「開化期教科書『新纂初等小学』研究」『アジア文化研究』第32輯、2013年、117頁。
- 21 編修官は1911年5月の朝鮮総督府官制改正(1911年5月3日「勅令136号」)により設置されたもので、編修官の職掌は「編修官は上官の命を受け教科用図書編修及検定に関する時務を掌る」とされている。
- 22 「教科書配布数」『慶南日報』1911年3月24日。
- 23 「朝鮮教科書」『教育時論』933号、明治44年(1911年)3月15日。
- 24 朝鮮総督府内務学務局「教科書取扱上の注意」『公立普通学校教監講習会講演集』1911年8月、122頁
- 25 「教科書内容」『慶南日報』1910年11月7日。
- 26 佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』291～292頁。
- 27 駒込前掲『植民地帝国日本の文化統合』87頁。
- 28 阿部洋編著『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮編)総目録・解題・索引』龍溪書舎、1991年、200頁。
- 29 駒込前掲『植民地帝国日本の文化統合』87～106頁。駒込武「植民地支配と教育」『新体系日本史16教育社会史』、山河出版、2002年、395～398頁。佐藤前掲『植民地教育政策の研究－朝鮮・1905-1911－』293～296頁。
- 30 駒込前掲『植民地帝国日本の文化統合』106頁。
- 31 『教化意見書』1910年、31頁。(『史料集成』69巻所収)
- 32 同上『教化意見書』32頁。
- 33 同上『教化意見書』37頁。
- 34 同上『教化意見書』36頁。
- 35 同上『教化意見書』37頁。
- 36 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』9巻12号、明治43年(1910年)10月3日。
- 37 三土は朝鮮語を廃止しないと「恰も奥太利と匈牙利のやうな風になって、朝鮮人が段々發達して朝鮮人になる者が日本人と同等の腦力に達して来た場合に、国家の爲に重大な問題が起つて来ると思ふ」と、オーストリアの使用言語(ドイツ語)とハンガリーの使用言語(マジャル語)の相対立を例えに朝鮮語存続の危険性を指摘している。三土忠造前掲「朝鮮人の教育」25～26頁。

-
- 38 朝鮮総督府官僚である関屋貞三郎は、「内地」の人士が朝鮮語完全廃止を主張していることに対して、それらの意見は現地の状況を知らない「机上の空論」として批判している。関屋貞三郎「朝鮮人の教育に就いて」『朝鮮』第35号、1911年。
 - 39 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』は、玉川大学教育博物館所蔵本を参照した。
 - 40 朝鮮総督府内務部学務局「旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意并字句訂正表」(『史料集成』第18巻所収)
 - 41 巻1は玉川大学教育博物館所蔵本、巻2から巻8は韓国国立中央図書館所蔵本から確認した。
 - 42 朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教員講習会講演集』1913年11月、114頁。
 - 43 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』明治43年(1910年)10月3日。
 - 44 朝鮮総督府内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』7頁。
 - 45 朝鮮総督府内務部学務局 同上書 6頁。
 - 46 朝鮮総督府内務部学務局 同上書 6頁。
 - 47 総督府編纂『普通学校国語読本』の「テンチョウセツ」(3-22)では、「君ガヨノ歌ヲ歌イ、先生ハ勅語ヲオ読ミニナリマス。又天長節ノ歌モ歌イマス」と勅語奉読と君が代斉唱が付け加えられている。
 - 48 朝鮮総督府内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』5頁。
 - 49 朝鮮総督府令第110号「普通学校規則」第1章第10条。『朝鮮総督府官報』号外、明治44年(1911年)10月20日付。
 - 50 「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』大正6年(1916年)8月号、106頁。
 - 51 巻1と巻2は1915年3月15日に初版が発行され、巻3は1917年3月10日に、巻4は1918年3月20日に初版が発行された。
 - 52 朝鮮総督府令第110号「普通学校規則」第1章第10条。『朝鮮総督府官報』号外1911年10月20日付。
 - 53 本間千景「韓国「併合」前後の修身教科書にみる教育理念の変遷」『朝鮮史研究会論文集』第40集、龍溪書舎、2002年。*朴済洪「近代韓日教科書の登場人物を通して見られる日帝の植民地教育」全南大学校大学院博士学位論文、2008年。
 - 54 朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教員講習会講演集』1913年11月、114頁。
 - 55 「諭告」『朝鮮総督府官報』第1号、明治43年(1910年)8月29日。
 - 56 小田省吾「教科書取扱上の注意」朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教監講習会講演集』1911年8月、126頁。
 - 57 趙景達「朝鮮人懶惰論の形成」『植民地朝鮮の知識人と民衆』有志社、37~42頁。
 - 58 学部「韓国教育ト警察行政」4頁。(『史料集成』第66巻所収)
 - 59 「朝鮮人の教育」『教育界』9巻12号、明治43年(1910年)10月3日。
 - 60 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』70~71頁。
 - 61 *朴済洪前掲「近代韓日教科書の登場人物を通して見られる日帝の植民地教育」22頁。
 - 62 朝鮮総督府内務部学務局『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』1頁
 - 63 本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』76頁。
 - 64 同上書、72頁。
 - 65 小田省吾「教科書取扱上の注意」朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教監講習会講演集』明治44年(1911年)8月、127頁。
 - 66 「勅語の御旨趣に基き忠良なる国民を育成するを本義となすは朝鮮教育令第二条の明示する所なれば、教師は常に其の聖旨を奉体して教育に従うべきは勿論なるも、事に緩急あり物に先後あり。修身の教授、訓話の場合等に於いては力めて近くして解そ易きものより初めて順次遠くして解し難きものに及ぼし、時勢の進歩に伴れて漸次其の御趣意を闡明すべきものなりと信す。」小田省吾「教科書取扱方要項」朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校長講習会講演集』大正元年(1912年)9月、78頁。

- 67 本間は『訂正普通学校学徒用修身書』には教育勅語よりも戊申詔書の影響を指摘している。「『訂正修身書』には皇室に関する記述は含まれているもの、教育勅語の旨趣に沿って教科書が編纂されていたわけではない。むしろ「皇祖皇宗ノ遺訓」たる教育勅語を朝鮮へ持ち込むことにより生じる軋轢を総督府は十分に察知していたからこそ、戊申詔書を基調とする方針を早くから打ち出していたと考えられる。」本間前掲『韓国「併合」前後の教育政策と日本』77頁。
- 68 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』9巻12号、明治43年（1910年）10月3日。
- 69 沢柳政太郎「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」『帝国教育』第339号、1910年10月。
- 70 沢柳政太郎「鮮人教育と国語問題」『朝鮮』第36号、1911年2月1日。
- 71 幣原坦『朝鮮教育論』1919年2月、62～63頁。（『史料集成』第25巻所収）
- 72 『訂正普通学校学徒用国語読本』の原本は、玉川大学教育博物館所蔵本と韓国国立中央図書館所蔵本を使用した。
- 73 巻1は玉川大学教育博物館所蔵本、巻2から巻8は韓国国立中央図書館所蔵本から確認した。
- 74 朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教員講習会講演集』、1913年11月、114頁。
- 75 『朝鮮教育』第6巻第5号、18頁。
- 76 小田省吾「教科書取扱上の注意」朝鮮総督府内務部学務局『公立普通学校教監講習会講演集』明治44年（1911年）8月、126頁。
- 77 巻1第1課の1頁目は手と足の挿絵と「テ」「アシ」の片仮名表示、2頁目は目と鼻を指し示している挿絵と「メ」「ハナ」の片仮名表示、3頁目は耳と口を指し示した挿絵と「ミミ」「クチ」の片仮名表示のみで教科書が構成されている。
- 78 「朝鮮教育令」（1911年8月23日）第1章第5条「普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」。「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」（1911年11月1日）「国語ハ国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナルノミナラス日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クル」。（下線は筆者による）
- 79 「普通学校国語補充教材」の原本に関しては、玉川大学教育博物館所蔵の初版本と韓国国立中央図書館所蔵の三版本を使用した。その他、『訂正普通学校学徒用国語読本』は玉川大学教育博物館所蔵本、朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』は福岡教育大学附属図書館蔵の復刻本（粒粒社 2000年）を使用した。
- 80 朝鮮総督府令第110号「普通学校規則」「別表」「普通学校教科課程及毎週教授時数表」、朝鮮総督府官報号外明治44年10月20日 同規則第20条において、道長官の認可によって学校長は、国語と朝鮮語及漢文の毎週授業時数を2時間以内であれば増減することができた。これによって、朝鮮語及漢文の時数を減らして、国語の時数を12時間まで増加することも可能であった。
- 81 総督府学務局「公立普通学校教監講習会講演集」1911年8月、122頁。
- 82 京城師範学校教諭岡本好次「国語読本仮名遣の変遷」『朝鮮の教育研究』第126号、1939年、45～46頁に紹介されている程度である。
- 83 「総督府訓令第86号」『朝鮮総督府官報』第359号、1911年11月1日。
- 84 第9条「国語ハ普通ノ言語、文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ヲ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス」
- 85 普通学校規則第7条3項「国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付キテモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナカラシメムコト」
- 86 「朝鮮の日本語教授」『教育時論』第937号、1911年4月25日。
- 87 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、136～137頁。（『史料集成』第26巻所収）
- 88 前掲書「公立普通学校教監講習会講演集」124頁。
- 89 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策」『北海道大学教育学部紀要』第62集、1994年、207頁。
- 90 総督府学務局「公立普通学校校長講習会講演集」1912年9月、76頁。
- 91 総督府学務局「公立普通学校教員講習会講演集」1912年4月、114頁。
- 92 『日語読本』は数種類が存在していて、学政参与官幣原坦が編纂した初期の『学部編纂日語読本学

部編輯局出版』本は歴史的仮名遣で表記されている。上田崇仁『『日語読本』に関する一考察』『アジア社会文化研究』(1)、2000年、39頁。

- 93 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』1917年8月号、99頁。
- 94 同上書、105頁。
- 95 立柄教俊「普通学校新教科書編纂要旨」『公立普通学校教員講習会講演集』1913年11月、162頁。
- 96 「普通学校教科書編纂趣意書 第一編」(1913年6月)の「普通学校国語読本編纂趣意書」第二編第三章の「記述事項」で示されている「修身ニ関スル教材」や「国民的特殊教材」「歴史ニ関スル教材」など9項目の事項。
- 97 「諭告」『朝鮮総督府官報』第1号 明治43年8月29日。
- 98 『普通学校理科書』は農業関係の教材を多く含んでいて、編集官立柄教俊は「実用を旨とせる教材、就中農業に関して特に意を致し、農業理科と称し得るほど農業に重きを置けり」とその特色を説明している。朝鮮総督府学務局『公立普通学校教員講習会講演集』、1913年4月、172頁。
- 99 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』、1917年8月号、99頁。
- 100 『普通学校国語補充教材』より9ヶ月前に『訂正普通学校学徒用国語読本』が発行されているが、この教科書は統監府の『日語読本』の語句や文章を削除・訂正したものであり、朝鮮教育令公布前に編纂されていて影響を受けてはいない。

終章

統監府の植民地化教育のねらいを法令や官僚の施策の視点からの分析だけではなく、教科書というもっとも具現化された教育媒体の中身を分析することによって、統監府の植民地化教育の意図が何であるのか、朝鮮人生徒をどのような人間に形成していくのかを明らかにしたいと考えて研究に取り組んだ。そのために、統監府統治下の大韓帝国学部が編纂した普通学校教科書や愛国啓蒙運動を推進した知識人、教育団体などが編纂した私立学校用教科書の教材構成・内容を中心に分析し、その教育理念を考察した。

統監府は学部編纂教科書に「文明国日本」の姿を強調し、朝鮮の「停滞」や「他律性」を内在した教材により朝鮮人は自らの国を統治する能力に欠けるとする朝鮮像を巧みに示すことによって、朝鮮の保護国化を受容させるようにした。また、私立学校を統制するために教科書を検閲し、「排日」教科書として排除していった。そして、「併合」に向けて日本語を強制するとともに、朝鮮の「文明化」を名目とした日本の支配・植民地化を正当化する論理を教科書を通して浸透させようとした。これに対して朝鮮の自主独立と国権回復を目指す運動を推進した知識人や愛国啓蒙運動団体は、大韓帝国皇帝への忠誠と始祖檀君に繋がる民族への「愛国心」、独立心覚醒のための「自強」の浸透を強く意識して私立学校用教科書を編纂した。

本章では各章において明らかになったことをまとめた上で、甲午改革期の学部編纂教科書の影響、大韓帝国の教科書としての姿勢を堅持した私立学校教科書、教科書編纂における教育勅語と天皇の位置づけの問題、遅れた朝鮮・懶惰な朝鮮人の表象化と教科書、「同化」のための国語（日本語）教育の強制などを整理していく。そして、最後に今後の課題への展望を確認する。

1. 甲午改革期の学部編輯局教科書の主体性とその影響

1906年統監府設置後、官公立小学校は「普通学校令」により4年制の普通学校に改編された。そして、統監府日本人学務官僚が教育行政を掌握し、大韓帝国学部の実質的権限は奪われていった。甲午改革以降、大韓帝国政府による教育改革は官公立学校の展開を中心に遂行されたが、その教育改革は結果的には統監府設置により挫折せざるを得なかった。一般的にはその要因として、甲午改革を担った政権の日本依存や不安定さ、政府執権層の守旧的態度、日本の侵略的干渉、財政不足などがあげられている¹⁾。当時の統監府の官僚の言葉で語れば、保護国となった1906年以前の朝鮮の学校は、「其制度ハ外国法令ノ参酌其度ニ過キテ当時ノ国情ニ適セス且施設宜シキヲ得ザルノミナラズ之ヲ運用スベキ教師其人ナキ殆ンド有名無実²⁾」に終わった学校となったのである。

官公立学校に関わる法令や規則、学科目、教科書などを全て日本の教育法規や制度からの移植と見なし、官公立学校の実態を統監府官僚の報告や日本の教育雑誌の記事からとらえ、小学校設置数や就学率、教科書も含めた教材教具の不備などの観点から判断すれば、甲午改革以降の大韓帝国の教育改革の姿は、統監府の評価のように映るであろう。しかし、官公立小学校の設置状況や漢城師範学校出身の教員の動向、実際に使用された教科書を具体的に検討することによって、統監府の否定的な視点とは異なった大韓帝国下での学校教育の特性を見いだすことができる。

甲午改革期に編纂された国語読本教科書は、日本人協力者や日本の教科書の翻訳引用の多さから教科書編纂の主体性に疑問が持たれていたが、学部編輯局の朝鮮人が教材選択権を持ち主体的に編纂した教科書であった。学部編輯局が編纂した教科書は、詔勅「教育立国詔書」に提示された教育理念や教育方針を具現化したものであり、教育改革のための啓蒙書でもあった。甲午改革期の学部編纂教科書は、日本の教科書を国漢文に翻訳しただけ

のものではなく、当時の朝鮮が抱える課題に正対すべく、自国の教育目的を達成するために編纂されたものであった。

甲午改革挫折後も国語読本、国史、地誌、算術などの教科書は、引き続き学部編輯局から発行³され、普通学校令が施行されるまで大韓帝国の官公立小学校で使用された。そして、これらの学部編纂教科書は間接的ではあるが、幾つかの点で保護国期の私立学校教科書や官公立小学校教師にその影響を及ぼしていた。その一つは大韓帝国期の私立学校教科書編纂において、その教材構成・内容に影響を与えたことである。第3章で扱った国民教育会編纂『初等小学』や玄采著『新纂初等小学』などは、その編纂過程で甲午改革期の『国民小学読本』や『新訂尋常小学』の教材や挿絵を参考にしたり引用したりして、その編纂趣旨を継承しようとしたことである。

二つめは、官公立小学校の教師に旧来の『千字文』や『童蒙先習』などの漢籍教材にはなかった新しい教科書の教育内容の重要性とその影響力を自覚させたことである。漢城師範学校⁴を卒業して官公立小学校の教員となり、学部編纂教科書を授業で使用した教員の中には、保護国期に大韓帝国の教育の主体性を確保するために自ら教科書を編纂した教員が存在している⁵。1895年漢城師範学校を卒業して官公立小学校に勤務し、その後、私立寶城中学校と徽文義塾に奉職した元泳義は、漢文や朝鮮歴史、地理に対する該博な知識を土台に『蒙学漢文初階』（1907年）や『初等大韓地誌 全』（1907年）、『新訂東国歴史』（1906年）、『国朝史』⁶などを編纂、著述している。同じく、1897年漢城師範学校卒業後、官立小学校や漢城師範学校に勤務した朴晶東は、『初等修身』（1909年）や『初等大東歴史』⁷（1908年）などの教科書を著述している。

その他、官立小学校教員であった李教承は、1901年に『新訂算術』を刊行し、同じく京畿道の公立小学校に勤務していた尹泰栄は、1907年頃から教科書の訳述に従事している。また、京畿道水原公立小学校教員であった黄漢東は、1909年に私立学校初等科用の『漢文初学』を著述している⁸。甲午改革期に編纂された教科書は、生徒だけでなく、それを使用した官公立小学校教員にも教科書編纂の点で影響を与えたと言える。

そして三つめは、甲午改革期に学部編輯局が編纂した『新訂尋常小学』や『小学読本』『万国地誌』などの教科書や統監府設置以前の大韓帝国学部が発行・印刷した教科書が、保護国期の私立学校でも使用されていたことである。そのため、統監府はこれらの教科書が、「世間デ往往学部編纂ト称スル者ガ有ルモ實際事実ハ不然ラズ」と統監府下の現行学部編纂教科書と誤認されることを防ぐために「学部印刷教科用図書」に設定して、「私立学校ニテ此等図書ヲ教科書トシテ使用セントスル境遇ニハ私立学校令第六条第二項ニ依リ学部大臣ノ認可ヲ受ケル可シ」と統制を加えなければならなかった⁹。このように、甲午改革期の学部編輯局編纂の教科書は、保護国になってからも私立学校において使用されていたため、統監府もその存在を無視できない状況であった。

統監府は保護国以前の大韓帝国の学校教育とその教科書を否定したが、甲午改革期の学部編輯局は当時の朝鮮が抱える課題に正対すべく、自国の教育目的を達成するために教科書を編纂発行していた。そして、甲午改革挫折後もそれらの教科書は保護国期の私立学校国で使用されるとともに、朝鮮の自主独立と国権回復を趣旨とした私立学校教科書の編纂にも少なからず影響を与えていたと言える。

2. 大韓帝国の教科書としての私立学校教科書

統監府によって検定不許可、学部大臣不認可とされた私立学校教科書は、「偏狭ナル誤謬ノ愛国心ヲ挑発」して「排日思想ヲ鼓吹」する「排日教科書」として矮小化されたが、本質的には私立学校が教育の根底に置いていた「教育立国詔書」の趣旨の内容を受けて編纂されたものである。そして、大韓帝国皇帝への忠誠と始祖檀君に繋がる悠久の歴史をもつ

民族の自負心とともに、国権回復と自主独立心の覚醒のための「自強」意識の浸透を強く意図して編纂された教科書でもあった。

この「自強」の言葉は朝鮮王朝初期の頃から使われていて、『易経』「上経」の「天行健君子以自強不息」が語源で、天に通じるような君子の精神の強靱性や健全性の意味が内包されていると指摘されている¹⁰。「自強」思想は一般にいうところの霸道的な「富強」の意味とは異なり、朝鮮の伝統的な政治文化に見られる民本主義に基づく「自強」を意味している。大韓帝国期から植民地期にかけての代表的言論人である朴殷植は、「国が国であるのは、自主の心があり自強の気があるからである。それ故、自主自強して他に依附しなければ、小国であっても他国に屈することはない。（略）兵が多くないことを憂えず、財が豊かでないことを憂えず、器械が備わっていないことを憂えず。唯、人心の陥溺、民気の萎縮こそ最も憂うべきである¹¹」と、兵や財などの不足よりも、心が死に気が弱っていることを憂うべきであるので、「自主自強」することが重要であるとしている。趙景達は「富強」と「自強」の両者は混同されているが、「儒教国家の朝鮮では、霸道的意味を持つ「富強」は伝統的に否定的に捉えられてきた」と強調している¹²。

大韓帝国期は「自強」論が最も喧伝された時期で、1905年の保護条約を契機とする国権回復運動において、大韓自強会などの愛国啓蒙運動諸団体は「自強」を主張した。この当時の「自強」の意味は、大韓自強会の張志淵らが1906年3月に大韓自強会趣旨書の中で提議したものと考えて良いであろう。この趣旨書で国権回復のための「自強」について以下のように述べている。

国の独立というのは、ただ自強の如何にかかっている。我が韓はこれまで自強の策を講ぜず、人民は自ら愚昧に閉じこもっていたので、国力は自ずと衰退して、ついには、今日のような艱難辛苦を招き、外国人の保護を受けるに至ってしまった。これはみな、自強の道に意を注がなかったからである。因循姑息であることに慣れ、自強の策に奮励努力することを思わなければ、滅亡に至るのみである。（略）自強の策とは何かというに他でもない。教育振興と殖産興業を行うことである。教育が興らなければ民智は開けず、産業が興らなければ国富を増すことはできない。だとすれば、民智を開き国力を養う道は、もっぱら教育と産業を発達させることにあるのではないか。教育と産業の発達を図ることこそが、唯一自強の策なのである。とはいえ、そもそもこの自強の目的を貫徹しようとするならば、まずは国民の精神を培養しなければならない。檀箕以来の四千年に及ぶ自国の精神を二千万の人々の脳髓に注ぎ込み、一呼吸一瞬息のわずかな時にも、自強の精神を忘れさせてはならない。そのようにしてこそ、自強の心膽を鍛えて復権の好機を作ることができる¹³。

国権回復と国の独立は、「ただ自強の如何にかかっている」として、自強の策として教育の拡張と殖産興業にあることを述べている。そして、自強を実現するためには、檀君・箕子以来の四千年に及ぶ自国の精神を二千万の人々の脳髓に注ぎ込み、国民精神を培養しなければならないと指摘している。また、朴殷植は大韓自強会の主旨目的は、「国民の教育を振起し殖産を発達させ個々の自強的思想で自強の実力を養成することであるが、その最要点は大韓精神を二千万兄弟の脳髓の中に灌注する¹⁴」ことであると述べて、国権回復のための国民精神を「大韓精神」として確立することを強く訴えている。

当時の私立学校教科書を編纂した知識人の多くは、大韓自強会や西友学会などの愛国啓蒙運動団体の活動を支持しており、この教育と産業の発展の重視と「自強」意識の注入は、国民教育会編纂の国語読本や、国史教科書、徽文義塾編纂の修身教科書など多くの私立学校教科書の教材構成に反映されている。

そして、張志淵は自国の国権の喪失と衰退の原因として「独立自立精神の欠如」を指摘し、それを徹底的に打破するよう呼びかけている。国家は個人の集合体であるから国家における独立精神の欠如は個人における独立精神の欠如にほかならない。それゆえ、旧来の「依頼・依存」「虚文・浮詞」「萎靡・柔弱」などの弊習を打破して進取精神を喚起させ、愛国の熱誠を鼓舞して独立精神を涵養することが緊要であると主張している。そして、各自が「自強の道に奮励」して「自強精神」を脳裏に刻み込み、朝鮮民族が大同団結して「大韓独立」を勝ち取るべきだと鼓舞している¹⁵。この愛国精神と独立精神の内容は、徽文義塾編纂の『高等小学修身書』や『中等修身教科書』『高等小学読本』などの編纂趣旨とその教材構成に反映している。

また、国家を構成して維持している民族は固有の国魂を有していて、その魂を發揮して国を發展させていることから、「大韓魂」「朝鮮魂」の發揚が提唱された。太極学会の崔錫夏¹⁶は、「清国の有名な志士である梁啓超は、清国人に自国魂がないことを慨嘆して「中国魂」という一書を著述し、「清国魂を生み出そう」と大声で絶叫した。梁啓超氏は熱誠の憂国家である。現在の韓国の状況を觀察してみれば、清国人よりも数百倍も自国魂が要求される時代となっている¹⁷と「朝鮮魂」を發揮させることを主張した。そして、「朝鮮魂」は檀君以来 4300 年の歴史の中に存在しているので、朝鮮の偉大な歴史を振り返るべきであるとして次のように述べている。

高句麗の時代の乙支文徳將軍は、数万の兵卒で百万の大軍を率いて来た隋の煬帝を撃退したが、これは朝鮮魂の何ものでもない。高麗王朝の時に尹瓘將軍が、単騎で満洲の寧古塔に入って莫大な領土を開拓したが、これも朝鮮魂の何ものでもない。壬辰倭乱の時に水軍提督の李舜臣が鉄甲船を創造して殺気凛々と敵国艦隊を粉碎したが、これも朝鮮魂の何ものでもない。（略）喚起せよ。朝鮮魂を喚起せよ。この朝鮮魂を同胞それぞれが喚起すれば、既に失った政治自主権も回復し、既に失った財政権も回復し、既に失った外交権も回復することができるのである¹⁸。

上記のように、『幼年必読』をはじめ多くの私立学校の国語読本や国史教科書、修身書で取り上げられている隋や唐の侵攻を打ち破った乙支文徳や壬辰倭乱での秀吉の軍船を潰滅させた李舜臣などの人物教材は、朝鮮人に檀君以来の愛国心である朝鮮固有の「民族魂」「朝鮮魂」を發揮することを訴えるためでもあった。

このように愛国啓蒙団体が主張する「自強」精神の注入を編集方針として編纂された私立学校教科書は、当然、統監府の検定・検閲において不認可や発売頒布禁止処分にされた。統監府は学校教育における教科書の影響力について、日本の尋常・高等小学校における検定・国定教科書の実例から十分に認識していたので、愛国心や自主独立意識を高揚させる教科書を放置することは非常に危険であった。そのため私立学校教科書を「排日思想ヲ鼓吹」する「排日教科書」として排除した。しかし、私立学校教科書は統監府支配下の学部でなければ、教育を「国家を保つ根本」とした教育立国詔書の旨趣に沿った官公立小学校が使用すべき大韓帝国の教科書であったと言える。統監府期の私立学校教科書は、偏狭な愛国心を挑発したものではなく、日本人官僚によって本来の機能を喪失した学部へ替わって、大韓帝国の国権回復と自主独立のために編纂された教科書であった。

3. 教科書編纂における天皇の恩沢の強調と教育勅語の曖昧性

「併合」後、『教授上ノ注意並ニ字句訂正表』の配布による緊急対応と暫定的な訂正普通学校教科書が編纂される中、ようやく 1911 年 8 月 23 日に朝鮮教育令が公布された。教育令の中心は、第 2 条の「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコ

トヲ本義トス」と第3条の「教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ」の二つの条項である¹⁹。朝鮮の植民地教育の基本は、教育勅語に基づく「忠良ナル国民」を育成し、その教育は朝鮮の「時勢及民度」に合ったものであることが示された。

これを受けて、小田省吾らの学務局編輯課では教科書編纂の根拠となる教科書一般方針を定めた。総督府編纂の普通学校教科書は、『朝鮮語及漢文読本』を除いて全て国語（日本語）を以て記述することとし、教科書編纂にあたっては次の諸点が必須事項とされた²⁰。

- ・朝鮮は内地台湾等と同様日本国の一部であることを知らしめること。
- ・帝国は万世一系の天皇の統治を知らしめること。
- ・皇室の恩沢に感謝し、皇室を尊び日本国家に尽くすこと。
- ・実用勤勉を主とし空理空論を避けること。

そして、特に教科目の中でも最も重視される修身に関しては、普通学校の教育課程を示した普通学校規則第8条により、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及ビ情操ヲ養成シ旧来ノ良風美俗ヲ失ハザランコトニ注意シ実践躬行ヲ勸奨スルコトヲ要旨トス²¹」と具体的に規定された。そのため、小田省吾は天皇に関連する教材化にあたっては、明治天皇や皇太子の恩賜金などの盛徳と恩沢の洪大なことを各巻ごとに教示し、特に明治天皇に対しては「朝鮮人民に垂れ賜ひたる恩恵、就中公立普通学校は何れも皆同天皇御下賜の利子を基礎として設立せられたるものなれば、生徒等は日日其の恩沢を蒙るものなることを深く生徒の脳裏に印象せしむこと」と述べている。また、大正天皇が皇太子であった時に、「一視同仁の御思召を以て朝鮮にも御下賜金あり、又其の前後此の地の風水害等に際し御救恤金を下し給ひし等の事実を特記し、極めて具体的に御恩沢の厚き」を教科書で知らしめたとしている²²。このように天皇への報恩・感謝は教科書に表現されているが、天皇への忠誠を求めるものではなかった。

ただし、朝鮮教育令において、「忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」と規定されている以上、教科書に忠君愛国の要素は避けられない。しかし、日本の国定教科書と異なり、教材化にあたって天皇と忠君愛国の修身の徳目を朝鮮人に如何に育むかという点では非常に難しい面があった。現実的には、総督府初期の修身教育は、「忠君愛国と云ふ如き徳目を挙げ、正面より之を教ふるが如きことをなさざるを普通²³」という状況であった。

朝鮮教育令制定後に作成された『普通学校修身書編纂趣意書』で示されている教材は、「実践躬行ヲ勸奨スルニ必要ナルモノヲ選ベリ」と記されているが、「実践躬行」（自分自身で実際に行うこと―筆者注）の指針としては、「戊申詔書ノ旨趣中、朝鮮人教育に必要ナル諸点ハ、スベテ之ヲ包含セシメタリ」と戊申詔書を適応している²⁴。このことから、修身教材での直接的な教育勅語の適応に消極的であることがわかる。

また、修身の要旨を示した普通学校規則第8条において、「修身ハ近易適切ナル事項ヨリ始メテ人倫道德ノ要旨ヲ授ケ漸ク進ミテハ国家及社会ニ対スル責務ヲ知ラシメ国法に尊ヒ公德ヲ尚ヒ公益ニカヲ尽スノ気風ヲ助成シ兼テ普通ノ礼儀、作法ノ一斑ヲ授クヘシ²⁵」と規定されているが、教育内容は「人倫道德ノ要旨」「国家及社会ニ対スル責務」であり、「忠君愛国」は明確に示されていない。

表面的には朝鮮教育令の適応とその施策に合致した内容でまとめられているが、実際の教科書一般方針では、教育勅語の適応は漸進的な形をとらざるを得なかった。教科書編纂の統括者である小田省吾にとっても教育勅語の教科書での扱いは難しく、「朝鮮人被教育者に向かつて如何に教育勅語を解釈すべきかと云ふ事は非常に難問題であり、又朝鮮人にあつては教育勅語を全く知らないものも沢山あつた²⁶」と述べている。そのため教育勅語の教科書上での解釈などについては、以下のように示している。

教育に関する勅語は朝鮮教育令第二条に示されたる如く朝鮮に於ける教育全体の基本

たるは勿論なれども、其の意義深遠なる上、普通学校の生徒に対して其の措辞亦甚高尚なるを以て、一一語句解釈をなさず、努めて其の御旨趣を実行せしむるを旨とす。
(略) 該勅語の稍高尚なる解釈は之を高等普通学校修身書に譲れり²⁷。

このように教育勅語の語句解釈は普通学校教科書ではなされず、本質的な解釈は後日発行される総督府編纂『高等普通学校修身書』に掲載予定であると語っている²⁸。また、教科書だけでは対応できないため、小田は総督の寺内正毅の許可を得て、教育勅語の解釈本『教育ニ関スル勅語ノ奉積上、特ニ注意スヘキ諸点』(1918年)を作って諸学校に配布している。この解説本では、「教育勅語の旨趣は、全ての朝鮮人に対して服膺させることに何等支障はない。ただし、朝鮮人に徹底させるためには、説明において特別の注意が必要である²⁹」とまとめているが、解説の内容は新しく帝国臣民となった朝鮮人に対して、天皇への感謝や恩義の必要性は述べられているが、それを忠義にまで高める必然性などは不明瞭であった。

朝鮮教育令では、「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」と教育勅語は明確に提示されたが、教科書編纂ではその位置づけは曖昧な状態であった。学務局長の関屋貞三郎は、普通学校教監講習会において、教育勅語の趣旨を奉戴して忠良なる国民を養成するのは、内地人も朝鮮人を問わず一貫した教育方針であるが、「歴史ヲ異ニシ民情ヲ同ウセサル朝鮮ニ於テ急速此目的ヲ達セムトスルハ却テ面白カラサル結果ヲ来スノ虞アルヲ以テ諸君ハ漸次且絶エス此精神ヲ生徒ニ注入スルコトニ努メ緩急宜シキニ従ヒ教育ノ実績ヲ挙ケサル可カラス³⁰」と訓示している。このように、関屋は朝鮮では教育勅語の早急な教授ではなく、漸進主義で対応していくことを日本人教監に語っている。

このような状況から駒込武は、「朝鮮教育令第二条の教育勅語に関する規定により部分的に隠蔽される結果とはなっているが、その狙いは、「忠良ナル臣民」よりも「順良ナル臣民」の養成という概念で適切に総括される³¹」と、総督府の教育方針は教育勅語による「忠良ナル臣民」の養成ではなく「順良ナル臣民」を提唱していた総督府内部資料の『教化意見書』と整合的なものとなったと指摘している。

統監府期の修身教科書と朝鮮教育令制定後の総督府の修身教科書とでは、天皇とその教育勅語の扱いで変化があったように表面的には見える。確かに「併合」により大韓帝国とその皇帝は消滅したため、教科書上での天皇の可視化は統監府期の旧学部教科書と比較して確実に増加し、また、朝鮮人に対する天皇の恩沢を扱った教材も開発された。しかし、「併合」後も連綿と続く朝鮮人の抵抗や教育勅語に対する無関心、冷淡さが、天皇の権威や教育勅語の浸透を困難にさせていた現状を直視するならば、朝鮮人の抵抗に窮していた統監府期の学部教科書と同じ立場であったと言える。大韓帝国を保護国としていた統監府期においても、そして、大韓帝国を消滅させて「併合」した総督府期になっても、教科書上の教育勅語の曖昧な位置づけは連続していたと言える。

4. 遅れた朝鮮・懶惰な朝鮮人の表象化と教科書の役割

保護条約である第二次日韓協約において、「韓国ノ富強ノ実ヲ認ムル時ニ至ル迄此目的ヲ以テ条款ヲ約定セリ」と記されているように、大韓帝国を保護国化した表向きの理由は、日本による朝鮮の文明化、近代化であった。それ故、停滞している朝鮮社会や不衛生、懶惰な朝鮮人、迷信を信じる朝鮮人の弊風などが、日語読本、国語読本、修身書などの学部編纂教科書に教材化されるとともに、文明国日本の姿と統監府の施策改善の成果が教科書で強調された。

これら教科書での停滞した朝鮮社会や懶惰な朝鮮人の扱いは、学部日本人の編纂趣意でもあったが、日清戦争から「併合」期にかけての日本人の朝鮮社会や朝鮮人観を反映して

いた。朝鮮停滞論を唱えた福田徳三は、朝鮮の後進性、その後進性の根源として、封建制度の欠如を指摘し、朝鮮の現状は日本でいえば封建制度が成立していなかった藤原時代の段階に相当すると主張した³²。そして、以下のような日本政府の現地調査報告書や韓国旅行記が、遅れた朝鮮や懶惰な朝鮮人を表象化していった。

彼等ノ多数ハ怠惰ニシテ勤勞ヲ厭ヒ賭博ニ耽リ盜心多ク、而シテ貯蓄ノ念乏シキ(略)状況ナルハ小官ノ認メタル所ナリ³³。

政治の腐敗ハ農民ノ奮発力ヲ萎縮セシメ、從テ遊惰ニ流レ(略)無為ニシテ日ヲ消スヲ名譽トシ、少シク地位アルモノハ煙管一本スラ自ラ持テ歩行スルヲ厭ヒ下人ニ携ヘシムルカ如キ、又年老ユレハ全ク他ヲ頼使スルノミニシテ自ラ働カサルカ如キ慣習ハ農民ヲシテ可成勞働セサラントスルニ導キ、勞働功程ハ著シク低位ニ在ルヲ疑ハス³⁴。

今日の朝鮮人の生活程度は実に低くて不潔などといふ事は何とも思つて居らぬ。元来河流の治水法など不行届である。否寧ろ放任してあるのだから凡て其濁水を呑んで居るのだ。小便や大便などが交ざつて居つても一向平氣である。京城あたりでも一寸横町へはいると大小便は到る所、路の真中に一面である³⁵。

このように、報告書では懶惰な朝鮮人の姿が描かれ、日本人の勤勉さに遠く及ばないものと報告され、旅行記などの記事には汚染された水を飲用する様子、道路の不潔さ、沐浴しない習慣、非衛生に食事を用意する様子が描写された。

また、遅れた朝鮮の表象は、学部や総督府編纂の教科書だけでなく、日本人生徒が学ぶ国定教科書にも教材化された³⁶。三土忠造もその編纂にかかわった国定『尋常小学読本』巻11(1910年)の第26課「韓国の風俗」では、田舎道に従者を連れた小さな馬に乗った朝鮮人の挿絵(図-1)が示されて、「男の冠をかぶり、其のひもを長くたらし、小馬に乗って、田舎道を通るのを見ると、昔の人に会った様な気がする」と記されている³⁷。また、『尋常小学地理 巻2』(1910年)の第10課「朝鮮地方」の「朝鮮人と商店」では、粗末な家屋の店先の様子と朝鮮人の挿絵(図-2)が掲載されている。これらの教材の挿絵や表現から、朝鮮の風俗の前近代性を強く印象づけるはたらきをしていることがわかる。これらを通して文明国日本と対照的な遅れた朝鮮社会、懶惰な朝鮮人像が一般化されるとともに、朝鮮民族の劣等性が指摘され民族差別の温床となつていった。

「韓国併合」は「朝鮮を併合したる旨趣は朝鮮人を秩序宜く指導啓発して文明の域に進ましめ、而して天子の恩沢を蒙らしめて文明の民とすることが第一の目的である³⁸」と朝鮮総督の寺内正毅が語っているように、天皇の恩沢による朝鮮の文明化であるとされた。



そして、総督の諭告では「懶惰ノ陋習ヲ一洗シ儉勤ノ美風ヲ涵養する」ことが示され、懶惰な朝鮮人を教化し、弊風を除去するための修身教育とその教材は、統監府期の学部編纂教科書から「併合」直後の総督府編纂の訂正版普通学校教科書に引き継がれた。そして、朝鮮教育令公布後に新たに編纂された修身教科書や国語読本教科書、朝鮮語教科書では、より内容を強化した教材で構成された。

総督府編纂『普通学校修身書』では、「セイケツ」(巻1第9課、以後、1-9で表示)、「キソクヲマモレ」(1-24)、「キマリヨクセヨ」(2-5)、「役所ノ命令ヲマモレ」(2-19)、「二宮尊徳(2)勤労」(3-4)、「二宮尊徳(4)貯蓄」(3-6)、「迷信ヲ避ケヨ」(3-18)、「姜好善(勤儉)」(3-19)、「法令ヲ守レ」(3-22)、「鄭民赫(勤儉)」(4-13)、「職業」(4-14)、「衛生」(4-15)、「分を守レ」(4-16)などの教材が配置された。

同様に、総督府編纂『普通学校国語読本』でも、勤勉や貯蓄を扱った「アリトセミ」(4-10)、「貞堂のちょきん」(4-11)、「鹽原多助」(5-26)、「都会と田舎」(6-23)、「人の職業」(6-24)、「つとめてやまず」(7-24)、「稲橋村の美風」(8-13)、「労働」(8-26)などの教材や誠実、従順な態度、統治機関への感謝を推奨する「シンセツナコドモ」(2-10)、「兄と弟」(2-17)、「ヤクシヨ(1)」(3-23)、「ヤクシヨ(2)」(3-24)、「からすとくじゃく」(4-5)、「孝子萬吉」(5-21)、「おもいやり」(6-17)、「朝鮮総督府」(6-29)、「地方ノ行政」(7-29)、「慥ナ保証」(8-15)、「拾得物」(8-25)などの教材、公衆衛生を扱った「手ヌグイ」(2-25)、「お花」(3-21)、「病気」(7-14)などの教材で構成された。

そして、朝鮮語の教科書である『普通学校朝鮮語及漢文読本』においても、「労働」(3-10)、「清潔」(3-12)、「公德」(4-1)、「種痘」(4-3)、「愚人の迷信」(4-5)、「勤儉」(4-10)、「職業」(4-27)、「誠実」(4-36)、「農家の餘業」(4-44)、「納税」(4-55)、「森村市左衛門翁」(4-58)などの勤儉、衛生、朝鮮の弊風、義務などに関する教材が執拗に挿入された。

これらは、統監府期の三土忠造や学部官僚が指摘した「朝鮮人に殊に欠けて居る徳性」である「誠実・勤儉・規律・清潔」³⁹などの教化の継続であった。この植民地統治下で目指された朝鮮人像について、駒込武は「近代的というよりは、前近代的な被治者意識を温存したうえで、近代的な規律・訓練を身につけた順良ナル臣民であった⁴⁰」と指摘している。

植民地統治の正当性を朝鮮の文明化に置いていたため、停滞した朝鮮社会や懶惰な朝鮮人、朝鮮の弊風などが教科書で繰り返し強調され、その教化のための教育は、統監府期から連続して「併合」後の総督府期にも実施された。そのねらいは、植民地支配に従順で勤儉な朝鮮人の育成であった。

5. 実用・処世のための日語教育から同化のための国語（日本語）教育へ

「併合」後に編纂された『訂正普通学校学徒用国語読本』は、大幅な修正はされずに普通学校で使用され、その不備を補強するために朝鮮教育令直後に編纂された『普通学校国語補充教材』が対応していた。その背景には、統監府期の旧学部編纂日語教科書で使用されてきた仮名遣を朝鮮人向けの新しい仮名遣いに改訂する作業や入門期からの漢字を使用した教授法を変更する準備に学務局編輯課が忙殺されていたからである。

そして朝鮮教育令や諭告、普通学校の教育課程を規定する普通学校規則などが公布されたことにより、国語（日本語）教育と教科書編纂に大きな変化が見られた。朝鮮教育令第5条は、「普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トスル」ことを規定した。これにより、外国語としての「日語」であった日本語が「国語」となり、それによって、統監府期では「実用」あるいは「処世」に資するためとされてきた「日語」の教育目的が、国語として「国民タルノ性格ヲ涵養」することとされた。

同じく寺内正毅総督の諭告においても、「教育ハ特ニカヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ

致シ以テ帝国臣民タルノ資質ト品性トヲ具ヘシメムコトヲ要ス（略）普通教育ハ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成スル⁴¹」と、国語の普及による帝国臣民の養成が明言された。さらに、道長官や官立学校長に対する朝鮮総督府訓令では、「国語ハ国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナルノミナラズ日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クルニ於テ欠クヘカラサルモノ⁴²」であるとされた。

また、教育課程を規定する普通学校規則第7条3項「国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ」により、「国民精神ノ宿ル所」という国語の精神面が強調された。そして、国語科の要旨を説明した普通学校規則第9条では、「国語ハ普通ノ言語文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス」と定義された。

これらによって、これまでの統監府期の日本語普及のための日語学習ではなくなり、国語（日本語）は「国民精神ノ宿ル」ものであるから、朝鮮人が学ぶものと規定された。このことに関して久保田優子は、日本人の精神は日本語にあらわれているという「言語・思想一体観」が示され、日本精神である日本語を教育することにより、朝鮮人を「同化」するという「同化」の手段としての日本語の位置づけが明言されたと指摘している。⁴³つまり、日本人の精神は日本語にあらわれているという言語観であり、「忠良なる朝鮮人」化のための国語（日本語）の強制でもあった。

朝鮮教育令や普通学校規則などの法令の下、普通学校教育の国語教育は最重要視され、初代学務課長隈本繁吉の後任の弓削幸太郎は、「一国の内で同一の言語文学の通用することは極めて望ましいことで、国家の統一は之によりに強固になるのであるのである。又朝鮮人を文化の途に進ましむるには日本語に熟達せしむるを捷径する。之を以て普通学校では国語を重要な教科目として其の授業時間の如きも一週 10 時間とし、各科目中最多の時間を配当した⁴⁴」と、普通学校での国語教育の徹底を強調している。

小田省吾の下で教科書編集官の立場にあった立柄教俊は、国語の趣旨は「意思疎通」と「国民精神の涵養」があるが、「国民精神の涵養」こそが重要であると指摘して、「国語を話せるだけでは国民精神を得られず、有用の知識技能を習得しなければ忠良の国民にはなれない」と語っている。立柄教俊も教科書編纂者の立場から、実用・処世のための国語（日本語）学習ではなくて、「国民精神の涵養」が重要であるとしている⁴⁵。

これら朝鮮教育令や普通学校規則によって規定された国語教育は、朝鮮総督府『普通学校国語読本編纂趣意書』において、具体的に各巻編纂要綱として説明され、それを基に『普通学校国語読本』（1915年～1916年）が編纂された。この教科書によって強制的に国語として日本語授業が実施されていくことになるが、それ以外に、前述したように普通学校の各科目教科書は『朝鮮語及漢文読本』（1917年）を除いて、全て日本語のみで記述することが規定された。また、教授方法は朝鮮語を媒介としない直接法とされるなど、教授用語や学校生活での言語が日本語に統制され朝鮮語が排除されていった。その後、第三次朝鮮教育令（1938年 勅令第103号）による小学校規定で「教授用語ハ国語ヲ用フベシ」とされ、日本語は法令によって教授用語と規定された⁴⁶。

このような学校教育における朝鮮語排除と日本語の強制に対して、甲午改革を推進した官僚で、保護国期には愛国啓蒙運動の学会の会長経験があり、「併合」後は親日的姿勢を示した尹致昊でさえも、「現在の学制は初等教育の用語を専ら国語即児童の知らざる国語を以てするが故に、幼稚なる学生の脳力を疲労せしむるのみならず、学課の理解を遅鈍ならしめ、其の心的苦痛は想像するに余りあり（中略）されば初等教育に於ける教授用語は朝鮮語を使用せしむることを希望す⁴⁷」と、児童生徒への精神的苦痛の面から日本語強制を批判している。

旧学部学政参与官であった幣原坦が試みようとした日本語支配の学校教育が、「併合」後の普通学校で実現したことになる。普通学校での日本語強制教育の最大の被害者は、朝鮮の子どもたちであった。朝鮮人児童は、校内で「日常語・生活語」すなわち朝鮮語を使用することは厳しく禁じられた⁴⁸。このような植民地での教育に対して、佐野通夫は「支配権力が持ち込んだものだけを教育とする。文化を否定して収奪していく。支配者の言葉を通じさせるための初等教育には力をそそぎ、それ以上の高い教育は許さない⁴⁹」と、初等教育での言語支配の暴力性を指摘している。

生活語である母語は、それを使用する子どもの全人格の土台を形成し、成育歴を特徴付けるものである。人格発達のにも基礎教養の形成においても重要な役割を果たすだけに、普通学校での国語読本教科書の存在とともに日本語強制は、朝鮮生徒にとっては修身教科書よりも精神的に傷を負わせるものであると言える。

これらの点から日本語教育と国語（日本語）教科書に関しては、「実用」「処世」を重視して日本語普及を意図した統監府期の旧学部編纂『普通学校学徒用日語読本』と「併合」後、特に朝鮮教育令後の総督府編纂『普通学校国語読本』とでは、日本語の普及の面では連続しているが、その教授法の違い、「同化」の手段とした国語（日本語）教育の目的の違い、教育勅語の旨趣を反映した教材構成の違いなどの面からは、日本語を通した植民地教育の連続性は大きく異なった側面を見せていると言える。

この国語（日本語）教育の最重要視と国語読本教科書編纂とは対照的に、朝鮮語教科書と朝鮮語教科書は軽視された。1922年の第二次朝鮮教育令によって、「国語」の授業時数は学年平均で週当たり10.7時間と増加したが、朝鮮語は3.3時間と減少した。そして、1938年の第三次朝鮮教育令によって朝鮮語は随意科目とされ、翌1939年には「全体的に第4学年以上での朝鮮語廃止手続が行なわれた」と指摘されている⁵⁰。このようにして実質的に授業科目としての朝鮮語の廃止が進められ、1941年の国民学校令の公布に伴う一部改正によって、随意科目であった朝鮮語教科は完全に廃止された。そして、唯一の朝鮮語教科書であった『普通学校朝鮮語読本』は教室から排除された。

朝鮮語教科書が小学校教育で復活するのは、解放された1945年12月にハンゲルで綴られた朝鮮語学会編『初等国語教本』（全3巻）からで、朝鮮における国語（朝鮮語）教科書の再出発であった⁵¹。

6. 今後の課題

統監府の植民地化教育の実態を明らかにするために、学部編纂教科書の教材を分析したが、結果的には全ての学部編纂教科書を分析することはできなかった。特に漢文教科書である『普通学校学徒用漢文読本』（1907年）に関しては、修身との関連もあり、学部の普通学校教科書の全体像を明確にするためには欠かせないものである。大韓帝国期には、これまで書堂で使用されていた『蒙童先習』などの漢籍教材とは異なる新しい漢文教科書が発行されていた。しかし、私立学校で使用された『蒙学漢文初階』（1907年）や『小学漢文読本』（1908年）、『普通教科漢文読本』（1908年）などの漢文教科書は、全て学部不認可教科書に指定された。これらの漢文教科書の教材や内容の何が問題であったのか、学部の『普通学校学徒用漢文読本』の教材構成・内容と比較して解明する必要があると考える。

また、『普通学校学徒用理科書』と『普通教育唱歌集第一輯』に関しても、統監府期の教科書を分析したのみで、「併合」後の総督府編纂の『普通学校理科書』と『新編唱歌集』との関係まで掘り下げることができなかった。新しい『普通学校理科書』は、農業理科と称される⁵²ほど農作物に関連する教材が重点化され、大きな転換点でもあった。また、『新編唱歌集』は『普通教育唱歌集第一輯』に収録されていなかった「君が代」「天長節」「紀元節」などの式典歌が挿入され、朝鮮教育令の「勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成」す

ることに直結する教材構成となっていた。統監府期では重視されていなかった理科教科書と唱歌教科書が、総督府期に大きく変化した背景を考察する必要がある。

私立学校教科書に関しても、分析した教科書は主に国語読本教科書と修身書のみであった。数多く出版された国史教科書や地誌・地理教科書は、愛国心や自主独立意識の高揚に関連している教科目であるので、私立学校教科書の全体像を明確にするために欠かせないものである。また、重要な課題として女子教育用の教科書の分析も必要である。保護国期に『初等女学読本』(1908年)、『婦幼独習』(1908年)、『女子読本』(1908年)などが出版されており、基督教系の女子学校の教育課程との関連で解明しなければならない。

本研究では学部編纂普通学校教科書や総督府編纂訂正普通学校教科書、私立学校教科書の教材分析を通して、各教科書の編纂方針や趣旨を明確にし、大韓帝国期から「併合」期にかけての統監府の植民地化教育を考察した。しかし、統監府期から総督府期にかけての修身教科書に現れた身体的規律や総督府編纂教科書に現れた天皇像の変遷、植民地支配を正当化するための教科書の中の朝鮮史像などのような、各教科を縦断した総合的な視点からの教科書の分析はできていない。これらは、今後の解題として研究を深めていきたい。

-
- 1 尹健次は甲午改革以降の大韓帝国の教育改革の挫折とその要因として、①官立学校に代表される入学者の身分的差別、②近代教育の中心をなす新学問導入の不振、③留学生派遣事業の失敗、④教育改革における財政的保障が決定的に弱かったこと、⑤官吏任用制度の不公正な運営、⑥書堂を中心とする旧教育機関の転用に努力しなかったこと、⑦外国列強の「支援」に依存した事大主義的教育政策の7つの観点を描いている。これらの要因は、それぞれが重層的に交差しながら、教育改革の進展を阻害してきたと言える。尹健次「教育改革の挫折とその要因」『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会、1982年、251～260頁。
 - 2 大韓帝国学部編『韓国教育』「第1章第1節 韓国教育ノ沿革大要」1頁。渡辺学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成 朝鮮篇 第63巻』(以後、『史料集成』と省略)龍溪書舎、1991年所収。
 - 3 『皇城新聞』1899年1月14日の記事から判明している学部編輯局が出版した以下の教科書。『新訂尋常小学』『国民小学読本』『小学読本』『朝鮮歴史』『朝鮮歴史略』『朝鮮略史』『公法会通』『万国地誌』『万国歴史』『朝鮮地誌』『泰西新史』『中日略史』『俄国略史』『種痘新書』『輿載撮要』『万国年契』『地球略論』『近易算術』『簡易四則』『朝鮮地図』『世界地図』『小地球図』
 - 4 甲午改革期の近代教育法制の一つとして、開国504年(1895年)4月16日「漢城師範学校官制」が勅令第79号をもって公布された。漢城師範学校官制によって設立された漢城師範学校は大韓帝国における最初の官立学校である。
 - 5 漢城師範学校出身の教員の教科書編纂に関しては、*イムホナム「大韓帝国期初等教員の養成」ソウル大学校大学院博士論文、2002年、121～127頁を参照。
 - 6 『国朝史』(発行年未詳)は活字印刷でなく筆写本で、本文の最初の頁には「国朝史 元泳義口述」と記されている。最終の節では独立運動家の李在明が、保護条約締結に協力した李完用を刺傷した事実を載せていて、抗日意識を窺わせる。当時一般的な活字印刷をしなかったのは、秘密裏に読ますための目的のためではないかと指摘されている。(「解題」『韓国開化期教科書叢書 19 国史篇 ix』亜細亜文化社、6頁。)
 - 7 『初等大東歴史』は、学部の検定を通過した私立学校国史教科書で、王の事跡は建国始祖を除いてあまり記述されておらず、主に対外抗争、名将、偉人などの事跡が断片的で簡略に記述されて

- いる。対象を王を中心とするこれまでの記述から民族、国家的な歴史事象の教材内容になっている。中国や北方民族、日本からの侵略に対する抵抗に比重を多く置いたのは、朴晶東の民族意識の現れでもある。
- 8 黄漢東と『漢文初学』に関しては、*スポンミ「大韓帝国期公立小学校研究—京畿地域公立小学校を中心に—」韓国教員大学大学院碩士論文、2011年、68～74頁を参照。
 - 9 「学部印刷教科用図書」『教科用図書一覧』隆熙4年（1910年）1月増補第4版、3～4頁。
 - 10 趙景達・久留島浩編『国民国家の比較史』有志社、2010年、100頁。
 - 11 朴殷植「国家の自強と教育—孫聞山への手紙—」白巖朴殷先生全集編纂委員会編『白巖朴殷植全書』第3巻、2002年。内容に関しては、趙景達編集『原典朝鮮近代思想史 第3巻』岩波書店、2022年、277～278頁を参照した。
 - 12 趙景達・久留島浩編 前掲『国民国家の比較史』109頁。
 - 13 「大韓自強会趣旨書」『大韓自強会月報』第1号、1906年7月。
 - 14 朴殷植「大韓精神」同上書。
 - 15 張志淵「自強主義」『大韓自強会月報』第3号、1906年9月。内容に関しては、宮嶋博史編集『原典朝鮮近代思想史 第4巻』岩波書店、2022年、80～90頁を参照した。
 - 16 崔錫夏は、平安北道郭山出身で1899年に21歳で東京の明治法律学校に留学し、旧開化派の巨頭朴泳孝の知遇を得ている。明治法律学校には一時帰国後、再度の留学をして1908年に帰国している。帰国後は西北学会に所属し、愛国啓蒙運動に身を投じた。細井肇『現代漢城の風雲と名士』日韓書房、京城、1910年。（韓国学文献研究所編『旧韓末日帝侵略史料叢書』第12巻、亜細亜文化社1985年 所収。）
 - 17 崔錫夏「朝鮮魂」『太極学報』第5号、1906年12月。
 - 18 崔錫夏、同上書。
 - 19 「朝鮮教育令」『朝鮮総督府官報』号外1911年10月20日。
 - 20 学務局編纂課長小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』1916年8月号、100頁。
 - 21 「朝鮮教育令」朝鮮総督府官報 号外1911年10月20日。
 - 22 小田省吾 前掲書「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』102頁。
 - 23 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、123頁。（『史料集成』第26巻所収）
 - 24 朝鮮総督府「普通学校修身書編纂趣意書」『普通学校教科書編纂趣意書 第二編』、1913年、1～2頁。
 - 25 朝鮮総督府令第110号「普通学校規則」（『史料集成』第31巻所収）
 - 26 小田省吾「併合前後の教科書編纂に就いて」『朝鮮及満州』335号、1935年、39～40頁。
 - 27 小田省吾 前掲書「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』103頁。
 - 28 大正8年9月に発行された『高等普通学校修身書』巻3には、戊申詔書に関しての解釈が掲載されているだけで、最終巻の『高等普通学校修身書』巻4にも教育勅語の解釈は掲載されていない。
 - 29 朝鮮総督府『教育ニ関スル勅語ノ奉積上、特ニ注意スヘキ諸点』1918年、8頁。
 - 30 『朝鮮総督府官報』第315号、明治44年（1911年）9月14日。
 - 31 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、123頁。
 - 32 旗田巍『日本人の朝鮮観』勁草書房、1974年、34～35頁。
 - 33 日本農商務省編『韓国土地農産調査報告』慶尚道・全羅道編、1906年。（以文社、ソウル、1977年、277頁）
 - 34 同上書、251～252頁。
 - 35 「新領土の風俗習慣」『教育実験界』26巻11号、1910年12月5日。
 - 36 朴素瑩は、日本の国定国語教科書や歴史、地理教科書の植民に朝鮮に関する記述・挿絵の分析を通して、「遅れた朝鮮」の表象化を考察している。（朴素瑩「近代日本における韓国表象—主の教科書分析を通して—」九州大学大学院博士論文、2015年。）

-
- 37 海後宗臣『日本教科書大系 近代編 第5巻 国語(二)』講談社、1978年、223～224頁。
- 38 高橋浜吉『朝鮮教育史考』1927年、360頁。(『史料集成』第27巻所収)
- 39 これらの修身の徳目教材は、日本の国定教科書にも収容されていて、日本人生徒に対しても同じねらいで教授されてはいる。しかし、あらゆる権利が剥奪され展望の見えない植民地での徳目強制とは、その境遇が異なっているので同一線上で考えることはできない。
- 40 駒込前掲書『植民地帝国日本の文化統合』371頁。
- 41 寺内正毅「朝鮮教育令施行ニ関スル論告」1911年11月1日。(『史料集成』第31巻所収)
- 42 朝鮮総督府訓令第86号「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」(『史料集成』第31巻所収)
- 43 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育』九州大学出版会、2005年、252頁、262頁。
- 44 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年、136～137頁。(『史料集成』第26巻所収)
- 45 「所謂実質式方面で、即ち前記普通学校規則第九条に規定せる如く、国語に依りて国民精神を涵養し、知識技能を得しむることである。これは寧ろ形式的方面の価値にもまさる所のものである何となれば徒に国語を話し得るも国民精神を得ることなく、有用の知識技能をも習識することなければ、通訳位はできるにしても、忠良の国民として着実の業務に服することは難いからである。兎角、言語文字の方に重きを置くときは此の弊に導き易いから、よく注意せねばならぬことと思ふ。」(立柄教俊「朝鮮人教育と国語教授」『教育時論』1000号、1913年。)
- 46 朝鮮総督府学務局学務課編纂『朝鮮学事例規 全』朝鮮教育会、1938年、317頁。
- 47 尹致昊「教育上最も留意すべき点」『朝鮮』85号、1922年3月号、214頁。
- 48 次の作文から、朝鮮人児童にとって学校生活が緊張をもってなされていたかが窺い知れる。
平安北道車輦館公立普通学校 金礼源 作文「草かり」
私が草をかつてゐる時、朝鮮語をつかった。しまったと思つたが、しかたがない。向ふに居られる先生の耳にはいつたのか、こちらに来られる。「朝鮮語 今のは誰か」と云はれたとき、下をむいて刈ってゐた。私の心はどきどきした。
百田宗治主幹の綴方雑誌『工程』(1935年～1936年)第2巻第10号に掲載された作文。(川口幸宏「植民地下朝鮮における同化教育実践研究試論」『東洋文化研究』第10号、2008年、10頁。)
- 49 佐野通夫「シンポジウム：植民地教育史の再検討」『日本の教育史学』第41集、251頁。
- 47 井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策」『北海道大学教育学部紀要』第73集、1997年、128頁。
- 51 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版、1985年、529頁。
- 52 「就中農業に関して特に意を致し、農業理科と称し得るほど」『普通学校新教科書編纂要旨』『公立普通学校教員講習会講演集』1913年、172頁。

参 考 文 献

1. 教科書

①甲午改革期学部編輯局編纂教科書

『国民小学読本』全1巻 開国504年(1895年)発行(韓国学文献研究所編『韓国開化期教科書叢書1 国語篇I』亜細亜文化社、復刻本 以後、『韓国開化期教科書叢書』と省略)

『新訂尋常小学』全3巻 建陽元年(1896年)発行(『韓国開化期教科書叢書1 国語篇I』復刻本)

②大韓帝国学部編纂教科書

『普通学校学徒用国語読本』巻1 隆熙3年(1909年)10月第4版(『韓国開化期教科書叢書6 国語篇VI』復刻本)

『普通学校学徒用国語読本』巻2 隆熙4年(1910年)8月第6版(『韓国開化期教科書叢書6 国語篇VI』復刻本)

『普通学校学徒用国語読本』巻3 光武11年(1907年)2月印刷(『韓国開化期教科書叢書6 国語篇VI』復刻本)

『普通学校学徒用国語読本』巻3 隆熙3年(1909年)11月第5版(玉川大学教育博物館所蔵本 以後、「玉川大学所蔵本」と省略)

『普通学校学徒用国語読本』巻4 隆熙3年(1909年)11月第5版(『韓国開化期教科書叢書6 国語篇VI』復刻本)

『普通学校学徒用国語読本』巻5 隆熙3年(1909年)11月第3版(『韓国開化期教科書叢書6 国語篇VI』復刻本)

『普通学校学徒用国語読本』巻8 隆熙3年(1909年)4月第2版(韓国国立中央図書館所蔵本 以後、韓国中央図書館所蔵本と省略)

『普通学校学徒用修身書』巻1 隆熙4年(1910年)8月第6版(『韓国開化期教科書叢書10 修身倫理篇II』復刻本)

『普通学校学徒用修身書』巻2 隆熙3年(1909年)11月第5版(『韓国開化期教科書叢書10 修身倫理篇II』復刻本)

『普通学校学徒用修身書』巻3 隆熙4年(1910年)8月第5版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用修身書』巻4 隆熙4年(1910年)8月第4版(『韓国開化期教科書叢書10 修身倫理篇II』復刻本)

『日語読本』(全2巻) 発行年不明(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻1 隆熙3年(1909年)3月第4版(玉川大学所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻2 隆熙3年(1909年)11月第5版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻3 隆熙3年(1909年)3月第4版(玉川大学所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻4 隆熙3年(1909年)3月第4版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻5 隆熙3年(1909年)11月第3版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻6 隆熙3年(1909年)11月第3版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻7 隆熙4年(1910年)8月第4版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用日語読本』巻8 隆熙3年(1909年)11月第3版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通学校学徒用理科書』全2巻 隆熙2年(1908年)3月初版(韓国中央図書館所蔵本)

『普通教育唱歌集第一輯』全1巻 隆熙4年(1910年)5月初版(韓国中央図書館所蔵本)

③朝鮮總督府編纂教科書

- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷1 明治44年(1911年)3月初版(韓国中央図書館所蔵本、玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷2 明治45年(1912年)3月第4版(韓国中央図書館所蔵本、玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷3 明治44年(1911年)3月初版(韓国中央図書館所蔵本、玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷4 明治45年(1912年)3月第4版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷5 明治44年(1911年)8月第2版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷5 大正2年(1913年)1月第6版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷6 明治44年(1911年)12月第4版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷6 大正2年(1913年)1月第4版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷7 明治45年(1912年)3月第4版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷7 大正2年(1913年)1月第7版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷8 明治44年(1911年)12月第4版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用国語読本』卷8 大正2年(1913年)1月第5版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用修身書』卷1 明治45年(1912年)7月第4版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用修身書』卷2 大正2年(1913年)4月第5版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用修身書』卷3 大正2年(1913年)1月第6版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用修身書』卷4 明治45年(1912年)7月第5版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷1 大正5年(1916年)4月第10版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷2 大正3年(1914年)4月第7版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷3 明治45年(1912年)7月第4版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷3 大正2年(1913年)1月第5版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用理科書』全2巻 明治45年(1912年)3月第3版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷4 明治44年(1911年)6月再版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷5 明治44年(1911年)12月第4版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷5 大正2年(1913年)1月第6版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷6 大正5年(1916年)11月増刷版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷6 大正2年(1913年)1月第4版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷7 大正2年(1913年)1月第7版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷7 大正5年(1916年)4月第10版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷8 明治44年(1911年)6月再版(玉川大学所蔵本)
- 『訂正普通学校学徒用朝鮮語読本』卷8 大正2年(1923年)1月第5版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『普通学校国語補充教材』全1巻 明治44年(1911年)12月初版(玉川大学所蔵本)
- 『普通学校国語補充教材』全1巻 大正2年(1913年)1月第3版(韓国中央図書館所蔵本)
- 『普通学校国語読本』卷1 大正4年(1915年)12月第7版(福岡教育大学附属図書館所蔵『普通学校国語読本』粒粒舎、2000年復刻本以後、「福岡教育大学図書館所蔵復刻本」と省略)
- 『普通学校国語読本』卷2 大正4年(1915年)12月第6版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
- 『普通学校国語読本』卷3 大正4年(1915年)12月第6版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)

『普通学校国語読本』巻4 大正3年(1914年)7月第3版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
 『普通学校国語読本』巻5 大正4年(1915年)2月第3版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
 『普通学校国語読本』巻6 大正5年(1916年)1月第3版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
 『普通学校国語読本』巻7 大正4年(1915年)12月第3版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
 『普通学校国語読本』巻8 大正5年(1916年)1月再版(福岡教育大学図書館所蔵復刻本)
 『普通学校修身書—生徒用—』全4巻 大正7年(1918年)1月訂正再版(韓国中央図書館所蔵本)
 『普通学校修身書—教師用—』巻2 大正3年(1914年)3月発行(韓国中央図書館所蔵本)
 『普通学校修身書—教師用—』巻4 大正6年(1917年)3月発行(韓国中央図書館所蔵本)
 『新編唱歌集』全1巻 大正3年(1914年)5月再版(韓国中央図書館所蔵本)
 『普通学校朝鮮語及漢文読本』巻3 大正6年(1917年)初版(韓国中央図書館所蔵本)
 『普通学校朝鮮語及漢文読本』巻4 大正7年(1918年)初版(韓国中央図書館所蔵本)

④私立学校教科書

徽文館『普通教科修身書』全1巻 隆熙4年(1910年)4月発行(梨花女子大学校韓国文化研究院
 『原典翻訳叢書 近代修身教科書』巻2 ソミョン出版、2011年、復刻本)
 徽文義塾編輯部編纂『高等小学修身書』全1巻 隆熙2年(1907年)6月再版(『韓国開化期教科書
 叢書 9 修身倫理篇Ⅰ』復刻本、梨花女子大学校韓国文化研究院『原典翻訳叢書 近代修身教科
 書』巻2 ソミョン出版、2011年、復刻本)
 国民教育会編纂『初等小学』巻1、巻2、巻5～巻8 光武10年(1906年)12月発行(『韓国開化期
 教科書叢書 4 国語篇Ⅳ』復刻本)
 国民教育会編纂『初等小学』巻3、巻4 光武10年(1906年)12月発行(キムハンヨン企画・統括
 編『チャムビイ復刊叢書』韓国学術情報、2019年、『初等小学』復刻本)
 玄采著『新纂初等小学』巻1～巻5 隆熙3年(1909年)9月発行(『韓国開化期教科書叢書 7 国
 語篇Ⅶ』復刻本)
 玄采著『新纂初等小学』巻6 隆熙3年(1909年)10月発行(『韓国開化期教科書叢書 7 国語篇
 Ⅶ』復刻本)
 玄采著『新纂初等小学』再刊巻1～巻3 大正2年(1913年)4月発行(韓国中央図書館所蔵本)
 玄采著『幼年必読』全4巻 光武11年(1907年)5月発行(『韓国開化期教科書叢書 2 国語篇Ⅱ』
 復刻本)
 朴晶東『初等大東歴史』全1巻 隆熙3年8月発行(『韓国開化期教科書叢書 17 国史篇Ⅶ』
 復刻本)

注：韓国国立中央図書館所蔵本は、デジタル原本。(韓国国立中央図書館 <https://nl.go.kr/>)

2. 新聞、官報、雑誌、大韓帝国、統監府、総督府関連資料

『各司謄録』大韓民国教育部国史編纂委員会編、民族文化社、1981年
 『韓国近代思想叢書』韓国学文献研究所、亜細亜文化社、2001年
 『韓国開化期学術誌』韓国学文献研究所、亜細亜文化社、1976年—1978年
 『韓国開化期教科書叢書 巻1～巻17』韓国学文献研究所 亜細亜文化社、1977年
 『韓国教育史料集成 開化期編Ⅰ～Ⅲ』、韓国精神文化研究院、1991年
 『韓国施政年報』復刻版 クレス出版、1991年

『漢城新聞』復刻版 景仁文化社、1981年

『韓末近代法令資料集』大韓民国国会図書館、書景文化社、1970年—1972年

『旧韓国官報』復刻版 亜細亜文化社、1973年

『旧韓末日帝侵略史料叢書』韓国学文献研究所 亜細亜文化社、1985年

『慶南日報』復刻版 嶺南大学校出版部、1995年

『高宗純宗実録 中』復刻版 探求堂、1970年

『皇城新聞』復刻版 景仁文化社、1984年

『大韓帝国官員履歴書』大韓民国文教部国史編纂委員会、探求堂、1972年

『大韓毎日申報』復刻版 韓国新聞研究所、景仁文化社、1989年

『朝鮮』朝鮮雜誌社、復刻版 皓星社、1998年

『朝鮮彙報』朝鮮總督府、1915年—1920年

『朝鮮及満州』朝鮮雜誌社、復刻版 皓星社、1998年—2005年

『朝鮮總督府官報』韓国学文献研究所編、復刻版 亜細亜文化社 1985年—1988年

『朝鮮總督府及所属官署職員録』復刻版 ゆまに書房、2009年

『統監府統計年報』復刻版 『韓国併合史研究資料』第25巻、龍溪書舎、1996年

『統監府法令資料集』大韓民国国会図書館、書景文化社、1972年—1973年

『統監府文書』国史編纂委員会編、1998年—2000年

『統監府時代教科書資料』図書出版、2011年

『独立新聞』韓国文化開発社、1976年

『文教の朝鮮』朝鮮教育会、復刻版 エムティ出版、1996年—1997年

『毎日申報』復刻版 景仁文化社、1984年

『萬歳報』復刻版 韓国学文献研究所、亜細亜文化社、1985年

『兪吉濬全書』一潮閣、1971年。

阿部洋・渡辺学編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮)』龍溪書舎、1991年

阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮)総目録・解題・索引』龍溪書舎、1991年

イウンソク他『韓国歴史用語辞典』明石書店、2011年

キムハンヨン企画・統括編『チャムビイ復刊叢書』韓国学術情報、2019年

教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』龍吟社、1938年

近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾
関係記事—』龍溪書舎、1995年

玉川大学教育博物館編集『玉川大学教育博物館所蔵外地教科書目録』、2007年

朝鮮公論社編纂『在朝鮮内地人紳士名鑑』朝鮮公論社、1917年

朝鮮新聞社編『朝鮮統治の回顧と批判』朝鮮新聞社、1936年

朝鮮中央經濟会編『京城市民名鑑』朝鮮中央經濟会、1922年

日本農商務省編『韓国土地農産調査報告』1906年 復刻版、以文社、1977年

水野直樹編・解説『朝鮮總督 諭告・訓示修正1』緑陰書房、2001年

梨花女子大学校韓国文化研究院『原典翻訳叢書 近代修身教科書』巻1～巻3 ソミョン出版、
2011年

3. 著書

①日本語

- 磯田一雄『皇国の姿を追って』皓星社、1999年
- 稲葉継雄『旧韓末「日語学校」』九州大学出版会、1997年
- 稲葉継雄『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会、1999年
- 稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』九州大学出版会、2010年
- 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝史料篇』国学院大学図書館、1966年
- 井上義巳共訳、平塚益徳監修『韓国教育史』広池学園出版部、1965年
- イヨンスク『国語という思想』岩波書店、1996年
- 海後宗臣・仲新編『近代日本教科書体系 近代編』講談社、講談社、1964年
- 海後宗臣・仲新編『近代日本教科書総説・解説篇』講談社、1969年
- 唐澤富太郎『唐澤富太郎著作集6 教科書の歴史 上』ぎょうせい、1989年
- 木下降男『評伝 尹致昊-親日キリスト者による朝鮮近代60年の日記-』明石書店、2017年
- 木村誠・吉田光男・趙景達・馬淵貞利編『朝鮮人物事典』大和書房、1995年
- 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育-日本語による「同化」教育の成立過程-』九州大学出版会、2005年
- 姜在彦『近代朝鮮の変革思想』日本評論社、1973年
- 姜在彦『姜在彦著作選』巻2. 巻3. 巻5、明石書店、1996年
- 君島和彦『教科書の思想-日本と韓国の近現代史-』すずさわ書店、1996年
- 金泰勲『近代日韓教育関係史研究序説』雄山閣、1996年
- 熊谷明泰『朝鮮総督府の「国語」政策資料』関西大学出版部、2004年
- 高仁淑『近代朝鮮の唱歌教育』九州大学出版会、2004年
- 呉天錫（渡部学・阿部洋共訳）『韓国近代教育史』高麗書林、1979年
- 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年
- 駒込武・橋本伸也編『帝国と学校』昭和堂、2007年
- 佐藤広美・岡部芳広編『日本の植民地教育を問う-植民地教科書には何が描かれていたのか-』皓星社、2020年
- 佐藤由美『植民地教育政策の研究-朝鮮・1905-1911-』龍溪書舎、2000年
- 佐野通夫『近代日本の教育と朝鮮』社会評論社、1993年
- 佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社、2006年
- 幣原坦『文化の建設-幣原坦六十年回想記』1953年（『植民地帝国人物叢書』第24巻、ゆまに書房、2010年）
- 慎蒼宇『植民地朝鮮の警察と民衆世界』有志舎、2008年
- 高橋濱吉『朝鮮教育史考』1927年（阿部洋・渡辺学編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮）』第27巻、龍溪書舎、1991年）
- 趙景達『植民地朝鮮の知識人と民衆』有志社、2008年
- 趙景達、久留島浩編『アジアの国民国家構想』青木書店、2008年
- 趙景達、久留島浩編『国民国家の比較史』有志舎、2010年
- 趙景達・宮嶋博史・李成市・和田春樹編『「韓国併合」100年を問う』岩波書店、2011年
- 趙景達、原田敬一、村田雄二郎、安田常雄編『講座東アジアの知識人2』有志社、2013年

趙景達『近代朝鮮の政治文化と民衆運動』有志舎、2020年
 趙景達編『原典朝鮮近代思想史』第3巻、岩波書店、2022年
 月脚達彦『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、2009年
 月脚達彦訳注『朝鮮開化派選集 金玉均・朴泳孝・兪吉濬・徐載弼』東洋文庫 848、平凡社、2014年
 鄭在哲（佐野通夫訳）『日帝時代の韓国教育史』皓星社、2014年
 中村紀久二『検定済教科用図書表 解題』芳文社、1986年
 仲新・稲垣忠彦編『近代日本教科書教授法資料集成』東京書籍、1982年
 日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』岩波書店、2018年
 旗田魏編『日本は朝鮮で何を教えたか』あゆみ出版、1987年
 古川昭『旧韓末近代学校の形成』ふるかわ海事事務所、2002年
 古田東朔編『小学読本便覧』武蔵野書院、1978年
 広瀬英太郎『三土忠造』三土先生彰徳会、1962年
 本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』思文閣出版、2010年
 朴成泰『韓国近代学校における民族主義教員養成の成立過程』風間書房、1996年
 松田利彦編『植民地帝国日本における知と権力』思文閣出版、2019年
 三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』明石書店、2010年
 三宅明正・山田賢編『歴史の中の差別』日本経済評論社、2001年
 宮嶋博史編『原典朝鮮近代思想史』第4巻、岩波書店、2022年
 森万佑子『朝鮮外交の近代』名古屋大学出版会、2017年
 森田芳夫『韓国における国語・国史教育』原書房、1987年
 森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』東京大学出版会、2013年
 尹健次『朝鮮近代期の思想と運動』東京大学出版会、1982年
 吉野誠編『原典朝鮮近代思想史』第2巻、岩波書店、2022年
 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版、1985年
 柳永益（秋月望・広瀬貞三訳）『日清戦争期の韓国改革運動—甲午更張研究—』法政大学出版局、
 2000年
 梁啓超、高嶋航訳注『新民説』東洋文庫 846、平凡社、2014年

②韓国語

イチョング『韓国の教科書—近代教科用図書の設立と発行—』大韓教科書株式会社、1992年。
 イチョング『国語教育 100年』ソウル大学校出版部、2006年
 カンジンホ他『朝鮮語読本と国語文化』ジェイアンドシー、2011年
 カンユンホ『開化期の教科用図書』教育出版、1975年
 キムスンジョン他『帝国の植民地修身』ジェイアンドシー、2008年
 キムスンジョン他『植民地朝鮮の作成—日帝強占期日語教科書国語読本を通して—』ジェイアンシー、
 2012年
 キムボンヒ『韓国開化期書籍文化研究』梨花女子大学校出版部、1999年
 パクブンペ『韓国国語教育全書 上巻』大韓教科書株式会社、1987年
 ホジェヨン『日帝強占期 教科書政策と朝鮮語教科書』図書出版、2009年
 ホジェヨン『統監時代の語文教育と教科書侵奪の歴史』図書出版、2010年

ユンヨタク他『国語教育 100 年史 I』ソウル大学校出版部、2006 年
韓基彦『韓国教育史』博英社、1963 年
吳天錫『韓国新教育史』現代教育叢書出版、1964 年
愼鏞廈『甲午改革と独立協会運動の社会史』ソウル大学校出版部、2001 年
孫仁銖『韓国近代教育史－韓末・日帝治下の私学史研究』延世大学校出版部、1975 年
孫仁銖『韓国開化教育研究』一志社、1980 年
鄭在哲『日帝の対韓国植民地教育政策史』一志社、1985 年
李海明『韓国文化叢書第 24 開化期教育改革研究』乙酉文化社、1991 年
柳子『李僑先生伝』東邦文化社、1947 年

③中国語

汪家熔『民族魂－教科書変遷』商務印書館、2008 年
李伯棠『小学語文教材簡史』山東教育出版社、1985 年
李保田『開山老課文』對外經濟貿易大学出版社、2012 年

4. 論文

①日本語

アルベルト・ミヤン・マルティン「F・ウェーランドと阿部泰蔵訳『修身論』 明治初期の翻訳教科書をめぐる」『大阪大学大学院言語文化研究』、2011 年
磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」『岩波講座 近代日本と植民地 4』岩波書店 1993 年
稲葉継雄「解題Ⅲ 日本人の在韓教育活動」近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇 附巻 1 韓国の部』龍溪書舎、1995 年
井上厚史「愛国啓蒙運動と張志淵」『講座東アジアの知識人 2』有志社、2013 年
井上薫「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策」『北海道大学教育学部紀要』第 58 集、1992 年
井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育改革－第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第 62 集、1994 年
上田崇仁「日本語読本に関する一考察」『アジア社会文化研究』1-37 集、2000 年上田崇仁「旧韓末『日語読本』考」『南山大学日本文化学科論集』第 20 集、2020 年
上田崇仁「『日語読本』の特徴：併合前の教科書は何を教えたのか－テキストマイニングで見えてくること－」『新世紀人文学論集』第 4 号、2021 年
小川原宏幸「統監府下学部の初等教育政策の展開」『文学研究論集』1998 年
小沢有作「澤柳政太郎の植民地教育観」『澤柳政太郎全集別巻』国土社、1979 年
勘米良祐太「明治 30 年代における三土忠造『中等漢文典』の歴史的位罫－教材上の工夫および文法論上の知見から－」『日本語と日本文学』57 巻、2014 年
金泰勲「解題Ⅰ 旧韓末の教育状況」近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識資料篇 附巻 1 韓国の部』龍溪書舎、1995 年
金淑美「朝鮮甲午改革期の教科書『小学読本』に描かれた儒教道徳」『アジア教育史研究』第 9 集、2000 年
金富子「植民地教育史」『東アジア現代通史 別巻』岩波書店、2011 年

- 駒込武「植民地支配と教育」『新体系日本史 16 教育社会史』山河出版、2002 年
- 呉倩「20 世紀初頭における商務印書館の教科書と日本」『国際基督教大学学報亜細亜文化研究別冊』(20)、2015 年
- 甲斐裕一郎「国語科成立時における教科書検定の機能」『国語科教育』55 集、2004 年
- 高仁淑「朝鮮植民地支配と唱歌教育—統監府による唱歌教育政策を中心に—」韓国文化研究振興財団「青丘学術論集」第 14 集、1999 年
- 康成銀「朴殷植—大韓精神と大同社会—」『講座東アジアの知識人 2』有志社、2013 年
- 佐藤由美「明治期日本の対韓教育政策に関する研究 [1895—1911] —日本人学務官僚の活動を中心に—」青山学院大学大学院博士論文、1994 年
- 佐藤由美「保護政治下における韓国学部の教科書政策—日本人学務官僚による編纂・普及活動を中心に—」平成 4・5 年度科学研究費補助金（総合 A）研究成果報告書 研究代表阿部洋『戦前日本の植民地政策に関する総合的研究』1994 年
- 佐藤由美「解題Ⅱ 明治日本の対韓教育論とその展開」近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇 附巻 1 韓国の部』龍溪書舎、1995 年
- 崔惠珠「韓国併合前後における幣原坦の行跡と教育論」『朝鮮学報』第 247 輯、2018 年
- 佐々充昭「檀君ナショナリズムの形成—韓末愛国啓蒙運動期を中心に—」『朝鮮学報』第 174 輯、2000 年
- 佐々充昭「韓末における「強権」的社会進化論の展開」『朝鮮史研究会論文集』第 40 集、緑陰書房、2002 年
- 佐野通夫「朝鮮植民地教育史」教育史学会編『教育史研究の最前線 II』、六花出版、2018 年
- 澤田哲「開化期の教科書編纂者としての玄采」『韓』第 109 号、韓国研究院、1988 年
- 澤田哲「朝鮮の教育救国運動期における教科書の研究—徽文義塾『高等小学読本』を事例として」『比較教育学研究』第 23 集、1997 年
- 澤田哲「徽文義塾編纂の二修身教科書について—『中等修身教科書』（1906）・『高等小学修身書』（1907）への日本の影響—」『日本の教育史学』第 41 集、1998 年
- 澤田哲「朝鮮の教育救国運動における教科書供給の全体像について—旧韓国学部『教科用図書一覧—』（第五版、1910）を中心資料として—」『アジア教育史研究』第 3 集、1994 年
- 全淑美「朝鮮甲午改革期の教科書『小学読本』に描かれた儒教道徳」『アジア教育史学研究』第 9 号、2000 年
- 宋珉煥「韓国理科教育の成立と展開」東京都立大学大学院博士学位論文、1997 年
- 樽本照雄「初期商務印書館における教科書の系譜」『大阪経済大学論集』第 53 巻第 4 号、2002 年
- 田口容三「国民教育会および興士団について」『朝鮮学報』第 145 輯、朝鮮学会、1992 年
- 趙景達「朝鮮における日本帝国主義批判の論理の形成—愛国啓蒙運動期における文明観の相克」『史潮』第 25 号、1989 年
- 趙景達「朝鮮近代のナショナリズムと文明」『思想』岩波書店、1991 年 10 月号
- 趙景達「朝鮮人懶惰論の形成」『植民地朝鮮の知識人と民衆』有志社、2008 年
- 趙景達「朝鮮の国民国家構想と民本主義の伝統」、久留島浩、趙景達編『国民国家の比較史』有志舎、2010 年
- 月脚達彦「愛国啓蒙運動の文明観・日本観」『朝鮮史研究会論文集』第 26 集、1989 年
- 班婷「中国の国語科近代過程における日本の影響—清末民国前期を中心に—」広島大学大学院博士

学位論文 2016 年

古川宣子「朝鮮における普通学校の定着過程－1910年代を中心に－」『日本の教育史学』第38集、1995年

古川宣子「併合前後の私立学校状況－統監府・総督府の政策との関連で－」『朝鮮研究会論文集』第34集、1996年

古川宣子「韓国における教育史研究の展開－近代への移行と植民地教育」『教育学年報』第6集、1997年

古川宣子「教育の制度と構造」日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』岩波書店、2018年
本間千景「韓国「併合」前後の修身教科書にみる教育理念の変遷」『朝鮮史研究会論文集』第40集、龍溪書舎、2002年

朴成泰「韓国近代音楽教育史における『愛国唱歌教育運動』の意義－日本の対韓音楽教育政策を背景として－」日本音楽教育学会『音楽教育学』第24-2号、1994年

朴成泰「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策－小出雷吉による『普通教育唱歌集』の編纂をめぐる－」日本音楽教育学会『音楽教育学』第29-2号、1999年

朴成泰「大韓帝国の愛国唱歌運動と学部の取締り」『アジア教育史研究』第9号、2000年

朴素瑩「近代日本における韓国表象－主の教科書分析を通して－」九州大学大学院博士論文 2015年
馬越徹「漢城時代の幣原坦－日本人お雇い教師の先駆け－」国立教育政策研究所編、『国立教育研究所紀要』通号115、1988年

李笑利「幣原坦の日本語教育政策と「日語読本」」『久留米大学大学院比較文化研究論集』第12集、2002年

梁永厚「芦田恵之助と『朝鮮国語読本』」『季刊三千里』第34号、三千里社、1983年

渡辺学「童蒙先習の転進相」『思想』岩波書店、1972年5月号

渡辺学「隈本繁吉文書『秘教化意見書』解題」『韓』第3巻第10号、韓国研究院、1974年

②韓国語

石松慶子「統監府治下大韓帝国の修身教科書・国語読本分析－同時期日本教科書との比較を中心に－」延世大学大学院碩士論文、2003年

韓基彦「日帝の同化政策と韓民族の教育的抵抗」『日帝下の韓国研究叢書巻1 日帝の文化侵略史』民衆書館、1970年

韓中瑄「日帝植民地期教科書比較研究」『日語日文学研究』第36輯、2001年

韓哲昊「親美開化派の美国觀形成－朴定陽の美俗拾遺を中心に」『親美開化派研究』国学資料院、1998年

韓哲昊「朝美修交後、親美開化派台頭と美国觀形成」『親美開化派研究』国学資料院、1998年

姜正求・金鍾會「植民地教育談論の自体矛盾と混乱－学部の『普通学校学徒用修身書』を中心に－」『現代文学の研究』第45集、2011年

許炯「韓国開化基礎の教科書（国民小学読本）に現れる主題分析」『中央大学中央文化院学術研究』1989年

金希娟「旧韓末官立小学校に関する研究」ソウル大学大学院碩士論文、1989年

金錫禧「韓末東萊府東明学校の設立と運営」『韓国文化研究』第4集、釜山大学民族文化研究所、1991年

- 洪皓善「大韓帝国末期、修身教科書に現れた愛国心鼓吹の分析」『教育学研究』第34巻第3号
1996年
- 洪皓善「大韓帝国期、高等小学読本の使用禁止要因分析」『韓国教育史学』第24巻第2号、2002年
- 洪仁淑「普通教科修身書解題」『梨花女子大学校韓国文化研究院翻訳叢書：近代修身教科書』第2巻
ソミョン出版、2011年
- 朱鎮五「金沢栄・玄采」『韓国の歴史家と歴史学』創作と批評社、1994年
- 申惠暎「大韓帝国期国民教育会研究」梨花女子大学校大学院碩士論文、1992年
- 白泰熙「玄采の著述と時代意識—『幼年必読』と『新纂初等小学』を中心に—」淑明女子大学校教育大学院碩士論文、2000年
- 朴濟供「近代韓日教科書の登場人物を通して見た日帝の植民地教育」全南大学校大学院博士論文、
2008年
- 朴性姫「開化期の日本語教科書に関する研究—独習日語正則—」『日本研究』第5集、高麗大学
校日本学研究センター、2006年
- 李桂炯「大韓帝国期統監府の植民地教育政策」国民大学校大学院博士論文、2007年
- 李奭周「開化期国語表記研究—西遊見聞と国民小学読本を中心に—」『漢城大学論文集』1999年
- 盧秀子「白堂玄采研究」『梨大史苑』第8輯、1969年
- 魯仁華「大韓帝国期官立小学校の研究」『梨花史学研究』第17巻第1号、1988年
- イチョンジャン「『幼年必読』の出版背景と論理—国家主義歴史観の成立過程を中心に—」『国際語
文』第58集、2013年
- イムホナム「大韓帝国期初等教育の養成」ソウル大学校大学院博士論文、2002年
- イヨンファ「白堂玄采研究」成均館大学校大学院博士學位論文、2007年
- カンジンホ「近代国語教科書と民間読本の誕生—初等小学（1906）を中心に—」『現代文学理論研
究』第6号、2015年
- カンジンホ「近代国語教科書の検定と検閲—国語読本（1907）と朝鮮語読本（1911）—」『東亜語文
学』第39集、2021年
- カンジンホ「国語教科書と近代的主体性の形成—国民小学読本（1895）を中心として—」『国際語
文』第58集、2013年
- カンジンホ「国語教科書の形成と日帝植民主義—国語読本（1907）と朝鮮語読本（1911）を中心に—」『現
代小説研究』第46集、2011年
- カンジンホ「国語教科書の誕生と近代民族主義—国民小学読本（1895）を中心として—」『サンホ学
報』第36集、2012年
- キムキョンミ「統監府の初等学校歴史教育政策と歴史認識」『韓国独立運動史研究』第39集
2011年
- キムソヨン「甲午改革期教科書内の国民」『韓国史学報』第29号、2007年
- キムソヨン「近代韓国の教科書検定制度成立と修身教科書検定」『史林』第68号、2019年
- キムソヨン「統監府時期の教科書検定制度と読本教科書検定請願本分析」『韓国近現代史研究』第
93号、2020年
- キムソヨン「統監府時期教科書編纂と教科書検定—初等本国略史検定請願本と出版本分析を中心と
して—」『人文研究』第92号、2020年
- キムソンキ「1910年代普通学校用朝鮮語読本教科書の内容と性格に関する研究」国民大学校大学院

- 博士論文、2016年
- キムソンキ「普通学校学徒用国語読本(1907)の内容と特性」『語文学論集』第36集、2017年
- キムトンファン「近代義兵闘争の教育史的意味に対する考察」『韓国教育史学』第37巻第4号
2015年
- キムフェジョン「近代啓蒙期国語教科書の内的構成原理の探索」『国語教育研究』第11集、2002年
- キムフェジョン「近代的テキストの構造的特性と合意—国民小学読本を中心に—」『国語教育』第113号、2004年
- キムヘリム「『日語読本』に関する研究—日本語国定1期教科書『尋常小学読本』との比較を中心に—」高麗大学校大学院碩士論文、2009年
- キムヘリョン「国定国語教科書の政治学—普通学校学徒用国語読本(学部編纂1907)を中心として—」『泮橋語文研究』第35集、2013年
- キムボウエ「『学部編纂日語読本』の研究—日本語教育の観点を中心に—」高麗大学校大学院碩士論文、2014年
- クジャファン「近代啓蒙期教科書の生産と流れ—『新訂尋常小学』(1896)の場合—」『韓民族語文学』第65輯、2013年
- ソギョンヒ「高等小学修身書解題」『梨花女子大学校韓国文化研究院翻訳叢書 近代修身教科書』第2巻、ソミョン出版、2011年
- ソンミョンジン「国家と修身、1890年代読本の二つの『朝鮮様相—『国民小学読本』と『新訂尋常小学』を中心に—」『韓国言語文化』第39輯、2009年
- ソンユナ・キムウンギョン「学部編纂『普通学校学徒用日語読本』挿絵の教育的含意と志向性」『中央史論』第39集、中央大学校中央史学研究所
- チャソクキ「開化期私立学校教科書分析の研究—国語教科書に現れた民族・社会・個人—」『韓国教育問題研究』第8号、1993年
- チャンジンホ「韓国国語教科書と叙事の受容—新訂尋常小学(1896)を中心に—」『日本語文学』第39輯、2014年
- チャンミギョン「日帝強占初期初等学校の朝鮮語と日本語教科書での地誌表象—訂正普通学校用朝鮮語読本と訂正普通学校用国語読本を中心に—」『日本語文学』第60輯、2012年
- チャンミギョン・キムスンジョン「日語読本と訂正普通学校国語読本に現れた空間表現の変化」『日本研究』第14集、2010年
- チャンヨンミ「『普通学校学徒用国語読本』と『幼年必読』の比較研究」『童話と翻訳』第29集
2015年
- チャンヨンミ「良材(材木)作りと自主独立そして国権回復—民間編纂『初等小学』(1906)を中心に—」『韓国文芸批評研究』第50集、2016年
- チェヒョンソ「開化期学部発行の国語教科書の編纂意図—親日化過程を中心に—」『論文集』京仁教育大学校、1985年
- チョンセヨン「玄采の教育と愛国啓蒙運動に関する研究—幼年必読と幼年必読釋義—」『韓国政治学会報』第33輯第2号
- チョンヨンホ「近代知識概念の形成と国民小学読本」『韓国語文研究』第25集、2005年
- パクスンペ「甲午改革期学部の教科書編纂者が活用した文献考証I」『教育課程研究』第30巻第3集、2012年

- パクチビョン「学部刊行普通学校学徒用国語読本(1907)研究」『国際語文』第58集、2013年
- パクミニョン「愛国と親日『新纂初等小学』の二重性－開化期民間編纂教科書との比較を中心に－」
『国文研究』第48集、2014年
- パクミニョン「開化期の教科書『新纂初等小学』研究－学部編纂教科書との比較を中心に－」『ア
ジア文化研究』第32集。2013年
- ピョンヨンイル「訂正普通学校学徒用国語読本と日本語教育内容の変化」『東北アジア文化研究』
第45集、2015年
- ユンチブ「国民小学読本の国語教科書的構成様相とその意味」『新国語教育』第64号